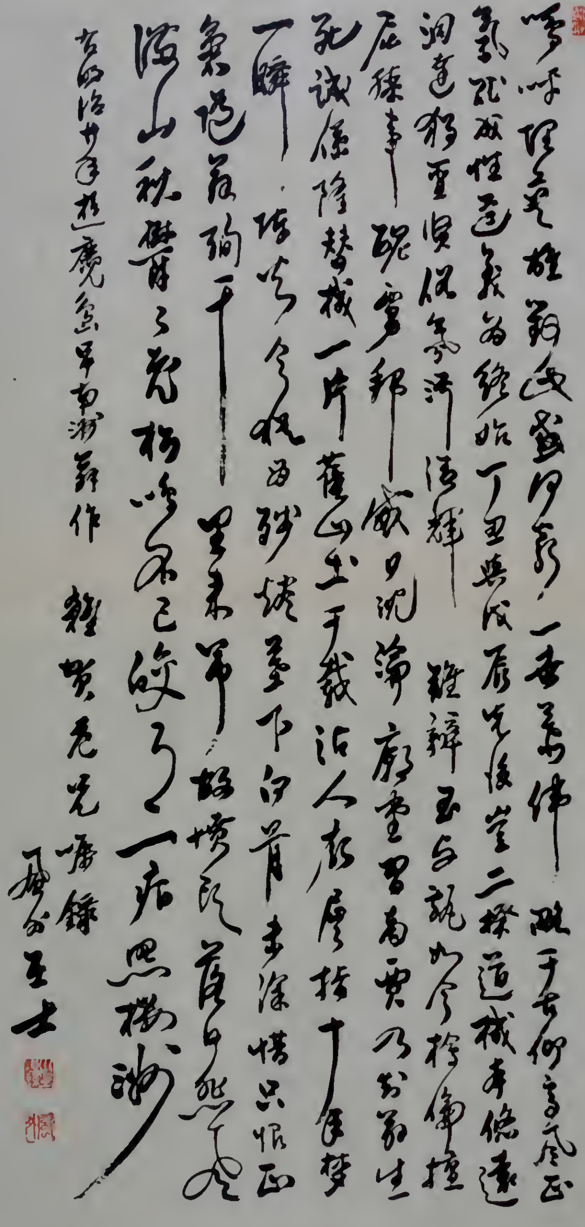


雜賀博愛著

大西鄉全傳

第三卷

章華社版





西郷南洲翁肖像　（光永眠雷筆）

伏乞
慈斧

奉寄

友實雅兄

如今常守古之愚。

轉覺吏情世俗殊。

規誨自然生戲謔。

杯樽隨意極歡娛。

同袍同慕藍田約。

談笑尤非竹林徒。

此會由來與孰俱。

願令衰老出塵區。

南洲拜

伏乞

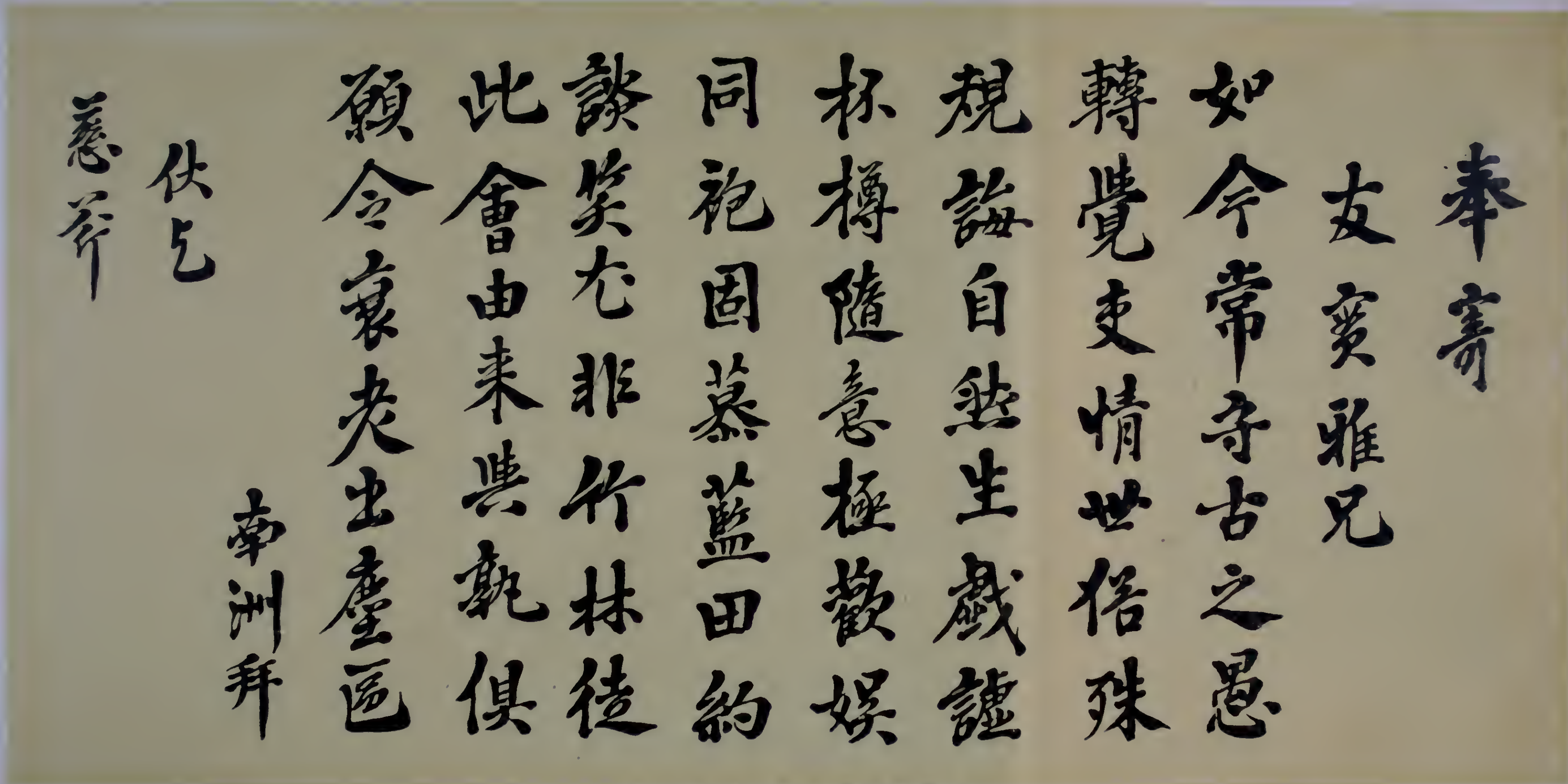
慈斧

顧念袁老先生塵匾

南洲拜

伏乞

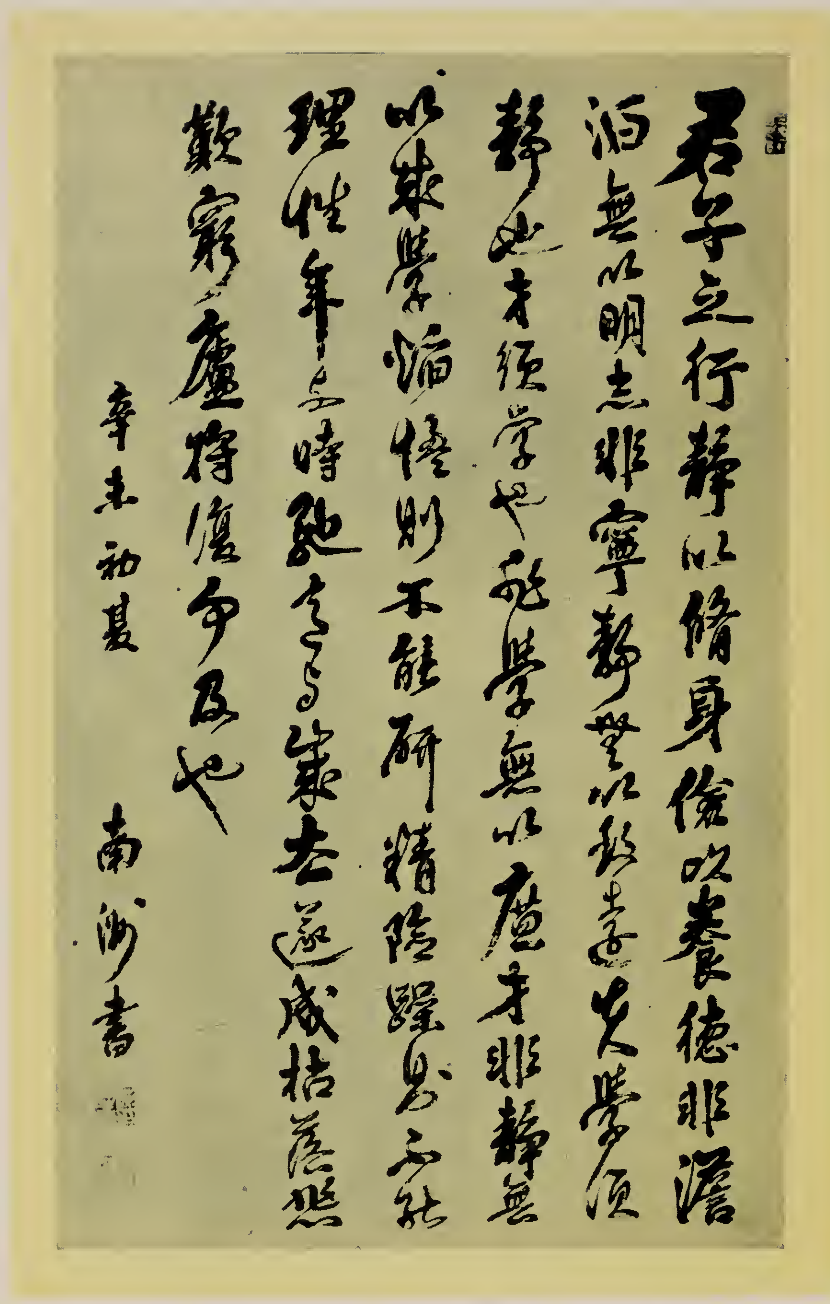
慈宥



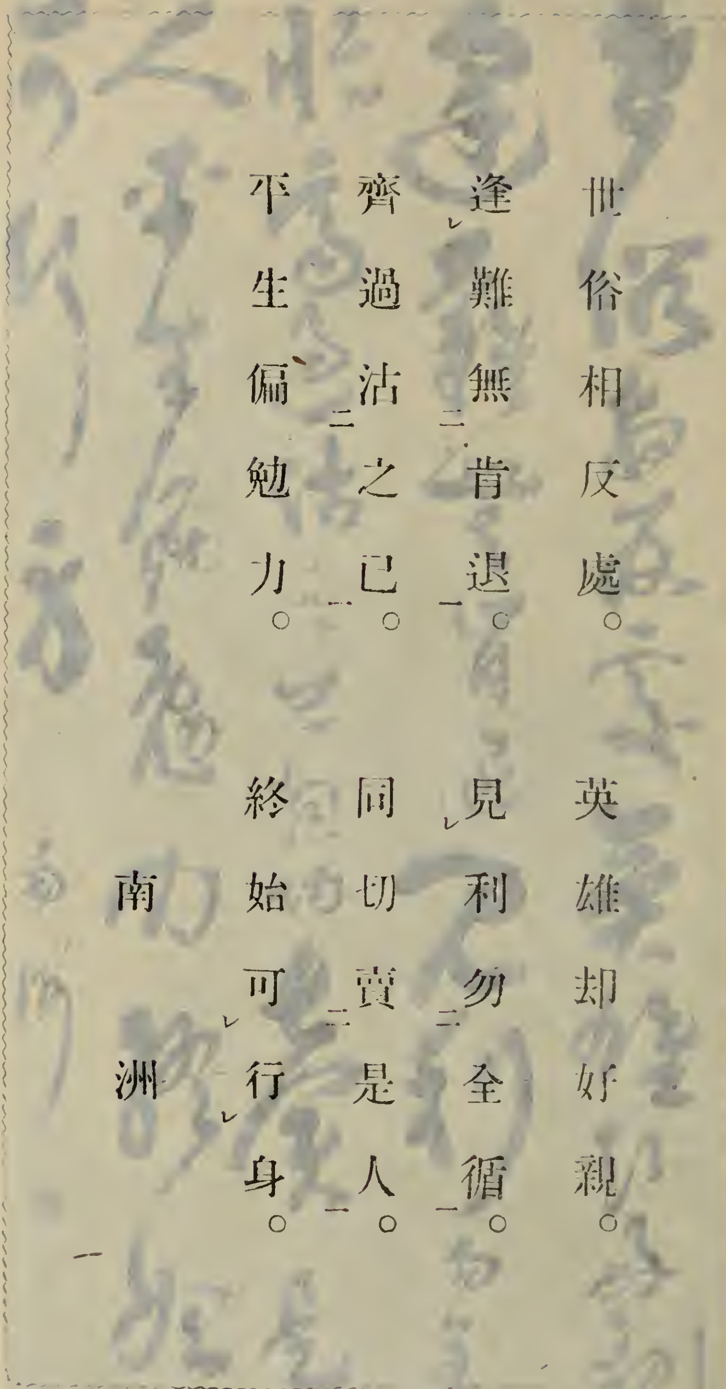
西鄉南洲翁詩書 (吉井友實に與ふ)

君子之行。靜以修身。儉以養德。非澹泊。無以明志。非寧靜。無以致遠。夫學須靜也。才須學也。非學無以廣才。非靜無以成學。焰榲則不能研精。險躁則不能理性。年與時馳。意與歲去。遂成枯落。悲歎窮廬。將復何及也。

辛未初夏　南洲書


君子之行靜以脩身儉以養德非澹
泊無以明志非寧靜無以致遠夫學須
靜也才須學也非學無以廣才非靜無
以成學慆慢則不能研精險躁則不能
理性年與時馳意與日去遂成枯落悲
歎窮廬將復何及也
辛未初夏
南洲書

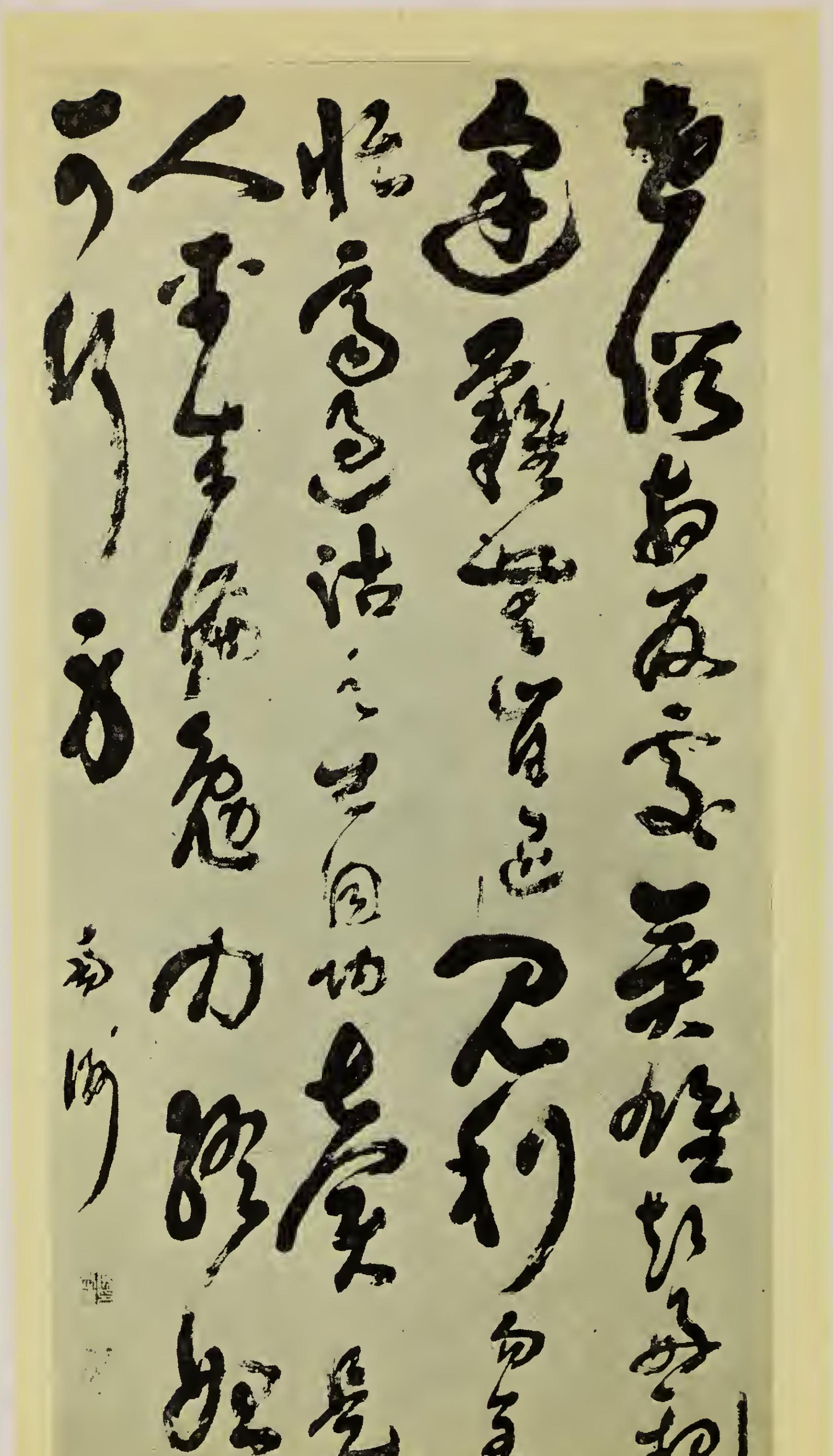
西鄉南洲翁書



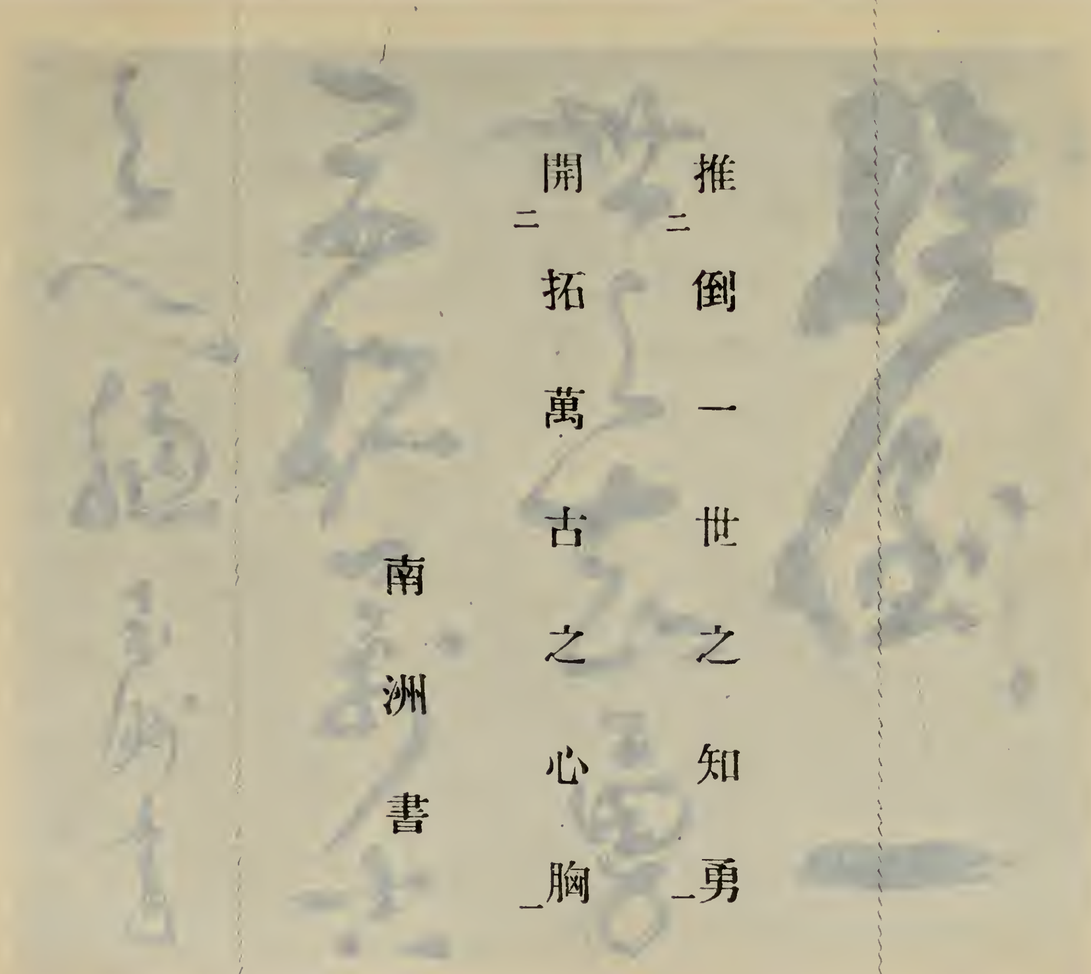
世俗相反處。英雄却好親。
逢レ難無二肯退一。見レ利勿二全循一。
齊過沽二之己一。同切賣二是人一。
平生偏勉力。終始可レ行レ身。

南洲

西郷南洲翁遺墨



西鄉南洲翁詩書



推倒一世之知勇

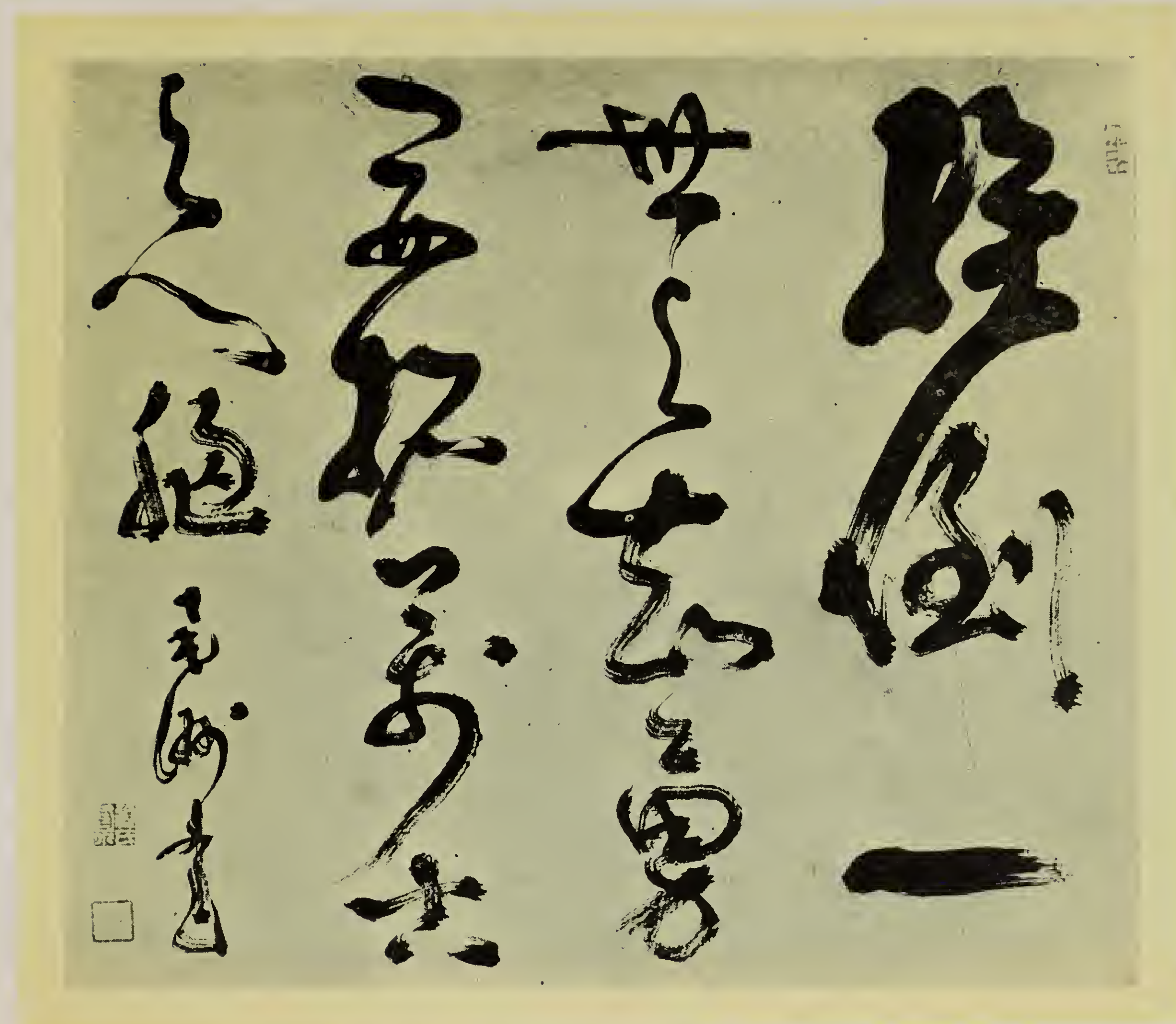
開拓萬古之心胸

南洲書

南洲書

開二拓萬古之心胸一

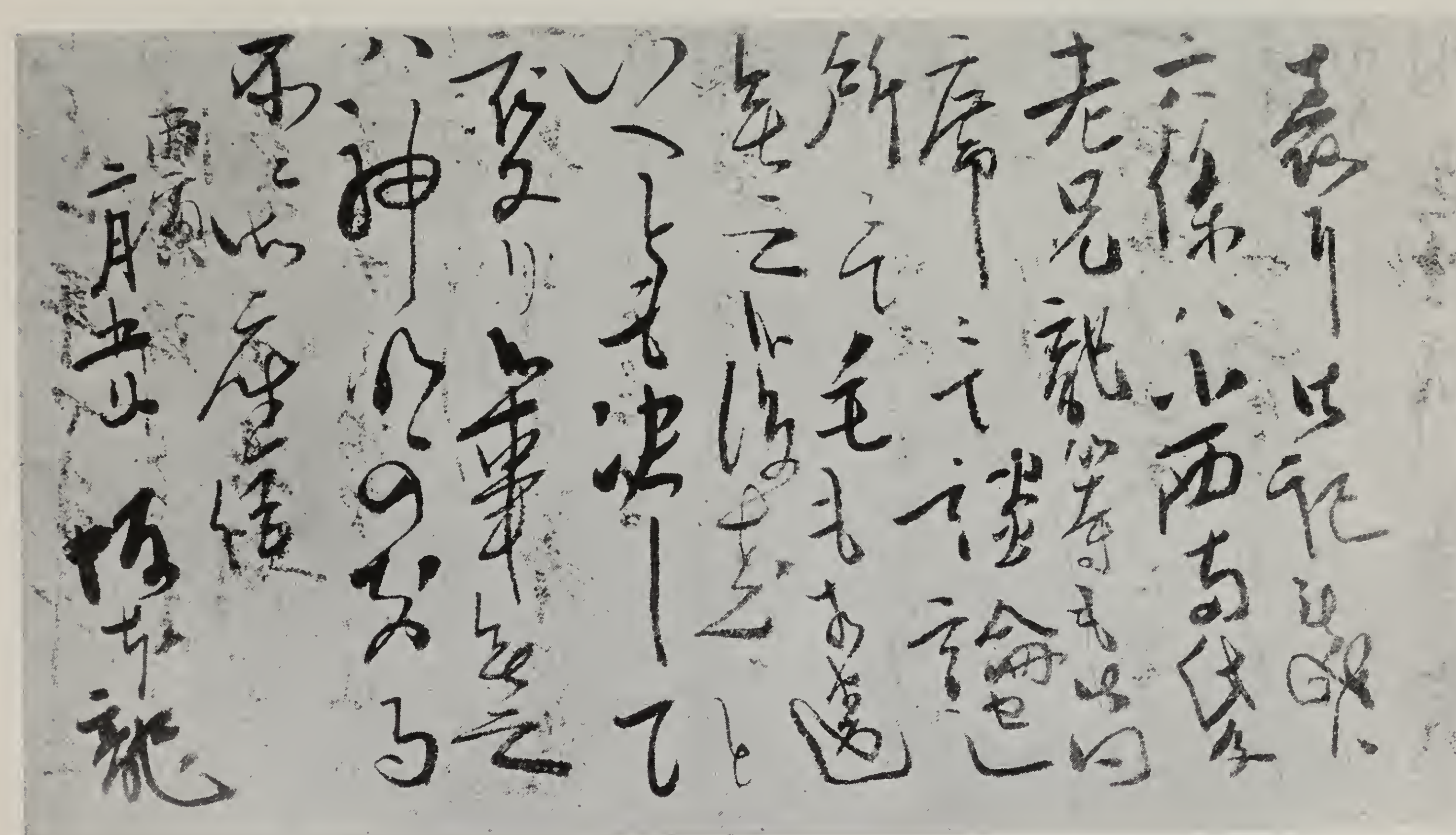
推二倒一世之智勇一



西郷南洲翁書　（陳龍川の語）



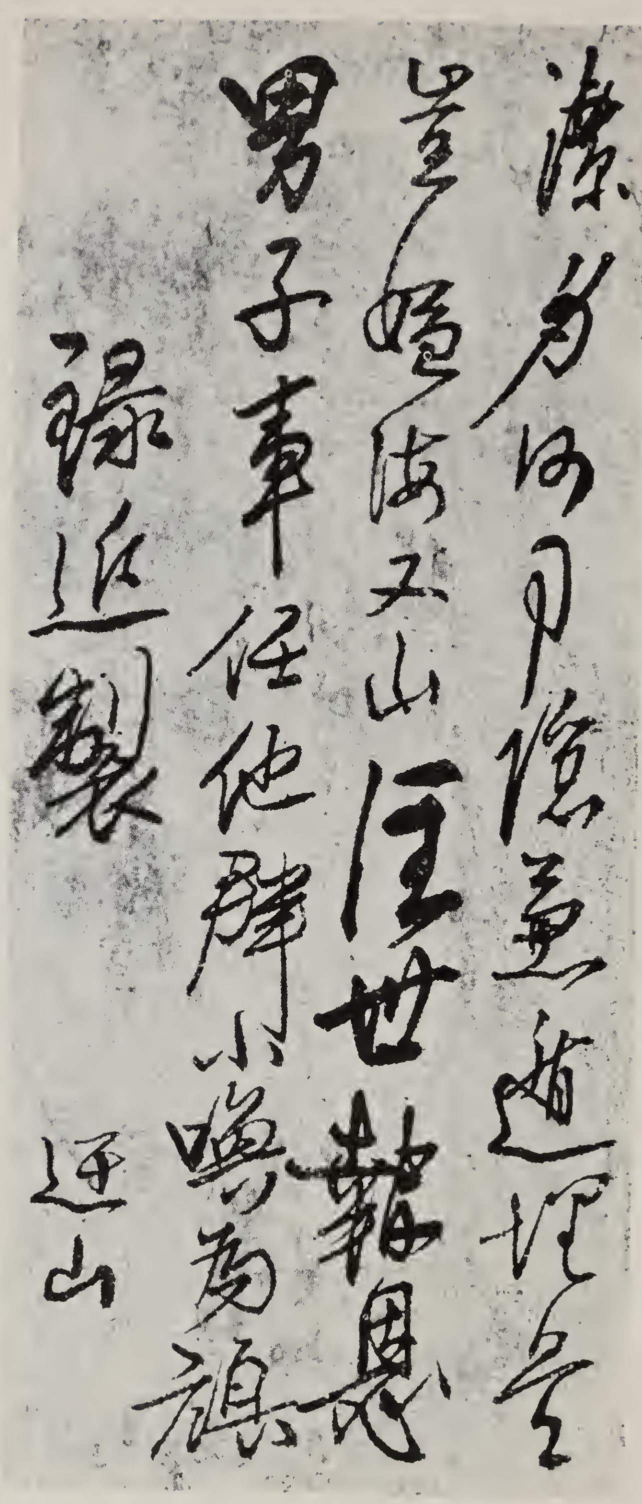
阪本龍馬肖像（寫眞）



阪本龍馬の書簡　（薩長聯合に關する木戸孝允の書に裏書せるもの）



中岡愼太郎肖像　（慶應三年頃の撮影）



中岡愼太郎詩書

第三巻に題す

時務を知る俊傑の眼と、事を斷ずる英雄の膽とを兼ね備へ、之れを行ふに細心の思慮を以てし、之れを進むるに一貫の道義を以てするもの、是れ卽ち、我が西鄉南洲翁である。翁は嘗て自から高論せず、常に寡默にして、能く人の談論するを聞き、成る程と合點して、屢ゝ事に處したるが故に、『西鄉は愚者なり』と謂はれ、或ひは『西鄉の頭腦は空虛なり』と評せられ、甚だしきは、翁の無學を笑ひ、翁の無理想を貶する者すらあるが、翁、豈に學ばざらんや。翁、豈に經綸なからんや。唯だ濫りに言はざるだけのことである。

＊　＊　＊　＊　＊

福羽美靜翁、嘗て『予の讀みたる百卷の書よりも、大久保の讀みたる十卷の書、能く用を爲し、大久保の讀みたる十卷の書よりも、西鄉の讀みたる一卷の書、能く天下の用を爲す』と評したることがある。古人も『悉く書を信ずれば、書なきに如かず』と敎へてゐる。書を讀むは、知るにあらず、得るにあり。能くその要を得、體を握らば、一卷の書も、以て萬卷の書に勝る。西鄉の讀みたる一卷の書が、能く天下の用を爲す所以は、存して玆にあり。況んや彼れ萬卷の書を讀み、胸中、百萬の甲兵を蓄ふるにおいてをや。西鄉が絕海に謫せらるるや、携へ行きたる三箇の行李の中には、悉く聖賢の書を以て、埋められた

りといふが如きは、多く人の氣附かざるところである。

＊　　＊　　＊　　＊

翁は事に處するに、決して不用意ではなかつた。能く時勢の大本を察し、眞理を洞見した。朝命を奉じて、長州を討つや、能く長人をして長州を收めしめた。幕府之れに慊たらず、幕府の爲めに長州を討つや、私闘は西郷の執らざるところ、彼れは斷乎として出兵を斥け、理なき戰ひの、必らず敗るるを知つた。幕府の既に爲すなきを知るや、敢然、諸侯會議を提唱して、天下の公議により、天下の事を處理するの外なきを看破した。薩長の聯合も、此義においてし、雄藩主の上京も、此義においてし、渾身の力を朝權の確立に置き、聽かざれば、幕府を敵とす

るも、敢て辭せずとした。

時勢は西郷の欲するが如く動き、長州再征は幕府全面の敗北となり、次いで起るものは、雄藩の會同であつた。此の時における一西郷の存在は、百萬石の大名も及ばず、三百諸藩に號令する、幕府よりも。より重きの觀を呈してゐる。嗚呼、是れ何等の壯觀ぞや。

＊　＊　＊　＊　＊

惟ふに是れ、一西郷の偉大なるにあらずして、天下の勢ひの歸するところに、常に西郷がその身を置いたからに外ならぬ。諸藩の無力なるにあらず、幕府に人なきが爲にあらず、大勢の赴むく所を、知ると知らざるとに因るのみである。而して大勢

とは、一歩一歩、國體の本源に歸趨し來る時代の運行に外ならぬ。前後六年に亙る孤島生活中、西鄕は何事を思惟しつつありしやを知らぬが、一たび幽谷を去つて喬木に移るや、天朝を奉じて一路邁進し、之れが爲に長州を討ち、之れが爲に薩長相結び、之れが爲に雄藩の合議を策し、之れが爲に、將に幕府を討たんとしつつある。皇權の回復と、皇政の復古とは、彼れが心頭の一大銅表であつた。西鄕が天下の勢ひを制したるは、實に此の一點に存し、之れに磐石不動の金剛力を傾け來つたが爲である。是れ豈に恐るべき識見ではないか。西鄕は常に茫々莫々、捕捉するに苦しむとせられてゐるが、彼れ豈に太陽と月との區別を辨ぜざるの、迂濶漢ならんやである。

＊　＊　＊　＊

西郷の思想は、此の意味において、最も急進的であつた。彼れは正に維新運動の急先鋒であり、大先達であつた。彼れ若し一箇の慷慨家であり、悲歌の士に過ぎなかつたならば、應に勢ひに乘じ、身を躍らし、金甲を戴き、采配を揮うて、無人の境を疾驅するところである。併し乍ら西郷は、何處までも實際家であつた。彼れは嘗て天馬空を行かず、寧ろ鈍牛の垂涎長く地に曳くが如く、遲々としてその歩を移して行つた。思想において急進、實行において遲鈍、高く皇國の大進路を示しつつ、身は最終の後列に在つて、老いたるも若きも、男も女も、一人も洩れず、一人も後れず、皇國の御一新に遲れるなと、大手を擴

ろげて、押して行く觀がある。何たる先見ぞ。而して又た何たる仁愛ぞ。

*　*　*　*　*

薩長聯合の成るや、必らずしも西郷一箇の力ではない。又た木戸一箇の力でもない。群雄、此の間に馳騁し、諸賢、その影に暗躍したればこそ、倒幕維新の前衞たる、基本的勢力の合同を見たのであるが、阪本なくも、成るべきは成り、中岡なくも、結ぶべきは結び、岩倉なくも、終に兩星は天漢を渡つて、相遇ふたに相違ない。然れども此に缺くべからざる主要の存在は、何としても大西鄕の巨體であつた。木戸が滿腔の不平を怨え、暴言至らざるなかりし時、薩營に一箇の西鄕莫つせば、薩士は

憤然席を蹴つて起ち、兩藩終に相合するの機を失つたかも知れぬ。茲に西郷の存するあり、滿身の讒罵を浴びながら、而も一言の之れに加ふるなきのみか、手を下し、頭を伏し、『誠に御尤でごわす』と、却つて彼れに同情し、木戸をして腹中の鬱懷を吐露せしめた。議、茲において成り、約、茲において定まる。人の相合するは、理にあらず、情にあり。後世、八千の子弟が、翁の爲に、身命を投じて辭せざりしは、實に翁の巨體を埋め、壯身に溢るる、神泉の如き有情の流れに外ならぬ。佐藤一齋も『唐虞ノ治、只ダ是レ情ノ一字。極メテ之レヲ謂ヘバ、萬物一體、情ノ推スニ外ナラズ』といつてゐる。

*　*　*　*　*

唯だ是れ情といふも、情に私情もあれば、公誼もあり、婦女子の情もある。我が南洲翁において見る無偏の情は、固より、道においてし、義においてしてゐる。故に道義一貫、之れを推すに鐵石の心肝を以てしてゐる所以である。後年、薩南に歸臥し、子弟を聚合して私學校を興すや『道を同ふし義相協ふ者、暗に聚合す』といつてゐる。道に依つて合し、道に依つて離るるは、是れ君子の交はりである。義に仗つて和し、義に仗つて戰ふは、是れ英雄の面目である。果して然らば、道義に終始し、時艱を定めたる西鄕は、眞に君子にして英雄を兼ぬる者ではない乎。單に君子たる者はあり、單に英雄たる者はあり、單に聖人たる者はあり、單に豪傑たる者はあるが、君子にして英雄、

聖人にして豪傑たる者は、我れ唯だ南洲翁、西郷吉之助においてこれを見るのみ。

*　*　*　*　*

今や『大西郷全傳』第三卷を公けにするに當り、卷中の西郷に感ずるところ尠なからず。中に就いて、筆者の最も傾倒する諸點を擧げて、以て序とす。

炎暑、茅屋を壓し、熱汗淋漓、之れを拭ふに暇あらず、墨を磨し、筆を驅れば、皇軍の勝報は、南北より到る。『戰ひに名分なかる可からず』といつた、長州再征における翁が金鐵の言を思ひ浮べつつ、達人の用意は、寧ろ、事成るの後に在るを痛感し、人材を思慕するの念、轉た切なるものがある。

昭和十二年八月二十四日。皇軍敵前上陸を敢行し、直ちに驀進を開始せるの報を聞きつつ。

風雪荘において　雑賀鹿野識

第三巻凡例

一、本巻は『大西郷と其時代』と題し、大正十三年五月より、同十四年九月に至る、第三十三回より第五十三回に至る迄の舊稿を整理し、尚ほ足らざるを、新たに補筆して成れるものである。

一、本巻は、主として慶應二年〔丙寅〕及び慶應三年〔丁卯〕に至る、約二箇年の西郷の出所進退を中心とし、之れに維新史開展の史實、並びに人物の動靜を記したるものである。

一、隨つて慶應二年の大事實たる、薩長聯合が主要項目であり、之れに最も重大の關係を有する、阪本龍馬・中岡愼太郎・高杉晋作・木戸孝允・岩倉友山の個人的風格をも、少しく紹介するところがあつた。此の意味において本巻は、維新の風雲に乘じたる少壯勤皇志士の雄飛時代史の觀を呈した。

一、第一巻は薩州を說き、第二巻は長州を說き、第三巻に到つて『薩長聯合』を說く。右三巻を併せ讀んで、始めて維新勤皇の原動力が、如何にして發生し、且つ如何にして統一合同せられたるかが彷彿されるであらうと思ふ。是れ少しく、著者用意の存するところであり、且つ苦心の存するところでもある。讀者、幸ひに此の點を買はれなば、著者亦た以て慰さむるに足る。

一、西鄉が單なる豪傑でなく、如何に透徹しだる眼識を以つて時勢を洞見してゐたか、而して如何に悠揚迫まらざる歩調もて、一歩一歩、地響きのするやうな足取りで、落葉、雨の如く亂れたる幕末の風雲裡を進みたるかは、本卷の西鄉が、如實に之れを、吾人に示し與へてゐる。讀者の著目を希はんと欲するところは、實に此點にあつて存する。識見だけ勝れてゐても、手之れに伴はざれば、往々にして、一箇の理想家に終る。又た若し手腕力量においてのみ、如何に萬牛を留むるの力あるも、時勢を洞察するの識、時務に對應するの眼がなければ、徒らに洪波を亂すの粗大漢に終る。ここに至つて人に必要なるは、卓然たる見識と、之れを斷行するの勇氣とである。我が大西鄉においては、此の必要缺くべからざる、如上二箇の條件を備へたる上に、更らに之れに、春水四澤をうるほすの德望を以つてしてゐる。本卷の西鄉が示す雄大なる風格は、實に此の三點を合一せる大塊に外ならぬ。

一、慶應二年三年の時勢は、實に飛瀑の斷崖を下るやうな、九天直下の時勢であつた。外艦兵庫に入港して、幕府之れに惱める間に、祕かに薩長聯合の大盟約は成立し、旣に倒幕維新の機運が、脈々として地上に焰え上つてゐる時に、十四代將軍德川家茂は、大阪に逝き、孝明天皇は、京都に崩御

あらせられた。時勢一轉の兆は、旣に何人にも意識せられ、時勢に遲れたる者や、著手の力なき者は、ドシ〳〵取り殘されて、挺身奮起、風雲の渦中に、自から投入し行く者によつて、次から次に推し進められて行く時勢であつた。

一、本卷第一篇には、群雄雲の如く馳騁せる薩長聯合を中心として、汗血千里の駒と評せられたる阪本龍馬、廟堂臺閣の相器なりと謠はれたる中岡道正、大僞大奸と稱せられたる岩倉友山、一里を行けば一里の忠を爲し、一日存すれば一日の忠を爲すと叫べる高杉東行、智略縱橫、名見透徹の桂小五郎、重厚篤實、一藩の重きを擔ふ小松帶刀、精忠無双、藤原藤房を彷彿せしむる三條實美、剛毅巖の如く、心肝鐵の如き大久保甲東等の、東西入り亂れての活躍を叙し、之れに泰山不動の姿を爲せる、大西鄉の雄大を以てした。隨つて此篇、蓋し本卷の中心を爲せるを以て、題して『薩長聯合運動篇』とした。

一、第二篇において記すところは、木戶・西鄉の會見によつて結成せられた、薩長聯合の大舞臺を叙し、長州再征の結末を述べ、幕府は愈〻出でて愈〻窮し、遂に十四代家茂將軍の大阪城に薨去するに至るの事實を記した。此間の西鄉は、旣に巨然たる一大存在で、能く木戶の面罵を容れ、名分を

失へる長州再征には、斷乎として獨自の立場を持し、一藩の力を以つて、全國を指導するの形があつた。

一、第三篇は、朝廷を中心とする諸侯會議の動きを記し、孝明天皇の崩御に及んだ。天皇の崩御は青天の霹靂であつたと同時に、又た時勢大回轉の動機となつた。此時、西鄕は猛然奮起して、朝權の回復に邁進し、聯合諸藩の力を以て、表面的に幕府に拮抗し來るに至つてゐる。本篇は、即ち這間の事情を詳述した。

一、第四篇は、西鄕の宿論であつた諸侯會議の實現を見るべく、久光の意を受けて、土佐の山内容堂、宇和島の伊達宗城に入說し、遂に四侯の登場となつた。登場の結果は、宮廷の佐幕派と、幕府の餘威猶ほ旺んにして、一應失敗に終つたが、勅譴を蒙つた諸卿は、續々宥免せられ、一步、一步、朝權の回復に向つて開展して行つた。次卷に來るべき、『倒幕維新篇』を前にして、雄然新興勢力の構成に努力しつつある大西鄕の風丰を叙して、玆に筆を止めた。

一、本卷は、中岡・阪本・木戶・岩倉を說くにおいて、多く加筆し、他は舊稿を存し、間々、補正を加へたるに止まる。未だ大いに盡さざるところあり、一家の史觀を加へたき箇所も存したが、皆な

之れを省筆した。

一、本卷は、その主稿、今より十三・四年前の舊稿に屬し、精粗その處を得ず、筆勢に統一を缺くの憾みなきにあらざるも、今は匆忙の間、一々修補の暇なく、多くはそのままとした。唯だ時勢を觀、又事を論ずるに、大體において、今日と雖も、大差なきを見るは、些か悦びとするところである。

一、本卷の修稿は、時、恰かも七・八月の炎夏に際し、流汗淋漓の間に、屢次筆を投ずる狀態であつたので、遲々として進まなかつたが、畑瑞穗君の遠く信州より來援さるるあり、精氣を故山に養ひつつありし、內堀忠利君の、新鋭の氣を蓄へて歸投するあり、加ふるに長男千尋の、休暇を利用し、其他有緣の士の勢ひを加ふるありて、遂ひに難關を突破し、茲に完成を見るに至つたのは、著者の深く敬意を表するところである。

一、本卷整稿中、俄然として北支事變勃發し、次で南支の激動となり、皇軍勇躍、北に南に赫々たる武勳を立て、殊に海軍空爆の快報は、日日ラヂオにより、新聞紙により報道せらるるを聞きつつ、本卷の筆を進めたるは、時にとりての快心事であつた。著者は衷心より　聖上陛下の御安泰を祈り、皇軍の奮戰を謝し、皇國の躍進を念じつつ、茲に第三卷を、我が最も尊敬する愛讀者諸賢の机上に

送る。

昭和十二年（丁丑）八月二十二日

我が空軍の痛烈なる爆撃の勝報を傳ふる
ラヂオを耳にしつつ風雪莊に於いて記す

雑賀鹿野識

第三卷　口繪説明

一、本卷の題字は、風外居士、川島浪速翁の揮毫である。翁は人も知る支那通の權威であつて、嘗て肅親王と兄弟の約を結び、辛亥革命に際し、能く清朝をして終りあらしめたる、清朝滅亡史中の、隱れたる人傑といはれてゐる。嘗て西鄕歿するの後十年、卽ち明治二十年の秋、南洲翁の遺德を景仰止まざるの餘、數百里の道を遠しとせず、自から鹿兒島を訪ひ、南洲翁の墓前に詣り、英雄の心懷を悲しみ、一詩を賦したるものが、卽ち是れである。

嗚呼埋二英雄一。　對レ此感何窮。　一世慕二偉略一。　千古仰二高風一。
正氣賦成レ性。　道義爲二終始一。　丁丑與戊辰。　先後豈二揆。
道機本悠遠。　洞達獨聖賢。　俗氛汚二清輝一。　難レ辨玉與甎。
如今槍倫擅。　屈レ膝事二醜虜一。　邦威日沈淪。　廟堂習二商賈一。
乃知翁生死。　誠係二隆替機一。　一片薩山土。　千載沾二人衣一。
屈レ指十年夢一瞬。　陣火今猶留二殘燼一。　墓下白骨未レ深惜。

只恨正氣隨レ翁殉。　千里來弔古墳頭。　落日悲風滿山秋。
鬱鬱老松鳴不レ已。　皎月一痕照二櫻洲一。

右明治二十年遊二鹿兒島一弔二南洲之墓一作

風外居士

悲憤、涙を濺ぐの情熱と、朗々、吟誦するに堪ゆる格調とは、讀む者をして、血湧き肉躍るの感あらしむるが、殊に丁丑の役と戊辰の役とにおける、大西鄉の心事を洞察して、道機の本と悠遠なるあるを喝破せるの識見に至つては、眞に天下の絕唱とするに足る。嗚呼、誰れか、當年僅かに二十歲の一青年に、此作ありと信ずるものがあらう。著者、夙に翁の知遇を得、本卷に題するを得たるは、深く欣快とするところである。

一、本卷の卷頭に掲げたる、西鄉南洲翁の肖像畫は、光永眠雷氏の描くところで、明治四十年十一月に完成したるもので、原畫は、西鄉家より故大山巖元帥の手を經て、宮內省に献上されたと傳へ聞いてゐる。光永氏は、伊太利畫伯ジケローネ氏の門人で、後ちキヨソネに學びたる、洋畫家で、深く南洲

翁の人格に傾倒し、一生の心血を絞つて揮毫したるものである。光永氏自記に成る、本肖像畫の由來記があるから、之れを左に錄し、深く氏の勞を多とする。

南洲翁肖像を描きし徑路（光永眠雷記）

自分は明治十三年、東京に出で、當時東京工部大學教授たりし、伊國畫伯ジケロー先生の門に入りて、洋畫を習修し、後ち十七年に至り、印刷局御雇キヨソネ先生に就きて、同じく油繪を研究したるが、西郷南洲翁の眞像を描かんとの決心を起したのは、實にキヨソネ先生の畫かれたる、南洲翁の肖像を覽てからである。先生の筆を以てすれば、餘程酷似したるものが出來る筈なのに、何ぞ圖らん、實は『西洋人たる南洲翁』ともいふべき畫であつて、日本人たる南洲翁の肖像ではなかつたのである。苟も明治維新の元勳、國士の典型として、崇敬すべき南洲先生の眞像として、後世子孫に傳ふべき者の、一も我國に存せざるは、洵に遺憾の極であつて、又た耻づべきの至りである。我は必ず先生の眞像を描き成さん、之を大成するまでは、死すとも止まじと決心し、仍りて思ふに、南洲翁の眞像を描かんとするには、親しく翁を知れる人々に就きて、資料を集むるに若くはない。而して翁を知れる人々に、多く面せんとするには、鹿兒島に行くに若くはないと、乃ち母に請ひて免しを得、都手を求めて、鹿兒島の大龍學校に繪畫の教師と爲り、彼地に在ること八年、其間、翁の親戚故舊を訪ひ、翁の容貌に就きて尋ぬる所あり。一方專ら資料の收拾に努むると共に、其の收拾し得たる資料を綜

合して、翁の肖像を描くに努めたるも、成る所の畫、一も我意に滿つるものがなかつた。此に於て斷然鹿兒島を辭した。時に明治二十七年であつた。鹿兒島を辭して後、九州・中國・關西各地を漫遊し、三十七年に再び東京に來た。一日板垣伯に面晤せる際、談偶々『南洲翁の眞像を大成する』の宿志なる由を語りたるに、伯も亦た『自由黨史、及び南洲肖像を成すを以て、自己一生の事業と定め居る』旨を語られ、余が描きし所の南洲肖像を見んことを求められた。仍りて余の描きし所を示したるに、伯は一見して『未だ翁が面目の眞を得ざる遠きもの』と評せられ、更に翁の容貌並に其の特徵に就きて、親切に敎へられ、此に依りて得る所頗る多かつた。乃ち其の敎へられし所を參照して、直ちに筆を執り、苦心の末、漸く一本の肖像を作り上げたるが、此れも亦未だ似ざるものとして斥けられた。其れより後、翁の未亡人イト子刀自を始めとし、大山・伊東・野津の三元帥、其外南洲翁と舊知ある人々を訪ひ、翁の容貌の特徵に就きて質す所あり。其の親しく敎へられし所を參照して描き、描きし所の肖像に就きて、更に批評を請ひ、批評せらるる所に徵して、更に似ざる點を正たした。斯くして專心、翁の肖像を描くに勉むること滿三年、明治四十年十一月に至りて描きしもの、最も能く眞を得たりと評せられた。此に於て、其の肖像畫を南洲翁未亡人邸に送り、交る々々、薩摩出身の諸公、及び板垣伯等の批評を請ひたるに、衆評孰れも『翁に酷似す』といふに一致したが、最後に翁未亡人、西鄉侯爵、侯爵令兄菊次郎氏、翁未亡人令弟、從道侯未亡人、翁令姉市來未亡人、大山未亡人、板垣伯、上村中將等、翁と最も親密なる方々列席の上にて『此れこそ翁の眞像なれ』との決定を與へられ、次いで大山元帥の手を經、田

中宮内大臣の奏に依りて、天覽の榮を經、之を未亡人イト子刀自に贈呈したのである。而して更に別に一本を描き上げ、同年十一月二十八日、西郷家より大山元帥の手を經て、宮内省に獻上したのである。

一、『如今常守古之愚』の詩は、翁が親友吉井友實に書し與へて、斧正を乞はれたるものである。正格なる楷書を以て書されたる筆蹟は、眞に翁の正しき風格を偲ばしむるものがある。翁が少年の頃、お家流を習はれたと傳へられてゐるのは、此書によつて、確かにその事實なることを立證さるる。詩は明治六年の作ならんとされてゐる。

一、『君子之行』云々の書は、古賢の語を揮毫されたものである。共語といひ、共書といひ、定に謹直なる翁の風格を傳へてゐる。翁において吾人が學ぶべきところは、決して尠なくないが、その一として特に修むべきは、翁の聖人にもひとしき正格の心事である。犬を曳き、肩を聳やかし、乃公出でずんばと、大道を練り歩くが如きは、吾人の執らざるところ、而して翁の顰蹙するところである。

一、『世俗相反處』の詩は、英雄の心事を洞破されたもので、青年修養の好教訓である。翁も亦た這間の意ありしにや、少壯子弟の書を乞ひ來る者あれば、能く此詩を書し與へられたといふことであ

る。著者も亦た少年の頃より、最も此詩を愛誦措かなかつたものであるから、之れを卷頭に收め、此卷を記念するの料とした。

一、『推倒一世之智勇。開拓萬古之心胸』は、陳龍川の句を記されたものである。陳龍川文集は、翁の愛讀書の一で、時務を知る俊傑の風ある龍川の文學は、翁の最も心會されたところであらうと思はれる。

一、阪本龍馬の肖像は、風雲兒龍馬の神韻を傳ふるものである。その無雜作なる態度、稍ゝ上方に向つて、細く開ける眼、共に彼れの風丰を傳へて餘りがある。

一、阪本龍馬の書簡は、木戸が薩長聯合の事實を細叙したる有名なる手簡の裏面に書したるもので、謂はば保證文の如きものである。詳しくは本文に就いて見られよ。

一、中岡愼太郎の寫眞も、土佐勤皇志士中の麒麟兒と謠はれた彼れの風格を傳へてゐる。惜しい哉、阪本と共に、慶應三年兇刄に殪れ、皇政維新の成るを見ずして歿した。此の寫眞は、中岡が兇刄に殪れた慶應三年の撮影であるといはれてゐる。

一、中岡愼太郎の詩書は、詩も書も、共に志士の風丰を表はしてゐる。單り阪本のみならず、維新志

士の遺墨を見れば、二三十歳前後にて歿せし人々も、皆な雄渾・瑰麗の書を殘してゐる。之れを今日の青年のペン字に比較する時は、洵に隔世の感なき能はずである。是れ全く習はざるの致すところで、罪は人にあらず、世にありといふべき乎。

昭和十二年〔丁丑〕八月二十二日夕

炎日西に移りて、蜩の鳴くを聞きつつ

風雪莊裡においてしるす。

鹿野山人識

大西鄕全傳【第三卷】目次

薩長聯合運動篇

第三章　十四代家茂將軍の薨去と長幕休戰……三六三

【第三篇】孝明天皇の盛德大業

第一章　天下の輿論となり來れる諸侯會議論

【第三卷附載】目次

大西郷全傳【第三巻】―目次終―

大西郷全傳【第三卷】

薩長聯合運動篇

鹿野　雜賀博愛　著

唯だ是れ一箇の眞誠【卷頭に題す】

百川、海に朝し、洋々として流れて盡ざる所以のものは、大海、足ることを知らざるが爲である。大海、若し一たび足ることを知り、飽くことを知らば、百川の水、忽ちにして倒しまに逆流せん。大海に私心なし。故に百川を吸うて足ることなき所以である。抱擁の大、茲に到つて極まる。

我が大西郷において見る、一箇の偉大なる風格は、應に大海に見る抱擁の大であらう。彼れは如何なる場合においても、嘗て人を咎めず、又た人を責めなかつた。單に人を咎責しなかつたのみならず、未だ曾て天を怨まず命を歎じたることすらなかつた。彼れは味方を愛し、同時に敵を愛した。薩長聯合の成る、實に此意においてし

てゐる。江戸開城の成れるも、亦た實に此意においてしたに外ならぬ。東北征討において、寛典、よく彼れの降を納れ、忠義一徹の會津武士をして、感激の熱涙を濺がしめたのも、亦た南洲の廣大無邊際なる、大海の度量に依るのであつた。

元治・慶應における維新の回天史は、實に大西郷の抱擁力の偉大なる中に、渾然一體となつて、日本武士道の華を咲かせ、日本民族の精神美を開かしめてゐる。

大久保の剛毅は、萬嶽も以て倒すを得ざる底の力を示してはゐるが、力を以てせば、彼此相剋し、同胞相食むの結果、時代は鮮血に塗れざるを得ぬ。木戸の智は、以て千里を洞見するに足るの明があつたが、彼れの智力と智略とのみを以てせば、恐らくは、薩長聯合は、彼れが如く容易く成就しなかつたであらう。事を謀るは勝海舟に如くなく、兵を行るは大村益次郎に如かずと思はるるが、勝の智謀のみを以てせば、江戸百萬の市民の安全は果して戊辰當年の如くなるを得しや。又た大村の兵略を以てのみせば、上野の一戰、果して八百八街を兵火の巷より拯ひ得しや否や。獨り西郷の偉大を稱するのではないが、南洲が江戸城に臨んで、德川氏の爲に萬斛の同情を寄せ、上野に戰つて、砲彈を不忍池中に打ち込んだ、敵を敵とせざるの抱擁力と、綽々たる餘裕とがなかつたならば、恐らくは、維新回天史上に、彼れが如き美華を點じ得なかつたかも知れぬ。筆者は必らずしも、一西郷の力を過信する者でもなく、又た妄信する者でもない。併しながら、西郷南洲なる一箇の存在を、幕末・維新の回天史上より抜き去つたならば、如何に中心を失ひ、寂寞を感ずるであらうかを考ふる時、如何にしても、大西

郷の偉容を仰ぎ見ざるを得ないのである。

維新當年の事とのみは謂はず。之を當今の時勢に照して見ても、何處に西郷の如き、抱擁力の偉大なる者あるを見得るか。唯だ見る當今の世相は、小利小慾の鬪爭場裡に外ならぬ。上下相剋し、階級相爭そひ、同志相搏ち兄弟相鬪ふ有樣は、正しく地獄の修羅場に外ならぬ。甚だしきは鬪爭を以て人生の本能とし、鬪爭心理を助長するを以て、社會進化の階梯なるかの如く主張する者すらある。人生に一片の和なく、社會に一箇の道なく、家庭に一點の恕なく、人は狼の如く、蛇の如く、肉あれば食はんとし、邪念ただ人を咀うて止まざる世態の何處に、人としての道義を發見することが出來るか。今や私を去り、慾を斷ち、己れを空しうして君國に報するが如き人に到つては、曉の星のそれよりも稀れなりとせられてゐる。人若し維新回天の偉業中に輝やける、我が大西郷の巨光を仰ぎ見ば、如何に隔世の感を懐くであらうか。それほど現代の人心は、南洲の大人格と、遠く相離るるものとなつてゐるのである。

* * * * *

更に大西郷の進退に見る、一箇の偉大なる風格は、翁が常に道義を推し、飽くまでも人事を盡されたるの道念である。

大西郷の抱擁力は、慥かに偉大であつたに相違ない。併しながら、翁の偉大なる抱擁力は、善も惡も、正も邪も、淸も濁も、白も黑も、そのままに鵜呑みにされたのではない。翁は常に、善を以て惡を化し、正を以て邪を

糺し、淸を以て濁を澄ませ、白を以て黑と溶かし、人をして道に導びき、世をして聖に入らしむるに、全力を盡された。卽ち人事を盡すと謂ふのは、此の事を指ざすのであつて、これぞ大西郷において見る、得易からざるの大風格であるのだ。

南洲翁が長州征伐に對せられたる心懷も、薩長聯合に臨まれたる態度も、共に悉く長州及び長州人士をして、道に入らしめ、義を踏ましむるの努力に外ならぬのであつた。翁は皇師に抗する者をも、之れを容れようとされたのではなく、皇化に服し、眞乎皇事に盡すの士たらしめんとせられたに外ならぬ。故に翁は、皇師に抗する者あれば、堂々之れを討ち、一度び皇化に歸し、善心に返へれば、赤心を披瀝して、之と手を握り、一片の疑心をも存せられなかつた。この至誠、この赤心が、人を化し、世を導びき、翁の進むところ皇敵なく、翁の向ふところ、邪惡なかしめた所以である。

『人事を盡して天命を竢つ』といふは、實に翁の進退に見る一大信條であつた。翁は常に飽く迄も人事を盡すを主眼とせられ、長州にも對し、江戸城にも對し、又た天下萬民にも對せられたのである。故に翁は、最後まで人事を盡すを怠らず、如何にしても、彼れにして道義に反し、皇化に服せざるにおいては、玆に始めて千巖も碎くべきの巨力を以て、一擧皇敵を擊滅し盡さんとせられたのである。斯くの如き時の翁は、實に百獸の王のそれの如き、大勇を振ひ、目の當り之を見るを得ざるが如き威容を示された。談笑の間に事が決したのではなく、正邪曲直を糺すの大勇によつて、事、始めて解けて行つたのである。

翁、嘗て曰く、

『人を籠絡して、陰に事を謀る者は、好し其事を成し得る共、慧眼より之を見れば、醜状著るしきぞ。人に推すに、公平至誠を以てせよ。公平ならざれば、英雄の心は、決して攬られぬもの也。』

と。又曰く、

『今の人、才識あれば、事業は心次第に成さるるものと思へ共、才に任せて爲す事は、危うくして見て居られぬものぞ。體ありてこそ、用は行はるるなり。』

翁の大精神は、實に數語の間に、偉大なる輝やきを示してゐるではないか。

*　*　*　*　*

大西郷の偉大は、天地の大なると等しく、輕々に論じ盡さるるものではないが、假りにその一二を摘出すれば一切を抱擁するの仁慈と、道義を推して人事を盡すとの二大風格は、特に本卷の西郷において見る、偉大なる足跡である。

而して如上二箇の大人格は、その基づくところは、蓋し一箇の眞誠に外ならぬ。翁は曰はずや。

『天下後世迄も、信仰悅服せらるるものは、唯だ是れ一箇の眞誠なり。〔中略〕誠ならずして、世に譽らるるは、僥倖の譽也。誠篤ければ、縱令、當時知る人無くとも、後世必らず、知己有るもの也。』

嗚呼、一箇の眞誠は、我が西郷南洲翁において、實に偉大なる活現を吾人に示してゐる。翁の一生は一箇の眞誠

の時に應じて世に處し、勢ひに從つて人に接したる活歴史に外ならぬ。請ふ。徐むろに、以下篇を追うて叙述し來る本文に就いて、之れを觀ぜられよ。

【第一篇】　薩長聯合と西郷吉之助

第一章　外艦の兵庫入港と條約勅許

【一】　幕末史中の大難局

慶應元年〔乙丑〕秋冬の形勢は、幕末史中でも、頗る混雜を示した時機であつた。幕府が征長に停頓してゐるのが、抑々天下の形勢を混亂せしむる原因ではあつたが、朝廷内でも種々なる異論があつた。單なる『佐幕』『倒幕』の空氣からいつても、一致を見ることが出來ず、征長問題や、條約問題などの、箇々の問題になると、それ〴〵入說する者があつて、朝議一決といふ譯には行かなかつた。『凡そ彌勒の世、三會の曉はいざしらず、是非善惡、共に幕吏に從り、天朝も柳營に、盛衰を同じく遊ばされずんば、治まらず』といふのが、賀陽宮の說であるとせられ、二條關白〔齊敬〕も、久しい關係から、幕府に傾むく人であることを爭そはれなんだ。山階宮は島津家と親しく、近衞卿も明かに『反幕』の傾むきがあつた。

長州は既に幕府に抗立しようとし、薩州は之れと手を握るの傾向を示してゐる。土佐・筑前・宇和島は、幕府に近づいてゐるが、腹の底は形勢觀望といふところである。一橋と幕閣との間は、兎角疎情にあるのは致し方が

なく、會・桑は一意幕閣に打ち込んでゐるが、征長の號令は、三百諸侯に、それぞれ異なつた響きを傳へてゐる。畢竟政局の中心が、最早や何處かへ移動しようとする形勢が見えてゐて、天下は一度四分五裂に陷いらうとする現狀である。そこで各藩ともに、利害や、感情で、右もし左もするのであるが、それがまだ露骨には表されてゐないまでである。形勢が何う變化するか、見當がつかない時代には、誰れもが、觀望的態度を執るもので、情實の深い關係のない限り、成るべく色彩を明らかにしまいとするのは、得て有り勝ちのことなのである。殊に問題や事件やが、混雜し、複雜して來ては、赤いやうで、紫がかつてゐたり、黃いろいやうで、青みがかつたりするのも、先づ無理のない話かも知れぬ。

かかる亂調子を示して來た時代に、我が西郷は東西いづれに向ひ、朝幕いづれにその步を進めたであらうか。世間と一樣に形勢觀望と出かけ、洞ケ峠の武者坊主を眞似たかどうか。少しく南洲の進退を顧みるの要がある。

＊　＊　＊　＊　＊

當時西郷の心中を察すれば、大意は頗ぶる分明である。幕府旣に人心を統一する威力を失ひ、殊に第二征長の愚擧を起して、天下の嘲笑を買ふに至つては、最早や沒落に近いことは、西郷でなくても、天下周知の事實であつた。

賴むに足らなくなつたから、幕府を捨てるといふのではないが、西郷の心中には、儼として存する國體觀があつた。それは確乎抜くべからざる皇國主義である。天皇大本主義である。それは幕末の勤皇家が、等しく提唱し

たところの、いはゆる『尊皇愛國』の大義であつた。西鄕が前半生において、意氣相投じた先輩や同僚、卽ち水戶の藤田東湖や、越前の橋本景岳や、長州の久坂秋湖や、筑前の平野國臣やの思想・主張に見ても、之れを察知することが出來るのである。

英氣人を壓する東湖、叡智明鏡の如き景岳、熱烈猛火の如き秋湖、才想華の如き國臣は、旣に相前後して殪れてしまつたが、西鄕は安政以前の難局より、不思議にも生き殘つて、現に時勢大轉の中心に動かうとしてゐる。西鄕は單なる理想家ではなく、何處までも地上を離れぬ現實家であつた。西鄕がその胸中に疊むところの理想を實現せんとする時に、彼れは決して地上の人間たることを忘れなかつた。そしてそこにある一草一木、一石一流をも度外視しなかつた。彼れは當面の事實に向つて、一步一步、大理想の實現を試みて行つた。

西鄕は明らかに幕府の長州再征に反對した。そして此の難局に處する大方針を確立するには、幕府の專制を排して、雄藩の連合による、大會議を起さねばならぬとした。西鄕自身、近世政治における合議政治を意識してゐたか否かは、いはゆる新思想家の評論に一任して置くが、彼れの意中に、旣に公議政治の必要を感じてゐたことを、少なくとも偉としなければならぬ。

『何れ各國の諸侯、被ニ召呼一、天下之公論を以て、至當之御處置、不ニ相成一候ては、不ニ相濟一』云々とは、九月十七日附を以て、西鄕が大久保に與ふる書簡の一節に見るところであるが、天下の公論を以つて、公平無私なる政治を行ふために、各雄藩の名諸侯を集めて、朝議を之れによつて決し、一國の大方針を確立しよう

といふのが、西鄕の心中に確立して動かぬ、時勢收拾の手段であつた。これ明らかに、公議輿論の政治であつて、後に五ケ條の御誓文となつて現はれた、

一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

との思想は、旣に此の邊より胚胎し來つてゐることを忘れてはならぬ。

公議輿論の主張は、單り西鄕において見るべきのみではなかつた。少しく活眼を開いて時局を見る者の等しく唱道するところであつて、横井小楠の如きは、夙に新政治學說として之れを提唱し、力說して居つた。嘗つて五ケ條御誓文を以つて、薩長の『悲鳴』であると放言した政治學者があつたが、實に思はざるも甚だしきものであるといはねばならぬ。公議輿論の思想的根據を探究するならば、少なくとも我國近世史上における政治思想及び組織の變遷は勿論、我が國體の本義の那邊にあるかにまで及ばなくては之を輕々に論じ去ることは出來ぬ。

【三】西鄕の長州再征反對

公議輿論を主張する者は多い。併しながら、直ちに之れを實行し、時局の開展を謀らうとした者に至つては尠ない。その尠ない人物の中に、西鄕吉之助を發見することを、偉とせざるを得ない。慶應元年〔乙丑〕における、西鄕の運動は、實に公議輿論の組織的實現においてしてゐる。

幕府が慶應元年〔乙丑〕九月二十七日を期して、府中、淸末の二支藩主及び萩の重臣を大阪に召喚するの命令を

發し、同時に若し彼等が命を奉じない時においては、直ちに將軍親征を實行すると、諸藩に布達した時に、阿部閣老〔正外〕は、特に薩藩の留守居役を召致して『いよ〳〵の場合になつたならば、前例もあることだから、どうぞ出兵して呉れ』と懇願してゐる。時に西郷は斷然之れを斷らしめてゐる。そして西郷は阿部に要請して、再征に關する確たる『覺書』を求めてゐる。西郷曰く、

『抑ゝ兵を動かすは、實に國家の大事である。名分正しからずして、妄りに之れを動かしてはならぬ。宜しく大義を明らかにし、名分を正しくし、公明正大の處置に出づべきである。今若し長州にして、再たび討つべきの罪があるならば、須らく堂々とその理由を書し、公理を明らかにして提出されたいのである。若しその條理にして正しく、大義にして明らかであるならば、敢へて薩藩は出兵を拒むものではない。無名の師は、平に御免を蒙むりたい。』

先づその理由書を公やけにせよと迫まつたのであるが、阿部は遂に之れに答ふるところがなかつた。再征の理由とするところが、極めて薄弱であつたからだ。一陪臣の追究に逢つて、返答に窮し、遂に沈默の外はなくなつた幕府の閣老を笑ふよりも、先づ公理を無視して、私憤を晴らさうとする態度に、根本的缺陷のあることを知了すべきである。

八月二十八日〔慶應元年〕附を以て、西郷が大久保、蓑田兩氏に與へた書簡の別簡に、此間の事情を知るに足るものがある。

大久保・蓑田に與ふる別書（慶應元年八月二十八日）

先日定式飛脚、被㆓差立㆒候以後、大阪も、些か動立候形勢に御座候。長州よりは、再征被㆓仰出㆒候處え、罷出候儀、不㆓相合㆒（既に宣戰布告後の召喚を理由なしとするのである）昨年（元治元年）の御所置振に付ての儀に候はば、是非罷出候て、如何樣とも、御沙汰振、可㆑承事との趣、藝藩へ爲㆓申入㆒樣子に御座候得共、藝にて、餘程祕事にいたし候向と、被㆓相伺㆒申候。是以、幕府より、沙汰いたし候事歟と、被㆓相察㆒申候。先づ長州にては、大阪まで、不㆓出掛㆒向に相見得申候。畢竟、威し掛かは不㆑知候得共、來月（九月）二十七日限、不㆓罷出㆒候はば、斷然と御處置、可㆓相成㆒との趣にて、大阪におひて諸藩へ相達し、口達を以て、御國元へも、人數手當いたし置候樣、阿部公用人より、相達候由に、申來候に付、出勢の儀は、國家の大事件に候得者、可㆑討の罪を鳴し、屹と御書付を以て御達不㆓相成㆒候ては、御國元え懸合出來不㆑申候旨、申取候やう申遣候處、書面えは書記がたく候段、返答相成、再押掛候儀も出來不㆑申、夫形頽込候位に御座候間、幕命を以相募候儀は、迚も出來申間敷、如何にもして朝命を申下し候手筋も、難㆑計候得共、名に立候廉、益々なき樣罷成候故、期限を誤候事のみ（召喚の日に來らざるを責むる）を申立候外は、有㆑之間敷哉。第一、條理を失ひ候上、勢ひ迄も失ひ候ては、迚も戰は出來まじく哉と、被㆓相察㆒候得共、斷然の所置を付るとの事に候得者、無暗に戰を仕掛候かも、不㆑被㆑計事に御座候。戰を始め候ても、益々尾はとれ申間敷事に御座候。

誠に下手な事には、闕東にては、長州家の墓を、悉く發候由。大坂にて兵を屯し置、長州えは、彌増藥を與候と申者、其上人情不レ可レ忍の墓發をいたし、始終下手が先廻に相成候次第、可レ笑事に御座候。右樣苛酷の手廻が先達候故、筑前は崩立候付、五卿邊え手を掛候策、有レ之間敷ものとも、不レ被レ思候に付、一隊か二隊かは、警衛として、御差出相成候ては、宜敷は有ニ御座一間敷〔哉〕若し哉、欺謀を以、捕取候ては、御國の信義に相拘事候間、不ニ容易一場合に御座候。譬、右の策有レ之候共、御國元より、御人數被ニ差出一候へば、決て手出し相成申間敷事と奉レ存候。筑前の情實、奈良原幸五郎より、得と承候處、中々六ケ敷勢ひにて候得ば、此機會を以、俗論を挫候場も可レ有レ之事と、奉レ存候付、得と御吟味の上、此圖を不レ拔の御計策、奉レ願候。いづれ此度の一擧にて、公卿方の儀、如何樣とか、捌可レ申候付、決て長い事には有ニ御座一間敷候。御人數被ニ差出一義に御座候はゞ、慥成人、不レ被ニ差出一候ては、相濟申間敷儀と奉レ存候。

右の通、大意申上候。大坂にて公用人方より、相違候書面等は、御家老方より、御遣し相成候付、省略仕候。以上。

八月廿八日〔慶應元年〕　西郷吉之助

大久保一藏樣

蓑田傳兵衞樣

既に幕府の處置に明白に反對してゐる語氣は、書中において明らかに讀まれ、西郷の進退において充分に示さ

れてゐる。それを幕閣が、十中八九の危惧を抱きつつ、最後まで薩藩出兵に、一縷の望みを繋いでゐたといふのは、餘りに甚しき迂濶であるといはなければならぬ。

【三】 西郷の雄藩京都集合運動

かくして刻々に難局は紛亂を加へて行つたが、ここに一層、時局をして紛更せしめた、一大事變が起つた。それは英・佛・米・蘭の四國の公使が、英・佛・蘭三國軍艦九隻〔英艦五隻、佛艦三隻、蘭艦一隻〕を率ゐて、九月十六日、未だ開港せざる兵庫港に入港して、幕府との假條約に憑據して、開港を迫まつて來たことであつて、外艦が大阪に入錨したのは、實に慶應元年〔乙丑〕九月十七日であつた。

此の一事は尠なからず、幕府當局者をして驚愕せしめた。その始め安政四年〔丁巳〕、幕府が米國使節ペルリと締結した假條約によると、一八五九年七月〔安政六年六月〕に神奈川・長崎・箱館を開港し、一八六一年一月〔萬延元年十一月〕に新潟を開港し、一八六三年一月〔文久二年十一月〕に江戸・大阪・兵庫を開港するといふ約定であつたのだ。然るに條約勅許問題が物議を生じ、世論囂々として、幕府の專斷を批難するので、幕府も已むを得ず、神奈川・長崎・箱館三港の開港に止めて、江戸・大阪・兵庫・新潟の四港の開港を、見合はするの外はなかつた。

幕府は窮狀を諸外國に訴へ、一八六八年一月一日〔慶應三年十二月七日〕まで、四港開港を延期することに、

再締をしたのであるが、幕府は、國内における形勢の變化に押し流されて、開港を實行するどころか、却つて横濱の如きは、之れを再び鎖港せしめようとの、提議をさへ出すに至つたので、諸外國は、その反覆の甚だしきを憤ほり、且つ主權の存在に疑義を懷くやうになつた結果、外國公使は、斷然、兵庫開港を迫まるの途を取り、幕府を相手にせず、直ちに朝廷に向つて、條約勅許を迫らんとして、かくは大擧して、威を攝海に示すに至つたのであつた。

是れ實に幕府にとつては、一大難問でなければならなかつた。國内においてさへ、長州問題で手も足も出なくなつてゐるところへ、更らに四國公使に、古證文を差しつけての强談判をもちかけられては、何うすることも出來ないのであつた。殊に主權が幕府になく、朝廷にあるといふ觀念を、第三者たる諸外國に起さしめ、直ちに朝廷政府と交捗を進めようとすることは、何といつても幕府の致命傷であらねばならぬ。

佛國と幕府、薩・長と英國との關係や、朝廷及び幕府の之れに對する態度に就いては、章を追うて論述するであらうが、此の難局に當つて、その平生の持論を以つて、諸藩の有力なる藩侯を、京都に會同せしめて、朝廷を中心とする、一大國家會議を開かうとする運動を始めたのは、實に西郷その人であつた。此の時まで鹿兒島にあつて、西郷と東西相應じて策應してゐた大久保甲東も、西郷の急報に接して東上した。そして諸藩侯の大會議に對する遊說の部署は定められた。それによると、大久保は越前の松平春嶽に說くこととなり、吉井友實は宇和島に伊達宗城を訪ひ、西郷は自から藩國に歸つて、久光の東上を促がし、更に直接外使中の强の者パークスに折衝

することになつた。固よりこの裏面には、島津久光の確乎たる決心があり、朝廷において近衛忠熈、忠房の助力するところがあつたのは、いふまでもない。

＊　＊　＊　＊　＊

形勢は急轉した。諸外國の使臣が、日本の主權の存在に疑義を生じ、幕府政治は一種の委任政治であつて、主權はミカド政府、則ち天皇の所在に存することを知つたのは、一大發見といはねばならぬ。そこに最も擢んでたパークスの活眼があるが、既に諸外國に、その存在を否定されたことは、幕府にとつて、何といつても一大痛手であらねばならぬ。

此の際に當つて、内に西郷等の諸藩會同の運動が起つたのは、暗々裡に劃時代的政治變遷の現はれであつた。一種の合議制度の創設運動であつて、それは實に幕府政治より公論政治へ移らうとする過渡運動の先鋒であつたに相違ない。この點から見ても、明治維新の中心思想であつた、尊皇愛國の思想は、天皇を大本とする天下公論政治の翹望であつたことがわかる。

内外共に信を失つた幕府は、遂に策の出づるところを知らず、將軍辭職の外なき形勢に迫まらるるのであつたが、それは一橋中納言に異志があつたからだとか何とか、幕府側が吹聴するやうに、些々たる内部的紛擾よりしたのではなくして、實に動かすことの出來ない、そして自然的なる大勢なるものに、知らず識らず、引きずられて行つたのに外ならぬのであつた。

薩州が、この新勢力の擡頭を代表する、急先鋒となつたことは、策略を以つてのみ時局の變遷を見るものからすれば、實に見事なる泳ぎ振りであつたが、彼等薩州人士が、幕府との情誼に纏綿するの必要のない立場にあつたことが、彼等をしてこの自由なる行動を執らしめた、根本原因であることを忘れてはならぬ。

いはゆる當時の賢諸侯と稱せられた、山内容堂〔土佐〕伊達宗城〔宇和島〕松平春嶽〔越前〕島津久光〔薩摩〕毛利敬親〔長州〕及び一橋慶喜等を個人的に見て來たならば、必らずしも優劣はない。あつても非常なる懸隔を置くことが出來ない。然るにその中にあつて、何故に薩・長が將來天下を支配する二大勢力となり得たかといへば、それは全く將さに沒落せんとしてゐる舊勢力に對して、何等の未練をも殘すの情誼がない立場にあつて、自由に、奔放に、奔馬の如く曠野に活動することが出來たからであつた。土佐や、越前や、宇和島や、すべてそれらが幕府の親藩であり、親密なる關係にあつたことは、知らず識らずの間に、彼等をして、快刀亂麻を截つ底の、快擧に出づることを躊躇せしめたのだ。

藩閥政治・官僚政治・政黨政治と變化して行つた道程に見ても、矢張り同樣の情僞を見る。人は如何なる時代においても、身を自由の立場に置くことが必要だ。思想においても、運動においても、何物かの爲めにし、或ひは何物かの爲めにせらるべきではない。幕末紛亂の曠野を、自由自在に濶歩した、西郷の姿に、我等は學ぶべき多くの教訓を見る。

【四】　英・佛・蘭三國軍艦の兵庫入港

三國軍艦が兵庫に入港して、眼前に京都を威嚇したことは、流石に天下の耳目を聳動せずには措かなかつた。幕府にとつて難問題であることは、京都にとつても難問題であり、延いては、日本國民の難問題でなければならなかつた。

外艦入港に就いては、いろ〳〵の風説があつた。或ひは幕府が、安政假條約の勅許を得ようとする魂膽から、外國使臣と腹を合はせて、京都近くの近海に、示威運動を行はしたのだとも傳へられた。兵庫開港のことは、阿部豊後守〔正外〕が、下關償金と立て換へにするつもりで、諜し合はせたのだともいつた。それには山口〔駿河守〕外國奉行が『いよ〳〵外國船が兵庫へ廻るとござりまする』と、急を大阪の豊後に報じた時に、豊後はフヽンと鼻であしひ、

『何程の大事かと思つたら、水の上を、舟が走るといふことでござるか。川にしがらみはあるが、海には限界がない。潮の流れに從つて、船の出入りは、當り前のことでござらう。』

と空嘯いてゐたとかで、さてはと風評が立つたともいふ。

風評をいへばそればかりではない。反對に薩藩がおびき寄せ、幕府を困しましむる手段に用ひたのだとも囃し立てられた。入港した外國船の中に、オイドン人士が乗り込んでゐるともいはれた。『幽靈の正體見たり枯尾花』

火のないところに、煙は立たないにしても、尋ねて見れば、その火元からが、怪しげなものが多かつた。

その中で爭そはれない大筋は、幕府が佛國と親しく、薩・長、殊に薩摩が、英國と近づいたことであつた。佛國が舊勢力に依らうとし、英國がミカド政府に著眼したのは、各ゝその國の、史的性情にも由來することであつて、一旦の機略とばかりはいはれないが、英國が列國に擢んでて、東洋に勢力を伸ばし、後に日英同盟とまで進んで行つた端緒が、旣にこの邊において、胚胎してゐることを察せない譯に行かぬ。

當時英國領事館の通譯生であつたアーネスト・サトウ氏が、假條約に『將軍』を『大君』と譯してあるのを指摘し、ミカドを以て日本の主權者とし、將軍を以つて委任政治家として、ここに英國の對日本の新政策を立てたなども、英國人の卓識を證する一例でもあつた。一代の豪の者、サー・ハーリー・パークスが、オルコツクに代つて、日本に來たのも、この際〔慶應元年閏五月〕のことであつた。

パークスは來任に際して、本國政府から、下關償金三百萬弗は、三分の二を拋棄してもよいから、兵庫・大阪を速やかに開港せしめよ。との內命を受けて來たのだともいはれてゐた。何にしても、夙に支那に滯在した、極東通として推された豪傑パークスのことだから、來任匆々、一花咲かせようとの肚もあつて、攝海のデモンストレーションを企はだてたものと思はれる。これは單なる假想ではなく、彼れと幕吏との應接によつても、それと察せられる節々が多い。

【五】 佛國公使は裏門から

英國に反して、佛國は何處までも、幕府の爲めに骨を折つた。艦隊入攝後、九月十九日、公使ロツシュが閣老に寄せた書簡には、當時の外國關係を察するに足るものがある。曰く、

佛國公使より老中に贈れる書（慶應元年九月十九日）

此度某、各樣方へ得二御面唔一、可レ議之大事件に付、吾隊之支配頭「カション」と申者、先其趣意を逐一申上候樣、申付候。就而者、同人演述中に、萬一申落等も可レ有レ之哉と、心附、別紙之通則、書取を以、差上候。御熟覽之上、可レ然御存意、可レ被二仰聞一候。以上。

佛蘭西全權ミニストル

慶應元丑年九月

御老中樣

口達書（慶應元年九月十九日）

佛蘭西全權、ミニストル・レオン・ロセフ申上候。我政府、大君殿下（將軍）に於て長州の重罪を猶豫すること、更らに其の趣意を知らず、大君殿下に於て、今日まで急度其の罪を責めず、只だ彼が自ら過を悔て降參

するを待て、追々日數を費し給ふと雖も、今に至まで其の證なく、或は僞り降參の約定を中立、或は餘人立入て、終には大君殿下の御進發、徒ら事に成んかと、某、頻に此事を掛念して推參致し候。抑々萬民を哀憐する事は、專ら人君の所勞といへども、併し天より預り先祖より受繼ぐ所の天下泰平を亂さば、仁心却て不仁と成るべし。扨て方今日本の形勢を考ふるに、上は天の叡慮定まらず、次には非議なる謀反あり。貴國の泰平に禍する者は、外ならずこの兩條にあらんか。故如何となれば、素より政府は天子より國政を委任せられしことなれば、世界の變を見て時宜に從ふ。故に各國と交易を取り結びしなり。素より條約取結ぶは、日本に於ても、天子及諸侯方も、政府と同意ならざる時は、却つて不慮擾亂を釀すべし。既に政府を背むきて內亂を爲す處の逆徒を、日本政府に於て、速に鎭靜方行き屆かざらば各國より其の逆徒を撃たんと議言したり。左すれば、其期に及んで、貴政府より如何程制し給ふとも從ふべからず。就中英吉利政府の所爲を考ふるに、交易を事として、自己の利益のみを先とし、追々疑念を生じ、彼の心、大君は最早や實意なく、專ぱら鎖港の思召しならんと思ひ居る所に、薩摩、長州の大名、英吉利に密に使者を遣はし、何時となく二ケ國に於て開港致すべきの存意を顯はし、故に諸大名と外國と睦じく交はるに、獨り政府のみ鎖港の志ありと、英の政府深く疑ひ居候。右の事實は、貴政府に於て、未だ疑ひたまはざるか。右は某等觀定する所ありて、斯く申候。故に英公使は、是等の疑念を晴さん爲、上阪して右の實否を自から辨明致さん存意に候得ば、過月某熱海に於て山口駿河守、栗本瀨兵衞を以て、大君殿下何れにも武威を振ひ給ふ樣と、閣老衆まで申立置

候。其の後英の公使、頻りに上阪せんとするを延日致され、又は前に述ぶる如き大名の甘言に不都合なるべし。併し右は如何なる不都合なりとも、各國と兵端を開かば、猶ほ又禍大なるべし。亦た日本にては發明したる武器も未だ少なく、西洋には大國ありて其の大國の兵士、年々戰場を經て新に發明したる武器も多くあれば、日本政府の未だ西洋へ敵對する心なきは必定の理なり。旣に條約書を取替はせられし上は、妄に廢すること叶ふべからず。且つ鎖港せんには武備調はず、各國へ使節を遣はされ、屢〻鎖港の談判に及ぶといへども、各國の政府、敢へて承引せず。左すれば戰爭の外他の策略あるべからず。依て右等を貴國の太平を害する者と申すなり。昨年毛利大膳、意恨を含んで外國艦を妄擊したる一件、速に僅の軍艦を差向けて、憤を晴さんと欲すれば、大君殿下の制止默止しがたく、餘儀なく軍艦引け候ひしが、長防二國を攻め擊たんことは素より各國政府の嚴令なり。但だ貴政府の主意に戾らざる爲め、各軍艦を引上げて、防長を擊つ事は止たり。依て思ふに所詮外國條約の義に付ては惑はざるやう、篤と日本の事情を說示し候故、英公使今日まで出帆延引致したれども、最早や待ち兼ねて頻りに上阪せんことを望む、若一人にて大阪に至りなば、如何なる事をか申立候哉。又は如何なる所業を致さんも計り難ければ、猶又英公使と會議して、某の意見を說きし故英公使は某と同意して、何事も卒爾の擧動之れなき儀、堅く約して旣に橫濱を出帆せんとするの日、阿部豐後守樣、松平周防守樣より御書翰を得たり。就て此度推參せしことは、各樣方と計て諸事速に決斷せんことを欲す。左すれば英公使に理不盡なる擧動致させまじく、若し各樣方格別の御配慮もなく、御盡力もなき

に於ては、餘義なく某も英公使と同意して、不日京師まで推參致すべく、就ては佛公使、至極の實情を以て申進するの箇條は、萬一條約の義に付て天子大君と永く御同意あらせられざるに於ては、追て四公使上京の上に、押て天子に謁し奉るべしと、公使等の衆議は旣に決せり。素より京師に於て條約許容せられざれば、自然各國の疑心も解けずして、惣ての交際大に親睦するを得ず。然る時は、近來新たに發明したる武器及戰爭の珍計奇術等も傳授仕らず。左すれば日本堅國强民の策も行はれず、貴國堅强ならざれば國貴ときを得ず。國貴きことを得ざれば、天子及政府貴からず。就ては大君天子を貴くせんとしたまはば、天子暫く各國の條約を勅許あらせられて、交際の親睦を結び給ふ樣、貴國政府に於て宜しく御盡力肝要に之れあるべく候。亦た暫らく各國を親睦し給はば、多年を經ずして、貴國實に堅强なるを得べし。若し極めて堅强なるの後は、譬へ一二の外國より異論を發して、貴國人情に逆ひ、若くは貴國の境界を犯さんとするまで、理不盡の處置致すとも、其期に及で大に防禦の力充ちなば、各國の人心、其時實に貴國の天子を貴むべく、亦た恐るべし。且つ貴國の形勢を篤と案ずるに、或ひは諸侯不義の働きありて、表は鎖港の議論を立て、且つ天子までも奏聞し、裏は開港の志を抱き、薩州・長州の如き、窃かに英國へ使者を遣はし、英政府と熟議して、右二ケ國の中、海邊に然るべきの地を擇んで、一箇の港を開かんことの、情を顯はせり。然らば、願ふ所、兵庫を速に開港なされ、英吉利政府の疑念を解かしめ、不忠なる諸侯の、邪謀を挫くべき御仕置、之れなく候ては、夥多の不都合を釀すべきも、計り難ければ、此說、篤と御賢察の上、速かに御明斷あらせられたく、存じ奉

る。　拜具謹言。

慶應元丑年九月十九日

此の書の內容は幾やうにも解せられよう。文言の上から察すれば、明らかに英・佛の不和は察せられる。英國の功利主義的態度を、佛國がよろこんでゐないことは、充分に讀まれる。中には囊中鋭鍼をつつむ恫喝もある。幕府の友としての立場から、いろ〳〵に建策するのであるが、何こまで『良友』であるかは、俄かに許されぬ。幕府の味方であつてもなくても、結局は『兵庫を開港したがよい』といふのに變りはない。パークスが表て玄關から怒鳴り込むのと、ロッシュが、臺所から悧巧に蕩らし込むのとの相違だ。

佛國公使は、更に幕閣に對して、別種の密書を呈してゐる。前掲の『口達書』は表面的外交文書であるが、これは內面的祕書である。此一文を讀めば、佛國がどこまでも、幕府の同情者たらんとする虛實が明らかである。

佛國公使より老中への密書〔慶應元年九月〕

條約御許容之儀に付、謹而申立候件、有ㇾ之候。

右條約勅許之大事件は、貴國始、各國人心を安し候に付、外は外國よりの危難を遠け、內は富强を致す基本此に立はなり。

二百年前より、逐々世界の形勢一變致し、帝國〔日本を指ざす〕各國と相交親し、有無を貿易し、人々不足

なからしむ。是は天より定めたる、自然至當の道理にて、五六年前、支那の如く、古習を陋守し、此交親の道を、無理に廢去せんとする輩は、誠に不レ得レ已、兵禍を被る、自禍を自招せり。依レ夫、此慘毒を明察せる日本帝は、各國の條約を勅許せられしは、此上なき國の洪福と、帝の聰明は、數年ならず、其效、顯然たるへし。

外臣「レヲン・ロセス」區々の微力、及候丈は、一心に實衷を陳し候は、平生の覺悟に候間、乍レ恐此度一大事件、申上候。殿下篤と熟考被レ下候樣、伏而奉レ冀所に御座候。

條約面は、各國公使、元々日本都府に在留可レ致、右は萬國・支那とても同斷の確定なり。其故如何となれは公使の儀は、固より各國政府より、其國々政府の主司へ差出したる任なれは、左無レ之節は、外臣公使等、各政府の命令、違背に近けれは、其罰必重し。然れは七月〔慶應元年〕以前、大君殿下〔將軍を指ざす〕上阪相成、御歸朝は何時なるへしと問合するに、未た漠然、其歸朝を指示する不レ能と述たり。若殿下、速に歸府無レ之節は、甚恐入候へ共、不レ能レ止、外臣「ロセス」各國公使と共に、大坂又は京師之內、殿下所留之地に、是非速に在留之決心なり。又軍艦並兵卒は、固より公使護衞之爲、連越したる者なれは、公使同時に、何の地へも引連可レ參存候。貴國之內事、固より外臣の憚り敢て議する所にあらす。然りといへ共、貴國の事は、平生深く心配する處なれば、乍レ恐今一條、陳述申上候。

卽今、條約勅許之初先、叛臣毛利大膳を、寬裕の御沙汰にすべし。如何となれは、彼の罪は、素より愚昧よ

り出て、大逆惡心あるに非す。故に年を逐ひ、段々事理を明悉し、自然前非後悔の期に至るへし。過年、各國政府より、大君殿下の伐長を願ふと雖、此度各國の政府、悉く日本帝國の事情を洞悉し、萬一諸藩、輕擧暴動ある節は、大名と各國との事なれは、政府に於て、更に御心配あるへからす。就而者可二相成一は、殿下速に歸東の計を運らし、富國强兵の實に心を盡し、海陸の御軍備、速に御整、貴國周海の備を行屆しめ、此度伐長に費すへき財用を、前文軍備の用に充へし。左候へは、友朋も讎敵も、皆日本王を尊敬すへし。先今度は、貴國獨自ら、誇大の心を止め、外國と信に親睦し、彼の所長の學問・兵術を借り、彼の得る處を學び、速に貴國の富强を計るへし。

諸藩の內、外交を嫌ひ忌み、專ら鎖攘之議を、奏問する輩もありと云を、傳承せり。幸に聰明の心を照し、右等の迷路に不レ趣、右等各藩へ、篤と外國と唯今戰爭に及ふは、以之外、無謀なる義を、盡力說得し、若其敎に不レ從、戰爭に從事するの志なれは、各國敢て辭せす、速に力を試んと欲するなり。就ては速に殿下江戶へ歸り、政府之力と皇帝の力とを協同し、各國の志を屈し、公使輩の再ひ攝海に趣き、京畿に迫近する事勿らしむる樣、御取計有レ之度候。

天之照臨を蒙むられたる大君殿下之洪福を祈る爲め、外臣「レオン・ロセス」謹て申立る。

如上の文面を熟讀すれば、佛國は英國と異なり、努めて幕府の爲に、その權力を維持する方法を敎へてゐる。要するに將軍は內亂を延長するやうな愚を爲さず、サツサと江戶に歸つて、富國强兵の事に當れといふのである。

各藩が攘夷をやるなら、外國は直接各藩に當るまでで、それは幕府の關知せぬところであつてよい。兎に角、將軍は早く江戸城に歸るがよいと勸說してゐるのは、幕府の政治的權力を確保する上からしてゐる。佛國が何處までも幕府中心に、外交方針を立ててゐるのを察すべきである。

【六】 英國公使は表門から

英國新公使パークスの態度は、飽くまでも傲慢無禮であつた。然しながらそれだけに男らしいところもある。物も解かる。雷雨一下、理窟が解かれば、淸風衣を拂ふの感がある。日本を小供あつかひにして、頑固親爺のやうに、頭から我鳴り立てるところは、日本人として、腕まくりをしたくなるのも、無理はないが、夕立の神鳴りだけに、梅雨よりは、後の始末がよい。

九月二十三日、阿部豐後守が、パークスと會見した時に、彼れは次の五ケ條を、難詰し、要請した。

一、征長の因循は何故だ。

一、征長不可能の事情あらば、何時にても助力する。

一、兵庫を開港せよ。

一、幕府で決することが出來なければ、直ちに上京して、天朝と直談判する。

一、征長の助力も許されず、且つ兵庫開港は、征長終結後でなければ出來ないといふなれば、それまで、兵

庫に居据つてゐる。

といふのである。固より速答の出來やう筈はないから、九月二十六日を期して回答をすると約して豐後は引き下つた。列國に眞の戰意があつたかどうか、あつたにしたところで、口先で恫喝するほどのことはない。然し當時我國の事情では、外人を虎よりも恐れてゐたから『直ちに京都に入つて直談判を試みる』とパークスが傲語したのが、甚だしく世論を沸騰せしめた。『上陸されては溜まらぬ』といふ恐怖心が、幕府ばかりでなく、朝廷の公卿をも支配して、ここに難局は開かれたのである。大阪城中では、開港已むを得ずと決し、松平周防守〔康直〕を、兵庫に派遣する手筈であつた。

九月二十四・五兩日間の閣議に、一橋・會津を加へなかつたのも、可笑しなものであるが、九月二十六日の拂曉、大阪に慶喜が到著して『朝許なくして開港するの不可』であること、それが安政戊午の失態を再演するものであることを、痛論した結果、十日間の回答猶豫を求むることになつた。立花出雲守〔種恭〕大阪町奉行井上主水正〔外人應接方〕が、使節として外艦を訪問した。

應接したるパークスの傲慢不遜なる態度は、立花が、意中私かにパークスを斬つて、艦中に割腹しようと、決心したのに見ても、略ゝその狀が察せられる。

『十日間猶豫すれば、その間に勅許があるとの、確たる證據があるか、その證據がなければ信用が出來ない』と、パークスが我鳴り立てた時に、井上奉行は屹となつて、

『かういふ事に、何も證據のありやうはないが、日本武士の間に、誓約を行ふ時は、血判をする習慣がある。依つて之れを以つて證據とするの外はない。』

と、一閃早やく小柄を拔いて、小指を刺さうとした。流石のパークスも、文明人士に洩れず、これには一驚を喫したと見えて、

『まア〳〵待つた』と、兎に角勅許を經る爲に、ここに十日の猶豫を與ふることになつた。立花、井上が決死の覺悟を以つてやれば、十日・二十日の猶豫は何でもないのに、阿部豐後、松前伊豆の如き、堂々たる幕府の閣老が、先きに、僅かに三日の猶豫をしか求め得ないで、その上、獨斷を以て開港の內諾を與へようとしたのは、何たる不體裁であるか、との議論が四方に起つた。後に兩閣老が、朝廷の譴責を受くるに至つたのは、此邊から端を發してゐたのである。

* * * * *

幕府には幕府の事情があつたにせよ、閣老の力量は此の一事でも解かつてゐる。何事も『事勿れ主義』の穩便主義が禍ひしたのであるにしても、談判は半ば人物の力量によつて左右されるのだ。阿部、松前兩閣老に『改易切腹』との朝議が決した事情も察せられぬでない。二條關白〔齊敬〕が、一橋に此の命令を傳へた時に、中納言は、極力それに反對し、かくては將軍の內政に干渉するの嫌ひがあつて、よろしくないことを論じたので、遂に『官職を召放ち、國許に謹愼』との命令となつて、將軍に下されたのである。

一橋と幕閣との確執は、今に始まつたことではない。大奥で一橋が嫌はれてゐることは、烈公存生以來のことだ。人物からいへば、兎も角一橋は凡物ではない。繼嗣問題が起つた時に、一橋に名ざされたのも、水戸異心とばかりはいへぬ。將軍家の難局に際して、少なくとも英傑の子を擁立せねばならぬとの論も、一應は受けとらねばならぬ。ところが大奥では、水戸嫌ひなところへ持つて來て、一橋英物の評が、却つて懼れを抱かしむる所以ともなつたのである。

京都總督としての慶喜は、京都と江戸との中間に立つて、隨分人の知れぬ苦勞をした。越前春嶽の如きは、溜まらなくなつて逃げ歸つてしまつたが、總督は、尻に帆を掛ける譯には行かぬ。繼子扱ひにされても、憎まれても、怨まれても、オイそれと逃げ出すことが出來ない。一橋は勇斷に乏しいといつても、この苦境に、默まつて堪え忍んでゐるのは、容易の業ではない。慶喜の苦衷は察するに餘りがある。

併しながら、閣老との反目は、此時に到つてその極に達した。怨みもあり、僻みもあり、何らせ內情は女性的な紛糾であつたが、その女性的紛糾が、凝つて將軍辭職の大幕ともなつたのである。

【七】井上義斐と一橋慶喜

阿部豐後、松前伊豆〔崇廣〕の兩相が、外艦交涉に失敗したことは、單なる失敗ではないとされた。國家の重きを擔ふ者の態度でなく、實に皇室を輕んじ、社稷を賣るものだとの非難が、四方に起つた。宮廷でも同一の非難

が高くなつた。

彼等の無誠意なる交渉の暴露は、云ふまでもなく、後に立花出雲、井上〔義斐〕大阪奉行が乘り込んで、死を決して十日間の猶豫を請ひ得て來たことによつて發見された。日本國家を重しとし、堅く國家の體面を維持するの覺悟と、飽くまで我が主張を貫徹するの勇氣とがあるならば、僅か三日の猶豫を貰つて、平伏するやうな不體裁な結果を見る筈がない。それのみならず、目と鼻との間に、京都を控へながら、朝廷の意向を奉伺せずして、窃かに開港の內諾を與へようとしたのは、慥かに越權であるに相違なく、同時に我が皇室を侮辱するの、甚しきものであつた。輿論は囂々として兩相の失績を追擊した。

窮境に陷いつた兩相は、私かに一橋の心事を疑はざるを得なかつた。條約勅許の困難であることは、今更ら喋々するまでもない。手をかへ品をかへても、容易にそれが出來ないからこそ、安政以來の難境が連續してゐるのではないか。それを一橋が今日に到つてなほ勅許を云々するのは、幕府の窮地を察せないにも程がある。井上奉行をして橫槍を入れしめ、我々に生耻を搔かしめたのみならず、死地に陷いらしめたのも、要するに一橋の策略に相違ない。一橋が井上義斐を使つて、兩相の裏を搔かしたのだ、との疑惑が、當時、幕府側のプロバカンダであつた。

井上は果して一橋の腹心として、幕府いぢめの爲めに、外艦に折衝したのであるか。これに就いて、一橋自から語つてゐるところによると、

『あれは井上自身の考へだ。〔中略〕其際に丁度私が京都から大阪へ著したが、まだ夜の引明けで、登城する譯にゆかないので、阿部豐後の宅へ行つた。そこで委細の話を阿部豐後から聽いた。斯う〳〵いふこと〔勅許なくして開港の內諾を與ふる事〕にしたといふから、それはどうもいけない。前々ハルリスの來た時にも、朝廷へ伺つて御許可のない中に、私に條約を結んだといふ議論がやかましかつた。それに今又其通りのことをしては、迚も治まらぬから、どうともしてこれは日延をして、さうして朝廷の方へ申上げて、是非御許になるやうにしなければいかぬ。といつてゐるところへ、井上主水が自分で考へて、これはどうも容易ならぬことだ。私が行つて一つ外國人に直談をして、是非日延を聽屆けるやうにしようといふので、自分で全く出て行つたのだ。〔中略〕それで井上主水が行つて日延を承知したんだね。して見ると阿部豐後も松前伊豆も、自分は閣老で居ながら、主水が行つて承知したものを、二人でどうも出來ないといつて、朝廷へ申上げるといふのは、二人に於て甚だ濟まぬといふことになつたのだ。それからして、あの二人は退役といふことになつた』と語つてゐる。事の順序は自から明らかである。人間は何處まで行つても感情の動物だ。公理公論の間でも、結局は愛憎の支配を免がれぬ。『蟲が好かぬ』といふ間柄が、何處までも一橋、幕閣の間に蟠かまつて行くのを、避けることが出來ないのであつた。

【八】 家茂將軍の辭職奏上

及ばずながら自分も畢生の努力を盡して見よう。將軍も親しく上京して闕下に勅許を請はれたらよからう。さう一橋は力說するのであつた。慶喜の心中には、深く期するところがあつた。それは『是れ予が三たび死を決するの一なり』といつてゐるのを見ても、慶喜の覺悟は察せられる。宮中においても、今度といふ今度は無理なことは仰せられまいといふ豫測も、彼れの目算にあつた。それで一橋は、直ちに京都に上り、將軍の來るを待ち受けることになつたのである。然るに將軍は遂に來らずして、意外にも『將軍家辭職』の上表が到達した。

辭表の日附は、實に慶應元年〔丁丑〕十月一日であつて、之れが朝廷に達したのは、翌々十月三日のことであつた。その文に曰く、

家茂將軍の辭職奏上〔慶應元年十月朔日〕

臣家茂、幼弱不才の身を以つて、叨に征夷の大任を忝り、及ばずながら日夜勉勵罷りあり候ところ、內外多事の時に膺り、上、宸襟を安んじ奉つり、下、萬民を鎭撫仕り候こと能はず、しかのみならず、國を富まし兵を强して、皇威を海外に輝やかし候力これなく、竟に職掌を汚し申すべくと、痛心の餘り、胸痛强く鬱閉致し罷りあり候。然る所、臣家族の內にて、慶喜儀は、年來闕下に罷りあり、事務にも通達仕つり、大任

に堪え申すべく存じ奉り候に付き、臣家茂退隱、慶喜に相續仕らせ、政務相讓り候間、臣家茂の時の如く、諸事御委任、爲し下し置かせられ候やう、偏に希願奉り候。尤も當今時務の儀に就いては、別紙を以つて奏聞仕り候間、右慶喜へ御沙汰御座候樣、願奉りおき候。

丑十月朔日〔慶應元年〕　臣　家　茂

そして所謂別紙なるものには、次の如く述べられてあつた。

辭職理由別書〔同　上〕

臣家茂、謹で宇內の形勢を熟考仕り候處、近來追々變遷致し、親和を結び、有無を通じ、互に富强を計り候風習に推移候上は、天地自然の氣數、止むを得ざるの勢に之れあるべく存じ奉り候。就ては皇國に限り、一向、御外交あらせられず候ては、卑怯退縮の姿に相成り、御國體御國威、共に却つて相立ち申す間じく、既に先年下田に於て、亞米利加使節と和親條約取替へ相成り候も、右等斟酌の上遂に奏聞御許容相成り候儀にて、共れ以來、追々鎖國の舊格を變じ富强の基を漸々相開き候處、其後、外夷拒絕の儀、仰せ出され候に付成るべく丈け、聖諭遵奉仕り度き志願に御座候へ共、無謀の掃攘は致すまじき旨、尙ほ仰せ出され候趣きもこれあり候間、何れにも富國强兵の策相立て候上ならでは、膺懲の典も行はれ難く、就ては彼れの長ずるところを採り、貿易の利を以て、多く船艦を備設し、夷を以つて夷を制するの術を講じ候事、當今第一の急務

と存じ奉り候。是れまで種々苦心罷りあり候折柄、防長の事件相發り、終に大阪迄出張仕候處、計らずも夷艦、兵庫港へ渡來、條約廉々、改めて勅許之れあり候やう申し立て、若しも家茂に於て、取計ひ兼ね候へば、彼れ闕下へ罷り出で、直に申し立つべき旨申し張り、種々論斷を盡し、應接仕り候へ共、何分承諾仕らず、去りとて無謀の干戈を動し候ては、必勝の利、覺束なく、たとへ一時は勝算之れあり候ても、四方海を環らすの御國柄、東西南北、且に暮に攻掠を請け候て、戰爭已む時なくんば、皇國生民の糜爛、此の時より相始まり申すべく、不仁不慈、此の上は之れあるまじく、誠に以て嘆かはしき儀、臣一家の存亡は姑らく差しおき、寶祚の御安危にも關係仕り、實以つて容易ならざる儀にて、陛下萬民を覆育遊ばされ候御仁德に相悖り申すべき哉。臣家茂に於ても、職掌相立ち申さず候間、右等の處、篤と思し召し分けさせられ、恐れながら衆議に御動搖これなく、斷然と御卓識を立てさせられ、何卒、改めて條約面、虛を去り實を存し、至當の談判仕り候儀、判然と勅許成し下され候やう仕り度く、左候へば、如何やうにも盡力仕り、外夷制禦の實備を立て、內は防長追討の功を遂げ、上、宸襟を安んじ奉り、下、萬民を安堵せしめ、臣家茂、祖先の志に報ひ申すべき志願に御座候。皇國如何やう英武の御國に候得共、萬一內亂外寇一時に差し湊ひ、西洋萬國を敵に引き請け候ては、終には聖體の御安危にも拘り、萬民塗炭の苦に陷り候は必然の儀と、誠に以て痛哭慨嘆の極、假にも治國安民の任を荷ひ候職掌に於いては、如何やう御座候共、施行仕り候儀、何分にも忍び難く存じ奉り候。之に依て前文申上げ候通り、速に勅許の御沙汰成し下され候はば、寶祚の無窮、萬民の大幸、此

の上なく、千々萬々懇願奉り候。寔に悲嘆號泣の至りに堪へず存じ奉り候。尤も外夷闕下に罷り出で候やう相成り候ては、深く恐り入り奉り候儀に付き、精々盡力談判を遂げ、來る七日迄、兵庫港へ差控へさせ候間成る丈け早々、御沙汰成しなされ候やう仕り度く、此段奏聞奉り候。

慶應元丑年十月　　臣　家茂

かくして將軍は、その職を拋ち、『明三日（十月）六つ半時の御供揃ひにて當地（大阪）御發途、先づ伏見へ入らせられ、御泊り遊ばされ、それより東海道還御遊ばされ候』旨を達したのであつた。

【九】安政假條約遂に勅許

一橋慶喜が、伏見に待ち受けて將軍に謁し、何故の辭職なりやを問うた時に、家茂は『別に病氣といふのではないが、老臣共がかくせよと申したのぢや』と答へたのに見ても、此事が、將軍の眞意に出でた辭職でないことは明らかである。

阿部豊後、松前伊豆兩相の進退は、一に幕命によつて決すべきである。それを朝命を以て處罰されたのは、慥かに政治への干渉であり、將軍の存在を無視されたものであるといふ感情が、一時に幕臣中に漲ぎつたのは事實だ。外國奉行山口駿河守（直亮）向山一履（隼人正）の兩人は、進んで『將軍辭職論』を力說し、

『將軍家の閣臣を、朝命によつて免罰されるやうでは、幕府の權なるものは、全く無視されたものだ。無權の

將軍は、有れどもなきに等しい。今日以後、何によつて天下の政を行ふことが出來よう。宜しく家茂公は將軍家を辭せられ、後は慶喜に一任して、直ちに關東に引き上げられて然るべしだ』

と慨論した。辭職の文章は實に向山一履の草するところであつた。議愈ゝ決せらるる時には、流石に、城中は水を打つたやうに靜まり返つて、一人の聲を發するものもなく、唯だ、忍び音に泣く響きのかそけきのみであつたといふ。

家茂の辭表を讀んでも、辭職せなければならぬ程の理由は、文面にあらはれてゐない。條約の勅許を請ふぐらゐのことならば、何も辭職には及ぶまい。殊に將軍家の職は、老中、年寄などとは違つて、苟くも一國政治の代表である。その在位は、天下の重きを擔うてゐる。一旦の感情や、情僞に支配せられて、左右すべき性質のものではない。飽くまでも天下の公理に基づき、盡すべきを盡すべきである。

家茂辭職の肚裏を、赤裸々に暴露すれば、

『慶喜が何かといへば幕府をいぢめるのは不屆だ。開港の內諾を與へようとすれば、それを遮ぎつて、飽くまでも勅許を得なければならぬといふ。故意に幕府を苦しむる態度だ。阿部豊後、松前伊豆を朝廷が罰せられたのも、一橋の猿臂を伸ばしての仕事だらう。井上義斐をして閣老の足元をすくつたのも、慶喜の陰謀だ。そんなに楯をつくなら、一つ自身でやつて見るがよい。ままよ將軍職を捨てて、慶喜におつかぶせてやれ』

といふのだ。

慶喜が後に『閣老が予をして窮境に立たしめんとせし策略のみ』といつたのは、必ずしも彼れの放言とばかりはいへぬ。慶喜いぢめの私情の爲めに、將軍職を擲つたのは、天下の公職を侮辱するものであると同時に、自から卑うするの、甚だしきものであつた。

幕閣は之れによつて溜飲を下げようとした。然しながら私情による鬱氣を散ずるが爲めに、將軍職を手段に用ゐたことは、自から將軍家を輕ろんずる處置であつたことを、否定することは出來ない。これあるが爲めに、幾何、徳川家の威嚴を傷つけたかは、彼等の勘定にはなかつたのである。

＊　＊　＊　＊　＊

家茂辭職の上書は、尾張大納言によつて十月二日、二條關白〔齊敬〕に提出され、十月三日、闕下に呈せられた。翌十月四日、一橋の參內を期として、天皇は小御所に出御あらせられ、諸卿を召致せられて、衆議の決するところを、聞し召された。

席上においては、慶喜最も辯じ、條約勅許の已むべからざる事情を力說した。所謂長袖緩帶の公卿達であるから、外人が今にも、京都に押し寄せて來るかとの恐怖に襲はれ、斷乎として決するところがなかつた。そこに乘じて、一橋も、小笠原壹岐も、恫喝を用ゐて、勅許の英斷を迫まるのであつた。壹岐は關白の優柔を壓して『殿下において、若し飽くまでも勅許不可論を固持せらるるにおいては、今にチヤン〳〵坊主になつて了まはれませうぞ』と嚇しつけた。慶喜は慶喜で『かくまで申しあげても、尙ほ御許容がないとならば、最早や致し方はござ

らぬ。予は屑く責を引いて、屠腹するの外はない。一命は固より惜しむところではないが、若し自分が屠腹したことを、家臣の者らが聞き傳へたならば、如何やうなる手段に出るかも知れないのでござります。その邊充分御覺悟の上で、御果決あらせられい』などと、凄文句を並べたりして、公卿の膽を奪つた。

傳奏衆にも骨力ある公卿は見當らぬ。近衞卿〔右大臣〕の如きは、その夜〔十月四日夜〕窃かに非藏人口に薩藩士大久保利通、岩下方平、藤井右内、井上大和等を召し寄せておいて、議いよ〳〵迫まつた時に、彼等の意見を求めたりした。その時薩藩士合同の意見は、一に天下の公議によつて決すべきものであるから、諸侯會議を開くまで、時日を遷延せよといふのであつた。此の爲に、大久保は福井に赴むいて春嶽の入京を促がし、西鄕は歸國して久光の東上を決したが、此時までは、未だ諸侯會議の手順整はず、流石の薩藩士も、薩摩一藩の力のみを以つてしては、未だ氣遲れがしたのであらう。

十月四日の大久保の日記に曰く、

【十月四日】〔慶應元年〕一内府公〔近衞忠煕〕え參殿之處、二條公〔關白齊敬〕御書參り、今朝一橋〔慶喜〕乘切りに而歸京、今未明大樹〔將軍家茂〕伏見着。一・會面會、今日二條城え着之處に治定仕候付而、御安心、御屆申上ると之御趣に御座候。依而今日、御參は、酉刻に可レ被レ成と之趣、暮時分より、御一同御參、一・會・桑・小笠原〔長行〕等也。

一今晩、徹夜之御評議也。今夜半、内府公より、周旋方、可二罷出一との事に而、藤井兄弟〔藤井良節・井上

大和〕御所え罷出候處、幕府より、申立之趣、既に七日〔十月〕迄之期日も相迫候間、今晩中、御決答被ㇾ下度異人申立之次第は、第一、是迄之條約を改而、勅許之條約に仕度と之趣に付、何れ願意通、不ㇾ被二仰付一候而は、兵端を開くと申張候間、共通被ㇾ許度、左候へば、兵庫開港之義は、如何樣共、申聞可ㇾ仕、無ㇾ左候得ば、終に焦土と可二罷成一、第一一橋より、頻りに暴威を以、申張候由。賢侯御召來會の上、不拔之國是御定、御決議可二相成一、段々御議論、相成候得共、言上通、勅許不二相成一候得ば、寸歩も退き不ㇾ申と申上、中々微力之朝廷に而、御踏答、六ケ敷、內府公にも必死之御はまりに而、御盡力被ㇾ爲ㇾ在候へ共、勅使之義〔大原三位を勅使として外艦に遣はすの議〕も、不ㇾ被ㇾ行、終に三港條約之勅許、相成候由に御座候。

之によつて見るも、薩摩は、何處までも、諸雄藩主を京都に集合し、朝廷より御下問を受けて、之に奉答し、大いに國論を竭して、外交談判に處しようとしたが、準備未だここに至らず、慶喜は逆抑しに押しつけ、强談判を進めたことがわかる。後に大久保が、條約勅許となつた後二日、十月七日附を以て、此間の事情を、歸國在藩中であつた西郷及び蓑田に報告した書簡に、薩藩の態度が明瞭に記され、且つ一時朝議が薩藩の論に決し、大原三位を勅使として、發遣さるることになつてゐた、前後の事情をも明らかにされてゐる。

西郷・蓑田に與ふる大久保利通の書〔慶應元年十月七日〕

〔前略〕一四日〔十月〕……今夜半、內府公より周旋方え可二罷出一御沙汰の由にて、御所より申來、藤井宮內・

井上大和・非藏人え罷出候處、內府公御逢にて、今晩の御評議、別て御配慮被ㇾ遊候。異人申立の處、兵庫開港は第二三にて、三港勅許の開港にいたし度との趣意にて朝議の處、諸侯御召の上、公議を以て、不朽(ふきう)の處置被二召付一度、依て來會迄の時日遷延の應接いたし候樣、御論判相成候へども、一橋邊より申上候は、中中左樣の應接いたし候とも、承服いたし候夷情に無ㇾ之、則兵端を開き候へば、忽ち皇國焦土(せうど)と相成、不ㇾ可ㇾ謂の御至難、相迫候義と申上、迚も遷延の應接は出來不ㇾ申と差究(さしきはめ)、一橋よりも申上、內府公も十分御議論も被ㇾ成、必死御振はまりの事候へ共、右次第にて不ㇾ及二御力一候付、薩藩より應接の處、御請合にて、言上の意有ㇾ之間敷哉の旨、御沙汰に付、委曲奉ㇾ畏、當座私共より取究難申上候に付、重役共え申聞、何分可二申上一、御返詞申上候との趣にて、兩人歸參候間、尙吟味の上、兼て內評も致置候事故、左の通、

兵庫開港三港　勅許の儀、不二容易一、皇國の御重事にて、輕率に　御許容相成候ては、天下の人心不二居合一、皇威相廢候御場合付、有名侯伯　御召の上、天下の公議を以、御評決相成、右來會時迄、時日遷延の爲應接、朝廷より可ㇾ然御方樣　御差向相成、薩藩え隨從被二仰付一候はゞ、盡二死力一、十分差はまり、十に八九は遂二成功一度、奉ㇾ存候事。

右口上の代りに相認め、井上大和　御所え持參、內府公え差上候處、則御評議相成、大略御治定、大原卿え勅使被二仰付一候筋に相決候間、追付薩藩え御當可二相成一、早々用意いたし候樣、御沙汰に候段、翌五日早天、大和罷歸申出、佐二右衛門殿、小子隨從の筋に相決居候處、小子　內府公より被ㇾ召候段、御所より申來、早

早罷出候處、大原殿え御逢申上、趣意申上込候樣との御事にて、大略演說いたし候處、別ての　御決心にて只今　殿下より　御內達拜誦いたし、第一貴藩より建言の由候間、萬端御賴被レ成候。併少々亦異論相起候哉にて、折角御評議中と被レ察候間、追付御決定可ニ相成一候間、夫迄相待候樣　御沙汰にて、七ツ後迄奉レ待候處、內府公御下りにて、迚も相行候丈に無レ之、只今一橋え御激論に被レ及、實に强情に申張、此儀　御許容不ニ相成一候ては、寸歩も退席不レ仕と申募、若此儀　御許容にて奉レ迫候諸藩も御座候はゞ、私處置を加可レ申と迄申上、迚も致方無レ之勢にて、乍ニ御殘念一三港條約丈は　御許容相成候筋、御內定相成候との御事にて、尤　尹宮の御隱計(いんけい)共有レ之、無ニ致方一御勢の事に被レ伺申候。此上は諸侯　御召、且兵庫開港の處、御動き無レ之處、第一に可レ有ニ御座一段、屹度申上、退出いたし、大原卿にも一橋え手强く御激論に相成、終に箇樣の大事件、前以及ニ言上一候はゞ、諸藩御召にも相成、篤と可レ被レ盡ニ衆議一候處、昨夜に相成申出、則御決答被レ下度と申儀、難ニ心得一段、御詰問に相成候處、一橋申上候は、是は私一人の重罪に候間、如何樣共嚴罰を可レ蒙と、居丈高に成て、申上候仕儀(しぎ)に御座候由。

是に由つて之れを觀れば、條約勅許に關し、一橋慶喜が、如何に『ここぞ』とばかり、必死力說を加へたかが察せられるのである。

曩(さき)に慶喜等が、條約勅許を請ふの書に曰く、

外國條約勅許允請の書〔慶應元年十月五日〕

此程不レ料、外國船兵庫え渡來條約之儀、改而勅許有レ之候樣申立、若幕府に於而、取計兼候はゞ、彼闕下へ罷出、直に可ニ申立一旨、申張、種々力を盡し、應接仕、來る七日〔十月〕迄は、爲ニ相扣一候得共、何れにも、御許容無レ之候而者、退帆不レ仕、去迚無謀に干戈を動し候得者、必勝之利無ニ覺束一、縱令一時は勝算有レ之候共、西洋萬國を敵に引受候時は、幕府之存亡は姑く差置、終には寶祚之御安危にも拘り、萬民塗炭之苦を受可レ申、實以不ニ容易一義に而、陛下萬民を覆育被レ遊候、御仁慈にも相戻り、假りにも治國安民之任を荷候職務に於而、如何樣御沙汰御座候共、施行仕候義、何分にも難レ忍奉レ存候間、右之處、篤と思召被レ爲レ分、早早勅許被ニ成下一候樣仕度、左候得者、如何樣にも盡力仕、外國船退帆仕候樣、取計可レ申奉レ存候。

十月五日〔慶應元年〕

小笠原壹岐守
松平越中守
松平肥後守
一橋中納言

飛鳥井中納言殿
野宮中納言殿

元來、四國公使が、三國軍艦を横濱から兵庫へ回航せしむるに至りたるは、全く幕府の關せざるところではない。幕府側では、却つて薩州が、幕府を苦しむる手段として、英國人と通謀して遣つた仕事だとも風說したが、寧ろ幕府との交涉の結果といふも不可はない。或る意味からいへば、外艦兵庫入港は、幕府は、その前後の事情に鬬し、百も承知の上といふべきであつた。要は結果があまりに重大な形勢となつたので、自から驚ろいたまでである。

一橋等の奏上は、見え透いた脅し文句である。『外國公使等は、直接朝廷へ乘り込んで、直談判を致します』だの『無理に開戰すれば負けます』だの『世界萬國を相手とすることになり、朝廷が危ない』だの『國亡び民苦しんでも宜しうござるか』だの、居直り强盜の文句まがひの口を利いてゐるのは、何としても幕府の圖々しさを露呈してゐる。『勅許さへ下されば跡は何とでも致します』といふのも知れ切つた談で、その『勅許』を得る爲に、黑船を攝津の海へ、おびき寄せてゐるのではないか。

それほどの事態が、外艦の入寇に伏在してゐるのならば、何故に幕閣は、進んで外國公使と强硬な談判を開始しないのか。何一つ碌な交涉もしないで、朝廷脅しに凄文句を並べ立てるのは、日本の爲に交涉してゐるのか、外國の御機嫌伺ひの爲に遣つてゐるのか、頓とその主體が判明しない。要は彼等は、幕府の窮境を脫れようとする、目前の糊塗策にのみ、腐心してゐるに外ならぬ。

朝廷に若し時務を知るの俊傑あらば、皇國不汚の本義に則り、斷乎として幕府の要請を退ぞくべきところだ。

退ぞけたところで、三國艦隊が發砲する氣遣ひは、寸毫もなかつたのである。長袖公卿では、兎てもそんなことは出來ず、蛤御門の變でさへ、膽を冷してゐる位だから、此の上、外國軍艦にドン／＼大砲を打ち込まれては、と、慶喜の脅の文句に、青くなつて了ひ、直に在京の諸侯伯に下問して見ると、一同、

『勅許あつて然るべう存じまする』

と同音に答へた。二條關白〔齊敬〕は、之を聖上に奏上申し上る。聖上にも、萬已むを得ずと思召されて、

勅書〔慶應元年十月五日〕

倩、熟考候に、官武之議論、透聽處、實以不容易義、時刻を移し候而者、取戾不相成、及場合、左候得者從神宮連綿之皇統、忽廢絕候而者、朕一分之義に而は、決而無之、於朕代、右樣之所置候而者、實以申譯無之、恐懼不過之候。且萬民塗炭之苦患は眼前、左候得は、是又不忍見聞、實以痛心候。此上は一橋始、申出候に委せ候外無之、實に差向難默止次第、推察に而、可承服候事。

と、二條關白に仰せ下された。

皇祖皇宗に對して申譯がない。又た天下億兆の苦患を見るに忍びないと仰せ玉うて、御心にあらせられざる條約に、遂に勅許あらせ玉ふ。御宸懷のほどを拜察し奉つれば、百歲の後、讀む者をして、皇の憾に敵せんとする心の、湧起するを覺えしむるではないか。

茲において、二條齊敬は、聖意を奉じて、將軍に次の宣旨を傳へた。

宣　旨〔慶應元年十月五日〕

條約之儀、御許容被レ爲レ在候間、至當之處置、可レ致事。

大　樹　え

と仰せ出さるるに至つた。實に安政五年以來、天下物議の種となつた神奈川條約も、慶應元年〔乙丑〕十月五日を以つて、遂に勅許を受くるに至つたのである。久しく朝・幕の葛藤となり、結んで解けなかつた條約勅許を鷲摑みにして出て來たところは、流石に慶喜である。

家茂の將軍家辭職はお允しがなく、辭表撤回、そのまま居据りといふことになつた。條約の勅許があれば、何も辭職するには及ばないのであるから、幕府にとつては、願つたり叶つたりであつた。十月七日、家茂は上書して『是までの不行屆は御咎めもなく、却つて御沙汰に及ばれ難しとの、寵命を蒙むりたれば、感激の餘り、病を推して出勤し、從前の非を改め、浮虛を去り、質實を務め、政道を確立して、上は宸襟を安んじ、下は萬民を保するやう、及ばずながら勉勵すべし』と、早や變りをして了まつた。

朝廷においては條約を勅許あらせられ、兵庫に繫留してゐた外艦は、薄煙を殘して去つた。將軍家も元通りといふ結果をみたのであるから、幕府にとりては、一大成功であつた。ホツと安堵の胸を撫で下ろしたのはよいが

之れが爲めに在野の士氣は、一層急調を帶びて來たのを忘れてはならぬ。

未解決の問題として、長州再征は眼前に横たはつてゐる。長州の木戸、高杉は何事を考へつゝあつたか。薩州の西郷、大久保は、久光を擁して何事を試みんとしてゐたか。此の間に飛燕の如くめぐり、快隼の如く來往するものに、土佐の阪本龍馬あり、中岡愼太郎あり、洛外に久しく蟄居してゐた、岩倉入道友山の邸に、暮夜ひそかに人影をすら見るに至つた。幕末驚天動地の大快擧は、山頭一抹の浮雲に、早くもその片影を認むべきであつた。

【參考】兵庫開港談判の追懷　〔山口泉處〕

慶應元年でした。兵庫へ外國船が這入て來たのを、私大目付兼外國奉行で、大阪へ行つて、直に命を蒙りて、彼を喰留めるには、隨分骨を折りました。會津其外の藩には、惱されましたよ。勅命に從つて……弊藩が受持て夷人を斬ると云のです。京都からは、斬り攘へと云。斬れば騷動が出來る。中々苦勞でした。外國人に歸れと言ても、中々歸らない。所が彼のとき、日は忘れましたが、今でも夢に見る樣ですが、老中の阿部豐後守と云人に、是非否やの決答を九月六日〔廿六日の誤〕に仕て吳れろと云のでした。其時豐後は、なあに己が腹を切れば濟むから、決答する覺悟だと言ましたが、愈ゝ六日の前日五日〔十月朔日の誤〕に阿部豐後は、御役御免でした。所が前代未聞の事で、禁中から老中の免職を申て來たのです。私が坂城へ往て居たのですから、外國事件を何うか爲ると云ふのでしたが、私が往た所が無益だからと、種々譲りましたが、何うしても仕末を附けなければならぬ。將軍家が御上京遊ばして、攘夷のことを取消しになる樣に、奏上して居る。私は、大阪に止つて居りましたが、日限が切迫して來て、耐りませぬから、七日に京都へ往かうと思ひまして、淀川船に乘て往きました。船から上ると、向ふから前回に出ました松浦と云人が、馬に乘て來た。何所へ往くと言から、京都へ往うと思うが、貴君は何所へ往くのだと申すと、昨夜勅諚が下たから、大坂の老中松平伯州並貴君の方へ、寫しを持て

往くのだと申しましたから、それではと云ふので、河邊の茅屋に這入て、拜見しまするど、兵庫大坂は許さぬと云ことです。是では往かぬ、兵庫大坂までも許す、と云ふのでなければ、迚も屆かぬと申したら、松浦が私に、然う仰たつて駄目です、と申した。大坂の留守番は、松平伯耆殿ですが、愚圖〳〵して居ると、夷人は端船で上陸し、直に京都へ出ると云事だから、何にしろ私共では屆かぬが、小笠原壹岐殿は何うしたと云と、不快だと云ふ。そんなことを言て居る場合ではない、出て貰はなければ困る、と云て、そんな問答をして居た所が、追々夜は明るし、駄目だから、それから大坂へ引歸つて、外國船は天保山沖に居ります。此方の船に乘て出だしました。何でも外國人の足を捕へても、上陸を止めようと思ひまして、シーボルと云和語の出來る人が、英國船に居たのですから、シーボルに遇た所が、御老中は誰が出て來ると問ひました。御老中は誰が來るか知りませぬから、小笠原壹岐守が來るだらうと云ので、確にも言はず、曖昧のことを申して置きました。暫くすると、向うから赤い船に鎗を押立て來たから、誰か來たらうと待て居りますと、小笠原が來れば宜いがと思つて居りました。小笠原が來れば、どうか應接も出來やうが、他の人では六ケ敷と心配して、望遠鏡で見ますと、松平伯耆守だから、しまつた、何であんな人を出したのだらう、と云たが仕方がない。其中船が近附きましたから、端船を出して、此方の船へ乘移りましたから、貴君は今度の事情を、委細御承知の上で、御出になりましたかと言ふと、私は存じませぬが、貴君方に御尋ね申してと、京都の同列より申越たと云のです。是には落膽しましたな。小笠原は何うした、と云と、不快で出られぬから、拙者に出ろと云のです、と言はれた。兩人が能く心得えて居るからと云のですが、困りましたよ。私に附て居た御目付は、赤松左京と云人です、左樣です、私等は事情の意味は知て居りますが、貴君方が今日、何とか決着なさつて、決答がなければ、約束通りに京都へ往て仕舞ひます。京都へ往かれては、事が六ケ敷なるからと申すと、それは困つた、然らで御座るか、此御勅諚では全く注文違ひで、兵庫も大阪も、條約面通り開くと云のでなければ往かぬのです。松平、どうか取計ひはあるまいか、彼是、暇取て居ります中に、英船の方でも、今に誰か來ると云ので、待て居たのですから、松平伯耆守の乘て來た船を、見附たものですから、シーボルが又端船に乘て遣て來ました。御老中が

來たかと問ますから、來たと申しました。全體、本船は兵庫に居るのですが、一線此方へ來て居たのです。本船へ早くと云のですから、仕方がないので、松平伯耆守に隨て本船に往きました。乗移つたときの體裁は、可笑、パークスが言には今日は決答の日であるに、何故阿部豊後守は來らぬか、同人は退役させた、大切の老中を此場にて退役させるのは可笑、退役は嘘だらうと申しました。種々事情あることも申し、それは第二として、兵庫大阪は何うですと申した。それに就て大君(將軍)も京都に出られまして、勅許は斯うだと言て、寫を示しました所が、パークスが大變怒つて、眞赤になつて仕舞ひました。とど斯んなものはペケだと言て、それを松平に對て擲り付けまして、さうしてぐる〳〵客座の廻りを歩いて居て、手が附けられませぬ。私は勝手に仕ますと言て居ました。私は外國人の腹を立に早いことは、度々出遇て知て居りますから、今に疲れたら、椅子へ掛るだらうと思つて、暫らく無言で居りました。彼是十二三遍も、ぐる〳〵廻つて椅子へ腰を掛けましたから、私が成程、貴君の怒るのも尤もだが、我國の老中が出て來たのだから、無禮を咎むる譯でもないが、斯云う失禮をするのは、兩國の交際上に於ては、如何なものだ、私の方から使節が往て、斯云ふことを仕たら何うすると申して、論を横道へ持て往きました。其答には詰つたのです。それから段々、內國の事情もあり、斯く々々の事になつて居るから、是は此儘にして、吾々が歸つたら、大君が建白して、京都に申し立てる方がありませう。まづ怒ると云ふは詰らぬと、種々申したが、話が纏まりませぬ。ここで御同樣に、ぐず〳〵言て居た所が仕方がない。惡いことは謝すとして、まづ、事の早く運ぶのが、肝要だから、それにまだ、佛蘭西の船へも往かなければならず、亞米利加へも、往かなければならぬ。日が暮れて仕舞から、パークスが、それではまあ、佛蘭西の船へ、往て御出でなさい、と云ので、他へ廻つて、それからに仕樣と云ので、それから伯州に伴ふて、佛蘭西の船へ往て、レオン・ロセツに遇て、佛の書記官カションを通辯にして、一應あいさつ仕ますと、公使が、大分英船では暇が取れましたなと申した。いや何うも英船では、酷い目に遇た。是々だと申したら、さうでせう、彼奴は、酷い人物です。虚假威(おどか)しです。私は、能くロセツに賴みました。迚も此事情では、仕方がないから、其儘で濟ふとは思はぬが、何しろ、京都が斯んな鹽梅だから、會藩などは、斬るなど

と云ので、迚も往かぬ。斯んなことに係り合て、政府を何うして呉れる積りだ、困るじやないか、何分國内の事情が斯うだから、茲を酌して貴君が仲裁をして、取計つて呉れと頼みました。ロセツが、宜敷う御座ます。私が引受ませうが、暫く考て居ましたが、老中の連印で、兵庫も、大阪も開く、後日、必ず開くと云ふことを書いて呉れ、それを持て取計ふ、と云のですから、それでは、伯州に相談しようと云ので、其事を話すと、拙者一名なら宜いが、老中連印となると、皆に一應話をしなければ、談判のやうなものだからと云のです。私は、成程御尤です、併し、談判する位に奮發するか、パークスが彼の通り怒つて居るから、事を敗るか、二に一の場合です。私も此事を仕遂げなければ、到底駄目だと思ひますから、何うでも宜敷いと申したら、伯州が、是は大事件じやなと申しました。詰り談判をして、貴君と私が罪を蒙れば宜しいのです。定て重罪に處せられませう。と申した。それでは、と言て、暫く考て居りました。歸つたら、私が無理に斯云ふことをさせたと御仰いと申した。松平も無理に御手前に爲せられたと言ては、拙者の顔が立ぬと云のでした。實に話のやうです。仕方がないから、書かせることとなつた所が、他の老中の花押が知れませぬ。然るに伯州に隨行の御祐筆に問合せると、兼て老中方の花押は、寫して持て居るといふから、私が鼻紙へ下書をして、御祐筆に書かせ、小笠原壹岐守松平伯耆守、松平周防守、と連名でした。其文言は、此度斯云ふ勅諚が下つたけれども、將軍の主意は、各國と條約を結んだ以上は、精々京都へも建白をして、何れ吾々が受合て、大阪も兵庫も開くと云樣な文面でした。それを持て、ロセツが出掛けて往ました。最う日が暮れて仕舞た。船は一同に、大阪の方に向けて出立する計りの樣子で、煙を上げて居るのです。他の人、佛蘭西の船に待て居りましたが、私は證據人に、ロセツと一所に引張られて往きました。何だか其詞は分りませぬが、パークスとロセツとの談判が餘程長かつた。それから大概宜いと云ので、是を各國に一通宛にして呉れと云ので、それ丈書かせて、今度は、私一人が直かに持て往きました。それから漸く談判も濟で、唯承知したと計りでは安心が出來ませぬから、聞きますと、横濱へ往くと云ことで、私が見張の爲に殘つて、若し引拂はぬやうなら、又何とか談判して退船させろ、と云ので、それから兵庫の廣島本陣に引取て、各國の船の往く先きを見て居りました。先づ此軍艦追々

出帆しました。それから安心をして、私の進退を何う仕ようか、大坂へ往た所が無益だから、まづ京都へ往からと思つて途中は中々劍呑です。コマ街道を山崎の方へ出て往きました。京都へ着て、二條へ往くと可笑のです。登城をして老中方に遇はふと思つて、御用部屋と云ふ所へ出た所が、小笠原が、お手前は登城を差止になつて居ると申しました。與に慶喜公も御在でしたが、小笠原が、お前は大變なことを遣たではないか、同列共の謀叛をしたかと申すから、仕ましたと言たそれに就て、勅諚を山口駿河が、書き改めたと云ふことだ。大罪に處すと云ふことになつて居ると申した。私は勅諚を書替た覺えはありませぬが、仕方がないのです。伯州も同罪だと思ふと云たら、さう思つても仕方がない。何をしたと云から、斯く〳〵の事情ですから、斯う〳〵爲たのだと言たら、それは尤だが、何しろ茲に居ては劍呑だ、どんな間違があるも知れぬから、早く歸れと申ました。御書付がないから歸れぬ、と申したが、早く歸れと云ことですから、幸ですから、東海道を往くと危いから、木曾を歸らうと願ひました。御書付を下さいと云と、御祐筆組頭が書附を持て來ました。座敷を出ると、栗本〔鋤雲〕に遇ひました。話をして往きたいが、此の忙き場合だから、長く話をする譯に往かぬと言て、立話をしたことがありました。翌日、供を連れて、木曾街道を、飛ぶが如くに歸つて來ました。

第二章　群雄雲の如く馳騁せる薩長聯合

【一】幕と薩との勢力抗爭

慶應初年の形勢は、實に幕と薩との掛合ひで動いてゐるといつてもよかつた。元より何事も朝廷の一令によつて決したのではあるが、朝廷それ自からは、何としても確乎不動の意見が立ちかねた。公卿衆の殿上生活が、波瀾曲折の實際問題に觸れて、何の用をも爲すことが出來なかつたのだ。

形の上からいへば、雲のやうな影のやうな、そして動かすことの出來ない朝廷の存在が、維新の大業を成就した源泉ではあつたが、雲煙縹渺の朝廷なかつせば、幕府は今少しく明快な態度に出ることが出來たに相違ない。勝つも敗くるも、利も害も、すべて徳川家の一身一體にかかるのであつたならば、安政以來の大失敗は、或ひは之れを少なくしたかも知れぬ。開港したければしようし、條約が結び度ければ結ばうし、得失共に我身にかかると思へば、それだけ覺悟も決心もついたであらう。

嘗て一抹の雲と見過したものが、今や不動の大山となつて現はれ、儼然としてその山影を、倒しまに江戸城に投じ來つては、流石の徳川家も、之れを全く度外に置くことは出來ぬ。或る場合には責任をなすりつける好存在ともなつたが、多くは幕意遂行の一大障礙であつた。左せんとすれば右を指ざし、進まんとすれば退却を命ぜら

れ、腹立まぎれに、將軍職を投げ出しても見た。幕令一下、三百諸侯を令すること、嘉永以前の如くであるならば、何ぞ今日の窮境に立つの要あらんと、幕臣の思ふのも無理はなかつた。併しながら又た一面からいへば、朝廷の存在の爲めに、急激なる時勢の進轉が緩和されてゐるのである。朝廷の意志なるものが、必らず一定不動のものでなかつたにせよ、朝廷の存在は、充分に幕府の專制を遮ぎつてゐる。政治的意味からのみ見ても、朝廷の存在は、幕末の政局を安泰ならしむるに充分であつた。況んや大義名分の上において、立國本義の上において、民族精神の結晶たるにおいて、朝廷の存在が動かすべからざる根源であるにおいてをやである。

併しながら、總稱していふところの朝廷の意見なるものは、上御一人の意志のみでは決せられるとも云へなかつた。究極の大決は、至尊之れを執らせられたにしても、議を協り論を進むるものは公卿衆であつた。即ち朝議の責任者は公卿であつたのだ。公卿の議如何は、依つて以て朝議の決する基礎であつた。

いはゆる諸侯の『京都御手入』なるものが、盛んに行はるるに至つたのも、公卿籠絡の手段に外ならぬのである。此の點において、最も能力を伸ばしてゐるものは、何といつても薩摩と幕府とである。幕府といふよりも會津である。越前も宇和島も、共に藩主の歸藩と共に、京都に伸びた手まで退き潮となつてしまつた。土佐も浪人運動は盛んであつても、宮廷內まで手を伸ばすほどの組織は立つて居らぬ。尤も藩主容堂侯が、どこまでも主體を佐幕に置いたからでもあつた。長州は四面楚歌の聲で、手も足も出る騷ぎではない。

＊　＊　＊　＊　＊

その中において、松平容保が、守護職の要職にあつて、深く宮中の御親任があつたことは、何といつても京都の重鎮でなければならなかつた。京都御守護の職掌柄、兵力を擁して、輦轂下に號令してゐるのであるから、自づから權力の集まるのを、如何ともすることが出來ぬ。之れに對抗して、堂々たる武者振りを發揮したものは唯だ獨り九州南端の雄藩、薩州あるのみであつた。久光は文久以來、藩地に歸臥して、立ち出でないけれども、有力なる藩士は、京都・薩摩の間に、巧みに氣息を通じて、時勢の回轉を謀るのであつた。西郷南洲、大久保甲東、小松帶刀、吉井友實の徒が、幕府の頽勢を前にして、京都入説の花々しさを思ふ時に、人は薩州後年の勢力の、由つて來ること遠きを、察せざるを得ないのであつた。

此の意味からして、元治・慶應の政爭は、大觀して幕・薩の勢力爭鬪と見ても差支はなかつた。隨がつて朝廷の意嚮も、幕威の盛んな時には幕に靡びき、薩力の強い時には、薩に傾むくの情あるを、如何ともすることが出來なかつた。第一回の征長は正しく薩の力であり、西郷必死の努力によつてその結論を得たのであるが、第二回の征長は、幕の力を以つて大上段に振りかぶつて來たものであつた。薩が此の氣合ひを見て、第二征長を『無名の師』として反對したのも、一に朝意にあらざるを以つて理由としたけれども、肚の裡は、幕府の手先きとなつて溜まるものとかといふにあつた。

西郷が『天下の事悉く公議輿論に決せよ』と主張し、飽くまでも諸雄藩の連衡を策したのも、幕府賴むに足らずとの肚を決したからであつた。外艦入攝の際に、極力條約勅許の反對運動をしたのは、幕府の專擅を排せんと

するにあつた。要するに西郷の意志は、幕府よりも國家、幕論よりも國論に重きを置いたのである。一切の政治をして公議輿論によつて決しようとするのは、明らかに國家意識の發現であつて『幕府卽國家』『國家卽幕府』であるとの、封建專制意識を打破した、天皇御親政下における、民意暢達政治の萠芽であつた。

幕・薩の勢力は、一張一弛であつた。將軍辭職の動機が、冷淡な一橋慶喜をして憤激せしむるところとなり、死を決して力說した結果、薩藩の意嚮を代表する、近衞卿一派の諸侯集合論を一蹴して、遂に勅許となり、次いで長州再征の勅許さへ發せらるるに至つたことは、何としても薩州の運動を挫折せしむるものであつた。幕府は外艦を去らしめた勢ひに乘じて、いよ／＼再征の軍を發することになつたが、出鼻を挫かれた薩州は、斷然幕府と絕緣して、孤立無援の長州と手を組み、回天の壯擧を試みるに至つた。中根靱負が『薩・會の不和は、是れ天下の不和なり』と喝破したのは、寔に至言であつた。

【二】薩藩の雄藩聯合・國是一定運動（一）

大久保は越前福井に遊說

初め勅許降下以前、西郷、大久保、吉井等は、京都に相會して諸藩會合の議を凝らした。外交問題、征長問題が目前に逼迫したのは、西郷等の宿論であるところの雄藩合同・國是決定の最好機であるとし、西郷は歸藩して

島津久光に說き、大久保は越前に松平春嶽を說き、吉井は宇和島に伊達宗城を動かすことになり、夫々その途に上つたのである。

大久保は九月二十四日京都を出發して、越前福井に著いたのは、九月二十七日の晝であつたが、當時甲東が入說の要領は、次の如くであつた。

『私は去る八月二十五日、鹿兒島を發し、九月十三日大阪に着した次第であるが、西鄕、吉井とも合議の結果防長再征の擧たるや、名義分明ならず、到底不正の妄擧であることは、天下俱瞻の事であるにより、此の際は國家百年の大計を定め、かかる非謀の擧を遏めらるるやう、夫々周旋を試みねばならぬといふところに一決致したにより、私は卽日上京いたし、九月十四日近衞內府へ伺候して意見を申し上げた。內府は卽座に御諒解があつたのみでなく、尙ほ尹宮に伺候するやう內諭を受けたに依り、更らに尹宮に參上して拜謁言上に及び、又た尹宮の御添翰を以つて二條關白殿下にも進言したところが、共に御嘉納あつて、直ちに一・會・桑三侯へ此の議の相談があつた。之れを聞かれた三侯は、殊の外不贊成であつて、遂々九月二十一日、將軍參內して『旌旗を進め罪狀を糺す』云々の奏聞に對して、朝廷では『言上の趣き聞こし召され』云々との御沙汰となつて、ここにいよ〳〵將軍進發も迫まつた次第である。併しながら我々私かに前後の事情を察するに、天下の人心は今度の長州再征を以て、名義、明らかならずとして、疑惑を懷き、既に明らかに長州再征を非としてゐる以上此の上强ひて旌旗を進めらるるとも、必らずや幕府の威信を傷つくるの結果となるの惧れこそあれ、決して成

功を收めらるる筈はない。縱し幕軍勝利となつても、長州は決して之れに服從は致すまじく、若し萬一幕府敗軍とも相成らば、それこそ由々しき一大事であつて、天下これより四分五裂し、諸侯の乖くもの相次いで出づるに相違なく、實に危急切迫の秋と申さざるを得ない。幕府の爲めからいつても、征長の擧は之れを阻止せなければならぬ。それには諸藩連合の力を以つて國難に膺るの外はないのであるから、春嶽公にも意を決して上京が願ひたい。尤も我が藩の島津大隅守〔久光〕も、勿論上京して國事に奔走仕るべく、伊達宗城侯も御同樣と存ずる。春嶽侯には、我が大隅守とは、從來から御同論であるので、京都において何ぞ重大の變が起つたならば、必らず越前藩へ罷り出でて、侯の思召を伺ふやうにと、兼々仰付られて居りまするので、今回在京重臣等協議の上、お伺いたした次第である。』〔中根靱負秘錄〕

と述べ、十月一日を以て、春嶽上京の決意を聞いて、九月二十九日夜半、大久保は踵を廻らして福井を去り、十月三日、再び京都に歸つた。大久保の日記に、

【九月二十四日】一晝後、京都出立、同二十七日、晝、越前福井え着、中根〔靱負〕え、一封遣候處、直樣村田巳三郎入來、云々論判、則夜登城いたし候樣、御案內有レ之、則罷出候處、大藏大輔樣〔松平慶永〕拜謁、被二仰付一候。來る朔日〔十月〕御上坂、大樹公御機嫌御伺之名目に而、閣老え御質問之上、御盡力、若不二請付一候はば、其上時宜に而、御趣意御決し。

と記されてゐる。

後に中根靱負が、大阪城中において、小笠原壹岐守に面し、此時の大久保入說の次第を述べた一節に、

中根靭負の記錄〔慶應元年十二月十九日〕

〔前略〕小笠原殿〔壹岐守〕其藩〔越前〕に於て、心得居る、薩藩の內情は如何。參考の爲に承はりたしとありし故、中根〔靱負〕先日〔九月廿七日〕大久保一藏が福井に來りし事は、定めて聞及はれしなるへし。此時の大意は、九月廿七日迄に、長藩より人を出さされは、斷然御討入あるへき御決議にて、其月二十一日、大樹公御參內、强て御奏請の旨在らせられ、朝廷にても、其御奏請を御許容ありて、已に御暇をも仰出されたりとの事故、當時薩藩にて、既に斯の如き形勢に至れる上は、不日、大樹公には旌旗を進めらるるなるへし。然るに、天下の人心、大概ね再討の擧を非とする今日なれは、强て旌旗を進められても、御成功は、殆んと覺束なし。扨天下の大兵を擧け、剩へ大樹公、旌旗を進められし上、果して御成功に到らせられすは、幕府の權威は、今度限りにて、地に墜ち、天下は忽ち四分八裂なるへし。されは此節は、幕府に於て、深く人心の歸向する所に注目せられ、聊も粗暴の擧に及はるへきにあらすとの意見にて、已に此意見を建白すべしとの藩議もありし由なるか、近來嫌疑を重ねたる薩藩の事故、如何なる良策を建白したりとて、本藩限りの盡力にては、到底採用にはならさるへしとの議もありて、建白する事は中止しけれと、斯る危急の場合に方り、徒らに傍觀してあらんも、不本意なれはとて、更に在京重臣の決議を以て、事情を本國に報し、大隅守殿〔島

津久光〕の出京を請ひ、別に吉井幸輔を宇和島に遣はし、伊豫守殿〔伊達宗城〕に上京を勸め、又大久保一藏越前に來りて、大藏大輔〔松平慶永〕にも、上京する樣にと申立たるなり。扨此時大久保又申立しは、三侯上京〔慶永・宗城・久光〕ありて、協心戮力、危急の時勢を挽回せらるる事に盡力ありても、矢張、幕府に於て採用せられす、強て旌旗を進められ、いよ〳〵天下の大亂ともなりなは、直に朝廷を守護し奉るか、藩屛の任なれは、萬一斯る不幸に至らんにも、此節上京せらるるは、無益の事にあらさるへしとの趣意なりしか、此時大藏大輔にも薩藩の議に同しく、大樹公の旌旗を進めらるる事を非とし、急に上阪して、其意見を、大樹公に言上すへしとて、已に出發の期をも、一藩に觸れ示したる場合なりし故、其旨を大久保に告け、さて三人一同に盡力すへきや否やは、上阪の上に定むへきを約して、歸京せしめたり。云々

と記してゐる。卽ち中根靱負が傍證するところによつても、此の場合における、薩藩の態度が、既に幕令に服せざる意氣が見はれ、勢ひ已むを得ざるに至らば、直に兵力を集中して朝廷を守護するといつてゐるのであるから西鄕・大久保等が、勤皇雄藩主の京都集中によつて、何事を爲さんとしつつありしかは、太だ分明である。卽ち西鄕等は、幕府の頼みなきに、立派に見切りをつけ、條約勅許問題も、長州再征問題も、共に朝廷よりの御下問を受け、雄藩主合同諮詢の結果、左右を決しようとするのである。既に薩藩の此の意見には、幕府專制を廢し、朝廷親政に轉ぜしめんとする、牢乎たる藩論が、儼然としてその姿を現じてゐる。

薩藩の如上のやうな態度は、幕閣の目には、種々に妖怪のやうに映じ、その眞相を握ることが出來ずにゐた。

昨日までは會津と一緒になつて、禁門の守護に任じながら、今日は會津と分袂するやうな形を執るのは、何ういふ譯だ。又た尾張と協力して長州征伐に出掛けてゐながら、再征となると、急にお尻を向けるのは、何うしたことか。疑へば疑ふほど、暗鬼を生じ、その暗鬼が、所謂る流言蜚語なるものによつて、様々に色づけられ、いよ〳〵奇々怪々の姿となつて、幕閣を惱ました。中根の手記は、小笠原壹岐守との對談を追記して、此間の事情を明らかにしてゐる。曰く、

中根靫負の記録（慶應元年十二月十九日）

〔前承〕此の大久保か福井に來りし事の如きも、此節の御不審とある一廉なるへけれと、已に言上せし如き事實なれは、毫も不良の心底はあらさりしなりと申ししに、小笠原殿、しか事實を承はれは、其一事は敢て疑ふへきにあらされと、過般來、小松帶刀、多人數を引連れ、殊に大砲をさへ備へて、在京すとの事なるか、此事の爲なりや、尚不審なりとありし故、中根、薩の藩議は、前にも申上し如く、最早天下は大亂に至るへしとの意見なる上、當時外國軍艦の兵庫に滯泊せるも、只事ならす思はれし故、何れの道にもせよ、人數も大砲も、要用と心得しなるへし。又其頃、幕府は威力を以て、朝廷を壓せられ、二條殿下御落飾、賀陽宮御幽閉あるへしなとの、訛言も行はれし故、萬一其事あらはとの內意ありしやも測られす。又薩と會とは、從來意見を異にする故、會に對して、或は兵威を示すの意もあるへしと申ししかは、小笠原殿、薩と會とは、

懇親の間柄と聞しに、近來は、殊の外、矛盾のよし。如何なる仔細ありてならんと尋ねられし故、中根、昨秋、長人か京師に闖入せし頃は、協力の姿に見へけれと、實は從來、議論を異にし、眞の懇親にはあらさるなり。加之、防長御處置の事の如き、會は專ら討伐を主張し、薩は專ら安撫を主張し、各其執る所を異にする事は、現に貴官にも御承知なるへし。扨此事、昨秋、御征討の際は、薩士兩三輩、死地に入りて周旋し、遂に降伏謝罪に至り、一旦は十か九まて、薩の意見も行はれしか、其後再討仰出され、其周旋は忽ち徒勞に歸し、今日の姿にては、更に會の意見に從はるる事となりし故、薩が會に對して、不平を懷くも、其理なき事とは思はれすと申ししに、小笠殿、薩・會二藩の者か、不和なるには、此節專ら苦惱する所なるか、會より調和の意を以て、薩に申談する事ありても、薩は一切取合はさるのみならす、小松の言に、薩は天下の嫌忌を受け、最早何事も、手を出し得すと、申居るよし。是は、何故斯く申すならんとありけれは、中根、薩を嫌忌するものは、會のみに止まらす、故にしか申すなるへし。扨方今、天下の議論、二途に分れ、各々其見る處に從ふ事なれは、薩を嫌忌するものも、多かるへけれと、會を嫌忌するものも、少からさるへし。故に薩會の不和は、薩會の不和にあらすして、實は天下の不和なり。されは幕府にては、深く此處に御注目ありて、天下の調和を圖らるるか、肝要なるへしと申ししに、小笠原殿、何の答をもせられさりし故、中根更に言を續きて、薩藩と弊藩とは、何事も同論なりとは、諸藩の評する處なれと、事柄によりて、異同なきにあらす。是も一應、御聞置を希ふと申出、さて幕府を推して、勤王の大義を立、國威を萬國に輝すへしとの

希望は、從來兩藩とも異なる處なく、唯開國の意見のみ、從來聊か異なる處ありしか、是も薩人英艦と一戰せし後は、同論に歸せり。されと兵庫開港の事を、薩藩は帝都に近き地なれは、叡慮を安んせられす、又人心も折合はさるへし。故に防海の備を立たる上ならては、開くへからすと論し、弊藩は旣に開國と決する上は、何れの地を問はす、内外人民の便宜を考へて開くへし。防海の備も、開港之上、外人に謀らは、却つて安全なるへしと論して、未た同論に至らす。斯る次第なれは、此程、薩の兵庫開港を非とせしも、從來の持論に出しものにて、故さらに、異議を立しにはあらさるへしと、申けれは、小笠原殿、しか詳細なる噺を承はれは、いよ々々薩に異心なき事は、明瞭せし如くなれと、尙何とやら小松輩の擧動には、心を縱しかたき處なきにあらすと申されし故、中根、彼藩は、遠地に僻在して、上國の往復に、多分の時日を要し、時機に後るる事、少からさる故、從來在外の藩士に、專斷の權を與ふる事、過重なれは、藩主の意にあらさる事をも、藩士限り、決行する事なきにあらす。されは、小松輩の擧動を以て、大隅守殿〔久光〕迄を疑はるへきにあらすと、申ししかは、小笠原殿、さるからに大藏大輔殿〔慶永〕より、御續柄の云々を以て、御直書をと申ししなりとありし故、中根、餘りにも薩藩を庇護するものと、御聞取あるへきかなれと、貴官、御休職中にて、御承知あらせらるましく、思ふ事あれは、尙申上へし。さて昨春〔元治元年〕參豫諸侯、上京中の如き、他の藩々には、名目のみの盡力と見へしものなきにあらさりしか、大隅守殿に至りては、決してさる輕薄の意なく、朝廷の御爲め、幕府の御爲め、專ら力を入れて、周旋せられ、特に幕府の御爲には、厚く御續柄を

も思はれたるものと拜察せられし事なるを、如何なる故にや、幕府にては、中頃、參豫は無用なり、薩の在京も無用なりとの御內議ありしよしにて、御續柄なとの事は、毫も思召寄られさる景狀なりし故、大隅守殿には失望限りなく、實は快々として歸國せられ、其後、最早、上京なとすへき心なしと、申遣はされし程の事なり。されは此節の直書に、御續柄云々の意を以てとの仰なれと、斯る事實を知れる、大藏大輔より、決してさる迂遠なる事は申遣はし難し。故にいよ〳〵、直書を遣はす場合には、何とか別案を立さるへからすと申ししに、小笠原殿、さる事實ありては、薩の不平を懷くも、一理あるのみならす、御續柄云々の辭柄を以て、御直書も遣はされ難かるへし。尤此程、一回は御直書を出されし事故、此上は大藏大輔殿の御考案に御任せ申すへけれは、何事も幕府の御爲め、よろしき方に計らはれたし。尙又十一日發の御直書に對する返翰、島津家より來り、書中御差支の廉あらすは、一見致したしと申されし故、中根、仰の趣、委曲大藏大輔に申聞け、返翰あらは御一覽に入るへく、又此上、直書を遣はす事となりたらんには、豫しめ草稿を以、御相談に及ふへしと申ししに、小笠原殿、しかなし給はらんには、充分の都合也。扨尙、承はり度事あれと、今日も殊の外、多事の上、時刻も追々移りたれは、他事は重ねての事にすへしと。

中根靱負の答辯は、一枚上着を被たやうなところはあるが、大體においては、薩藩の進退に關し、よく中正を得た妥當の觀察を述べてゐる。之に關する小笠原壹岐守の質問の口吻からいふと、何やら未だ氷解せざる一物が殘つてゐる。疑はしいとするところは、薩を惡むからでなく、全く手放しに逃げられては、後の祟りが恐ろしいと

するところから來てゐる。敵として恐るべきは、味方として賴もしで、何處までも味方にしておきたい一念からアレコレと心配になり、その心配が疑心となり、疑心が暗鬼となる次第である。

薩州が何處までも、堂々と國事國策の上から、進退を決しようとしてゐる際に、幕府がまだ昔の夢が醒めず、御直書々々々などと、情實がらみで行かうとするのは、旣に遠く時勢遲れとなつてゐる。幕閣がそこへお氣が附かせられず、上から行けば、何でも透ると思つてゐるのは、時勢も違つてゐるが、ひどく人物の優劣が違つて來てゐる。

【三】薩藩の雄藩聯合・國是一定運動（二）

西鄕は三たび歸藩す

松平春嶽の上京に關しては、藩臣の間に甲乙の論があつた。併しながら、事、甚だ急なるの形勢を傍觀してゐる譯にも行かぬので、意を決して中原に乘り出すことになつた。大久保が春嶽出國の意を齎らして歸京すると、朝廷では外艦應接の勅使として大原重德卿を任命され、勢ひは薩藩の意圖の如く進まうとした。ここまで來て一橋の力說となり、朝議は俄かに變じて、幕府の進言を容れ、條約勅許の御沙汰となつたのである。

西鄕は大久保との盟約を實行すべく、大久保が福井に出發した翌々日、即ち九月二十六日胡蝶丸に搭じて大阪

を出帆し、十月四日鹿兒島に著いて、直ちに久光の上京を促がした。久光も意を決して上京することになり、ここに京都を中心とする諸侯の大會議は、西鄕等の奔走によつて、將に成就せんとしたが、朝議一變の爲めに、雄藩會同の一幕は、遂に失敗に歸して了まつた。

＊　＊　＊　＊　＊

顧みるに、西鄕の身邊は、轉た匆忙を極めた。慶應元年中において、彼れは三度び藩國に歸り、三度び麑城を辭してゐる。第一回の歸藩は、改年匆々のことで、一月四日、小倉の陣營を發して、同十五日鹿兒島に歸つてゐる。此時の歸藩は、元治元年〔甲子〕出島以後、初めての歸國であつて、蛤御門の兵變より、續いて第一回長州征伐の間に應處し、五卿問題を解決し、一先づ歸國して大久保と交代したのであつた。

第二回の歸藩は、四月二十二日京都を發し、五月上旬歸麑した時であつた。此の時の歸藩は、幕府が第二回の長州征伐を行ふに際し、薩藩の態度を決せんが爲めであつて、此行には、土藩士阪本龍馬も隨つてゐる。阪本が慶應元年〔乙丑〕の日錄中に、簡單ながら、此時の日記を留めてゐる。曰く、

壬〔乙〕丑歲慶應元年

四月廿五日　坂ヲ發ス。五月朔　麑府ニ至ル。五月十六日　麑府ヲ發ス。時午ヲ過ク。鹿兒〔島〕ヨリ四里。伊集院、四里。市來港止宿、四リ。川内宿、二リ。

西郷は鹿兒島において、大久保等と議し、幕府の第二征長を非とし、薩藩は斷乎として、出兵を拒絶するの藩論を決し、久光・忠義の許諾を得たのである。功を錄せられて、西郷が、大番頭となり、役料高百八十石を給せらるるに到つたのは、此月のことであつた。

閏五月六日に至つて、在京の岩下方平は、中岡愼太郎を伴うて、急遽鹿兒島に歸來し、征長の軍を督すべく、將軍親から進發するを報じ、西郷に直に兵を率ゐて上京すべく傳へたので、西郷は閏五月十五日、岩下・中岡と共に鹿兒島を發し、二十二日入京した。西郷が桂小五郎と馬關においての會見を約したのは、此時のことであつたが、京都の事情急變の報に接して、馬關に立寄らずして、急遽入京の途を執つた。此事は薩長聯合史中、尠なからぬ關連を有するを以て、後篇に之を詳記するが、これが西郷の第二回の歸藩事情であつた。

第三回の歸藩は、卽ち今回の歸麑で、西郷の宿論であつた、諸藩主の京都集合を策し、天下の公議を竭して、國是の大本を定めんとする、大抱負を實行すべく、大久保・吉井と夫々手別を爲し、西郷自から久光侯の上京を促がすに在つた。併し乍ら、前述の如く、久光出京の意は決したけれども、朝議は、一橋及び幕閣の强論に屈して、再征・條約共に勅許となつてしまつたので、西郷は遂に、その目的を達するを得なかつたのである。

*　*　*　*　*

一方、松平春嶽も、いよ〳〵お神輿をあげ、途中まで出て來てゐながら、形勢の急變を聞いて、又々穴の中へもぐり込み、久光の上京も見合はせとなり、その代りとして、小松帶刀が、兵を率ゐて東上することになり、西

鄕も、十月中旬鹿兒島を發し、十月二十五日、再び京都に入り來つた。

一橋慶喜、會津容保、桑名定敬の三侯が、袂を連ねて參內し、征長の勅許を強請したのは、十月二十日のことであつて、在京の大久保は、之れを聞いて大いに驚ろき、翌二十一日、二條關白に到つて、征長が無名の師なることを力說し、勅許の不可なることを建言したので、朝議は又候ふ動き出し、勅許見合はせに立戻ると、慶喜、容保、定敬等は、又々參內して、『勅許なくんば職を辭するの外なし』と怒喝し、朝議更らに前說に復して、遂に勅許を見るに到つたのである。

所謂、朝議の名においてせらるる、公卿の意見なるものは、水上に浮ぶ萍の如く、定見なきこと、槪ねかくの如くであつた。九月十七日、西鄕が大久保に與へた書簡に、

大久保利通に與ふる書（慶應元年九月十七日）

兩度の御問合の趣、致二承知一候。愈昨日（九月十六日）夷船來着、早く情實を得可レ申含にて、百方手を盡候處、未だ細事相分り不レ申、今朝小蝶丸乘頭へ相達、異船へ爲二乘込一、動靜爲二相伺一候樣、相達候處、只今別紙の通申出候。來着の時分より、坂本（龍馬）並中路（權左衛門）兩人は、兵庫へ相廻し置候得共、未一左右も無レ之、表通黑田彥左衛門探索方として、兵庫へ御留守居方より差出候。吉井幸輔には、越前邸へ參候得共、委敷不二相分一、木脇權兵衛は、幕吏へ聞繕方爲レ致候處、今日（九月十七日）天保山沖へ、碇泊の船一艘有レ之

候故、右船へ、兩町奉行、並御目付、乘込候趣に候間、來着の趣意、相尋候處、日本語を以『御方などへ難ニ相咄一、頭役ならでは談判難ニ出來一、乍ニ氣の毒ニ』と挨拶致候故、閣老小笠原、爲ニ差越一由候得共、未だ何事も相分不レ申、明朝に相越候由候得共、其趣未だ模樣相知不レ申、今通の向にては、幕奸より、相進めとも不レ被レ窺候得共、油斷は不ニ相成一候。夷船は都合九艘にて、英船五艘、佛船三艘、蘭船一艘にて候。其內佛船一艘は、天保山沖へ懸居候外、八艘は兵庫へ相廻居候。皆蒸氣船にて御座候由。只今迄の形勢相分候のみ申上候。明日に相成候はゞ、何分相分り可レ申、速に申上候樣可レ仕候。今日參內の儀〔近衞公參內の謂か〕、御延引に及候儀承及候。如何の譯にて相延候哉、不審の事に御座候。何れ幕手を相離れ、朝廷約定之御願申上候者、何れ各國〔諸藩〕の諸侯被ニ召呼一、天下の公論を以て、至當の御處置、不ニ相成一候ては不ニ相濟一、只幕府より申出候計にて、兵庫開港勅許共、相成候樣の事に陷り候ては、皇國の御辱、此上も無レ之、事に寄り堂上方の例の恐怖心にて、義理も分別も有レ之間敷か。不レ堪ニ歎息一儀に御座候。此段早々形行迄、申上候。以上。

九月十七日〔慶應元年〕　　西郷吉之助

大久保一藏樣

此書は、西郷が第三回の歸國前、大阪に在る間に認めて、在京の大久保に與へたるものであるが、彼れの憂ひしところは、一ケ月後において、果然、事實となつて現はれ、公卿の無信念は、遂に幕府側の恫喝に會つて、一も二もなく、彼れの制するところとなつたのである。

西郷の主張するところは、事理最も明白であつて、即ち左の要綱に歸するものであつた。

一　外國關係及び征長問題の如きは、共に國家の重大事であるから、一にも二にも、朝意を元とし、朝廷より御發令あらせらるべきこと。

一　幕府は既に信賴するに足らず。常に朝意を無視するのみならず、動もすれば、之れを壓するの傾むきあるは、甚だ執らざるところで、此際幕府の專斷は、斷じて之れを排すべきこと。

一　國家の重大事は、宜しく之れを天下の公議に聽くべきが至當で、越前・宇和島・薩藩の如き、勤皇の志篤き諸侯の入京を求め、簾前において大會議を開き、公議公論の歸するところに從つて、勅裁を仰ぎ奉つるべきであること。

要領を摘記すれば、即ち右の數條に歸する。京紳中、岩倉・三條の如き有力の士があつたならば、西郷の此大策も、或ひは此際實現を見るに至り、幕府の衰滅を早めたかも知れぬが、三條は九州の邊陬に謫居し、岩倉は洛外に幽居の身を喞つてゐる際のことであつたので、近衛公ありといへども、孤掌鳴り難しの憾があつた。

【四】　永井主水正の長藩糺問

抑ゝ幕府の長州再征に關しては、天下の輿論を擧げて反對であつたのみならず、親藩は申すに及ばず幕府内においても、智見あるものは、悉くこれに反對した。幕閣が、江戸から大久保一翁、水野癡雲を大阪に召致して、

時務策を諮(はか)つた時に、一翁の意見も亦た、再征に反對であつた。

『天下の人心が既に再征を悦ばぬのであるから、人民に反して事を構へるのは失敗の基(もとゐ)である。これによつて幕威を立てることは不可能だ。永井主水正等の使節に對する長州の申開きが、少しは理窟に當らぬ節があつても、寛大(くわんだい)に局を結ぶに越したことはない。今後は舊來の弊政を一新して、天下公論のある所に隨つて、百政革新を行ふべきである。』

といふにあつた。流石に一翁は卓見(たくけん)の所有者であつたが、彼れは進んで、長州處分の三案を提出した。

【一案】防州一國を沒收(ぼつしう)すること。大膳父子は永蟄居。末藩の中から相續せしむること。

【二案】五萬石乃至十萬石、長州より提供するままを沒收のこと。父子は隱居。末藩の中から彼れの希望によつて、相續せしむること。

【三案】大膳父子は隱居のこと。末藩中より彼れの希望のまま相續者を出さしむること。別に過代として軍艦五艘計り提出せしむるか、又は大井川に錦帶橋の如きを架せしむること。その他に關しては、薩藩に一任して斡旋(あつせん)せしむること。

長州處分寛猛論は、人によつて異なり、藩によつて違つてゐるが、要するに幕府の出處を非とするものが多かつた。當時原市之進が、中根雪江に私語(しご)して。

『實を申せば、幕兵は皆な江戸へ歸りたがつてゐるのだ。若し今日、西へ下りたいと思ふものは西へ、東へ歸

りたいと思ふものは東せよとの命令を下したならば、恐らく西下を希ふものは一人もあるまい。』と大笑したのは、一言にしてよく幕情を盡すものであつた。

一橋は十五萬石を削るべしといひ、板倉は十萬石にて足れりとし、幕議の處分論にも種々あつた。殊に將軍家には戰意がなく、出來ることならば、こんな面倒な大阪にゐるより、早く江戸城に歸つた方がよいとの感情で一ぱいである。自然寛大に處分して局を結ぶといふ論になるのであつたが、幕閣は『蛇の生殺し』は禍ひの種であるとし、殊に勅許さへあつて見れば、出來ることなら極刑を加へようと考へた。それも戰はずして長州を伏せしめようとの肚であるから、腰の弱いことは云ふまでもない。

* * * * *

幕府は永井主水正・戸川鉡三郎・松野孫八郎を使節に派した時に、新撰組の近藤勇、武田觀柳齋、伊藤甲子太郎、尾形俊太郎を隨へしめ、私かに長州の内情を探索せしめた。永井は廣島の國泰寺に長州の代表者を引見して、八ケ條に互る質問を提起した。右八ケ條に對する、長藩代表との問答は、次の如くであつた。

長州究問之箇條（慶應元年十一月二十一日）

第一箇條　當春内輪致二爭論一候に付、大膳父子、乍二愼中一、爲二鎭靜一出張致候段、一應屆有レ之候得共、委細之事實、不分明之事。

【答】 當春内輪致二爭闘一候義は、政事向之義に付、藩中より起り候事にて、乍二愼中一其節御居申上候通り、爲二鎭靜一出張致候事、相違無二御座一候事。

第二箇條 當春之爭闘、已に及二鎭靜一上は、大膳父子、如レ前、萩へ引取、愼可二罷在一處、一昨日（十一月十九日）申立候趣にては、今以山口に罷在、處々巡行致し候段、如何之事。

【答】 鬪爭已に鎭靜候へ共、尙懸念之義も有レ之候に付、山口に罷在、暴行之者も無レ之哉、取締之爲め、折折巡行仕候事。尤逗留中は、萩表に罷在候通り、謹愼罷在候事。

第三箇條 舊冬破却之山口、春以來再築之評議致し、其後加二修理一武器間配候事。

【答】 山口城は、權現樣（家康）より、其儘後世に殘し置候樣、先祖輝元へ御遺言も有レ之、且先年攘夷御振興之一件に就ては、要害之地故、屯集所に仕置候はば、可レ然と申合、草木切拂候處、自然と城跡相顯はれ候義にて、再築之義には無レ之、然る處、昨冬破却被二仰付一候に付、草木は切拂候得共、武器等、間配候義、更に無二御座一候事。

第四箇條 謹中家來之者、下ノ關來船之異人と、懇親・接待致候事。

【答】 馬關來舶之異人に懇親致候事、相違無二御座一候。右は近來公邊にて、外夷と和議を御結被レ遊候趣に付、對二公邊一當地にては、只今攘夷仕候ては、恐入候に付、公邊御爲と存、應接仕、且薪水缺乏之品差遣候事。

第五箇條　當春中、所持の蒸氣船、亞人へ賣拂方に付、村田藏六花押有レ之候證書差出し、長門も其節夷人へ直應對致候事。

【答】所持の蒸氣船、釜損じ候に付、其後打捨置候事故、如何相成候哉。賣拂候樣の事は存不レ申候事。且長門夷人へ直接對致候儀は、毛頭無二御座一候。已に於二神奈川一、先年夷人を望遠鏡にて見候て、其望遠鏡は穢れ候に付、打割候事に有レ之候。此儀にても御察可レ被レ下候。

第六箇條　大小砲、夷人より買入候事。

【答】大膳家來に於て、夷人より直に大小砲買入候者、一人も無二御座一候事。

第七箇條　筑前へ引渡に相成候、元公卿へ、使者並に贈物(おくりもの)差遣し、右爲二答禮一、諸大夫森寺大和守、長州へ差越候事。

【答】筑前へ引渡後、五卿へ使者贈物等仕候家來、一人も無二御座一候。諸藩脫走の者、長州士と申欺(まをしあざむ)き、使者贈物等致候者も可レ有レ之も難レ計、且諸大夫森寺大和守と申者、長州へ爲二答禮一罷越候事、一切承り不レ申候事。

第八箇條　淡路〔毛利〕・監物〔吉川〕大阪へ御召呼相成候處、難二罷出一段、申立の趣、於レ有レ之ては、任二其意一、外末家並家老共の內、申合、九月廿九日迄、可二罷出一旨、再應御達の處、終に及二延引一候事。

【答】毛利淡路・吉川監物、出阪仕候へば、公邊にて如何樣の御難題を御申懸、嚴科(げんくわ)に可レ被レ處哉と、淡路

初、私家來一統、氣遣敷存居候故、强て出阪爲レ仕候へば、家來共、如何樣の所業可レ仕哉と、其鎭靜方未だ見込付兼候に付、一日々々と延引仕候儀は恐入候事。

右之廉々、父子自判罪狀申立と言行齟齬致候に付、昨日（十一月廿日）相尋、其節答の趣、猶書面を以て、事情委細可二申立一候

右の條、御答申上候次第にて、別段齟齬仕候儀は無レ之候哉に奉レ存候。依レ之此上寛大の御處置を以、大膳父子官位御稱號、元之通被二成下一、三都の屋敷も、元の如被レ下候はゞ、參覲交代も仕り、幕府へ御奉公も仕度、奉レ存候。勿論尺寸の地も御切割、御取揚等の義は、更に存も不レ寄候事。

如上の問答に依つて見る時は、幕府を代表せる永井主水正（大目附）の質らせる、長州糺問の條項は、全く要領を失つてゐる。大所高所より、堂々として長州に糺す條項は、一つも示さずして（一）謹愼中の藩侯父子が、出歩るくのは怪しからぬとか（二）今以てブラ〳〵してゐるのは何の爲かとか（三）山口城を修膳してゐるといふが何の爲かとか（四）長州人が外人と親しくしてゐるといふが本當かとか（五）汽船を外人に買つたといふが左樣かとか（六）大砲小銃を買込むといふが何うだとか（七）五卿へ往復するのは怪しからぬとか（八）家老連を大阪へ召致したのに來ないのは何故かとか、枝葉末節の質問ばかりで、眞に長州を征伐するの大義を糺すの言に至つては、一つとして示されてゐない。尤もその大義なるものが存しなかつたからでもあらうが、要するに糺問の次第は、細末に過ぎて、長州に取つては、痛くも痒ゆくもないことばかりであつた。

之に對する長藩代表の宍戸備後介等の返答は、全く幕府を食つた返答であることが解る。彼是、返答の仕振から見て、鼻の先であしらつてゐる風が見える。

＊　　＊　　＊　　＊　　＊

永井は兎も角も、宍戸・木梨等をして、十二月九日、『待命書』を作らしめて、之れを懷ろに收め、表面上の結論を作成して引き上げた。當時宍戸が永井と會見したる際、自から書して彼れに呈したる『陳情書』に曰く、

國中事情申立書（宍戸備後介）

此度被ニ仰達一書、謹而奉ニ拜見一候得共、衷情底意無ニ伏藏一申立候樣との御事、斯迄御手厚被ニ仰渡一、下情被ニ聞召一被レ下候へば、誠に以萬々難レ有仕合無ニ此上一儀に付、被ニ仰聞一候旨に任せ奉り、國內情實之儘、逐一可レ奉ニ申上一候。私儀田舍ものに御座候得ば、言語の枝葉には、不レ憚ニ忌諱一儀と被ニ思召一候廉、可レ被レ爲レ在候ふ共、右枝葉之儀は、何卒御聞捨被レ爲レ在、其情實御酌取被ニ成下一候樣、奉ニ願上一候。只今御聞之旨に、大膳父子恭順之筋、去冬之通無ニ相違一候得ば、國內士民も一統、主人への主意をこそ專一と相心得可レ申處、國內議論區々有レ之候樣相聞、如何之次第哉との御事、奉レ得ニ其旨一委細可レ奉ニ申上一候。被ニ仰聞一之通、父子恭順謹愼之儀は、素より、去冬之通、彌以相違無ニ御座一候。就而は、士民一統之者も、數百年國恩を蒙り罷在候得ば、主人之主意を奉じ、恭順之筋に付、心得違居候ものは、毛頭無レ之、闔國一致罷在候。其證據

は、京師暴動、巨魁參謀之所置振、山口新築破却、公卿方引渡等相濟候所に而も、御承知の程奉ニ願上ー候。乍レ併、右恭順之筋相違無レ之に付而は、別段士民一統、無ニ余義ー情實、徹上不レ仕よりして、外向も左樣相見候哉も難レ斗、既に先日、國內士民一統より、藝州表迄、歎願申上候書取にも、奉ニ怨望ー候との文字、有レ之候由、承及候。右等は如何敷次第共可レ被ニ思召ー、本より國元之もの迚も、皇國中、蠢動生息之民に候得者、奉レ對ニ天朝・幕府ー怨望仕候筋は無レ之筈に候得共、乍レ恐、只今に而は、闔國士民、右樣之情實無レ之共、難レ被レ申候。元來闔國士民一統之心事に而は、大膳父子、先年以來、皇國一致不レ仕候而は、外侮禦方、六ケ敷奉レ存居候所、上巳・上元等、種々之禍變も出來、此余如何之內亂に可ニ立至ー哉と奉レ存、乍レ恐、公武御合躰之筋に付而は、乍レ不レ及國力を盡し、東西奔走をも仕、建言之廉は不レ被レ爲ニ捨置ー、御採用にも相成、尙江戶御城、二條御城等に於而は、乍レ恐御直被ニ仰聞ーも有レ之不ニ敢當ー儀には候共、窃に感奮罷在、就而は、天朝・幕府、風雲之御場合を以、御精威を被レ爲レ凝、古今未曾有之御盛典を被レ爲ニ擧行ー、加茂、石淸水等之神明に被レ爲レ誓候上、御布告にも相成候儀に候得ば、尙も皇國中之同類者、此御精威を等閑に相心得候樣に而は、下嚴命を尊信し奉らざる樣相成候基に付、大義名分不ニ相立ーのみならず、於ニ臣子之分ーも、何共不ニ相濟ー、然る上は、身家國力を盡し候而も、御奉公申上、奉レ報ニ鴻恩ー、皇國一致仕度、一片の愚忠より、聊成共、其驗相立可レ申と、一途に存込、領內赤間關に而、微志をも相立候所、不レ被レ爲ニ捨置ー、天朝よりは、監察使をも被ニ差下ー、乍レ恐叡慮之御旨をも被ニ下賜ー、闔國感奮、領內末々迄、心肝に銘し罷在候。其後御樣子振如何

哉と、疑惑せしめ候に付、精々鎭撫仕置候得共、其末、壯年者過激に相渉り、遂に去秋京師之暴動に立至、其心術は兎も角も、形跡を以申上候得ば、誠以不二一方一奉二恐入一候次第に付、早々巨魁・參謀等、夫々令二所置一、御詫之次第をも相立、尚父子不レ存儀とは乍レ申、示方不行屆にも相當り候に付、屹度謹愼罷在、東西藩邸被二相毀一、其後官位御稱號等被二召放一候との御沙汰も、尖に御凌申上、委細愼實被二聞召分一被レ下候由に、尾張前大納言樣始、御陣拂にも相成、隨而皇國之大義名分も判然相立、天朝・幕府え之忠敬も相顯れ、父子多年之誠意、闔國臣子之情實も、明瞭徹上仕候儀と、一統難レ有奉レ存候。就而は最早平常之御沙汰、可レ被レ爲レ在と奉二渴望一居候所、不レ計も彼是道路之風說をも傳聞仕候而は、乍レ恐士民一統疑惑之廉不レ少、素より天朝・幕府におゐて、去冬御陣拂之御所置に而も、竊に恭察相成候儀に而、恭順之理を盡し候程之次第をも相立候得ば、此餘は素より、皇國之御爲を被レ爲二思召一、天下を御制馭被レ遊候、寬仁大度之御所置を以、下情欝塞不レ仕樣、御撫育之心を被レ爲レ加、屹度寬大の御沙汰振、被レ爲レ在候御事は、申上候迄も無レ之御事に而、可レ被レ爲レ在候へ共、兎角僻境頑固之風習に而は、種々離間之風說をも信用仕易く、就中御再討之風聞も有レ之、又は此餘主人父子儀、隱居被二仰付一と歟、又は削地被二仰付一と歟、不二取留一風說を流布せしめ、離間之策を相施し候族も有レ之、就而は大膳領地中には、先祖八州領地之節、奉公仕、只今に而民間町家に相成居候者餘分有レ之、其中に而も、重立候者は勿論、其餘に而も、今日感狀書類をも所持致し候部多く、且兩國領地被二仰付一候節、扶助方にも差支候へ共、不レ得レ止扶助仕來り、家來共、並方知行高相當より、數倍之人

數持に而、父子儀、兼々右扶助には、至而困り居候躰に候所、右之もの共、何れも數百年譜代恩顧に而、僻境に生長し、頑固之風習、愚直之性質に罷在、主人父子身上之事、已ニ一途に存込居候所、右等流布之離間說をも實說と相心得、且主人父子、兼而上を重んじ、天朝・幕府え忠敬の心得、終始如レ一候所、士民一統は、また主人の律義誠實に感服仕候故歟、主人父子より外、宇宙間に別段大切成ものは無レ之事と計り相考居、前條如き風說傳聞仕候每に、扨も乍レ恐天朝・幕府には御慈悲も無レ之御次第、素より去秋京師の一件は申上候迄も無レ之、奉ニ恐入一候次第に付、誠恭順之條理を盡し、御詫をも申上候次第に而、天下之人智愚賢不肖の懸絕は、不レ任ニ心底一候得共、畢竟大膳父子儀は、先年已來、皇國御爲筋宜樣にと存込、無レ他之心事より、差起、前文にも有レ之候通、嚴命を重んじ、天朝・幕府に於ゐて、信を天下に御失不レ遊候樣にと、乍レ不レ及御手傳をも仕度、偏に骨髓忠義之心を以、人之好まぬ攘夷之戰爭をも致し、人の好まぬ國力をも盡し、其末去秋已來は、斯迄も至誠恭順之條理を盡し候も、是又畢竟、皇國之大義名分を重んじ候誠心にて、所置にこそ前後之相違有レ之候得共、一片愚忠、臣子之分相立度、誠心におゐては、終始如レ一、其心術は天地鬼神、現在に候得は、御照覽は可レ被レ爲レ在と奉レ存居候所、乍レ恐其情實を被ニ知召分一不レ被レ下ば、如何之御思召に候哉と、號泣悲歎、細々評議候樣子に有レ之、乍レ併於ニ私共一は、主人父子、兼而天朝・幕府へ別心無レ之儀は、誓ニ天地一候而も、終始不レ渝儀に候得者、秦鏡を掛て御照覽被レ爲レ在、右樣刻薄成御所置被レ爲レ在候儀は、決して無レ之事と奉レ存居り候へ共、士民一統說諭之方便にも、右等離間之風說は、打消へき存慮之確證

も承り不レ申、就ては彼等内心相含候所も、臣子之至情無二餘儀一筋に付、格別叱り候譯にも相成兼、旁以不二一方一苦慮罷在、何分とも、國許頑固之風習、愚直の性質には、甚以困入申候。萬一にも右等無根之風說に驚歎し、動搖等有レ之候而は、父子恭順之旨趣、貫徹不レ叶のみならず、先年以來　皇國一致、御奉公申上度存込候誠意にも無レ之、存外之事に立可レ申、素より防長二州は、皇國中之邊隅、論ずるにも足らざる場所柄にて、身躰に取、手足之末にも相當り可レ申、乍レ併手足之疥癬にて、總身に布滿仕間敷共難レ被レ申、就ては父子始め、末家家老中、一統、苦心罷在候間、此段篤と被二思召分一被レ下候而、御熟慮之程奉二願上一候。

宍戸備後守

此書は『陳情書』とはいふものの、文中の語氣より推し、既に幕府を懼れざるの意氣が見える。殊に『我々どもは、田舍侍で、數百年間、毛利家の恩顧を蒙むつて來てゐる者であるから、只々主人父子より外に、宇宙間に大切なる者はないと思ひ込んでゐる。餘り無理なことをされると、天朝も幕府も、共に無慈悲なものと一圖に怨むより外はない。』といつてゐる邊りは、眼中既に幕府莫しといふ氣構へである。

又た此文の末尾に『防長二州は、申さば日本の手足のやうな位置にある。手足に出來た疥癬だからとて、油斷はなり申さぬぞ。忽ちにして全身に擴がらぬとは、保障し難し』と放言してゐるのは、明らかに幕府に對する一種の脅喝的文句である。果せる哉、幕府は、防長二州に手を燒き、遂に澎湃たる全國の勤皇運動の爲に、全身の創痍を蒙むり、やがては瓦解の外なきに至つたではない乎。

却説、當時永井に随従せし近藤等の使命は果して何であつたか。單に永井の護衛であつたと見れば、それまでであるが、更に深く防長内地に探入し、實情を捜らうとしたのであることは、略〻察することが出來る。然しながら、遂に深く入ることを得ずして歸阪したのは、防長の志氣が、熱狂の極に達して居り、若し萬一近藤の一手が、入國したと聞えたならば、如何なる凶事が出來せんも、計りがたいと懸念されたからであつたらう。それは近藤の報告を見ても察知されるものであつた。

＊　＊　＊　＊　＊

近藤勇の防長狀況報告書〔慶應元年十二月二十二日〕

一　藝州に來りたる長門藩家老、宍戸備後介は、其實、奇兵隊用掛、山縣某と稱する輕輩にて、其餘、皆僞名なる事。

一　君臣、陽に謹愼恭順を表すと雖も、陰に戰鬪の準備に汲々たる事。

一　山口に會議所を設け、諸隊より選拔の者、之に會し、諸事を決し、且削封は、寸地もこれを肯んぜずと主張し、諸藩亦竊に征長を可とせざる事。

一　藝州出張の旗下の兵、及び彥根・榊原等の諸藩兵、勇氣沮喪甚しく、之をして戰はしむるも、勝算覺束なき事。

右之如き情態に付、長門藩謹愼恭順を表し、伏罪の形、有レ之に就ては、此上深く取詰るに不レ及、寛大の御處置有レ之方、可レ然存候事。

近藤は流石に、役目柄の見聞でないだけに、少なくとも防長の空氣を、或る程度において感得してゐる。幕兵振はず、長兵却つて反噬の氣あるを見、ここのところで寛大に處置し、征長の結論を著くべしといふのは、本當の事を吐露してゐると謂ふべしである。事ここに至つては、將軍進發、長州打倒の面目、果して何處にありやといはねばならぬが、是れ固より、當初より判然し切つた歸趨であつたのだ。西郷の見識、確として動かざるものがあるではない乎。

【五】薩長聯合運動

當時、薩長の形勢を譬ふるならば、正しく龍虎の勢ひであつた。虎嘯ぶき龍躍り、雲飛び雨亂れ、兩雄の相爭ふことによつて、幕末の風雲は一段の活況を添へてゐる。

然しながら所詮は孰れかが傷つかねばならぬ。龍、虎に勝るも、虎、龍を制するも、孰れにしても爭鬪の結果は、一方が殪るるを待つの外はない。終局において同一の目的を有する薩長が、私的感情の爲めに、若しくは利害の打算の爲めに、何時までも小局の爭覇を續くることは、大局の爲めに利あることでないに相違ない。

幕府既に大政を燮理する能力を失つた以上、之れに代はつて天下の重きに任ずるものがなければならぬ。そ

れは云ふまでもなく皇政中心の復活ではあつたが、之れを復活せしむる中心の勢力がなければならぬ。それは何を措いても先づ薩長に指を屈せなければならぬ。『勤皇心の勝利』といふことが、餘りに純理に走り過ぎた觀察であるならば、實力の移動と見るもよい。孰れにしても、薩長勢力の勃興は、三百年間、天下を支配した幕府の勢力と、やがて交代すべき運命の下におかれつつあつた。

戰國時代史を讀む者は、甲・越兩軍の火花を散らす軍さ振りに喝采せないものはない。然しながらそれと同時に、武田、上杉の兩將が、大局の爲めに、互に提携するに至らなかつたことを、千秋の遺憾とせないものはない。上杉謙信は、信長が京都攻略を評して『信長は下駄を穿いて戰爭をしてゐる』といつた。之れを聽いた信長は、爲めに愕然として色を失したといはれてゐるが、その名將謙信が、晴信と蝸牛角上の爭ひをしてゐたればこそ、信長の幸運は惠まれたのだ。上杉には上杉の士氣があり、武田には武田の方寸があつて、花に、雪に、戰ひを續けたのであらうが、後世、史を讀む者は、信長の幸運を心憎く思はぬはない。

幕末、薩長の爭ひも、半ばは甲・越の爭覇に似て居つた。然しながら、薩長をして最終まで甲・越たらしむべく、幕末の思想はしかく單純ではなかつた。國内には久しく土中に埋もれた、眞金のやうな皇室の復活があり、海を隔てては、世界萬邦の互に雄を競ふを見た。日本は一の獨立せる國家でなければならぬ。强力なる國家でなければならぬとの自覺は、開國・鎖國の兩論を通じて、一齊に國民の惰眠を覺ましめつつあつた。

國家の爲めに、大局の爲めに、薩長聯合の必要は、自から人心に湧き起つた。兩藩の合同を以つて、國家を賭

するの一大賭博であると見る者は見よ。心中一點の誠意なくして、國民を支配する底の歴史の大開展が、刃に衂らずして、果して行はれようか。

【六】坂本龍馬（一）

快男兒龍馬の人と爲り

玆にいよ〳〵薩長聯合の大舞臺を說き出すに當つて、先づ第一に紹介すべき人物は、何としても土佐の阪本龍馬である。尤も薩長聯合の機運の釀成される迄には、幾多の曲折があり、經過があり、隨つて有名氏・無名氏の奔走があつたことは勿論であるが、いよ〳〵薩長聯合が軌道に乘じ來り、本舞臺にかかつた時には、土佐藩における中岡愼太郞・阪本龍馬・土方楠左衞門（久元）、長州における桂小五郞（木戶孝允）、高杉晉作、公卿における三條實美・岩倉具視、薩州における西鄕吉之助・大久保一藏・黑田淸隆等を擧げなければならぬ。今、次第に是等の群雄を舞臺に登せ來るに當つて、先づ登場せしむべき名優の一人は、我が阪本龍馬である。

世に維新の三傑と稱し、西鄕・木戶・大久保の三人を併稱するが、筆者は、時代的に區分して、先づ幕末五大先覺者として、藤田東湖（水戶）佐久間象山（松代）吉田松陰（長州）橋本景岳（越前）横井小楠（肥後）の五思想家を擧げたい。而して維新三大英傑として推すとせば、西鄕吉之助（薩州）高杉晉作（長州）阪本龍馬（土佐）の三雄を擧ぐ

べきであると考へる。先の五先覺は、實行家でなかつたとはいはぬが、時代から推し、人物・風格から推して、所謂る維新時代に入る啓蒙期に屬し、各ゝ優秀絶倫の經綸を有したる人として、一世を指導開拓した、先覺・先賢に屬すべきの人である。後の三人者は、共に英雄肌合の人傑で、學問・文章・言論といふよりは、國家經綸の雄大なる實行家であり、維新運動の中心的人物であつた。

西郷は固より天縱の英雄である。殆んど人工彫琢を加へた痕が見えず、茫莫として捉ふるところなきが如くして、併も鐵石の心肝は、百錬千磨を經たる名刀の冴えがあり、然る上に急がず迫まらず、能く大勢の動くところに從ひ、最後の一人までも、彼れの大手に抱かれて、安んじて國家急轉の維新に進ましめた大偉人であつた。

維新風雲に乘じ來れる群雄の雲の如き中にあつて、この茫洋たる西郷と相撲のとれる男は、何としても、長の高杉と、土の阪本とである。高杉は雋敏なること隼の如く、目にも止まらぬ早業は、實に維新的風雲兒と稱するに足り、之に對する阪本は進歩的・無軌道的で、その變幻出沒の妙を極めたる行藏は、全く常規を以て推し測ることが出來ぬ。彼れは天下の快男兒であつて、進取の氣象に富みたるところは、汗血千里の駒に比すべく、豪放磊落、一髮をも捉うる態はざる底の變化の妙態は、雲雨に乘ずる蒼龍とも評すべきで、寔にその名の龍馬たるに恥ぢぬ逸材であつた。

隼の高杉と、名駒の阪本とは、眞に好箇の對手であり、西郷との駈引においても、東行が西郷の足を取れば、龍馬が手を捲きあげる位の相撲は取れたに違ひない。手足を捉らへられて、土俵際へまでは持つて行かれても、

ここで西郷の圖體の自然の重みに押し潰されて、兩雄共に力竭きて倒るるといふ結果であらうが、兎にも角にも片足でも擔ぎあげる力量は、兩雄を措いて外にない。

＊　＊　＊　＊　＊

却說、阪本の人と爲りに就いて、少しく記するところあらんに、阪本は土佐藩の鄕士、阪本八平（直足）の二男で、母は谷幸子、天保六年（乙未）十一月十五日を以て、土佐國高知城下本町に生れ、慶應三年（丁卯）十一月十五日、京都河原町醬油屋近江屋において刺殺された。誕生日と同月同日に、遭難してゐるのも、何かの因緣であらう。時に彼れ僅かに三十三歳であつた。

阪本氏の祖先は才谷屋八郎兵衛と稱する酒屋で、其長子八平が新規鄕士として土佐藩に召抱へられて、阪本姓を稱し、これが阪本氏の祖である。龍馬の父八平は、三代目で、二男二女を擧げた。末子が龍馬である。龍馬が脫藩して才谷梅太郎と稱したのは、遠祖の屋號より取り來つたものである。直柔は阪本の諱で、直陰とも書き、直隣とも書いてゐる。變名にも才谷以外に、高坂龍次郎といつたり、西鄕伊三郎と變へて見たり、取卷拔六などと惡戲な名を附けたこともある。自然堂と稱したのは、平生愛讀してゐた老子から得たものであるといふが、四角四面の孔子をして、龍の如きかと評せしめたといふ傳へもある老子の、飄逸虛無の趣きが、龍馬と相通ふものがないではない。

彼れは勿論學者的ではなかつた。整然と机の上に端座して、子のたうまくをやつてゐる人間ではないが、一見

して書物の眞髓を會得する底の人間である。彼れは決して同一の場所に停滯して居ない。一日一日變つてゐる。十三日相會はざれば、刮目して見るべしといふのは、正に阪本の風丰である。

彼れは卽座に用を辨ずる漢である。彼れは決して事を行ふに、狐疑逡巡しない。聲の響に應ずるやうに對處して行く。時には餘りに早や過ぎる位で、對策の方が事件より先きに立つ位である。彼れの立憲政體案の如きは、正しくその一例である。

彼れの行藏は、太だ磊落にして、毫も物に拘泥しない。其處にあれば、女の赤い鼻緒の下駄をつつ掛けて出て行き、姉の浴衣を間違へて、橋の上の夕涼みと出掛け、人に注意さるれば、衣物であれば何でも構はぬと濟ましてゐる。客に呼ばれて日が暮れると、行燈をそのまま手に提げて、提灯の代りに出て行く漢である。彼れは眞面目に日記などを記さぬ男であるが、偶々日錄せる日記體の手控を見ると、裏に書き、表に書き、横に書き、縱に書き、亂暴狼藉、眞に縱横無盡である。解るのは本人丈けであつて、他人には何のことだか、又た何時のことだか、薩張り判らぬ。恰かも是れ、一箇阪本の縮圖の觀がある。

阪本一度び、天下放浪の客となるや、その變化の急速なるは目にも留まらぬ早變りである。小刀を指して江戸から歸り、恐ろしく長い『二ツ目釘の半玉子』と稱へる大刀を指して、ゾロ／＼してゐる土佐ツポを驚ろかし、二度目に歸ると、大小を廢し、拳銃を手にして『これからは大小なぞで戰爭をする時代ぢやない』と嘯いてゐるかと思ふと、三度目には、その拳銃も捨て、懷ろに『漢譯萬國公法』を入れて『これさへあれば、世界萬國を渡

ることが出來る』と澄ましてゐる。同僚の檜垣成治が長太息して『阪本の進歩は眞に恐るべし』といつたといふ。阪本は、物を考へないのではない。勘で行くのである。判斷が電光石火である。ハッと思つた瞬間に、阪本は既に千里の雲を踏んでゐる。走馬燈のやうに急變し出した維新時代に、寔に好適の人材である。時代が英傑を産むか、英傑が時代を作るか、そんなことは吾人の闘する限りでないが、維新風雲の旋回裡に、正に阪本なき能はずである。嗚呼、海南千里の波打つところ、よくぞ一箇の快男兒を産み出せりだ。

【七】阪本龍馬（二）

薩長聯合は武市瑞山の遺策

蛟龍、久しく池中の物にあらず、雲雨を得て天に昇るといはるるが、阪本は初めから池中の物でない。彼れ夙に四方の志を懷き、劍道修業を志して江戸に遊んだのは、嘉永六年〔癸丑〕三月で、彼れが十九歳の春であつた。是より彼れは四方の士と交りを締し、大いに知見を弘めたが、彼れの人生において、恩師とも稱すべき二箇の人物がある。その一は土佐勤皇の倡首たる瑞山、武市半平太で、他の一人は、幕府の智者、海舟、勝安房守であつた。阪本が初めて武市瑞山に會つたのは、安政三年〔丙辰〕七月で、武市が江戸勤番を命ぜられて、江戸に上つた時で、瑞山二十八歳、阪本二十三歳の邂逅であつた。阪本は武市の門人として、教を受けたといふ程ではない

が、先輩として尊敬し、且つ指導を受けた。阪本の性格から見れば、武市の老成は時代遅れとも、感ずるところがあつたかも知れぬが、流石に瑞山は、一黨の首領と推さるる人物だけに、その言行は自から重厚なるものがあり、不知不識の間に、瑞山の遺鉢を繼いだところが、龍馬の進退に窺はれる。阪本は文王なしと雖も猶ほ興るの士には相違ないが、瑞山の教へに化せられたことを、度外視することは出來ぬ。

瑞山は『天皇好き』との稱を得たほどの勤皇家で、文久元年〔辛酉〕八月、薩長兩藩の勤皇志士と事を共にせんとして、土佐勤皇同志の血盟書を作り、各〻志を勵ました文章に、彼れの烈々たる意氣を讀むことが出來る。

盟　曰

堂々たる神州、戎狄の辱しめをうけ、古より傳はれる大和魂も、今は既に絶えなんと　帝は深く歎き玉ふ。しかれども、久しく治れる　御代の因循委惰といふ俗に習ひて、獨りも此心を振ひ擧て、皇國の禍を攘ふ人なし。かしこくも我が　老公、夙に此事を憂ひ玉ひて、有司の人々に言ひ爭ひ玉へども、却てその爲めに罪を得玉ひぬ。斯く有難き御心におはしますを、など此罪には落入玉ひぬる。君辱かしめを受る時は、臣死すと。況てや　皇國の、今にも衽を左にせんを、他にや見るべき。彼の大和魂を奮ひ起し、異姓兄弟の結びをなし、一點の私意を挾まず、相謀りて國家興復の萬一に裨補せんとす。錦旗若し一とたび揚らば、團結して水火をも踏むと、爰に　神明に誓ひ、上は　帝の大御心をやすめ奉り、我が　老公の御志を繼ぎ、下は萬民の患をも拂はんとす。左れば此中に、私もて、何にかくに爭ふものあらば、神の怒り罪し給ふをもまた

て、人々寄つどひて、腹かき切らせんと、おのれ〳〵が名を書きしるし、おさめ置ぬ。

文久元年〔辛酉〕八月　　武市半平太小楯　以下連署

抑々此の時の血盟こそ、土佐勤皇黨結成の創めで、彼れが奪ふべからざるの志尙は、片言隻語の間に、人に薄まるものがある。老公といふは、固より山内容堂を指ざすのであつて、『老公の志』といふは、容堂が嘗て三條實萬公に與へて、

一　豐信は、一朝事有り、錦旗翻へるの日は、列藩・親藩を不レ問、其不臣者討レ之、國力を盡して、王事に勤めん。是れ平生の赤心、萬々御疑念なき事。

と述べたるを指ざせるものである。これ土佐藩勤皇史中の、最も重要なる文獻であるが、武市が常に一藩勤皇論を以て、浪士の過激運動を壓へて來たのは、流石に大人の風ありと謂ふべきであつた。

文久元年〔辛酉〕十二月、いよ〳〵皇妹和宮が、關東へ御降嫁となつた時、水戸有志及び長州久阪玄瑞等が、御輿を駿河の薩陀峠に要して、一擧之れを奪還しようとの企劃があつた時、武市はその無謀を誡しめ、一藩勤皇論を主張してゐる。『土佐勤皇史』に這間の事情を述べて、次の如く記してゐる。

『閣老共は、毫も攘夷實行の聖旨を奉ずる意なきに、敢て朝廷を欺罔して、皇妹を關東に下し奉り、人質と同様になさんとするは、其の罪、井伊直弼に劣らずと、日を期して江戶に在るの志士相會せしが、水戸等の志士は首唱して曰く、此の上は和宮内親王の御輿を、東海道の薩埵峠に要し、之を幕吏の手より奪ひ奉り、京師へ

返しまゐらすべく、之と同時に刺客蹶起して、安藤閣老を斃さんのみと。目眥盡く裂けて、殺氣座に充てり。長藩の久坂等も、忽ち之に應じ、議、將さに決せんとするや、今まで默聽せる瑞山は、ツト席を進み出て『抑も幕府心術の憎むべきは勿論の儀ながら、朝議已に定りて、勅許あらせられし以上は、妄に之を妨ぐるは道にあらず、今諸君匹夫の事を行はむとするも、成功すら期し難く、或は徒らに志士を殺すに過ぎざらん。寧ろ同志相誓ひて、各自に歸國し、先づ藩論を勤皇に一決せしめ、卽ち其の藩主を奉じて、闕下に入朝したる上、正正堂々、閣老奏聞の言質に基き、幕府に迫りて、攘夷の實效を擧げしむべし。是れ所謂名正しく言順なり。此の如くにして始めて天下の人心を憤起せしめ、隨ひて尊攘の目的を達するに至らん』と。其の理議正大、利害明白に、滔々として說破し來りたれば、滿座肅聽して、一人の異議を挾む者なく、前途の大計は、茲に漸く確立し、土藩武市半平太の名は、忽ち天下の有志の間に鳴り渡れり。是に於て瑞山は、特に薩長の諸有志と謀り、明春を期し、三藩各自に藩主を奉じて入京すべしと、瑞山敢て身を以て土佐一國を代表し、此の未曾有の一大偉擧を確約せしは、其の雙肩に負擔せる責任、泰山よりも重しと謂ふべし。瑞山はいよ〳〵河野萬壽彌、島村衞吉、柳井健次の三人を伴ひ、歸裝を理して將さに發せんとするや、久坂來り、瑞山に說きて曰く、『今や時勢測られざるに、志士相率ゐて江戸を去らば、幕吏は恐るべきものなく、敢て京都に向ひて不逞を行ふに至らん。願くは先生留りて、僕と共に天下の重きに任ぜよ、貴藩の士氣を振起するが如きは、別に同志の人を遣はさば足らんと。瑞山聽かずして曰く、『否な、今止りて君と事を謀るや。勢必ず匹夫の行ひに出でざるを得ず

是れ頗る無謀に似たり。寧ろ共に歸國し、藩論を一定して、朝幕の間に周旋せしむるに如かず』と。久坂復た爭ふこと能はずして去る。久坂別に臨み、瑞山の書ける墨竹に題せる、左の一絕あり。

挺立山巖竹數竿。故人心事畫中看。
男兒再會期難レ得。唯喜清風襲レ座寒。

斯くて瑞山は、同志の大石彌太郎、池內藏太、廣田恕助、小笠原保馬を江戶に留め置き、諸藩有志と交を結びて、時勢の變動を土佐に報告せしめ、東西互に氣脈を通じ、內外相應じて、藩論を動かすに勉めんとす。瑞山は竊に他を戒めて曰く『熟ら久坂等の擧動を視るに、其の師松陰と戊午の難に殉せざりしを憾みて、輙もすれば死所を求むるに急なるが如し。或は師の復讐として、閣老を殺さんも知れず。此の擧、久坂等に在りては忍ぶべからずとするも、我に於ては事を共にする不可なり。我れ今歸國するは、其の累を避るも亦一因たり。君等血氣の勇を以て、匹夫の死を致す勿れ』と。〔土佐勤皇史〕

這間の態度によつて、瑞山の思想態度を見るべきである。久阪等の精銳なる機鋒もさることながら、瑞山は流石に一段の老成境に入つてゐる。西鄉の思惟したる諸藩合同策も、要するに、瑞山と同一の心境においてしてゐる。殊に瑞山が文久年代に、早くも水・土・薩・長の聯合に著手したのは、よく大勢を洞見したものと謂はなければならぬ。阪本・中岡が率先して薩長聯合に周旋し、遂に之れを打成したのは、彼等の獨創といふよりは、矢張り先師瑞山の遺鉢を繼いだと見るべきであつて、遂に薩長聯合を完成したのは、正しく瑞山の遺圖の完成であ

つた。長州における久阪・高杉が、回天の飛躍を爲したる跡を見ても、結局恩師松陰の爲さんと欲して爲し能はざりし遺業を繼いだに歸するを見ると、松陰・瑞山の大器たりしを知ると同時に、弟子の業は要するに先師に代つて遺圖を達成するにあることが察せられる。瑞山における阪本・中岡の兩士は、恰かも長州の松陰における、東行・玄瑞と、好個の對照を爲してゐる。人物・風格よりいはば、中岡は久阪に擬すべく、阪本は高杉に匹敵してゐる。

瑞山は松陰とは邂逅する機會を失なつたが、久阪とは最も親交があり、久阪を通じて、屢々松陰の人と爲りを耳にし、平生『我遂に松陰に及ばず』と嘆息してゐたといふ。後世より之れを看れば、瑞山と松陰と、共に國士無双の人材であつて、優劣を分つべきではないが、遠く松陰の遺風を慕ところに、瑞山の誠實が窺はれる。

瑞山が嘗て萬延元年〔庚申〕七月、劍道修業といふ名目で、中國から九州を遍歴したことがある。時に阪本は笑つて曰く、『今ごろ武者修業でもあるまい』と。ややお爺サンの時代遲れを冷評した口吻も見えるが、そこはまだ龍馬が年が若い。瑞山の武者修業といふのは、表面の名目だけのことで、何もお面お小手の稽古をして歩かうといふのではない。瑞山が著目したのは、何といつても勤皇の實力ある藩は、中國・九州にあるとしたので、そこでそれらの有志と交はり、他日の大發を期する爲の、大志を藏する旅行であつたのだ。當時の瑞山は、懐ろに一卷の『靈の眞柱』を藏し、腰に南海太郎朝尊の新刀を横たへ、飄然、高知城下を去つた時には、絕えて平色と變はるところがなく、誰れも瑞山祕衷の經綸を知る者がなかつたといふ。

阪本は是より屢〻瑞山の意を受け、長州に入り、久阪・高杉と交はり、早く鋭脱して天下の士となつた。瑞山の沈毅、龍馬の豪宕、武市の誠實、阪本の奔逸、全く相反した性格であつたが、人は良師を得ざるべからずで、阪本が武市を得たのは、何といつても良禽よく良林を得たものといはねばならぬ。

【八】阪本龍馬（三）

勝海舟の指導と海援隊

扨、阪本にとつての、第二の恩師は、勝海舟であつた。阪本が初めて勝に面會したのは、文久二年（壬戌）十月で、龍馬が二十九歳の秋であつた。元來龍馬は、瑞山の節度に服する男でなく、此歲三月二十四日、脫藩して四方放浪の客となつたのである。瑞山、人に語つて『阪本は土佐一國に收まつてゐる人物でない』といつたといふ。阪本は高知を出るや、江戶鍛冶橋外桶町に居た、豫て知り合ひの千葉重太郎に身を寄せ、一日千葉と共に勝を訪づれた。當時、勝は開國論者として聞えてゐたので、阪本は大いに彼れの心底を叩き、場合によつては勝を刺殺するつもりで出掛けたのである。『土佐勤皇史』に曰く、

阪本は、吳服橋の越前邸に推參して、春嶽に謁を請ひし事あり。或は大久保一翁（越中守忠寬）を訪ひ、攘夷に對する意見を質す。當時阪本は彼の勝麟太郎海舟が、頻に開國說を主張し、肥後の横井平四郎と共に、攘夷

の空論なるを嘲笑すと聞き込み、竊に千葉に謀りて曰く、彼は果して世評の如く奸物なりや、一たび之に對面して、其の議論を試みし上、事宜によりては、卽座に天誅を加ふべしと。一夜千葉を伴ひて、勝の氷川の居を叩けり。流石に勝は夫れと悟りて、先づ初對面の挨拶に、『兩君の御入來は、拙者を刺ん爲めならん、イヤ御隱しあるとも、殺氣は眉宇に見はれて居る。拙者も敢て御相手を辭する者にあらず、先づ我が滿腔の議論を聞かれよ、然る後に立合ひ申さん』と、智辯湧くが如く、滔々として歐洲兵制の沿革より、其の海軍の武力、到底封建的大名の抗し得らるべくもあらぬ事實を、最も精切に說明しければ、阪本は爲めに、醉へるが如くに感服し、謹んで今より先生の御指導を蒙り、誓つて日本の海軍を起すべしと云ひければ、勝も深く其の無我の頓悟を奇とす。玆に阪本は、土佐勤皇黨中、唯一の開國家とはなりにける。〔土佐勤皇史〕

氣宇濶大なる勝海舟の開國論には、流石の阪本も心から醉はされたと見える。阪本は是より勝の指導の下に、海軍研究所に入り、航海術を學んだ。翌文久三年〔癸亥〕故里の姉に贈つた書簡に、此間の消息を傳へてゐる。

姉乙女に贈れる阪本龍馬の書〔文久三年五月十七日〕

此頃は、天下無二の軍學者、勝麟太郎といふ大先生に、門人となり、ことの外、かはいがられ候て、先きやく分の樣なものになり申候。近き內には、大坂より十里あまりの地にて、兵庫という處にて、おおきに海軍ををしえ候處を、こしらへ、又四十間・五十間もある船を、こしらへ、弟子共にも、四五百人も、諸方より

あつまり候事、私初榮太郎〔千屋孝健〕なども、其の海軍所に、稽古學問いたし、時々、船乘のけいこもいたし、稽古船の蒸汽船をもつて、近々の內、土佐の方へも參り申候。其節御見にかかり可レ申候。私の存じ付は、このせつ、兄上にも、おおきに御同意なされ、それは、おもしろい。やれやれと、御もふしのつかふにて候間、以前も申候通り、軍でもはじまり候時は、夫れまでの命、ことし命あれば、私四十歲になり候を、むかし云ひし事を、御引合なされたまへ。すこしェヘン顏をして、ひそかにおり申候。達人の見るまなこはおそろしきものとや、つれ〲にもこれあり、猶ヱヘンヱヘンかしこ。

五月十七日〔文久三年〕　龍馬

乙大姉御本

右の事は、まづ〲、あいだがらへも、すこしもいうては、見込のちがう人あるからは、お一人にて御聞おき、かしこ。

書中、『四十歲』云々とあるのは、前便において、龍馬が、四十歲になる迄は、鄉里には歸らぬと云ひ贈つたことのあるのを指ざしたもので、その文にいふ。

姉乙女に贈れる阪本龍馬の書〔文久三年三月二十日〕

扨も〲、人間の一世ハ、かてんの行ぬハ、元よりの事、うんのわるいものハ、ふろよりいてんとして、き

んたまをつめわりて、死ぬるものもあり。夫とくらべてハ、私などハ、うんかつよく、なにほど死ぬるバへてても、しなれず。じぶんて、しのふと思ふても、又いきねハならん事になり、今にてハ、日本第一の人物勝麟太郎殿といふ人の、でしになり、日々兼而思付所を、せいといたしおり申候。其故に、私年四十歳になるころまてハ、うちにハかへらんよふに、いたし申つもりにて、あにさんにも、そふだんいたし候所、このころは、おおきに、御きげんよろしくなり、そのおゆるしが、いで申候。國のため、天下のため、ちからおつくしおり申候。どふぞ、おんよろこひ、ねかいあけ、かしこ。

三月廿日〔文久三年〕　　　　龍

乙　様

御つきあいの人々も、極御心安き人々ハ、内々御見せ、かしこ。

初めなく終りなきが如き文致に、阪本の面目が躍出してゐる。

*　　*　　*　　*　　*

勝も亦た阪本の人材なるを愛し、殆んど自己の代表者の如くして、四方に使せしめてゐる。文久三年〔癸亥〕十月には阪本を擧用して、神戸海軍所の塾長に任じてゐる。此の海軍所なるものは、海軍習鍊の爲であるのは勿論であるが、或る意味においては、諸國浪士の籠絡所でもあり、内に釀成する波瀾を外に向け、隨つて國威宣揚の先鋒たらしむるといふ、智慧者の勝だけに、一擧兩得の策であつた。勝の手記に曰く、

當時の國勢、誇議益盛にして、彼我相疑相忌、同志を募り、黨を立て、國として紛擾せざるはなし。在官有司、其如レ斯を憂ひ、法に因て之を縛し、之を刑し、大に悔心を生せしめんとす。曷んぞ圖らん、從レ是相激怒し、相怨望し、益其數を增す。卑職草莽之徒は、身を以て犧牲とし、其衝に當り、高潔を以て自ら期す。人心の向ふ所如レ此、我是等に關せず、之を殺すの拙なるを以て、唯其の用を期するに在り、故に先づ神戸の地に、海軍局を設け、此輩を集合し、船舶の實地運轉に從事せしめ、遠く上海、天津、朝鮮地方に航し、其地理を目擊し、人情を洞察せしめんとす。幸に土州之人、坂本龍馬氏、我が塾に入り、此擧を可とし、激徒を鼓舞す。又邦內の有志輩、大に贊成する者多し。〔勝海舟手記〕

以て這間の消息を解すべきである。同時に又た、阪本を推して塾長たらしめたところは、勝が如何に龍馬を重んじたかを察するに足る。

阪本が元治元年〔甲子〕十月二十一日、海舟の江戸に召還せらるるの後、續いて神戸海軍所も閉鎖の已むなきに立到り、慶應三年〔丁卯〕四月上旬、土藩の名義を以つて、海援隊を作るに至つたのは、全く勝海舟の啓沃に基づくものといはざるを得ぬ。

勝が阪本を如何に囑望したるかは、一日山內容堂に面して、勝自から進んで、阪本が脫藩の罪を宥されんことを、請うてゐる一話によつても、明らかである。『鯨海醉侯』の記中に曰く、

小生の門人に、坂本龍馬と申す者の候が、元來勤王派の壯士にて、現に御藩藉を脫し候由なるが、昨今頗る

航海術に熱心し、西洋の事情も略ほ呑込み居り、面白き奴にて候。憐れ亡命の咎を御赦免あらば、一廉の御役に立ち申すべしと。侯大に興に入られ、流石は先生なり、よくぞ、彼等が頑冥を破り玉はりたれ。赦免の儀は、直ちに承知せりと云はるるを、勝は、醉中の御一言、忘れ玉はんも知れず、何か侯の御直筆を、後日の證に申し受けたしと望みしより、侯は、いと易き事なりとて、先づ紙上に瓢箪の形を畫かれ、其中に詩句を題す。逸趣飛動して妙云ふべからず、前年、勝伯刊行の亡友帖に載せられし、侯の遺墨、即ち是れなり。

〔鯨海醉侯〕

此の事實は、文久三年〔癸亥〕正月十六日のことで、勝が伊豆國下田港において、容堂侯と邂逅したる際のことであつたが、同二月二十五日、侯は勝との約を履んで、龍馬が脱藩の罪を赦すに至つてゐる。

是より阪本の活動は、勝の腹心となつて公然海軍所を率ゐ、更らに海援隊の創設ともなつた。海援隊が出來たのは、越えて慶應三年〔丁卯〕四月のことで、土佐藩よりの任命狀は次の如くであつた。

覺

坂本龍馬事

才谷梅太郎

右者、脱走罪跡被二差免一、海援隊長に被二仰付一之

但隊中の處分一切、御任せ被二仰付一之

卯の四月

而して海援隊の約規に曰く、

海援隊約規〔慶應三年四月〕

凡、嘗て本藩を脫走する者、及他藩を脫走する者、海外の志ある者、此隊に入る。運輸・射利・開拓、臨機本藩の應援を爲すを主とす。今後自他に論なく、其志に從て撰て入レ之。

凡、隊中の事、一切隊長の處分に任す。敢て或は違背する勿れ。若暴亂事を破り、妄謬の害を引くに至ては隊長、其死活を制するも亦許す。

凡、隊中患難相救ひ、困危相護り、義氣相責め、條理相糺し、若くは獨斷果激、儕輩の妨を爲し、若くは儕輩相推し、乘レ勢强制し、他人の妨を爲す、是尤も愼む可き所、敢て犯す勿れ。

凡、隊中修業分課、政法、火技、航海、機械、學語等の如き、其志に隨て執レ之。互に相勉勵、敢て或は懈ること勿れ。

凡、隊中所費の錢糧、其自營の功に取る。亦互に相分配、私する所ある勿れ。若擧レ事用度不足、或は學科缺乏を致す、隊長建議出崎官の給辨を竢つ。〔下略〕

慶應三丁卯四月

約規の第一項にも、劈頭から明瞭にしてあるやうに、土佐藩及び他藩の脱藩者を聚合するといふ立前であるから、一筋縄ではおえぬ人間が數十人も集まつて來た。勤皇といふ觸れ出しではなく、海外に志ある者といふのであるから、手に餘る人物の合宿所が出來、まるで梁山泊といふ形であつた。

石田英吉、安岡金馬、中島作太郎、長岡謙吉、渡邊剛八、小谷耕藏、菅野覺兵衞、澤村總之丞、高松太郎、佐柳高次、腰越次郎、白峰駿馬、三上三郎、山本復輔、野村維章なぞといふのが、その中堅人物であつたが、中にも小谷耕藏は、强硬な佐幕論家で、飽く迄も自說を主張して屈せないので、同志間に除名說まで出たくらゐであるが、阪本は、

『一人ぐらゐ反對黨を入れておいてもよいではないか』

と、平氣に小谷を用ゐたといふ。日本を糠袋ほどにも思つてゐない阪本である。佐幕黨の一人や二人、何でもないと思つたに違ひない。又た反對論者を容れておくところに、却つて自淸の作用もあるといふものだ。小は村會より、大は國會に至るまで、今日、阪本の如く異論者を愛し得るもの、果して幾人あるであらうか。多數を動かすの妙用は、却つて這間にありだ。

* * * * *

又た阪本が勝の神戸海軍所に入つて、その薫陶を受けてゐた學生時代に、勝の紹介で始めて西鄕に會つた。時は元治元年〔甲子〕八月中旬のことであつた。西鄕が京都に出てゐるとの風聞を耳にした勝は、一日阪本に向つて

いつた。

『近ごろ薩州の西鄕吉之助が京都に出てゐるといふ話ぢや。彼れは音に聞えた天下の豪傑だ。自分も一面識があるが、却々當代稀に見る偉丈夫である。一度逢つて見たら、何かの藥にならう……』

勝の意中には、折からの蛤御門の後始末に對する西鄕の態度、長州に對する薩藩の進退にも注目を與ふる考へもあつたであらうが、又た後進を砥礪する考慮もあつた。氣早やの阪本は、直ちに上京して西鄕に會つて來た樣子であつたが、逢つたとも逢はぬとも報告しない。二日經つても、三日經つても、阪本は口を緘して、その事に及ばない。勝は遂々業を煮やし、

『阪本、お前は先日西鄕に逢つたかどうぢや。響きはあつたか……』

ときいたのである。すると阪本は徐むろに口を開き、

『西鄕は馬鹿か。馬鹿ならば大馬鹿か。馬鹿の幅がどれほどあるか分り申さぬ。大きく叩けば大きく鳴り、小さく叩けば小さく鳴る。憾むらくは、鐘つく撞木の手答へが薄かつた。』

と答へた。一語西鄕を評し得て、千鈞の重みがあるが、當時天下の英雄を前にして、白面の一書生がこの位の見當をつけ得たのは、阪本の器量を見るべきであつた。

＊　＊　＊　＊　＊

『當代第一の急務は薩長の聯合なり』と喝破して、自からその連衡を策したものは實に阪本龍馬であつた。龍

力は、能く衆愚萬人の力に勝るものがあるのを、否定することは出來ない。

ひは一歩を後くらしたかも知れぬ。維新の大業は、能く一人の成し得るところでないにもせよ、秀でたる一人の

は、龍馬の熱誠と、その快腕に歸せねばならぬ。此の意味において、若し龍馬莫つせば、維新回天の偉業は、或

馬なしといへども、薩長はやがて相倚り、相援けたに相違ないけれども、之れをして連結を早やからしめたもの

【九】中岡愼太郎（一）

長・筑・薩の間に奔走す

薩長の聯合に就いて、阪本と共にその名を逸することの出來ないのは、その僚友中岡愼太郎〔道正〕であつた。阪本が薩州に近づいたのに反して、中岡は夙に長州に入つて、七卿問題にも奔走し、長州に多くの知友を有してゐた。薩長聯合運動に關する限りにおいては、中岡は少なくとも、阪本に一歩も、數歩も先んじて居つた。

先に第二卷劈頭に掲げたる『薩長兩藩の勢力勃興』及び第四篇『幕末慶應の時勢と長州再征』の篇中で、詳しく評論したやうに、夙に薩長の勢力に著目し、『將來天下を左右するものは、實に薩長なり』と喝破したのは、中岡その人であつたのだ。彼れが土佐同志に與へた有名な書簡は、既に屢次之れを引用したから、ここに重複することを避けるが、彼れが西鄕、高杉、木戸を推して洛西の人傑なりとし、薩長が外國と戰端を啓いたことは、他

日彼れ等が、天下を取るの修錬であるといつたのは至言であつた。

阪本の『海援隊』と相並んで、中岡は『陸援隊』を起したが、若し兩雄をして維新の後まで存生せしめたならば、後藤、板垣の先驅となつて、土佐勢力の伸張を代表したに相違ない。不幸にして共に新撰組の凶刄に殪れたのは、獨り土佐藩の爲めのみならず、明治歷史の爲めに惜しむべきであつた。

薩長聯合の大幕は、阪本が薩派を說き、中岡が長州を引くことによつて、その端を發し、兩雄の周旋は、實に薩長兩藩握手の母體であるかの觀があつた。

中岡は阪本よりも三歲の弟であつて、兩雄が落命した時、阪本は三十三歲、中岡は三十歲であつたが、中岡は夙に脫藩して交りを四方に結び、元治元年〔甲子〕、蛤御門の戰爭の時には、久阪玄瑞と軍旅を共にして、君側の姦を掃はんとした。

中岡は不幸にして敵彈を蒙むり、脚に負傷をさへしたが、巧みに遁がれて幕府の手を逸した。彼れは大膽にも京都に留まつて、薩藩邸に西鄉を訪ひ、長州の微衷憐れむべきを知つて、何故に會津藩を助けて、長州に敵したかと、詰問するところがあつたといふ。

中岡と共に夙に脫藩して長州にあつたものに土方楠左衞門〔久元〕があつた。彼等は最も五卿筑前遷座の爲に盡力したが、共に薩長兩藩の和解の爲めに、東西に奔走した。土方の『回天實記』に中岡の動靜が散見する。

十一月三日〔元治元年〕　七ツ時頃より高田御殿へ被二召入一。夜五ツ時半頃引取る。中岡愼太郞、今日、三田尻よ

り來る。云々

十二月廿三日（同） 淸末侯並に長府世子、宗五郎殿、萩表御滯在之由に付、當驛迄御出被ㇾ下度旨、今日兩卿方御使者を以、中岡愼太郎出立。

二十五日（同） 中岡歸來。

一月三十日（慶應元年） 今朝薩藩大久保市藏、吉井幸輔、稅所長藏、蒸汽船にて上京に付大山彥太郎（中岡）竝に自分同行を以、上京被ㇾ仰付ㇾ、暮頃より發足、早追にて罷越ㇾ、八ツ半、博多に着す。

二月五日（同） 大山彥太郎（中岡）福岡より歸候由を以、早朝來訪に付、直に同道、參殿、拜謁之上、九ツ時引取る（中略）同人（吉井）同行上京に付、暮頃出足、大山彥太郎も同伴なり。

同　八日（同） 船にて白石正一郞方に立越、井上、原田竝に赤根武人、三好內藏之助、吉井幸輔、大山彥太郎大庭傳七等と、薩長和解を謀り、懇談時を移す。

同　十七日（同） 今日、自分不ㇾ出。石川（中岡別に石川誠之助と稱す）因州に行く。

同　二十日（同） 雪。石川今日因州・對州に行く。

同　二十三日（同） 大山（中岡）今日當地出發、兵庫より蒸汽船にて歸る筈。

同　二十七日（同） 浪華より大山の書狀來る。

四月七日（同） 晴。中岡愼太郎、同行にて歸候吉田淸右衞門、昨日着京の趣を以て來る。

五月十三日〔同〕　西郷吉之助、早々上京を促す事に決す。同人上京懸け、馬關に立寄、桂小五郎と面會爲ㇾ致、篤と前途の見込を付け、兩藩同心協力を以て、大に盡力致度旨、中岡、自分共、頻に申唱候處、薩藩諸士も同意を表す。依て自分等兩人は、近日西歸に決す。

同　二十四日〔同〕　今日は出足歸西に付、朝より多忙なり〔中略〕石川誠之助〔中岡〕同伴。

閏五月二日〔同〕　中岡等一行と分袂す。

＊　＊　＊　＊　＊

以上は慶應元年〔乙丑〕上半において、中岡が防長及び筑前の間を往來し、西郷を招致すべく薩南に下り、南洲同伴にて下關に來り、桂小五郎と會見せしめようとした、前後の動靜の一半を傳へたものである。

阪本龍馬が薩長聯合を策して、太宰府に來たのは、慶應元年〔乙丑〕五月二十五日であつたが、西郷は閏五月十五日、中岡と同道して鹿兒島を發したけれども、馬關に立寄らずして俄かに東上した。中岡の馬關に入るに及んで、阪本龍馬、桂小五郎、北岡勇平、高杉晉作、井上聞多、伊藤俊介等の間に、屢々會合は催されて、薩長の聯合は策せられつつあつた。

中岡は一度び西郷といふ大物を引きずり出し、途上之れを逸したけれども、彼れの初一念は、之れによつて屈せず、次第に時機の到來を待ちつつ、自からその機を早やむるに奔命することを惜しまなかつた。

【十】中岡愼太郎（二）

中岡の人と爲りに就て

茲に到つて、顧みて少しく中岡の人と爲り、並にその風格を一見しよう。中岡は天保九年四月、土佐國安藝郡北川郷柏木に生れた。父は中岡小傳次と稱し、北川郷の大庄屋であつた。愼太郎、幼名を福太郎といひ、後光二と改めた。諱は道正、迂山はその號である。

中岡は阪本と異なり、寡默にして沈毅、併も奪ふ可からざるの志操を藏し、且つ詩操豐かにして、學問に長じた。郷關に在る間は、菩提寺青松寺の禪定和尙に就いて書を學び、十五六歲の頃から、土佐第一の詩人と稱された間崎滄浪〔哲馬〕並に武市瑞山〔半平太〕を訪うて、親しくその薫陶を受けた。高知〔安政二年〕及び江戸〔安政三年〕に出づるに及んで、夙に四方の士と交を締したが、殊に瑞山に愛せられ、後年に至つて、恩師瑞山の遺鉢を繼ぎ、風格を傳ふるもの、中岡の右に出づるなしとさへ推稱された。瑞山は阪本の豪宕を、少しく持て餘した形であるが、中岡の重厚沈毅なる資質には、ひどく眷愛を垂れたものと見ゆる。中岡をして若し衣冠束帶して君側に坐せしめんか、彼れは實に得難き帝王百世の良師となり、王佐の良相となり、臺閣の大器となつたであらう。此點において、長州の久阪玄瑞と相匹する人材であつた。

＊　＊　＊　＊　＊

少年に必要なものが三つある。其一は良友、其二はいふまでもなく良師である。ここまでは誰れしも氣がつく。其三は果して何であらう。良友・良師と擧げて來ると、良書・良藝とでもいふところだが、本文の著者が將に擧げんとする第三の必要物は、旅である。即ち鄕關を出でて、四方の士を訪ねるといふことである。

横井小楠ほどの人傑も、諸國修業に出て、長州の村田清風翁に、ひどく汗を絞られてゐる。吉田松陰も、佐久間象山に逢つて、海外萬里の志を立て、勝海舟も、南洲に面して沈默の雄に頭を下げてゐる。宮本武藏ほどの劍客も、澤庵禪師に見ぜなかつたならば、果して能く心眼を開いたかどうか。劍客に武者修業が必要なのは、他流の達人に打つかつて、自己の劍道を磨くが爲めで、學者も異學の門に論を鬪はして、始めて活眼を開くのと同じやうに、志ある少年子弟は、良友・良師に學んだならば、早く家鄕を出でて、天下を周遊し、廣く四方の士と會談して、知見を磨くべきだ。斯くして始めて押しも押されもせぬ、一箇の人材たることが出來る。『可愛いい子には旅をさせ』といふのは、ここの事である。玆において乎、少年錬道の三條件の最後に、旅が必要であるとする所以である。

中岡は良師に滄浪・瑞山の如きを得た。良友に阪本龍馬・久阪玄瑞の如きを得た。時も時、人も人、文明開化の薄志弱行生徒養成所に學んだのでないから、國士無双の士を師とし、慷慨悲歌の士を友としたお蔭もあるが、中岡が夙に四方の士と交はつたことは、彼れの知見を廣め、彼れの志尙を高操ならしめた基であつた。

中岡が初めて江戸に出でて、中央舞臺の群雄と交はつたのは、安政三年〔丙辰〕彼れが十九歳の春であつた。而して瑞山の勸めに從つて、當時江戸三道場の一に數へられてゐた桃井春藏の塾に入つて、劍道を修業した。後、文久二年〔壬戌〕七月、瑞山の招致に應じて京都に上り、十月江戸に著いた。此年十二月、藩命を帶びて、信州松代に佐久間象山を訪うた。これが卽ち第三の必要條件たる旅の御利益といふもので、天下四方の士といふよりは、氣宇五大洲を呑むの槪ある象山先生との對談を得たのであるから、中岡の修錬上の利得は一層であつた。

當時、長州藩は佐久間象山の高名を慕ひ、久阪玄瑞・宍戸璣〔山縣半藏〕の兩名に命じて、象山を長藩に招聘せんとしてゐた。玆に瑞山は、中岡に命じて、象山の土州招聘の交涉を爲さしむるの命を傳へた。三人は行を共にし、文久三年〔壬戌〕十一月十一日、松代に象山を訪うた。

象山は傲岸一世に嘯ぶく豪傑である。藤田東湖をすら鼻の先であしらふ男であるから、久阪や中岡の如き、鼻垂小僧ぐらゐにしか思はぬらしく、滔々世界の大勢を論じ立て、

『嘗てトルコがセバストポールに砲臺を築いた。英國の海軍が艦上より之を眺め、こんなものは一發の的だと笑殺した。近時幕府が品川に臺場を造つてゐるが、あんなものは、屁の突つぱりにもならん。勝海舟のやうな、多少は物の解かつた男も居る筈なのに、無用の長物を作るなぞは、有害無益だ。……その上、西洋砲術の進步は大したもので、大砲の丸も、昔は丸いのであつたが、今日では椎の實のやうに、先の尖つたのを用ひてゐる……更らに或は………』

疊み掛けて、論じ來り論じ去る象山の舌鋒に、三人はただ目の玉を白黑させるばかり、遂ひに一言を發することも出來ず、使命も何もそのままに、放々の態で引き下つて來たといふ。久阪は、中岡を顧みていふ。

『まるで大石で壓へつけられたやうで、息苦しいほどだつたが、貴公はどうだ』

中岡、答へていふ。

『拙者も同じことだ。舌が强ばつて、一言も出なかつた』

天下の豪雄、象山の前に出ては、長州の俊、土藩の鋭も、芋の葉に這ひ上つた、靑蛙にも如かずだ。是より久阪・中岡の蒼海の廣きを見、世界の大を察するに、如何ばかり活眼を開らき得たりしぞ。嗚呼、求むべきは天下の士、訪づるべきは異國の山、未見の雄なるかなだ。

他日中岡が脫藩の士となり、或ひは長州に、或ひは薩州に、或ひは筑前に、或ひは京洛に、勤皇愛國の志士を四方に求め、天下の中岡となつたのは、固よりその熱血赤心の迸ばしるところとはいへ、多くは四方の豪雄と交遊した賜ものに外ならぬ。

中岡、嘗て詠じて曰く、

殆縛殆飢時殆死。　單身曾出二故鄕關一。
看レ花聽レ鳥腸空斷。　步レ月枕レ沙意更閒。
夕擲二千金一如二糞土一。　朝求二一飯一貴二於山一。

向レ人不レ語吾心事。　唯在ニ悠悠行路間一。

此詩は慶應三年〔丁卯〕二月二十一日、嚴寒骨に透るの夜、百歳不磨の志操を詠出したる七律である。烈々たる一箇勤皇の志士が、蹭蹬の間に、心事を百世の後に託せんとする氣概を見ては、人、誰れか彼れの爲めに、不言の心事を壯とせざるものぞ。

【十二】中岡愼太郎（三）

中岡と西郷との會見

西郷と中岡との初對面は、果して何年何月であつたか、それは明瞭でない。西郷の出島上京は元治元年〔甲子〕三月であり、之より直ちに七月甲子の兵亂となつたのであるが、兵變の最中、中岡が薩陣に乘り込んで、西郷に面談したといふ話もあるが、戰陣中のことであつて見れば、お互に國事國策を論ずる餘地はなかつたらう。中岡が若し西郷と會談し、親しく歡晤するの機會ありとすれば、第一回長州征伐後、中岡が長州・筑前の有志間に奔走しつつあつた時代ではなかつたかと思はれる。

元治元年〔甲子〕三月の書簡と覺しき、中岡が友人古高俊太郎に與へたる書簡に、西郷が京都に來れる風聞の探索を依賴してゐる。中岡が若し、此の以前、西郷と相識ならば、他人に依賴する迄もないことである。此の頃

迄はお互ひにその名を傳聞してゐた程度であつたことが分明である。文に曰く、

中岡愼太郎より古高俊太郎に與ふる書（元治元年三月十七日）

昨夜者、御無禮仕候。然者、御噺の大島三右衛門（西郷吉之助）事、既に着京之趣、承り申候に付、僕より中沼（了三）之方、探索可レ仕哉と存候得共、未知人に付、突然之義者、不レ宜と奉レ存候間、何卒御面倒、急に右探索被二成下一間敷哉。偏に奉レ願候。

右匆々得二貴意一候。頓首々々。

十七日（元治元年三月？）　　石川

古高様

文面によれば、中岡は中沼了三とも未知であつたと見ゆるが、中沼は京都において學習院の講師をして居り、その門には諸國の浪士連が出入し、隨つて薩長の藩士も、誰彼入門してゐたので、中岡も中沼塾に入門した。當時彼れは、阿波藩士西山頼作と假稱してゐた。西郷と中岡との知遇は、此の前後迄は、未だ深く結ばれてゐなかつたことが判然である。

元治元年（甲子）十一月の頃には、長州は既に三家老の首級を提出して、和議を結び、五卿轉座も略定した頃であつた。之れを耳にした、長州諸隊派（少壯勤皇派）の激昂は甚だしく、忠勇隊を編成して、五卿を推して長

府に移つた。當時の忠勇隊なるものは、肥後・土佐・久留米・筑前等の諸有志の連合隊であつて、之れが隊長は眞に中岡愼太郎であり、副隊長は眞木和泉の弟で、當年僅かに十六歳の一少年たりし、眞木外記であつた。『元周記』に據れば、當時の忠勇隊士は左の如くであつた。

忠勇隊氏名〔元周記〕

〔前略〕公卿〔五卿〕に從ひ來るもの、自ら忠勇隊と稱す。論辯激烈、公〔元周〕に謁するを請ふ。其名簿を進む。曰く、

眞木外記【久留米】
馬瀬市郎助、安田嘉久馬、萱野嘉右衛門、國友常吉【肥後】
石川清之助〔中岡愼太郎〕、安岡金馬、後藤深藏、眞田四郎、石田英吉、玉川壯吉、三瀬深造、中島作太郎、
細木元太郎、細川左馬之助【土佐】
澤田眞三、澤田眞太郎、筑波小二郎【京都】
小柴三郎兵衛、河邊又太郎、藤四郎【筑前】
阿部豪一、柏木民部【豐前彥山】
中村兒次郎【近江】

井上喜三郞、佐田剛之助、衣笠次郞八、今津謙吉【久留米】

平井豐之進、上名新八郞【吉野】

今枝恭藏【園部】

常陸笠間の人、加藤有隣、獨り岩國に避く〔地名は讀み易き爲に之を挿入せり〕

忠勇隊は一方において長藩の爲に勤皇の勢ひを張り、五卿の爲に鐵壁(てつぺき)たらんとするにあつたが、此時既に五藩移動(いどう)の幕命を奉じ、筑前藩主黑田長溥が、藩命を傳へて使者を長州に派して、五卿の爲に周旋(しゆうせん)せしめてゐた。十一月二十八日、中岡が馬關に在ると、そこへ筑前の早川養敬が、岩國(いわくに)からの歸途、馬關に立寄つた。早川は中岡を見るや、曰く、

『薩長兩藩の和解・提携は實に今日焦眉(しやうび)の急務である。僕等は、同藩の月形洗藏とも大いに協議(きやうぎ)して、既に藩侯の御內諾(ないだく)をも經てゐる。そこで先づ試みに之れを西鄕に話したところが、西鄕のいふには、御同樣、今日の御時勢は、薩だの長だのと、お互ひに兄弟牆(しやう)に鬩(せめ)いでゐる時でない。一切の舊怨(きゆうえん)を捨てて、諸藩聯合して、君國危急の大難に任ずべきの時だと、その所見の公平なることは、到底僕輩(ぼくはい)の比ではない。僕ここにおいて、大いに西鄕に說き、君にしてその意嚮(いかう)であるならば、僕も同行するから、共に馬關に渡つて、長藩有志と一夕(いつせき)の談を試みようではないかと勸むると、西鄕も敢て辭せざるところであるといふ。玆においてか、僕、大いに長藩士に說いたところが、長藩士の激昂(げつかう)は意想の外で、口々に西鄕が來るなら、馬關海峽は三途の川だぞといふ

權幕だ。仕方がないから西郷との會見は、一時中止したが、君、何とか長藩諸隊を說得する良策はない乎』

といふ話である。中岡は、之れを聞いて雀躍して曰く、

『それは何より、耳寄りな話だ。薩長和解は僕の宿論でもあり、薩に對しても、亦た長に對しても、僕は第三者の地位にあるので、猜疑心もなければ、反撥心も持つて居らぬ。ここは僕が自由な立場から、一役、買つて出るべきところだが、元來、薩藩なるものは、權變不測の雄藩である。西郷一人が、縱しその氣であるにしても、薩一藩の藩論なるものが、果して何うであらうか。此上は、直接、西郷に會つて、薩藩全體の意嚮を確かめた上でなければ、迂濶に諸隊を說く譯にも行かぬ。進んで西郷に面會したいと思ふが、西郷は一葦帶水の小倉に在陣してゐながら、天漢一水を距てて、兩星逢ひ難きを奈何せん。』

中岡は長太息の面持である。之れを聞いた早川が喜ぶまいことか、案を拍いて雀躍し、

『君がその氣なら、僕に一策がある。僕は藩命を帶びて長州に周旋してゐる者だ。近日中に歸藩する筈であるから、其時君と同藩の筑前人だといふことにして、同道、小倉に西郷と會見しようではないか』

中岡は、聞いて策の得たるものとなし、

『然らば僕は、一切の實を三條公に打明け、然る後、發程しよう』

兩士は竊かに相約して手を別つた。

*　*　*　*　*

越えて十二月三日、中岡は早川を伴うて三條公に謁し、更らに委曲を盡して、事の次第を言上し、十二月五・六日頃を期して、共に小倉に渡らんことを約して、早川は卽夜馬關に下り、中岡は高杉に告ぐるところがあつた。高杉はそんなことには頓著なく、自から手兵を提げて暴發しようと意氣込んでゐる。高杉は何處までも、薩長聯合に反對で、他人の力を假りて勤皇はやらぬといつてゐた。これには別に考ふるところがあつた。高杉の心事に關しては、別項、之れを論ずるとし、ここには述べぬ。

中岡は、高杉との會見を終つて、十二月四日、馬關に來て見ると、早川養敬は、中岡の來るを、今や遲しと待ち構へてゐた。そこで中岡は、筑前人寺石貫夫と僞名して、早川の從僕と觸れ出して、翌五日、海峽を渡つて九州の地を踏んだ。

早川は藩に復命の任を帶びてゐるので、卽日發程、福岡に去つた。ここにおいて中岡は、意を決して小倉なる薩藩の本營を訪ひ、直ちに西郷に對面するに至つてゐる。恐らく此の會見は、中岡・西郷兩雄の國事的最初の會見であつたかも知れぬ。して見れば、此の記念すべき日は、實に元治元年（甲子）十二月五日と推定さるる。而して當日會見の模樣は、『黑田家記』に、その一端が窺はれる。

中岡・西郷の小倉會見（黑田家記）

今日（元治元年十二月五日）土州脫藩人、當時三條卿に附屬の寺石貫夫（中岡愼太郎）と申者、早川養敬、

供に成り、小倉表へ來り、薩の大島吉之助（西郷隆盛）の首級等差出し候事故、此上は、大膳（毛利敬親）は隱居、長門（世子定廣）へ家督に相成候樣周旋呉られ間敷哉と申聞け候に付、右は迚も出來の儀に無レ之旨、申聞け候處、寺石又曰く、五卿筑前へ被レ移候儀、唯今の如く四方より兵を以て圍み居候內は、兵威に怖れ、他へ移り候樣にて、如何にも殘念に付、兵を被レ解候上にて、致度由に付、吉之助答に、是は隨分兵を解き候と一所に、五卿筑前へ被レ移候儀に候はゞ、周旋も出來可レ申旨、申聞候由。

右、貫夫咄の內、薩より此回の周旋致し呉候程ならば、去年天王山へ集り候時、周旋呉候得ば、宜しき旨、申候得ば、吉之助答に、薩賊會奸抔と相唱へ、兵を三方に分ち、京地へ打入らんとする勢の處へ、說得周旋の出來候儀無レ之旨、申聞候由。

兩雄會見の次第は、纔かにその片鱗を顯はしたるに過ぎぬが、一端の會話中にも、兩雄の全鱗を窺ふに足るものがある。殊に中岡が、

『今になつて、薩藩が長州の爲にこんなに骨を折らるる位ならば、何故、九門の變の前に、倶に手を握らなんだのか』

と問うてゐるのは、稍々揶揄の氣をも含んでゐるが、長州人が、薩州は權變不測とする、急處に觸れてゐる。長人が薩人を罵しるのは、實に此の一點に存してゐるのだ。

之れに對する西郷の答は、又た頗ぶる悠揚たるものであつた。吉之助は徐むろに口を開いて曰く、

『あの時分は、長州はいきり立つてゐる。薩賊會奸と怒號して、兵を三方に配して、一擧禁闕を犯さんとするあの勢ひの最中に、道理を說いても、それは解り申さぬ。』

中岡の詰め掛けたところは、道理である。道理からいへば、その通りである。固より異論も、辯解も、立てられやう筈はない。併し物には勢ひといふものがある。時といふものもある。錦の御旗でも、藪から棒のやうに突き出されては、犬も魂消て逃げ出すまでのことだ。

西郷がいふのは、ここのことである。道理は道理だが、道理の合ふ時に出さねば、道理も道理とならぬことがある。『智慧と珍寶は要る時に出せ』といふのは、この理を道破したものである。討つべきに討ち、和すべきに和す。後に中岡が西郷を評して『悉〻艱難を經て、頗る事に老錬す』と、推稱したのは、卽ちかかる邊より悟得し來つたものであらう。

西郷が、吉井友實・稅所篤の兩人を帶同して、愈〻、馬關に乘り込んだのは、之より約一週日の後、卽ち十二月十一日であつたから、中岡の奔走周旋の功果が、西郷の入長に關して、如何に大きな導因を與へたかは、蓋し想察に難くない。〔第二卷、四四八頁參照〕

＊　＊　＊　＊　＊

薩長聯合に對する中岡の奔走は、全くその礎地を作るにあつたが、その功績は眞に沒すべからざるものがあつ

た。聯合成立の後、大村益次郎が、感激の文字を連ねて、中岡に謝してゐる次の書簡によつて、如何に長州人が中岡の誠意に感激したかが、察せられる。

大村益次郎より中岡愼太郎に贈れる書（慶應二年正月十三日）

寒氣の候、貴兄愈々御安泰奉レ賀候。野生去冬以來引籠り、今に全快不レ仕、夫れ故思ふ運動も出來かね、日日心のみ焦立罷在候。南西隔絶の事とて、貴兄動靜頓と相漏し、存外薄情に相成、萬々御容赦可レ被レ下、陳ば昨日、薩の西郷氏より一書到着、直樣披見候へば、貴兄には先日より、西郷外々諸有志と薩藩へ被レ爲レ入色々拙藩の爲御計畫被レ下候所、愈々薩長兩藩連合の約相成り、且は又討幕の御內議も、粗一決候趣、實以て歡天喜地、雀躍此事に候。扨て扨て世の中は塞翁の馬とやら申候が、實に變動の測り難きは、天地間の有樣に御座候。弊藩などの儀も、兼々御承知の通り、去秋（慶應元年）は一方ならぬ騷擾にて、天朝よりは譴怒を蒙り、幕府よりは征長の議など相唱へ、長防の運命、如何成り行く事かと存居候所、此れには薩州侯を始め、有志者の御盡力にて、先づ左程の事もなき樣相收まり、一同大安心、まづ〳〵これならば、弊藩の行衛も、一入愉快の春と相成り候次第にて、國民の愁眉を開き候も、近きに有レ之儀と奉レ存候。別けて此度、薩長連合の儀、俗に所謂龍に翅とも可レ申哉。國民一たび之を聞き候はば、定めて此までの躊躇に引かへ、大奮發仕り、雲來疾飛の運動も、愈々是より相始まり申可く候。

薩長の勢を以て闕下に立ち候へば、幕も風前の燈影、光を滅し候儀は、論を俟たざる儀と存候。兎に角今回の御盡力、唯々弊藩の幸福なるのみか、此の一事にて天下後來の風潮、相定まり候儀に付、實に天下の幸福と可レ申、貴兄方の御功績、顯著として宇宙に輝き候儀、誰かは感戴致さざらん。

猶々坂本氏〔龍馬〕よりは、三吉氏〔愼藏か〕宅へ申越され候次第も、矢張り西郷氏と粗御同一の事の由にて、滅幕遠からずとの趣、是には精しき御計畫も認め有レ之趣に候へども、野生未だ拜見せず、何卒正々堂々海陸の兵を鼓し、幕府の惡逆を燼し、外夷の暴戾を懲し、一天萬乘の神威を、遠く輝かせ度、是のみ相樂しみ申候。

實以て一刻千金の今日に當り、臥褥罷在候は、何たる不幸かと激涙萬行、心中の無聊御洞察可レ被レ下候。併し此頃大分快氣立ち候に付、今少時養生致候へば、全快可レ仕と樂居候。此使直樣京師より戾る者なり、何か御用の筋は、御遠慮なく御申付可レ被レ下、決して如才ある者には無レ之候。先づ〳〵今回の御骨折を謝し上候まま、平生の御無沙汰御詫まで。更に後便を俟つて意中相盡し可レ申候。頓首。

慶應二年正月十三日　　病床にて　村田象六揖版

石川誠之助賢兄

大村は長州の產んだ、異常の鬼才であつた。木戶の後任者として、彼れ若し長生せば、長州の爲に磐石の重きを爲す人傑であつた。その大村が、口を極めて薩長聯合の成立を絕讃し、『薩長聯合の成るは、獨り長州の爲の

みならず、天下の嚮背、之れによつて定まるといふべく、實に天下の大幸なり』といひ、『貴兄等の功績は實に宇宙に輝く』といつてゐるのは、必らずしも自畫自贊のみでなく、又た他人行儀のお世辭でもなく、彼が肺肝より迸出せる、感激の言、そのものであつた。中岡の功也、固より大なりといふべきである。

次に掲ぐるは、中岡が先に太宰府に在つて起艸したる、彼れの『時勢論』を修補改稿したる、第二の『時勢論』である。彼れの烈々たる士氣と、堂々たる卓識とを想察するの料として、之れを左に掲げる。

〔第二卷、第四篇、四七二頁參照〕

【參考】再稿時勢論〔慶應三年夏〕

中岡愼太郎

竊に古今宇內の盛衰得失を察するに、一治一亂は、勢の止むを得ざるもの也。一張一弛は治國の要務也。非常の難を釋くものは、常道を以て見るべからず。抑も和漢古今、及西洋各國、其國政の張るや、必ず大英斷を施し、大危難を經、一朝其舊弊を除き、始て其國政敎一新見るべく、國體於是や立つ。未だ周旋と議論とに始終して、國を興し、難を釋くものを聞かざる也。世上往々議論周旋する者あり。其言に曰く、皇國一和、以て政敎を立る也。武備充實、以て國威を張る也。信義以て外國に交る也と。議論愈〻密に、周旋益〻極り、而して未だ其實效を不レ見也。何となれば、是れ可レ言して不レ可レ行の理あり。抑も癸丑以來、皇國一和、武備充實、紛々有レ說。始め三港條約の成りし時、久坂義助なる者『回瀾條義』を著す。其說に曰く、今已に三港定約の成りし上は、廣く有志の士を海外に遣し、西洋諸學諸藝及工商の術を學ばしめ、大に海陸の軍備を張るべし。如レ此せざれば、以て國體を立るに足らずと。其後、幕政益〻妄行、諸藩日々に因循苟安、會

て其効を見ざるに至る。於レ是て、始て其言の空論不レ足レ施を知り壬戌の年に至り、義助又『解腕痴言』を著す。其説に曰く、今日天朝勅諭、確々不レ可レ不レ奉と、斷然攘夷の說を決し、曰く苟も吾輩節義を以て天下を動し、一死以て、皇恩に報ひ、一朝不測の難を神州に引受、百戰之危を經、豪傑其間に興るに非ざれば、何を以て土崩の患を防ぐに足んと。高杉春風も亦曰く、今日西洋事情を說き、彼を知るを以て、自ら負ふ者、纔に西洋の一端を見て、曾て古今盛衰の機の由る所を知らず。當時彼れの盛强なる、最も其本あり。今日我邦に於て、彼れの盛なるを學ばんと欲せば、英・佛等の未だ盛ならざる時、內戰廃々有レ之し事、又魯西亞、百戰危難の中より、國を起せし事など斟酌し、手本とすべし。若我邦、今日の弊勢を以て、彼の盛强文明已に治まりたるを、坐ながらにして學ばんと云はば、大間違の極也。故に曰く、宜く奇變英達、實行を以て天下を一新すべしと。嗚呼兩士已に去る。復兩士に對して今日の事を議すること不レ能。然と雖も幸に其言に因て、聊か今日の活論を助くるに足る。今已に歷觀せし所の一二を證せん。壬戌の年、薩州の壯士、英夷を生麥村に斬る。其後英軍鹿兒島に入り、罪を問ふ。時論多く曰く、薩州は大なりと雖も、英國の力を以て攻るに至ては、決して支ふべからずと。然るに此一戰に依て、士氣大に奮ひ、俗論漸く沮し、因循苟且の弊漸く破れ、所謂攘夷家なる者も、先として航海練兵の實用を主張するに至り、一藩の國是定りたり。又長州にては、屢ミ夷船を暴擊し、甲子京師に敗軍し、續て馬關の大敗有り、又追討の兵を四境に受る。此時、人皆思へらく、防長の滅亡無レ疑と。豈計らん、長州は、一國の政事を改革し、兵制を一新し、士氣大に奮ふは、全く此大危難に由て也。又幕府昨年討長の敗軍に、人皆思へらく、自今幕府不レ足レ恐と。何ぞ計らん、幕府海陸兵制の奮ひしは、亦此敗軍の機に由て也。凡そ機會の間常眼を以て見るべき難し、如レ此活動の機、卓識英斷竝び行ふ。義助、春風の如き非常の士に非ざれば、見難き也。然るに天下今日因循苟且の弊、尙未だ其百分の一改まるを不レ見、夫世間因循傍觀、區々として只人の失策のみ求め笑ひ、坐して天下の機會を失し、甘じて人の後に落つ。如レ此碌々愚弱の徒、固より論ずるに不レ足。其他世に所謂有名の藩なる者に至ては、此理を知り、勢を辨すと雖も未だ其効なきは何ぞや。是れ亦恐くは成敗の間に疑惑し、事に臨で斷すること不レ能、未だ因循苟且の弊を脫せざる也。古

人曰、斷二大事一者先忘二成敗一と。此實論也。事機の得失前證の如く、敗素より不レ足レ憂あり。勝却て可レ恐あり。若し此機を知り、着眼一定して、百敗撓まざる時は、天下萬事成らざる稀也。然るに國に大義あり、公道あり、戰求めて得可からず、只管大義を踏み、公道を行ひ、一歩も退かざれば、不レ得レ止の機決、必ず目前に至らん。此れ前件勢を論ぜざるを不レ得所也。誠に我神州危急存亡、今日至て極れり。苟も其國民たる者、豈傍觀すべけんや。誠に古人言ふ所の如く、邑ある者は邑を擲ち、家財ある者は家財を擲ち、勇ある者は勇を振ひ、智謀ある者は智謀を盡し、一技一藝ある者は其技藝を盡し、愚なる者は愚を盡し、光明正大、各一死を以て至誠を盡し、然後政教立つべく、武備充實、國威張るべく、信義外蕃に及ぶべき也。能く如レ此すれば、豈皇運挽回の機なからんや。豈外蕃を制するの術なからんや。滿腹の婆心、聊か書して知己の士、忠告を待つと云爾。

丁卯〔慶應三年〕夏月、於二京師之潜居一書。

【十二】岩倉友山（一）

薩長聯合に關する岩倉の著眼

薩長聯合劇の登場人物として、阪本龍馬・中岡愼太郎を擧げた後に、逸すべからざるは、友山・岩倉具視卿である。岩倉友山の出場は、諸藩の浪士と異なり、公卿の地位において、太だ自由を缺くものがあり、且つ和宮御降嫁問題に座して勅譴を蒙むるの身となつたので、遙かに遲れてゐるけれども、彼れが洛外岩倉村の幽居において、如何に薩長聯合の爲に劃策したるかは、頗ぶる注目に値する問題である。阪本・中岡の奔走と共に、岩倉友

山の快腕は、薩長聯結に、無くてはならぬものであつた。

抑ゝ岩倉が薩藩士と相識り相交はるに至つたのは、文久二年〔壬戌〕三月十二日、伊地知貞馨と會したのが最初であつた。當時、岩倉は長州長井雅樂とも會見し、伊地知の開國論を矚目するところがあつたやうであるが、夙に此の兩藩の和合提携を欲したことは、『岩倉公實記』の左記によつて明らかである。

> **三月十二日**〔文久二年〕、具視は薩摩藩人、堀次郎〔伊地知貞馨〕、其藩主松平茂久〔修理大夫〕の父、島津和泉〔久光〕が、命を啣んで京師に至ると聞き、手書を次郎に遣りて、以て之を招致す。次郎來り謁す。具視其藩情を問ふ。次郎具さに、和泉が亡兄松平齊彬の遺志を繼ぎ、薩・日・隅の三國を擧げて、王事に勤勞せんと欲するの情を陳ぶ。具視以謂く、二百有餘の諸藩が、幕威に畏服し、皆斂手屛息するの時に方り、薩摩長門の兩大藩が、嶄然頭角を露はし、力を國家に致さんと欲するは天助なり。此兩大藩を一團となして以て朝廷を輔翼せしめば、其他の諸藩は必ず風靡して、王事に勤勞せんと。乃ち中山忠能、正親町三條實愛に告くるに、次郎が言を以てし、前途の大計を謀議す。是に於て、具視竊に、和泉が登京の旨意を内奏す。上、大に悅び給ふ。具視乃ち次郎に諭して曰く、貴藩決議の旨意を内奏したるに、主上は、深く叡感あらせられ和泉に忠節を盡さしむべしとの御沙汰あり。汝、之を和泉に傳ふべしと。是より次郎は、屢ゝ具視の邸に出入して、商議する所あり。〔岩倉公實記〕

岩倉は固と權變測る可からざるの風ありとせられ、和宮御降嫁も、岩倉が一片の權謀に基づくと論ぜられも

するが、事實において彼れは、誠實よりも謀略に富み、宋の王安石にも比擬せられ、遂には大奸物とされたが、幕末の變局は、彼れによつて、一幕一幕、維新回天史を開いて行つた場合が尠なくない。

岩倉は鎖國の行はれざるを知見し、開國に近づいてゐたともいはれるが、開鎖の國策は如何やうともあれ、皇權の恢復に至つては、彼れが畢生の念願とするところであり、權變を用ひ、權謀を畫したとすれば、凡て是れ皇權恢復の實現の爲めであつたことは、如何に彼れを奸物視するものも認むるところである。

和宮御降嫁も、國策の犧牲にお成り遊ばされたと見れば、寔においたはしき極みであるが、岩倉自から、御輿に隨從して江戸城に乘り込み、將軍及び閣老に、君臣の名分を實地に示したのみならず、廢帝云々の風聞を捉へ來つて、一札を將軍から受取つて來たなぞは、彼れの怪腕、寧ろ朝權を輝やかしたものと見ねばならぬ。

文久二年〔壬戌〕五月、大原重徳が勅使として、關東に下向したことも、岩倉の肚裏方寸の間に成つたもので、島津久光との合作であつたことは、云ふまでもない。大原が齎らしたる三箇條の要請も、實は岩倉の大望より、割出されたもので、朝廷及び薩長兩藩の議を執つて、之れに編入したことは、蓋し、他日、薩長連衡を策するの礎地でなくて何であらう。文久二年〔壬戌〕五月二十二日、大原勅使の京都を發するに臨み、岩倉、之れを三條蹴上の弓屋まで送り、私かに告げたるの言に、

『薩長兩藩は、皇室の賴て以て股肱となす所にして、兩藩亦丹誠を抽んで、皇室を夾輔せんと欲す。然れども其勢は兩虎相對して視るが如し。一朝牴牾すること有らば、必ず相搏噬して、國家の大事は償れん。頃日兩藩

の議論は、暗中に軋轢し、枘鑿相容れざるの形を見はし、已に猜疑の端を啓く。是れ予が甚だ憂慮する所なり。前途零細の事件より、情意齟齬して、大葛藤を生ぜんこと無きを保せず。卿、江戸に至るの日は、善く兩藩を操縱調和して、釁隙を啓かしむる勿れ。』〔岩倉公實記〕

と注意してゐる。岩倉の遠謀深慮、旣に業に、文久兩勢力の爭鬪中にあつたことを見遁がす能はぬ。岩倉の明、一世に卓出すといふべきではない乎。

* * * * *

岩倉は、文久二年〔壬戌〕八月十七日に至り、廣幡忠禮〔大納言〕以下、十三卿の劾奏に遭ひ、遂に八月二十日、蟄居仰せ付けられ、官を辭し、飾を落し、號して友山といふ。一度び西加茂なる靈源寺〔岩倉家始祖岩倉具堯の墓所〕に潛行し、再度び葉室の西芳寺に移り、遂に洛北岩倉村に幽居するに至つた。

いかさまに思ひわきても卿ちても
　なみだのみこそふりまさりけれ

秋の夜のよこひいかなるこよひにて
　ひとり野寺の月を見るらむ

珍らしと人はみやこの初雪も
　つもるうき身はむかふともなし

或ひは勅譴を蒙むるに際し、或ひは靈源寺の月を眺め、或ひは岩倉村の雪に對し、落飾幽居の公卿が、切々として感懷を詠じ出づるを聞けば、誰れか又た、一片の哀しみを分たざるものぞ。

【十三】岩　倉　友　山（二）

『叢裡鳴蟲』に現はれたる薩長提携策

かくて怪傑岩倉入道が、山村深く世と遠ざかり、一身を韜晦してゐる間に、文久三年（癸亥）も過ぎ、元治元年（甲子）も暮れ、慶應元年（乙丑）ともなりぬれば、世相は丕變し、時勢は大動し、勤皇倒幕の勢ひは、薩長兩藩の近接によつて、著々として進轉し來つた。

此頃に至れば諸國の有志にして、私かに岩倉村の幽居を訪ふ者も、尠なからざるに至つた。友山も亦た大いに企だつるところあらんとし、岩倉卿を廻つて、風雲ただならざるものが生じ來つた。

非藏人松尾但馬（相永）、京都志士藤井九成（直幸）は、夙に岩倉に近接してゐたが、水戸の小林彦次郎（香川敬三）、土佐人橋本鐵猪（大橋愼三）も亦た出入し、遂に薩人井上石見（長秋）を引見するに至り、大久保利通・小松帶刀に示し、大いに薩藩の奮起を促がさんとして、彼の有名なる『叢裡鳴蟲』なる一文を艸するに至つた。

『予員外の身を以て國事に鞅掌して報效を圖りしは、壬戌七月に至りて止む。爾後重譴を蒙むり、洛北の山村

に屛居し、葛褻を換ゆること、已に四回に及べり。』

と前提して、文久二年〔壬戌〕大原勅使に致して、關東に示したる『三事策』の意を演繹して、時勢對策を論じたる一文は、實に慶應年代における一大文章、一大經國策であつた。文中、岩倉は、大いに薩長の出所進退を論じ且つその朝權恢復における、二大原動力なることを痛論した。その一節に曰く、

叢裡鳴蟲抄〔慶應元年六月〕　岩倉具視

昨臘和宮入二關東一也。使下千種少將・岩倉少將諭中天下大赦之事上。

右壬戌の歲、島津氏上京、王事に鞅掌し、諸國の志士、亦奮興して、京攝以西の形勢、頓に强盛を見はす。是に於て、幕吏狼狽、前日抑留せし、內勅の一部を、遽然決行せり。是れ自ら其威權を挫き、柔弱を暴露したるものにして、憫笑するに堪えたりと雖、元來朝廷の恩旨に出つるものにして、之を決行せしめたるは、島津氏及諸國志士、憤發の功と謂はざる可からず。

且告曰。國政仍レ舊。大概委二關東一。至レ如二外夷之事一。則我國一大重事也。係二其國體一者。咸問レ朕而後定レ議。

右當時に在ては、此の如くにして可なりと雖、今日に於ては、三百諸藩の進退より、億兆の產業に至り、凡そ國家の政令は、大小と無く、悉く皆外夷の事に關繫せざるはなし。故に後段に論するが如く、大樹京師に徙居し、事の內外を論せず、大事件は具狀し、宸斷を經て、而る後に施行するに非らざれば、天下の人心、

遂に歸郷する所なし。當時の勅意と矛盾するか如くなるも、今日は之を擴充するに在りて、要するに、大同小異のみ。

或使下二三外藩臣預中聞夷戎之處置上。幕吏對曰。宸意事甚重大。難二遽奉行一。請二暫猶預一。

右二三外藩をして、待夷の事を預聞せしめんと欲せしは、深重の叡思より出つる所なり。幕吏周章して、猶預を請ひしは、實に憫笑すへきなり。其後、長門藩の長井雅樂か、勸誘するに及んて、始めて毛利氏に依賴し、公武の間に立ち、開港航海論を以て、周旋せしめん事を謀りたり。誠に陋と謂ふへし。何そ料ん、島津氏忽然と上京して、義を唱へ、天下翕然と、之に應ぜり。前に幕吏か、援助と爲さんと欲して、依賴せし毛利氏は、國論一變して、過激の攘夷説と爲り、今日は却て仇敵の思を爲すに至り、其處分に困めり。嗚呼天下をして、大亂の域となさしめんとす。嘆ず可きかな。

既而頃日列藩有下獻二謀議一者上。如二薩長二藩一。殊親來奏レ事。

右薩長二藩の上京は、三百年來絕無の義擧にして、國史上、千古滅せさる忠節と謂ふ可し。竊に惟ふに、目今、朝廷要路の思慮する所は、多くは枝葉に拘はるか如し。其根幹を反省あらんことを望む。回顧するに、戊午より壬戌に至るの間に於て、幕吏は王室を尊奉し、國事を慷慨するものは、親王攝籙を問はす、大小名を論せす、草莽の士に至るまで、一切之を幽囚し、之を流斬に處し、以て天下の口を掩はんとす。如何に智勇あるものも亦、跼天蹐地、晝伏夜行の姿と成り、幕吏の威權强暴を極めたり。夫れ幕府の羸弱、未だ其形

を外に見はさすして、凶焔仍ほ熏灼たるの時に當り、挺然介立して、大義を天下に首倡せしものは、薩長なり。尊王攘夷の說を唱へて、天下の士氣を鼓舞せしものは、諸國の志士なり。朝廷其王事に鞅掌せしものに就ては、其奮興の前後を區分して、功勞の優劣を論すること無かる可からす。抑後醍醐の朝、楠氏は、河内の一豪族を以て、大義を首倡し、蕞爾たる山巓の孤城に據り、百萬の賊軍に當り、防守數月に亙る。是に於て、諸道の豪傑、風を望んて振起し、遂に皇室中興の大業を成せり。新田・足利二氏の如きも、亦初は北條の將なり。而るに中興の後に至り、其の恩賞の厚き、其の倚賴の重き、尊氏を首として、義貞之に亞き、正成は其下に居る。本末顚倒し、權衡平を失ふ。加レ之朝廷に於て、楠・新田・足利三氏を、調和駕馭するの術なく、再ひ大亂を釀し、旣成の大業を破る。今日之を回想するときは、遺憾千萬なり。冀くは、朝廷古今を鑑照し、功勞の如何を考へ、公明正大の措置あらんことを。

且山陽・南海・西國之志士旣蜂起。密奏曰。幕吏奸徒日多。正議委レ地。而蔑ニ王家一。睦ニ夷戎一。物貨濫出。國用乏耗。萬民困弊之極。殆至レ受ニ夷戎之管轄一。不レ日而可レ知也矣。冀擧ニ旗旌一。奉ニ鸞輿於函嶺一。誅ニ幕府之奸吏一。

右西國志士の畫策、未だ決行すへきの時機に非らすして、其必成の功を見る可からさるを叡察あり。故に之を採用せさりしなり。而るに大和行幸の朝議は、本畫策の旨意を貫徹せしめんと欲するものの如し。之か爲に癸亥八月の變動、甲子七月の暴擧、相踵て起り、今又伐長の役起らんとす。一として國家の禍亂を養成す

るに非らさるは莫し。當時の叡念と、相反することは知るへきなり。

或曰。爲レ除ニ太平浸潤遊隋之弊一。誅ニ京師之奸徒一。

右幕吏、多年の闕政に基因し、時勢此に至ると雖、輦轂の下に於て、干戈を動かすは、國家の頭腦に、大熱の激發するか如きものにして、四肢共用をなすこと能はざるの虞あり。朝廷之を憂へて、島津氏に諭し、其鎭撫を奉行せしむ。遂に伏見寺田屋の一擧あり。忠勇の壯士、數人をして、命を白刄の下に隕し、恨を呑むの鬼と爲らしめ、國の元氣を闕損す。惜む可き哉。其後過激の徒は本晝策の旨意を濫施し、九條家の侍、島田を始めとし、頻々暗殺を行へり。其勢激進して、苟も已れが意見と異なるものは、正邪淑慝を問はす、惡逆と呼ひ、姦賊と罵り、動もすれは之を斫殺せんとす。其甚きに至つては、足利木像の首を梟するに至れり。且今は、幕府及諸藩の士卒、輦下に充塞すと雖、猶ほ隻兵の警備なきか如し。夫れ綱紀廢弛して、激徒の暴行、此の如し。之を制止するの道を講せされは、天下の亂れさらんことを欲するも、豈得へけんや。是亦當時の叡念と、相反することは知るへきなり。

又曰。不レ顧ニ幕府一。下ニ攘夷之令於五畿七道之諸藩一。

右癸亥の歲、攘夷の期限を海內に布告したるも、攘夷の策略は、大樹に委任するの故を以て、今日に至るまて、其成功を見ることを得すと雖、當時若し、本晝策に據り、之を決行せは、其紛擾の甚しきは、必ず名狀すへからさるに至りしならん。

如二其衆議一。畢雖レ出二于忠誠憂國之事情一。事甚激烈。使下諭二薩長之輩一以鎭壓上。

右朝廷、薩長二藩に諭して、志士を鎭靜せしめしは、決して志士を疏忌したるに非らず。志士を綏撫し、以て大に他日國家の用に供せんと、欲するに在るか爲めなり。

其他召二幕老久世大和守一。往復歷レ日。未レ告二唯諾一。而先行二昨臘所レ諭之大赦一。夫大樹猶弱。何失之有。但幕吏因循偸安。撫馭失レ術。如レ是則國家傾覆。可二立而待一也。朕日憂懼焉。所レ謂偸二一日之安一。忘二百年之患一。聖賢之遺訓可レ鑑矣。當下內修二文德一。外備二武衞一。斷然建中攘夷之功上。於レ是斛二酌衆議一。執二守中道一。欲レ使下德川興二祖宗之功業一。張中天下之綱紀上。因策二三事一。

右一日の安を偸み、百年の患を忘るの一語は、廟堂の上に立つものは、之を紳に書して、以て朝昏諷誦すへし。今日朝廷幕府の要路にして、此語を服膺するものは、幾人か有る。噫。

彼れの所謂『三事策』なるものの大本は、云ふまでもなく、薩長の大合同によつて實現さるるものであつた。故に彼れは、此の書の隨處において、薩長勤皇の功を力說してゐる。

『薩長二藩の上京は、三百年來絕無の義擧にして、國史上、千古滅せざる忠節と謂ふ可し』

と論じてゐるのには、幾分の割引きを必要とするけれども、彼れが、天下の事、薩長二藩にあらずんば、大事を託するに足らずと思つたのは、その實力を洞見したからであつて、岩倉村の閑居に居眠りをしてゐて、此の位の大議論を押し立てて來たのは、彼れが只の鼠でないことを語つて餘りがある。

【十四】岩倉友山（三）

『續叢裡鳴蟲』に現はれたる大經綸

岩倉は更らに、雄健の筆を揮うて『續叢裡鳴蟲』の一篇を艸し、正篇の足らざるを補ひ、愈ゝ論鋒を進め、薩長聯合の大方略を論じてゐる。中に曰ふ。

續叢裡鳴蟲抄（慶應元年六月）　岩倉具視

抑薩藩は勤皇を首倡し、純忠群を拔く。誰か其右に出つる者ぞ。初め三郎氏、上京の時に方り、諸公卿、幕府の武威に怖れ、敢て頭を出すものなし。予獨り意を決し、書を堀小次郎氏に贈りて、面晤を求め、共に國事を語りて、薩藩勤王の情を聞き、事細大と無く、竊に之を奏聞せり。而して予員外の身を以て、中山・正親町三條二卿と共に、三郎氏に陽明家に會し、小松帶刀・中山中左衛門・大久保一藏三氏にも接見して、國家の大事を議することを得たるは、榮譽の尤大なるものにして、今に至て猶ほ懷に忘れさる所なり。又大原氏・三郎氏の東下せんとするや、酒井若狹守と、往復論議し、朝廷の爲に、事皆行はれ、一の澁滯なかりしは、深く欣喜する所なりき。予三郎氏に面會するの時に於て、初めて非常の偉器たる事を知れり。爾後、予

山村に屏居し、四方の事を知らすと雖、三百諸藩の主は、大抵其臣下の輔翼に頼り、藩論を立つると聞く。此の如きは、尋常の人のみ。假令領地數州に跨り、人口百萬を擁するも、深く以て倚頼するに足らす。亦共に天下の大事を謀るに足らす。惟非常の偉器に逢ふて、初めて倚頼すへく、亦共に天下の大事を謀るへきなり。是故に、予は、薩藩を仰慕し、薩藩の宿志を貫き、國家の柱石たらんことを望むなり。乃ち叢裡鳴蟲を草するの意も亦、此に在り。然れとも、是猶ほ粗笨を免れす。因つて再ひ忌諱を憚らす、前意を敷衍して、之を記す。言尤機密に渉る。切に漏泄すること勿らんことを乞ふ。

予か三郎氏を指して、非常の偉器と稱するは、今新に諛言を呈するに非す。壬戌の年、予か三郎氏を餞する書中、已に此語あり。

薩藩は勤王の倡首、朝廷固より其誠忠を嘉し、其勳勞に酬ゆ。終始渝はらす、深く倚頼あるは言を俟たす。青蓮院宮・鷹司・近衛諸公の幽錮を免せられ、再ひ天日を拜するを得たるは、薩藩の援助に出つ。其厚情忘る可けんや。然るに一朝、長門藩の徒と、議論の相協はさるより、薩藩は九門の警衛を免し、出入を禁せられたりと雖、其後、舊に復すと聞く。然らは則ち、薩藩の寃は既に雪けたりと謂ふへし。而て今や、薩藩主父子、依然として國に在り。袖手傍觀、朝家の安危を度外に措くものの如し。予恠訝に堪えす、夫れ朝廷は寸兵を有せす。惟口舌を以て爭ふのみ。若し一朝木曾義仲か朝廷に迫りて、東伐の宣旨を請ふか如き、梟雄の出つる有らは、朝廷衣冠の徒、豈に能く之を折衝せんや。其暴威に抑壓せらるるや、必せり。又長防の處

分の如き、其結局如何なるを知らす。至忠至誠の者、豈坐視拱默の秋ならんや。惟願ふ、薩藩主父子の中、速に上京し、須臾も宮闕の側を離れす、外は皇家の城湟と爲り、內は朝政を預聞し、鞠躬輔翼、以て宿志を成さんことを。旦暮切望に堪えさるなり。

長州の處置、寛嚴度なく、朝旨幕意、共に歸着する所を知らす。獨り薩藩の定論、說き得て好し。而るに採納なし。予遺憾に堪へす。今は已に後れたりと雖、當初何故に、薩藩は斷然朝廷・幕府と、長州の間に介立し、拮据盡力、其調和を謀らさりしや。方今戎夷、眈々虎視す。此時に方り、內訌を起し、骨肉相食む。愚も亦甚し。是故に邦家の爲に、強て調和を主張せは、假令成功なきも、防長二州に論なく、天下億兆の士民誰か薩藩主憂國の至誠に感動せさらんや。權謀術數に依り、民心を收むるは、取らざる所と雖、求めずして此に至るは、忠誠の效驗と謂ふへし。古人曰く、地の利は人の和に如かす。俚諺に又曰く、禍は下より起ると。宜く深謀遠慮すへし。

說者あり曰く、薩長二藩は龍虎の如し。風雲に遇へは、勢測られす。癸亥の變動は、二藩の權を爭ふに出り起るのみ。此事は云云、彼事は云云と、流言百出すと雖、虛妄の瑣說は、問はすして可なり。尹宮以下、誰某は薩州の指揮を受けて、周旋し、三條以下誰某は、長州の指揮に依り、奔走す。故に眞の朝議廟算なるものは、未た嘗て之れ有らすと。說て是に至る、豈長大息ならすや。顧ふに、壬戌の秋より、諸公卿頻に過激論者の言を採用するに起りたる、一大弊なり。遂に世人は、九重深宮の動靜を窺ふことを得て、聖德の厚薄

を揣摩臆測して、批評するに至る。臣子の分として、實に聞くに忍ひさる所なり。此餘弊を匡救することは尤三思九慮を煩はささるを得す。

幕府と長州の應接、平和に歸さすして、開戰に至らは、勝敗の何れに歸するを問はす、恐らくは朝廷の大患たらん。何となれは、幕府勝利を得んか、譜代の大小名は、論なく、觀望の外藩も亦、必す之に畏服せん。是に至れば、幕威乍ち又、頓に振起して、勢破竹の如く、將さに謂はんとす、天下何そ恐るるに足らん。長州提封二州に跨り、人口百餘萬、加ふるに草莽敢死の士、數萬、協力して之か干城となり、之が爪牙と爲り強武比なしと誇稱せしも、幕府の大旆一指すれは、枯を振ひ、朽を拉か如し。天下誰か復た幕府に抗する者そ。大小の諸藩、苟も幕府に抗せは、討伐して假すこと無く、復長州の如くに爲さんと。若し其れ此の如くんは、朝廷に對し、何等の意見を述へ、何等の事柄を爲すや測られす。之を思へは、心膽をして寒からしむ。又長州勝利を得んか、元來長州は天下人心の歸する所、觀望の外藩は、其強武を仰慕し、必す之に葵向して其威勢は、天下を壓すへし。此時に至り、長藩主父子、其志至忠至誠を存して、臣從を駕馭するの才大略あらは則ち可なりと雖、若し其才略なく、臣從の輔導に倚賴して、策を建つるものとせは、其臣從及寄食の志士か過激の暴說再燃して、又朝廷の上に行なはれ、其の憎む所は、當路の大臣と雖、之を擯斥し、其愛する所は樞要の地に立たしめ、癸亥八月の擧に報せんことを計るは必せり。此の如くなれは、天下復た大に亂れん。而して主上、亦彼輩の言論に壓せられ、宸襟を惱ますこと、何如そや。果して然らは、勝敗は孰れに歸

するも、此れ朝家の大難なり。預め之を駕馭するの成算を、胸中に蓄へさる可からす。
幕府と長州の應接、平和に歸さは、毛利父子・三條以下の處分は、頗る注意せさる可からす。抑天下の人心は長州を推崇して、之を憫諒せさるは莫し。今ま其所以を討ぬるに、蓋し二あり。初め長州は天下に率先して、一意に攘夷の勅を奉行して、以て人心に投す。是一なり。又癸亥八月、三條等叡慮を矯むるを以て、罪を獲て、毛利父子、亦譴を蒙むる。其後に至り、其罪狀を明白にして、天下に知らしめす。是れ二なり。而して昨年七月、兵戈を弄して闕下に迫まる。其罪なしと謂ふ可からす。征討總督尾張前大納言、西下するや毛利父子謹愼謝罪し、三家老の首を斬り、實驗に供す。條理已に立つ。其後の處分に就き、幕吏寛嚴の論、紛々たり。窃に聞くに、前大納言發途の前に於て、朝廷之に諭すに、處分宜く寛大を以てすへしと。此事甚た恠む可きなり。是れ長州は寃枉にして、罪蹟なき者とするか。將又罪蹟ある者とするか。朝議固より、宜く此の如く曖昧糊塗に出つへからす。夫れ癸亥八月以前、叡慮を矯めて、長州に命令せしは、當路の諸官之を議定し、之を決行するものにして、長州の之を奉承せしは、臣子の常道、焉そ長州の罪と言ふ可けんや。之を要するに、矯勅の罪は、當時の諸官に歸し、犯闕の罪は長州に歸す。朝廷今日の處置は、宥す可くんは、速に之を宥し、宥す可からすんは、速に之を罰すへし。優柔不斷、空論日を送らは、或は恐る、異論百出して、人心離散、復た收拾す可からさるに至らんことを。
朝廷に於て國是を議定し、施政の大方針を宣示するも、長州其議に參與せしめすんは、恐らくは天下の士民

をして、心服せしめ難からん。何となれは、天下の廣き、士民の衆き、沈思熟慮して、當否を甄別するものは、十中の一にして、其他は多く、雷同附和を免れされはなり。若し長州をして、其議に參與せしめされは論者必す曰はん。長州をして此議に參與せしめは、何そ此の如き不當の事あらんやと。妄に新政を誹謗し、當路を罵詈して、益す長州を仰慕し、赤子の乳母に於ける如くならん。果して然らは、人心の不服よりして、滋す騷亂を甚しからしめん。今や戎夷外に覘ふ。兄弟相鬩く時に非す。故に長州は、當初一意、勅命を奉して、周旋したる功勞に對し、其主謀者一人を罰するに止まり、其他は宥して問はす。而して其藩主に上京を命して、朝議に參預せしめは、庶幾くは異論の起ることなからん。

薩長の勢ひを論じ、皇國維新の大略を說き、擧國一致、大國難に當るべきを明示するところ、寔に經國の大文章といふべきである。中にも、

『說者あり曰く、薩長二藩は龍虎の如し。風雲に遇へは、勢測られす。癸亥の變動は、二藩の權を爭ふより起るのみ。此事は云々、彼の事は云々と。流言百出すと雖、虛妄の瑣說は問はすして可なり。尹宮以下、誰某は薩州の指揮を受けて周旋し、三條以下、誰某は長州の指揮を受けて奔走す。故に眞の朝議廟算なるものは、未た曾て之れ有らすと。說いて此に至る、豈長大息ならすや。』

と論じ、朝廷は宜しく薩州を用ひ、長州を率ゐ、彼等を駕馭するの成算がなくてはならぬとしてゐるのは、流石に俊傑の士の雄略といはねばならぬ。

岩倉は姦物といはれ、薩長を提げて幕府を滅亡せしめた策士のやうにいはれてゐるが、彼れとて腹からの悪人ではない。彼れの心中には、皇室を安泰ならしめんとするの信仰があり、國家の新らたなる建設の爲めに、一身の榮譽を捨てて、顧みない道心もあつたのだ。彼れは『續叢裡鳴蟲』の論を結ぶに當つて、更らに次のやうにいつてゐる。

『近年天下の人心朝命を信せさるの傾きある者は何そや。蓋し朝命始めあるも、終り無きに由るか。譬へは往きに某の藩主に勅して曰く、卿は忠實純厚、思慮宏遠、以て國家の樞機を委するに足る。朕之を愛すること赤子の如しと。而して其藩主は、今日に至て在京せさるも、敢て之を顧ること無し。何そ綸言汗の如しと云はんや。是を以て天下の人、或は曰ふ。詔勅は眞に宸衷に出つるものに非す。當路大臣か一時の權略のみと。故に目下先つ此弊を洗剔するに非らされは不可なり。此弊を洗剔するには、從前發したる所の勅諚を履行するに在り。之を履行するには、夫三事策を以て基礎となし、前に依頼する所の藩主は、擧けて五大老に班せしめて、自今施行する所の政令は、眞に宸懷より出つることを知らしむるに在り。此の如く其實を擧くるときは、天下の人心歸向する所自ら定まらん』

岩倉はその策するところが群を拔いてゐたところから、一にも二にも老獪なる智慧者のやうに思はれた。そして彼れをして一大姦物の烙印を押しつけてしまつたが、彼れ豈に良民を脅かすの山賊ならんや。良心もあれば誠意もあつた。

第三章　尊皇倒幕の前衞たる薩長聯合

【一】　薩長聯合は天下の輿論

凡そ天下の事、一旦にして成るものはなく、又た一人にして成るものはない。一草一木の微すら、春秋を經、星霜を閲して、初めて美華を開らき、蒼々たる樹容を作るのであつて見れば、況んや國運の開展、時運の變遷においてをやである。

之れを薩長聯合に就いて見るも、聯合結成の登場人物を見れば、西郷・木戸の當事者、阪本・中岡のワキ役者、其他數指を屈するに過ぎないが、事ここに至るまでには、如何に多くの有志家を煩はしたるぞ。

薩長兩藩は、固より當事者であるから、當然聯合運動の主役者であるのは、論ずるまでもないとし、第三者の立場において、主として聯合に骨を折つたのは筑前・土佐の兩藩であつたのは、既に屡々縷陳したところである。土佐藩においては、中岡・阪本の外に土方楠左衞門〔久元〕のあることも、第二卷以後において特筆し來つたところである。武市瑞山の意見は、一藩勤皇主義の下に、薩・長・土の聯合を策するにあつたが、彼れの志は遂に報ひられず、文久三年〔癸亥〕獄に下り、慶應元年〔乙丑〕閏五月十一日、遂に斷獄、三十七歳を以て刑死した。併し瑞山の勤皇諸藩聯合論は、彼れの遺鉢を繼いだ中岡・阪本によつて繼承せられ、遂に、瑞山死するの翌年、慶應

二年〔丙寅〕西郷・木戸の會見によつて結成せらるるに至つた。瑞山も亦た以て瞑するに足る。

土佐藩と同じく、筑前藩においても、佐幕派の藩論を左右するところとなり、薩・長・筑の勤皇諸藩聯合を策した勤皇派は、一網打盡せられ、悉く刑に死し、筑前勤皇派は、ここに全く根絶の姿となつたのである。薩長聯合激成の爲に、多大の犧牲者を出したること、筑前第一と云はねばならぬ結果となつた。

抑ゝ五卿は勤皇の急先鋒である。夙に孝明天皇に近侍せられた人々であるから、一時、過激の行なひがあり、勅譴を蒙むらるるの身とはなつても、何としても勤皇の總本山である。隨つて五卿の在るところ、卽ち勤皇の源泉を爲すのは、又た當然であつた。五卿、長州に在れば、勤皇、長州に在りで、五卿、筑前に在れば、又た隨つて勤皇の本山も筑前に移るの觀があつた。黑田播磨・加藤司書等が、極力五卿の入筑に骨折つたのは、五卿の入筑によつて、筑前一藩の勤皇を形作らうとする心算からであつた。筑前藩中より、幾多勤皇の志士が、夙に長州に潛入し、必死となつて、五卿の移動に力を盡したのは、一面此の關係においてしてゐる。

慶應元年〔乙丑〕三月四日附を以て、黑田播磨が加藤司書と共に家老一同連署の上、藩主黑田長溥侯に提出したる『建議書』に彼れの思想を披瀝してゐる。

黑田播磨等の建議書〔慶應元年三月四日〕

是迄不ㇾ寄ㇾ何事ㇸ思召相伺、御趣旨を請け、宰判仕儀に候得共、近來之處は、何となく席に而申合相伺候廉、

思召に相振れ候儀有レ之、不束之身分、奉二恐入一候。根元席之儀は、尊慮を下に及し、下情を上に達し、上下無レ滯、御德業、廣く奉レ仰候處を、眼目と仕候に付、乍レ恐思召之內、如何と被レ爲二存附一候儀は、不レ閣御打合せ申上、御國政之御手傳仕、萬御內身に入、相勤候職分に候間、毫末も御趣意に振候取計いたし候而は、下々疑惑を生じ、別而御不爲之儀と奉レ存候。就而は、事新敷申上事には無二御座一候得共、尙又篤と上之御賢慮を伺ひ、御趣意を受繼度、心底に御座候。追々時勢之形ち合は、御承知被レ遊候通り、甚だ御切迫に相成、思はず知らず、終に亂世と相成候得共、昇平久しき末と申し、天下の人心、奮發之意少く、斯かる時勢に相成候段、實以て歎息之次第に御座候。就而は、何卒只今之內、速に御國體御堅固に、上下一和、御家中人心一致仕り、事ある節に臨み、御瑕瑾に相成不レ申樣、御根軸を被二相立一、富國强兵、御先祖之御武功を御受繼被レ爲レ遊候樣、可レ有二御座一候。則ち御遺訓之通り、人心一和、治亂共御國政之第一に付、其邊心魂を碎き、不レ及ながら、御補佐申上度、心得に御座候。乍レ去、斯る時勢とは申ながら、諸藩共、正義・過激・因循などの黨有レ之、過激・因循いづれも中庸を失ひ、過不及之罪有レ之に付、過激を抑へ、因循を奮發いたし、一統正義に相成候樣、御率ゐ無レ之候ては、上下一致に到り申間敷奉レ存候。右に付、上にて一方のみ御用ゐ被レ遊候へば、下に到り候。然らば必ず黨を結び、或は私意を挾み、互に落さんと計る之奸計を催し候儀に有レ之、不二容易一御國害哉に奉レ存候間、此御率ゐ方、別而御急務と奉レ存候。依而此先之御處置振り、篤と尊慮を伺ひ奉り、上へ御國論確乎と被二相定一、過激・因循に偏らず、第一、下に被レ要候樣之御腰弱き御政

令無レ之、御趣旨、下々迄貫徹いたし、難レ有奉レ慕、上下一致に御爲を計り、正義之御政道、相輝候樣、致上度、愚考仕候に付、申上迄も無二御座一候得共、御深慮之處、少しも無二御伏藏一、御沙汰被二仰付一度、偏に奉レ希候。畢竟、私共不行屆より之事には候得共、兎に角過激を相引立、御趣旨に戻り候取計仕候樣、御引受被レ遊候哉に奉レ伺候。何ぞ私體とても、過激の者を引立候輩も有レ之候に付、右の輩とても、其過たるを押へ、長ずるを御用ひ被レ爲レ遊候はば、御用達も可レ仕哉。斯かる御助勢同じ御家臣御取分け被レ爲レ成候へば、御不爲之儀に付、上には御正義、屹度被二相定一、右に御引付御仕方相成、夫を違背仕候ものは、屹度御取締相成候共、公平之御處分可二奉戴一と奉レ存候。就而は御國論と申而も、天保・文化之規律を以て被二敢行一候而は、時勢に後れ候間、猶時勢に應じ、御取捨御活用相成度、右に付て天・幕之御嚴令御遵奉、皇國之御爲に、御輔佐被レ爲レ在候儀、御至當之御事に候得共、近來の處、間には公武御一和とは難レ申、御處置振とても、人望に背候儀も有レ之候に付、毎年幕府之御機嫌を而已被レ遊候而は、尙も御手延び兼候間、其邊りに隨分御掛引被レ爲レ在、御條理相立候儀は、强而御頓着にも、被レ及間敷、勿論公然と討幕などの說を御取用ひ可レ被レ成樣も無二御座一、屹度御辨別之御居り被二相立一、後道御國民の御爲に相成候處に眼目にいたし、御家中へも、御敎示被レ爲レ在度、愚考仕候。且又只今の體勢にては、天下之變動如何相成可レ申哉。御國〔筑前〕は大封〔五十五萬石〕と申すものの、九州樞要の御國柄、有事之節は、御獨立被レ遊候儀、如何可レ有二御座一哉。先々之御國之爲を勘考仕候へば、其邊りも、懸念不レ少に付、御隣國の御親睦は、何卒唯今之内より、御固め被二成置一、別

而薩州樣は、御近親と申〔黑田長溥は島津重豪九子〕西國第一之大國に御座候條、次而は肥後などの大藩には、御因み被ニ成置一奉レ存候。尤も薩州之趣旨は、難レ計、其段は御油斷被レ成難候得共、御掛引を以て、御親睦被ニ成置一候儀と奉レ存候。併し內を捨て、隣國之御親睦而已之心を寄せ、御國體〔自藩〕不ニ相立一候へば、萬一之節、御恥辱に相成候間、前段にも申上候通り、上下一致に力を戮せ、御軍事、御操練、士氣御引立は勿論、第一は御財事、只今之通り、御指支にては、何事も相運び、不ニ相立一候儀に付、此儀速に、御運び方御評議被レ爲レ在、御平常は、御國力之程を考へ、兎角御內場に取納め、一體凡割據位之御心得を以て、富國之御處置、御急務に奉レ存候。乍レ去、如何之良法上策御座候共、上と御合體一致に御手傳申上、御政令一筋に不ニ相成一候ては、何事も相運び不ニ相立、御不爲之儀に付、此段只管奉レ伺候。尊慮伺居候上は、猶重疊衆議を遂げ、御國論之儀不レ闇申上にて可レ有ニ御座一候。此段謹而奉ニ建言一候。恐惶敬白。

一、方今御國是之儀は、公武御一和、海內鎮靜、御堅固に相成度存候。依て天・幕の御爲筋には、忌諱嫌疑に拘泥不レ致、正大公明之心底を以、忠勤を盡し候心得に候事。

三月四日〔慶應元年〕　　播磨〔黑田〕

家老一同

如上、建白書の文意より察するときは、筑前藩主の意嚮が、如何に佐幕に偏重しつつあつたかが明瞭である。

黒田播磨は、温言以て左右兩翼を適當に綜合することを勸說してゐるが、その主意とするところは、藩論の一定と、勤皇諸藩の聯合に在ることは、文中の口吻によつて明瞭である。『過激を抑へ、因循を奮ひ、以て正義を貫徹す』といふのが、要するに播磨の一大志願であつた。而して、諸藩との聯合に就いて『油斷のならぬ薩州』とはいひ乍らも、薩・筑の連繫を以て、時局當面の急務なりとしてゐる。

筑前勤皇の有志は、五卿を太宰府に擁し、一旦、之れを黒田播磨の三奈木に奉じ、齊明・天智御親征の雄圖を偲ぶ、朝倉三郡〔上座・下座・夜須三郡〕の聖地に、勤皇の義旗を飜へし、薩長兩藩と相提携して回天の偉業を試みんとした。

筑前勤皇派に藩主廢立の陰謀があつたか否かは知らぬが、彼等が外寇に備へんとした犬鳴山別館問題は佐幕派の乘ずるところとなり、全藩クーデターは忽ち發せられ、慶應元年〔乙丑〕六月二十六日、二十八日、一大斷獄は行はれ百四十餘名に上る勤皇有志は、謹愼、逼塞、捕縛、投獄を命ぜられ、黒田播磨、加藤司書、矢野相模、月形洗藏、鷹取養巴、衣笠茂記、海津幸一等、悉く失脚、遂に自刄を命ぜらるるものをすら生じた。

筑前藩の斷獄は遂に勤皇志士の全滅となり、五卿を中心とする薩・長・筑聯合運動も、全山の火滅するが如く消え去つた。筆者は返す〳〵も、筑前藩勤皇の爲に之れを悲しみ、獨り薩長をして名を成さしめたるを惜しむ。

＊　＊　＊　＊　＊

筑前藩の勤皇運動が、五卿中心であつたことは、要するに三條中心であつたといふことである。長州の勤皇も

要は三條中心であつた。此の時、勤皇の兩大關は、東に岩倉あり、西に三條ありといつても差支なかつた。岩倉の怪手腕、三條の誠實、性格において全く相反してゐるが、共に勅譴を蒙むり、謫居幽棲の身となりながらも、一意、皇權回復の熱意に邁進するところ、正に相一致してゐる。三條は最後まで岩倉を奸物と思ひ込み、彼れと事を共にするを欲しなかつたが、東久世通禧の勸說によつて、遂に岩・條兩公の握手となつたことは、尊皇運動の一大楔子であつた。薩長の聯合は、同時に岩・條の提携であり、隨つて全國勤皇雄藩の握手でもあつた。以て薩長聯合が、皇政復古の大業完成の前に、如何に大いなる役割を演じたるかを察すべきである。

* * * * *

又た薩長聯合に關し、西鄕・高杉の筑前平尾山莊〔野村望東尼隱所〕における會見說は、信ずべからざる筋があるが、長府藩老、三吉內藏介〔周亮〕の日記によると、慶應元年〔乙丑〕正月元日、下關巖流島において西鄕等が、高杉・桂との會見を爲したるかに記してゐる一節がある。

三吉周亮日記〔慶應元年正月朔日〕

三吉內藏介

【慶應元丑正月朔日】 越前侯〔茂昭〕薩の西鄕吉之助・吉井幸輔・村田新八、越前の酒井某〔十之丞〕毛受鹿之助、肥後の長谷川仁右衛門、筑前の加藤司書外壹人、尾州の河野鍬吉、別坐に於て、侯より御達し、

右者諸隊の事情通知之者に付、右事情言上候樣との事故、一通り申陳し候處、西郷・毛受・長谷川等、色々尋ねあり、終て左の書面を以て、越前侯より御達し、

松平大膳父子〔敬親・定廣〕並左京〔毛利〕始、末藩一同、恭順罷在候處、諸隊の者不穩事情有レ之候に付、右鎭撫方、申付候事。

月　日　　副督府

右御達しに付、意外に出たる故、不レ取敢、總督府御達しの次第申出、當軍門に於て割腹被レ仰付レ候處と心得共用意罷出候次第、此度御達に付ては、左京所置に迷惑可レ致、奉レ恐入レ候得共、此段申伺候段、申出候處、列席一同、一旦一言を發する者もなし。此時、西郷吉之助發言して、如レ此、總督府と副府との間に、申合不レ相調レては、不都合千萬、薩藩の如きは、參與の命も蒙り居り、天下に對し、實に氣の毒千萬と申出る。加藤司書も同樣云々申出、遂に毛受より、一旦前席へ引取候樣との事に、引取控居候處、無レ間、時田少輔、御呼出にて、當副府より、何分御達し候迄は、内藏介〔周亮〕所置無レ之樣、右京へ申達し候云々申付有レ之、引續き內藏介呼出の上、時田少輔へ御達しに付、前段御達しの通り、鎭撫方、精々盡力候樣との事に付、則御受申上候。但し始終案內等は、小倉藩島村數馬なり。

右相濟み副督府より、本膳貳汁、五菜、御酒等賜はり、毛受鹿之助、挨拶として罷出、其後嶋村數馬、始終罷出る。其後別席にて、西郷・村田兩人、逢對の上、拙者共、藝州へ此事件に而被レ差遣レ候處、宗家其後樣

子は如何との事故、淸水淸三郎其外云々の次第、咄し候處、然れば、三田尻へ立寄、其方は止なる故に、馬關、高杉・桂〔小五郎〕等に逢對の義を、周旋頼むとの事に而、凡同船同樣に而、同時刻乘船候間、川口に而待合候樣との事に而、一同馬關へ著す。巖流島へ兩人船を著け置き、時田を待せ、大庭同道、新地へ參り、白石方、兩人呼寄、此段内談に及、亦兩人同道に而、巖流に行、同船馬關伊勢小にて密議、□□より直に三田尻へ向け出帆せり。是、長再び薩と和合の初なり。

と記してゐる。此說も果して事實なるや否やは、尙ほ研究の餘地なしとせない。第一、桂小五郎は、此の正月元日には、尙ほ未だ但馬に在つて、下關に歸つたのは四月二十六日のことである。又た高杉は此の翌日伊崎會所を襲擊して居り、此の間に果して西鄕との祕密會見が出來たか否か。殊に下關白石正一郎方に立寄つたやうに記されて居るも、正月二日に白石に宛てたる高杉の書信に、

其後、如何被レ爲レ在候。奉二欽慕一候。寸渡御年禮に可二罷出一相考候處、御存之通、差迫候事に付、不レ得二其儀一御降恕可レ被レ遣候。

と述べてゐるのに徵して、正月元日、白石邸會見も、如何やと疑はれる。此時、桂・高杉共に白石邸に至りあらずとの確證があれば、西鄕との會見も、早斷を許しがたい。記して後證を俟つの外はないが、いづれにしても、薩長聯合に關しては、各種各樣の運動が行はれたことは、想像に難くない。

萬礫積み來つて大山を爲し、潛流合し來つて大川を爲すの狀を、察すべきである。

【三】薩長鴻門の會

源は遠し。百川を併せ、蒼天に連なつて海に朝する洋々たる大江も、その源に遡ぼれば、地に映じて天色と爲り、空に飛んで雨聲となる、山中一條の流泉を探ぐらねばならぬ。薩長の角逐するや久しく、その相接せんとするや、亦た久しき過程を經來つてゐる。その怨恨の久しい丈け、その握手も亦た一朝夕にして成らなかつた。近時の政黨者流のやうに、朝たに合し夕べに離れ、集散常なきものとは、自からその根柢を異にしてゐた。

島津久光が大原三位を擁して東海道を押し下り、江戸に着いたのは、文久元年〔辛酉〕六月七日。然るに長井雅樂の周旋を導火と爲して、江戸に滯留して朝幕の間に劃策しつつあつた毛利敬親は、その前日六月六日、江戸を發足し、中仙道を指して京都に上つた。この一事が痛くも薩藩の疑惑となり、毛利侯が私かに勅使を避くるの態度を不審とした。越えて八月二日、世子毛利定廣を學習院へ召されて勅諚、即ち安政戊午以來非業の死を遂げた梅田雲濱、賴三樹三郎、吉田松陰などの誠忠の士を赦宥すべしとある中に、伏見寺田屋で殺された薩摩の藩士をも加へてあつたのに、薩藩側は少なからず不快の感を懷いた。薩藩士のいふところは、寺田屋の一件は、藩主久光の命により、主命に反する藩士を處分したのであつて、何等他から容喙さるべきことではない。それを長州が朝廷に請うて宥免するといふのは、取も直さず久光を蔑視するものであり、同時に薩藩の面目を踏み潰ぶしたものであるといふのが、その論據であつた。

大赦御沙汰書〔文久元年八月二日〕

戊午以來、官武降黜、幽閉等之輩、追々再出ニ相成候處、於ニ地下輩一者、今以其儘之分モ有レ之候間、早早赦免可レ有レ之樣、思召候。三條故入道・內府儀者、被レ爲レ慰ニ忠魂一、被レ贈ニ右大臣一候ニ付而者、於ニ水戶故前中納言一、以ニ出格之儀一、被レ贈ニ大納言一度、思召候。且往年來、長岡驛ニ而、橫死候者共ヨリ始、其後安島帶刀・鵜飼吉左衞門列以下、諸國之士、於ニ關東一、死罪且牢死致シ候者、又者流罪・幽閉等ニ而、死亡候者共、或者櫻田・東禪寺又ハ坂下等之一件、其餘國事ニ死候輩、近クハ伏見一擧等ニテ致ニ死失一候者共、靈魂招集、以レ禮收葬、令ニ子孫祭祀一候樣、被レ遊度、尤現存之者共者、夫々如レ舊相復候樣トノ叡慮ニ被レ爲レ在候。不レ拘ニ存亡一、預ニ是等之事一輩、姓名共向々取調不レ洩樣、早早可ニ申上一候。其上前條之趣、夫々御處置被レ爲レ在度、思召候事。

これが卽ち、中山忠能卿より、毛利定廣に傳授し、幕府に齎らさしめたる、志士大赦の御沙汰書である。文中の『伏見一擧』云々の文字が、卽ち薩藩士間で問題になつたのである。

當時定廣に從つて江戶にあつた桂小五郎は、深く薩藩との情僞を憂ひ、大原重德をその旅館に訪うて、

『どうも是れは伏見云々の語を、削除さるる外はあるまい』

と建議し、大原も之を已むなしとした。大原は一夜深考の末、

『近クハ伏見一擧等ニテ致ニ死失ノ候者』

の十五字を削つて淸書し、

『實は昨夜京都から飛書が來り、朝議により、伏見云々の十五字は、之を削ることになつた』

と告げた。桂は之れを聞いて、

『これは全く天佑である』

と悅んだといふ。京都側においても、薩藩士の攻擊に逢つて、返答に窮してゐる折柄であつたので、一應兩藩の確執を和解するならば、幸ひだと悅んだが、勅書改刪とありては不問に附する譯にならず、事太だ穩やかならずとして、翌年、文久二年〔癸亥〕二月二十三日に至り、大原卿は、其罪を問はれて、辭官・落飾・蟄居を命ぜらるるに至つた位である。

*　*　*　*　*

斯くの如く、伏見一擧云々の問題の爲に、薩長の軋轢は、いよ〳〵甚だしくなつたが、大原卿が遂に獨斷を以つて、『伏見一擧』云々の十五字を削つてしまつたことにより、更らに問題は、勅書改竄問題となり、兩藩の爭鬩はその極に達するに至つた。

併しながら此の軋轢の發端、反目の最初において、既に兩藩士の間に、互に接近し提携せんとするの意志が動いてゐたことは、見遁がす可からざる一點であつた。毛利敬親が上京した後、江戸に居殘つた周布政之助は、薩

藩の感情を融和するの必要を、切に感じたので、江戸長州邸留守居役小幡彦七等と謀つて、木挽町の『水月』へ大久保等を招いて、一夕和解の會宴を催ほした。

固より薩長聯合などといふ、大目的を立てて掛つた仕事ではないが、薩藩と詰まらぬ感情の衝突から、睨み合つてゐるのは、長州の爲めに不利益だといふ考へからであつたには相違ない。薩州の方でも『水月會』の返禮といふ意味から、柳橋の『川長』に周布等を迎へて會宴した。薩州側からは、大久保、堀を初め、在江の豪傑連が集まり、長州側からは周布や、小幡や、例の豪傑、來島又兵衛等が來會した。

席上周布は持ち前の快辯を振つて挨拶をした。

『薩長共に志を同じうするのであるから、些少の感情の爲めに反目するのは面白くない。一切の行き掛りを捨てて、是非とも御懇親が願ひ度いのである。兩藩力を協せ國家の爲めに奉效の誠をいたさうではないか』

と述べたまでは、安全であつたが、最後に一句つけ加へたのが、端なくも物議の種となつた。周布は更らに畫龍一睛を點じて曰ふやう、

『自分も長州の周布だ。一たび口外したことに間違はないのだ。若し他日今夕の宣盟に悖るやうなことがあつたら、憚りながら周布政之助、腹を切つて御目にかけます』

周布の語氣が少しく强すぎたものか、その一言が、グッと薩州豪傑の胸にこたえた。妙に肩張つた物の言ひ振りに、薩州の席から、堀次郎が、周布の一言を引き受けた。

『扨ても美事な一言でごわすのウ。然らば介錯は、堀次郎が引受け申さう』
半ば嘲弄の語氣を含んで、一矢を酬ひた。大久保は流石政治家だ。
『コラ堀、何をいふか……』
と制したさうであるが、お互に腹の中は、癪の蟲が一ぱいになつてゐる際であるから、周布もそのままでは濟まして置かれぬ。
『長州傳來の劍舞をやつて、お目に掛ける』
と奴鳴つて、本能寺の溝深さ幾尺でもあるまいが、佩刀を拔いて盛んに振り廻はし、堀の鼻先へ矢鱈につきつけた。小幡が心配して周布をなだめ、
『もう分つた〳〵』
と止めるのも、聞かばこそ、といふ騷ぎ、すると何思つたか、大久保が立ち上つて、
『然らば拙者が、薩摩の疊踊りといふものを、御覽に入れる』
といつて疊の間へ指をさし込んで、一枚の疊を忽ち引き起した。何をするかと思つてゐると、それを掌の上にのせ、グルグルと廻はし初めたものだ。ハズミを食つたら、それが誰れの頭の上に落ちて來るかも知れぬ。剛勇四方に響いた來島の如きは、
『小癪な眞似をするナ』

とばかり、刀に手をかけて、イザといへば、拔き打ちに斬りつける身構へをするといふ有樣で、遂に懇親會だか何會だか分らなくなつて散會した。當時之れを稱して『鴻門の會』といつたものであるが、文久初年における、薩長の氣分がよく代表されてゐる。

【三】 長州士民は猶ほ薩州を疑ふ

懇親會が鴻門之會となつても、武勇會となつても、兎も角も薩長相結ばうとする機運が、水天髣髴の間に、一片の雲の如く見えてゐる。爾りしより後、薩長の反感は、層一層、その度を強くした。『薩賊會姦』の聲は長州の山川を振はし、薩人の爲めに『馬關海峽は三途の川と心得よ』と呼ばれもした。

併しこの久しき反目嫉視も、第二長州征伐の前後よりして次第にその影を薄くし、兩藩相接するの機運に導かれた。世に機運といふものほど不思議なものはない。薩州が第二征長に反對しかけた機運と、長州が幕府に一戰しようとする決心と進退とが、次第に兩藩をして相接近せしむるの道程に入らしめたのであつた。

長州の有力なる政治家の間には、薩長聯合の必要は、夙に感ぜられてゐた。桂小五郎〔木戶〕の如き、高杉晉作の如き、新進者の井上、伊藤等の間に於ては、愈ゝ幕府と一戰する爲めに、差し當り銃器及び軍艦の必要は、最も急を要するものであつて、之れを購入する爲めに、薩州の力を借らねばならぬ必要が、早くも洞見するところとなつてゐた。

併し何時の世にも、又た如何なる事にも反對者は絶えぬ。木戸等の誘薩の大策を理解するものは、頗ぶる少數であつて、一藩士民の大多數及び時の當路者間には少なからぬ反對があつた。當局者の一人であつた廣澤兵助〔藤右衛門〕の如きは、時務を知るの明ある人物であつたけれども、尙ほ其頃までは、薩州提携論が出るのは、四境に敵を受けて、兎角畏縮するから起る議論に過ぎないとしてゐる。

彼れが木戸に與ふる書簡に曰ふ。

廣澤藤右衛門より木戸孝允に與ふる書〔慶應元年五月二十八日〕

芳翰奉ニ謹讀一候。彌以御壯健被レ成ニ御起居一奉レ賀候。扨、如レ命、薩周旋一件に付而は、則、左之通。〔原註、四境相迫るに隨ひ、兎角畏縮より出る說ならんか〕薩州小松帶刀、西郷吉兵衛〔隆盛〕等、御當家の義に付、周旋盡力仕候樣子に御座候處、是迄、岩公〔岩國藩主吉川經幹〕より御內々御賴に相成り、御手を被レ就置候得共、此御方、情實委細通じ兼居候樣に相見へ申候に付、兩君公、御內慮の處、岩公より、小松、西郷等へ、改て被ニ仰入一被レ下候樣、被レ成ニ御賴み一尙又、小松、西郷も萬一內輪において嫌疑共、有レ之候ては、難レ堪次第に付、御彼方君公〔久光〕迄徹上仕居候得ば、小松、西郷等も內輪掛念無レ之、公然盡力可ニ相成一歟との書面、侍御史〔直目附役をいふ〕より、政府へ持出、其節十分に老兄にも御同意の樣相咄、節角如何の事に候哉、被ニ相考一候得共、先達、條公〔三條公〕へ御呈書の趣も承知仕居、多分意味不通にて可レ有レ之、兎に

角、薩へ兩君公より、改て御賴被レ申筋は不レ可レ然、當今、彼藩〔薩〕種々の取沙汰も有レ之候得共、實否不分明に手を下し、還て情實齟齬仕、又候如何體の御國害、出來も難レ計、何分にも御差止可レ然と、斷然相決置候。薩迚も、眞に神州の御爲、盡力仕候得ば、我藩においても、私怨を以、十口〔とかう〕申筋無レ之段は、勿論之事と相考候得共、卽今の艱難を相凌んため、手を下げ候樣には、決て相成申間敷、矢張、是迄の御親因の處を以、御附合相成り、可レ然事と奉レ存候。尤、彌々皇國の御爲、周旋仕事に候はば、其節に至り、御取計も可レ有レ之、其内の處は行形の通、岩公よりの御賴の筋にて可レ然奉レ存候。併如レ命、岩公よりは、何と歟御挨拶振、有レ之度、老兄御書面之趣を以、兼て御議論之侍御史迄、篤と相達、彼御方、御用人えなり共、氣を附候樣、旁可レ及二示談一候。先は略貴答迄に如レ此。他は拜青。萬可二申上一候。頓首。

五月二十八日〔慶應元年〕　　廣澤藤右衛門

桂小五郎樣

薩藩より手を下げ、來り求むるにおいては、我れ亦た敢へて提携を辭するところではないが、我れより進んで彼れに哀請するが如き態度は、決して好ましいことではない。宜しく彼れの眞意を探ぐり、その本心を確かめるまでは、行き掛り上として、吉川監物をして應酬せしむるぐらゐに止めて置いたがよい。といふのは、獨り廣澤の心中ばかりでなく、木戸とても同意見であり、要は防長士民一般の感情であつた。

【四】木戸孝允（一）

長藩の代表的人物桂小五郎

茲に至つて、少しく説明を要するのは、桂小五郎、卽ち木戸孝允の動靜である。桂は周布政之助亡き後において、後繼者として長藩を代表した重鎭であつた。松陰門下の高杉が、矢よりも早く流るに比し、木戸は充分に世態を洞察し、決して輕擧しなかつた。高杉は露堂々、桂は明察々であつた。高杉と桂とは、周布・松陰亡き後における、長州藩朝野の二大重鎭といふ形であつた。慶應三年〔丁卯〕、高杉を喪なつたことは、長藩の一大損失であつた。木戸は必らずしも高杉と歩調が合つたとも思はれず、或る場合には、高杉を荷厄介に感じたことも、尠なくなかつたであらうが、それ丈けに、心配屋の桂が首うなだれてゐる時に、バラリと埒を明けて行くところは、桂にとつて側面展開となつたことが尠なくない。高杉等の血氣には、桂の先生である周布政之助の剛氣でさへ、時々は持て餘ました位であるから、木戸の手に負えぬ筈であるが、それ丈けに一方の將たるに足り、時には中央突破を敢行して、敵の太皷腹に、大穴を明けてやる。高杉の明けた大穴から、木戸がのこ〳〵大禮服を著て參內したやうなところもある。

*　*　*　*　*

元治元年〔甲子〕の蛤御門の變における、桂小五郎の進退動靜は第二卷第二篇中に記した通りであるが、長兵大敗、因州との秘策齟齬の結果、彼れは難を山陰に避け、出石に隱れてゐた。廣江孝助と變名したのは、此時である。一度びは武田耕雲齋の軍に投ぜんとし、信州にまで乘り込んだが、長州再征の報を耳にし、祖國の急に赴むかんとて、再び但馬に還り、慶應元年〔乙丑〕四月八日出石町を發し、十三日大阪に著し、神戸より讃岐に渡り四月二十日乘船、同二十六日、初めて馬關に歸著した。而して藩命を奉じて、山口に歸るを得たのは、五月十六日のことであつた。

木戸孝允手記抄〔元治元年七月以降〕

孝允是より京都に潛伏し、七月に至る。天王山の敗に至り、又皆擧て共に馳せ、我公の心志を悩ますに忍びず。故に孝允、但馬に馳せ、長州追討のこと有に當ては、一報を國に投し、天王山敗歸の徒を促し、士人と合し一擧聊此難を支えんとす。而て追討のこと決せず。遷延□月に至る。苦心焦慮、一日亦如レ年。日影慘澹、寒風徹骨、慨情益迫切、去て關東に至り、武田伊賀等に合せんとす。而て忽、長州征討の說を聞く。然而四方の風說、如レ沸。終に尾張大納言西下す。〔第一回征長軍〕於レ玆一書を作り、竊に人を馬關に馳す。然而長州三大夫の首級を出し、謝罪するの說有り。允〔孝允〕深く之を恠み、元より眞とせず。而て尾州惣督、兵を揚て歸る。續て又長州激徒、沸騰の說有り。幕府更に諸藩に令す。依て大に驚愕し、長州藩内の情を想知

し、煩念不レ休。而て馬關より村田藏六（大村益次郎）、野村靖之介等の書至り、近情を詳にす。孝允の書を報ずる所のもの、已に多くは黄泉の客たり。然り而、幕府尚許さざるもの有り。必罰を我公に加えんと欲す。臣子死守せずんば、決して此難を凌ぐ能はず。依て又京攝の間に出て、細に形情を探索し、遂に馬關に歸る。云々。

蛤御門の變後における桂は、全く諸國流浪の士となつた。約一ケ年の歲月を、彼れは京都に山陰に關東に信州に、或は四國に轉々として止まらず、正に辛酸を嘗むること、他の俄かに窺知し得ざるものがあつた。長州においては、人材前後して滅び、在朝在野、全く空山風雨の觀を呈した。茲においてか、桂を求むるの聲も、次第に大となり、夫人松子を遣はしたのも、彼れの歸國を促がすの一策でもあつた。

* * * *

當時桂が藩廳に提出したる意見書は、實に左の如き内容のものであつたが、藩廳之れを容れ、彼れに山口に歸るの命を傳へ、ここに桂は公然山口に歸り、名實共に長藩の代表者となつた。

木戸孝允の時務策建言（慶應元年五月）

防長二州、粛然深夜之如き形情に無二御座一而は、所詮御民政・御軍政之擧り不レ申は元より、人心迷惑、敵に對せば必百敗、萬々御國家御維持と申事は、無二覺束一奉レ存候。人心迷惑は、御賞罰之因循にあり。御軍政之

不レ立は、未御一定之御手當無レ之故なり。乍レ恐千年之御社稷、危急存亡之決、此日之際に有レ之候事は、奉二申上一候迄も無レ之、就而は御民政・御軍政、日夜御工夫被レ爲レ在、不足不徹之事有レ之候得ば、一々御差圖被レ爲レ遊候而、迅々速々、整齊仕候樣、訖度御嚴命被レ爲レ在、只管廟堂より漸取調候而奉レ窺候節、御判斷被レ爲レ遊候樣之御事に而は、乍レ恐今日之急、中々間に合不レ申は、必然と奉レ存上一候付、器械其外、御軍備之品、元より、俄に二州へ、十分行とどき候樣、御手當被レ仰付一候事は、御六ツケ敷事に奉レ存候得共、迅速に御一定之御手當は、御決議無レ之而は不二相叶一、御一定相成候上は、山口よりして、諸郡之御手當、士農町兵之規則等も相定り、一よりして相始、少しも早く、十分之所迄、相調候樣、向々におゐても、勉勵不レ仕而は不二相叶一、譬は、御所帶方之局あり、一錢に而も無用之輕費を厭候は、實に其職を盡し候譯に御座候得共、一定之御手當有レ之候上は、いか樣にも操卷致し、一を逐ひ候而、漸々十分之所迄、御備事、少しも早く相調候樣、盡二精力一不レ申而は不二相濟一、無レ左候而は、いか程金を厭候とも、終に敵に相渡候金に相成候は、當然之事に付、是等之儀も一定之御手當有レ之候上は、萬端御直に御指揮不レ被レ爲レ在候而は、百年相待候とも決而十分之御備、御六ツケ敷奉レ存候。農町兵等にても、御取立相成候上は、農町兵丈之規則は、規則に而嚴重に相立、非常之節は、何地之農町兵は何々隊へ、附屬被二仰付一と歟、何と歟、是等之事迄も、迅速に訖度相定り居候得は、兼而名々其心得も可レ有レ之、無レ左候而は、必萬事不都合而已に相成可レ申と奉レ存候。必竟、粛然深夜之如き形情に相成不レ申は、兼而御一定之事無レ之故と奉レ存候。御一定無レ之時は、敵に臨み

諸兵も盡す處を不レ知、廟堂も一時に萬務差閊、却而內地より、紛擾致し候樣、相成候而は、我より必滅を招き候譯に而、其場に臨み、料理之致し方無レ之儀は、眼前之事と奉レ存候。乍レ恐今日之急　御國家御維持之御手段、御民政・御軍政、日夜御工夫被レ爲レ在、　上より　廟堂之者へ　御催促被レ爲レ遊、御手當等事も御直に御差圖被レ爲レ在、御迫り立無二御座一而は、御民政・御軍政等之、間に合不レ申は元より、萬端無二覺束一事而已と、乍レ恐奉レ存上一候。

木戶の憂うるところは、一藩ごた〳〵と騷ぎ立て、朝野一致せざるは、百敗の因であるとするにある。民政においても、亦た軍政においても、藩主より儼然、令を下し、命令一途に出で、陣容、肅として聲なきこと、應に萬籟聲を收むること水の如き、深夜の靜けさがなくてはならぬと、いふのである。恰かも西郷が出島の後、退一步の妙境を示し、慥と薩軍の轡を控へたやうな風情がなくてはならぬといふのである。そこは薩人の寡默、長人の饒舌、哲人の思ふやうにはならぬところであるが、桂が肅然、靜に還り、來るべき動に備へ待たんとするところは、流石に時務を知る俊傑と稱すべきである。

【五】木戶孝允（二）

桂の智謀と西郷の至誠

桂は更に薩長聯合の動きに關して、手記していふ。

木戸孝允手記抄（慶應元年五月？）

前日敵視（薩に對していふ）せしもの、今、五卿を相保護して、長州獨り怨みを懷き、前後一ならざるもの有るに似たり。長州今日一致戴ニ我　公一、五卿に於て安ぜざるものあるときは、全國の力を盡し、我長州え迎えざるを得ず。依て棠に謀り、後藤新藏（後藤新藏は土州の人、遊擊軍軍監）に托し、一書を條公に呈す。條公答ふるに、薩藩の近情、前日に異るもの有り。彼の善を爲すも、曲て之を疑惑する時は、前途のこと甚難し。彼の向背を以て、我志を變ぜざる、固より也。依て允（木戸）等に心を降すことを示さる。後藤も亦、具さに近情を探り、歸て允等に告ぐ。於レ此、皆漸安するもの有と雖も、人々皆、甚疑ふもの少からず。此後、土人、坂本良馬（龍馬）、長州に來る。始ニ于此一石川誠之介（中岡）等も來て、允に薩・長和解のことを促す。

桂は薩州の出所に關しては、夙に感服してゐない。最初、桂は寧ろ水戸に依つて事を爲さうとし、後に因州と事を共にしようとし、薩州には目も呉れてゐない。殊に蛤御門では、所謂る薩賊會奸の爲に、再び起つ能はざるの苦杯を滿喫してゐる。滿腔の恨みを呑んで、薩州の天を望んでゐる桂である。

併しながら、彼れは時務を知るの俊傑だ。阪本より、中岡より、土方より、それ〳〵薩州の近情を耳にし、殊に薩州が第二征長に、斷乎として幕府を撥ねつけた態度を見、且つ五卿に對する薩藩の同情ある態度を見ては、油斷はならぬが、面白くなつて來たぐらゐには考へてゐる。

木戸は政治家だ。政略眼には非凡なる鋭利さを持つてゐる。殊に彼れが畢生の念願たる尊皇倒幕の機運が、目前に展開し、薩長兩藩が磁鐵相引かんとする勢ひを示して來たことを、何で彼れが見遁がすものぞ。文中に示されたる、後藤深藏をして、太宰府にある三條實美に致さしめたる書中に曰ふ。

木戸孝允より三條實美に贈れる書（慶應元年五月？）

弊國へ之音信も、或は賊之爲に被レ遮、漸く達すれは已に々々期に後れ、同志之者共よりも□□仕、終に一旦歸省不レ仕而は、不ニ相叶一都合と相成申候。又京攝之間へ出、今日之形情も粗相探、漸下國仕申候。實に……

……（以下闕）

謹而奉ニ言上一候

爾來先以　御機嫌克被レ爲レ遊ニ　御座一、恐悅無レ限奉ニ存上一候。於ニ微臣儀一も、十九夜（元治元年七月）天王山へ一旦引取仕候處、一統已に退散故、甚失望仕、無ニ餘儀一洛中え引返し、當時樣子相窺、直に但州へ下り又信州へ走り、始終齟齬而已仕候次第、禿筆言上難レ盡奉ニ存上一候。幕吏今日之情實は、去年（元治元年）筑波之一擧、已に瓦解、且又長州之事も、彼等之存外容易に屈伏致し候都合に立至り申候より、必竟、幕吏今日之見識、幕威之衰候より、斯相成候儀に付、第一に幕之從來暴威を振ひ、幕權を復し候儀を、專務に相勤已に三月にも、乍レ恐　五卿樣方御東下、主人父子も出府爲レ致候次第に相決し　朝廷へ言上に及ひ、從ニ朝

廷ニ暫其儀は閣候樣との　御沙汰被ニ　仰下一、土州上洛御催促被ニ　仰出一候得共、大概之形勢、如レ此之姿に相成、六十餘州中　朝廷之御爲に、中々盡力など致し候諸侯などと申候而は、夢々無ニ覺束一次第、浩歎悲泣無レ限儀と奉レ存候。乍レ恐日夜　御憂慮之御程奉ニ察上一、只管奉ニ恐懼一候。然處、逐々薩州一新之風説も、傳承仕候處、元より舊年來被レ爲レ遊ニ御存一候間、難レ被ニ相信一次第に付、不審至極、存居申候。折柄、先日不レ計石川誠之助〔中岡〕に面會仕候に付、不ニ取敢一近頃之御機嫌をも、同人より奉レ窺、且又風説之模樣も、同人談話仕、薩藩舊年と相違仕、朝廷之御爲、盡力有レ之候由承知仕候得共、近頃、恐多くも朝權之衰微仕候事は、不ニ容易一壬戌之春、薩藩　朝廷え之建言之趣とは實に、雲泥之相違に而、壬戌之春、薩州より朝廷え建言無レ之候はは、却而朝權も斯ばかり衰微不レ仕、天下も斯ばかりなり降り申間敷と、悲歎無ニ此上一次第に御座候處、眞に舊年に換りて譎詐を擲、誠意を以、盡力有レ之候事に御座候得は、神州之大幸、申上迄も無ニ御座一候處、未其實行とても不ニ相顯一、如何之事哉と存申候。乍レ恐於レ　上は、如何被ニ思召一候哉。實に主人父子におゐても、眞に寡德之ものに而、終に　天恩へ萬一を奉レ報候事も不ニ相成一、却而今日之艱難、相迫り候譯に御座候得共、其微志におゐては　五卿樣と終始を御共に仕度心底に付、薩藩之事も如何と掛念仕居候趣に付、乍レ恐竊に奉ニ窺上一候。於ニ薩藩一も、眞に　朝廷之御爲、盡力之事に御座候得は、已將軍上洛之期にも相望み、實に此機會に、其實行相立不レ申而は、何れ之日歟　朝廷之御爲、盡力之時可レ有レ之哉と、被レ存申候。天下有志之ものにも、多少罪可レ有レ之候得共、實に朝權を衰微致し、天下有志之士、或は幽囚被レ致、

或は非命に斃れ候も、癸亥八月、薩・會盡力變動より相起り候事に付、眞に薩藩におゐても、一新之勢に御座候得は、屹度是等之處より、御督責被レ爲レ在、此度上洛之機會を不二相失一、必然實行之相立候處、只管、神州之御爲、祈念仕候譯に御座候。前申上候通、主人父子之寡德は、御存被レ爲レ遊候御事に御座候得共、一點之誠心におゐては、更に變動不レ仕、實に如何と掛念仕候。乍レ恐於レ　上も、訖度薩藩之深意、御見貫被レ爲レ遊候御事被レ爲レ在候得は、主人父子におゐても、神州之御爲を擱、私怨を挾之心底は、毛頭有二御座一間敷、元より朝廷之御爲、微力を盡度之深意より、終に今日之次第と相成候儀に付、朝廷之御爲に、何れ之時と申候而も、眞に盡力仕候もの御座候得は、同志と不レ言して、自然同志之國に〔候脱〕得共、舊年來之行掛も、御存被レ爲レ遊候通之御事に而、彌今日一新否之處、未實行も不二相見一、主人父子を始、一國掛念仕候儀に付、乍レ恐極密奉二窺上一候。誠惶々々。稽首百拜。

薩藩に對しては、十二分の疑惑の目を投じてはゐるが、薩州にして、眞に神州の興復に力を盡すといふならば我れにおいても、毛頭私怨を挾はさむの考へはないといつてゐる。

茲において乎、想見すべきは、我が大西郷の心懷である。南洲は一度び、大義において合すれば、一點の疑ひを存せぬ。昨日の仇敵も、今日の良友として、自から胸襟を開き、赤心を吐露して、百年の知己の如くに對してゐる。至誠鬼神を泣かしむるといふのは、ただ此の一點の疑心なきところに存してゐる。幕末隨一の智者として推された、勝海舟すら、

『あの佛樣のやうな西郷を、詐す氣にはなれん』

といつてゐるではない乎。

桂が薩州を疑ふのは、慥かに疑ふだけの理由があるからのことで、批難の餘地はないが、人を疑ふは、自らを疑ふのであつて、西郷の自信と相對照して、讀者、果して如何の感を爲すか。西郷が『人を相手にせず、天を相手にせよ』と敎へたのは、この道理を說いたに外ならぬ。

【六】木戶孝允（三）

薩長聯合と桂小五郎

西郷、小松等と折衝して、薩藩の士氣が反幕の空氣に漲ぎり、最早や皇政復古の一大決心をつけねばならぬ時であるとする、彼等の意嚮を知つた阪本龍馬は、之れを長州に入說すべく、先づ太宰府にある五卿に著眼した。薩長を連結する第一のくさびは、何といつても三條卿でなければならぬとは、烱眼龍馬の逸するところではなかつた。故に彼れは逸早く太宰府に投じて三條公に薩長提携の必要を入說してゐる。當時太宰府にあつた長州藩士小田村素太郎、時田少輔は、阪本の雄辯を聞いて、早くも木戶に齎らしてゐる事實がある。阪本は薩派の間を遊說して、三條卿の隨者安藝守衞（黑岩直方）を同伴して、慶應元年閏五月一日馬關に著いた。木戶は藩主敬親の主

命を奉じて、ここで阪本と會見してゐる。

阪本の熱辯は、充分に木戸を動かした。同時に薩州の内情をも詳びらかにするを得た。時に幕府は、いよいよ親征の軍を發するに決したので、小松、西鄉、岩下等は相踵いで薩摩に下り、西鄉の宿論であつた、大藩聯合の策を講じて、幕府に對しようとした。中岡が薩藩に星馳して、西鄉が上京の途上、必らず馬關を横ぎらしめてそこで木戸との會見を爲さしめようとした前後の關係は、木戸が政府當局に致した文書にも見えてゐる。曰く、

木戸孝允手記（慶應元年閏五月五日夜）

各位御揃、御壯榮、御精勤、奉二恭賀一候。弟も昨夕（閏五月四日）著關、折柄、條公御附土方楠左衞門（久元）なるもの、上國より下り掛け罷越、上國の模樣も甚不二面白一、乍レ恐朝廷も御微力にて、今日御一定と申邊の思召も不レ被二相窺一諸藩々、征長のとどめにも（?）今日征長と申事にては、條理不二相立一、一態從二朝廷一至當の御處置、被二仰出一、其上服從不レ致節は、罪をならし、天下へ公然と號令を下し、征討有レ之度などと申位の事にて、其處置と申說も、どの口より傳承致し候ても、何れも決して不レ被二折合一事而已、どの道、行詰は、進か守かの二つに有レ之候處、元より輕易には不レ被二相進一候得共、兎に角、今一應、屹度大難は來り候覺悟に無レ之ては不二相叶一、何れ一大變動には、どの道可二立至一模樣に付、薩上國詰のものも、甚掛念の趣に付、今度急に歸國、大島（西鄉）等へ、早々上國を促し候次第に付、大島來十日前後、蒸氣船にて來關致し、弟へ

面會致し度に付、是非馬關へ出浮呉候樣との事に付、土方も長府迄出掛、弟出關の趣を聞、於二馬關一相待居候次第に付、筑行〔敬親の命により太宰府に行く〕は一先見合、來關の上は、大島へも可レ疑ケ條を擧げ、屹度、督責仕見度、肥後も中々手を盡し、是非征討無レ之ては、不二相濟一との決議に付、餘程力も盡し、彼横井〔小楠〕なども、共に大に手を廻し居候趣、彼等も雖レ姦、元より尋常人には無レ之事に付、油斷も不二相成一、何分にも待敵の說は、御決定有レ之、定て昨今には岩公〔吉川〕も御出山と奉レ存候。然る上は早急、御三末樣にも、御出浮被レ爲レ在、片時も速に御決議、被レ爲レ遊候て、御家來中諸隊へは不レ及レ申、御國內へ布告、肅然と覺悟相定め、御指揮を相待候樣、御處置有レ之度、左候て、岩國御出浮の上は、姦魁の御處置、迅速に御手被レ下、進退事等も、早々相運び、何卒御國內の人心惑を解き、方向相定り候御處置、偏に奉レ祈候。自然萬一にも、岩國御出山の機を失し候ては、百事瓦解、御盡力の程、是非々々奉レ仰候。彌ゝ岩國も御出山に相成候得ば、御三方〔末家三藩主〕へも、速に御出浮被レ爲レ在候樣、被二仰進一度奉レ存候。〔中略〕

上國の次第も前條の通に付、御手當事、何分にも速に御運に相成候樣奉レ祈候、小銃も早速手に入候事無二覺束一、長崎に長キミネ一千挺程は有レ之歟の由、左候得ば、差向此分丈け、御求に相成候ては如何哉。先日御決定に相成居候丈の分は、相謀置候はば、何れの日歟參り可レ申候。長崎有合の分丈けは、御拂下げに相成候ても、速にはけ可レ申歟と奉レ存候。

閏 五 月 五 日〔慶應元年〕

中岡の周旋誘導によつて、長州に乘込む筈とされてゐた西郷が、上京の途次、遂に馬關に到らずして船行したことは、長州士人をして頗ぶる憤慨せしめた。中岡も中間に挾まつて頗ぶる窮したが、之れが爲めに屈せず、木戸、高杉、井上、伊藤等の間には、阪本、中岡を中心として、薩長提携の議が著著として進行しつつあつた。

*　*　*　*　*

桂が『西郷に面會したならば、篤と云つて置きたいことがある』といつてゐる一言には、特に留意を要するものがある。それは後節、木戸・西郷會盟の項に詳說する積であるから、茲には重複を避けるが、夫婦約束はするが、怨みの數々は云つてやり度いといふ氣持である。

却說、聯合談進行の跡に就いて、中原邦平翁（毛利家編輯長）の嘗て語るところは、やや眞相を得てゐる。

『長州と薩州とは、文久二年〔壬戌〕以來、屢々軋轢を生じ、文久三年〔癸亥〕八月十八日の堺町門の政變以後は、其軋轢は、極點に達し、長州人は薩賊會奸といふことを申して居ります。故品川子爵〔彌二郎〕の話にも、吾輩は薩賊會奸と言ふ字を左右の下駄に書いて、踏み附けて歩行した位であると言はれました。だから薩州の方でも、會津の方でも長賊長奸位のことは言ふて居たかも知れませぬ。斯樣に仲の惡い薩長兩藩を聯合させるといふことは、中々困難の事であつたと考へます。所が時勢の變遷に連れて、薩藩の態度は、大に違つて來て最早幕府は佐けられぬ。之を佐けるよりも、寧ろ幕府を討ち滅ぼして、王政復古を圖る方がよいと云ふ考へで大に幕府に反抗の態度を取りました。其機に乘じて坂本・中岡の兩君が、小松帶刀・西郷吉之助等に說きまし

て、王政復古の大業を成すには、迚も一藩の力では六ケしい。今、長州は孤立して、幕府と對抗してゐるが、他の援助を得れば、頗る利益であらうと思ふ。故に長州と聯合して、彼を助けてやれば、あなた方の希望を達することも出來ようと思ふと云ふ主意を話した處が、小松・西郷等も、如何にも同意である。シカシ長州とは從來の關係もあるから、此方から手を下すといふことも如何である。どうか貴君等が、薩長二藩の間に立て、聯合の周旋をして吳れる樣にといふことであつた。それで坂本君が五月十六日〔慶應元年〕鹿兒島を發し、二十三日太宰府へ參りました。太宰府へ參つたのは、三條公等五卿に謁見して、三條公等を介して、長州へ入說する積りであつたと見えます。折しも丁度、都合の宜かつたのは、長州の小田村素太郞が鹽間鐵藏と變名して、長府の時田少輔といふ者と共に、五卿の見舞の爲め、太宰府へ往つて居りました。それで坂本君は五卿に謁して、其意見を述べた上、先づ小田村に遇うて、自分の意思を通じ、どうか國へ歸られたならば、此意味を桂小五郞君などに話して吳れ。何れ近日、私も馬關に行つて、桂君に遇うて委細を話す積りであるからと賴みました。其時、桂は馬關に出て居りましたので、小田村は歸つて先づ内々、高杉晉作・村田藏六〔大村益次郞〕・井上聞多・伊藤俊輔杯に話して見ると、それは聯合するが宜い。今、長州は四境に敵を受ける勢ひになつてゐるから、武器も必要である。軍艦も必要である。けれども長州の名義で、之を買入れることは、誠に六ケしい。薩藩と聯合したならば、薩の名義で、之を買入れれば、頗る便宜であると云ふので、皆々が贊成しました。そこで桂は政府へ内々協議したと見へまして、其時、廣澤兵助〔藤右衛門〕から、桂に贈つた手紙があります。〔前

揭」餘り大贊成ではない。其手紙の內に、四境相迫るに從うて、畏縮より出でし說ならんかと云ふ、一句もあります。其時、長州人一般の意向といふものは、薩摩と聯合することなどは、夢にも思つて居りませぬ。矢張薩賊會奸で、意氣天を衝くの勢でありました。故に政府員の廣澤でも、餘り贊成でもなかつたらしい。其內に慶應元年〔乙丑〕閏五月朔日に、坂本君が、安藝守衞〔後の黑岩直方〕といふ人を連れて、馬關へ參りまして、先づ長府の時田少輔に會見して、豫て太宰府で申した通り、桂小五郎君に、是非お目に掛りたい。どうか紹介の勞を取つて吳れといふことでありました。其時、桂は山口へ行つて居りましたので、使を以て申してやると、桂の方では、旣に小田村からの通告にも接して居るから、政府へ申出で、直目附の林主稅を以て、毛利侯にも伺ひますと、毛利侯にも、早速御許可になつて、坂本と善く協議して見るが宜い。其協議の都合に依ては、筑前の太宰府へも行て、五卿の意見を聞く必要も生ずるかも知れぬといふので、馬關出張の辭令書中には、都合に依ては、筑前太宰府へ差越すといふことを書加へてある。それで桂が閏五月四日、山口を發して馬關へ出で坂本に會見して見ると、薩州の態度は、斯樣々々の事であるから、兩藩提携して事を爲すが宜からうと申しましたので、桂も成程と贊成したけれども、何分、薩賊會奸といふ一藩の形勢であるから、公然と發表することは出來ぬ。高杉晉作等と、內々で坂本と話をして居る內に、土方楠左衞門卽ち今の土方伯〔久元〕が馬關へ來られた。土方がどういふ譯で來られたかといふと、土方は此年〔慶應元年〕の二月以來、京攝の間に在て、上國の形勢を視察して居たのであるが、幕府が長州再征の師を起して、來る何日かに將軍家が御進發になるといふ報

知が來たので、薩州の小松・西鄕・岩下杯は、是非此再征の師には、反抗しようといふ考で、相踵いで歸國することになつて、それで土方と中岡愼太郎の二人は、薩摩の船へ同乘して、中岡は直樣薩州へ行き、土方は田ノ浦から、彥島の福浦へ上陸して、馬關へ來たのであります。』云々

右の說話は、薩長聯合に對する桂・大村・廣澤等の考へが、那邊に存したかが、最も明瞭に示されてゐる。當時長州派の態度をいへば、尊皇倒幕の大義名分上から、第一義的に、薩長兩藩の提携に邁進して來たといふよりも、目前の武器・軍艦の購入にも便宜であり、聯合して損はないといふ、多分に損德勘定から押し出してゐる情勢が見える。

長州側

當時、薩長兩藩の態度を槪觀すれば、凡そ左の數條に歸するやうである。

一、長州上下一般の感情では、何處までも不倶戴天の仇敵として、薩州に對してゐる。薩州の遣ることは、何時も便宜主義で、何時何う變はるか知れたものでないとしてゐる。

二、桂小五郎も高杉晋作も、乃至大村益次郎も、廣澤兵助も、又た在野黨の有志連も、薩州に惚れ込んでゐる者は一人もない。皆な薩州は油斷も隙もならぬ奴だとしてゐる。

三、それが多少感情を緩和した原因は、第二征長に對して、薩州が斷乎として幕府と手を切つたことにある。

長州側では『これは薩摩芋が妙な事をするワイ』と、少々狐につままれた風で、眉に唾をつけながら、見直して來た形となつたのである。

四、そこに土佐の中岡愼太郎、阪本龍馬、土方楠左衞門等から、いろ〳〵薩州の內情を聞き込んで、それなら滿更でもないといふ氣になつて來た。

五、當時は孤立無援の長州だ。手も出なければ、足も出ない。それに四境悉く幕軍を引受けて、今にも防長の山川は、焦土の巷と化しようとする處だ。そこへ大藩薩摩が、局外中立どころか、共同戰線を張らうといふのであるから、これは耳よりな話だと考へて來た。

六、第一今日の長州としては、武器も要る。糧食も要る。彈藥も要れば、軍艦も要る。困り拔いてゐる瀨戸際であるから、薩州の手で買ひ込んで呉れれば、渡りに舟である。疑心滿幅ではあるが、一つ手を出して、彼れの小指ぐらゐは、握つて見ようといふのである。

七、高杉晉作は、一度も乘り出しては、聯合談をして居らぬ。聯合の話が出ると、笑つて答へずといふ素振りである。鼻の先であしらつてゐる。高杉の肚では、長州の事をするのに、何も薩州を賴む必要はないとも思つてゐるし、聯合談なぞ、高聲に咄をすると、士氣が弱くなつていかん、ぐらゐにしか考へて居らぬ。併し出來るなら、何も防害するにも當らぬといふのである。

八、先づ全體において、氣は許されぬが、惡るいことではない。といふ程度と見てよからう。

薩州側

一、薩州側では、長州に對して不俱戴天の親の仇のやうな考へは持つて居らぬ。小ヅラ憎い靑二才が、巫山氣た眞似をする。ぐらゐに考へてゐる。

二、薩州は長州ほど神經的でなく、何處やらに血の廻りのノロい處もあり、長州のやうに議論家が居らず、先達さへあれば、無意識に、ゾロ〳〵と附いて行く。川を陟れば川、山を越せば山、蟻の道のやうに、ともすると雲の峰までも續いて行く。

三、薩州の方向は、島津齊彬侯以來、尊皇ときまつてゐる。俄かに急轉直下に瀧のやうに、押し下らうといふのでなく、先づゆる〳〵と參りやせうといふ道中双六式である。

四、蛤御門から長州征伐となつたのは、惡戲小僧の頭を、一つコツンと叩いてやれといふところだ。親の云ふことを聞かぬ奴に、後來の見せしめに、お灸をすゑて遣るといふのである。

五、第二征長となると、薩州は嫌だと頭を振る。倒幕といふやうな凄文句は並べないが、もうは幕府は駄目だと見切りをつけてゐる。

六、そこで朝廷中心に勤皇諸藩の聯合を遣らうといふのが、薩藩の大方針である。そこでその一つとして薩長聯合に乘り出して來たのである。

七、長州と違ふところは、小松・西郷・大久保あたりで、かうと藩論を一決すると、少しも懸念せず、ゾロゾロ附いて行くところである。長の才、薩の勇、長の智、薩の愚、面白い對照を示してゐるが、之れを一にしたのは、何としても、土佐有志諸君の努力が多きに居る。

大觀すれば、恐らくこんなところであらう。歐羅巴大陸における獨・佛兩國が、或る意味において、薩長に似てゐる。若し佛蘭西を長州とするならば、薩州は獨逸といふところである。獨と佛とは參と商との如く、永久に相會ふ能はぬのに、我が薩長が、舊怨を捨てて勤皇の手を握つたのは、當事者のお互に恕し合つた心もあり、第三者の周旋もあつたからには相違ないが、要は上に神明の輝やき在すあり、國に大君の在はしますありて、君國の大義の爲には、百年の怨恨も一瞬に解け、億兆心を一にする、國體の有難いところに外ならぬ。讀者、請ふ、常に此の大義を忘れず、維新回天史の變遷に接せられよ。

【七】銃器及び軍艦の購入

長州にとつて刻下の急務は、何といつても銃器及び軍艦の購入より先きなるはない。如何に防長二州の士民が沖天の意氣を以つてしても、手ぶらでは戰爭は出來ない。然るにこの先決問題を解決するには、薩州の名義を借りるのが、何よりの捷徑である。そこで阪本は木戸等と談合の結果、京都に上つて西郷等の意見を聞くことになつて上京した。その結果、薩州は大いに長州の爲に便宜を與へようといふことになり、井上〔馨〕、伊藤〔博文〕の

兩人は、先づ銃器購入の爲めに、長崎に出張することになつた。
這間の事情は、桂の自記に依つて、明瞭である。語は甚だ簡なれども、能くその要を示してゐる。

木戸孝允手記抄〔慶應元年五月〕

前年天王山の役、兵士各或は弓銃、或は槍刀を携え、其大に不利有るを知り、今日の機に乘じ、兵勢を一變せんと欲し、其利害を參政山田宇右衛門に謀り、大村益二郎を拔擢し軍事を改正せしむ。此に於て小銃一萬餘挺を買求せずんば、兵士に充る能はず。依て良馬等に說くに現情を以てし、長州四外皆敵、而て薩州天下の爲に能く我を容ること有りと云。兄等の言果して眞ならば、薩名を借り小銃を長崎に求んと欲す。兄以て如何んとなす。良馬等是を托し、終に井上聞多、伊藤俊介を長崎に遣はし、小銃七千挺、蒸氣艦一隻を買求す。

如何に來島又兵衛の如きが、剛勇であるにしても、鐵砲の戰爭に、大身の鎗をしごいたでは、ズドンと一發見舞はれれば、それ迄の話である。事は前年蛤御門の戰爭で明證されてゐる。そこで桂の拔擢に依つて、萩政府に現はれた、大村益次郎が、先づ以て軍制改革に著手し、銃器・軍艦の買入れに乘り出したのは、當に然るべき結論である。大村が若し今少しく早く、蛤御門の戰爭の時に長州軍に出てゐたら、勝敗の數は、未だ俄かに判ずべからざるものがあつたかも知れぬ。

桂・村田の命を奉じたる井上・伊藤は、七月十六日〔慶應元年〕下關を發航し、同十七日太宰府に著して、三條公にも謁して事情を述べ、土方楠左衞門とも會晤し、土方の周旋にて薩藩士と協議するところあり、同十九日、土佐藩士にして、三條公の隨員であつた、楠本文吉を伴うて筑前を去り、直ちに長崎に向つた。

井上・伊藤等が長崎に滯在中、彼等に便宜を與へたものは、いふまでもなく阪本の輩下たる海援隊の諸士であつたが、彼等兩人を潛匿し、その行動を私かに援助したものが、實に薩州の小松帶刀であり、薩摩屋敷であつたことは、薩長聯合の機運が、如何に進行しつつあつたかを見るものの、見遁がすことの出來ないところであつた。

軍艦購入に關して、長州當局との折合が六ケ敷く、一時見合せとなつた。井上・伊藤は、凡そ七千挺のケベール銃を買ひ入れて、之れを薩摩の汽船胡蝶丸と海門丸とに搭載して、馬關に廻航せしめた。

＊　＊　＊　＊　＊

長州は何かにつけて、薩州を疑つて掛つてゐるが、薩州では、最早や薩長提携に、藩論が決定すると、一から十まで、眞身になつて、長藩の爲に盡瘁してゐる。長崎の小松帶刀が、伊藤・井上等の爲に、影になり陽になりして、庇護してやつてゐる親切には、伊藤等も、心から信義の篤きに感じたもののやうである。

薩人に長人よりも誠意があるといふのではないが、薩人には、一度纏まつたことは、却々改めぬ土風がある。だから一度、薩長和解の方針が決まると、誰れも、彼れ此れ文句を言はぬ。成るやうに成り、遣るやうに遣るだけで、それが俊敏隼のやうな、長州人には、ひどく莫迦にも映り、ひどく感心もされる譯である。太宰府より

井上・伊藤が、政府員に與へた書簡に、左の如く報じてゐる。

井上・伊藤より長藩政府に贈れる書（慶應元年七月十九日）

爾後御清適可レ被レ爲レ入、欣躍之至奉レ存候。小生共一昨十七日、太宰府迄無レ恙到着仕候間、乍レ憚御放慮奉ニ願上一候。條公樣〔三條公〕方御英然可レ被レ爲レ在候間、此段被レ爲レ達ニ君聽一候樣奉ニ願上一候。竊に拜謁仕、縷々事情申上候處、大に御安心被レ爲レ在候處、別段相變候事も無レ之、當節、五藩御警衛之人數も、交代彼是にて、至て少人數之樣子に承り及申候。〇崎陽〔長崎〕行則今日より當地出奔之覺悟に御座候。當節は、小松帶刀、崎陽に相滯居候由にて、旁都合宜敷、多分被ニ相行一可レ申と奉レ存候。當地出張、篠崎彦十郎〔薩人〕と申者より、崎陽出役之者へ添書仕吳候に付、土〔土佐〕の楠本氏同行可レ仕候。薩人を一人同行を相賴候へ共、當節少人數に付、一人も難ニ差越一由に付、不レ得レ已三人にて罷越可レ申と奉レ存候。右に付ては、銃艦共買求之相談相決次第、金は從ニ崎陽一、慥成町人にても、差出可レ申候に付、此書相屆次第、金高凡拾貳萬兩位之御手當被ニ成置一、前・廣、馬關迄御差出置被レ下候て、從ニ崎陽一一書差送次第、何時も御渡相成候樣奉ニ願上一候。此度は如何樣之事有レ之候ても、御違約不レ被レ下候樣奉レ願候。薩州人へ對し候ても、自然違背仕候事出來候ては、僕等面皮は差置、國辱不レ可レ雪と奉レ存候。此段、偏に、御忘却不レ被レ下候樣奉レ冀候。爲レ其急飛を以、如レ此に御座候。誠惶謹言。

七月十九日〔慶應元年〕

山田新助〔井上〕

吉村莊藏〔伊藤〕

尚々山口某は太宰府より日田邊へ罷越候由に付、其儘差置申候。大に虛喝を吐き候とて、御附人數等も、大に笑居申候位に付、强ての事も有ㇾ之間布候へ共、多分處々流落仕候中には、被ㇾ縛可ㇾ申乎と懸念仕候、以上

山田宇右衞門樣

兼重讓藏樣

廣澤藤右衞門樣

前原彥太郞樣

桂小五郞樣

いろ〳〵約束を變更しては、我々が恥を搔くぐらゐは忍ぶべしとするも、薩州に對して、雪ぐ可からざるの長藩の國辱であると、はまり込んでゐるところに、這間の消息がある。

井上・伊藤等が懸念したやうに、果然、長州政府においては、桂等が勝手に伊藤・井上を使つて、銃器購入を命じたもので、藩廳の關するところでない。といつたやうな態度を執り、遂には中止を命ずる迄に立到つた。

兩人が長崎に入るや、小松帶刀は、彼等を薩藩邸內に匿して、陰に陽に庇護を與へ、

『今後は薩長兩藩相提携して、勤皇の事にいそしむ筈であるから、銃艦購入のことは勿論、其他長藩の爲になることは、充分便宜を與へ、藩力を盡して御周旋申さん』

といつてゐる。伊藤等は、心よりその親切を謝してゐるところへ、果然、軍艦購入のことは、銃器とは別だから改めて藩命を請ふ必要があるといつたやうな、藩命が達した。これには流石の伊藤・井上も、一度びは呆然たり、二度びは慨然たらざるを得なかつた。事は桂等の斡旋によつて、兎も角購入に決するを得た。愈々伊藤等が、英船ユニオン號を、薩州名義によつて購入したのは、その後のことであつたが、この船も一應鹿兒島に廻航した上『櫻島丸』と名づけて馬關に送られたのであつた。聞くところによると、『櫻島丸』には薩州の船旗を立て、船員には坂本の海援隊員を乘り組ましめ、費用は一切長州が負擔して、近海の航海を試みつつ天下の形勢を視察し、旁ら軍用金を製造しようといふ、伊藤・井上等の胸算であつたといふ。長州政府では之れに反對であつて、船長には海軍局の中島四郎を任命し、船名は『乙丑丸』と命じて、名實共に長州の船とした。當局者と有志者との間の意志が、疎通を缺いでゐたことは、屢次木戸をして癇癪を起さしめてゐる。

【八】 薩長聯合の公私兩道

凡そ事には公私の兩道がある。天下國家をいふもの、必らずしも自家の臺所を忘れてゐるとはいへぬ。自己の存在と國家の存在とが、同一方向に進むと思はるるとき、論議論策に火の手が揚がる。悉く然りといふを得ずん

ば、多くはこの範疇にある。薩州が長州と結ばんとし、長州が薩州に倚らんとする機運も、半ば純理においてし半ば自家用においてしてゐることを、全く否定することは出來ない。

孤立無援の長州が、如何に痩せ腕に力瘤をいれても、戰ふに武器なく、兵糧なくんば、徒らに空拳を嘆ずるの外はない。飽くまでも再征を決した幕府に對し、男らしく雌雄を決しようとする長州に、焦眉の急は武器及軍艦の購入であつた。之れが爲めに苦心慘澹してゐる長州有志の間に、阪本・中岡によつて、薩長提携が說き込まれたのであつた。

蟲の好かぬ薩摩だ。降參して來ても、手を握るのは汚らはしいと思つてゐる長州豪傑の士が、何故に渡りに船と乘り込んだのであらうか。そこにいふべからざる機微の存するのを見る。チヤンスの動くのを見る。皇政復古の大決心、倒幕維新の大精神が、附けたりであつたとはいはぬ。薩長提携の動因は、少なくとも、此の目前の急務に、おいてしてゐることを爭はれぬ。

木戸が兎角政府當局と意見が合はずして、『え丶面倒臭いや』と疳癪玉を破裂さして、萩へ歸つてしまはふとした時、閣僚山田宇右衞門が引留狀の一札にも、その間の消息を窺ふに足るものがある。

山田宇右衞門より木戸孝允へ贈れる書（慶應元年八月五日）

今日者、度々御來駕被ニ成遣一難レ有奉レ存候。扨、明日より御歸萩の義に付、愚案も有レ之、廣〔廣澤〕・前〔前

原彦太郎〕・中〔中村〕三人へ申越候處、右三人よりも、是非共、暫く御抑留仕度、薩、來關の節、御配慮被ニ成下ニ候やう、懇願仕候。聊御嫌疑も被レ爲レ在候へば、別に一人差添候て可レ然、且又餘之儀は御差置、薩、應接之事而已、被レ爲レ任候得ば、相濟儀に可レ有レ之、他藩を頼に仕候儀は、引當に難ニ相成ニ事哉にも、可レ有レ之候得共、今日之勢、薩に結候へば、幕威を挫するの一策に可レ有レ之、是畢竟之處、皇國之御爲に相成、肝要之大事件に付、何卒少し御見合、右相濟候て御歸萩に相成候樣、是祈申候。爲レ右。草々頓首。

八月五日〔慶應元年〕

山迂〔山田宇右衛門〕

二陳。及ニ深更ニ御面倒申上候へ共、今日は廣澤其外留守にて、唯今委曲申越候付、無ニ餘義ニ夜中御妨申上候。以上。

木圭〔桂〕樣　御直披

文面にもあるが如く『幕威を挫するの一策』といふ腹具合は、長州有志の胸中であつたに相違ない。併しながら自分の腹具合のみで、他人を誘ふことは出來ぬ。何處かに腹具合を超越する公的意識がなければ、薩を動かし兼ねて天下を動かすことは出來ぬ。

* * * *

併し乍ら、事件が次第々々に運んで來る間には、兩者の感情を柔ぐるに足る情勢が出來て來た。誰れが斯うい

つたさうだ。彼れが何ういつたさうだと、人傳てにお互の批評を聞いてゐる間は、怪しからぬの、怪しかるのと犬の遠吠のやうに、鳴き立ててゐるが、お互に顏を見合はせたり、挨拶の一つも交はすやうになると、自然に和解して來るものだ。夫婦喧嘩然り、政黨の鬪論然りとすれば、況んや國家の公事に根源を置く、薩長聯合をやである。

伊藤・井上が馬關に歸つて來てから、薩藩内の事情を直接聞いて見ると、滿更らの『お薩どん』でもない。御器量は餘り褒められぬが、何處やら眞實がありさうでもある。いよ〳〵のところは、添うて見ねば解らぬ、といふところまで來れば、最早や屏風一枚の距たりである。桂が山田に與へたるの書に曰く、

木戸孝允より山田宇右衞門に與ふる書〔慶應元年八月二十七日〕

昨夜〔八月二十六日〕別紙相認置候處、其後春輔〔伊藤〕、彼カラハと申英人之船に而、歸關仕候由に而罷越、カラハと申ものも、遊參旁、乘組來、此ものは、日本へ來り居候中に而は、第一のかねもちと申事に而、ミニストルや、コンシュル等とも、別而懇意之ものと申事に御座候。銃之代物は、此ものへ相渡候譯に御座候。左候而、乘來之船は、彼先日申越候賣船に而、木造之蒸氣と申事に御座候。左候而、薩船は、中々此方に而推了致し候邊とは、大に相違、隨分嫌疑は厭ひ候由に相聞申候。薩國内、先一統之處に而は、實に　御國を讎敵之如くにおもひ居候趣に御座候得共、有志と申ものは、其邊之所は大に氷解致し居、實に要路之處は、

愈〻合體合力、其着眼之處は、中々容易之譯に無レ之、尋常之事に而は、薩の足もとへも、よりつかれ不レ申樣、可二相成一と、懸念此事に御座候。今日小銃を積込候薩船も、來着致し候由に御座候得共、馬關へ相つけ候事は、大に嫌疑をそれ、直に三田尻へ相廻し候由。左候而おも立候人物は、一人も來り不レ申、船將も誠に愚直なる人柄に而、天下之形勢等は、格別存不レ申、只鹿兒島戰爭之ときなどは、十分之戰いたし、其等之功を以、船將に被レ選候位之事に相聞申候。尤ケーベル丈は、後便に日本船に而、薩之用船と申都合に而、差送り申候由。此度之船には、ミネー丈積來り、船ば直樣上坂之積りと申事御座候。中々國事はさて置、船外之事は、船將は丸々存し不レ申由に御座候。上坂も餘程差急ぎ樣子（餘程差急ぎ、小銃水上げ仕候や、直に出帆之積り之由に御座候）に御座候間、相當之御あつかひ相濟候上は、急に出帆爲レ仕候樣に、萬端御沙汰被レ爲レ在度奉レ存候。先日參り候鍔は（御國はこの鍔は不レ用よし）御送り返し申上候間、御落手可レ被レ遣候。英軍艦も、兩三日相立候而、二隻馬關へ差越候由に御座候。先日軍艦着泊之節、取扱置候都合、誠に彼等が氣に入候由にて、其後、彼等も別段よろこび、此度、薩之方より、小銃等相求候に付而は、直に相合し候歟と思ひ、御國之人よりも、大によろこび候由。先日福原大夫と、私よりミニストルへ、書翰差遣し候事は、更に懸念之事は無レ之よし。此度ラウダよりも相噺し候由。此段御序も御座候はゞ、ラウダより申候趣、福大夫へ、御傳言奉二願上一候。此度ガラバ之船は、正之進等も點檢可レ仕、尤餘程外夷之方も、私に御國と賣買事等にても致し候事は、嚴禁に而、ガラバ等も其邊之事は大に厭ひ居、小銃之事も船一條も、此度乘組之ものま

でも、しらせ不レ申由。自然發露候而は、金銀之損益より、三年も賣買は被レ止、投獄同樣之目に逢、過料は相應に取られ候故、其を而已恐れ、一萬兩や二萬兩には替られぬと申居、此度春輔之、其船便をかり申候も外夷には、船中に而も、薩人と申譯に而、英女王と幕と相約し候事は、自然幕へも被レ責、申譯之なき樣之事は、出來不レ申と申居候よしに御座候。此度、御船御買入、且此後、薩へ關係之事は、政府諸彥之內、御出關逐々御引受被レ盡ニ御手一度奉レ存候。別書にも申上候通、於レ船は、何卒御斷り申度、實に前途心事を思ひ申候得は、愚考にては、昨年攘夷一條も、止戰に相成候邊之甲斐、いかかと奉レ存、此余不徹底に而、終に他におひまくられ候樣相成候而は、實に攘夷で滅び候方が、千歲へ之言譯も出來候歟に而、隨分殘念にも被レ思申候。薩へ之事は、尋常一樣に而は、成就不レ仕、當時は肥後も海軍等之事は、餘程心を用ひ、滅長之事も、盛に相論し候歟にも、相聞候。實に可レ惡俗論に御座候。兎に角彼等被レ歷ぬ丈之　御軍政も、大略通り相立候得は、毫も恐るるに足り不レ申候。何れ筆紙に盡き不レ申候間、拜靑之上、此余之事は可ニ申上一候。薩に而は當時蒸十隻ほども有レ之候歟由。いかに薩國大富と致し候而も、國力と申ものは相分り候事に付、座しておつて働かずには、二三隻も、もたれは仕間敷、世事も思ふよふ參らぬは、實に遺憾千萬に御座候。爲レ其、匆々頓首拜。

これは、悲觀的な桂が、政府筋の動搖、不定見を歎息して、御役御免を願ひ出た時の手紙であるから、後半はやや泣言めいてゐるが、『愚圖々々してゐると、薩の足許にも及ばぬ』といつてゐるところは、大分薩藩を見直し

てゐるところが見える。

【九】私情より公理へ

政府のお役人の說明を聞くまでもなく、木戶は百も承知のことである。のみならず、實をいへば、彼れは薩長聯合の原動力なのだ。彼れは明徹なる頭腦の持主である。彼れの兩眼には、長州一藩の事情のみでなく、天下の形勢が映じてゐた。幕府如何の狀にあるか、朝廷如何の地にあるか。時勢如何の傾むきにあるか。彼れはよく之れを察知し、阪本・中岡の奔走を快とし、徐かに薩派の近づくのを微笑しつゝあつたのだ。

當時木戶の氣宇を察することが出來るものは、高杉東行を推さねばならぬ。そしてその手足となつて東西に使ひしたものが井上・伊藤の二俊才であつたのだ。是等の諸士は、嘗て第一征長に際して、薩を罵しつて止まざる急先鋒で、倶に天を戴かざる仇敵の如く相對した。併しながら長幕和解における薩の西鄉が大度量を、決して憤怨の間に看過し去る彼等ではなかつた。天下を擧げて長州の暴客を罵しるときに『暴客は國寶でごわす』といつた西鄉の深意を、彼等はその血走つた眼中に、一滴の冷水の如く受けざるを得なかつた。

第二征長の大軍を國境に控へた長州が、幕府と離反せんとする狀勢の薩州と相近づかうとするに至つたのは、自然の道程でもあつた。西鄉のいはゆる『大勢』の運ぐる跡を、そこに見出すのであつた。男らしく一戰する爲めにも、皇政復古の大業の爲めにも、薩長の提携は、その必要に迫まられた。半ば私の情においてし、半ば公の

理においてし、自然の力が之に加つて、人力を後押しにして成りかかつたものが、實に薩長の大聯合であつた。
　井上及び伊藤が、軍器・軍艦購入の爲めに長崎に出張中、閣僚を始め木戸に送つた書中にも、薩長が次第に親密の度を加へんとする情勢が見えてゐる。曰く、

井上・伊藤より長藩政府に贈れる書（慶應元年七月二十六日）

以二飛書一御答申上候。銃艦一條被二仰越一候、委曲致二拜諸一候。拙生共、過る廿一日（七月）崎陽（長崎）到著、薩藩小松帶刀、其外面會之上、一々及二示談一候處、案外に都合宜敷參り、薩州買入之名前を以、周旋致呉候との事に相決、既に當節夷人へも及二懸合一、銃は殆不レ殘相調申候。左候て艦之義も御買入相成候儀は、必然御決着相成居候事と相考、只得二其名一候へは、子細無レ之事に付、何卒買求候方略、色々苦心仕候て、薩人へも急迫に談し込、依賴仕候處、固より於二今日一は、唯吾藩之寸益にも相成候事に候へは、幕府への嫌疑等之事に、更に眼を注き候譯に無レ之故、いか樣之事にても盡力可レ仕との事、則銃買求之義も、速に相運ひ候如く、毛頭嫌疑を厭ひ候樣子も、更に相見不レ申、後來之處も、力之及候丈けは、相助可レ申との義に付、卽明後日より、小松帶刀歸國、新助（井上）同行、蒸汽船にて一應鹿兒島迄參り候樣相決申候。莊藏（伊藤）儀は當地に滯留、小銃不足等之始末を相着申候て、薩之蒸汽艦、再ひ崎陽へ到來を待候て、銃を積込、直樣歸帆と相決申候。就ては能々御熟考奉レ願候事に御座候。薩にて箇樣に嫌疑を不レ厭、盡力仕呉候へは、幕府之忌

諱に觸候事、いか計か被二推察一候事と奉レ存候。外藩にてさへ、如レ此致二周旋一呉候事に御座候へは、諸賢臺一應御評決之事、再變仕候樣相成候ては、實に今日之急に應候而已ならす、外藩へ對候ても、國論一定之處は、ケ樣と申候言葉も有レ之間布と奉レ存候。今一應、君上へ御伺等之事は、急務之事に候へは、片時も速に被レ爲レ伺、御評決可レ被二仰越一義と奉レ存候。只々御買求相成候と、不二相成一との御決議相着居候へは、其名を得、其船を求候等之事は、死力を盡し、御國害を不レ生樣と、實に焦思勞心仕候て、旣に薩藩等へも深重之熟議に及候折柄、曖昧模稜之事にて、御決斷不二相着一候ては、いか樣にして他より扶助仕候事出來可レ申哉。僕等外にて盡力仕候益も有レ之間布と奉レ存候。則銃を求候は不虞之御備にて、自然敵兵境內に差迫候て、暴戰に及ひ可レ申も難レ計事に付、御手當相成候事に候へは、其不慮に御備相成候義は、人力之及候丈けは、御調不二相成一ては、相濟間布と奉レ存候。只昔日之因循は今日之實着と而已御存付にては、時勢に違ひ候事と奉レ存候。於二拙生共一は、いか樣共諸賢臺之貴意に任せ可レ申候へは、中々驟艦御買入等之事も、幕長關係之中は、容易に再ひ相調候譯に無レ之、且薩藩と申候ても、度々相煩し候譯にも參申間布、且僕等當地滯在之苦慮も、少し御推察奉レ仰候。固より束縛せられ候ても、拷掠百端、處レ不二敢辭一に御座候へは、毛頭御國害に相成候事は、決て不レ仕候に付、此段御推察奉レ冀候。猶艦之義は一旦薩人へも依賴仕候て、略相決候儀、且後來之處も、薩と御合一に御座候へは、此方より餘り動搖之言を不レ出方可レ然と奉レ存候間、何卒速に君上御伺、艦の御入用と御不用と申事を、急速に御答奉レ願候。薩國論、開國勤王に無レ之ては、皇威回復は出來

不レ申と、擧國一致と承り及申候。會津抔と絕交、議論異同に相成候義は、只會之論は開國にして、幕威を助る之論にて、薩と相離候由、固より未た信僞一に御氷解にも相成間布候へ共、僕等一見之處に於ては、薩今日之國論、毛頭國家之禍害に相成候譯、更に有レ之間布と奉レ存候。船之義は御廟議御一決、絕て御動搖無レ之處、分明に被ニ仰越一可レ被レ下候。最速に無レ之候ては、行違に相成可レ申に付、迅速に御決斷爲ニ邦家一奉レ仰候。餘は別紙一ツ書を以御承知可レ被ニ成下一候。匆々、恐惶謹言。

七月廿六日〔慶應元年〕

山田新助
吉村莊藏

山田宇右衛門様
桂小五郎様
廣澤藤右衛門様
兼重讓藏様
前原彥太郎様

『魚心あれば水心』といふのは此の事であつて、薩州が骨身を惜しまず力を盡して吳れれば、長州とても情義に誘はれない譯には行かない。『薩にて箇樣に嫌疑を不レ厭、盡力仕吳候へば、幕府之忌諱に觸候事、いか計か被ニ推

察㆑候』といふ氣にもなり、伊藤等は、寧ろ長州政府に不動の大策が確立しないことを、繰り返へし繰り返へし痛嘆してゐる。『……薩國論、開國勤王に無㆑之ては、皇威回復は出來不㆑申候と、擧國一決と承り及申候。會津抔と絕交、議論異同に相成候義は、只會之論は、開國にして幕威を助る之論にて、薩と相離候由、固より未だ信僞一に御氷解にも相成間布候へ共、僕等一見之處に於ては、薩今日之國論、毛頭國家之禍害に相成候譯、更に有之間布と奉㆑存候』との觀察は、懷ろ勘定からばかり、割り出された結論ではない。『薩用ふべし』との出發點が、次第に事を共にして行く間に、親密の度を增し、融解の道を進めて來たことを爭ふ譯には行かぬ。何によつてここに至るやをいへば、大局に對する公理が、之れを動かしてゐるからに外ならぬのである。一家夫婦の間においてさへ、水も洩らさぬ仲となるには、幾多の星霜を經なければならぬ。まして一藩の衆、一國の大においては、それ相當の波瀾曲折を越えなければ、目的の一半を達することは出來ない。多年反目嫉視の間にある薩長の聯合、豈に容易ならんやである。

【十】井上聞多の薩摩入說

薩長相依るの機運は、いろ〳〵のところにおいて動き初めてゐる。長崎に滯在中の井上が、遠く鹿兒島に乘り込んだのは何の爲めであるか、七月二十八日、長崎を發した井上は、小松帶刀と行を共にして、薩南を訪うてゐる。弱少の井上聞多は、歐洲見學の新進知識だ。怯まず臆せず、薩藩の家老桂右衞門にも接し、薩藩有志の重鎭

大久保甲東・伊地知壯之丞等とも會見して、堂々と時勢を論じ、薩長提携の必要を論じたといふ。彼れは彼れが歐洲見聞より得來つた知識によつて、鎖國などの思ひもよらぬことを痛論したのは、流石に薩摩の山侍を傾聽せしむるものがあつた。彼れは更らに薩長提携の急務を論じていつた。

『斯くの如き世界の大勢であつて見れば、我が日本は一刻も早く立國の大本を建て直ほさなければならぬ。我が皇國をして永遠に維持せんが爲めには、幕府の權力を打破して、大政を朝廷に歸せしむるのが何よりの急務である。そして國內の統一を圖り、國是の大本を開國の雄略に定め、優に海外の列强と對峙するの覺悟がなければならぬ。之れを實行するには、何としても薩長兩藩の勢力を以つてするの外はないのであるから、從來の惡感情の如きは、全く之れを一掃してしまつて、新國家建設の一大目的に向つて邁進せなければならぬ』

薩藩の有志も、彼れの所說に耳を傾むけ、兩藩連衡の實行方法について、襟を寬ろげて談合するところがあつたといふ。井上は曰く、

『諸君において、旣に薩長和解に就いて、かく氷解さるる上は、薩藩を代表して、相當の人が我が藩に來て貰ひ度い。さすれば我藩においても之れに應酬して、答禮使を派遣するやうに取計らはふ。兩藩相互の感情を融和し、意志を疏通する上に、これが先づ第一階梯で、他日聯合の實を見るは、期して待つべきである。』

井上の主張は藩內の反薩空氣を緩和する爲にも、第一高杉・桂の氣を和らげるにも、先づ薩藩から誰れか使者を立てて貰ふ必要があるといふ、對內融和策も加はつてゐたであらうが、後に中岡も此事を薩摩に來て進說强調

してゐる。小松等も『御尤もである』と快諾を與へ、銃器廻漕の時に、小松・大久保兩人の中、孰れかが、便乘して、馬關に行かうとまで進んだが、これは時機尙ほ早しであつた。

井上は、かくして薩摩の汽船に送られて長崎に歸り、伊藤と共に胡蝶丸に乘じて上杉宗二郎を伴ひ、馬關に著したのは、實に八月二十六日のことであつた。かくして薩・長の歩調は、一歩一歩、緩急を合して行くのであつた。八月二十七日附を以て、桂が廣澤に與へたる書簡に、

廣澤兵助に與へたる木戸孝允の書（慶應元年八月二十七日）

彌御壯榮に御奉職奉㆓敬賀㆒候。漸昨夜（八月二十六日）春輔（伊藤）も歸關、聞多（井上）も今日は薩船に而、三田尻まで罷歸候都合に御座候。先々安堵仕候。大略は宇翁（山田）へ、前々より之行がかりも有㆑之候に付、申越置候間、御承知可㆑被㆑遣候。實に前途之處は、中々尋常に而は六つケ敷、昨年之止戰之甲斐も、屹度相立、是非勝ちおふせ不㆑申而は、正も邪も、分明には相成申間敷、乍㆓此上㆒、一御盡力奉㆓祈念㆒候。さてまた海軍局、軍艦論、且薩關係之事、實に弟之力に而、往々之處、甚無㆓覺束㆒奉㆑存候間、心事宇翁へ申越、數願仕候譯に御座候間、何卒御盡力被㆓成遣㆒、御免被㆓仰付㆒、諸彥之內より、どなたか一人、御引受に而、御出關可㆑然奉㆑存候。誠に薩等之事業之、目途之相立候には、實にぞく〳〵仕候。せめて他日之勤王丈けなりとも、人に餘り後れぬ樣、是非々々有㆑之度奉㆑存候。肥後之論は、實に可㆑惡言のみに御座候處、武備之方は、國を

かたむけ、盡力致し候由。肥前閑翁（鍋島閑叟）は、益油斷は不二相成一、先達而も、崎陽へ微行、奉行も一圓不レ知位に而、軍艦其外、商人へも、大家之部へは、被二罷越一候由。尤船將等とは、余程議論も被レ致、拙者も當時は隱居に而、世事は嫡子に讓り、無事に罷在候事に付、何卒英國へも罷越、女王へも御面會致し、色々御相談も仕度、日本も此なりにては、懸念などとの噺しも被レ致候由。夷人どもも、大に感伏致し、上陸之時は、王侯之禮を以、二十幾發と歟、祝砲相發し候處、直に肥前臺場より、アドミラール之禮を以、十七發相發し候由。奉行を始、崎陽之もの、大に驚天致し候由。一奇談に御座候。翁も高年に付、さほど恐るる事も無レ之候得共、乍レ去油斷は相成不レ申、此節肥前人來訪、其心事甚不審千萬に御座候。いづれ今明日には、面會可レ仕と存居申候。先は右御願旁申上候間、何卒弟之處は御憐察被レ下、御了簡奉レ願候。諸彥之內、是非是非御任じ可レ被レ下候。先は爲レ其、匆々頓首。

八　月　念　七（慶應元年）　　小　五　郎　允

藤　右　衞　門（廣澤）老　兄

尙々不レ惡御推量、何卒可レ然奉レ願候。拜。

井上・伊藤の報告を聞いて、桂がいよいよ薩藩の進出に、驚ろいてゐる風丰が、目に見るやうである。

八月十五日附にて、廣澤兵助が、山田宇右衞門に與へたる書中にも、

〔前略〕崎陽飛脚船、歸關、桂小〔木戸〕より來翰之趣、委曲奉ニ承知一候。薩一件、何も御都合能様相見へ、爲ニ國家〔長藩〕ニ、大幸不レ過レ之、一段之事奉レ存候。小松〔帶刀〕大島〔大久保の誤?〕抔へ、被レ下ものは、御思召之通り、三所物可レ然、御同意奉レ存候。〔今曉迄、合辻に候へ共、宜敷品無レ之に付、刀迄候也〕云々。

とあり、薩州の爲に、滿腔の感謝を捧げてゐる。猶ほ前掲桂の書簡に對し、廣澤・山田より致せる答書中に、

〔前略〕扨、銃御買入一件も、無ニ別條一相調、既に昨今、三田尻迄來着、聞多〔井上〕乘組罷越候由、一統大安堵仕、聞〔井上〕春〔伊藤〕兩人共、不ニ容易一苦心之程、致ニ遙察一候。薩一件も不ニ一方一次第、孰れ是迄之行掛も有レ之、難ニ相解一者も不レ少は、尤之事、併彼藩正氣之者之心を採候得は、漸次一藩之氷解も、可ニ相調一、何分老兄之御配慮、千々萬々、御苦心之至、奉レ存候。云々。

と書して、薩藩の誠意は、漸やく長藩上下に浸透し來りつつあるを見る。書中後段に至つて『薩之遠大之見込抔可レ恐事、御當家においても、屹度將來之策略、相立不レ申而は、多年之御正氣も、相貫き不レ申次第、確乎御不動無レ之而は、元より御維持無ニ覺束一と奉レ存候』と述べてゐる口吻より、薩藩が大象の動くが如く、悠然大目的の爲に進みつつあるの狀を見て、却つて良刺戟を、俊英の長藩士に與へつつあるを見るのである。

又た八月二十八日附にて、山田が桂に復したるの書中には、

〔前略〕薩・西肥、其他、武備興張之趣、承候而は、只足ずり仕候而已に有レ之、爾し御國〔長州〕之義は、隔レ海而對レ敵候事に付、足ずり而已にては被レ居不レ申、千慮萬辛、何と歟し而、此大難を相凌不レ申候而は、死而

不レ瞑次第に候。云々。

と慨歎してゐる。

持つべきものは良友である。薩州が果して長州の爲に良友であるか否かは、俄かに斷じがたく、議論をすれば惡友とも見られようが、その惡友が第一の良友なること、今や長藩有識家の、次第に曉り來るところとなつた。

『お前は、莫迦だ！』

と罵しるから、

『莫迦が、何うした！』

と、賣り言葉が買ひ言葉となり、遂には買はないでもよい喧嘩も、買はねばすまぬ事となる。それを、

『お前の說も尤もだ』

と聞いてやれば、

『イヤそうでもないがネ』

と謙遜することになる。友を擇ばば、惡友に限る。更らに一段の極意を示せば、惡友に交はるに、良心を以つてすだ。

【十二】 西郷吉之助の意中及び動靜（一）

皇政復古の一段階としての薩長聯合

此の際に當つて、最も重要なる位置を占むるものは、何といつても西郷南洲であつた。阪本・中岡の努力は、兩藩の結合になくてはならぬものであつたが、之れに千鈞の重みを加へたものは、何といつても南洲翁の一諾であつた。

西郷が果して薩長聯合に對して、如何なる見解を有してゐたかは、兩派聯合の將來に對して、頗ぶる重大なる關係を投ずるものであつた。ここに南洲の意中を探ぐるのは、決して等閑事ではない。

實をいへば、西郷は薩長提携の主唱者であつた。熱望者であつた。押しも押されもせぬ薩藩の重鎭たる大西郷に、この主唱があり、この熱望があつたればこそ、阪本・中岡の奔走も、その效を奏したのであつた。併しながらここに一考も再考もしなければならないのは、西郷の意中が、更らにより大いなる、更らにより廣い、一大理想に動いてゐたことである。その一大理想とは、抑ゝ何であるか。

西郷の言葉を借りていへば、それは『雄藩の聯合』である。之れを推し擴めていへば、國家再建の爲めの『力』の集合であつた。薩長聯合の如きは、その目的を達する、一段階に外ならぬのである。

慶應元年〔乙丑〕十二月六日附を以つて、蓑田長暢に與へた書簡において、西郷は江戸薩邸の引拂ひを主張する理由を述べ、更に時局對應策の、根本理想を披瀝してゐる。

蓑田傳兵衞に與ふる書〔慶應元年十二月六日〕

御兩殿樣、益〻御機嫌能被レ遊二御座一恐悅の御儀奉レ存候。貴兄におひても、寒冷無二御障一御勤仕の筈、珍重奉レ存候。陳者、江戸表御役所等御引拂の一條、如二御尊諭一政府より表通御問越相成候趣、疾くに承知仕候。此一條に付ては、專ら私主張いたし候譯にて御座候。天下の事情、不貫徹の御事か、決て果斷杯と申御扱にては無二御座一時勢相當の御事、此御方樣より先に立て、御始め被レ成候樣の譯なれば、御懸念の御事も可レ有二御座一候得共、各藩には後れ候事に御座候。親藩すら御主殿〔幕府より諸侯へ降嫁されたる夫人〕迄も、國へ引取、定府〔諸侯家臣中にて江戸詰定住の者〕も不レ殘引拂候次第に御座候。勿論、大奧不レ被二召立置一候ては天璋院樣〔薩藩より入輿の十三代將軍夫人〕御方へ、御情誼におひて、被レ爲レ疎候譯、更に無レ之、如何程大粧に被二召立一候迚、只御取次迄の御事、日々御用共相勤候譯も無レ之、只費用を重ね候迄の事に御座候。御主殿迄、國に引取の儀と、親疎の情義を以、大小輕重の處、如何可レ有レ之哉。左すれば只費用を增候計と相成可レ申、他方へ御緣邊の御方樣におひて、大方、御國元へ被レ爲レ入候御事にて、是以御疎遠の筋に被レ爲レ當候御譯合も無二御座一大緣寺〔芝、島津家菩提寺〕等の義、御役所不レ被二召立置一候ては不二相濟一儀も有二御座一間

敷、御元祖樣御靈屋と申は、何百年も戰爭を經て、鎌倉へ被レ爲レ在候御事に御座候得ば、是以被レ爲レ屆兼候場に難二申上一、いづれ君公も、御出府不レ被レ爲レ在日に至り、御役場召立置候御譯合無レ之一々條理を以論じ詰候はば、何も筋の立候御事にも無レ之、只嫌疑を恐れ候迄に相成可レ申、當時は幕威相衰候故、嫌疑をさけ候所に、少し手の見得候へば、益々嫌疑を重候場に陷り可レ申、四方嫌疑を掛候以上に候得ば、是以中々行屆可レ申樣も無レ之、是迄幕府の仕掛と申者は、色々流言を放て、嫌疑を掛て、內の混雜を見て、俗論を助て立崩し候儀、妙手に御座候。當時の處、全く手を引て、名義を明にし、條理を正し、樞要の場に建言相成候故、却て俗眼の嫌疑と見る處は、幕府の一策と相成、もふは自分の失體を致不レ申候ては不二相濟一ものと相成、日々變革に心を向候趣に御座候。右樣事情の不通より、裏はらに相成もの御座候間御熟考可レ被二成下一候。尤岩下君、吉井氏、下着相成候付、右邊の所相分居可レ申事とは相考候得共、尚又上村下着相成候はば、江戶表の事情、巨細御分相成可レ申候。間には私情を以嫌疑說を唱候ものも有レ之向に御座候。拜借等自由に相調隨意の遊樓に面白がり、江戶へ行たし念不レ已、物議相起候事も不レ少哉に相聞得申候間、必俗論に御沈被レ下間敷、天下割據の姿に相成、いまだ戰を不レ始計に御座候、因循の說を以て、諸方へ大に費用を增し候義、有眼のもの可レ耻事には有二御座一間敷哉。實に無用を省き、有用を事とする時節、小事に拘ひ、區々たる時には無レ之事と奉レ存候。上村より委敷御聞取、得と御深察奉レ希候。若、事實相當の譯と思召御座候はば、政府へも宜敷御辨解可レ被二成下一候。不相當の譯に相成候はば、其罪は私豪申度、天地に正して、恨無二御座一候付、

少しも御遠慮被ㇾ下間敷候。如何樣共、御取扱奉ㇾ願候。爲ㇾ其貴兄迄申上候間、公平を以、御汲取可ㇾ被ㇾ下候。頓首。

十二月六日（慶應元年）

西郷吉之助

蓑田傳兵衛殿

尙ほ『別啓』中において、幕吏黜陟の定見なきを論じ、

右樣、身構を先に致し候位に御座候得ば、大概程が知れ候事に御座候。可ㇾ歎世態と罷成申候。此衰世を立直し候儀、餘程の豪傑にあらずんば、出來申間敷事と奉ㇾ存候。會藩杯の處も、いづれ明賢侯御來會と申場に不ㇾ相成ㇾ候ては、迚も天下の治りは付申間敷と、近來致方なく、議論も相成候樣子に御座候。詐術權謀を以、諸藩を愚弄致そふとは、餘り氣强き仕方にて御座候。見込通不ㇾ參と相見得、近來は餘程媚を求候次第、實にをかしな事に御座候。云々。

とあるやうに、賢侯合議論は、西郷が幕末を通じての一大主張であつた。その時期の早晩によつて、緩急の論こそあれ、雄藩合同して、朝廷をして不動の基礎の上に、立たしめねばならぬとは、如何なる場合においても變りはなかつた。

それは實に、西郷が、主とも師とも親とも賴んだ、先君齊彬公の一大遺圖でもあつたのである。

【十二】 西郷吉之助の意中及び動靜（二）

幕府に絶縁する江戸藩邸引揚

『幕府賴むに足らず』との結論は、諸藩の有志によつて、夙に高唱せられたところであつた。西郷も早やく之れを觀破したればこそ、雄藩合同論を唱出したのであつた。然しながら、いよ〳〵の見定めは、第二征長の前後であることは、西郷が主として江戸藩邸の撤退を斷行したことによつて察せねばならぬ。

當時同藩内にも異論者はあつた。彼等は口を揃へていつた。第一には天璋院（將軍大奥）を孤立に陷いれるのを何とするかといふにあり、第二には祖先の靈を祭るに事缺ぐを如何にするかといふにあつた。天璋院は故島津齊彬が夙に將軍家に入れて、一橋擁立の大策に備へようとしたところであつたが、今は江戸における藩邸を引き拂つてしまふとすれば、全く孤立の形に陷いらるるは明白である。院を見殺にすることは臣子の忍ぶ能はぬところであるといふのである。第二には祖先の墓所若し雜草の裡に埋沒するやうになつては、祿を食むものの、何を以つて申譯が出來るかといふにあつた。

その反說するところに一理もあり二理もあつた。併しながら西郷は斷然としてその反對論を斥け、藩邸を引き拂はしめた。彼れは『藩主既に出府せざるの日において、單り役宅をのみ存して何の用をか爲さん』といつてゐ

る。又た『斯やうに案ずるものは、畢竟するに、幕府の嫌疑を恐れるからではないか。幕府の嫌疑の如き、敢へて恐るるに足らず、との決心さへつけば、藩邸引拂の如きは、介意するに足らぬ。』ともいつてゐる。『天下割據の姿に相成、いまだ戰を不レ始計に御座候處、因循の說を以、諸方へ大に費用を增し候儀、有限のものの可レ耻事に者有二御座一間敷哉。實に無用を省き、有用を事とする時節、小事に拘ひ、區々たる時には無レ之事と奉レ存候』云々といへるは、實に天下危急に臨めるの時、一大英斷なくんばあるべからざるを論じたるもので、若しこれが爲めに波瀾を生ずるやうなことがあれば『其罪は私蒙申度、天地に正して恨無二御座一候』と覺悟し、いよ〳〵江戶藩邸を撤し去つたことは、實に薩藩が德川氏と君臣の名義を、公然に斷絕し去つたものであると見なければならぬ。『此一條に就ては、專ら私主張いたし候譯にて御座候』といつてゐる、西鄕決意の奧底には、既に業に幕府絕緣の一大決心が存してゐたことを察せねばならぬのである。江戶藩邸の引揚は、今日における大使館引揚と同じく、幕府に對する國交斷絕と見るべきである。

*　*　*　*　*

全國に雄藩多しといへども、公然幕府に絕緣の態度を公示するものは、實に薩藩を以つて第一とせなければならぬ。そしてこの爆彈を投じたものは、我が西鄕吉之助その人であつたことを思へば、彼れが勇斷の人であり、果決の人であり、天地創成的人物であつたことを、今更らながら感嘆せざるを得ない。

かくして幕府に三下り半を投げつけた西鄕は、その胸中に描いた雄藩合同に向つて、邁進し來つた。それは自

然の開展であつた。阪本が長州の木戸・高杉の意中を受けて、京都に上つて薩長の聯合を說いたのは、實にこの一大轉機に際會した西郷に向つてであつた。

西郷は薩長聯合に同意した。それは雄藩聯合の第一歩としてであつたのはいふまでもない。西郷自から感じつつあつたか否かは知らぬが、彼れの思想を推擴すれば、國家は一人の將軍の左右するところであつてはならぬ。國家は多數の能力ある人物の、合同の力によつて、樹立されねばならぬといふ、一君萬民政治の意識を含むものであつた。又た一面より見れば、國家觀念の上から、國家の公事を公論しようとする、人材集合の政治でなければならぬとしたのである。人は西郷において、恐るべき先見を、發見せざるを得ないであらう。

薩長聯合の機運は、かくして進められて行つた。西郷は阪本に托するところがあり、木戸は阪本に賴むところがあり、慶應二年に入つて、遂に西郷・木戸兩雄の會見となり、薩長の密約は成立を見たのである。その間に含まれた幾多の紆餘曲折は、章を追うて記述するところがあらう。今は西郷の意中に薩長兩藩の影は、一箇の樹影を投ずるに過ぎなかつたことを述べて置くに止める。

薩長聯合そのものが、西郷終局の目的であつたならば、彼れが如く恬淡に、彼れが如く單純に、兩藩の合同を作成することは出來なかつたに相違ない。薩長を見るは、國家の大なるにおいてし、國家を見るは世界の大なるにおいてし、世界を見るは宇宙の大においてする西郷であつてこそ、始めて虛心坦懷、私慾を捨て省みない、境地を示すことが出來たのである。

【十三】　阪本龍馬と西郷吉之助

西郷が慶應元年〔乙丑〕十一月十一日附を以つて、在國の蓑田傳兵衞に與へたる書翰に次の如く報じてゐる。

蓑田傳兵衞に與ふる書〔慶應元年十一月十一日〕

御兩殿樣益御機嫌能被ㇾ遊ニ御座ㇷ゚、恐悅の御儀奉ㇾ存候。陳ば守衞の人數、御繰出相成候處、大に勢ひを張、進退去就の速なる處、出沒不ㇾ被ㇾ計との趣、大に申觸らし、恐をなし候模樣に御座候。攝海異人の談判と申ものは、餘程奸計爲ㇾ有ㇾ之由に相聞られ申候。表通、兵庫開港の儀は、御差止と申事故、是を絕切には、いづれ三港丈けは、御免し無ㇾ之候ては、迚も不ニ相叶ㇾと申譯を以申立、內輪、兵庫も異人とは取究居候由に被ニ相窺ㇾ申候。其上、港を開丈けは　勅許に相成、條約の儀不ㇾ宜廉も有ㇾ之候付、衆評被ニ聞食ㇾ候上に、御所置可ㇾ被ㇾ遊との事に候得共、條約は迚も取結候趣と相聞れ申候。皆跡事に相成次第、言語に絕し候譯に御座候。一・會・桑の作略も皆崩れ立、天下の人心も相離、無ニ致方ㇾ處より、頻に會人此御邸〔薩藩邸〕へ出で、媚び候事共不ㇾ堪ㇾ笑候。是迄幕府の術、强藩と申せば、直樣嫌疑を掛、色々の流言を放ち、內輪混雜を成さしめて、其虛に乘じ、言を以解破候手段に御座候處、今や手術を失ひ、あきれ果たる樣子と被ニ相聞ㇾ申候。長征の事に付ても、頓と策を失ひ、永井主水正等、廣島迄差遣、詰問は不ニ相叶ㇾ伏罪致したるとの一言を爲ㇾ謂

度との賦にて、段々媚を求め候様子に御座候。一向宗寺の、光西寺とか申坊主は、長家へ由緒有レ之寺にて御座候處、是以、橋・會より相頼、伏罪いたしたるとの一言を申て呉候様、相頼候由、御座候得共、坊主不レ肯由に被二相聞一申候。此夏時分、被二召捕一候、長人赤根武人等の者を、永井は召列参たる由に被二相聞一申候。是等は至極幕中の祕事と被二相聞一申候。實に危然たる向にて、橋・會・桑、困窮の事に御座候由。いづれ 大樹公〔将軍〕には大坂より迯下りの模様と被二相窺一申候。橋・會より 關白殿下〔二條齊敬〕へ大坂より被二罷下一候方に、申上候との說も有レ之事に御座候。大坂におひても、糧食も乏敷、當年中相支候儀も六ケ敷、況や西に兵を進め候儀、萬々無二覺束一事と被二相聞一申候。攻口等の儀、各藩へ通達相成候得共、人數を繰出せと申儀は無レ之、手數迄の計にて、退口の謀と被二相察一申候。此上戰を初出し候はゞ、直様紛亂の勢ひ、眼前に相見得申候。幕府において、攝海異人之談判に、益不條理を顯し、朝廷を欺き、人心之憤怒を重ね、長征にて兵勢之衰を示し、修理を失ひ、且勢ひを失ひ候ては、如何之作用を用ひ候ても、不レ被レ行、如何なる智者ありとも、引起候儀は無二覺束一次第に御座候間、此時に當りては、理を盡して進み、勢を詳にして動べき事と奉レ存候。當分之處、一言發すれば名分大義を明にして、義を以立、確乎として不レ動、諸藩を壓倒いたし候姿も有レ之候。變に入る入らぬの境、肝要の場合にて、至極謹愼を加へ、評議を盡し候事共に御座候。此旨、大略如レ此御座候。小說紛々に御座候得共、取に不レ足事共にて、文略仕申候。頓首。

十一月十一日〔慶應元年〕

西郷吉之助

菱田傳兵衞殿

幕府は全く信を天下に失うてゐる。若し強いて此上、長と一戰せんとせば、直ちに天下の大亂となるは必定である。天下大亂となれば、群雄割據の勢ひとなり、土崩瓦解、手のつけられぬ狀態となるであらう。西郷は斯の如く觀じ、扨て之に處するに、如何にすべきかといふ段に至つて、西郷の指示してゐる目標は、幕府とか、長州とか、會津とか、一橋とかいふ、特定的關係の存在ではなく、大義であり、名分であり、理を盡し、勢ひを審びらかにするにあつた。

當レ理而後進。審レ勢而始動。有レ所レ不レ爲。爲無二不成一。

南洲が能く書して人に與へたる古語は、彼れの常に體得し、體現するところであつた。而して書中に言へる『變に入る入らぬの境、肝要の場合』といふのは、果して何事を指さしてゐるのであらうか。天下大亂の兆は、早くも目前に迫まつてゐると覺悟して、理を盡し、勢ひを察し、靜かに前後左右に眼をくばりつつ、大事に大事を執らうとしてゐる西郷の胸臆には、果して如何なる大策か描かれつらん。彼れが泰山の如き不動の山影は、默として黑く地上に印せられてあつた。

初め四國艦隊が兵庫に入港し、將軍は幕閣を率ゐて京阪の間に劃策しつゝあつた際、西郷は最早や決心の臍を固めてゐる。そしてその宿論であるところの賢侯會議を開くの好機であるとして、大久保をして越前に說かしめ

吉井をして宇和島に使ひせしめ、自らは藩國に歸つて久光の上京を促がした。九月二十四日、西郷が京都から大阪に下つた時には、實に阪本龍馬と同伴であつたことを忘れてはならぬ。

此間における阪本の動靜には、深甚の注意を拂はなければならぬ。西郷・阪本の知會は、何時ごろからであつたか、阪本が勝安房の學徒時代に、初めて西郷を見たことは、前に既に記しておいた。阪本は西郷が稀代の大人物であることを推稱してゐる一方において、西郷も亦た阪本の人と爲りを驚嘆してゐる。そして西郷が幕府の長州再征令に對し、慶應元年〔乙丑〕四月二十二日、薩州の藩論を決するの必要を以つて、小松帶刀と同伴にて、歸藩の途に就いた時に、阪本は、西郷と行を共にして、西下してゐる事實がある。兩雄が意氣相投じ、肝膽相照らし、共に天下の事を談ずるに至つたのは、前後の關係から推して、恐らく慶應元年〔乙丑〕春夏の交に始まつたものとせなければなるまい。

中岡愼太郎が長州の豪傑と談合し、西郷をして上京の途次馬關に立寄らしめ、木戸・高杉等と會見せしめようとしたのは、閏五月の事であつた。西郷も一應は之れを諾し、同十五日岩下方平・中岡愼太郎を帶同して鹿兒島を發したのは、史實の證するところ、確として移すべからざるものがある。十八日に佐賀關まで來た時に、京都からの急使に逢つて事情の切迫を知り、馬關寄港の豫定を變じて、急遽上阪したのではあつたが、既に西郷の意中に、何ものか熟するものあるにあらずんば、卒然たる仲介ぐらゐで、オイそれと長州に乘り込むことを諾する筈がない。

【十四】　西鄕が急遽東上したる事情

ここにおいて、一說なかるべからざるは、西鄕が何故に、木戶に待呆けを食はして、馬關に入らずして、急遽東上舟行するに到つたであらうかといふ、疑問の一點に就いてである。

元來、西鄕の東上を好機として、馬關で木戶と會見せしめようといふのは、中岡・阪本の計劃である。土方も之に贊成してゐる。土方は三條公の密命を奉じて、上國の形勢を探索中であつたが、大久保利通・吉井友實とも合議し、土方は木戶を長州に說き、中岡は鹿兒島に西鄕を說くことになつた。此處に阪本も馬關に來合はせたので、木戶引出しには、隨分力を盡して利害を說得した。

木戶は薩摩を悅こばぬ。過激な靑年のやうに、不倶戴天の親の仇と迄は思はないが、戀人を見るやうには思つて居らぬ。從つて氣が進まずにゐたのを、氣早の阪本がヤンヤと押し出して了つた形である。木戶も西鄕の方から、頭を下げて來るといふなら、會つてやつてもよいといふ氣位で、忙がしい中を、馬關へ來て、西鄕の來るのを、今や遲しと待ち受けてゐたのである。

一方、中岡が果して、如何なる程度に西鄕を說き伏せたかは解らぬが、西鄕も、どうせ上國へ出るのだから、馬關へ立寄つてもよい位の返詞は與へたであらう。中岡も隨分西鄕說得には、骨を折つた容子でもあるから、天下の大勢を論じ、勤皇の大義を論じ、聯合の情誼を論じ、西鄕の心を引き附けようとしたに相違ない。西鄕は固

より諸藩合同論であり、尊皇論であり、もうは幕府に見切りをつけてゐるのであるから、議論において中岡の主張には、一々首肯し、反對の態度を取るべき理由は、少しもない。

併し西郷には一つの癖がある。自分の肚に思つてゐることでも、他人から論じつけられ、急き立てられると、妙に靜まり返へる癖がある。『フフン』といつたやうな顏をして、鼻の先であしらふやうな風を見せる。これが他人に『西郷といふ男も、却々食へぬ男だ』と思はせる原因となつてゐる。又た之れが爲に失敗することもある。橋本景岳との初對面の失敗談なぞが、此癖の一端である。尤も自分が惡かつたと思ふと、直ぐに謝罪して了ふ。謝罪の仕方も、非常に早い。

今一つの癖、癖といふよりは、性質といふべきは、西郷はひどく議論や理窟を嫌つたことである。中岡が土佐辯の快音でまくし立てると、妙にとり澄まして了ふ。そこで中岡の論に、西郷が腰を浮かして乘り込んだものとも思へぬ。それに西郷は、ひどく難局となると、自から進んで猛火の中に飛び込みたがる癖があるが、平和會議には向かぬ男でもある。蛤御門の兵變の時に『二度と戰爭はするものでごわせん』といつてゐるけれども、何處やらに快心な得意さうな風も見える。元來が、西郷は戰爭好きといふ方である。此方から進んで木戸と平和協定會議をやらうといふ位のことでは、餘り氣が浮かなかつたと見る方が、眞を得てゐはしない乎。

中岡は『やつとのことで、西郷を納得させた』といつてゐるから、西郷が欣喜雀躍したのでないことは察せられる。先づ澁々でもあるまいが、『序だから、立寄つて見よう』ぐらゐの返詞と見るべきであらう。雀躍であらう

が、澁々であらうが、兎も角『立寄る』といつたのであるから、中岡の悦びは察するに難くない。この方が文字通りの欣喜雀躍で、阪本にも報じ、ここに木戸の馬關待受けとなつたのである。

すると中岡が浮かぬ顔をして、ションボリと獨りで馬關に歸つて來た。『西郷はどうしたか』といふと『船で逃げてしまつた』といふ。それを聞いた木戸が『ソレ見た事か。薩摩の云ふことが當になるものか』とプン〳〵怒つてしまふ。流石の阪本も中岡も、何とも取り繕ろひやうがない。一座白け渡つて、テレてしまつたといふ結果である。

＊　＊　＊　＊　＊

扨、然らば、西郷は何故に東上を急ぐといふので、馬關の木戸をすつぽかしたのであるか。上國の形勢が急を告げたからといはれてゐるが、急を告げたといふ理由は何か。西郷は約束は違えぬ人である。澁々であつても、一度中岡に約束をした以上、故なくして反故にする人でない。何か大いなる理由がなくてはならぬ。當時關係者の一人たる、土方久元の談話に、這間における西郷の心理を明らかにしてゐる。

薩長同盟實歷談〔土方久元〕

慶應元年〔乙丑〕二月五日のことでありましたが、私は筑前の赤間といふ所に、三條公に從つて居りますと、中岡君〔愼太郎〕と共に、京師の事情を探索する樣にとの、三條公からの內命を受けて、上京することとなり

ましたが、折柄、薩摩の吉井幸輔、後に友實といつた人である。其吉井が參りまして、これから京都へ赴くとのことでありましたから、これと同行することとなり、黑崎を出帆しまして、七日に下關に到著し、八日に白石正一郎といふ、勤王家の商人の家に投宿しました。すると其處へ、長府藩の家老三好內藏助、直目付井上少輔、報國隊長の原田順次、夫から本藩の奇兵隊長の、赤根武人などが、尋ねて參り、吉井や、中岡君と一座になり、國事の話に及びますと『天下の形勢は甚だ危急に迫て居る。この際、薩長兩藩の間が、是迄の通り、反目軋轢して居ては、何事も出來るものではない。これはどうしても、兩藩の間を和解させ、聯合させる樣にせなければならない』との話が出た。幸ひ薩藩の吉井も其處に居るものであるから『如何にも其通である』といふことになり、私も『微力ながら共に盡力しよう』と約束をして、三好や井上と分れましたが、私共三人は、十五日に入京し、私は二本松の薩邸に潛伏し、諸方に出入し、事情を探索して居る內、中岡君は一先づ立ち歸て、三條公にこの地の有樣を報告することになり、三月三日に、太宰府に歸著致しましたが、再び復た上京することとなつて、五月十五日に入京して參りました。夫より少し前のことでありますが、江戶の薩摩屋敷から、京の薩邸へ急飛脚が參りまして、幕府が再度の長州征伐を發令して、將軍は、不日江戶城を出發せらるるといふことでした。私は愈〻薩長連盟の必要を感じましたので、中岡君が參りますと、早速にこの事を談じますと、中岡君も、大に同感であるといふので、相携へて薩藩の大久保市藏、卽ち後の利通に面會し『一つ天下の爲めに舊來の惡感を一掃して、長藩と手を握てやつて貰ひたい』と、熱心に

說きました所が、大久保も、尤と聞込むで呉れた樣子であるから、其他在邸の同志共と相談をしまして、何は兎もあれ、將軍親發といふことを、薩摩に居る西鄕吉之助、即ち隆盛に告げて、京都へ呼寄せなければならない。夫に付ては、西鄕が上京がけに、馬關に立寄り長藩の桂小五郎、即ち後の木戸孝允と會見して、前途の見込の所をも協議し、兩藩同心協力を以て、大に盡力する樣にさしたいものである』といふと、何れも同意でありましたから、然らば、中岡君と自分とは、共に西へ下り、途中から立ち分れて、自分は長州に寄つて、木戸を馬關まで呼び寄せ、中岡君は鹿兒島に行て、西鄕を東上の途次に、馬關まで誘ひ、ここで木戸に面會をさするといふ手筈をきめました。折柄、大坂の川口には、薩摩の汽船で胡蝶丸といふのが繫でありましたから、夫に乘ることになりまして、この月の廿四日に、京都を出發しまして、廿五日大坂の薩摩の濱屋敷へ到著しましたが、吉井幸輔の父嘉右衞門も、この船で歸ることになりましたから、吉井も途中迄父を見送旁送て參りました。

一行は廿八日に大坂を出帆、閏五月二日に、豐前の田の浦に到著しましたが、當時薩長の間は、まだ軋轢して居りましたから、薩摩の船で、長州領へ寄港は出來ない。よつて自分は、ここから中岡君と分れて上陸し一泊の上、翌朝船を雇ひまして、福岡へ上陸し、長府一泊、四日に馬關まで參りますと、恰もよし、坂本君が薩摩からやつて來て、滯在中とのことであるから、白石正一郎の宅で、坂本君及安喜盛衞〔黑岩直方〕等と面會し、太宰府や薩摩の事情を聞き、猶『今度西鄕を迎への爲め、中岡君が鹿兒嶋へ赴いた』ことを話しま

すと、坂本君も、夫は好都合である。何にせよ、桂を此處へ呼び寄せねばならぬ』と、共に力を盡すこととなりましたが、長府の直目付の時田庄輔といふものが、其處へ出て參りまして、桂との間を頻りに往復しまして、六日に時田が桂を連れて馬關へ參りました。夫から私は坂本君と共に『旣往の小忿は、國家の大事には換へ難いのであるから、ここは、一つ國家の爲めに忍で、今度西鄕が上京がけに、この地に立寄るを幸、互に城壁を撤して、腹心を敷て、將來兩藩提携して國家の爲めに盡力ありたい』と說きますと、長州の方にも、段々六ツケ敷事情がありましたが、桂も漸の事に承諾をして吳れましたから、九日に馬關を出發して、十二日に太宰府へ歸著し、右の成行を三條公に申上げますと、公にも大いに喜ばれました。

扨、私が馬關を立ち去りました後の事を聞きますと、坂本君は、桂と共に西鄕の寄港を待ち合はして居りますと、中々に西鄕が出で來ない、廿一日に、中岡君が漁船に乘て茫然とやつて參りました。坂本君は喜び迎へまして『西鄕はどうした。一緒に來たか』といふと、中岡君は大息しまして『自分は土方と別れてから、鹿兒嶋に參り、西鄕を說て、漸く納得させ、十五日に鹿兒嶋を出帆し、十八日に佐賀藩まで來たが、西鄕はこれからさきは、どうしても馬關の方へ來ようといふことを承知しない。ソシテいふのに、幕府が二度目の長州征伐をするといふことは、無謀も甚しい。これは無名の師である。前の長州征伐の時には、我が薩摩も出兵はしたけれども、今度は出兵するには當らない。それにつけては、關白を始め、朝廷の人々が、しつかりして居て貰はなければ困る。就ては桂と會見も大事であるが、この事がより大事であるから、豫め朝議を

固めて置かねばならぬ。一刻もじつとしては居られぬ。早々京都へ上らねば不可けぬといふから、種々に勸めて見たけれども、斷乎として動かないから、やむを得ず、自分は佐賀關へ下して貰い、西郷は京都を指して直航した。自分は別に舟を雇ふてここまで來たのである』との話しであつた。坂本君も、大に失望したけれども、桂へ默つて居る譯には行かないから、兩君相携へて桂の許に參り、其事を告げますと、桂は怫然として色を作して、いふことには『ソレ見給へ、僕は最初からコンナ事であらうと思つて居つたが、果して薩摩の爲に一杯喰はされたのである。もうよろしい。僕はこれから歸る』と袂を拂うて去らうとするので、兩君は『マア〱』と止めて『君の顏の立つ樣にはするから、この後のことは、まづ我々兩人に任せて貰いたい』百方陳謝しますと、桂も『夫れならば、この後薩摩の方から、まづ使者を我藩によこして、和解のことを申し込まれたい、さうしない時は、我諸隊は必ず反對するで御座らう』との話であつた。

恐らく此の談話にあるのが、西郷の眞意であつたらうと思はれる。而して此の事には土方は直接關係して居らず、關係してゐるのは中岡であるから、土方は中岡より此の消息を傳へ聞いたものであらう。

要するに西郷は、朝議確定の急を感じたに相違ない。上國よりの急報を得て、事情急迫、幕威の再焰を聞いては、木戸との會見も會見であるが、先づ以て朝議確定を急ぐ必要があるとしたのであらう。

土方の自記せる『回天實記』の中に、

同　六日〔閏五月〕朝、桂小五郎・時田庄助來訪。此度、西郷吉之助、薩州より上京懸け、當地に立寄候手筈に

付、當藩〔長州〕にても、城壁なく、腹心を以て、篤と相談を遂げ申度、既往之小忿は、國家の大事に難換は勿論、将來兩藩提携を以て、盡力有度旨、色々申談、其より小酌閑談之上、九ツ時頃、歸去る。七ツ時に至り、野村靖之助來訪。暫時對談之後歸る。

同　九日。薩長和解の議も、愈々相纏り、最早用向も相濟候に付、此より諸卿方へ復命之爲め、歸西に決し、九ツ時より乘船、福浦迄參候處、海上不穏に付、滯留上陸、小茅屋に宿す。

と記して居るほど、長州派も、阪本・土方等も、西郷さへ出て來て、木戸等と會見して呉れればと、これほど賴みにし、これほど悦こんでゐたのであるから、孰れにしても西郷の素通りは、一同を落膽もさせ、失望もさせ、憤慨もさせたに相違なく、薩長聯合に、一箇の挫折を與へたのは、免がれ難いところであつた。

【十五】阪本龍馬の糧食供給周旋

抑々薩長聯合談を初めるのに、阪本は先づ長州側においてその内情を窺つてゐる。四月、西郷と同伴して長州に下つた阪本は、西郷が何の爲めに薩摩に歸るのであるか位の事を知らぬ筈がない。幕府の長州再征に對して、今度は矛を逆にして反對しようとしてゐる西郷の意中は、阪本は百も承知のことだ。幕府既に賴むに足らず、西郷・阪本全國の强藩を擧げて國家の干城となり、朝廷の爲めに大盤石の力とならなければならぬとの決心は、西郷・阪本の腹中、響の聲に應ずるが如く相通じてゐる。阪本が長驅して長州に走り、木戸等と會見して、今は一切の情實

を捨つべきの時だ。そして薩長互に聯合し、天下の大事に當るの時だと說いたのは、上つ面で人の腹の中に探りを入れるやうな、空虛な想像からではなかつたのだ。その證據には、西郷が當時阪本の請を容れて、長州の軍器購入の爲めには、及ばずながら一肌脫がうと、明言してゐる事實があるのでも察せられる。

木戸が伊藤・井上の兩人を長崎に特派したのも、又た薩州の小松が、誠意を披瀝して助力して呉れたのも、西郷を中心とする薩藩士の間に、既に一大決心が、確として定まつてゐたからではないか。

阪本が太宰府に下つたのは、何も時候外れた梅見の遊ではない。實は三條實美公に逢つて、胸臆の理想を披瀝するにあつた。皇政復古の大業を確立する爲めには、是非とも薩長の聯合を實現せしめねばならぬ。これに就いて勤皇公卿の隨一を以つて賴まるる三條公の斡旋を、私かに期待したからであつた。會ゝ長州から使節として、太宰府に參向してゐた、小田村素太郎・時田少輔の兩人が、圖らずも阪本と相知り、彼れの意中に描かれつつある壯圖を耳にして、馬關に歸つて之れを木戸に傳言し、旁ゝ皇國の爲めに、一大決心を爲すべきの時が迫まつてゐることを告げたのである。

阪本が太宰府を去つて馬關に到着したのは、閏五月一日であつた。彼れは時田少輔を介して木戸と會見し、彼れが南海の潮風に岸を洗はるる土佐仕込みの快辯を揮つて、時勢の大變革を論じ、薩長の聯合を說いたことは、少なからず木戸の心を動かした。後に至つて伊藤・井上の活動によりて、無事に軍器軍艦を購入することが出來たのも、阪本が兩派の中間に立つて斡旋した效が、その源を爲してゐることは勿論である。

* * * * *

西郷が胡蝶丸で、再び東上して來た時には、海軍兵を伴うて入京してゐる。次第に薩兵を京阪の間に集中しつつあることは、最早や幕府に對して手切れの談判をせなければならぬとの腹を物語つて餘りがある。西郷等がイザといふ場合には、直ちに薩兵を以つて禁裡を守護し、時によつては幕府の相手にならなければならぬとの決心は、既に充分に見えてゐる。

中根雪江が『續負日記』に書してゐる一節に、此間の消息を傳ふるに足るものがある。十二月十九日、老中小笠原壹岐守に面謁した際の日記に、

『……小笠原殿……過般來、小松帶刀、多人數を引連れ、殊に大砲をさへ備へて在京すとの事なるが、此事の爲めなりや。尙不審なりとありし故、中根、薩の藩議は、前にも申上し如く、最早天下は大亂に至るべしとの意見なる上、當時外國軍艦の兵庫に滯泊せるも、只事ならず思はれし故、何れの道にもせよ、人數も大砲も、要用と心得しなるべし。又其頃幕府は、威力を以て朝廷を壓せられ、二條殿下御落飾、賀陽宮御幽閉あるべしなどの訛言も行はれし故、萬一其事あらば、その內意ありしやも測られず……』（續負日記）

と記してゐる。中根雪江は曩に大久保の越前遊說に際して、甲東と應接してゐる關係もあるから、以上の事情を明らかにしてゐたのであるが、薩長聯合、皇政復古の密約が、有志の奔走によつて將さに成らんとするの勢にあつたことまでは、流石の雪江も思ひ到らなかつたものと見える。勿論兩藩の有志の間においてすら、此事は祕中

の祕として、苟くも外間の窺知するを許さなかつたのでもあつた。

十月十八日、阪本の輩下である海援隊の佐々木俊藏から、井上・伊藤に宛てた書翰に『小太夫〔小松帶刀〕・西吉〔西郷吉之助〕にも、小蝶丸より上京、兩三日當港〔長崎〕へ立寄り、市六〔市來六左衞門〕も一同、昨朝出帆仕候。是より大勢一變、國是一定、五洲中に跋扈するの議決に、廟堂相及ばんことを、頻に企望罷在候事』とあるの一節は、西郷・阪本等が將に大に爲すあらんとするの機勢を、最もよく表現したものであつた。

*　　*　　*　　*　　*

かくして再度西郷が京都に上つたのは、十月二十五日であつたが、是より先き、西郷が九月二十四日、大阪を發するに當つて、同行した阪本に對して、長州において糧食の供給を斡旋してくれるやうに依賴したのであつた。阪本は西郷の意を受けて十月三日、三田尻に著し、先づ小田村素太郎を介して、薩藩の要求を木戸に通ぜんことを依賴した。

長州政府委員が阪本の依賴に對し、木戸に與へた書に、

長州政府員より桂小五郎に贈れる書〔慶應元年十月四日〕

爾後、御淸適御滯關、可ㇾ被ㇾ成ニ御配慮ㇾ奉ニ敬賀ㇾ候。扨者、上國之模樣も彌々差迫り候趣にて、小田村素太郎事、備人爲ニ應接ㇾ宮市驛出張仕候處、折柄、阪本良馬〔龍馬〕同驛到着、先月廿四日〔九月〕大阪出帆之由に

御座候。此内大樹俄に上京にて、其事情御承知之通、不二相分一候處、實は討長の勅を乞ひ、被レ爲レ於二朝廷一候ては、至て御六ヶ敷、有レ之候得共、例之御微力、不レ被レ爲レ得レ已、終に被レ下レ勅候由。就ては大村も、泰然として早速下阪に相成候。薩藩西郷等、大に盡力致候得共、其詮無レ之、右に付、早蒸汽にて早急歸國、率レ兵而登阪、兵力を以、再度押止め度との策之由、然處、薩藩粮米不足に付、於二馬關一乞請處に付、旁之意、傳達として良馬〔阪本〕事罷越候由、昨夜〔十月三日〕素太郎同道、山口迄罷越居候に付、已に今朝〔十月四日〕政府局中より、及二應接一候積に御座候。當表相濟候はゞ、馬關可二罷越一候間、委細は直に御聞取可レ被レ下候。粮米談判之義も有レ之候はゞ、當節は北條氏、幸ひ出關に可レ有レ之、被二仰談一御渡方相成候樣、御心配可レ被レ成候。馬關御有合も可レ有レ之、自然不足にも有レ之候はゞ、北條氏取計にて、吉田邊之分、御取寄之道も可レ有レ之候。忽遽之場、成丈、機會を不レ失候樣、御配慮是祈申候。

一、先達て德〔德山〕岩〔岩國〕登阪之義申來、有無之答未だ阪城へ不二相達一內、疊み掛け、長〔長府〕淸〔淸末〕其外之義申來候次第、不審にも被二相考一候處、右之通寬大之沙汰にても登阪不レ致、伏罪之驗無レ之等之趣を以て、切迫申立、乞レ勅候樣子に相聞候。出軍之期は、步兵抔市街之咄に、當月十日頃と噂致候樣子にて、良馬〔阪本〕出立之節は、未だ表方觸出等有レ之たる義には無二御座一由。孰れ近々四境へ押寄可レ申、御手當向全備と申すは、間に合申間布哉に候得共、決戰は素より覺悟之前、狼狽は不レ致候間、其段は御放念可レ被レ下候。

一、備〔備前〕人も應接相濟引取申候。藝〔安藝〕之模樣次第にて、御家老登阪、尙此內以來藝へ申込有レ之次第、彼是承り、御國論不條理無レ之段は、克々腹入致し、早速歸國、內輪を締め、一支之策を立度積之由、尤他國之事は不レ足レ恃也。

一、藝使、當月三日・四日頃に彼藩出立、山口罷越候由、岩〔岩國〕より申來候。定て周旋之無二詮議一を演說而已に可レ有レ之候。

一、廟堂隨分多事、關地〔馬關〕之事、都合相濟候はゞ、早々御歸山可レ被レ成候。前原彥も急に罷歸、致二盡力一候やう、御配慮是祈申候。右爲旁得二貴意一候。其內、時下、御自重專一奉レ存候。草々以上。

十　月　四　日〔慶應元年〕

宇右衛門

直　人

誠　一

藤右衛門〔廣澤〕

二陳。異艦數艘追々兵庫港へ來泊、英・佛・亞等之軍艦之由。大樹上京之節、討長よりは差寄異艦之處置を致候樣、被二仰出一候處、異艦之義は御掛念無レ之段申出、阿部豐後守一人應接として下阪之由、尙又異艦橫濱出帆之節、軍陣之支度等致候處、兵庫來泊之上は、至て靜謐、尤上陸にて調練等は致候由。右異艦之

一條は何共不審千萬に御座候。以上。

小五郎樣

と、速座に糧食供給を快諾したのみか。之れが運び出しの方法に急を要するの意を附加してゐる。薩州に向つて軍器購入の恩を彼等が如何に感謝してゐたかを察することが出來る。

追啓

薩藩へ粮米渡方之義、本書委細申上候處、自然、於二馬關一御有合無レ之、北條も未だ出鬬不レ致候節は、差閊之義も可レ有レ之に付、右之節は貴家より員數旁ゝ被二仰越一候はゞ、急速積廻し、爲レ致候やう、御藏元役座より、吉田代官へ申越候間、右樣可レ被レ成二御承知一候。以上。

との追啓をも附加してゐる。如何に細心に薩藩糧米の周旋を盡したかが察せらるゝ。更に、廣澤兵助は、阪本の報告によつて、愈ゝ長州再征の形勢を知り、

『實に不レ耐二驚愕一次第、幕、如何程暴斷に出候共、兼て覺悟之前、是迄、御決議通り、必戰勿論之事』

との覺悟を示し、別書を以つて、木戸に薩州へ糧食供給のことを殆んど命令的に報告してゐる。廣澤の書狀は頗ぶる感激に滿ち、筆端、血脈の跳るが如きものがあつた。

廣澤兵助より木戸孝允へ贈れる書（慶應元年十月四日）

彌以御康健被レ成ニ御勤一奉ニ珍壽一候。扨は此度坂本龍馬事、上國近情報知、實に不レ耐ニ驚愕一次第、幕如何程暴斷に出候共、兼て覺悟之前、是迄御決議通り、必戰勿論之事、戰爭勝利之上ならでは、多年之御正義、貫撤不レ仕事に付、過日御手當向獻言之廉々、追々御手を被レ下、何時敵兵襲來いたし候共、屹度實備相立、聊御手後れ無レ之樣、早々相調かしと申合、精々盡力仕候。龍馬へは松音〔松原音三〕小素〔小田村素太郎〕僕三人相對、今朝〔十月四日〕得ニ御意一置候通、粮米之事、及ニ決答一置候。此期に至り、他藩之助不助に不レ關、決戰之處、確乎不動勿論に候得共、實に皇國紛亂之際、天朝之御爲、盡力仕候列藩は、薩は素より、備・藝・筑等、成り丈、相結置度御事と奉レ存候。近々薩軍艦、其御地、罷越可レ申、諸事御都合能、御取計可レ被レ下候。次第切迫、微力之僕式、實に込入、此內申上置候通り、彥太事、片時も早々歸山いたし候樣、呉々御周旋奉レ賴候。爲ニ其計一其中爲ニ國家一御加護奉ニ專禱一候。謹言。

十月四日〔慶應元年〕　　藤右衞門〔廣澤〕

貫治樣〔木戶〕侍史

龍馬獨特の熱辯に感動したところもあらうが、幕府再討に決すると聞き、當時の長州人が如何に血肉を躍らしたかを想像するに難くない。

【十六】 木戸孝允遂に東上し來る

阪本は更らに進んで馬關に入り、木戸とも會見して西鄕の要請を物語つた。木戸は政府閣員及び小田村等の書簡によつて、旣に要領を諒してゐるので、糧食供給の運動は、一も二もなく取り運んだ。

海援隊の上杉宗二郞が、新購入の汽船櫻島丸を操縱して、馬關に到著したのは、實に阪本が馬關滯留中のことであつた。西鄕は小松と帶同して、恰度十一月十七日に長崎を發し、二十五日に入京したので、阪本は長州交涉の好首尾を報ずべく、馬關を出發して京都に入つたのである。

西鄕は京都において、再び阪本と會見するの機會を得た。阪本は長州が一諾よく糧食を供給して吳れたことを報じ、且つ愈ゝ兩藩聯合の好機に迫りつつあるのを告げた。

勢ひ旣にここに到れば、木戸・西鄕兩雄の會見を爲さしめて、堅く兩藩の血盟を結ぶに如くはないと阪本は考へた。阪本は遂に西鄕を動かした。西鄕は黑田淸隆〔當時了助〕を長州に派して、木戸を京都に召致し、兩藩の結合を決しようとした。阪本は東西奔走の勞を聊かも感ぜざるものの如く、直ちに踵を廻らして長州に下るのであつた。黑田も之に伴うた。時旣に慶應元年〔乙丑〕の十二月、寒風枯林を鳴らして壯士の衣を拂ひ、防長の山帶は高からずと雖も、白雪は早くもその頂きにあつた。雨と降り來る落葉を拂ひつつ、奔馬の如く走馳する一箇の龍馬は、元と是れ一介の壯士に過ぎぬ。荒涼たる艸原に投ずる一個の隻影、それが天下の大勢に何等の影響を與ふ

るものぞ。
然れども眇たる一龍馬の隻影が、やがて薩長聯合の盟約となり、倒幕維新の大運動となつたことを思へば、熱誠ある一青年の雙腕が、如何に尊貴すべき價値を有するかを考へない譯に行かぬ。

＊　＊　＊　＊　＊

黑田・阪本が馬關に著した時は、木戶は山口にあつて、主として高杉が應接した。急報に接して木戶も出關し茲に井上・伊藤等と鼎座して黑田を迎へ、西鄕の意嚮を聽取するところがあつた。
今初めて意志を通ずるのではない。旣に幾度か疏通した間柄であるから、彼等の議は一決して、木戶は直ちに上京する事に決した。併しながら奇兵隊を始めとして、諸隊の有志の間には、薩州を見て仇敵とするの感情は、去らんとして去るを得ず、中には『寧ろ幕府に降るも、薩と交を結ぶを恥づ』と昂言する豪傑も少なくないので木戶・高杉は是等精悍の士の鎭壓に頗ぶる苦心した。高杉が、奇兵隊の軍監、山形狂介・福田俠平に宛てて、豫め異議なきやう戒告した書狀にも、苦心の跡は歷然として讀むことが出來る。

高杉晋作より山縣・福田に與ふる書〔慶應元年十二月九日〕

尙々、一日も速に、戰爭相始候樣、奉レ祈居候。
七日御認之御書翰、並應接書、落手奉二拜讀一候。一の宮え追々御出張之由、愉快之至に御座候。乍レ不レ及御

人數え御加へ被レ下候樣、奉レ賴候。老後の思出に、一擧仕度奉レ祈候。□□此度木戸貫治、上國行之義、拙弟は無二異論一、尤に奉レ存候間、老兄方へも、追而御面話申上候間、御異議無レ之樣奉レ賴候。右周旋は、井上委任候間、左樣御承知可レ被レ下候。十郎樣も外に急務も無レ之候はゞ、受命候樣奉レ賴候。先は爲レ右如レ此御座候。以上。

十二月九日〔慶應元年〕

谷潛藏〔高杉〕

萩原鹿之助〔山縣有朋〕樣

福田俠平〔福田良助〕樣

木戸は井上を以つて、主として奇兵隊鎭撫の任に當らしめ、諸隊の中から、主要の人物を隨行せしめ、反感を綏和せしめようとしてゐる。十二月二十一日、井上が木戸に報じた書信に、此間の苦心が現はれてゐる。

井上聞多より木戸孝允に贈れる書〔慶應元年十二月二十一日〕

一昨日〔十二月十九日〕は、御馳走奉二多謝一候。昨朝〔十二月二十日〕瓦屋迄參り候處、大田之議論有レ之、心痛此事に御座候。老兄も嘸々御苦勞と御察申上候得共、どうも弟之心底に不レ任、廟堂は是迄度々論決之違ひ候事有レ之候故、大田之氣遣も尤千萬、併大田之死者え對し、合力同心は、是迄同有志之耻る處との說、乍

レ去、死者も、捨レ生國家を維持するの見込みに而、其場に立至り候事ならば、不同〔本ノママ〕生者國家維持之策を施て候ても、死者之遺憾は無レ之樣、愚考仕候。一身を以て、獨立獨行は、被レ行候得ども、國家を維持すれば、斷然獨立にては、迚も被レ行不レ申候。餘り正しき事計踏行ときは、必、今日迄之失策、少々術數策略にあらざれば、維持割據杯をば、矢張噓喝と思ひ詰申候。是は弟一人の論に付、老兄迄申上置候。御斟酌可レ被ニ成下ニ候。死者へ對し、和解は不ニ相成ことならば、古來より敵と和睦は出來ぬものと相定り可レ申候。どふも政府はズル〳〵、大田之論は一人之潔白之樣にて、弟杯之口を入候時節に無レ之、昨夜も後來之事杯相考へ候に、維持割據、富國强兵杯とは、夢にも不ニ思寄ヿ人心も面は合體候得共、略々少々之私論相交り候樣、被ニ相窺ヿ實に艫舵のなき船の如き故、自然之風浪に任せ候方、却て宜、人爲には六ケ敷、最早御上京も御進め不レ申、篤と前後御考合、可レ被レ成候。何も兼て御恩遇を蒙り候故、弟之見込丈陳述仕候。勿論釋前說法之如き、御一笑可レ被ニ成下ニ候。今日湯田迄罷出候樣、大田よりも申參り候得とも、昨夜より少々風邪に被レ惱、今朝は頭痛差起り、未ニ發汗仕ニ候樣故、御免可レ被ニ成下ニ候。迚も此都合にて今日發途不レ仕候。他は又々可ニ申上ニ候。草々頓首。

二十一日〔慶應元年十二月〕

二白。御上京に不ニ相成ニ節は、老兄も弟も、黑田へ甚以面皮無レ之故、一同相揃ひ候て、此事は是非とも、今日中に相答候樣、相成度奉レ存候。又湯田之方、早く相濟候はば、御歸り懸け、少々御廻可レ被レ下候。以上。

世　外〔井上〕

猫　堂　老　兄〔木戸〕

内御密披。禁二他見一。

と落膽してゐるところを見ても、如何に諸隊の豪傑なるものが、薩州を憎んでゐたかが察せられる。

磨きたてたる心の劍

雪か氷かしもの鬪

當時、奇兵隊の豪傑の高唱するところだ。以てその意氣を見るべしである。

併しながら廟議も旣に一決したので、木戸は奇兵隊の三好軍太郎、御楯隊の品川彌二郎、遊撃隊の早川渡の三士を同行し、十二月末、黑田の案內によりていよ〳〵東上の途に上つたのである。大阪の天保山沖まで來ると、薩船春日丸が一行を迎へた。淀川を溯つて、伏見に到つた時には、西郷を始め、村田新八・大山彦八等は慇懃に一行を迎へるのであつた。

雨となるか、風となるかは、一に薩長雲行きの如何にかかつてゐる。兩雄の祕密會同を目前に控へて、波瀾曲折を極めたる慶應元年〔乙丑〕は、暗雲低迷の西方に暮れ去つた。

【參考】毛利父子より島津父子への書〔慶應元年九月八日〕

一書啓上仕候。秋冷相募候處、愈以御父子樣、御安健、御座候御樣子、欣然罷在候。偖、昨年中〔元治元年〕は、貴國と、

彼是不信之次第に立到り、千萬御氣之毒之至、奉レ存候。下拙、愧志も兎角不二行屆一故、家來之者、不心得も有レ之、大に痛胸、今日迄打過申候。然處、先年末、於二征夷府一對二外夷一候所置、不行屆よりして、人心之動搖に立到、乍レ恐朝廷御威德も、御衰頽に可レ及と相考、憂嘆之餘、不レ顧二微力一致二周旋一候處、諸事齟齬、多く赤心も貫徹不レ致而已ならず、今日之場合に立到候次第、何共殘念之事に候。此度、貴國に罷出候家來之者(井上聞多の入薩を謂ふか)より、御樣子委細承知、萬端及二氷解一候。於二貴國一勤王之御正義、殊更御確守之由、實以欽慕之至候。皇國之御爲、無二此上一乍レ蔭欣躍、致二御依賴一候。弊藩之處は、前段之趣に付、日夜朝廷之御樣子、懸念罷居候而已。心事何も御憐察、是祈候。委曲は上杉宗次郎に相咄候間、御聞取可レ被レ下候。先は任二好便一如レ此御座候。恐惶頓首。

九月八日(慶應元年)　　廣封

敬親

島津中將樣

島津少將樣

尙々先日、家來之者、貴國へ罷出候節は、彼是御懇切に被二成下一候由、難レ有奉レ存候。此後も可レ然致二御依賴一候也。

【第二篇】 薩長聯合の結成と長州再征の終幕

第一章 木戶・西鄕の會盟と薩長聯合の結成

【一】 倒幕の大業何に依つて成る

愈ゝ出でて波瀾重疊し、愈ゝ移つて風雨散亂する、幕末急轉の政狀を、拙なき筆もて叙し去り叙し來り、ここに稿を改めて慶應二年以降の變遷を論じ、此間に於ける大西鄕の出所進退を說かんとするに當つて、筆者は更に新らたなる感慨の湧起するものあるを感ぜざるを得ない。

諺にいふやうに、實に月日に關守りなく、その過ぐるや、光陰矢の如くとも、白駒の隙を過ぐるともいひ、一年二年は一瞬の如く、十年の星霜も、一夢のやうに感ぜしむるのである。貝原益軒も、

來し方は一夜ばかりの心地して八十路あまりの夢を見しかな

と嘆じてゐる。遂に人間の一生を以つて、泡沫夢幻の感を爲すものは、ひとり緇林の徒とのみは限らないが、人の泡沫と感じ、夢幻と觀ずる日月に、それ自から何等の遲速はない。或は駿馬の天空を驅くるがごとく思ひ、或ひは鈍牛の地上を練るがごとく見ゆるのも、いづれはその人の感情に外ならぬ。

遲いのでもなく、速いのでもなく、タイムの流れは一定不變の道あつて、一定不變の速度を行くに過ぎない。ただそこに千變萬化するものは、人間の世態あるのみである。世の平和なるに當つては泰平無事、人も社會も擧げて傳統及び因習の裡に幸福なる生活を繼續するのであるが、一たび世態の大變に際會する時は、傳統を破り、因習を碎き、舊るき殿堂の前後にガラ〳〵と崩れ落つる、凄まじき響きと光景との中に、新らしき力と勇者とは電光のやうに東西に奔馳し、南北に飛來しつつ、宛ら大暴風雨の中に、斧を森然たる林中に振ふが如き勇姿もて、丁々として新殿建築の冒險を敢へてする、壯烈事を現出するのである。

均しく泡沫夢幻の人生であつても、變革の一年は、正しく太平の百年に値ひする事實を描き來るのである。併もその變革たるや、突如として來るがごとくして然らず、近因もあれば遠因もあり、近々因もあり、遠々因もあつて、一朝にして成るものではないが、そのいよ〳〵大變革に臨むや、到底人を擧げ社會を擧げ、一たび一大慘劇の渦中に捲き込まれざるを得ない。

無事の百年を一沫にして消し去るやうな、有事の一年に際しては、物も心も、共に雲と亂れ風と狂ひ、何を以つて判斷の基準とし、不動の目的とすべきや、眞に人をして迷はしめ、惑はしむるものがあるが、かかる時煌々として人生を照らし、北辰そのところに居て、衆星之れに從ふの觀あらしむるものは、實に一切の私心を捨て、一意公けに奉ずるの犧牲的精神であらねばならぬ。

德川三百年の偉業が、その虛僞的生活の爛熟によつて、その腐敗せる九腸を露呈するに至つた時、その蝕ばめ

る大殿堂に向つて、雄々しくも倒壞の斧鉞を揮ひ來つた勇士は、その據るところの藩により、或ひはその仕うるところの主君により、各〻その出所進退を異にしたけれども、尊皇の大義を明らかにし、皇政の古へに復へさんとする奉公心に至つては、何人にも變はるところはなかつたのであつた。

世には倒幕維新の大變革を以つて、薩長の大賭博なるかに論ずるものもある。賭博と見るも、芝居と見るも、そは見る人の勝手ではあるが、彼れも一事、此れも一事、一攫千金を夢に見るやうな賭博的根性によつて、國命を賭するの變革が、假りにも成し就げ得られようか。私慾の爲めにするの奇策は、或ひは一時を籠絡し、瞞著することは出來よう。併しながら衆くの人の目をかすめ、久しき歲月に亙つて世を欺むくことは出來ぬ。況んや君に忠に、國に義なるにあらずんば、成し遂げ能はぬ維新の大業においてをやである。

胸に二心あらば、以つて一友に交はることも難からう。天地神明に向つて恥ぢざる一心あつて、始めて萬友に交はることが出來る。今は西鄕南洲翁を語るを以つて本題とするが故に、假に南洲翁の言行に就いて、引例を求むるのであるが、翁が日夕人に語つた敎訓の中に、

『己れを愛するは、宜しからざる事の第一なり。修業の出來ざるも、事の成らざるも、過を改むる事の出來ざるも、功に伐り驕慢の生ずるも、皆な自から愛するが爲めなれば、決して己れを愛せざるものなり』

といつてゐるのも、一個の私心が、萬業の害であることを喝破したに外ならぬ。

白髮衰顏意トスルトコロニアラズ。

壯心劍ヲ横ヘテ勳ナキヲ愧ヅ。
百千ノ窮鬼我レ何ゾ畏レン。
脫出ス人間虎豹ノ群。

と詠じたる南洲翁が、幕末破局の巷に往來して、如何に虎豹の群を脫するの赤誠を披瀝したか。請ふ、筆を洗うて、新たに叙し來るところあらしめよ。

【三】木戸・西郷の會盟（一）

黑田淸隆の入說と木戸の入京

慶應（丙寅）二年の劈頭に當つて、特筆大書せなければならぬ一大事實は、何といつても長州の木戸孝允と、薩州の西郷隆盛との、京都における會見であらねばならぬ。何となれば、倒幕維新の大業の基礎となつた薩長の聯合は、實に兩雄の會見によつて始めて如實に決定されたのであるからだ。兩雄の握手は、當時關係の兩三氏の間においてのみ知られ、殆んど外間に洩れざる祕密事であつたが、この一端の會見が、實に後の新政府建設の源泉となつたことを思へば、人に知られぬ一席の談合も、一大事實として特筆大書せざるを得ないのである。

天漢一水を距てたる牽牛・織女の二星は、遂に相逢はざる天川を渉つて、相接するの機會が近づいた。薩長の

情誼は、事々に結ばれて行き　日に日に深められて行つた。西郷・小松の命を奉じて、黒田了助が、土藩の池藏太と相携へて、長州に入つたのは、慶應元年〔乙丑〕の冬も將に暮れ去らんとする、臘月末の事であつた。此時における黒田の使命は、最早や西郷・木戸會見の時到れりとし、木戸の上京を促がすにあつた。木戸は馬關に在らず、山口にあつたが、高杉が代つて款待し、報を得て木戸は直ちに馬關に歸來した。當時木戸は木戸寛治と改稱してゐた。

黒田は、木戸に説いて曰く、

土方久元談話

六月〔慶應元年〕の下旬に坂本君も、中岡君も、京へ出て、西郷や小松帶刀等に面會して、薩摩の方から、長州へ使を差立てることについて、協議したけれども、其處には種々の事情が纏綿して、容易に行はれない。七月の中旬には、中岡君は京都を出發して、諸隊遊説の爲めに、長州に下り、九月下旬には、坂本君も長州へやつて來て、廣澤藤右衛門〔兵助、後ち眞臣〕小田村素太郎〔男爵楫取素彦〕等と面會して、兩藩の間の調停に勉めて居りましたが、十一月中旬に至り、薩藩黒田了助〔清隆〕は、西郷の内意を受け、土佐の池藏太〔細川左馬之助〕と共に馬關に參りました。坂本君も、また其處へやつて來て、中岡君と共に、長州の桂・高杉〔晋作〕は勿論、伊藤俊輔〔博文〕井上聞多〔馨〕等、諸士に、和解同盟のことを勸め、また諸隊の間を遊説しま

したが爲めに、長州人の、薩摩に對する疑惑も、漸く解くこととなりました。さうなると、黑田のもて方は非常なもので、終に山口へ行て、長州侯にも拜謁し、其際、手づから差料を給はられたが、此時分に、諸侯から刀を貰ふことは、非常な名譽で、今日の勳一等を頂戴した樣なものであつた。

夫から一日、黑田は桂を訪うて『かうして互の心が解けた以上は、速急に薩長の聯合を進めて、天下を回復したいと思ふ。就ては、西鄕は、一日も京都を離れられぬ事情があるから、甚だ恐縮の至り乍ら、貴公に京都に登つて貰ひ、西鄕と會合して貰ひたい』と勸めると、桂も早速承知をして、この年〔慶應元年〕の十二月の廿八日に、品川彌二郎、三好軍太郎〔重臣〕及び筑前藩の早川渉、土佐の田中顯助〔光顯〕等を從へまして、三田尻を出發して、翌二年正月の八日に京都の薩邸に著しました。云々。

木戶が一諾、快よく引受けたのは、流石に一黨の長だけある。彼れは最早や此機會を失ふべからずと感じた。唯だ此時までも、諸隊有志の士中には、聯合反對が多かつたので、木戶は、高杉・井上・伊藤等をして、少壯氣鋭の士を鎭靜せしめた。高杉の如きでさへ、木戶が說得する必要があつたくらゐだから、年少氣を負ふの士が、薩州といへば、頭から小便でも垂れ掛けまじき勢ひであつたのは、固より當然であつた。

嘗て高杉が、薩長聯合に對して、ひどく嫌ふので、木戶は意を決して、これは乃公が直接高杉に遭つて、彼れの蒙を啓らくの外はないと考へ、一夕、高杉を訪ひ、今や口を開かうとすると、早くも高杉が口を開いて、

『乃公は解つてゐるョ』

手を振つて木戸の口を遮つた。木戸は『これは乃公を揶揄つてゐるのだな』と思つたから、充分、意中を盡さうとすると、高杉は、

『孤立はいかんといふことだ』

木戸に一言も吐かせず、一語、相手の肺肝を貫ぬいたところは、流石、松門第一の俊才だ。

高杉は、更らに語を繼いで、

『第一、乃公が、容易に聯合に贊成しないのは……』

と云ひかけると、今度は、木戸が手を振つて、高杉を壓へ、

『もう解つてゐる。大敵を前に控へてゐるから、士氣が沮喪してはならんといふのだらう』

高杉が圖星を指されて、呆然としてゐると、

『それならそれと、何故、乃公に早く云はんのだ』

といふと、高杉は、

『ウハヽヽヽヽ』

と呵々大笑する。木戸も共に天地に哄笑して、兩雄手を握り合つたと傳へてゐる。

英雄は英雄を知り、俊傑は俊傑を知るだ。定に、淸風竹林を渡り來るやうな、爽かな話ではない乎。

*　*　*　*　*

朝野有志の意、既に一定したる以上、藩府の議も亦た茲に一決し、十二月二十一日、上國形勢視察の名目を以て木戸に上京を命ずるに至つた。茲において木戸は、十二月二十四日を以て山口を發し、奇兵隊の代表として三好軍太郎、御楯隊の代表として品川彌二郎、遊撃隊の代表として早川渡の三人が之れに同道した。

十二月二十四日、井上が木戸に與ふる書中にも『坂本之論之樣、老兄御乘組に而、上國行之上、薩諸子え、御談決、一先相付候方可レ然奉ニ愚考一候。どうで早災害を除き候方、宜乎被レ存候』といつて居り、又た同伊藤より木戸への書中にも『基本不動、復心盛候樣、御良策御立置被ニ成遣一候樣、賴上候』と、共に木戸の行を旺んにし、且つその勞を謝してゐる。

當時木戸の入京は、實に虎穴に入つて虎髯を撫するの危險事であつた。長州再征の出軍は、最早や時の問題であつて、將軍の親發は、間髮に迫まつてゐる。伊藤の書簡の中にも『賊兵も四隣え差迫、國内動搖を見込、打入積りならむか。もはや、東方砲聲發るを已、日夜□□相待計に御座候』〔前掲木戸に與ふる書〕といつてゐるくらゐである。長州人に對する幕府の警戒は、微に入り細に入つてゐるのであるから、長州の大立物、桂小五郎が入京するの事實が知られやうものなら、如何なる危難が、立ろに身邊に落下するやも知れぬ。故に木戸等は、最初藝州人といふ觸れ出しで出行し、播州から舟を代へて大阪天保山沖へ入つてゐる。自から好んで虎穴に入り來る木戸の胸臆には、固より何ものか深く賴みとするところのものがなければならぬ。それは實に一個の巨大漢、西郷南洲翁の偉大なる懷ろであつた。木戸を誘導して、正月七日、大阪に到著した黑田了助〔淸隆〕が、西郷に報

ずる一片の文書の端(はし)にも、木戸が如何に西郷に依頼してゐたかを察するに足るものがある。

黒田清隆より西郷吉之助に贈れる書〔慶應二年正月七日〕

〔前略〕小生も去月二十八日〔慶應元年十二月〕防州三田尻港出帆仕候處、不順にて、漸やく今夕方〔一月七日〕に着阪、御宅へ罷在申候。就ては桂氏〔木戸〕外に上下八人同船仕、右御宅内へ罷居られ申候。扨、木戸氏儀、實に先生のみ、偏に被二相慕一、此節上國相成申候付、願くば乍二大儀一伏見御宅へ同伴仕度御座候間、右へ御待迎ひ被二成下一候儀、相叶間敷哉。明〔正月八日〕五ツ過、妥元出帆の筈に御座候に付、少々宵に入可レ申候間、爲二御案内一申上置候。〔下略〕

京阪の間における薩藩の有志が、如何に、覆面の木戸等を掩護(えんご)し、擁護(ようご)し、庇護(ひご)したかは、播州から代船して天保山沖に進んで來た木戸等の一行を、薩船春日丸に乘り移らしめて上陸せしめ、直ちに薩州藩邸に潜ましめた行動に見ても察せられる。それのみならず、いよ〳〵淀川を溯(さかの)ぼつた時には、薩州公の用船に乘せて送り出して居る。伏見に著いた時には、西郷自から船著場に出張し、村田新八・大山彦八を隨へて出で迎ふるのであつた。伏見の薩邸を出でて、竹田(たけだ)街道(かいどう)をとつて京都に入るときには、西郷は薩藩士を率ゐて、自から一行を護衛(ごえい)した。入京後は、相國寺近在の塔之段にあつた、西郷の寓居〔二階建の家〕に滯在し、數日の後ち、近衞家のお花畑にある小松の別莊に轉じた。

矚目の山川、木戸にとりては、すべてこれ感慨の種ならざるはなかつた。山色水態は舊に依つて變はらねども想ひ起す一昨秋、長軍三隊が泣いて禁闕に奏せんとし、遂に鮮血に染め爲したる京攝の山川ではない乎。木戸は禍亂猛火の間を馳驅し、将に鳳輦を叡山に捧じまつらんとし、一敗地に塗れて、脫兎の如く逃げ廻つた道も、草も、野も、山も、問はば昔しを語り氣である。

＊　＊　＊　＊　＊

見なれし浪華の地を踏めば、昔し盛んなりし我侯の藩邸は、幕府の毀つところとなりて、廢墟の影は見るもいぶせく、石横はり、草亂れ、唐朝の詩人が玉華宮を詠じて『溪ハ回ツテ松風長ク。蒼鼠、古瓦ニ竄ル』といつた趣きを、今ま目の當りに見ては、多情多感の木戸松菊たる者、豈に天を仰いで長大息せざるを得んやである。木戸は筆を執つて一詩を誌し、僚友に示した。詩に曰く、

天道未レ知是耶非。　陰雲四塞日光微。
我君邸閣看難レ見。　春雨如レ涙滿ニ破衣一。

敗殘の木戸、面を蔽うて來る。手を伸べ、胸を開いて、能くこそ來れと、相抱きたる者は誰れぞ。

【三】木戸・西郷の會盟（二）

桂大いに薩藩を罵しる

木戸の入京は正月八日で、聯盟密約の成立が、越えて二十一日であるところより推せば、在京日數凡そ十日間の間に、木戸等は果して如何なる行動をとつたであらうか。文書の據るべきものは少ないが、當時木戸に隨行した品川彌二郎の直話は、頗ぶる當年の事情を明らかにするものがある。本文の筆者は、嘗て品川の直話なるものを、長州の古老中原邦平翁から聞いたことがある。談話の一節をここに掲げて、當時の事情を知るの料に供することとしよう。

品川彌二郎述懷談（中原邦平談）

『桂小五郎〔木戸〕と西郷南洲翁との會見のことにつきましては、私は嘗て品川子爵から、その當時の模樣を聽いたことがムいます。子爵の話によると、桂一行が京都についたのは慶應二年の正月八日で、直ぐに相國寺の近邊にあつた西郷氏の邸宅に入つたのです。そこで木戸は始めて西郷に面會したのでありますが、その時木戸は頗ぶる詳細に薩長の經緯を述べ、長州の考へは、斯く〳〵かやうであつて、一にも二にも朝廷へ對し奉つて

勤皇の大義を展べようと致したのであるが、不幸にしてその意志が通ぜず、遂に朝敵の汚名を蒙むつたのは、まことに殘念の至りであつたと、從來の行懸りを詳しく述べ、面と向つて隨分薩州の嫌味を述べたさうです。ところが西郷はただ默然としてそれを聞いてゐたが、終始一言もいはず、木戸の皮肉やら憤慨やらを一々うなづいてゐるのみであつたさうです。さうして木戸の雄辯が終ると、西郷は何と思つたか、木戸の前に兩手をついて、頭を下げ、

『如何にも御尤でごわす』

とたつた一言いつたきりで、何とも同情に堪へぬといふ面持ちであつたさうです。品川子がいはれるには、

『木戸のいふところは、傍らで聞いてゐた、我々長州人でさへ、隨分と非の打ちどころがあつた。薩州側に立つて、言ひ分を作るつもりなら、幾らも反駁されたに相違ない。それを默つて聞いてゐて「洵に御尤」の一言を發しただけで、頭を下げてゐた西郷は、流石に大人物であつた』

と感嘆せられましたが、西郷翁の面目が、眼の當り見るやうな心地が致します』云々。

元來、木戸は、西郷には文句があるといつてゐたのだ。慶應元年閏五月五日、山田・兼重・廣澤に與へたる書中にも『來關之上は、大島〔西郷〕へも、可レ疑之箇條を擧、屹度督責仕見度』と述べてゐる程である。どうせ聯合と肚は決めてはゐるものの、恨み重なる薩藩に對し、不平の有りつたけは述べたいといふのが、木戸の肚裡であつた。

而して滿身の面罵を浴びたる西鄕は、果して如何に之れに應接したか『如何にも御尤』であるといつた、西鄕の一言は、才略湧くが如き長州有志を、正面から面喰はしめた。かうも出るか、あゝも言ふであらうと考へた豫期に反して、平蜘蛛のやうに平伏して來られては、流石の木戶も面喰はざるを得なんだであらう。聞きしに優る南洲翁の濶大なる度量に、今更のやうに、驚嘆もしたらう。併しながら、西鄕それ自身においては、果して如何の情なりしか。

單り人の意表に出づるのを以つて、西鄕の全幅であると思はば、大いなる誤まりである。懷ふに西鄕は木戶の孤身を提げて入京し來つた姿を見て、胸臆深く同情の淚を湛ふるものがあつたに相違ない。木戶のいふところに無理があるにしても、長州の身になつて見れば、かく慨嘆するのも無理はないと思つたであらう。『仰せ御尤も』と西鄕がいつたのは、相手を呑んでかかつた捨白詞といふよりも、此の一言より外に、いふべき言葉がなかつたのであらう。罪なくして朝譴を蒙むつてゐる主君の爲めに、落日孤城を支ふるの感ある防長二州の爲めに、東西に奔命して、今は憔悴し果てたる桂小五郞に對して、猶ほ其背に鞭うつの蠻勇は、淚の西鄕に於て、到底不可能事であつた。古語に曰く、

為レ君幾下蒼龍窟。

二十年來曾辛苦。

嘗て禪門の老漢が、法を說いて此語に至り、忽ち泣下して語るを得ず、悄然壇を下つて方丈に退ぞき、涕泣止む能はなかつたと傳へてゐる。事は修業の艱難を懷うての極致であるが、今ま、西鄕が、その面前に現はれたる

木戸を見れば、彼れが半生の蹭蹬を思うて、正しく此語と同一の意を感じ、心を打たれ、胸を刺されたのではあるまい乎。

黒田の書中にあるが如く、『木戸氏儀、實に先生のみ、偏に被二相慕一、此節上國相成申候』と、西郷一人を賴りに上つて來てゐる木戸である。木戸が何をいはうと、いふ丈はいはしてやり度い。西郷の情けは、

『仰せ御尤でごはす』

の一語に竭きる。

滿腔の不平をさらけ出す木戸松菊、その手を執つて慰さむる西郷南洲、此の赤心あり、此の仁愛あり。犬猿の薩長が、一夕の會談によつて和し了したる所以であらう。

人は理によつて動かず、命もいらず名もいらず、士は己れを知る人の爲に死するといふのは、唯だ是れ、一箇の情あるのみだ。唐虞の治、唯だ是れ情の一字、極めて之れをいへば、情の推すに外ならずである。

【四】木戸・西郷の會盟（三）

阪本龍馬來り始めて會見成る

品川子爵の述懷談は、更らにその後の光景に及んだ。

『三四日西郷の邸に滯在して、我々は近衞公の小松別莊に移つたのであるが、四日經つても、五日經つても、大事な聯合の話については、ついぞ口を切らない。薩摩側では、毎日のやうに御馳走をするばかり、こちらではそれを食べるばかりといふ始末である。木戸の方では、こちらから話し出しては、長州から降參するやうになるから、先づ先方から口を切らせようと思つて默つてゐる。すると先方でも同じ氣持ちでゐると見えて、何も薩州が頭を下げる譯はない。今に長州から折れて來るに違ひないとでも思つてゐるものか、更らに薩長聯合の大事實に接近して來ない。結局御馳走をする、食べる、といふより外はなくなつて、何となく雙方睨み合ひの形で、無爲のまま、その日を送る。木戸も堪り兼ねたと見えて、たうとう、

『我々は何も京都まで御馳走になりに來たのではない。聯合の話が出ないならば、一層のこと歸つた方がよい。どうだ諸君引き上げて了まはうぢやないか……』

といひ出した。我々も氣が立つてゐるから、衆議一決、袂を拂うて去らうとするところに、馬關から阪本龍馬が上つて來た。それが二十日のことだ。阪本が木戸に向つて、

『どうだ、聯合の話は……』

と聞く。

『何も出ない。御馳走に許りなつて、チツトも進みはせぬ』

と木戸が半分癇癪まぎれに、吐き出す樣にいふ。阪本は、

『もう大がい濟んだ頃だと思つたが、それぢやどもならぬ』といふので、二十一日兩派の大會合を開いて、速座に聯盟は成立した……』云々。

さしづめ進行係の役目を阪本がつけた譯であるが、阪本なくんば、何時まで御馳走をしたか分からず、又た、何時まで御馳走になつて居たか分らぬ。當時阪本の動靜は、長府の三吉愼藏が、阪本に扈從した日記の一端に見えてゐる。

三吉愼藏日記抄（應慶二年正月）

慶應二年丙寅正月元日

一、御内命を以て、當時勢探索の爲め、土州藩坂本龍馬へ被差添出京之義被仰付候に付、即刻長府出立にて、馬關に至り、福永專助宅に於て、初めて坂本氏へ面會に付、印藤聿（長府藩士）より引合せ、三名一同、方今の事情懇談、一夜にして足らず。翌二日より同宿し、協議の上、至急登京の事に決し、出船の用意を爲す。時に急便なく、止むを得ず、五日迄滯關す。

同月六日

一、日切船へ乘組み、同十日出帆す。風潮不順。同十六日神戸へ着、直に上陸す。此地へ一泊し、入京のことを計る。

同月十七日

一、神戸湊川には、岡藩〔中川氏〕の警固あり。神戸より通船にて上坂す。細川左馬介・寺内新左衛門は、坂本氏へ随行に付、同伴す。兩名も土佐の人なり。

同月十八日

一、大坂薩州邸へ、坂本氏一同到る。留守居木場傳內へ面會し、事情聞取候處、入京成り難き趣に由り、木場氏より、薩藩の船印しを借受け、坂本氏を始め、薩藩人と假稱して、入京の用意を爲す。夜に入り、大坂城代、大久保越中守〔忠寛〕宿所へ、坂本氏訪問に付同行す。越中守より內密示談の趣は、坂本等事は、探索嚴密にて、目下長州人同行にて、入京の旨相知れ、其沙汰あり、手配り致したるに付、早々立退き候方然るべしとのことに因り、坂本氏一同切迫の情態を察し、直に宿所に歸り、用意の短銃は、坂本氏、本込銃は細川氏、拙者は寺町地方にて手槍を求め、各ゝ約を定め、速に上京と相決す。

同月十九日

一、薩州藩士坂本龍馬上下四人と船宿へ達し、川船印し相建て、伏見へ通船す。

一、八軒屋には幕府新撰組出張にて人別を改む。

一、八幡・淀の間は、淀藩之を固め、山崎の方は、津藩之を固め、川中には所々船番所を設け、往來を改む。伏見豊後橋邊は、水口藩より固む。右の如く、嚴重の警固の處、一同無事に、伏見船宿寺田屋方に著す。

同月廿日

一、坂本氏及び細川・寺内等先達て入京し、目今の事情探索し、後れて拙者は上京の事に約し、三名出立す。因て拙者は、薩藩士の都合にして、寺田屋へ潜伏し、京情の報を待つ。

同月廿一日

一、幕府新撰組廻番、晝夜嚴重人別を改む。因て此時は二階夜具入れ、物置き等に潛み、其場を避く。

同月廿二日

一、一橋公、宇治へ進發用意として、伏見市中、戸別調らべ嚴重にて、進退切迫の處、彌よ一名潛伏と見認めを受けしが、頓て内達ありて、寺田屋へ薩人一名止宿の樣子に付、追々取調へ候得共、不審無レ之者に付、着置可レ然との由報知を受け、益す寸暇も油斷不二相成一に付、用意の銃槍、臥蓐中に藏し、覺悟す。

本文の文脈によつて察すると、木戸等が變裝して入京したことも、薄々幕府の知るところとなつてゐたことが知れる。大久保一翁の忠言によつて見ても、阪本の身邊には、嚴重なる監視がついてゐることをも察せらるるのである。木戸も阪本も、實に危急の場に立つてゐるといはなければならぬ。

*　*　*　*　*

扨說、木戸を京都に送り出して、先づ一安心と、胸撫でおろした阪本龍馬は、三吉愼藏・福永專助・細川左馬介・寺内信右衛門を帶同し、正月十日馬關を發し、十六日神戸に上陸、十八日大阪に著いた。當時、阪本等に對

する探索の手は、最も嚴しく、殊に木戸等入京のことも、薄々幕府の探知するところとなつた氣配もあるので、薩藩の木場傳内が、阪本に注意するところがあつた。

すると大膽な阪本は、その夜、兼ねての知遇があるので、大阪城代、大久保越中守〔忠寬〕を、その役宅に訪うた。驚いたのは大久保忠寬で、

『阪本君、君は容子を知らぬから、今頃ノコノコこんな處へ現はれて來たのだらうが、實は京都守護職配下の探偵は、君等が長州人を引つれて、上京して來るといふことを探知して、上阪に待受けて、召捕るといふ通知が來てゐる。實は先刻、召捕の手配を予が命じたばかりのところだ。君等は愚圖々々してゐる場合でないから直ぐに何處かへ逃げろ。そうでないと余が迷惑する』

流石に後の大久保一翁、勝海舟と竝んで、幕府中の人傑とされたほどの人物、よく祕事を明かして、阪本の危難を避けしめた。阪本もいたく城代の任俠に感じ、

『これはどうも有難うござる』

と直ちに宿を立ち出で、高杉が餞別に贈つて吳れたピストルを護身用にして、薩藩士なりと稱して、京都に乘り込んだのである。

『これは大變!!』

と逍げ出すのならば、聞えてゐるが、

『よし來た』

と許り、守護職戒嚴下の京都へ、飛び込んで行くなぞは、無謀を極めた話だが、快男兒阪本の面目は、這間に躍如として金鱗をおどらしてゐる。況んや、之れによつて、木戸・西鄉の、維新回天史上に一時代を劃せんとする一大會見を成就せしにおいてをやである。

【五】木戸・西鄉の會盟（四）

歷史的大會見における兩派の陣容

每日每晚、御馳走ばかりしてゐる奴も、してゐる奴だが、それをのんべんだらりと、食つてゐる奴も、食つてゐる奴だ。さらぬだに短かい冬の日足に、長談議は無用だが、まだその談議にまでも及ばぬとは驚き入つたものだ。これだから夫婦喧嘩の仲裁は骨が折れる。と快男兒阪本龍馬は、速座に兩雄の握手を求めた。

阪本が京都に乘り込んだのは、正月二十日であつた。阪本は直樣、木戸を訪づれて、事情を聞いて見ると、もう夙つくに成立してゐる筈の聯合が、右の始末である。これを聞いた阪本が憤然として、木戸を面詰し、

『僕は長州の爲に遣つてゐるのでもなければ、又た薩州の爲にも遣つてゐるのではない。天下の爲め、日本の爲めに遣つてゐるのだ』

と、火の出るやうに罵しりつけた。後に阪本が、

『乃公は、一生怒つたことはないが、あの時ばかりは、心から怒つた』

と中島信行に語つたといふから、當時阪本の舌焰が、どのくらゐ凄かつたかは、想像に餘りがある。『土佐勤皇史』の記述に曰く、

明れば十九日〔正月〕未明、木場〔傳內〕は、薩州藩士阪本龍馬、上下四人と船宿へ通達し、薩藩の船印を押し立て、淀川を溯れり。八軒屋に新撰組出張なし居り、人別を改めたれども、一行無事に、夕方伏見船宿寺田屋に着して、三吉のみを寺田屋に潛伏させ、阪本は細川・寺內の二人を隨へて、直ちに此の夜京師に入り、二本松の薩藩邸に投ぜり。却て說く、桂は、西鄕と初對面の辭を畢るや、細心周到なる桂は、從來長藩の執り來りたる方針、及び其經過より、一時兩藩衝突を惹き起せし關係をも縷述し、長藩に於ては、更に他心なきを說きしに、纔に九門の戰爭前より、島地を出で來りし西鄕は、唯之を敬聽せるのみにして、敢て容易に一言をも發せず、互に重きを持しつつ、睨合の姿のみ。每日饗應に意を盡くして、談笑するも、其の目的たる聯合盟約の事に至りては、雙方共に未だ口を開かず、空しく日を送り居たりしなり。抑も京師の薩藩邸には、家老三人、卽ち小松の外に、島津伊勢と桂右衞門とあり。西鄕は、中老格の取扱、大久保其の他知名の人物は、岩下佐次右衞門・伊地知正治・村田新八・中村半次郎・西鄕新吾・大山彌助・野津七左衞門等にてありき。而して阪本は、同二十日桂等の寓に來り、先づ談判の首尾は如何にと問ふや、桂は意外にも容を改

め『君等の同志が、今日まで折角の御盡力なれども、僕は此の儘歸國する覺悟なり』と斷言す。阪本打ち驚きて、夫れは如何なる仔細かと云ふと、桂は『阪本君よ、先づ考へても見玉へ、目下の薩藩は中立するとも或は孰に左袒するとも、其の進退は自由なり。唯弊藩は天下を敵として、其の包圍中に孤立せる場合ならずや。然るに毎夜の宴席にて、未だ薩藩の重役より、聯合の事を言ひ出さず。今夫れを我より言ひ出せば、全く憐を他人に乞ふ道理なり。たとひ防長二州焦土となるとも、面目を落すが如き陋態を取る能はず。故に寧ろ斷然歸國と決心せり。然れども此の胸中を君に一言し、せめては、是迄の御盡力に謝せんと、唯朝夕君の來るを待ちしのみ』と。阪本は桂に向ひて『長州の體面云々、一應は尤に承はれど、元來薩長の連合は、此の日本國を救はんが爲めなれば、一藩の私情は忍ばざる可らず、暫く待れよ』と、云ひ置きて、直ちに西鄕の許に至り、其の無情を痛論せるより、西鄕、大久保等も爲めに意を決し『然らば此の方より、改めて、同盟の儀を桂に申し込むべし』とて、茲に維新中興の新局面は、始て拓開せられぬ。後日、坂本自ら中島作太郎〔信行〕に語りて曰く『我生來怒りしことなきも、此の時ばかりは眞に激昻したり』と。唯此の桂と阪本との精神的片語も、亦以て之を千古の青史に傳ふるに足らずや。〔土佐勤皇史〕

* * * * *

かくて愈〻會同は正月二十一日、木戸等の宿所に充てられた、小松の別莊で催された。當時の會合は何人が出席したか、確實にすることは出來ないが、少なくとも、左の人々の顔合せであつたことは、略〻之れを想察する

ことが出來る。

長州側
- 木戸孝允
- 品川彌二郎〔御楯隊〕
- 三好軍太郎〔奇兵隊〕
- 早川渡〔遊擊隊〕

薩州側
- 西郷隆盛
- 小松帶刀
- 吉井友實

土州側
- 阪本龍馬
- 細川左馬介〔池內藏太〕
- 寺內信左衛門

薩州側で、主として此の會見の衝に當つたのは、いふまでもなく西郷・小松の兩人であつた。當時猶ほ大久保も在京してゐたから、此の重要會議に顔を出さぬ筈はないが、彼れは寧ろ他に運動の要目を持つて居り、會同の主役となつた迹がない。三吉愼藏の日記によると、彼が二月一日、入京し來つた時に、薩州藩士として在京してゐた有志として、

【太　夫】小松帶刀・島津伊勢・桂右衛門。
【中老格】西郷吉之助。
【其　他】大久保利通・吉井友實〔幸輔〕・岩下方平〔左次右衛門〕・伊知地正治・村田新八・桐野利秋〔中村半次郎〕・西郷從道〔新吾〕・大山巖〔彌助〕・內田政風〔忠之助〕・伊集院金次郎・中路權右衛門・野津鎭雄〔七左衛門〕・鈴木辰彌・兒玉四郎吉・木原泰雲〔醫師〕

の諸名を歷擧してゐる。之れによつて見れば、薩州側においては、勤皇の中堅は、殆んど擧げて京都に集中してゐたといはなければならぬ。殊に西郷吉之助を家老格の次に特記して、中老格としてをるのに見ても、當時西郷の地位が、如何なるところにあつたかを察することが出來る。いづれにしても、薩長會盟の中堅は、西郷・木戶・阪本の三傑を推さなければならぬ。

いよ〳〵兩派の會見となり、兩方から手をさし伸べて握手するばかりになつてゐて、猶ほ且つ我より先きに頭を下げんとする氣早者はなかつた。薩州側が、榮螺のやうな大きい奴を膝がしらに据ゑて待つてゐると、長州側では、屛風のやうに肩を聳えさして、構へ込んでゐるといふ有樣だ。

『何も長州が頭を下げる理窟はない。芋から先きに降參して來い。』

物凄い聲調が聞える。毛利元就からの直傳といはんばかりの聲だ。薩州側でも默つては居らぬ。聲に應じて島津義久以來の、蠻聲を張りあげようとするのを、西郷は靜かに制しながら、

『降参でごわすか。ようごわす、降参しませう。』

雲突く西郷が、その巨軀を屈め、疊の上に兩手をつかへて慇懃に應酬した一諾は、その聲地に垂れて低しといへども、實に金鐵の重きを爲した。さしも久しき薩長の反目も、西郷の一語を得て雲散霧消し、後は大河の決するが如く、滔々として水は大海に打ちそそいで、ここに兩藩提携の盟約は結ばれたのである。

茲に薩長聯合の成るに到る經緯に關して、木戸が衷心を訴へたる自記がある。多少、重複の嫌なきにあらざるも之れを次に掲げて、一考に供しておく。

木戸孝允手記〔慶應二年正月〕

十二月〔慶應元年〕薩州黑田了助〔淸隆〕、予を尋ねて、馬關に至る。談話、一日、切に余に上京を促す。此時阪本良馬〔龍馬〕亦來て馬關に在り。又頻に黑田と共に、上京のこと諭す。而て余白面京都に至り、薩人と面會するに忍ひず、故に他人をして、上京せしめんとす。而て高杉晉作・井上聞多等、亦余をして上京せしむることを諭し、終に公命下るに至る。依て余、恥を忍ひ、意を決し、諸隊中の品川彌二郎・三好軍太郎・早川渡、土人田中謙介、薩人黑田了介と同船、浪華に至る。于レ時正月四日也。其翌、同船、淀水を泝る。天王山下を過き、慨然流涕せざるものなし。五更、伏水に達す。西郷吉之助・村田新八等、迎て共に京都に入り、薩州邸に至る。在留中、大久保一藏・小松帶刀・桂右衞門、其外相面會するもの數十人、懇志甚厚、在留殆

二句、而て未た兩藩の間に關係するの談に及ばず。余空く在留するを厭ひ、一日相辭て去らんと欲す。其前日、坂本良馬〔龍馬〕上京して、余を尋ねて來り、兩藩の間相誓約する所以を問ふ。余答て曰く、一も誓約するもの無し。良馬甚怡びす。怨然云て曰く、余等兩藩の爲に擲身盡力するものは、決て兩藩の爲に有らざる也。只天下の形勢を想察し、寤寢も亦安ぜさるもの有り。然るに兄等多事の際、足を百里の外に擧け、兩藩の要路、互に會同し、荏苒十餘日、又空く相去らんとす。其意實に解す可からず。區々の痴情を脫却し、何ぞ膽心を吐露し、大に天下の爲に將來を協議せざる。依て余答て曰く、足下の言、固より善し。雖レ然、今日のこと、自ら元因有り。一朝一夕の故に有らす。長州始め天下の危を傍觀する能はず、寡君、則奮然意を決し、大に天下の爲に盡力せんとす。固より危難に處し、敢て顧みるの意なし。余等も亦、一意其主旨を輔佐し、萬一に報ぜんとす。而て幕府、前後反復、終に獨り、條理を踏て天下に孤立し、今日の厄に至る。臣子の安て分とする所なり。而て今日、薩州の地位、自ら長州と異るもの有り。試に之を語らは、薩州は公然、天子に朝し、薩州は公然幕府に會し、薩州は公然諸侯に交る。自ら天下に對し、公然盡す所有る可し。我長州の如きは、天下皆敵、旌旗已に四境に迫る。一藩の士人、只心中に安するものを以て、一死之に當らんとす。固より活路なし。長州の立ところ、危險の極と云て可なり。而て長州か今日を開き、薩州と共にせんことを謀る。彼をして我危險の地に誘ふ。言ずして自ら助援を乞ふに似たり。是長州人の心とせさる所ろ、余甚之を辱づ。薩州　皇家に盡す所有らば、長州滅すると雖とも、亦天下の幸なり。余決て口を開く能はず。

於レ茲良馬、余の動ざるを悟り、又敢て責めす。而て薩州又俄に余の出發を留め、一日、西鄕余に今日の形情を圖り、六條を以て將來を約す。良馬亦此席に陪す。其翌夜、京都を發し、浪華に下り、留る數日、而て前に約する所の六條、前途重大の事件にして、余の謬聞有らんことを恐れ、一書を認め、良馬に正す。良馬其紙背に六條の違誤なきを誓て、之を返す。黑田了助・村田新八等、數人余等を送て、浪華に至り、了助は終に歸途、共に藝州に至り、其より又長州に至る。而て長州擧藩、必戰を期し、士氣不レ撓、此際薩州の我と通するを、擧藩をして知らしむる時は、士氣自ら弛緩せんことを恐れ、敢て之を人に示さず。獨り我公と、要路の一兩輩に告る而已。

當時は祕中の祕事であつて、之れを知る者、纔かに數人の間に過ぎなかつたことも、今日之れを記せば、天下の一大事實として、特筆大書さるる。寔に是れ昭代の慶福である。

【六】木戶・西鄕の會盟（五）

愈々成立せる薩長攻守同盟

當日の會合において、如何なる議論が鬪はされたかは、明文の存するものがないから分りかねるが、盟約の要領は、木戶が阪本に與へた書狀によつて窺ふことが出來る。

木戸孝允より阪本龍馬に與へし書〔慶應二年正月二十三日〕

奉呈、亂筆に付、得と御熟覽、御推了、不足之處は、御了簡奉二願上一候。

拜啓、先以御淸適、大賀此事に奉レ存候。此度は無レ間また御分袂仕候都合に相成、心事半を不レ盡、遺憾不レ少奉レ存候。乍レ然、終に行違と相成、拜顏も當分不レ得レ仕事歟と、懸念仕居候處、御上京に付候而は、折角之旨趣も、小〔帶刀〕西〔隆盛〕兩氏等へも、得と通徹、且兩氏どもよりも、將來見込之邊も、御同座に而、委曲了承仕、無二此上一、上は皇國天下蒼生之爲め、下は主家之爲においても、感悦之至に御座候。他日、自然も皇國之事、開運之場合にも立至り、勤王之大義も、天下に相伸び、皇威更張之端も、相立候節に至り候はば大兄と御同樣、此事は滅せぬ樣、後來之爲にも明白分明に稱述仕置申度、乍レ然、今日之處にては、決て少年不羈之徒へ洩らし候は、終に大事にも關係仕候事に付必心は相用ひ居申候間、御安心は可レ被レ遣候。弟も二氏談話之事も呑込居候へ共、前申上候通、畢竟は、皇國之興復にも相係り候大事件に付、試に左に件々相認申候間、事其場に至り候時は、現場皇國之大事件に、直に相係り、事そこに不レ及して、平穩に相濟候とも、將來之爲には、相殘し置度義に付、自然も相違之廉御座候はば、御添削被二成下一候而、幸便に御送り返し被二成遣一候樣、偏に奉二願上一候。

一、戰と相成候時は、直樣二千餘之兵を急速差登し、只今在京の兵と合し、浪華へも、千程は差置、京阪兩

處を相固め候事。

一、戰、自然も我勝利と相成候氣鋒、有ㇾ之候とき、其節、朝廷へ申上、屹度盡力之次第有ㇾ之候との事。

一、萬一、戰、負色に有ㇾ之候とも、一年や半年には決而潰滅致し候と申事は、無ㇾ之事に付、其間には、必盡力之次第、屹度有ㇾ之候との事

一、是なりにて幕兵東歸せしときは、屹度朝廷へ申上、直樣寃罪は從二朝廷一御免に相成候都合に、屹度盡力との事。

一、兵士をも上國之上、橋〔一橋〕會〔會津〕桑〔桑名〕等も、如二只今一次第にて、勿體なくも朝廷を擁し奉り、正義を抗し、周旋盡力之道を相遮り候ときは、終に及二決戰一候外、無ㇾ之との事。

一、寃罪も御免之上は、雙方、誠心以相合し、皇國之御爲に、碎身盡力仕候事は、不二申及一いづれ之道にしても、今日より、雙方、皇國之御爲、皇威相輝き、御回復に立至り候を目途に、誠心を盡し、屹度盡力可ㇾ仕との事。

弟においては、右之六廉之大事件と、奉ㇾ存候。爲ㇾ念前申上候樣、戰、不戰とも、後來之事に相係り候皇國之大事件に付、御同樣に承知仕候て、相違之儀有ㇾ之候ては、終にかかる苦身盡力も、水之泡と相成、後來之青史にも、難ㇾ被ㇾ載事に付、人には必知らせずとも、御同樣には、能く〳〵覺置度事と奉ㇾ存、御分袂後も、得と愚按仕、毛頭無二隔意一處を以、內々大兄まで、爲ㇾ念申上候儀に付、右六廉、得と御熟覽被二成下一、

自然も弟之承知仕候儀、相違之儀も有レ之候はゞ、必々御存分に御直し、被二成遣一候て、此書狀之裏へ、乍二失敬一御返書御認め被レ下候て、幸便に、屹度無二御相違一御投じ被二成遣一候樣、偏に〱奉二願上一候。實に此餘之處は、機會を不レ失が第一にて、いか樣之明策良計にても、機會を失し候ては、萬之ものが一つほども、役に相立ち不レ申、事に依り候ては、却て後害と相成候事も不レ少、兎角、いつでも正義家は機會を失し候等之事は、其例し不レ少、終に姦物之術中に陷り候事、始終に御座候間、御疎も無レ之事に御座候へ共、此處は精々御注目、被レ爲レ成候て、御論述、皇國之大機、必無二失却一御回復之御基本、相立候處、奉レ祈候。

○乙丑丸一條、小事には御座候へ共、委曲〔御字脫?〕承知之如く、一身に取り候ては、困苦千萬にて、且海軍興廢には、屹度相係り候事に付、何も逐一御存之譯に付、兼て存じ通に相運び、弊國之海軍も、相興り候樣、無二此上一、呉々も奉レ願候。何分にも、小松太夫〔帶刀〕呑込呉不レ申候ては、實以困迫此事に御座候。隨て海軍は廢滅に至り可レ申候と、懸念仕候。先は前條之次第、愚按迂考仕、兎角、一應可二申上一と奉レ存、相認候儀に付、前條、委曲申上候通之次第に付、得と御熟覽を賜り、必々御裏書にて、御返書、偏に奉二願上一候。其中、必々時下御厭第一に奉二存上一候。乍二失敬一、御序之節、小〔小松〕西〔西鄕〕吉〔吉井〕氏等、其外諸彥へ、可レ然、御致意奉レ願候。委曲御禮書は、歸國之上、出し可レ申と奉レ存候。爲レ其、匆々頓首拜。

正　月　念　三〔慶應二年正月二十三日〕

尙ほ本文之處は、呉々も得と御熟覽を賜り、萬一も承知仕違への處は、御直し被二成遣一候て、必々幸便御

裏書御答、偏奉二願上一候。此餘之處は、只々機會之處而已、掛念至極に御座候。大事は元より、小事にても、必成敗は多く機會之失不失に有レ之申候。此邊之儀は、吳々も御助力、皇國之御爲、奉二祈念一候。前田恭齋子へ、藥禮之事、御願仕、奉二恐入一候。且恭齋子より詩作も送られ候に付、其返答も可レ仕と奉レ存居、如二御承知一、出立前、大混雜にて、且々出立仕候位之次第に付、其儀も其儘打置候間、甚以、不情不信之處、赧顏之仕合に御座候。御逢も有レ之候はゞ、此邊之處、宜敷御斷り被二成遣一候て、彼藥禮之處も、何にてもよろしく、つまり品物にても、可レ然奉二願上一候。失禮之段、奉二恐入一候。無二此上一皇國之事は、不レ及二申上一、乍レ恐、私事も、種々御願申、奉二恐懼一候。擧て何もよろしく奉レ願候。只々御面會之折を奉レ待候。其中、御答は幸便に奉二願上一候。爲レ其、擱筆頓首。

松　菊　生

龍　大　兄　　極密御獨折

木戸が繰り返へし〲阪本に證明をさせようとしてゐる心底は、此書狀を以つて一片の私書たらしめず、公文書たらしめようとする考へからであつた。そして、別に證明書を附するのでなく、特に此書狀の裏面に、ぢかに『裏書』を懇願してゐるところにも、木戸の用意のほどが察せられる。

『薩摩の奴等が、甘いことをいつてゐるが、彼奴何をするか分らぬテ。彼奴等には、既に一杯も二杯も喰はされてゐるのだ。迂闊に浮身で乗りかかつて、大怪我をしてはならぬ』との心配も見えてゐる。その時の證文だ。

阪本に落款をさせて、自分の手に確かと握つてゐようといふのである。血氣の青年の反對を押し切つて、危ない離れ業をやつてゐる木戸だ。それもまた無理はない。

阪本は二月五日附を以つて、此書の裏面に、正眞正銘、間違ひはござらぬと、大鼓判を捺して返送した。その文に曰く、

阪本龍馬の裏書（慶應二年二月五日）

表ニ御記被レ成候六條ハ、小・西兩氏及老兄、龍等も御同席ニテ、談論セシ所ニテ、毛モ相違無レ之候。後來トイヘドモ、決シテ變リ候事無レ之ハ、神明之知ル所ニ御座候。

丙寅二月五日（慶應二年）　阪本龍

と明確に認められた。（本卷頭口繪參照）

當時木戸が感懷を詠じたるの詩に曰く、

防長亦是王臣人。　勤王誰不レ盡ニ精神一。
我君寃罪實有レ歲。　臣民遙只竊ニ京信一。
時至ニ新陽一憾却切。　百萬蒼生未レ知レ春。

【七】 薩長盟約後の諸有志

木戸・西郷の會見を、一月二十日の夜であつたとする文書もあるが、阪本が二十日に伏見に著した、三吉の日記の明文から推して、二十一日の夜とする諸書の方が信じられる。

然るにその翌日二十二日には、既に兩派の豪傑連は、それ〴〵大活動の序幕を開始してゐる。卽ち、長州側では、木戸始め三士は、黑田淸隆を同伴して二十二日京都を發し、二十三日には大阪出發といふ特別急行で、海路西下の途に上つてゐる。そして二十七日には、廣島に著いて、對幕府の使節、宍戸備後助と會合して、西郷との密約成立を語り、二月六日、山口に歸つて敬親公に復命して居る。

木戸を送り屆けた黑田は直ちに踵を回らして東歸の途についた。敬親公は品川をして之れに附隨せしめ、京阪形勢の見張り役を內命した。彼等が土持平太夫〔薩藩士〕と山口に落ち合ひ、三田尻を發したのは二月十九日で、二十九日には廣島を發して東上して居る。三月下旬に至つて、黑田は三たび京都を發して長州に下り、更らに太宰府に赴いた。彼等の足なみが次第に急調を帶び、或る者は俊兎の山間を驅くるがごとく、或る者は快燕の樹間を飛ぶがごとく、眼にもとまらぬ奔走ぶりに、時勢の急流を察すべきである。

薩州側では、西郷・小松が相携へて卽刻下藩する考へであつたらしい。ところが急に樣子をかへて、先づ大久保甲東を西下せしめて、急報を藩主久光公に齎らさしむることになつたらしい。大久保は堀眞太郎を同道して、

盟約の翌二十二日京都を發し、二十四日三邦丸に搭じて大阪を出帆し、二月一日に、鹿兒島、前ノ濱に著船してをる。

而して西郷は、大久保に遲るること一週間の後、一月二十九日、小松帶刀・吉井友實・桂右衞門を帶同し、一切の留守居は、島津伊勢・岩下方平に一任して、京都を出發した。そして鹿兒島に到著したのは、越えて三月十日であつた。

薩長聯合に關する長藩士・土藩士、其他關係有志に對する薩藩の懇情は、眞に到れり盡せりであつた。三吉が日記の一節に、彼れが盟約成立後の行動、及び之れに對する西郷の親切が記されてゐる。

三吉愼藏日記〔慶應二年二月〕

二月朔日

一、西郷大人の命にて。兩人共、上京可レ致とのことに付、吉井幸輔乘馬にて、兵士一小隊を引き、迎へとして來る。同夜阪本一同、並に妾附添、京師薩邸西郷大人の宿處に致る。大人出迎ひ、直に居間に坐し、事情を語る。拙者は、初めての面會なれとも、其懇情親子の如し。又一室を設け、坂本兩人、并妾とも三人の休處とせらる。是より、日々時勢の動靜、或は諸建白、尙ほ西郷大人の、他人へ尋問等の件々迄懇諭を受く。諸有志二三名宛、晝夜休所に來り、慰勞して相語たる。此時、小松帶刀・島津伊勢・桂右衞門三名

は、大夫、西郷吉之助は中老の取扱なり。大久保市藏・岩下左次右衛門・伊地知正治・村田新八・中村半次郎・西郷新吾・大山彌助・内田忠之助・伊集院金次郎・中路權右衛門・野津七左衛門・鈴木武彌・兒玉四郎吉・醫師木原泰雲等の人々、日々來話、懇情至らさるなし。

時に薩長和解、彌よ王政復古の爲め盡力、兵備の手當をなすに決し、西郷・小松・桂を始め、一と先つ歸國の事と定め、二月廿九日、夜、京師出立に付、坂本兩人、妾とも、同船にて、拙者は馬關へ、坂本は鹿兒島へ同行すとの事なり。依て附添ひ、同夜伏見に着す。數人の有志、伏見に送り來る。三月朔日、大坂藏屋敷へ着し、四日朝、川船にて下り、薩藩蒸汽船三邦丸に乘る。五日朝、大坂沖出帆、七日夜、馬關へ着す。直に通船にて、拙者は上陸し、鷄其他赤間關硯等を購し、西郷を始め、諸氏へ離別の寸志として、船に持參す。間もなく出船、因て厚謝して別る。又た坂本へは、他日馬關に來ることを約す。夫れより拙者揚陸し、常宮屋六左衛門方へ、暫時休息の內、伊藤九三來訪す。夜半長府まで通船を雇ひ、歸る。

* * * * *

木戶の智謀、阪本の俊敏、薩長聯合を廻りての、兩雄進退の迹を看ると、或ひは薄氷を履むが如く、或ひは虎穴に入るが如く、必死の狀も見え、焦心の俤も見ゆるが、飜へつて大西郷が應接の態度を見るに、蒼鷹の大空を舞ふが如く、何處やらに悠揚として迫まらざるものがある。國難前後に相迫まる長州に引かへ、薩州の地位がさしたる窮地に立つてゐなかつたことも、西郷を焦燥ならしめなかつた理由であるには相違ないが、別に西郷の

胸中、大義を執つて動かざる根柢が養はれてゐたからに外ならぬ。

品川彌二郎が、黑田了助に伴はれて、上阪し來つた時に、四境幕軍を引受くるの狀を聽取して、『先づゆる〱とお遣りなされ。何事も急いては、事を仕損じ申す。少壯血氣の人々は、兎角激發し易いものでごわすが、從容として唯だ道理を踏んで屈せず、何處までもこらへてゐれば、その中には、却つて幕軍の中から毀れ出し申さう。大丈夫事を爲す、須らく遠謀深慮なかるべからず。疎暴は事を誤まるの元でごわす』と、懇々として敎へてゐる態度でも、察せられるのである。幾多艱難を經ても、志堅からざるのみか、愈〻目尻の釣り上る者もあるが、我が西郷に至つては、愈〻窮して愈〻道に入り、益〻苦しんで益〻信を堅くするものがある。學んで容易に到り得ざるの境地、確として大西郷人格の偉大を看る。

大久保利通に與ふる書〔慶應二年三月四日〕

御別以來、不レ能ニ御音信ー候處、彌以御安康、可レ被レ成ニ御座一珍重奉レ存候。大阪の御用も、被レ爲レ濟候て、今日乘船仕居候處、村田・川村兩士、着船罷成、大體蒸艦の談判も、相決し候由。細事は、御直に御聞取被レ下候はん。省略仕候。又々黑田了助、品川同道にて、登坂いたし候付、彼方の事情は粗承候、此方の形勢も、荒增は、申聞候得共、今暫の間は、何分片付模樣にも無レ之、何卒上京いたし度との事に御座候間、差遣申候付、如何樣とか、御潛置被レ下度、奉ニ合掌一候。譬へ何樣募來候共、必過激の振舞無レ之、從容として條

理を踏、何迄も、こらへ居候はゞ、必幕中に異變到來可レ致候間、其處は萬々相含候樣、申置候。遠識無レ之俄に疎暴に變じ候ては不二相濟一旨、申聞置候間、左樣御得心可レ被レ下候。細事は御直に御聞取、可レ被レ下候。

此旨荒々奉レ得二御意一候。頓首。

三月四日〔慶應二年〕

西郷吉之助

大久保一藏樣

薩長聯盟の內容は、詳しくいへば限りがない。しかし之れを要約すれば一言にして盡くるのだ。即ち『一たび戰端が開かれた場合には、兵を京都に集めて朝廷を守護し、勤皇の大旆を翻へす』といふにある。進んで『倒幕』をやらうとする能動的な態度は見えないが、勢ひの進展次第によつては德川氏に抗せなければならぬことは、百も覺悟の中にあつた。『幕府何するものぞ』といつたところで、彼れや天下の將軍家だ。諸藩の鄕背は定まらずといへども、幕府を敵とする以上、日本全藩を相手とする丈けの覺悟は必要だ。話しが決まればじつとしてはゐられぬ。各〻國に歸つて藩論を一定し、內政の大革新を斷行し、之れに應ずるの準備を作らなければならぬ。木戸や、大久保や、西郷やらが、各〻その鄕里に歸つたのは、この一大使命を實行せんが爲めであつた。そしてそれは一刻も猶豫はならぬ緊急事であつた。

されど薩長聯合は、祕中の祕であり、機微を察し、大勢を洞見する、大經綸家にして始めて著眼し得らるると

ころであつて、少壯血氣の青年や、世情に疎いお國ざむらひの得て企及するところではなかつた。木戸は長州に歸つても、この少壯の青年連に隨分惱まされた。阪本への書中にもあるやうに『決して少年不羈の徒へは洩すべきでない。之れが爲めに大事を誤つてはならぬ』といつてゐるのであるから、明らさまに說明する譯には行かずその苦勞は察するに足るものがあつた。亦たそれは薩摩においても同樣であつた。大久保に同伴した堀眞太郎が二月十三日附を以つて、柴山良助に與へたる書簡に『御國元も今少し共は開け候やと存下候處、中々ひどく、何事も出來候丈無レ之、固陋昔日通にて、のし不レ申』と嘆じてゐるのが、何よりの證據である。

堀眞太郎より柴山良助に與ふる書（慶應二年二月十三日）

一筆致二啓上一候。御離別後も、益御堅勝。可レ被レ成二御勤務一、珍重御儀奉レ存候。御宿元も皆樣御元氣の由御座候間、乍レ憚御懸念被レ成間敷奉レ存候。小子も先月（正月）五日京著候處、帶刀殿、西鄕氏、御國許下の筈に付、帶刀殿へ相付下の筋に候處。俄に大久保氏急速下に付。小子にも前日下筋相成、先月（正月）廿二日京出立、朔日（二月）鹿兒島前の濱へ著船、無事相勤申候間、乍二他事一御安心可レ被レ下候。（中略）御國元も今少し共は、開け候やと存下候處、中々ひどく何事も出來候丈無レ之、固陋昔日通にて、のし不レ申、小松・桂・岩下・西鄕氏等先生達の、早く下り有レ之、今一變革無レ之候ては不二相成一と申事にて、折角相待申事に候。黑田にも大阪より同船にて罷下、馬關より太宰府へ立寄候付、三日跡著相成候。京都にては、留守居補田も

呼下し相成、非物四郎抔には改心にて、江戸の樣相歸り、肥後模樣少し相變候由、承居候得共、嘉右衞門（黑田淸綱）熊本へ立寄、津田へ逢候由に付、承候處、指ての事にも無之、矢張會論向にて、御國の處は少し忌み候哉に相聞得申候。しかし京都にても、淺井新九郎と申者、小松家へ參り、少しは心を寄せ候儀も有之、淺井右通の儀を、津田等も、至極喜び候哉に、相咄候由。蝦夷一條は、先見合候樣との事に候間、京都にては、何とも夫形召置申候。今日は少し取込候付、後便に筆を止、御禮旁まで如是御座候。恐惶謹言。

二月十三日（慶應二年）　　堀眞太郎

柴山良助樣

【八】寺田屋遭難の阪本龍馬

暫らく顧みて阪本龍馬の動靜を見るに、彼れの背後には、怪しき覆面の捕手が影の如く附き纏つてゐた。勝海舟・大久保一翁は、孰れ劣らぬ幕臣の雄物である。勝の奇略、大久保の沈著、共に得難き大才であつた。阪本は夙に勝に師事して居り、相往來して素懷を披瀝して居つた。大阪城代として滯阪中であつた一翁に對しては、薩長盟約成立の兩三日前に、阪本自から訪問してゐる。

併しながら、如何に畏敬し依賴してゐても、海舟・一翁共に幕臣である。阪本ともある者が、祕中の祕策を口

外すべき筈はない。鵜の毛の端ほども、素振りに見せず、反幕の大策を劃しつつあつたには相違ない。併し幕府もさる者だ。どうやら木戸の入京を感づいて、阪本の身邊も少々怪しいぞぐらゐの睨みはつけてゐた。

『海舟日記』によると、その慶應二年〔丙寅〕二月朔日の條に『聞く薩・長と結びたりと云事、實なる歟。我門、柳川の士、當春薩船に便して下の關え到りしに、長より早速使者差越、手厚成りしと。又聞く、阪龍〔阪本龍馬〕今長に行きて、是等の扱を爲す歟と。左も可レ有と思はる』とあるのに見ても、海舟も亦た薄々阪本の動靜と、薩長の接近に眼をつけてゐたことが知れるのである。

正月十八日に、阪本が山陽から上阪して、一先づ薩州邸に落つき、木場傳内の世話で入京の手筈を決め、其夜大阪城代大久保一翁を訪うてゐることは、三吉愼藏の日記において明らかである。その折、一翁は次のやうな注意を、阪本に與へてゐる。

『足下の身邊は氣をつけなければならぬぞョ。幕府では、どうやら足下が二三長州有志を同伴して、入京するといふことを嗅ぎつけて、探索が頗ぶる嚴重だ。自分の手元にも公儀の沙汰があつて、實は今の先き、手配りをしたところだから一刻も早く、當地を立退かれた方がよからう』

大久保の注告を受けて、阪本も『これは油斷がならぬ』と考へた。阪本は兼ねて用意の短銃、細川〔左馬介〕は本込銃、三吉は寺町方面から手槍を買ひ出して、各々護身用に具へた。そして此上は一刻も早く上京するの必要があるといふので、十九日伏見に達し、二十日入京した。二十一日は西郷・木戸兩雄の會見を終り、二十二日直

ちに退京、二十三日、阪本は伏見寺田屋に歸つて來た。待ち合はせてゐた三吉愼藏と共に薩長聯盟の成立を祝してゐると、俄然として危難は阪本を襲撃した。夜八ツ時といふから、今の午前二時ごろだ。船宿のことであるから女等の夜じまひは遲い。恰度阪本の妾お龍が湯殿で流してゐると、何やらヒソ〳〵話し聲が聞えた。『阪本々々』といふ斷聲を耳にしたので、扨てはと思つたお龍は、夫の一大事、寸刻の猶豫もならずと、水ぎわ立つた赤裸々のまゝ、身に一糸の紅線をも蔽はず、二階に驅け上つて、急を阪本に報じたのである。當時の情況は、三吉の日記に詳述されてゐる。

* * * * *

三吉の日記の一節に曰く、

同月（正月）廿三夜

阪本氏のみ京師より來著に付、兼て約し置きたる通り手當致し、夜半迄、京師の樣子、尙ほ過る二十一日、桂小五郎、西鄕との談判（薩長聯盟）約決の次第、委細阪本氏より聞取、此上は明二十四日、出立にて入京の上、薩邸に同道と議決したり。されば王道回復に至るべしと、一酌を催す用意をなし、懇談終り、夜半八ツ時頃に至り、「阪本の妾二階下より走り上り、店口より捕縛吏入込むと告く。直に用意の短銃を阪本氏へ付し、拙者（三吉）は手槍を伏せ覺悟す。此時一士、刀を携へ、兩人の休所に來り、不審の儀有レ之、尋問すと、案內なく押入る。兩人誰何し、薩藩士の止宿へ、無禮すなと叱れば、彼れ僞名なりと云ふ。故に疑ひあれば、當

所の薩邸へ引合ふべし、明白也といふに、彼又云ふ、兩人共、武器を携へ居るは如何と。是れ武士の常なりと答へしに、彼れ階下に去る。此機に乘じ、樓上の建具を一旦に打除け、拙者は手槍を構へ、阪本氏を後に立て、必死となる。忽ち階下より數人押し上り、各ゝ得物を携へつつ、肥後守〔松平容保〕よりの上意に付、愼み居れと、聲高く呼び立つるに因り、我れは薩人なり。上意を受くべき者に非ずと云ふを相圖に、兼て約せる覺悟の通り、一同、銃槍を以て發打し、突立つる。彼れに死傷あり、階下に引退く。其際、一名阪本氏の左脇に來り、刀を以て拇指より持銃に切り付く。阪本氏傷を負ふ。此時槍を以て防ぎしも、阪本氏裝藥叶はざる由を告ぐるに由り、此上は拙者必死に打込んと云ふを、阪本氏引止め、彼れ等退きし猶豫の間に、裡手に下り、此場を切り抜け去るべしと云ふ。其意に任せ、直に阪本氏を肩に掛け、裏口の物置を切り抜け、兩家程の戸締りを切り破り、挨拶して小路に遁れ出で、暫時、兩人とも意氣を休め、夫より又走る。途中寺あり、此圍板を飛び越んとするに、近傍、多數探索者ある樣子に付、路を轉じて川端の材木貯藏あるを見付け、其棚の上に兩人とも密に忍び込み、種々死生を語り、最早逃路あらず、此處にて割腹し、彼れの手に斃るるを免かるに如かずと云ふ。阪本氏曰く、死は覺悟の事なれば、君は是より薩邸に走附けよ。若し途にして敵人に逢はば、必死夫迄なり。僕も亦、此所にて死せんのみと。時既に曉なれば、猶豫むつかしと云ふ。其言に從ひ、直に川端にて染血を洗ひ、草鞋を拾ふて、旅人の容貌を作し、走り出づ。其際、市中の店頭に既に戸を開くものあるを以て、尚心急ぎに二丁餘り行く。幸に商人體の者に逢ひ、薩邸のある所を問ふに、

是より先き一筋道にて、三丁餘りなりと云ふ。卽ち到る。留守居大山彦八、出迎へ、昨夜の樣子は、阪本氏の妾來りて注進す。行違如何やと煩念の所、天幸なるかな、此に遁れ來るとは、今、阪本氏は無事に連れ歸るべし。三吉氏は是に留り居るべしと、云ひ捨て、大山氏自ら、船に印を建て、有志兩三名と、棹して阪本氏の潛所に到り、迎へて還る。一同鬨然、愉快の聲を發す。爾後門の出入を嚴守せしめ、急に京師の西鄕大人の許に報ず。因て吉井幸輔、乘馬にて走せ付け、尋問す。具に事情を語る。又、西鄕大人より兵士一小隊、醫師一人差添、阪本氏の療治手當方、兩人守衞の爲め、差下す由にて來著す。實に此仕向けの厚き、言語に盡す能はず。夕刻に到り、兩人共に衣服の仕向け有レ之、然處、薩邸へ走り込みたる段、奉行所より留守居所に糺問になり、兩人共に可二相渡一と申來り候得共、右樣の者は、邸内には無レ之と申し切り候。夫より人數の手配を爲し、探索更に嚴なり。或は京阪へ人相書を廻して、頻りに薩邸を窺へども、邸内には一小隊兵士の守衞ある故、妄りに手を著くること能はず。扨、寺田屋には、變動の翌日、探索者至り、家内を檢し、遺こし置きたる銃鎗及び書類、用金等を拾ひ揚げ、奉行所に取歸り候由。寺田屋儀も引合となり、糺問嚴重なる旨、歸邸の後ち告げ來る。阪本氏は追々快方にて、本月〔正月〕二十九日迄、伏見薩邸に滯在す。

巷間の稗史小說家が、阪本とお龍との關係を說き、裸形のお龍を絕世の美女とし、志士と俠婦とを相照して創作を擅ままにするのは、船宿危難の一筋であるが、お龍に遭つた土佐士人の話によると、お龍はそれほどの美人でもなく、また節義の堅い女でもなかつたといふ。それは龍馬の歿後における彼女が、終りを全うしなかつたに

見ても察せられる。

兎はいへ、阪本の爲めに、お龍は一身を打込んで愛してゐたのである。亂世の女子だけに、危難を早くも薩邸に通ずるほどの働らきはあつた。阪本も、お龍には、少なからず浮身をやつした跡がある。

そは兎も角、急を聞いて、西郷が京都薩邸から、時を遷さず、一小隊の兵士に、醫師まで添へて救援せしめたことは、阪本・三吉の感激措く能はざるところであつた。『實に此仕向けの厚き、言語に盡す能はず』といつてゐる言語の端に、彼等が如何に心強く感じ、それだけ西郷の手配に感謝したるかが現はれてゐる。平生一言を出さずと雖も、事あれば、人の急に赴むくの敏捷なる、げに西郷は頼み甲斐ある漢ではあるよ。

【九】　西郷の歸藩と藩政の大改革

『時に薩長和解、彌よ王政復古の爲盡力、兵備の手當をなすに決し、西郷・小松・桂を初め、一と先づ歸國の事と定め、二月二十九日夜、京師立に付、阪本兩人妾とも同船にて、拙者〔三吉〕は馬關へ、阪本氏は鹿兒島へ同行すとの事なり』云々。

と三吉の日記にあるやうに、西郷は小松・桂兩太夫と共に、歸國することになつた。固よりその使命は、先發の大久保が夙に齎らしたところではあるが、時局大回轉に際し、何よりも必要なる兵備の充實を圖らんが爲めに、薩藩内の一大改革を斷行せんとするにあつたことはいふまでもない。前掲の堀眞太郎から柴山良助に與ふる書翰

にもあるやうに『小子も先月〔正月〕五日、京著候處、帶刀殿、西鄕氏、御國許下の筈に付、帶刀殿へ御付下の筋に候處、俄に大久保氏急速下に付、小子にも前日下筋相成、先月二十二日、京出立、朔日〔二月〕鹿兒島前の濱へ着船、無事相勤申候間、乍二他事一御安心可レ被レ下候』云々。とあるやうに、西鄕等の歸國は豫定の行動であり、且つ衆望の歸するところでもあつたのである。阪本帶同の一行が、かくして鹿兒島に著いたのは、三月十日のことであつた。

此の時の鹿兒島は、薩藩の人材を擧げて集中するの觀があつた。西鄕南洲・小松帶刀・桂右衛門を中心として吉井友實・伊地知貞馨等東西奔走の有志は、踵を接して鄕國に歸つて來た。

何事に依らず、又た何事をするにも、內が整はねば、實行は出來ぬ。如何なる妙案も、之れを實行する實力が無ければ、一場の空論に歸する。而して之れが實行力は、他人を頼むのでは駄目で、結局は自己の力、自藩の力でなくてはならぬ。

西鄕等が中央に出て、尊皇の大義を伸べんとする爲に、いつも到著したのは、薩藩獨自の實力養成であつた。そして之れが實力を養成するには、舊來の陋習を一擲して、新時代の機運に乘ずるに足る丈の活力を養はねばならぬ。茲において乎、藩政の大改革を斷行し、人材を拔擢するの必要が痛感せられたのである。

西鄕は齊彬以來、此の爲に力を傾むけて來たが、東奔西走、未だその時期を得なかつた。慶應元年〔乙丑〕・二年〔丙寅〕となり、最早や一刻も猶豫ならぬ急調を呈し來つたので、此の機會において藩政の一大改革を斷行すべ

く、歸藩するに至つたのである。元來鹿兒島の風習は、株舊的で、久しい因習の中に階級的生活に慣らされてゐるから、あまり改革を悅ばぬ風がある。當時の士風も頗ぶる因循を極めて居り、お話にもならぬ點もあつたが、それだけ斷行し易いところもあるといふべきである。長崎より歸藩した、小松帶刀が大久保利通に宛てて、改革事情を報じたる書簡中に、這間の消息を窺ふに足るものがある。

小松帶刀より大久保利通に贈れる書〔慶應二年五月〕

〔前略〕扨爰元之儀も、未格別御手を不レ被二召付一、ミニーケル稽古方は、被二仰出一候處、人氣も相向、多人數之稽古人に御座候。御歡可レ被レ下候。其他の事は、西郷抔歸府之上、盡二評議一筈に候。此節は十分之御變革有レ之度、乍レ不レ及、力之限者、出精いたし度心得に御座候。世間之情態も、未能相分不レ申候得共、不二相替一、因循之模樣に御座候。しかし別段異論も更に承り不レ申候。御安心可レ被レ下候。岩下家も、不レ遠歸國に相成候半と、折角御待申上候間、御出京に相成候はば、早目御歸國を御進め可レ被レ下候。〔下略〕云々。

西郷は鹿兒島に歸ると、直ぐに小松太夫と共に、踊鄕の溫泉に入湯して、暫らく俗塵を洗ひ、身神の靜養に努めてゐた。

又た伊地知貞馨の書中にも、尋常一樣の御時勢ではないから、此時こそは國是一定の根本的大改革を要することを述べ、次のやうに報じてゐる。

伊地知貞馨より大久保利通に贈れる書（慶應二年五月）

（前略）此方も當分人氣も穩にて、少々物議共は有ㇾ之向（大改革に就て）に被ㇾ伺候得共、差（さし）ての事に無ニ御座一候。攝大夫（喜入攝津）は私領え、當分被ニ差越一候。此内より之存慮之事共に無ㇾ之哉と被ㇾ察申候。小太夫（小松帶刀）西鄕氏（吉之助）にも、湯治にて、未大會は無ㇾ之候。何れ國是の論を定め、大本確立、基礎相据度、是而已懇願に御座候。開闢以來非常の時節、素より尋常定格を以、難ㇾ論候得共、根あつての枝葉、體ありての用に候得者、早々國體据へ置度者に御座候。新納氏（刑部）五代氏（才助）歸朝。新說共承り候。歐洲内えベルギーと申國有ㇾ之（本は蘭分國）國政も調候國柄、此節通信並に商社人假約定有ㇾ之、於ニ桂氏（右衛門）宅一、御家老、御側役、御勝手方會議、議論段々相立候得共、思召を以て御一決、來る八月比、表通使節被ニ差立一候筈御座候。山川（揖宿郡）に紡績機關取立之筈、廣大御手相付（中略）諸機關も、追々御取建之賦（つもり）に御座候（下略）云々。

書中に記されてゐる新納・五代等は、慶應元年（乙丑）藩命を帶びて英國に留學した者で、彼等の歸國により、更らに歐洲の事情は傳へられた。

刻々に變革（へんかく）し來る時勢に應ずべく、薩藩においては、既に前年、即ち慶應元年（乙丑）三月を以て、左の如く英國に留學せしめてゐる。

第一回薩藩英國留學生（慶應元年三月出發）

【資格】	【修業學科】	【變名】	【實名】	【年齡】
○大目付監督	…………	石垣鋭之助	新納刑部久修	…………
○大目付開成所掛學頭	…………	上野良太郎	町田民部久成	（廿八歲）
○小姓組番頭	（陸軍學）	橋直助	村橋直衞	（廿三歲）
○當番頭	（陸軍學）	杉浦弘藏	畠山良之助義成	（廿三歲）
○當番頭	（陸軍學）	三笠政之助	名越平馬時成	（廿一歲）
○開成所訓導	（文學）	野仲仲平	鮫島誠藏尙信	（廿一歲）
○開成所句讀師醫師蘭學	（醫學）	朝倉省吾	田中靜洲盛明	（廿三歲）
○醫師	（化學）	吉野淸左衞門	中村宗見博愛	（廿五歲）
○初造士館句讀師後開成所諸生英學	（海軍測量科）	澤井鐵馬	森金之丞有禮	（十九歲）
○開成所句讀師蘭學	（海軍測量科）	永井五百介	吉田巳次淸成	（廿一歲）
○奧小姓開成所諸生	（海軍測量科）	松村淳藏	市來勘十郎	（廿四歲）
○開成所諸生	（海軍測量科）	松元誠一	高見彌一	（卅一歲）

○開成所諸生〔海軍機械科〕岩屋虎之助　東郷虎之助〔廿三歳〕
○開成所諸生蘭學〔海軍機械科〕鹽田權之丞　町田申四郎〔十九歳〕
○開成所諸生……………清水兼次郎　町田謙次郎〔十五歳〕
○開成所諸生英學…………長澤鼎　磯永彥助〔十四歳〕
○船奉行敎育掛…………出水泉藏　寺島陶藏宗則…………
○船奉行見習…………關研藏　五代才助友厚…………
○英語通譯…………高木政次　堀壯十郎…………

海外渡航は、固より幕府の嚴禁するところである。一行悉く變名せしめたのは、その爲であり、且つ出航に際しても、薩州領である甑島に渡航するものとして、發航せしめ、藩命も甑島出張の名義を與へてゐる。

文久三年〔癸亥〕において、英艦と一戰したる薩藩が、翌元治元年〔甲子〕には開成所を興して海外の智識・語學等を學ばしめ、更らに翌慶應元年〔乙丑〕には、英國留學生を送るに至つては、薩藩進取の意氣察すべきである。

當時選拔された、薩藩子弟は、悉く十四五歳より二十八九歳といふ少壯有爲の士で、遠く支那海・印度洋を渡り、亞弗利加大陸の南端喜望峰を越えて大英帝國に乘り込むに至つては、その遠大の志望、寔に壯とするに足るではないか。併もその學ぶところは、陸海軍事に關するのみならず、文學・醫學・化學・測量・機械の密なるにまで及んでゐるのは、寧ろ驚嘆に値ひする。此の第一回の留學生中から、後の寺島宗則・五代友厚・松村淳藏中

將の如きを出したるは、寔に故なきにあらずである。

薩藩は既に此時、堂々たる『開國進取』の國是に向つて、堂々として進んでゐる。長州では井上馨・伊藤博文ぐらゐしか渡歐した者がない時に、早くも十九名の留學生を大發してゐるのは、薩藩の志望の如何に雄大なるかを察せしむるではない乎。十四五歳といへば、今日では未だ中學一二年の少年に過ぎぬ。それが海外萬里の波濤を越えて、天涯の絕域に航し、髮を蒼海の熱風に散ずるの光景は、何たる勇壯の俤であらう。

伊地知の書簡に依れば、一行中の新納刑部・五代友厚の兩人が、早くも歸朝し、白耳義人との間に、商取引並に通信の契約を爲し、山川港に紡績工場を設くる爲めに、諸機械を設置するなど、駸々乎たるその進出振は、到底他藩の企及し得るところではなかつた。

愈々西鄕等が藩政改革に着手するに當り、早くも慶應二年〔丙寅〕三月二十七日に、第二回の留學生として、

吉原彌次郎〔重俊〕　仁禮平助〔景範〕　江夏蘇介　湯池定基　種子島敬輔

の五名を、英國船によつて長崎を出帆せしめ、歐洲へ派遣してゐる。

*　*　*　*　*

薩長の密約は既に成立してゐる。之れを知る者は兩三氏に過ぎなかつたにせよ。その兩三氏は、實に薩藩の國論を左右する重望を負ふ人々である。彼等は第一に藩論確立の要を認め、島津忠義・久光兩公に事情を報告して一大決心を促がした。第二には兵備の充實である。阪本が西鄕に同伴したのは、言ふまでもなく、彼れの群を拔

いた手腕を以つて、薩摩海軍の編成に盡力せんが爲めであつた。西鄕が早くも海軍に著眼したことは、今におい て頗ぶる達眼卓識とせざるを得ぬ。後年『薩の海軍、長の陸軍』と併稱せらるるまでに、薩摩が海軍に人材を出したのは、何といつても南洲の先見に負ふところが多いといはねばならぬ。後の山本權兵衞伯等が、身を海軍に投ずるに到つたのは、一に南洲先生の敎訓によると人に談つてゐるのも、故あることなのである。豈この雄將のみに止まらんやで、南洲翁が後年私學校を起した時に、年少子弟を多く海外に出游せしめて、海軍士官たらしめたことは『薩の海軍』に偉大なる力あらしむる所以であつた。

西鄕・小松等が踊鄕溫泉から歸麑すると、諸役合同の會議が開かれ、改革は著々として行はれた。當時改革の要綱は、大凡そ次の如き方針の下に立てられた。

一、舊格に泥まず、大いに新人材を登用するの道を啓くこと。

二、藩主始め諸事、用を節し、國力の充實に努むること。

三、諸役人の定數を定め、剩員を省くこと。

四、大いに門戶を開放して、他國商人・旅客の入國を緩にすること。

五、陸・海軍軍備の充實を謀ること。

六、外國人を傭うて、その長所を發揮せしむること。

七、身分卑しき者と雖も、進言の自由を與ふること。

八、外國機械等、大いに採用し、國用に供すること。

等であつて、要するに『開國進取』『富國强兵』の實を擧ぐるに在つた。次に掲ぐる吉井友實の書中にも、その一端を讀むことが出來る。

吉井友實より大久保利通へ與ふる書〔慶應二年五月十日〕

〔前略〕當地〔鹿兒島〕も此節は、大變革相始り、海陸軍等、夫々御掛りにて、振興之筈、就ては君邊より、非常の御取縮被レ爲レ在、御役人定數被ニ相定一、海陸軍に被ニ振向一候賦に御內定、相成居申候。〔中略〕遠客も、當月末か來月初にかけ、廻船之模樣、且遠航海、要路の處より御擇にて、御遣之御模樣、內外多端の事に御座候。〔下略〕云々。

更らに西郷自身、大久保に與へたる書簡に、諸役人等も、單に役所に出てゐる時丈け事務を見るといふに留まらず、自宅に在るの時も、急に應じ事を斷ずるといふ勢ひを生じ、上下、共に新機運に乘じ來つた有樣を報じてゐる。

大久保利通へ與ふる書〔慶應二年五月十日〕

御細翰忝拜誦仕候、彌以御安康、御勤務の由、珍重奉レ存候。陳者大坂御下にて、細事御聞糺、御申越相成候

處、湯治中にて旅先え相達、早々相廻奉レ達ニ御聽ー候處、餘程御安慮被レ遊候次第にて御座候。左樣思召可レ被レ下候。藝地破れとやら叡山登の阿放事、餘多の出役迄も、皆貴兄方御揃の事故、ちつとも不レ動、安心いたし居申候。若哉相變候儀も御座候はば、蒸艦貳艘も參居候付、直樣御飛せの筈と、呑込居申候。いづれ人數丈は、先御見合相成候はんと、御察申上居候。蒸艦出帆の筋は、湯治中にて、御返事も不レ仕、甚不埒の仕合に御座候。此度の交代人數には、決て驚出し候はん。十分、勢は張れ候事と奉レ存候。其許よりの飛脚、御見合相成居候處、いまだ着不レ致、爰許も、夫故延引いたし申候。先月〔四月〕廿一日限の期限を以、御呼出との趣、小笠原候決戰の含と申事、相聞得候得共、何分軍の出來候丈けに無レ之、又寛々打替候はんかと、被ニ相察ー申候。近來何方よりも便無レ之、事情不ニ相知ー候へ共、破立候はば、自然相知れ候筈、御座候へ共、爲レ何樣子も不ニ相聞ー候付ては、決策は相違いたし候はんかと、被ニ相考ー申候。如何の形勢、相成候はんかと、日日御待申上居候事に御座候。嘸御配慮の筈と奉レ存候○近衞御父子樣〔忠凞・忠房〕より御兩殿樣へ御狀參り、梅芳院〔近衞家老女〕儀、京都え被レ止、郁君樣〔忠凞夫人〕御靈前御祭らせ被レ爲レ成度、左樣無レ之候ては内府樣御孝道も、不レ被レ爲レ立との趣、御願申來候へ共、全體わるものの儀に候へば、如何にも被ニ殘置ー候處、不レ宜事故、御反書の儀は、御一通にて委細貴兄より御聞取被レ下候樣、申參筈、御治定相成候付、貴兄えは、私より委細申上越候て、程能御斷被ニ申上ー、御暇相成候樣、御働被レ下度御賴申上候。貞君樣〔忠房夫人〕も被レ爲レ入、其上梅芳院を以、御祭不レ被レ成候ては、御孝道不レ被レ爲レ立との趣、却て御不孝道の譯、御母君樣を

餘人を以御祭らせ被レ遊候趣、御孝道に迦候御事と奉レ存候。中將樣にも、思召には相逆候譯に候得共、婦人の奸は、一番恐しきもの候間、御暇相成候方、却て御爲にも可レ宜、委敷貴兄え、申遣候樣、御沙汰被レ爲レ在候間、宜敷御計可レ被レ下候。御當地も御變革御手初も有レ之、御家老方、夫々御受持相立、是迄の御月番廻は相變じ、譬御出勤無レ之共、宅におひて、御用御聞かせられ、至極の御振はまりにて、初り掛候付、追々道も開立候はん。相樂居申候。仰出等寫は長藏より差上候由承候付、相省き申候。いづれ俗論も、可ニ相起一候得共、當日迄は、何も不ニ申觸一趣と相聞かれ申候。何とも云はぬ樣にとは、決て不ニ出來一ものに御座候間、目當を定め、是非仕遂までは、不レ動譯に御座候。いまだ申上程の愉快は無レ之、近々御聞に入れ候程の事も、有れかしと祈入申候。其御許の儀は、どうでも動きの付候はば、早々御申遣可レ被レ下候。此旨荒々御報迄、如レ斯御座候。恐惶謹言。

五月十日〔慶應二年〕　　　　西郷吉之助

大久保一藏樣

かくて薩藩藩政の大改革は著々進行し、大に鳳翼を伸ばすの基礎は成立した。西郷は時に大番頭で、お側役を勤めてゐたが、改革の結果、大目附に上せられることになつた。大志ある西郷は寧ろ之れを不便とし、固く辭して受けなかつた。彼れは役人を勤めて、所謂鰻上りを悅ぶ人間ではない。自由に四方に馳驅して、國家革新の大

業を成就すべき、一大野人であつたのだ。彼れは婦女子の袂にじやるる猫ではなく、山月に高嘯する猛虎だ。

當時、横井小楠が、薩州改革の状を論じて、兄弟に與へた書簡がある。その中に曰く、

横井小楠より兄弟に與ふる書抄（慶應二年十二月七日）

〔前略〕

一薩州は、自國取り堅め申論一定いたし、彌以富國強兵に取り懸り、西洋器械も、大抵取り寄せ、洋人も四五輩呼寄せ、操練等、甚盛大に相成候。家中若者共は、大抵洋服截髪いたし候、是迄國中、旅人は嚴禁之處、鹿子島内は、勿論、何方もさし許候故、諸國商人、追々入込み、城下抔は、日々にきはひ候。國論と大にうち替り、智術計策にて、行れさる事も合點いたし、何も誠心公平之處に、一統歸候由。必竟は、大隅公（久光）非常之人にて、此地にかたまり珍重に候。當君（忠義）も、餘程宜敷、日々政事堂に出方自身上聞候也。近頃訴訟箱を被レ出、下情を聞もし、聞かれ候主意に付、いか成下賤よりも、言上不レ苦、毎朝自身開封被レ致候。是等は近來の美事也。

【十】幕府五卿を召致せんとす

西郷が藩政改革の爲めに、鹿兒島歸國中、三條公を初め、筑前太宰府に潜在してゐた五卿の身邊に、切迫した

事情が生じた。それは幕閣が長州再征の意を決すると同時に、三條卿以下を大阪に召致しようとし、目付小林甚六郎を筑前藩に派して、五卿の引渡しを迫つて來たことであつた。

當時筑前の勤皇有志は、多くは刑せられ、藩論は一に佐幕論——佐幕論といふほどでなく、先づ日和見ぐらゐのところではあつたが、幕府の嫌疑を怖ること、虎よりも甚しいものがあつたので、大體佐幕の風が盛んであつたと見てよい——が、勢力を占めてゐたので、五卿は或ひは小林の爲めに拉致せられるやも知れぬ勢ひとなつた。この逼迫した危難に面して、その誰れよりも驚ろいたのは、いふまでもなく五卿それ自身である。

小林が幕命を齎らして福岡に著いたのは、三月三十日で、頗ぶる手強く藩廳に肉薄して居る。筑前藩が幕府を怖れるとはいひ狀、實は筑前藩の獨斷で、五卿を手渡することは出來ない。それは第一征長の公約によつて、五卿は五藩の連帶責任として護衛することになつてゐるからである。五藩中の最有力者は、勿論薩摩であつたことは、今ま更ら多言を要しない。

三條實美卿は、何よりも先づ、薩藩士をして事の急を西鄉に報ぜしめた。西鄉は五卿の急を救ふべく、黒田清隆・伊集院兼寛に、兵三十餘人を帶同せしめて、一路直行、太宰府に急派した。

薩長聯盟の根本精神は、いふまでもなく皇政の復古にあるので、その皇政の復古には五卿はなくてならぬ楔子である。薩長聯盟既に成立するの今日、五卿を幕府に手渡してなるものではない。西鄉は黒田に命じて、斷じて五卿引渡しを拒ましむるの方針を授けた。

黒田が太宰府に著いたのは四月三日で、翌四日、黒田は堀直次郎と共に、直接小林甚六郎に面會して、薩藩が五卿を守護する使命の何物なるかを力說した。彼れは曰く、

『抑ゝ五卿なるものは、征長總督府が幕府の命を奉じて五藩にお預けとなつたのであつて、我々は藩主及び大隅守の命を奉じて、その任に就いてゐるものである。足下が如何に幕命を振り翳して來たところで、我々は我が主君の命令あるにあらざれば、輕々しく此の重任を解くことは出來ない。足下若し果して我々をして命令に伏せしめようとするならば、宜しく先づ朝廷に申し上げ、天裁を經て我が藩主公に命令を下されるがよい。藩主公より命令があるならば、我々は卽刻五卿を足下にお渡し致すであらう。事ここに至らざる限り、我等は斷じて五卿を手放すことは出來ぬ。若し强ひて五卿を奪取しようとするならば、致し方がないから、兵火に訴へて勝敗を決するの外はない』

黒田が小林を面詰したる、颯爽たる風姿は、頗ぶる溜飮を下ぐるに足るが、土方の『回天實記』に、當時の狀況を詳細に寫し出してゐる。

『回天實記』抄　〔慶應二年四月五日〕

四月五日、晴。四つ時參殿、八ツ時退出。七ツ時半頃より、薩藩黒田嘉右衞門・堀平右衞門・川畑伊右衞門・三雲藤一郎面會致度申來候に付、水野溪雲齋、同行す。黒田曰。我々共去月〔三月〕二十八日、國許出足、途

中に於、幕目付博多着岸之飛脚に行逢候に付、倍道兼行之處、於二肥後領分一堀平右衞門に逢ひ、初て詳細之事情承候に付、一同憤慨、直に同人も同行にて、昨夕（四月四日）着、不レ取敢二日市目付旅宿へ參候處、賓滿山行之留守にて、不レ得二面會一、今朝小林氏（甚六郎）に面會、僕曰、承候得者、使君、此度五卿方へ、御面會之上、幕府之意向御申立にて、浪華迄、五卿方御伴被レ成、舊位舊職等御復之事、御周旋之趣、以ての外の御處置、甚了解不レ仕候。元來五卿方、長州より御渡海之義は、幕府より奉二朝命一候上之事にて、弊藩初、五藩へ、守護被レ命候事故、寡君父子に於ても、恭奉二天幕之命一一同專心一意にて、御守護仕候樣、固く申付候。某等陪臣之身、唯主命有を知て、其他を知らす。設ひ天幕之命なりと雖、主命之無レ之間は、五卿方、他へ御移轉の事、斷じて御請難レ仕、又假りに五卿方に於て、御同意被レ成候共、某等御守護之身、死を以ても諫諍可レ仕、若又使君、是非共、御伴被レ成度思召に候はゞ、先以天朝へ奏聞に及ひ、天朝より寡君に勅命あり。其上にて、寡君より某等に下命致候儀なれは、謹て御請可レ仕候。然共、弊國初より定論あり。假令 朝命・幕命たりと雖、義に於て缺る所有レ之候得者、如何樣にも諫奏、服命仕間敷候に付、使君五卿方へ拜謁御歸坂之義は、御見合可レ被レ成、若强て被レ成時は、弊藩僻國頑陋之風習、壯士輩必奮激、兵器をも相携へ、御守護仕、如何樣之亂階相開き候哉も不レ測、何卒御熟察有レ之度旨、申入候處、幕吏等、大に恐慌落膽、不レ知レ所レ答、少焉、小林答曰、貴下等之御論、至極尤なれば、尚熟議御答可レ致云々。折柄四藩之士、亦參合せ候に付、右陳述之次第、申聞候處、孰れも同意にて、更に異議無レ之候間、御安心有レ之度、尚五卿方へも、宜

敷右之趣、御上中相願候云云にて、其より參殿申入、夜四ツ頃退出。

西郷直傳の論鋒を以つて、黒田は小林に猛襲した。小林たるもの愕ろかざるを得んやである。併し彼れも去る者、向後如何なる方法に出るかも知れないと思つたので、黒田は更らに増兵を老臣桂右衞門に要求した。

大山格之助〔綱良〕は三十五人の藩兵と、野戰砲三門を曳いて筑前に入り、尋いで吉井友實も亦た太宰府に入つた。それは六月六日のことであつたが、流石の小林も、玆に到つて策の施すべきものがなかつたと見えて、五卿上阪は、遂にその成功を見るに至らずして、水泡に歸した。

薩藩がかくして小部隊を次から次に國外に出したのは、頗ぶる注目を要することである。五卿問題は勿論その表面の急務であつたには相違ないが、他には皇政復古の大業を目前に控へて、兵を次第に中原に集めんとする手段であつたことを、察せざるを得ない。のみならず、時に幕長の再戰は既に演出せられ、長州は必死の力を以つて、之れに對戰しつつあつたからであつた。

第二章　幕府の長州再征と薩藩の獨立的態度

【一】長州再征と幕府の態度（一）

閣老・及び徳川慶喜の態度

薩長の密約既に成り、口に出してこそ放言はせね、兩藩の豪傑連は、各ゝ藩地に歸つて、皇政復古の素地を作りつつあつた際に、それを知つてか知らずてか、幕閣の間では、ひたすら、長州再征の方策を進めて行つた。一口に幕府側といつても、その中にはいろ〳〵に議論は別れて居つて、寛猛の主張は、人により、藩により、一硬一軟、一弛一張であつた。その中でも、一橋は最も强硬なる再征論者で、

【一】防長の半ばを沒收し、

【二】毛利敬親父子を蟄居せしめなければ、蛇の生殺しは、却つて百年の大害を殘すものである。

との、主張であつた。

慶應二年〔丙寅〕正月、一橋が將軍に致したる建白書によつて、その主張は充分に明瞭である。

徳川慶喜の提出せる幕府への上書〔慶應二年正月〕

毛利大膳〔敬親〕家老共詰問爲ニ御用一被ニ差遣一候大小御目付、右御用相濟、先々被レ致ニ歸坂一候に付、此上御處置振之義、御年寄中えも申談、尚見込之趣、其節不ニ取敢一申上置候處、何分御大事之儀に御座候間、肥後守〔松平容保〕越中守〔松平定敬〕之見込之趣も、得と承届候上、御治定相成候樣致度、歸京後早々兩人え申談、十分評議相盡候處、大膳父子一昨秋以來、謹愼伏罪罷在候段者、無ニ相違一と申立有レ之候得共、第一京都亂入、向ニ禁闕一致ニ放砲一候者共を始、公武え對し不ニ相濟一所業有レ之候激徒共、今以其儘差置候而已ならす、夫々之役場え差遣置候儀も有レ之由相聞、山口城再築之儀も、家老共申立候趣者、全事實相違に而、領內所々關門嚴重に相設、往來人者差留、尚又外國人に懇信を結ひ、相對勝手を以、兵器等買入候儀も、風聞而已に無レ之承込、其外領內取締之爲とは乍レ申、父子共寺院蟄居之身を以て、永く山口表え出張罷在、末家並家老共、被ニ召呼一候節も、容易に差出不レ申、殊に今般御詰問に被レ及候、宍戸備後介儀も全僞名に而、家老立場之者にも無レ之由。同人差出候書面之意も、表向恭順に致し、難レ有御沙汰を相待居候旨者、認有レ之候得共、底意之處者、詰り自儘之申立に而、此上御處置御沙汰に寄候而者、一圓御請仕間敷氣込、十分相顯れ居、一昨〔元治元年〕七月、京都暴動等之儀者、聊も取敢〔取合〕不レ申、只々大膳父子年來之勤功而已數へ立、是迄公武御仕向不ニ御宜一故之儀と、體能仕なし候者に有レ之、從而藝州表え罷出候、諸隊之者共、對ニ御人數一不敬

之振舞有レ之哉にも相聞、總而右樣之事に而者、大膳父子謝罪申立、國中一同謹愼、御沙汰相待居候實意共難レ申、公武え對し奉レ畏候主意無レ之段顯然に付、此上者、速に金鼓を以、其罪狀を御糺し、兼而被ニ仰出一候、朝敵之御取扱被レ成可レ然筋に候得共、素々表向伏罪申立候儀故、再應之御手數なから、尙又御年寄共之內壹人、彼之國境迄被ニ差遣一、大膳父子呼出し、自然病氣等にて、難ニ罷出一旨申立候はは、山口・萩迄も踏込、前條不都合之廉者、御詰問に被レ及、父子に於て彌恐入、幾重にも御詫申上候事に候はは、前條激徒共處置振を始、何れも天下之耳目に、明白に相分候程之實意を以、夫々申譯相立候樣可ニ取計一、右樣相成候上者、大膳父子、日頃示方不行屆之廉而已御咎に相成、朝敵之罪科者御赦免にて、格別之以ニ御仁惠一、寛大之被レ及ニ御沙汰ニ可レ然候得共、何分前條之通に而者、何程御寛大之思召に被レ爲レ入候共、被レ對ニ御所一無レ謂御處置振、御執行可ニ相成一樣も無レ之、隨而兩度迄、天下諸大名之兵を動し被レ成候廉え奉レ對、此分に而、其儘御捨置被レ成候而者、最早御武威者、夫迄之事に有レ之、且者半年餘之御進發に而、十分之御効も無レ之、御屈し被レ遊候樣成行候而者、詰り御職掌えも相拘り、天下之御物笑ひと相成、長防に於ても彌增長致し、此上平定之見据も不ニ相立一、大亂不日に相開き候儀故、是非大膳父子え、今一應御詰問有レ之可レ然旨、肥後守・越中守・一同評議之上、御年寄共え申遣〔申出〕候處、坂地御評議之面々は〔向は〕聊異同有レ之、最早一旦御詰問相濟候上者、譬へ大膳父子に相尋候迚も、矢張同樣之事に可レ有レ之、自然病身等申立、彼是時日を移居候內に者、諸方之氣合も相弛み、無益之手數に落入候而已に而、事之成敗に預り不レ申儀に付、此上右等之手段に不レ及、

直様寛大之御處置被ニ仰渡ニ可レ然、左候はは國中格別之御仁惠に伏し、難レ有奉レ存候處より、激徒(げきと)共不ニ相濟一所業に及候者は、其國内におゐて取締も相立可レ申、萬々一不服(ふふく)之儀御座候とも、於ニ公武一斯迄格別に御仁惠被レ爲レ在候を、一切御請不ニ申上一候様之事に相成候はは、一段之罪狀も相增候儀故、諸大名におゐても勇み立、人數繰出(くりだ)し可ニ相成一、其節者御下知無レ之共、四方より討入、大膳父子之罪を相糺(あひただし)可レ申候に付、一先右之被ニ仰出一〔仰渡〕有レ之可レ然、尤寛大之御沙汰と申儀も、領地(れうち)等其儘に被レ置候而者、御刑典(けいてん)も相立不レ申儀に付、高之内十萬石も被ニ召上一、父子共御咎可レ被ニ仰付一哉之見込の由承り候に付、尙又肥後守・越中守共申談、得と勘辨(かんべん)相考候處、御年寄共見込之處、理合者御座候得共、右に而者全目前之儀を無事に取計候との事に而、決而病根を拔去(ぬきさり)候療治に無レ之、此儀者前日も於ニ御前一申上候通之事に而、且前事之敗れと、敗れに不レ致との二ツは姑(しばら)く差置、大凡前に定居候筋合に〔凡事見居候筋合之〕相立と不ニ相立一との界を以て、見据相立候儀、當節之第一專務に有レ之、何程目前之事は相敗れ候而も後に治り候事に候はは、勿論執行可レ然、又何程目前無事に及候とも、後て大亂引出候儀、差向見へ居候事に候はは、一圓御執行難ニ相成一筋に而、今般長州御處置、無ニ此上一大切之事に奉レ存候間、聊も御手落御座候而者、後來御取戻し六ケ敷儀と、幾重にも厚く被レ盡ニ御評議一、尙前後之事務、篤と御勘辨被レ爲レ在候はは、前件此儘寛大之御沙汰に被レ及候儀、如何可レ有ニ御座一哉。何分病根迄斷切御療治無レ之候而者、譬へ今日は平癒に及候而も、明日者直に再發致候筋に而、遂には惣身之命脈にも相拘り候様可ニ相成一、第一備後介中立之趣、只々僞辯(ぎべん)を飾り、自己之勝手を申張、平常復古之御

沙汰を相願候底意、甚不ニ相濟一御年寄共見込之通、直樣寛大之御沙汰に被レ及、國内一統難レ有承伏仕り、激徒共速に取締相付、鎭靜に及候はは、重疊國家之幸に御座候得共、私共掛念之趣者、右樣相成候はは表向御請者申上候共、內實益御武威之程を侮り、此上國中彌悔悟改心之期者有レ之間敷、左候迚最早一應之御咎め相濟候後者、右家來共京地・江戸表えも入込候儀難ニ相成一共難レ申、左すれは其者共再ひ入込、前々の如く種々不ニ相濟一儀差働候者、差向見居候事に而、其節に至り、今般之御處置御手落之儀と、相悔候而も、無レ詮筋に而、譬へ父子兩人え、嚴重之御沙汰も無レ之、隨而領地は其儘被ニ差置一候共、彌悔悟改心爲レ仕此上公武之御奉公、實以誠意相盡候樣相成候はは、則御武威相輝候儀に而、決而兵革を御動し被レ遊候而已、御武威と申には無レ之候得共、父子兩人を始、國中擧而實心悔悟之運ひ、相付不レ申限りは、兩國不レ殘召上候共、右國內士民御武威に服し候とは難レ申義に付、當節之御手段、只管父子實心悔悟に及ひ、國內之激徒、自分より處置爲レ致候樣御仕向之義第一に可レ有レ之處、右御運ひも相付不レ申內、此儘直樣寛大之御沙汰に及候而者、必定御手落之事と、後に大に悔候義出來可レ申、尙又一旦朝敵之名を蒙り候者、譬へ服罪申立候共、服罪之實無レ之候に、右樣之御取計に相成候段、被レ對ニ御所向一候而も、御都合之筋にも有レ之間敷歟。從而再度迄天下之大兵を御動し被レ遊候條、未熟之御處置に歸着致候而者、天下之人心瓦解之基と相成、防長二ケ國は鎭定に及候共、天下之騷動者休申間敷、左すれは今般之御處置者、治亂之境と奉レ存候間、病根を斷切候御手段無レ之而者、相叶不レ申義に候處、自然成功御差急の餘り、程能御取計にも相成候樣之義に被レ存、後日御取戾し難ニ

相成ニ事に立至候而者恐入候間、呉々も此義厚御賢考、被レ爲レ在候樣仕度、尤追々永引候內には、御國力御疲弊者勿論、諸家兵氣も相撓み、意外之事變も難レ計候に付、可レ成丈一日も早ふ御事濟に相成候樣致し度、尙又人情無事に相過し度存不レ申者は、壹人も無レ之候得共、御事體に於て、右樣御都合之立樣〔之儀〕に而者、相運兼候義も有レ之、且道筋相立候上、破れ候義者、無ニ餘義一次第に而、後々御取戻しも相成候得共、萬一御處置之上、筋合相違不レ申義有レ之、相敗候節者、後に引返も出來不レ申義に付、大膳父子に於ては、如何樣之義申立候とも、此方御處置之上に而者、一點之御後闇き義無レ之、公明正大、天下服從仕候樣、御進退被レ遊、自然彼れ不レ服候はは、素より御進發中之義、速に御討入被レ遊候迄之事と御覺悟被レ遊候はは、推而服罪之御取計被レ成候にも及申間敷、且是迄追々御永引、一ケ年餘も相掛り候末、今日に至て一二月を爭ひ、御手落の事御座候而者、實に遺憾之義に御座候間、何卒今一應大膳父子底意御詰問之上、寬嚴如何共御處置被ニ仰出一候樣仕度奉レ存候。就レ夫御年寄共之內、急々上京致し候樣申遣候間、着次第、委細申談候義に御座候得共、右之趣者、國家重大之事件に御座候間、尙幾重にも厚く御賢考被レ爲レ在、可レ然思召候はは、早々御英斷を以て、御決議に相成候樣仕度願候。此段、大略以ニ書取一奉ニ言上一候。以上。

寅正月〔慶應二年〕　　一橋中納言〔慶喜〕

*　*　*　*　*

慶喜の意嚮に從へば、長州の處分は、抜本塞源的處置を執る必要があり、その爲には、今一應、毛利敬親・定廣父子を喚び出して、否やの確答を致させ、國中の紛亂は父子の責任として、自から解決せしむるやうにしたがよいといふのである。前掲文意の要を執つていへば、

『……大膳父子を今一應詰問ありて然るべき旨、肥後守〔會津〕越中守〔桑名〕と評議の上、年寄どもへ申出でしに、阪地の御評議にては、聊か異同あり、もはや詰問せずして、直に處置を申渡すべく、十萬石も召上げられ、父子とも御咎仰付けらるべき意見の由なれども、そは目前の無事を計るのみ。決して病根を抜き去るべき療法にあらず。今直に寛大の沙汰に及ばれ、國內一同承服し、激徒速に鎭撫に及ばば、國家の大幸なれども、某等の懸念する所は、外、承服を奏すとも、內は益〻御威武を侮り、悔悟、改心の期は、決してあるまじきなり。既に一應の御咎濟みたる後は、家外共、京地、江戸へ入り込む事を禁じ難く、再び入込みて、以前の如く種々相働くは必定なり。其節に至り、悔ゆとも詮なし。若し又父子兩人へ嚴重の沙汰もなく、領地を其儘差置かるるとも、實に悔悟、改心せば、卽ち御武威を輝かせるものにて、兵革を動かさるるのみが、御武威と申すべきにあらず。兩人を始め、國中悉く悔悟せざる限は、兩國殘らず召上げらるるとも、國內の士民、御武威に服すといふべきにあらず。故に當節の手段は、ひたすら父子の中心より悔悟して、國內の激徒を自ら處置せしむるやう、御仕向けあるを第一とす。若し然らずして、此儘寛大の沙汰に及ばば、後に大に悔ゆる事あらん。道筋立ちし上ならば、敗るるとも、後の取戻は、相成るべけれど、萬一、御處置その道を失はば、敗れたる時、恢

復の方法なからん』

と云ふにあつて、要するに表面のみ恭順と云つてゐても、裏面は之と全く反對に、幕府反抗の意氣を露はしてゐるのだから、今一應敬親父子を詰問し、然る上、兎角の命令を發するに如かずといふのである。文中に阪地云云とあるのは、板倉伊賀守・小笠原壹岐守を指さしたもので、兩者は今に至つて詰問は無用、直ちに征伐すべしとの論者であつた。處分方法の上にも、多少の相違があつた。

【三】長州再征と幕府の態度（二）

紀州家徳川茂承の建言

慶喜の意見は、議論として寔に立派である。正々堂々たる立論である。併し多少時期後れの觀がないではない。甲子の兵變に禁闕に發砲した朝敵を云ふならば、それは第一回の征長で、兎も角も、一應、鳧がついてゐる筈である。慶喜の云ふやうに、長州再起のならぬやうに、根本的解決をするのならば、將軍親發の當初において、電光石火的に、解決して置くべきだ。

扨て慶喜は兎も角、當の責任者たる、征長軍總督を引受けてゐる紀州侯徳川茂承は如何なる態度であつたか。彼れは快よく總督の任命を拜したのではない。再三再四固辭したが、聽かれないので、止むなく引受けたに過ぎ

ぬ。即ち澁々ながらの出陣である。そこで意氣の揚らう筈はなく、隨つて士氣の振はふ道理はない。
去りとて、乘り掛つた船だ。何とか結論を著けなければならぬ。こんな勘定の合はぬ戰爭に、永く引掛つてゐては、費用倒れに歸するのみだから、結局、早く何とか形づけるより外はない。斯やうな心理から、長州處分に關する建白書を差出してゐる。

紀州侯德川茂承よりの建白書〔慶應二年正月〕

去夏、御進發以來、茂承〔紀州侯〕不肖之身を以て、辱も總督之命を蒙り、國力を傾け、敝賦を盡し、當地へ出張罷在、昨冬〔慶應元年〕迄、殆巨萬之耗費有レ之候得共、實に不二容易一時勢、効忠盡力之秋と奉レ存候に付、右等之費弊を不レ顧、多方經理仕候而、今日まで相勤罷在候も、只々此御一擧に而、幕府の御稜威も相立、就而は海内久安之基も、可レ被レ爲レ立事と、日夜奉二欣望一候儀に御座候。然る所、此度御糺問も相濟、追て御手續も相附候所置振、一條に相成候儀に御座候。右は無二此上一大事に付、容易に決論致し難き儀に候得共、竊に愚考仕候所に而は、此度之御一擧、實に海内治亂之儀　幕府御興廢之境と奉レ存候所、此御大造、御進發に相成候も、一勞永逸之爲之御長策とも奉レ存候得共、何分にも此度は、嚴然之御所置、御座候而、天下之耳目を一洗致し、長防之外、諸藩之内にも、萬々一、覬覦之意を抱候者有レ之候共、此御一擧に付、併せて右之禍心をも、消滅致候樣、恢豁之御所置、有二御座一度事と奉レ存候。若又、萬々一、目前苟安を計り、曖昧之御所

置等、有レ之候而、今日海内諸藩之誹笑を招ぎ候のみならず、引續又々干戈を動候はでは、不ニ相濟一樣成行、天下之禍患、年々深く相成、詰り　幕府の御威勢・御氣力とも盡果、糜亂鼎沸之世と可ニ相成一と、深く憂慮仕候。他藩は不レ知、弊藩之如きは、最早引續再擧は無ニ覺束一候に付、何分此度の御一擧に而、御盪平に御座候樣、若彼　嚴命に抗拒仕候儀も候はは、弊藩疲弊之貧といへども、直樣弊甲凋兵を進め、諸道の寄手と力を併せ、天朝・幕府之御威令に依伏し、義旗を建、朝敵を征伐仕候事に候へは、必定虜膽を奪ひ、微功を奏し可レ申、何分にも、此度は、效忠之秋と奉レ存候に付、兼而死力を盡し可レ申、致ニ覺悟一罷在候。仰願くは、目前姑息之御所置無レ之、海内蒼生之爲、久安之御深策、御座候樣、奉ニ深禱懇願一度、此段伏而奉ニ建言一候。頓首敬白。

茂　承

宜しく天下の禍患を除くの意氣を以て、一擧蕩平を期するところは、定に堂々たるものであるが『今日迄に我藩は、相當の國費を費やしてゐるから、とても再擧などといふことは覺束ない』と泣言を並べてゐるところは、却つて正直に本心を吐露したものと謂ふべきである。

*　*　*　*　*

財政の窮乏は、單り紀州藩のみならず、天下三百の諸藩悉く然りといつてもよく、會津藩なぞも『金が乏しかつた爲に維新の敗北を見たのだ』と云つて居たといふくらゐで、殊に幕府そのものの、金穀の窮乏は、想像以上

であつた。勝海舟の發表（鷄肋）したところに依ると、慶應元年（乙丑）將軍親發に要したる費用は、大阪滯在中、同年五月より、翌慶應二年（丙寅）五月迄の約一ヶ年の諸費、實に三百十五萬七千四百四十六兩餘を支出して居り、尙ほ慶應二年六月から十二月に至る半年間に、更に百二十一萬九千六百五十兩餘を追加してゐるといふから、其他非常時局の非常對策に要したる幕府の失費は、蓋し夥しき數に上つたに相違ない。紀州が、二度と出征は出來ぬといつてゐるのも、當然といはねばならぬ。

又た聞くところによれば、江戸の富士見寶藏（內藏）には、幕府の古金一千萬兩が貯藏されてあつたといふが、十四代家茂上洛の際に、悉く支出し盡したといふことである。

戸川殘花翁の『幕末小史』に、論じて財用に及び、

『薩も、長も、土も、表面の石高より、實收入は遙に超過し、長は三十萬石餘と稱すれど、周防のみにて百萬石に近く、土は二十萬石なれど、幾倍の歲入あり。薩も琉球群島と日向の領地ありて、元より七十萬石のみに非ず。武力亦た財力に歸因することを見るべし』

といつてゐる。武力が財力に歸するは、その言の如くである。玆に謂ふが如く、薩・長・土に、しかく綽々たる餘裕があつた譯ではないが、表面祿高よりも、實收が遙かに多かつたことは事實であり、且つ長州も薩州も、共に藩の財政に就いては、夙に緊縮充實を圖り、豫じめ準備するところがあつたことは、嘗て論じ置きたるところの如くである。

【三】長州再征と幕府の態度（三）

幕閣の長州處分案と宣戰布告

却說、一橋と老中との意見は、その間に多少の感情も加はつて、相違するところがあつたが、長州を遣つつけるといふ腹には變りがないので、結局、削封は老中の意見をとつて十萬石を沒收することになり、敬親父子の處分は、一橋の主張を用ゐて蟄居を仰せつけることに歸著して、ここに幕府の對長州政策は決定した。それは慶應二年〔丙寅〕の正月十九日のことであつた。そして正月二十二日、一橋慶喜〔中納言〕、松平容保〔守護職〕、板倉勝靜〔閣老〕、小笠原長行〔閣老〕が參內して、長州處分に關し奏聞した。

幕閣より長州處分の勅許を奏聞するの書〔慶應二年正月二十二日〕

毛利大膳父子、家政之不行屆、家來共一昨年〔元治元年〕七月、父子黑印之軍令狀所持、京師へ亂入、奉ν對ニ禁闕一、及ニ砲發一候段、不ν恐ニ天朝一所業、不屆至極に付、大膳父子、可ν所ニ嚴科一處、益田右衞門介・福原越後・國司信濃、於ニ出先一條々之主意取失、非禮非義之及ニ暴動一候に付、三人斬首之上、備ニ實檢一、並參謀之者共、夫々加ニ誅戮一、任用失ν人候段、深恐入、悔悟伏罪、相愼罷在候趣、自判之書を以申立、猶其後、疑敷件々

相聞候に付、永井主水正・戸川鉡三郎・松野孫八郎差遣、相糺候處、彌恭順謹愼罷在候趣付、於二大膳父子一朝敵の罪名は、相除候。乍レ去畢竟不明統御之道を失ひ、家來之者共、犯二　朝敵之罪一候段、其科不レ輕、雖レ然祖先以來之忠勤を思、格別寛大之主意を以、高之內拾萬石取上、大膳蟄居、長門永蟄居、家督之儀は、可レ然者相撰、可二申付一、右衛門介・越後・信濃家名之儀者、永世可レ爲二斷絕一候。此段遂二奏聞一候。以上。

正　月〔慶應二年〕

此の奏聞に對し、朝廷よりお下しになつた御勅諭は、頗ぶる含蓄のある文字が用ゐられて居り、防長膺懲と猛り立つて出た、幕府にとつては、餘り有難い仰せ出ではなかつた。勅許奏聞に對して下された書附は、次のやうであつた。

朝廷よりの御書附

長防處置之儀、祖先より勤功も有レ之候に付、寛典を取行ひ候樣思召候處、今度決議之趣言上、被二聞召一候。猶、國內平穩、奉レ安二宸襟一候樣、被二仰出一候事。

右の仰せ出でによれば、毛利家祖先の勤皇の功を思召され、寛大に處置するやうとの　聖慮である。『國內平穩』とあるからには、餘り業々しい征伐をせよとの、大御心とは拜せられない。又た別に下賜された　勅諭がある。

勅　諭

長防處置之儀、決議被二聞食一候。方今忠憂惑亂候而は、於二國體一深被レ爲レ惱二　宸襟一候間、厚く加二仁惠一、

至當之所置、國內平穩、奉レ安ニ　宸襟一候樣、被ニ仰出一候事。

當今內外多事多難の秋に際し、國內兵亂を生じては、宸襟を惱まさせらるることであるから、厚く仁惠を加へて、至公至平の處置を施すやうにとの、仰せ出である。更に勅諭の別紙に、

別紙

長防處置之儀、昨日被ニ聞食一候得共、自然疏暴處置、有レ之候而は、內憂外患之亂に拘り候儀に付、旁以、被レ爲レ惱ニ宸襟一候に付、人心惑亂不レ致樣、公明至當之處置、可レ致段、被ニ仰出一候。

と念を押されてゐる。自然亂暴な處置をして、人心を騷亂せしむるなとの仰せ出でである。

幕府側に執つては、長州處分の勅裁を拜したとは云ふものの、幕府としては寔に氣勢の揚らぬ勅裁であつた。勅諭の內容が如何であるにしても、幕議は旣に決し、兎も角も勅裁を得たので、之が處分を長州に傳ふべく、老中小笠原壹岐守は永井主水正〔大目附兼外國奉行〕、室賀伊豫守〔大目附〕、井上備後守〔勘定奉行兼大阪町奉行〕木下大內記〔外國奉行兼軍艦奉行〕、牧野若狹守〔目附〕、小林甚六郎〔目附〕其他御使番、右筆を從へて、二月四日大阪を發し、七日廣島に著いた。正に幕命を奉ずる全權大使一行といふ格であつた。

彼等は直ちに薩藩を通じて、長藩の家老、四支藩主、其他に召喚の命令を達せしめたが、一方、長州側においては、言を左右に託して、更に之れに應ずるの色はなかつた。

* * * *

或ひは病氣であるといひ、或ひは差支が出來たといひ、十日延ばし、一月延ばし、長州側では、飴細工のやうに延期して行つた。長州の腹は既に決まつてゐる。出來る丈け時日を遷延して、その間に兵備を整へようとしてゐることは、火を睹るよりも瞭らかな事實である。小笠原老中の一行が、儼然として幕命を下すことが出來ず、しびれを切らして長座してゐるのも、餘り氣の利いた話ではなかつた。

やつとのことで毛利伊織〔長府〕福間式部〔德山〕平野鄕右衛門〔淸末〕今田靱負〔岩國〕の代表者を、廣島國泰寺に召致して、長藩處分令を傳へたのは、足掛け四ヶ月の後、五月一日のことであつた。此の期に至つても、大事の御本人たる、長藩の代表者、宍戸備後助は、遂に出頭するに至らなかつた。

此日小笠原老中によつて傳へられた、長州處分令は、實に次の如くであつた。

幕府の下したる防長處分令〔慶應二年五月一日〕

毛利大膳
毛利長門
毛利興丸

毛利大膳、毛利長門、家政向不行屆、家來之者、黑印の軍令狀所持、京師へ亂入、禁闕へ發砲候條、乍レ恐、奉レ對ニ天朝ー所業不屆至極に付、可レ被レ處ニ嚴科ー處、任用失レ人、益田右衛門・福原越後・國司信濃、於ニ出先ー

條々の主意取り失ひ、及ニ暴動一候段、罪科難レ遁、深く恐入り、三人の首級、備ニ實檢一、猶參謀の者共、斬首申付、寺院蟄居、相續罷在候旨、自判の書面を以、申立、其後、御疑惑の件々、相聞候に付、大目付を以、御糺問の處、彌々恭順謹愼罷在候由、申立の趣は御聞屆相成候得共、元來、臣下統御の道を失ひ、奉レ犯ニ朝廷一の罪候段、其科不レ輕、不埒の至りに候。乍レ去、祖先の勤功、被ニ思召一、格別寛大の御主意を以て、御奏聞の上、高の內、十萬石被ニ召上一、大膳は蟄居、長門は永蟄居、被ニ仰付一、爲ニ家督一興丸へ、二十六萬九千四百十一石被レ下候段、家來右衞門介・越後・信濃家名の儀は、永世可レ爲ニ斷絶一旨、被ニ仰出レ之。

長州側では、右の命令に對して、又もや『歎願書』を出して、今少しくお手柔らかにお願ひする旨を申し出たが、固よりそれは表面の體裁であつて、腹の底では、お受け罷りならぬといふ拒絶の意志があつたのはいふまでもない。一體、長州では、何回歎願書を出すつもりであらう。元治甲子の變以後における、長藩士より提出したる歎願書を蒐集したならば、恐らく浩瀚なる『歎願叢書』が出來上るであらう。

謹而奉ニ申上一候事（慶應二年五月）

乍レ恐御兩殿樣、多年之御忠誠、一朝湮滅仕候而已ならず、爾來御國難相連候所、御寃罪を雪ぎ、鴻恩之萬一を、奉レ報候事も、不ニ相成一、生を偷み、日を曠く仕候事、多罪之至、誠以奉ニ恐入一候。然る所、今般又々不ニ容易一御沙汰振、被ニ仰出一候由。實に驚愕悲歎之至に堪不レ申。抑癸丑（嘉永六年）以來、外夷之御所置よりし

て、皇威日々陵遲、人心不レ服、屢内難をも生じ候次第に候。御兩殿樣、是を被レ爲レ悲、深く御力を公武之御間に被レ爲レ竭、勅諚・臺命御遵奉、日夜御勉勵被レ遊候所、豈圖讒構百出、御寃罪次第に相增候故、臣子之至情、切迫之餘り、甲子（元治元年）之變に立至り候得共、全以奉レ對ニ朝廷一不遜之心底、毫末も無レ之段は、天地鬼神も知る所に有レ之候所、事柄不敬に涉候を以、奉ニ恐入一候次第に付、國家之汚辱をも不レ被レ爲レ顧、柱石之臣を罪せられ、御兩殿樣、恭順之御誠念を、天朝・幕府え御露呈被レ爲レ成候御事に有レ之候所、如何の浮說、御取用相成候哉、却而　將軍家御進發に相成、其後　天幕之耳目として、三監察、藝州に御下向、國情・民心、委曲御領掌相成候段、被ニ仰聞一候に付ては、御誠意貫徹之時、可レ有レ之奉レ存候所、又々今日之形勢に相成候而は、實に上天、覆育之御聖意には、決而無レ之御事、是偏に是非曲直を不レ問、只管二州必滅之定算を、暗に贊成仕候向有レ之故に候。最早如何程御誠實を被レ爲レ盡候共、決而御諒解は無レ之と奉レ存候。然處御兩殿樣、兼而御奉上之御志、厚く被レ爲レ渡候へば、枉而其指令之通、寸土をも削り、小責をも御講被レ爲レ成候樣之儀ども御座候而は、却而御名義不ニ相立一、一步を退候得は、一步を進め、遂に二州御湮滅之至、御罪名而已、天下萬世へ遺り、人之指笑を被レ爲レ招候事、必定にて、誠不レ堪ニ苦慮痛忿之至一奉レ存候。然は、此大難に當り候ては、如何にも其宜を不ニ取失一、其力を被レ盡、社稷を御衛護無レ之ては、御祖先之神怒を被レ蒙、下は二州士民決て、却て其怨を歸する所可レ有レ之奉レ存候。私共是迄、生を偷み、日を曠くし、何共無ニ申譯一、此度一統議決仕候所有レ之、假令　公旨に出候而も、上件之通、不條理なる御沙汰有レ之候ては、誓而奉命不

仕奉存候こと、乍恐奏て申上置候。恐惶敬白。

長防士民中

要するに條理の通らぬ處分には、到底承服することは出來ぬといふのである。凡そ慶應元年より二年に亙る、長州再征ほど、氣乘りのしない局面はなく、双方共に戰意なくして對立してゐるのだから、局面の展開しようはない。殊に幕府の態度は、煮え切らぬこと夥だだしい。

幕府全權は右に加へて、更らに、

高杉東行　桂小五郎　小田村素太郎　村田次郎三郎　佐々木男也
廣澤眞臣　天野謙吉　北條瀨兵衞　前原一誠　林主税
山縣半藏　太田市之進

を直ちに廣島に送致するやうにとの命令を下したが、長州が正直に此等の有志を熨斗をつけて、進呈する筈はない。體よくお斷り申し上げて、男らしく雌雄を決せんと身構へた。

いかなる幕府も、茲に至つては、默することが出來ず、副總督松平伯耆守（宮津藩主）は五月二十八日、總督德川茂承（紀伊中納言）は六月五日、廣島に到著し、小笠原壹岐守は九州指揮官として、六月二日、小倉城に入り、遂に六月七日、幕府の軍艦が、周防濱海の大島を砲擊したことによつて、長州再征の戰端は開かれた。

いよ〳〵幕府が、長州に向つて發したる『宣戰布告』の文に曰ふ。

長州追討の幕令（慶應二年六月）

毛利興丸

一昨子年（元治元年）家來之者共、京師へ亂入、禁闕え發砲候條、大膳父子に於て、其罪難レ遁、嚴科にも可レ被二仰付一之所、恐懼謝罪し、家老之首級、備二實檢一、彌恭順謹愼之趣に付、天幕之御主意を以、格別寛典之御裁許、五月朔日申渡、同廿日限り、請書可二差出一筈之所、廿九日迄猶豫之儀、吉川監物より願出候に付、承屆候所、闔國士民、疑惑憂憤、切迫之情狀、鎭撫難レ屆旨、以、此上寛大之御沙汰、被二仰出一候樣、三末家監物より、又候書面差出、右期限に至り、請書不二差出一候。是迄も、至艱之國狀、御斟酌、恩威兩道を以、國家之大典、被レ正候所、終に御請不レ致候條、天幕之命を尊奉不レ致、御裁許違背、不屆至極に付、問罪の師被二差向一候間、此旨可二相心得一候。尤梗命之者、御誅鋤被レ成候御主意に付、無罪之細民、末々之者、妄に動搖致間敷候。右之通、松平安藝守を以、毛利興丸、並三末家・吉川監物え相達候間、御供萬石以上、以下之面々、可レ被レ達候。

六　月（慶應二年）

既に右の如く開戰となつては、長州藩においても、最早や歎願々々とばかりは云つて居れぬ。殊に堂々、決戰の意を披瀝し、薩摩の手を經て、加賀藩以下三十一藩に對し、『死を以て主恩を報ひ、知己を千載の下に待ち、公

論を百世の後に仰ぐ』の檄文を投じた。茲に兩軍は、兵火の間に、相見ゆるに至つた。

長州藩士の三十二藩に與ふるの檄〔慶應二年七月二十二日〕

別紙長防臣民、弊藩〔薩藩〕へ依賴の儀有レ之、至情無二餘儀一、乍レ然、今日の形行にては、取持候儀、不都合の姿に御座候へ共、御互武門の通情、旁ゝ傍觀に堪兼、無レ據別紙相添、御通達候間、御推量御承知可レ被レ下候。以上。

松平修理大夫内　内田仲之助

別紙〔長州藩士歎願書〕

長防臣民、泣血再拜、謹て諸藩明公閣下に白す。

主人、多年勅旨を奉し、臺命に從ひ、東西奔走、心中を被レ盡候處、奸邪蔽明、寛仁再生、仰て天に號候所なり。今日の急に迫り、君臣の不幸、御憐察可レ被レ下候。然とも、事既に爰に至る。今日は、最早寃枉を辨解も不レ仕、又哀號の御救援も請奉らす、二州の士民、各君臣の分を盡し、死を以て主恩を報ひ、知己を千載の下に待ち、公論を百世の後に仰候外、心中他事なく、誓て奉レ對二天朝一不遜の心底、毫も無レ之、天地鬼神、照明森列、敢て赤心を開く所に御座候間、一樣暴〔本ノママ〕の看を不レ被レ成樣、奉レ願候。且又弊國の存亡、固より不レ論の處、弊國の事よりして、自然天下分裂の基を開き、外夷術中に陷り候樣、可二相成一候。是のみ

遺憾に奉レ存候。就ては、何卒、諸明侯、力を戮せ、心を同ふし、上天朝を奉戴し、下幕府を扶け、早々奸邪を誅鋤し、忠良を登庸して、天下をして、正邪判然、名義を相立、人心一致仕候樣、御盡力有レ之度、右樣無レ之候ては、數年を不レ出して、遂に神州をして、外夷に棄與せられ候事、必然と奉レ存候。深く御遠察被レ爲レ在度、身後の至情、唯此一事に御座候。偏に御亮察被レ下度、泣血奉二懇告一候。頓首。

長防士民中

今回の長州征伐によつて、萬一、天下分裂の基を開くに至つても、それは長州の關するところでないといつてゐるのは、明らかに封建制度崩れ、將軍倒るるも、最早や、吾人の知つたことでないとの口吻が見える。髮を山風に亂して、起ち上つた長州壯士の意氣、正に天に冲するの槪がある。而してその背後に、巨然として蟠居してゐる者こそ、實に薩藩の大であつた。

【四】長州再征と幕府の態度（四）

慘澹たる再征の失敗と勝海舟・大久保一翁

幕府の長州再征は、物の見事に失敗した。そしてそれは慥かに幕府の致命傷であつたに相違ない。併しながら再征がかかる結果に陷いることは、必らずしも戰つて見なければ、分明しないことではなくて、少しく識見ある

ものの、齊しく事前に豫知することころであつたのだ。幕府に其人ありと知られた、勝海舟も、大久保一翁も、夙にその事の非なるを痛論してゐる。

海舟は、第一回の長州追討の際からして、長州如何に罪ありとも、之れに朝敵の名を冠することは、宜しくないと論じて、屢ゝ閣老に建言もしたが、一として用ゐられなかつた。用ゐられなかつたのみでなく、勝は薩長に通ずるものなるが如く臆測せられて、遂には、軍艦奉行の要職をさへ褫奪され、城西の一隅に、閉居の身となつたくらゐである。

その幕府が、長州再征の窮境に陥いると、前日の怨恨は忘れたるものの如く、勝の力によつて薩長との和解を成さしめようとした。此のくらゐ蟲のいい話はないが、當時の事情を述べて、勝は『建言始末』の劈頭に、次のやうに記してゐる。

建言始末（勝海舟）

丙寅〔慶應二年〕五月二十八日、俄の仰ごとありて、再び御軍艦の奉行勤むべき仰ごとあり、また特に御用の御事あるを以て、速に難波え到るべきとの御事なり。臣、去る子年、長州の士民等、輦下にて大不敬の擧ありし折、更に朝敵たるの御觸ありしかば、其御事の後には、御國の紛擾とも成り行なむをおもひ、頻に建言せしに、是等の事共、其時の有司の爲に大なる猜忌を得て、職放たれ、猶御疑の事ども多しと聞ゆ。しかあ

りしより、唯一室に居て、讀書を勤とし、世のたたずまいをおもひ絶ちたりしに、今此命降だりて、居ながら固辭なさむは、臣たるの道にあらず。一度上阪して後、致仕を乞ひ奉らむとて、水無月十日、江都を出たち、同じき廿二日、難波津に著ぬ。云々。

當時勝の心情は、察するに餘りあるものがあつた。幕命を奉じて勝が下阪した時に、閣老に呈した書狀の中には、『此の度の使命により、死して歸るとも、或ひは生きて歸るとも、任務にある間は、世上の風評をお取り上げなき樣』との一言を加へてをる。併も彼れは、我れに策なきにあらざれども、今日となつては、如何なる名策も行ふに由がない』と嘆じてゐる。『建言始末』に、更に次の一文がある。

建言始末（勝海舟）

又竊に聞けることあり。此度の御征伐は、先年、鎖港攘夷の朝令に類せりとする者、密に告ぐることあり。當時の關白殿下え、征長を說く者は、其實、唐津の放臣某なり。また中川親王え說き奉るは、會津家の臣なり。是れより轉傳して、終に叡慮に及ぶ。此事は密なれども、長州の藩士、明に其轉末を伺ひ知れり。ゆへに政令朝命にあらず、幕令にあらず云々の說あり。當時京阪の間に遊說周旋する者、達識なく、自から威權ある方に依らざれば、機密を窺ふこと不レ能、また其地に徘徊すべからず。ゆへに雷同して征長を主張せり、有識者はしからず、其事の行はるべからず、下民の塗炭に陷入らむを憐れみ、悲歎して沈默すと。薩州家は

元來人々の下風に在るを好まず。竊に西國大藩の機密輩が說く所を看破し、先じて上言するものなり。彼豈徒に其私說を擴充するならむ哉云々。此說を爲す者は、頗る下情に達し、能く西國の機會を得知す。我また說無きにあらず。然れども、今はた如何せむ。衆人雷同して、勢また廻らすべからず。云々。

幕府の遣り方は、櫻花旣に散つて後、春を地上にかへさんとするもので、如何に智謀ある勝海舟を以つてするも、之れを如何ともすることが出來ないのは、寧ろあまりに當然であつた。

＊　＊　＊　＊　＊

大久保一翁も勝海舟と同樣、幕府當路の人々からは、あまり面白く思はれぬ人物の一人であつた。しかしながら長州處分に苦しみ拔いた幕閣は、命を傳へて一翁の上阪を促がし、彼れの意見を聞くところがあつた。

大久保は慶應元年〔乙丑〕十二月十二日江戶を發し、二十二日大阪に著して、二十四日登城の折、閣老と對面して、彼れの抱懷するところを陳述した。要するに一翁の對長處分案なるものは、

【第一策】防州一國を沒入し、敬親父子は永蟄居、末藩の內より相續せしむること。

【第二策】五萬石乃至十萬石かを、彼れが選び出せるままを沒入し、父子隱居、末藩の內より、彼れの望むものに相續せしむること。

【第三策】父子隱居、末藩の內、彼れの望める者に相續せしめ、別に過代として、軍艦を五艘許り差出さするか、大井河に錦帶橋の如き橋を架けしむること。

【第四策】 薩藩をして長州に接衡せしむること。

といふにあつた。第四策のごときは、流石に大久保一翁ならでは、思ひつき得ぬ名策であるが、當時幕閣の少才を以つてしては、かかる大策は行はるべくもなかつた。

大久保は勝と同樣に、今日は些々たる幕府の威光のみを論じてゐる場合ではない。よろしく國家百年の大計を考ふべき時である。それには斷然として『大政革新』の擧に出づるの外はなく、大政を革新するには、『天下の公論』に依つて決するの外はないと論じてゐる。これ實に恐るべき卓見である。當時大久保の主張した『公議會』なるものは、天下のことは須らく天下の公論に依つて決すべしといふ、公議輿論の思想から出たものであつて、實に西鄕吉之助の賢侯合議の主張と、符節を合するが如きものであつた。

正月四日、中根雪江が來訪して、その心事を尋ねた時、一翁は閣老との會見の次第を陳述した。中根の『續再夢紀事』に次の一節がある。

續再夢紀事〔慶應二年正月四日〕

當時諸有志の議、專ら幕府の御威光を立てんとする一方に傾き、其爭ふ所、甚小にして、國家百年の大計を立ることには及ばれざりし故、御威光を立るなどの小事よりも、速に長防の件を結了して、大政革新の擧に及び、國家百年の大計を立らるるが、今日の急務なるべし。〔中略〕元來、長人等、昨年京師に闖入し、天下擧

て討伐すべしと申せし時、大樹公御進發あらば、其御職掌にも適ひ、且は御威光も立べかりしに、當時其事に及ばれず、謝罪にて一段事濟に至らんとせしを、其後再び討伐せらるる事となり、今度は御進發あらせられけれど、已に其機にあらざるのみならず、其罪迹も亦分明ならざる故、夫が爲、物議紛興して、天下の人心、其擧に服せざる今日なれば、如何に御威光を立てんとせられても、決して御威光は立がたかるべし。又大政革新とは、舊來の弊政を除き、更に時勢に適すべき新政を布かるる趣意なるが、是は幕府限りの詮議を以て、革新せられても、目下天下の人心幕府を疑ひ居れば、容易に行はれざるべし。故に此際、天下の公論を以て、百般の政務を革新せらるべきなり。云々。

此の所論は、一翁が閣老の召し出しによつて大阪に來り、十二月二十四日（慶應元年）御用部屋において、老中と對談した時の進言の一節である。

後年明治五十年の一大國是となつた、五ケ條御誓文の眞髓を、夙に大久保は心得して、公に之れを主張しつつあつたのである。高く時流を抜き、俗眼を脫する活眼達識の士でなければ、此の一刀兩斷の快味を示すことは出來ぬ。

『薩摩の態度は、何とも腑に落ちかねる』と問うた閣老に答へて、一翁が言下に『こちらで疑へば疑ふだけ、向ふでは離れて行きます』といつてゐるのは、眼光豆よりも小なる幕閣の心頭に、慥かに一大鐵槌を加へたものであつた。

【五】 長州再征と薩藩の態度（一）

小松帶刀が中根雪江に答へたる意嚮

大久保一翁が閣老に答へて、

『薩州が天下を覘ふの野心があるらしいとのお疑ひであるが、固より薩は雄藩である。何がな大功を立てようとは致してゐるが、まさか、借金で首が回はらず、四苦八苦の幕府の後つぎを覘ふやうな、そんな莫迦氣た眞似は致しますまい』

といつたのは名言である。富豪を覘ふ大賊はあつても、九尺二間の裏店に、自動車泥棒はない。一翁は薩の武力を利用するの策として『長州處分は、薩の一手に委してしまふがよい』とも、また『朝鮮征伐でも、臺灣征伐でも、但しは北海道開拓でも、何か一つ仕事をさせるに限る』ともいつてゐる。力みかへつてゐる、薩藩の現狀を見透かした言である。

長州再征に當つて、かく天下疑惑の焦點となつた薩州は、果して如何なる態度を示したであらうか。それは薩長聯合の數項において、既に業に縷說し細說した通りで、更らに復說するの要を見ない。しかし如何なる順序により、また如何なる機會により、薩州が幕府と離れて行つたかは、時局の進行と共に、更らに筆を改めて說くと

ころがなければならぬ。

慶應元年〔乙丑〕の末から、二年〔丙寅〕の初めにかけての薩藩の態度は、幕府にとつては、何となく異樣に感ぜられねばならなかつた。大久保甲東が近衞公の背景によつて、極力再征の勅許を阻止しようとしてゐる態度にも、西郷南洲が阪本龍馬の仲介によつて、長州と暗に投合しようとしてゐる態度にも、また小松帶刀が事に託し機に應じ、次第に薩兵を中央に集注しつつある態度にも、幕閣をして疑はしむる何物かが現はれてゐたに相違ない。或る黠からいへば、今ごろ、まだ疑ひを掛けてゐるといふのが、既に大局の遷轉に後れてゐるといふべきであつた。

越前の中根雪江は、慶應二年〔丙寅〕の正月元日といふ芽出度い日に、薩藩邸に小松帶刀を訪うて時事を談じてゐる。固より改年の御祝儀などといふ、天下泰平な儀禮からではなく、薩藩の心中を糺さんとしたのであつた。それは元年〔乙丑〕末、小笠原壹岐守が雪江に對して、薩藩の態度を氣遣ふ話があつたので、猶ほ一應本心を聞かうとして來たのであつた。

其時、小松帶刀は長崎で伊藤・井上等に兵器軍艦の購入について周旋をしてやつた後で、薩長聯合のことは、充分に胸にあるときであつたのはいふまでもない。小松の返答は雪江の記述に明らかである。

中根雪江、小松帶刀の意見を質す〔慶應二年正月元日〕

○慶應二年丙寅正月元日　中根雪江、薩藩小松帶刀を訪ふ。舊臘〔慶應元年十二月〕小笠原壹岐守殿に謁せし

時、薩藩を疑はるるは宜しからす。決して異狀あらさるへしと申立、小笠原殿、稍了解せられけれと、尚小松の擧動に不審を立て居られし故、直接に小松を訪ひ、近來の意見を尋ね、然る上、更に辨解に及ひなは、氷解せらるへき方もあらんかとて、訪問せしなり。此時中根、當時勢に處する意見を尋ねしに、小松『弊藩は御案內の如く、種々嫌疑を受け居、困難少からす。されと嫌疑の如きは、今更致し方なき故、毎事、條理に就きて履行する覺悟なるか、かかる世態にても、條理につきて履行すれは、敢て處しかたきにあらす。此節時事の爲め、周旋奔走の勞を執らさるも、決して度外視するにあらす。條理に就かれさる幕議を贊助すれは、共に條理を失ひ、到底天下の爲め、益なきのみならす、却て害あらん事を恐れてなり。去りなから、今日の事も明日は變する世なれは、來月中旬〔二月中旬〕にも至らは、或は形勢の一變する事もあらんか。若、形勢いよ／＼一變して、盡力すへき時機到來せは、更に力を盡すへし。しかし最早薩士限りにては、行屆くへきにあらさる故、大隅守〔久光〕に上京を申立る積りなり』と申し故、中根『果してさる時機到來せは、大隅守殿、上京せらるへしや』と尋ねしに、小松『先年來、度々上京しけれと、いつも充分の功驗を見さりし故、容易には動かれさるへけれと、其機已に熟せんには、必らす動かれさるにあらさるへし。其際は、大藏太輔〔春嶽侯〕にも、是非御上京あらんことを希望す』と申し故、中根『時機充分熟せんには、大藏太輔も必す御同意すへし』と答へ、さて、しか形勢一變せすとも、貴下には、長く此地に滯在せらるる積なりや』と尋ねしに、小松『今日まて少かの兵を率て在京せしは、窃に幕府の御爲にもと思ひての事なるか、當正月中

又は二月中旬頃まて滯在して、此上の形勢を考へ、矢張、優柔不斷ならは、速に歸國して、已に著手せし、海軍の整頓を圖るへき心算なり』と申し故、中根『引率せられたる兵士は何程なりや』と尋ねしに、小松『百餘人なるか、幕府にては、大人數と聞かれしものか、最前大坂に著せし時、幕吏、窃に旅宿の戸數・兵士の員數を調査せし故、何の仔細在て、しか瑣細の事までも調査せらるるにやと詰りしに、小松微行して上坂すと聞きし故、承はり合はせたるなりと答へしか、蓋し遁辭なるへし。又、此頃も、新徵組某來りて、長防に處すへき意見如何と尋ねしか、此者は會津の廻しものと察せし故、昨年は禁闕に發砲し、卽反逆の罪ありし故、已に官位を停められ、又三都の邸宅を破却し、其上、尾老公〔慶勝侯〕惣督、越今公〔茂昭侯〕副督を以て、征討せしめられしに、毛利家にても、恐入り、三老臣の首級を出し、大膳父子〔敬親・定廣〕自ら謹愼して、其罪を謝するに至れり。されは此上、何とか相當の御處置を遂せらるれは、全く其局を結ふへかりしに爾後、御疑惑の筋あり、容易ならさる企ありとの名義を以て、再ひ征討せらるる事となり、今度は將軍家親ら進發せられしか、御疑念の筋も、容易ならさる企も、實は曖昧にて、征討の名義明かならす、故に慚愧の至なれと、愚眼には、何とも定見なし。しかし試みに論すれは、永井大監察、戸川監察の如き、再征討となれる今日は、最初、職掌を誤りたる姿に當る事故、今度の糺問には、別人を遣はさるへき筈にてはなかりしやと考ふる旨、答へけれは、彼、又、此上にも尙二州の地に踏込み點檢せしむへきや、又は最初其事なく、御所置あるへきやと尋ねし故、過般、毛利の家老等、廣島に於て、點檢を斷はりしは、深く時態に通したる

ものにて、感心の至りなり。如何となれは、彼の二州中には、過激の黨多分故、何程鎭靜の令を布きても、點檢に臨み、如何なる暴動に及ふへきや測られす。假令は、幕府に於ても、從來禁闕に發砲し、外國人を斬殺せる輩を、一々未然には制せられかたきと一般故、萬一不慮の事あらんか、罪に罪を重ぬるに至るへきを思ひての事と、察せらるれはなり。されは此上に點檢せしめらるるは、幕府に於て事を好まるる筋に當るへきか。と申しかは、彼、又、さらは御所置は、何程を相當とすへきやと尋ねし故、是は重大の事にて、我々の議すへき所にあらす。しかし此度の御征討は、已にも申せる如く、名義明かならす、幕府の御失體、少小ならされは、深く御反省、天下、目を刮りて感服する程にあらされは、更に物議を惹き起すへし。と答へしに、彼、更に如何所置せられなは、天下、目を刮りて感服すへきやと申し故、孔子の聖と雖も、容易く判然しかたかるへし。況んや我輩に於てをや。譬へ少しく思ひ寄れる所ありとするも、其路に當らさる者の、私に發言すへき事柄ならす。故に御同事の身分にては、默々に付するか當然なるへし。とて、說得し歸せり』と物語りき。〔續再夢紀事〕

如上、小松の語れるところは、その人の風格の如く、語は頗ぶる穩健ではあるが、甚だ要領を得て居り、殊に意味深長なるものがある。『來月中旬』といふのは、二月中旬を指したもので、そのころ天下一變の兆があるといつてゐるのは、取りも直さず、薩長聯合、皇政復古の大運動を仄めかしたものであることは、特に說明を要しない。併し、スパイ程度の人間に、この天下の祕事が察せられやう筈もなく、恐らく中根と雖も、此時、既に木戶・西

郷の會盟の成らんとしつつある事情を、氣附いては居なかつたに相違ない。

小松が『薩藩の進退は、一に條理に依る』といつてゐる『條理』なる言葉の意味は、頗ぶる含蓄味が多い。眞の條理は一あつて二なく、東西南北、いづれから見ても、變りのある筈はないが、兎角、人により、立場により見方を異にすることが多い。幕府から見た『條理』と、國家の上から見た『條理』とには、現に非常なる等差を現はしてゐるではない乎。

【六】　長州再征と薩藩の態度（二）

大久保利通の意見と出兵拒絶

當時、西郷南洲と大久保甲東とは、正に車の兩輪のごとく、薩藩の大八車を曳いてゐたのであるが、西郷は主として薩長聯合の大仕事にかかり、大久保は朝廷の議を確立する大役に膺つてゐた。南洲は内治、甲東は外交といふ振り分けであつた。

正月二十三日、中根雪江に答へた大久保の主張も、小松と同樣『條理』の語を以つて、進退の標尺とすべきことを論じてゐる。大久保が西郷に與へたる書中、中根との對談を記してゐる。

大久保利通より西郷吉之助に與ふる書（慶應二年正月二十四日）

尙々、先刻中根（靱負）より一封參り候。尙又、幕情聞繕候處、此節御糺明之廉は、一々申聞候。疑念無レ之候。全一昨年（元治元年）御征伐之手順に立返候手段に出候模樣に候趣、爲二心得一爲レ知候と之事に候。

貴翰、今朝相違、難レ有拜見、爾後御安康、被レ成二御座一、奉二恐悅一候。扨一昨廿二日、長州御處置一條、奏聞相成、伺通被レ爲二聞食一候由、差知候事なから、遺憾之次第に御座候。兎角、從レ是、亂に入候外有レ之間舗候。扨、中根、昨日（正月廿三日）此方え參候に付、追々探得候噺も、御座候へ共、別に相變候事も、無二御座一候。一翁（大久保忠寬）老は、每々取合候筋に而、持論之處は、長州御處置は、第一二三に而、兎角天下之條理相立候儀、急務なりと之說に而、內實は建議屢いたし候へ共、どふも不レ被レ行、込入と之事に候由。尤、勝先生（義邦）之處も、折角盡力中之由、是は不レ遠、登坂可二相成一と之噺に而候。併、未難レ諾候。水野痴雲は、更見留なしとて、登城不レ致候由。一翁老は、初より御役に而も被二仰付一候得は、御請難二申上一と約束に而出候由。盡す丈けを盡すと之趣意之由に御座候。今朝は、一翁老え中根參候付、小生面會之儀、申入候半と之事（不明）手狹之會所に旅（不明）出入至而嫌疑有レ之（不明）候樣子に候間、何分弊藩、大嫌疑中之事候付、迷惑にも可二相成一候間、此方より相願候含は無レ之段、態と相答申候。若、可レ談之事も候はは、貴兄御出懸相成度、相考へ候。長州御處置、第一二三に可レ有レ之候得共、天下之條理を立んと欲せは、即今差懸たる此御

處置振、至當を得候儀、肝要には有レ之ましくや。若、失し候得は、乍レ恐、幕之興廢は勿論、天下之安危に相拘候得は、則此處置振、條理を立て被レ成候初には有レ之ましくやと論し候處、尤と申事候得は、少しは勝なとを見合候含も、可レ有レ之と之事に御座候。何分前條通、御許容〔勅許をいふ〕相成候ては、中々いけ候丈に無二御座一候。飛脚被二差返一候付、形行(なりゆき)申上度、如レ此御座候。今晩乘船之賦(つもり)に而、取急、匆々頓首。

正月廿四日申刻〔慶應二年〕　　大久保一藏

西郷吉之助樣

大久保一翁の主張を、中根が取次いだところによると、

『長州の處分は、第二第三の問題で、第一は天下の條理を立つるのが急務だ』

といふにある。甲東は之れに答へて、

『天下の條理(でうり)を立てんと欲せば、當面の防長處分の條理を立つるのが、何より肝要だ』

としてゐる。防長の事を措いて、天下の條理なるものが、天井にブラ下つてゐる譯でないから、甲東のいふが如く、足元から天下の條理を正して行く外はない。

中根の記したる文獻(ぶんけん)によれば、此時大久保甲東の言なりとして、左の如き意味を書してゐる。

『防長の處分は、元治元年の處分の時に立ち戻(もど)つた處置でなければ、薩藩は同意することが出來ぬ。幕府に對

しては、別に異議がある譯ではないが、條理を失つた處置があれば、大いに議せなければならぬ。天下の公理に反してまでも、幕府のお伴をせなければならぬ必要は、更らに認めないのである。幕府の中では、大久保一翁、勝海舟の兩人を措いては、他に人物はない。幕府が此の兩人を登用すると否とは、天下の人心に非常なる關係がある』

と。此の際における大久保の任務は、正しく『幕府絕緣係り』といふところであつた。

*　　*　　*　　*　　*

斯くしてゐる中に、形勢は俄然急轉し、周防岩城山に陣しておつた、第二奇兵隊の一部が、分裂して脫藩し、岡山の倉敷代官所を襲擊したのは、四月四日であつたが、此事は端なくも征長軍西下の動機となつて、幕府は諸藩に命じて、出兵を促がした。

元來、慶應元年十一月に定められたる、征長軍の部署は、左の如くであつた。

幕府征長軍部署〔慶應元年十一月下令〕

【藝州口】

第一陣　松平安藝守〔淺野茂長、安藝廣島藩主〕

附屬　松平近江守〔支藩主〕

中軍第一陣　井伊掃部頭　（井伊直憲、彦根藩主）
附屬　井伊兵部少輔　（越後與板藩主）
同上　榊原式部大輔　（榊原政敬、越後高田藩主）
第二陣　松平三河守　（松平慶倫、美作津山藩主）
　松平兵部大輔　（松平慶憲、播磨明石藩主）
大阪出陣　松平越前守　（松平茂昭、越前福井藩主）
應援　松平備前守　（池田茂政、備前岡山藩主）
同上　脇坂淡路守　（脇坂安斐、播磨龍野藩主）

【石州口】

第一陣　阿部主計頭　（阿部正方、備後福山藩主）
第二陣　松平右近將監　（松平武聰、石見濱田藩主）
同上　龜井隱岐守　（龜井茲監、石見津和野藩主）
應援　松平因幡守　（池田慶德、因幡鳥取藩主）
同上　松平出羽守　（松平定安、出雲松江藩主）
先鋒總督　紀伊中納言　（德川茂承、紀伊和歌山藩主）

【上ノ關口】

第一陣　松平隱岐守〔久松勝成、伊豫松山藩主〕

同上　松平式部大輔〔久松定昭、隱岐守世子〕

同上　伊達遠江守〔伊達宗德、伊豫宇和島藩主〕

第二陣　松平阿波守〔蜂須賀齊裕、阿波德島藩主〕

應援　奧平大膳大夫〔奧平昌服、豐前中津藩主〕

同上　松平壹岐守〔松平勝吉、伊豫今治藩主〕

【下ノ關口】

第一陣〔小倉口〕細川越中守〔細川慶順、肥後熊本藩主〕

同上　立花飛彈守〔立花鑑寬、筑後柳川藩主〕

同上　小笠原左京大夫〔小笠原忠幹、豐前小倉藩主〕

同上　小笠原近江守〔小笠原貞正、豐前小倉新田藩主〕

同上　小笠原幸松丸〔播磨安志藩主〕

第二陣　松平美濃守〔黑田齊溥、筑前福岡藩主〕

同上　松平肥前守〔鍋島茂實、肥前佐賀藩主〕

應援　中川修理大夫〔中川久昭、豐後岡藩主〕
同　上　松平主殿頭〔松平忠和、肥前島原藩主〕

【萩　口】
第一陣　松平修理大夫〔島津茂久、薩摩鹿兒島藩主〕
第二陣　有馬中務大輔〔有馬慶賴、筑後久留米藩主〕

＊　＊　＊　＊　＊

幕府の出兵命令に對しては、薩藩は旣に藩論一決してゐるので、大久保は斷然拒絶の方針を執り、四月十四日大阪に到り、木場傳內の名を以つて、左の建白書を提出した。それは大久保自から草するところのものであつた。

薩藩の出兵拒絶書〔慶應二年四月十四日〕

卽今內外危急の時節、防長御處置の議、其當否に因り、皇國の御興廢にも相拘り候重事にて、實以、不容易御儀に候處、追々御達趣も被爲在、猶又來る廿一日迄に、大膳父子等被召呼、今度御受不在候得ば、御討入に相成候に付、相心得御差圖奉待候樣、被仰渡候趣、承知仕候。一昨年、尾州前大納言樣、總督として被差向、伏罪の儀相立、解兵迄相成候處、却て御譴責同樣の御都合にて、神速御上洛の朝命、御請無之而已ならず、却て不容易企有之由を以て、御再討被仰出、御進發相成、終に今日に立至候。御討入の時

宜に相成候へば、天下の亂階被レ爲レ開候事實、明白なる事に御座候。從二朝廷一時勢相應の御處置を以て、寬典に被レ處候御趣意も被レ爲レ在候處、御奉戴無レ之由傳聞仕、天下衆人物議喧々、不レ堪レ聞次第に御座候。征伐は天下の重典、國家の大事、後世青史に不レ恥、名分大義、判然相立、其罪を鳴らし、令を不レ聞して、四方響應致候樣無レ之候ては、至當と難レ申、尤も凶器妄に不レ可レ動の大戒も有レ之、當節天下の耳目相開候得ば、無名を以て兵器不レ可レ振も顯然明著なる譯に御座候。增て國人不レ可レ討と謂ふに於て、却て撥亂濟世の御職掌にて、動搖を被二釀出一候場合に相至候。前條天理に相戾候戰鬪、於二大義一御請難レ仕、假令出張の命令承知仕候共、不レ得レ止御斷申上候間、虛心を以つて御聞届被レ下候樣、奉レ願候。京都詰重役共より申上候樣申越候に付、此段申上候。以上。

島津修理大夫家來　木　場　傳　內

四　月　十　四　日（慶應二年）

右之通、於二大坂表一幕府へ及二御屆一候に付、此段申上候。以上。

島津修理大夫內　內　田　仲　之　助

旣に第一回征長の時に、西郷は『勅命』を奉じて動くといつてゐる。此の理論からすれば、第二征長も、旣に『勅許』あらせられてゐるのであるから、之を斷はるの理由は何處にも存しない筈である。

玆において薩藩の立前は、曩に記したる、勅諭の文言にある『寬典に取行ひ候樣』『國內平穩』『患憂惑亂候而

は國體に於て、深く宸襟を悩まさせられ』『厚く仁恵を加へ』『人心惑亂致さざる樣、公明至當の處置』と仰せ出されたる　聖慮に存據して、

『朝廷より時勢相應の御處置を以て、寛典に處せらるべく仰出られたるにも關はらず、之れを奉戴なきは、天下の怪しむところ、かかる天理に戻るの戰爭は、大義においてお請け申す譯に行かぬ。出兵は斷じて承知致されぬ』

との意において、立派に出兵を拒絶してゐる。

これ實に靑天の霹靂にして、德川幕府が、第二征長に大敗するに至つた、大原因であつたと同時に、實に幕府倒壞の第一彈であつた。

玆において乎、應に知るべしだ。薩藩、幕に與すれば幕勝ち、長に與すれば長勝つ。薩一藩の進退が、天下の嚮背に關してゐることを。實に慶應年代においては、幕府重からず、三百諸侯重からず、薩摩の右するか左するかによつて、時勢が動いてゐる。幕府瓦解の狀は、既に歴然にして、薩は長と共に、勤皇の大旆を、蒼天高く揭げ出さうとしてゐる。時代の方向は最早や明瞭となり來つた。薩一藩の力を過信する必要はないが、事實は明瞭に薩藩に手力男の雄姿を見る。黎明、仄かに山巓に在り。明けゆく曉の野に、西郷南洲あり。

*　　*　　*　　*　　*

別に西郷の自から起草せる、出兵拒絶の文案がある。察するに四月十四日、大久保が提出せる拒絶書起草以前

に、大久保に送つた原案ではあるまいか。大久保の起草文と對照熟視すれば、西郷の文案によつて、之を大久保が修補したのではないかと思はるる、同文同意の箇所が發見さるる。拒絕の意を示すには、大久保の堂々たる健筆に如くはないが、『天理に戾る』の語を、創設せるあたり、西郷ならではと思はるるものがないではない。小松が『條理』といひ、西郷が『天理』といふところに、兩者の人品がある。參考の爲に左に掲出して置く。

西郷の起草せる出兵拒絕の上書〔慶應二年〕

此節、長州御處置の次第、御達相成候處、承服不レ仕候付、其罪を被レ爲レ伐候間、早々人數操出候樣、被二仰渡一趣、承知仕候。一昨年〔元治元年〕尾張大納言樣〔慶勝〕惣督として被二差向一、伏罪の筋相立、解兵迄相成候處、却て御譴責同樣の譯、其他御出張の御役々方は、罪を被レ爲レ蒙、其上改て不二容易一企有レ之、御再討被二仰出一、御進發相成候て、只々天下の動亂を被二引起一候譯、事實明白なる儀に御座候處、其邊は全御取削に相成、鬪爭の術絕果候處より、以前の事故に立戾候へば、其罪を天下に不レ被レ謝候ては、名分條理相立不レ申、勿論征伐は天下の大典、後世正史に載せ、毫も遺憾無レ之ものならでは、戰士、死に安ずるの期無二覺束一、且凶器、妄に不レ可レ動の大戒、最早人の耳目開候世態、兵機も不二相振一儀當然の事に御座候。況乎世人擧て可レ討と謂ざるにおひては、天下の人心を治るの權道、却て混亂を釀出候場に成行申は、眼前の事に御座候付、天理に相戾候合戰は萬々相叶不レ申候付、無レ據御斷申上候間、虛心を以て御聞分被二成下一度、此段申上候。以上。

【七】長州再征と薩藩の態度（三）

薩藩は既に幕府を愚弄す

西郷の遣り方には、何處までも齊彬張りのところがある。斷乎として正邪曲直を糺さうとしてゐるが、何時の間にか相手に同情し、結論は相擁してゐる。何處やらに鷹揚なところがあり、水の低くきに就いて流るるやうな形である。そこへ行くと、大久保甲東は、瞭きりしてゐる。遣るとなれば一刀兩斷、水も溜まらぬ腕の冴えを見せる。

第一回の征長の纏め方から、薩長聯合に至る役割は、西郷の受持で、又西郷の遣り口は、纏めるのに適してゐる。第二回征長出軍の斷り役は大久保の受持で、又た大久保は斷り役にはまつてゐる。大久保は西郷と違ひ『暗の夜に鳴かぬ烏の聲きけば』などと、譯の解からぬ禪問答のやうなことはして居らぬ。可なら可、不可なら不可、嫌なら嫌、好なら好と、一語、明瞭に斷じて行く。

辭令に嫺らされた專制時代の外交振りからいへば、そして責任回避に巧みな政治家振りからいへば、幕府から愈ゝ出兵されたいと依賴されて來た上は、先づ國元に問ひ合して、藩主の意嚮を糺してからとか、さもなくば、事甚だ重大であるから、老臣會議の上で、御返事申し上げるとか、何とか、その邊で御茶を濁しておくべきとこ

ろである。然るに大久保は、何の容赦もなく『無名の出師は御免を蒙むります』と、明白に、快適に、拒絶してゐる。

事の結果は薩摩の運命にかかつてゐる。久光といふ疳癪玉の持主も控えてゐる。流れの末は皇政復古といふ大瀑布も懸かつてゐる。一歩誤まれば、斷崖千尺の深淵に落ちて、木葉微塵に碎けねばならぬ。考へて見れば、一藩死生の活舞臺である。大久保が藩主にも問ひ合はせず、一個の獨斷を以つて、拒絶の意を公けにしたのは、何といつても英斷といはなければならぬ。遙かに鹿兒島の藩地にあつて、此の書の提出を耳にした西郷は、

『流石に大久保どんぢや、市藏でなければ、此の大英斷は出來ない』

と、嘆稱したと傳へられてゐる。

當時、薩藩の出所進退は、征長軍の輕重を決する重大問題であつた。薩が加はれば千鈞の重みを加へ、彼れが脱すれば烏合の輕輩となるのであつたから、薩藩が出兵拒絶の建白を提出したことは、痛くも幕閣を打ち驚ろかしめた。『出兵のことは太だ重大であるから、重役などの名儀では、書面を受取ることは出來ない』との名の下に右の建白を突き返へして來た。そこで大久保は、岩下方平と協議して『さらば』といふので、速座に此の書を島津忠義の名儀に書き換へて提出した。

『鹿兒島の本國との往復には、少くとも十數日はかからねばならぬ。即刻名儀を書き換へたのは、全く藩臣等の專斷に外ならぬ。宜しく眞の藩主の意嚮を受けて、然る後返答されたい』

と幕閣は詰めよせた。閣老に應接した岩下方平は、

『我々は個人的の意味で京都に出てゐるのではない。藩主の全權を代表して來てゐるものである。故に我々の意見は卽ち藩主の意見である』

と言ひ放つて、更らに應ずる氣色がなかつた。板倉閣老が大久保を召致して出兵の直接談判をやつたのも此の時である。席上大久保は聾の眞似をして、板倉が何をいつても、聞えぬ振りをして居つたといふ話は、有名なもので、本文の筆者も、甞て古老の一人から、次のやうな話を聞いた。

『大久保は流石にポリチシアンであつたよ。西鄕が國へ歸つてゐる時は、必らず大久保が中央舞臺に出ておつて、采配を執つてをつた。出兵問題で板倉と對談した時には、大久保は聾の眞似をして、板倉が何をいつてもポカンとして聞いてゐた。板倉は『幕府と薩藩とは姻戚關係にもなつて居り、普通一般の外樣大名とは違ふのであるし、殊に前回の征長の際は、主力となつて大功を樹てて呉れたのでもあるから、ここは一つ幕府の爲めに大いに力となつて貰ひたい』

といふ邊から說き起して、親族がらみで引きつけようとした。大久保はトント聞えぬ振りで、

『私は近ごろ耳が疎くなりまして、仰せの趣きは一々拜承し兼ねまするが、兎に角、連年多事の爲めに、藩力も痛く疲弊を致してをりますので、所詮出兵などは思ひも寄りませぬ。此邊の事情、何卒お察しを願ひまする』

といふばかりで、板倉が何といつても、一つことばかり返事をしてをつたといふ話である。隨分人を食つた話で

閣老の面目も何もあつたものではなかつた。圖々しいといへば、此のくらゐ圖々しい男はないよ。』云々。

大久保が聾の眞似をしたといふ話は、眞に受けられぬ。これは誤傳であるとして、板倉閣老の膽を冷やした話は、勝海舟の談話によつて、察せらるる。當時、勝は、幕府の命を受けて、再征問題處理の爲に、大阪に下つてゐた。

當時、板倉等閣老の考へは、全く事務的で、薩藩の出兵拒絕書を受理しないといふ建前を執らうとした。そこで、何か理由になるものをと探した末、

『これほどの重大な書付に主人久光・茂久の署名がないのは怪しからぬ。ただ家來の木場傳內・內田仲之助などの連名では、書式の法に叶はぬ』

といつて徹回せしめた。すると大久保は、

『左樣でござるか』

といつて引退つて來るなり、その場で、木場傳內云々とある尻の方を截りとつて了つて、『松平修理太夫』と書いた紙片を、糊で繼ぎ合はせて、

『これならば、差支はござるまい』

と突き出した。まるで幕府を村役場とも思つてゐない態度である。板倉閣老も、これは酷ひことをすると、少しムツとなつて、

『いくら何でも、これは餘りに亂暴な遣り方ではないか。第一主人久光に對しても無禮であらう』

と咎めると、大久保は濟ましたもので、

『イヤ拙者共は、主人より全權を御委任になつて來てゐるのですから、何をしても構はん』

と云つてのけたといふ。流石の板倉も二の句が繼げず、どうにも手の附けやうがなく、そこで勝安房を呼び出し

『お前、宜しく處置して呉れ』

といふことになつたのである。結局、勝の働らきで、幕閣の手には收めず、勝の懷ろに丸め込むといふことになつた。しかし幕府が受取らうが受取るまいが、勝が尻ふきにしようがしまいが、薩藩の拒絶は取消しやうがない。

勝の自記に云ふ。

慶應二年、寅六月、予突然、幕命を奉じて上京す。蓋し大久保・岩下・內田の三氏、當時薩藩の要路に當り、再征長不ㇾ可ㇾ然の議を建て、幕府に向て、痛く强諫する所あり。閣老を始め、應答甚窘む。則ち余に命じて之が所置を爲さしむ。余三氏に接し、其强ゆる所の征長背二天理一の上書を抑へて、余の手中に止むることとなし、玆に圓滑の局を結ぶ。余が公〔大久保〕に面會するは、此時を以て初めとす。〔追贊一話〕

勝も上書の始末はしても、元々大久保等と同じく、再征不可論者であるから、是れ以上、薩藩に出征の懇請はして居らぬ。またする氣もない。

小松の『條理論』、大久保の『天理論』、〔天理の語は恐らく西鄕の啓沃によるならん〕その何處に論據するかは

明示してゐないけれども、薩藩は既に幕府を愚弄し切つてゐる。

【八】 長州再征と薩藩の態度（四）

島津侯父子より朝廷への建白書

大久保はいよ〱出兵を拒絶したこと、幕府が征長軍を發した前後の事情等を認めて鹿兒島に報道した。ここにおいて久光及び忠義は、連署して建白書を作り、伊地知貞馨を使として上京せしめ、七月二十日、二條關白〔齊敬〕を經て、朝廷に上らしめた。その『建白書』は實に次の如くであつた。

島津久光・茂久の建白書〔慶應二年七月九日〕

方今內外の憂患四方に百出し、實に皇國の危急存亡は、此時に御座あるべく、抑も今日の形勢に推遷いたし候儀は、一朝一夕の根由に無二御座一、幕府に於て冠履倒置の儀少なからず、就中、十年來外夷御處置振より以往、天下人心、痛怨離叛の姿に相成、憂國の士、是が爲に非命に斃れ候者、數を知らず、輔國諸藩、國力を顧みず、東西に奔走仕候次第、偏に皇運挽回の至誠を以て、聖朝を輔弼し、幕府を扶助し、藩屛の任を竭し度、下々赤心に候處、幕府駕馭の術を失ひ候に付、愴怨私親、採擇に適せず候故、國是一定、衆議合論の場

合に至り兼ね、悉く水泡畫餅と成り行き候儀、千載の遺憾に御座候。既に一昨年來、大亂の機相顯れ、屡ゝ干戈を動し、幾多の蒼生を殺し候上、眼前若州・信州邊の天災及び丹波・大和の一揆、兵庫・大阪・江戸の騷動傳承仕候。即今兵庫・大阪儀、將軍家御在陣中、號令整肅、軍威四方に輝すべきの處、却て足本の卑商・賤民の如き、嚴威を憚らず大法を犯し候儀、所謂、民、命に堪えざるの苦情に出候事にて、忍ぶべからざる次第に御座候。最早鎭定の形にて候へ共、米價は勿論、諸色未曾有の騰貴にて、既に當年災旱水溢の憂も圖られず、此上兵端を開き候ては、爭論日に長じ、率土分崩、救ふべからざるの勢に及び候は、案中にて、其時に當り、外患を受け候節は、何を以て防禦仕るべき哉。是れ卑臣年來痛心慨嘆する所に御座候。然る處、內政を變革し、皇國を起すの大策、一日も捨つべからざるの急務にて御座あるべく候へば、長防御征伐の儀、御取懸の儀には候へども、願くは旣に一昨年悔悟謝罪の道相立、尾張前大納言殿、解兵の上、奏聞を遂げられ候儀にて、其節御引襲ぎ御處置振り、仰せ渡され候へば、謹承奉り候儀案中に御座候。時機を失ひ、朝廷寛大の御趣意に反し、御再討、御進發と稱し、更に御出軍御不審の筋、御糺明の處、御了解在らせられ候由にて忽ち本に復し、其裁許の名目を以て、當大兵を國堺に臨ませ、御處置振り仰せ渡され候儀、解兵後の御不審御晴し相成候ても、御再討の儀は御解き相成らず候ては、本に復し候儀、實に相顯はれず、且つ止むを得ず兵を用ひられ候御譯にも伺ひ奉らず候へば、假令奏聞の上とは申し乍ら、修理相叶はず候故、恐れ乍ら其筋に承伏仕る間敷く、前文兵庫・大阪の商民共さへ、其令を恐れざる程の事に候へば、數百年來、譜代恩顧

の長防士民の情は、餘儀なく察せられ候處、歎願の筋を御採用あらせられず、御裁許の御汰沙、相拒み候とて則ち問罪の師差向られ候は相當の御處置とも申上げ難く、且又、名代として出藝致候宍戸備後介等、御不審在らせられ候筋を以て、幽閉仰渡され候儀、問罪の師の擧動に無之候。道理を以て御詰問の上、閉口して退去致候はば、必ず國民も皆罪あることを存ずべき譯に御座候。却て口を開かざる樣に仕向けられ候は、唯だ憤怨を起させし計の拙策に陥る而巳ならず、是非曲直は相立ざるものと、天下に布告致候譯に相當り、殊更防州大島郡への暴發は、海賊の所業に類し候儀、實以て歎息の至に御座候。今般の始末、長防の士民、憤怒を懐く計りに無之、大に天下の人心に關係致すべき譯にて、如何なる大亂に立至るべき哉、計られざる事に御座候。假令討つべきの理有之候とも、皇國の興亡に相關り候大難の時に臨み、起すべきの急務を置き、却て亡に陥るの道に就かせられ候儀、實以て言語に絶し、恐入り奉り候儀に御座候間、前條緩急大小の辨、治亂興亡の機、朝議を以て寛大の詔を下させられ、沛然の恩を施させられ、持危扶顚の聖斷あらせられ、視聽を四方に開き給ひ、天下の公議、正評を盡し、政體變革・武備興張・遠戎賓服、中興の功業を遂させられ、上、御祖神の恩に報ひ、下、蒼生塗炭の苦を救はせられ度き御儀と存じ奉り候。誠に以て重大の事件、卑賤愚智の小臣、輕卒に奉申上候儀、不當の重罪に候へ共、恐れ乍ら朝廷寛大の御趣意、兼ねて伺ひ奉り候趣も有之、且つ小臣等、拔群の聖恩を荷ひ奉り候へば、皇國御浮沈にも相懸り、切迫の機に當り、默止罷在候に忍びず、萬死を冒し、血涙涕泣、言上仕候。誠恐誠惶。謹言。

慶應二年七月九日

久光

茂久

論じ去り、論じ來るところ、理義最も明白、一點の疑義を存するの餘地がない。殊に結論において『政體變革』の語を用ゐてゐるのは、眞に刮目を要する點で、『視聽を四方に開き給ひ、天下の公議・正評を盡し』と云つてゐるのは、公議公論に依り、天朝中心の大政治を實現するをいふのであつて、封建將軍政治を倒滅して、皇政の古へに復するの大理想は、この建言書中において、既に業に明瞭に認め得らるるのである。是れ實に、天下の大變ではない乎。

此時、薩藩の勢ひは、既に大瀛の水の如く、洋々として、八洲を環るの觀がある。

【九】長州再征と薩藩の態度（五）

佐賀藩江藤南白の薩長に關する觀察

薩藩は今や明らかに幕府と離反した。薩藩がかくして幕府を離れたことは、同時に諸藩をして幕府を離れしむるものとなつた。征長の諸軍の中には、薩藩同樣、出兵を謝絕するものもあり、情誼上、お役目的に出兵したも

のはあるが、眞に戰ふの意志はないのであるから、士氣の振ふ筈がない。四方の戰線において、決死の長州軍に薙ぎ立てられ、見苦しい敗軍を遂げ、德川三百年の金看板を、泥まみれにしたのも、固より當然の結果であるといふの外はない。

斯くの如きの結果は、薩に亞いで土佐が起り、更らに肥前が起ち、遂に薩長土肥の聯合軍を形勢し、幕府を向ふに廻はしての、一大活舞臺を演出するに至つたのであるが、當時佐賀藩の因循を一掃せんが爲めに、藩廳に建言した江藤南白の文章の中にも、薩長が天下の勢を制せんとするの狀を述べてゐる。建白書中に曰く、

江藤新平より原田小四郎に與ふる書〔慶應二年〕

〔前略〕……伏て方今の形勢を推考仕候處、幕府討長の命を、御布告相成り候てより、海內亂形、明白相顯、諸藩の情僞、紛紊如レ絲。蓋し、幕府、內は御自分の令德を御修明無レ之、外は濫に三百年の餘光を以て、依然諸藩御都御被レ成候思召し歟。此持定こそ、悖違の始めにて御座候。如レ是御悖德にて、內は天勅に違犯、多少の忠義を御殺し相成り、外は夷狄に請援償金、御國體を御辱め相成候事より起り候處、此原因を御悔悟諸事改革無レ之、益々武威を以つて、天下を壓倒被レ成候思召にや、大兵御引卒、東海道西上、今に御滯阪、亂形益々固まり候通相成、是措置大誤の根元なり。此誤り御辯明、左候て順道に仗り、禮義を正し、專ら文德を御修明可レ有の處、嚴密に御討伐の師を御取揃は、古人の所レ謂恃レ武者亡の誡に戾り寔に危殆の御事に

て御座候。就レ中閣老小笠原壹州殿、著藝の始め、藝の家老を幽閉し、或は長の使者宍戸某を御捕相成、其意は必ず、先つ壓レ長懲レ藝左候て武威を天下に御示被レ成候積にても、可レ有レ之候得共、抑も人情時勢を不レ解の措置と可レ申候。其譯は、兵法に圍城缺二一方一、此意は敵人に恐レ死希レ生、離心潰散し、專一ならしめざるの儀に御座候處、如レ此御捕相成候は、是燕人爲二田單一發二齊憤一の譯にて御座候得は、其措置は、寄手の爲めに不利にして、却て敵人の爲めに、宜敷樣相成候歟。藝州の情態は、蓋難レ奉二幕命一、又長州の意と相合し樣なり。是も勢にして、概レ之偷安狐疑の心にて如レ此、然るに其家老、御幽閉相成候は、是固二其反心一也。然れば壹州殿の御力量、智謀無レ之事は、不レ待二智者一而可レ知と奉レ存候。苟も如レ此御樣子にて候得者、假令此度の討長、如レ意功を奏し、長防二州を破滅有レ之候共、是卽虞・虢の情形、所レ謂天奪二之鑑一必幕下の宮之奇嘆息の事と奉存候。況薩藩已に頭角を顯し、援長の情勢有レ之候樣子、此義は虛說には有レ之間敷、其譯は、長州の衰亡は則薩藩の孤形、是則唇亡齒寒の儀にて候得者、必盡力可レ有レ之歟。是も勢にて御座候。加レ之薩藩當時の形勢は、已に賢才登用、所謂小松帶刀・大島重助・岩下佐治右衞門・大久保逸藏・新納刑部・西郷吉之助・五代才助・桂卯右衞門等七人の加判を取立、各方面に御任用、或は通商交易、當時の事を司り、或は京攝間、萬般の措置を負任有レ之、又は海軍、或は陸軍に被レ任、近頃にては、兵衆兵器の東上する事不レ少、殊に討長の命を相斷り、是は定て、幕府當時情態を相察し、間隙を被レ窺、終に倚二皇室一、以二勅命一幕權を取抑へ、時宜に仗ては、諸藩をも致二進退一、因て建功立名、領地をも擴張致し候積に可レ有レ之候得共、是迄一橋卿・會津

侯守衛有レ之候故、難二如何一是其間隙を窺ひ、出兵を増し、不レ動不レ退、期會到來を相待者にて可レ有レ之、左にて無レ之候はゞ、大入費を不レ厭如レ此京師へ出兵致す間敷、且故習難レ破の例格を破り、賢才を擧用致す間敷、且又、目前の都合繕候通情の措置ならば、討長の布告を斷る間敷、然らは薩州は幕府後日の大敵なり。左候て一旦可レ乘の大機會を待受候はゞ、長州突立、天下の兵を引受け、寔に國の危急、社稷の存亡は、此時にして、其措置は容易の儀にて無レ之候得者、必改革を斷行致し、門閥・格例・故習等、一切破却、左樣て擧レ賢任レ能、然而計レ事、定て詳密に、見留る所の措置も堅固可レ有レ之、是亦勢なり。窃に其見留を考量仕候に、以レ不レ失爲二上計一惣て多方の攻軍を釣付、悠々送レ日、專攻レ軍、運輸之途を塞ぎ、幕府入用の費を困窮させ、薩州より上國の間隙に乘して、事を發するを期會にして、東西合レ勢東上する積歟と存候。一歩退て將來の成敗を概考仕候處、戰爭相始りて、一勝一負あるは、古今の常事にて双方互に勝負可レ有レ之候得共、詰る所は、卽今幕府雖レ如二强盛一自潰の勢にて、薩長雖レ如二弱小一後來終に强盛に相見申候、若し其通に相成候はゞ、京師以東は、幕府の御威光、或は相行はれ可レ申候得共、京師以西は幕府の御威令、斷然と墮レ地、只如二前文一薩長愈頭角を顯はし、然而して外夷必ず其間に乘し、或は講和、或は構戰、或は援レ是、或は援レ彼、衆夷各量二其便一左候て諸藩も其勢に從て、動搖離合し、或は盛、或は衰、於レ是乎、始めて海内大亂と奉レ存候。因て大小諸藩の措置は、實に遠慮熟謀、明畫深圖、外は不レ失二順名一不レ落二武威一內は嚴二明賞罰一修二治政理一殷二富四民一充二實富庫一簡二檢兵衆一然て他日大非常の設備、速に不二相整一候ては、必ず意外の變可レ有

レ之候。方今實に諸藩盛衰の分るる時にて、其措置は、一大事の秋と奉存候。伏て惟るに御國の兩先手大砲の三陣は、已に戰場に臨み、後陣も近々御繰出有レ之候由、寔に以て不二容易一折柄なり。要レ之方今の御措置は左に三様に條列申上候、至計は末條に相決し候歟と奉レ存候。

斯く論じ來つて、江藤は更らに微に入り細を穿つて、佐賀藩の、之れに乘ずべき態度を論じてゐるが、彼れが薩長の聯繫を察し、之より天下二分せられ、大阪以東は幕令に從ふも、以西は薩長に支配せられんといつてゐる邊り、流石によく形勢を洞察するものといふべきである。

孰れにしても、薩藩の勇斷を稱してゐるのは、以つて薩藩の勢望が、如何に天下を壓しつつあつたかを知るに充分である。江藤が進んで佐賀藩の進退を論じ、宜しく薩長の新勢力に加はつて、薩長肥の連合を主張してゐるのは、活眼といはなければならぬ。單り南白とのみいはず、當時、時勢の大轉を洞破する者は、齊しく幕府の無力を看破せぬ者はなかつた。

【十】再征の幕軍大いに敗る

天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かずとは、戰ひの利を道破したものであるが、天の時と地の利と人の和と、三拍子を失つた幕軍は、嫌々ながら、引つ擔いだ具足の重みに惱みつつ、防長の四境へとのしかかつて行つた。

當時如何に幕軍の士氣が振はなかつたかは、戸川殘花翁が『實に當時、大阪・京都に滯陣せし士卒は、云ふも更なり。藝州口に進みし兵すらも、慷慨悲憤、怒髮冠を衝くの士は多からずして、水盃に妻子と袂別はすれど、歸鄕の日には、關西の陶器・織物を、土產に爲さんと約するの士も少なからざりしなり。如何に辯護の方法を盡くすとも、幕府の麾下と、譜代の諸藩士が、士氣の振はざるは、當局の將官、其人に乏しかりしは、實に云ひ脫る可き道はあらざるなり』と、慨嘆してゐるのでも解る。

之れに對する長州の狀勢は如何。孤立無援の二州は、文久以來の退勢に、全身の創傷を負うて、肩で息する悲況に陷いつてゐる。地は山陽の邊端、一たび聯合包圍軍の猛擊に遭へば、一氣に海上に押し出さるるの外はない。絕體絕命の斷崖に屹立して、目に餘まる大軍と、必死の決戰を試みようとしてゐる。一藩の運命を雙肩に擔ふの氣概は、刀痕猶ほ鮮やかなる眉宇の間に漲ぎつてゐる。山川草木、悉く枯死するとも、最後の一人の存する迄は社稷を一呼吸の間に維持しようとするのが、當時防長二州の士氣であつた。

斯かる兩軍の、勝敗が果して孰れに決するかは、旣に豫め知るべきところであつた。開戰は先づ幕府の軍艦によつて試みられた。防長軍の防備の最も薄弱なる海上より砲擊を加へたのは、正に六月七日で、松山藩松平勝成〔久松家〕の兵と、幕府直下の兵が、大島に上陸したが、高杉東行の丙寅丸の爲に破られて退散した。幕軍の主力を集中したのは、言ふまでもなく廣島本營の藝州口と、石州口とであつて、先鋒總督紀伊中納言、副將松平伯耆守が、共に鵬翼を展べて、之れに陣した。井伊直憲〔彥根藩〕榊原政敬〔高田藩〕の兩將が六月十三日の夜から、砲

戰を交へたが、長州は遊撃隊を主力とする一團を以つて、之に對し、大竹・小方・玖玻を占領して、大野に攻めかかり、對陣七月に及んだ。

石州口は大村益次郎によつて率ゐらるる長藩の主力、南園隊、精鋭隊が、六月十六日より出動を始め、十七日には益田を攻略した。始め石州口に向つた幕軍龜井茲監〔津和野藩〕が長州と款を通じたので、形勢は一變し、松平武聰〔濱田藩〕の兵は、益田を捨てて潰走するに至り、阿部正方〔福山藩〕と共に、濱田城に據つたが、七月に到つて、遂に落城の外なきに到つた。

下ノ關口には老中小笠原壹岐守が小倉城に據り、細川慶順〔肥後藩〕有馬慶賴〔久留米藩〕の兵が之れを守備したが、六月十七日、長兵より進んで逆襲を試み、八月一日に到つて、小倉城は火となり、壹岐守は、香春〔筑前〕に逃げ去つた。

當時小倉城を攻めた長軍の主將は高杉東行であつたといふが、本文の筆者は、曾て當時高杉の軍中にありし、重枝辰藏老より、朝鮮釜山府松島に在る吉岡飛雲莊において、一夕談を聞いた事がある。重枝老は、當時八十二歳であつたが、钁鑠壯者を凌ぐ概を示しつつ、往年を追懐して語つて曰ふ。

小倉城を攻むる高杉晋作〔重枝辰藏談〕

『小倉の戰爭の時には、私は人夫で行きました。まだ小供でしたから、問屋の主人に伴はれて參りました。長

州の兵隊は、皆肩に『長藩何某』と書いた布をつけてゐました。『荷物を運べ』といはれ、愚圖々々してゐて、危なく斬られようとしたことも度々ありました。今にも目に見るやうなのは、高杉さんの武者振です。高杉さんは色の白い長身長顏の人で、役者のやうな美男子でしたが、小倉城を攻むる時には、白い馬に跨つて、望遠鏡で戰爭の樣子を見て居られたのを覺えてゐますが、堂々たる勇姿でした。あの頃の長州は一生懸命で、士氣の旺盛なことは、ホントに勇ましいものでした。馬關の町で、よく長藩士が朱鞘の大小を差して、大聲に詩を吟じたり、歌を謠つたりして、練つて行くのを見掛けました。その時の歌で覺えてゐるのは、

散る時は散ると定めし櫻ばな
君が爲なら何か厭はん

といふのです。又た後先は忘れましたが、高聲に、

未レ覺鬪東獨尊夢。既長州至誠奮發。

と吟じてゐたのを記憶してゐます。又た他國の浪人をドシ〳〵集めてゐたやうです。隨つてその中に幕府や諸藩の間諜が隨分入り込んで來ました。それが知れると皆斬つてしまひました。勢ひのええことでした』云々。談裡、當年長藩の士氣、高杉の勇姿を想見するに足るが『未ダ覺メズ鬪東獨尊ノ夢。既ニ長州至誠奮發』の句に、既に勤皇倒幕の意が、充分に現はれてゐる。

からまで悲慘な敗北をするとは、流石の幕閣も思ひ寄らざるところであつた。副將本庄宗秀（松平伯耆）も、こ

れはと喫驚し、若しこのままに放置するときは、德川家の一大事出來と觀じたので、今は長州懷柔の策を講ずるの外はないと思つたものと見え、獨斷を以つて、宍戸備後・小田村素太郎を放還し、高杉以下十二人の出頭を免ずるの令を發した。

本庄は大ぼろを出さない中に、此の邊で一先づ point をつけようとの考へであつたが、紀州總督が、猶ほ軍を進めて交戰しようとするの狀があつたので、書を送つて停戰の意を通じたのであつた。事ここに至つては、どちらが總督だか分からぬことになつてしまつた。本庄の獨斷は、全く總督を蔑如した仕打ちであることはいふまでもない。紀伊中納言は書を大阪に致して、憤然としてその職を辭し、大野の陣を撤退した。

本庄は直に大阪に召還され、城代牧野貞明に預けられ、老中水野忠誠が、本庄に代つて副總督となり、新銳の兵を率ゐて廣島に向つた。併しながら既に崩れかかつた頽勢は盛り返へさるべくもなく、將軍家の威力も、哀れ一片の落葉に均しく、泥土に委し去らるるの外はなかつた。

【十二】　佛蘭西公使の內政干涉

長幕戰爭の最中、突如として長州人を驚愕せしめた一事が起つた。それは佛國公使ロッシュが、軍艦に搭じて下の關を訪問し、意外な橫槍を突き込んで來たことであつた。

當時佛國公使ロッシュの談判の要領は、凡そ次の如き意味であつた。

『今日日本の政治組織は、將軍の委任政治であるから、諸藩たるものは、將軍家の支配下にあるものと見なければならない。今回の征長は、幕府が朝廷の勅許を受けて、公然征討の師を發したのであるからして、之れに反する行爲は、逆賊の行爲といはねばならない。佛國は幕府の同盟國であるから、幕府の敵は、即ち同盟國の敵であらねばならぬ。若し長州にして飽くまでも抗戰するならば、已むなく佛國は幕府に加擔して、攻撃を開始するの外はない。併し長州に和議を開始するの意があるならば、何も好んで事を欲するのではないから、長幕の間に立つて、和議の斡旋を計つてもよいのである』云々。

との意を致したのである。

之れに對してロッシュと應接の衝に當つたのは、木戸孝允であつた。木戸は第一回征長以來の事情を縷説し、長幕の關係を詳述するところがあつて、第二征長の無意義なることを痛論した。當時ロッシュは深くも踏み込まず、立ち去つたからこそ、大事に至らなかつたのであるが、若し彼れが强力を以つて長州に臨んで居つたならば、日本は實に由々しき一大事を惹起して居つたに相違ないのである。それは一佛國公使の言動たりしのみでなく、それは實にナポレオン三世の雄略を代表するものであり、幕府と提携して内政に干渉せんとするものであつたからである。のみならず、一方においては英國公使パークスが、薩長に連なつてその雄志を伸べようとしてゐた時であつたから、事の結果の如何によつては、長幕の内爭は、一轉して英佛の爭ひとなり、日本の運命に重大なる結果を及ぼしたに相違なかつた。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

元來、幕府は、長州再征の軍を進めた時に、之れを英佛公使に告ぐるの文を草して、手交してゐる。十四箇條に亙る長州の罪案を歴記し、頗ぶる痛烈な文句を使用してゐる。外國公使に對して、此れ程の勞力を費やす位ならば、何故に、國內に對して、堂々たる討伐理由を公宣しなかつたのか。勝海舟も後に此點を論じて、次のやうに非難してゐるが、恐らく幕府は、英・佛、就中、佛蘭西に對して、或種の牽制運動を期待してゐたのではあるまいか。佛國公使ロッシュの、俄然たる長州乘込を見て、這間の消息を察せられる。

幕府の英佛公使に提供したる、長州再征の問罪書に曰く、

英佛公使に辯明したる防長罪狀書（慶應二年六月十一日）

第一

其初永井雅樂を以、公武御合體の事を建白し、其主人も專ら其意なるに由て、朝幕共に格別に思召せし所、中頃過激不臣の徒に誑かされて、いつか雅樂等正議の輩を殘害し、脫藩無賴の徒を集め、清淨の二州を以て一團之魔界となし、粗豪之公卿等に攀緣し、勿體なくも　玉體に迫り、大和之　行幸を勸め奉り、京師に放火し、還幸之念を絕ち、鑾輿を己が國へ遷し、天子を挾て、天下に令せんとの奸謀大惡を企し、其罪一。

第二

攘夷の詔、五月十日　期限之　朝命も、幕府より傳へ、亦襲來の節は、掃攘可レ致旨の命を、幕府より示されたるに、陽に　勅旨を奉ずるを名として、陰に幕府の不都合を醸さんとの奸計あり。襲來にあらざる、無レ事通行之商船に砲發し、公卿を誘引し、點檢使と稱し、己が國に招きしは、禁中の御旨なりと表し、それを挾みて天下を劫さんとの奸謀也。其罪二。

第　三

神祖以來、御朱印も賜る外國之耳目として、來航を許し置るゝ、襲來にも無レ之和蘭船へ猥に砲發し　神祖の法を犯す。其罪三。

第　四

然りといへ共、攘夷之事は、其比一旦　勅諚も出し事故、其罪を問はせられざるは、無量の高恩ならずや。

右之次第、糺問として、被レ遣之幕府の使臣を、謂れなく暗殺せしは、卑怯至極、逆命之大罪。其罪四。

第　五

天道昭々、陰謀忽暴露し、禁中より御不審ありて、闕門之警衛、御免被ニ　仰付一しに、命を拒み、輦轂之下に、事を擧んとす。朝廷動搖したまはず、早く可ニ引拂一旨、勅旨を下し給ふに依て、奸人初て人數を引揚たれ共、猶三條以下の人々を其國に伴ひし、其罪五。

第　六

其時、征伐之師を向られ、罪を鳴して征伐せられしは、一言半句の申譯無るべし。然るを、格別之仁恕を以て、自改の期を待れし、其洪恩も辨へず、猶非望之企止ます。去子年、大膳父子の軍令狀を持、鐵騎戎裝、京師へ亂入し、禁闕へ向て發砲し、長門を噴發して、軍卒を率ひ、海路鞆迄出張せしむるは、源平已來、未曾有之大逆無道、南山之竹を以て書盡し難し。一々毛髮を拔てもたらず、不㆓容易㆒天地之大逆罪、其罪六。

第七

若し實に主人の意中にあらず、果して三臣等の奸謀に出る事ならば、速に罪魁の首を刎ね、徒跣し、幕府に伏罪の命を乞へき筈なるに、父子を勸めて、隱然割據の企をなさしむ、其罪七。

第八

如ㇾ斯不㆓容易㆒罪を犯して、頑冥改悟せざるにより、尾張前大納言殿、總督として追討の際に臨み、始て三臣の首を斬て、悔悟伏罪の旨を述。其緩怠之罪不ㇾ輕、剩へ謝罪狀は、前大納言殿より、幕府へ伺れし迄にて、未だ　朝旨・幕府之御裁許なき限りは、天下萬世、朝敵の罪名をゆるされざるなり。然るを私意を以て、天下の大法を誣犯し、朝幕に抗せんとす、其罪八。

第九

幕命に背て暴動し、攘夷を唱て異船を砲撃しながら、軍艦領海に迫り、撃破せらるるに及て、脆くも自判の降伏を投じて、強て　朝命・幕令に應じて、無㆓餘儀㆒砲撃せし旨を僞り、己が罪を朝廷・幕府に推委し、私

に交親を結び、往來を通ずる、其罪九。

第　十

其始疑ふべき事多きに依て、將軍御進發、猶寛大之恩惠を以て、糺問之爲め、大坂にて三末家御呼出之所、病に託して不ㇾ差出ㇾ、正義の末家迄も、罪名を蒙らしむ。其罪十。

第十一

然るを、天地之洪恩、格別之寛典を被ㇾ行、委曲御奏聞之上、勅旨　幕令を奉じて、閣老境に臨み、猶誤解なからん爲め、末家吉川等を呼出せしも、差當病に託し、不ㇾ差出ㇾ候樣仕向けし、其罪十一。

第十二

其末、いつ迄も病氣の旨にて、名代を不ㇾ差出ㇾ候所、宍戸備後介儀は、兼て一門にも無ㇾ之、身分疑敷ものの所、俄に一門の養子に致し、爲ㇾ名代ㇾ差出、爲ㇾ其一途の御用、出藝致し居ながら、兼て病氣のよしも不ㇾ申立ㇾ、六月朔日、爲ㇾ御裁許ㇾ御呼出の期に至り、俄に腫物に付、起居難ㇾ相成ㇾ由を以、抑ても難ㇾ罷出ㇾ旨、絕て及ㇾ御斷ㇾ、天・幕之命を輕慢する條、其罪十二。

第十三

御裁許、三末家え被ㇾ仰付ㇾ候處、士民情實、不ㇾ折合ㇾに託し、途中におゐて相支、大膳父子え、御裁許之旨不ㇾ相達ㇾ、私に歎願書取繕、藝藩迄上達之儀申立候、其罪十三。

第十四

備後介儀、病氣之段、自分より申立、名代之御用不ニ相勤一候に付、右御用之儀被レ成ニ御免一、當人身分に付、仔細有レ之、國泰寺へ呼出し候所、又々病氣申立不ニ罷出一、依て病氣全快迄、御達し藝藩へ御預けに相成候節、安藝守警衛人數間に不レ合に寄、爲ニ警衛一銃隊被ニ差出一候所、右樣主人之命を承りながら、其用向をも不ニ相勤一、剩へ身分疑敷、其ため御預に相成、其旨與丸初、末家吉川等へも、御達相成候上は、彼是異論ケ間敷儀、有レ之間敷は勿論、恐縮可ニ罷在一筈之所、右備後介、御預相成候節、銃隊被ニ差向一候上は、兵馬を以應じ候は、臣子の分抔と罵り候は、長防二州、備後介之所領なる哉、毛利之舊領なるや、果して毛利家祖先已來之舊領ならんには、備後介の爲に、兵馬を擅に差出し、　臺命を拒み　御裁許を違背し、却て主人を罪に陷るる也、其罪十四。

如上の御機嫌取の文書に對する批判は、改めて玆に論述する必要はなく、勝安房の論ずるところが、何よりも能く、その要を得てゐる。

勝安房の批評

案るに、征長の趣旨を、訂盟外國に告るは、素より當然の事なれ共、其始、政府嘗て、我か國人に、巨細の事情を明告する事なく、御不審の件々ありといふに過ぎず。されば闔國の人民、其趣旨を解するなきは扨置、

其戰陣に臨むの士と雖も、何たるの故を以て、親發ありしといふを知る者少し。元來誓誥の文は、簡明嚴肅、其罪を鳴らして、これを公衆に知らしむるは、古今軍機の一大喫緊要務にして、これに由て、全國の人、政府已む事を得ずして干戈を動すの主旨を知り、また戰鬪の士は、これを以て踴躍奮興、敵愾の心を固ふし、各競て、報効を圖るべきは、論を待ず。然るに、事、此に出ずして、天下をして、無名の暴擧なるを疑はしめ、從て我が戰士も、勇奮の氣を振ふに由なく、委靡内潰に終りしは、最、失策の大なる者といふべし。況や、嚮に大小監察をして、罪狀の有無を糾問せし時、彼れ逐一辯解せし後なるに、却て其既往の罪を責、彼をして、十分の辭柄を得せしめしは、頗る其順序條理を失し、加之、其外國公使に告るの書も、晦澁瑣縟、立言の體を得ず。顧て、彼〔長州〕より頻々訴ふる處の書を見るに、明暢痛快、よく情に訴へて洩さず、人をして感動せしむる者あり。其文章の一段に至ても、彼我、勝敗の數、已に判るる處ありといふべし。

〔開國起源〕

【十二】　佛國と英國との對幕末態度

佛國公使が、長州に威嚇を試みたことは、内亂に乘じて一儲けしようとした卽興的行爲ではなかつた。固より幕府の依賴もあり、閣老との密約もあり、本國のパリー政府との聯絡もあつて、熟慮協議の結果であつたことはいふまでもない。

佛國が夙に幕府を助けて陸海軍の編成や、軍器軍需品に便宜を與へたことは、今更ら煩説するまでもない。元治元年〔甲子〕外國奉行池田筑後守が、パリーに入つた時の如きは、佛人は頗ぶる彼れの爲めに便宜を計つて居る。特に池田に親近であつたモンブランの如きは、諸侯を削小して幕府の威力を强うする爲めに、佛國の力を借るべきことさへ進言した。パリー政府でも同一の意見を持つて居り、池田との間に、攻守同盟に等しい密約をさへ、取り換はしたくらゐであつた。

日本駐剳の佛國公使ロッシュも、モンブランと同一の見解から、主として幕府に傾むくの態度を執つて居つた。內亂平定の爲めには、兵力及び財力を提供してもよいとの意氣込みであつたので、閣老側でも、夙に佛國に賴むところが多かつたのである。阿部豐後、松前伊豆、酒井忠毗、小栗忠順の如きは、最も傾佛の一味であつた。

いよ〳〵第二征長となつた時、海外使臣等は、孰れも事の容易ならざるを觀取した。幕軍が勝てば、これで幕府の勢力が回復して來るであらうし、萬一長州が勝てば、封建制は瓦解して、中央勢力は失墜して了まふであらうし、いづれにしても此れが天下分け目の戰爭であることは、政治眼に長じた彼等の見逭さぬところであつた。

此の時に當つては、使臣の識見の如何によつて、國際上重大なる影響を及ぼし來ることは、敢へて說明を要しない。當時日本には二個の政治的中心があつた。一は舊幕府であり、一は朝廷を中心とする薩長の勢力であつた。此の新舊の兩勢力の、孰れが次のゼネレーションを支配するかは、外國使臣連が、爭うて觀破せんとするところであつた。

國の內外を問はず、凡そ事は理論のみによりて行はれず、大部分は感情の支配を受くることが多く、佛國が幕府に賴り、英國が薩長に傾むくの形となつたのには、幾多の來歷があり、關係があり、又た英と佛との競爭心も加はつてゐるには相違ないが、ロッシュとパークスとの活眼の差も、自から此間に現はれてゐる。

ロッシュが幕府に賴るならば、此方では一つ薩長の新勢力を助けて、一つ仕事をさしてやらうといふ氣が、パークスをして、幕府を向ふに廻はさしめた、一原因ではあつたらうが、彼れが夙に日本の政治的一大變革を豫期し、幕府の運命、最早や永からずと觀破し去つたのは、流石に烱眼といはなければならなかつた。

當時英佛が、果してどの邊まで、日本を覬覦するの意があつたかは、猥りに臆斷を許さない。しかし佛國公使が下の關に乘り込んで、長州にねぢ込んで來たのは、何といつても內政干涉に相違ない。又た英國公使が五月二十七日、長崎に各國使臣會議を開いて、政治をミカド政府に一任し、德川氏は一諸侯となり、列藩相倚つて合議政治を行ふやうに運動したいと述べてゐるのも、明らかに內政干涉に相違ない。當時若し內亂その極に達し、國家的觀念を忘失し去るやうなことがあれば、恐るべき毒牙は、神聖なる我が邦土を荒してゐたに相違ないことを思へば、彼等をして遂にその野心を逞うするの餘地なからしめたのは、全く天佑といはなければならぬ。

【十三】 英國と薩州との接近

佛國と幕府とが、窃かに相約することがあるとの風說は、意外にも薩州の耳に逸早く通じて來た。それは池田

の後にパリーに派せられた、柴田日向守の態度により洩るるところとなつた。日向の使命は日佛修交の大志もあつたが、別には金澤にアルセナール武器製造所を起すつもりで、一ケ年二十五萬圓宛、五ケ年佛國に納付することによつて、武器製造に關する一切の便宜を、佛國より受けんとするにあつた。然るに柴田はかかる重大なる問題を、一私人たるモンブランに托して交渉するのは、甚だ危險であると考へ、直接パリー政府に向つて交渉することになつたので、モンブランは深くその前約を無視するを憤り、不平を留學中の薩人、五代才助〔友厚〕に洩らしたことが、端なくも薩州に通ぜらるるに至つたのであつた。

薩州が英國と接近するに至つたのには、頗ぶる複雜したる關係が存してゐる。五代と共に英國にあつた寺島宗則が、下院議員オリフアントに說いて、皇政復興の近きにあるを論じ、幕府覆滅後における條約締結權が、一に皇室に復歸することを說いたので、オリフアントは、更らに之れを外相クラレントンに進言したので、外相はその理由あることを察し、命をパークスに通じて、ミカド政府の成立に助力せしめたのであるといつてゐる。

尙ほ夙に日本に渡來して、國內の政狀に通曉してゐた、英國商人ガラバなるものが、パークスに說いて、薩長必らず天下を制するに相違ないから、之れを助けて、他日の親交を結ぶの得策なることを論じたので、パークスの意大いに動くに至つたのであるともいつてゐる。いづれにしても、英・薩は次第に接近するの道程を進み、遂にパークスの薩州訪問となつて、その親睦が公然に示さるるに至つた。

パークスが鹿兒島港に入つたのは、長幕戰爭の開始せられた際で、六月十七日であつた。英國東洋艦隊水師提

督キューパー將軍は、プリンス・ローヤル號、ヘセルヘント號、サラシス號の三艦を率ゐて、薩摩へ廻航したのであつたが、嘗て英艦と砲撃を交へた薩人は、旣に舊怨を忘れ去つたものの如く、祝砲を發して之れを歡迎し、パークスと久光・忠義とは、互に隔意なき交歡を取りかはすにさへ至つてゐる。

西鄕が七月十日附を以つて大久保に送つた書簡の一節に、當時の狀況が認められてゐる。

大久保利通に與ふる書（慶應二年七月十日）

御兩殿樣、益御機嫌能被レ遊ニ御座一、恐悅の御儀、御互難レ有奉レ存候。陳ば長防の戰爭、大概、宰府出張の方より、山田孫一郎を被ニ差遣一承合候形行申來候て、早相分候に付、早速御人數、被ニ差出一候賦にて、一陣御手當相成候處、三邦丸着帆、能都合にて御座候。最早一陣は、御手當相成居候故、其儀も被ニ差出一賦に御座候處、船仕廻出來兼、些痛損有レ之付、三組丈、此節被ニ差出一都合に相成、跡三組は、一七日計は後れ可レ申候得共、却て一時に着坂よりは、兩度に着坂いたし候方、勢を張候はんかと奉レ存候。乍レ然痛處有レ之、無レ據ちと手數には候得共、宜敷勢に相成候。大幸の事に御座候。出兵御斷の御建白書、御名前の處、早速御許容被レ爲レ在候得共、英人著府涯の事にて、大混雜中、殊に機會を以、其運は御許にて、可ニ相付一段申來居候故、少しも不ニ取急一事に御座候。又た　朝廷えの御建白書、中將公（久光）御自身樣、御添削被レ遊、御手自御認相成、御差出の都合に相成、お互に難レ有次第に御座候。英人來著、段々談判の始末は、岩太夫（岩下

方平」え申上越候付、文略仕候。大概見込通はやり付候賦に御座候得共、欺かれ候へば無㆑致方㆒隨分、幕手を英は打離候賦に御座候。何分にも能都合にて、大幸此の事に御座候。長州においては、此度の始末、餘程出來候事にて、兵端を開く所から、破つた處迄、間然する處無㆓御座㆒、此處第一の譯と相考居候處、十分やり應じ候付、今の處にて、如何なる佛人たりとも、應援可㆑致道、相絕申候はん。諸藩においても、益〻出兵は致間敷、是より王室の興時來候はんと、雀躍此事に御座候。（下略）」云〻。

薩・長・英が連衡して、幕府・佛國の勢力に拮抗しようとした形勢は、書中の文脈に顯然として現はれてゐる。而して當時、西鄕がパークスと會見したる內容は、西鄕自から之れを摘記して、京都在勤中の岩下に贈つてゐる。卽ち左の如くである。

岩下方平に與ふる書（慶應二年七月）

一兵庫開港の儀は、上　天子より、下萬民を欺て、外國と約定相結候儀、萬國普通の條約と難㆑申候付、右の譯を以て、幕府を相責候樣、細〻及㆓談判㆒候處、政府と約定いたし候譯に候得ば、內輪の混雜は、決て外國人の差構事にも無㆑之、勿論勅許と申儀も、相望候事に無㆑之と申募り、餘程幕臭有㆑之、破談の勢に成立候處、得と日本の情實を申解き、其上利害得失、委敷申聞候處、初て會得いたし、夫より彼の底意不㆑殘打明候向にて、大に幕府の失體を、申出候場に立到候て、全熟話の都合に成行候事に御座候。左候て、彼等申聞候

には、いづれ右の事件、外國人可ㇾ存いはれ無ㇾ之候付、何方より承候と不ㇾ申候ては、相濟申間敷、其節薩摩の名目を出し候ては、決て不都合の儀も有ㇾ之候はん。彼等も出したくは無ㇾ之と申事故、其邊は少しも差障無ㇾ之、薩摩にて承候旨を以、幕府え相迫候樣申聞候處、夫こそ本道の議論と申ものよと、大に悦び候事に御座候。然共、直樣突掛候向とは、不ニ相見得一候へども、幕府の不條理なる次第には、あぐみ果候樣子に御座候。時機に依ては、申立候も不ㇾ被ㇾ計候得共、極て申立とは不ニ申聞一事に御座候。

一兵庫港え異船渡來の節、勅使を被ニ差向一候樣子、如何の見込を以相盡候哉と承候付、其節は薩摩の人數、勅使の御供にて、異船え乘込、期日を引延し、是非諸侯を京師え集會し、全幕府の手を相離し、朝廷よりの御所置に、振替候含にて罷居たる由、申聞候處、如何の譯にて、其策崩候哉と申事故、其節幕府より頻に相迫、朝廷よりの御所置に相成候ては、辭職仕候外無ㇾ之段申募、終に勅使を繰止候付、皆策致ニ相違一、建白の書面と相離候故、如ㇾ此疑迷の譯に立到、殘念の旨申聞候處、實に悅び候て、彼等も大に殘念がり候事に御座候。

一朝廷の御所置と相成候はば、公卿衆の御談判と相成可ㇾ申哉。是迄政府閣老邊え、引合の場、如何可ㇾ致賦かと承候付、其節は　朝廷より五六藩の諸侯に被ㇾ命、專引受、兵庫港の運上は、朝廷に相納め、萬國普通の條約を以相結、信義の交、其時こそ可ニ相調一、只今の如き幕吏の賄賂を貪、不廉の次第とは、大に違ひ、外國に於いても、都合可ㇾ宜、勿論日本に於いては、是より相開、本道の事に成行可ㇾ申と、決定いたし居候旨

申聞候處、至極尤の議論と申事に御座候。

一右通の次第、外國より開立候ては、大いに不都合到來いたし、日本の人も、不服の譯も出來候はん。いづれ、其邊の處は、急速取掛候ては、宜間敷候に付、能々機會を見合、是非相盡吳候樣、申事に御座候。

一三港の稅、三分一丈けは、是非　天子に相納候樣、度々英國より幕府え申立候趣申聞候。左樣無レ之候ては大君と相唱候儀不ニ相叶一、日本に於いては、兩君有レ之姿にて、外國には決て無レ之事に候、いづれ國王唯一の體は、不ニ相居一候ては、相濟間敷と申事故、頓と日本人、外國の人に對して無ニ面目一事と申置候。

一日本條約の五ケ國は、諸藩に勝手に相交候樣、觸達相成候樣、政府に可ニ申立一、左候へば大に難澁可レ致事に御座候。勿論政府の欺謀は不レ被レ行樣成立、自然政府の不條理なる儀も、外國の人、可ニ相分一申聞候處、大に悅び候事に御座候。

一江戶え相詰候人に、何篇打明相談可レ致人物は不ニ罷居一候かと、相尋候付、決て無レ之段、申聞候處、何卒慥成人物差出吳候儀は、相調間敷哉と申事故、隨分差出可ニ相成一と返答いたし候處、合符を渡し、是を持參の人なれば、不レ疑と申置候事。

此書によれば、兵庫開港に關する薩藩の意嚮は、鎖港攘夷にあるのではなく、朝命によつて開港の肚であつたことが解る。而して談判の言辭よりすれば、西鄕の眼中、幕府の片影も止めず、薩藩そのものが、一國の代表なるかの趣きを示してゐる。而して更らに驚ろくべきは、開港によつて生ずる關稅の中、三分の一を朝廷に奉ずる

といふが如き、先から先の細事まで、當時薩藩代表者の肚裏に、劃せられてゐたことである。此の用意、此の準備が確立してゐたればこそ、諸侯合議、朝命遵奉主義の大運動が行はれたのである。

即ち知る。此時、既に英國と薩藩、パークスと西郷とに、頗ぶる接近したる情意が投合されてゐたことを。

*　　*　　*　　*　　*

是より先き、二年〔慶應〕三月、パークスが英艦に乘じて、鹿兒島に廻航したことを耳にして、機會乘ずべしと爲し、自から薩州に乘り込んで、薩・長・英の會合を試みようとしたのは、實に高杉東行であつた。彼れは木戸と合議し、乙丑丸解決の親書を藩主敬親公から受け取つて、伊藤俊輔と同伴して下向した。英人ガラバの汽船に乘じて、先づ長崎に上陸し、薩藩の留守居役、市來六左衞門に會見したが、市來は、薩藩の內情を說いて、兩人の入薩に、或る危險の伴ふ恐れあることを注意したので、高杉・伊藤は、親書を市來に托して、長崎より下の關へ引きあげた。

パークスは當時既に、薩長に密約の成立してゐたのを察知したものか、廻薩の途中、下の關に立寄つて、藩主に面會せんことを求めた事實がある。毛利敬親は、六月之に承諾の意を傳へてゐるが、その時は恰度、長幕開戰の最中であつたので、會見の目的を達することが出來ずして、彼れは橫濱に引きあげた。パークスが、水師提督キング將軍を代理として、三田尻に遣はし、前約を履ましめたのは、越えて十二月に入つての事であつた。

幕府と佛國とが、如何なる關係にあり、薩・長と英國とが、如何なる修交を結び、或ひは結ばんとしつつあつ

たかは、略ゝ之れを前述の事情において察知することが出來よう。當時幕府が、若し深くも佛國にはまり込み、兵力・金力の援を受けて、長州に臨んでゐたならば、實に國土の大亂を釀もしてゐたに相違なかつた。勝海舟や大久保一翁の如き活眼の士が、聲を大にして、力を外國に仰ぐことの、日本の大害であることを論じたので、幸にして、佛國をして、深くその手を伸ばさしむるの機會を得ざらしめたことは、何といつても、日本の大幸といはなければならない。

佛國公使が下關にねぢ込んだと聞いた時、鹿兒島にあつた西郷は、深くその及ぼすところの影響を憂ひ、吉井友實を急派して、長州に聲援せしむるところであつたが、木戸の快辯によつて、大事に及ばずして解決したことを聞き、吉井はその出動を見ずして濟んだのであつた。兄弟牆に鬩ぐといへども、外、その侮を禦ぐことを忘るるやうな日本人ではなかつたのだ。

第三章　十四代家茂將軍の薨去と長幕休戰

【一】十四代家茂將軍の薨去

山影淡きところ鐘聲あり、既に一村の夕べを知る。防長四境の戰報が、頻りに幕府に向つて晩鐘を撞きつつある時に當つて、俄然として幕府の本營に弔鐘の響きが起つた。大阪城中における、十四代將軍徳川家茂の薨去が卽ちそれであつた。

家茂將軍の死は、或る意味において、實に幕府の牙城の崩落であり、徳川三百年の沒落を暗示するものであつた。假令家茂が一箇凡庸の少年に過ぎずして、とても家康の雄略なく、家光の才氣がなかつたにしろ、その身將軍の任にあり、重きを四方に擔うてゐる以上、その死は『將軍の死』であり、影響は四方に波及せざるを得ないのであつた。一將斃れて、萬軍の士氣が崩ると同じやうに、近代政治の上においても、國家及び社會の要地に立つ首相或ひは黨首の死は、直ちに集團の運命に關係せざるを得ない。況んや封建時代における、主權者の死においてをやである。

家茂將軍の死は、慶應二年〔丙寅〕七月二十日〔或は十九日〕であつたが、將軍の健康は此年の春四月ごろから、既に多少の異和を生じつつあつた。當時は胸痛を催ほし、少しく苦痛を感ずるくらゐのことで、大したこともな

いところから、そのままとなつてゐたが、五月中旬再發、六月上旬又々健康を害ひ、同月下旬より脚部に水腫を生じて、やや重態の狀を示して來た。竹內・伊東兩侍醫の『容態書』は、七月二日附で、京都所司代へ密送されたが、その文は次の如くであつた。

御容態書〔慶應二年七月二日〕

去る四月下旬、不圖御胸痛爲レ在候。右は傷冷毒に御感被レ遊候儀共、奉レ診、發表の劑差上、御快方之處、五月中旬又々御再感、御同樣之御容體に付、同前之御手當差上、追々御全快被レ遊候末、六月上旬に至り、御咽喉糜爛、且御胃中不和之御容體に付、對症之御藥差上居候處、六月二十四日より、御兩脚御水腫御發被レ遊候。依レ之專ら健胃利尿之御手當差上候得共、兎角御小水短小、御水氣漸相增、昨日以來、御嘔吐御苦悶等之御症御發被レ遊、今朝に至り猶御寛解に奉レ診候得共、未だ御利水も御十分に無レ之、自然其疲勞も相加はり候方に奉レ診候に付、一同心配仕候。以上。

七月二日〔慶應二年〕

竹內渭川院
伊東瑤川院

尙ほ大阪在留の閣老より、京都所司代に差出されたる書簡には、次の如く報ぜられた。

大阪閣老より京都所司代への書（慶應二年七月三日）

殘暑難ㇾ堪砌御座候處、益ゝ御機嫌能、恐悦奉ㇾ存候。次に貴様愈ゝ御勇猛御勤、珍重奉ㇾ存候。然は上様（家茂）去る四月頃より、折々御胸痛等被ㇾ爲ㇾ在候趣、相伺居候處、爲ㇾ差御儀には無ㇾ之故、別段何方へも不ニ申進一候處、兩三日以前より、少々御腫氣被ㇾ爲ㇾ在候處、昨夜（七月二日）御吐氣之後、兎角御胸膈御痛被ㇾ遊、此上之御様子に寄而は、何共心配仕居候事に御座候。就ては江府（江戸）へも、御醫師上阪申遣候得とも、不ニ取敢一共御地より、左之者共之邊にて、急速下阪相成候様、御取計可ㇾ被ㇾ成候。尤名前等は、定て達居可ㇾ申候間、御勘考にて、可ㇾ然、御下知可ㇾ被ㇾ下候。

高階筑前守　福井丹波守

右兩名に限り候譯には無ㇾ之候間、御心當り之者候はば、下阪之儀、急速御取計有ㇾ之候様致度、奉ㇾ存候。

右御用筋而已申進度、如ㇾ此御座候。不悉。

将軍の病症は果して脚氣症なるか、リウマチス症なるか、或ひは兩症の併發なるか、御典醫の中でも、いろいろに說があつたが、そのいづれにせよ、症狀は日一日と、重態に赴むくのみで、十二日ごろから、晝夜不眠となり、痙攣を發し、益ゝ惡化の兆候を現はした。七月十五日、半井仲庵が記述せる病狀記には、一層詳細に将軍の症狀及び治療、藥餌・食事等を明記してゐる。

半井仲庵の將軍病状記（慶應二年七月十五日）

今十四日（七月）石川玄貞老に面會、公方樣御容躰伺上候處、被ニ申聞一候は、當初夏之比より、レウマチセ御症に而、諸部御疼痛、其上御喰之御分量は、相應被ニ召上一候得とも、唯御好不レ被レ遊に付、レウマチセ劑に健胃藥、御兼用、追ゝ御快方に被レ爲レ在候。然る處、去月（六月）廿四日、御脚御股御張り被レ遊候樣、被ニ思召一との御事に付、玄貞相伺候處、御微腫被レ爲レ在候。仍而渭川院拜診之上、サルサバルリラ煎方差上、其後は、先御同樣之處、同廿八日・廿九日、此地非常之大雨、冷濕甚敷、此節御蒸氣頓に御閉塞、御腫氣、一時に御增加、御小水御不利、一晝夜に二三勺位加レ之、七月朔日には、大嘔吐、膽汁夥敷御吐出被レ遊、御喰一切御好不レ被レ遊候に付、渭川院一同、示談之上、淸飲（酒石酸一錢・喇帖石二錢）中に實吉答利斯葉（十爪）淩出調上、且兼用には、里歌利飮差上、御相當被レ遊候哉、御小水日々御通利相增（二合半計つゝ）御腫氣、十の七は御消散、御喰仙台糒御相應被ニ召上一、其後御本飯も、御一度之量、貳拾五匁計、被ニ召上一、御順快之御運、被レ爲レ在候處、去る九日、伯州侯之御一件、達ニ御聽一候處、以之外御腹立、實に不ニ容易一御氣色之由、其翌二日、御膳被ニ召上一候分、不レ殘御嘔逆、御吐出被レ遊、其後御容体、九日已前へは御復被レ遊兼、御惣躰何となく御快爽不レ被レ爲レ在、加レ之、十二日頃より、晝夜共、御不寐、神經御痙攣症、御發起、精神御穩靜なく、御牀御枕等、頻に御取替被レ遊、御煩躁狀に被レ爲レ在候。（中略）乍レ併、御喰量は、前記程は、今以被ニ

召上ハ御老若御逢之節、御意振等、格別御變り不レ被レ遊候故、素人目には、御危險之御病症とは見え不レ申候得ども、玄貞〔石川玄貞〕之見込にては、不ニ容易一御容體にて、豫後御安定之處、唯今決定致候事出來不レ申、唯々御案思可レ申御容體なり。衆醫一統、御脚氣症にては無レ之、全くレウマチス轉變症に、腸胃御不和を兼候に、起因致候御症との醫案なり。云々。

といつてゐるので、既に將軍の身邊に、危殆の迫まりつつあつたことを知るべきである。

將軍危篤の報一たび傳はるや、京都からは高階安藝守、福井豐後守の兩醫が下阪し、宮廷よりは飛鳥井傳奏〔中納言雅典〕と共に、寮醫を下阪して、病狀を見舞はれ、江戸城からは、天璋院、和宮の許から奥醫師を下阪せしめられた。急を聞いて、一橋中納言は、十七日將軍に謁したが、翌々十九日、松平春嶽が登城した時には、苦惱最も甚だしく、遂に進謁する事が出來なかつたので、纔かに障子の間隙より、永別の意を含んで、遙謁するの外はなかつた。かくして家茂將軍は、二十日〔或は云十九日〕午前七時に至つて、遂に薨去となつた。時に年、纔かに二十一歲であつた。

〔三〕 十四代德川家茂の人と爲り

『人間、生れて婦人の身と爲る勿れ。一生の苦樂、他人に依る』とは、婦人の身上を評したる古人の言であるが、此語、移して以て將軍に及ぼすことも出來る。殊に十四代將軍、德川家茂の一生を觀ずるに、『人間生れて將

軍の身と爲る勿れ。一生の浮沈、他人に依る』と評するも亦た、敢へて不可なきを見る。

家茂は、仁孝天皇の末年、弘化三年〔丙午〕紀州藩主徳川齊順の子として生れ、紀州家を繼ぎ、初め慶福と稱した。家茂は將軍家を繼いで稱したる諱である。父齊順は十一代將軍徳川家齊の第六子で、御三卿の一、淸水家から入つて、紀州家徳川治寶の嗣子となつた人である。紀州家繼嗣の順位からいへば、十三代の紀州藩主で、略譜は次の如くである。

紀州家略譜

- 賴宣〔一代〕家康の十一男。字長福。慶長七年三月生。常陸介。從二位大納言。寛文十一年正月薨。年七十。贈正二位。
  - 光貞〔二代〕賴宣の子。字長福。從二位權大納言。寶永二年八月八日薨。年八十一。贈從一位。
    - 綱教〔三代〕光貞の子。字長福。從三位權中納言。寶永二年五月十四日薨。年四十一。
    - 賴職〔四代〕光貞の子。綱教の弟。
    - 吉宗〔五代〕光貞の三子。貞享元年十一月廿一日生。宗家を繼ぎ八代將軍となる。寶曆元年六月廿日薨。年六十八。
    - 宗直〔六代〕左京大夫賴純の子。賴致と稱す。享保元年吉宗の後を繼ぐ。權中納言。寶曆七年七月七日薨。年七十六。

宗將（七代）宗直の長子。常陸介。從三位權中納言。明和二年二月二十六日薨。年四十六。長子直松早世。

重倫（八代）宗將の二子。從三位權中納言。安永四年致仕。其子倘幼なるを以て、支族左京大夫賴淳を嗣とす。

治貞（九代）宗直の三男。諱賴淳。從三位權中納言。仁政の聞高し。寛政元年薨ず。年六十二。

治寶（十代）重倫の子——齊順（十一代）十一代將軍家齊の六男。正二位大納言。

齊彊（十二代）十一代將軍家齊の二十二男。十二代將軍家慶の弟。從二位大納言。

家茂（十三代）齊順の子。字慶福。十二代將軍家慶の後を繼いで征夷大將軍となる。時に年十三。征長の軍を督し、慶應二年七月二十日、大阪城に薨ず。年二十一。

茂承（十四代）賴學の七男。華族に列す。明治卅九年八月薨。年六十三。——賴倫（十五代）——賴貞（十六代）——

紀州家が名門たるは、御三家の一たるは勿論、德川中興の名君と仰がれた、八代吉宗將軍を出した關係によつて、最も明瞭であるが、十一代家齊將軍、十二代家慶將軍との血緣關係に繫がることも、家茂を重からしめた原因である。

家茂が十四代將軍に立つた事情は、安政度の政情關係に基づくのであつて、その經緯は本傳第一卷に明らかである。井伊直弼が、諸賢侯の一橋慶喜擁立の運動を、一夜にして反覆したる、代玉として選まれたのが當時十三歳の家茂その人であつたのである。所謂る一橋派と井伊派との政爭の傀儡に用ゐられたのであつて、將軍職に卽いたのを名譽であるとすれば、夫までであるが、是れより安政大獄となり、文久の政變となり、朝幕最大の難局に引きずり廻されて、之が爲に壽命を縮め、大阪城に客死したる一生は、決して幸福なる生涯とは斷じ得ない。

戸川殘花が、

公は幸福の君に在しますか、不幸の君にましますか。若し紀州藩主にて非常の御困難もなく、爲めに御疾病も釀さざりしと思へば、未だ六十歳には遠き御齡にて、或は德川公爵と、世より仰ふがれ、優渥なる皇恩に浴し給ふ可きを。噫。〔幕末小史〕

と嘆じてゐるのは、一理なきにあらずである。

家茂は元と、將軍家を繼ぐべくして繼いだのではなく、全く政爭の具に供せられ、井伊大老の犧牲となり、人身御供の祭壇に登つた形がある。人の幸不幸は、見る人によつて異なるとは雖も、一生の苦樂を他人に支配せられては、春雨に濡て通ふ、道樂息子にも劣るとも見られよう。

* * * * *

家茂は、凡庸といふ人でなく、又た英主といふ程でなく、人と爲りは忠厚誠實であつた。大奥の女中に可愛が

られたのも、この爲であり、天朝に對して逆抗の勢ひがなかつたのも、この爲であらう。忍耐温良の德があつたことは、福地櫻痴が『幕府衰亡論』中に、

凡そ困難と云ふ困難に、御身を際し玉ひし事なれば、無念の涙を、兩眼に湛へ玉ひしは、屢〻の御事にてありしとぞ。

と傳へてゐるのでも解る。

紀州藩史官たりし、堀内信が記せる文中に、

公〔家茂〕天資卓絕、夙に英邁盛德の御譽高く、私かに伺ひ奉るもの少からず。御成長の上は、いかなる明主にわたらせ給ふらむ。龍祖〔龍山公・德川賴宣〕の御再生、乃至有德・香嚴二公に、御ひとしき御政を輝し給ふらめと、上下の群臣、相擧て、單に御成長の一事のみを、祈り奉りしは、一日千秋の思ひも啻ならざりし。

と、家茂の幼時を稱揚してゐるのは、幾分の割引が要るにしても、根からの凡庸でないことは、後年、勝海舟が堀内信に語れる、左の一話によつて判明する。勝曰く、

余、軍艦奉行となり、屢〻公〔家茂〕に昵近す。未だ若年ゆゑ、御才略の如何、知りかたしと雖も、御精神の絕倫は、有德公〔德川吉宗〕にも劣り給ふまじ。初て御上洛の頃は、天下紛擾を極め、公武の間、猜疑百端、人心恟々、實に旦夕を安んぜざるの勢ひなれば、閣老板倉伊賀守は、深く憂懼し、竊に一匕首を製し、必らず御懷に祕し玉ふ可しと奉つるに、公仰せには、天朝、余を害し給ふ如き事、決してなし。余も亦、害せらる

可き筈なし。たとへ害せらるるとも、余は如レ此の物、豈携ふ可きの精神ならんやと、直に地に擲ち給へり。是れ現に伺ひ知る處にして、唯此一事にて、余りあり。他は論なし。

果して十四代家茂に、八代吉宗の器量ありしや否やは、猶ほ未だ批判の餘地を殘しおくとしても、護身の寸鐵を地に擲つて、國難に殉ぜんとするの精神は、家茂の爲に、彼れが壯烈の心事を傳ふるに足るの佳話ならずや。

左に野村丹後守が手記せる、家茂最後の、大阪城中における起居の狀態を掲げて、彼れが人と爲りの一端を知り、且つ彼れが、如何に國難に際して、志操を鍛錬したるかを察するの料としよう。

大阪城中における將軍家茂の起居〔野村丹後守手記〕

慶應二年〔丙寅〕六月

一、去冬〔慶應元年〕井伊掃部頭・榊原式部大輔初、諸役人向者勿論、諸番方並に輕き役々迄も、防長出張之者は、於二其席に一御目見、被二仰付一、諸役人えは、於二御座所に一、御人拂、御用等も、時々有レ之候得共、繁多故、略す。

一、御馬術御好被レ遊、暑寒共、無二御懈怠一、五拾三間御馬場へ被レ爲レ入、御乘馬被レ遊候。御小姓小納戸へも、乘馬被二仰付一、又者御相乘馬等も被二仰付一、御供之御側衆、並御同所へ御固めに罷在居候。槍劍之奧詰、砲術之奧詰へも、折々乘馬被二仰付一、御覽被レ遊候。暑寒之時分者、思召を以て、御葛湯・御水等、御側向

掛り之者、並御馬方御口之者迄えも、度々被レ下有レ之、分而暑寒强節抔に者、御供之御側衆初、御小姓・御小納戸一同えも被レ下、右々に而暑寒相凌ぎ候事、度々有レ之、御幼年に被レ爲レ在候得共、御氣被レ爲レ付候儀、格別に而、一同難レ有狩り候事。

一、折々御側向へ打球被二仰付一、御慰に御覽被レ遊、奥詰槍劍之者へも、被二仰付一候。乍レ去、中には不得手之者も有レ之候得共、右者勝手次第との御意に、强而は不レ被二仰付一、且平常御慰事者、御好不レ被レ遊、打球又者打割劍術抔、折々被二仰付一、御慰に御覽有レ之候事。

一、御槍術御相手には、奥詰小南弦次郎罷出、御小納戸之内に掛り之者有レ之、御相手申上候事。

一、御劍術柳生但馬守、折々罷出、御相手申上候。御側向にも、御相手掛之者有レ之、御相手等仕候事。

一、炮術も御好被レ遊候。御角場に而、度々御稽古被レ遊候。御中り者、格別御宜、御相手仕候、御側向之者、中々及不レ申候事。

一、御學問御好被レ遊、毎朝奥儒者、小林榮太郎・成島甲子太郎、代る／＼罷出、御素讀被レ遊、御跡に而、折々講釋被二仰付一、御聽聞被レ遊、御晝夜御用閑之節、並夜分四時頃迄、和漢之通俗書物類、御自身御讀被レ遊、又者御側向之者へ御讀せ、御聞被レ遊、且古今名將・名臣等之事業等、御聞被レ遊、若年之御小性えは、分而學問御進め被レ遊候。御覺え殊に御宜、一度入二御聽に一候事者、少しも御失念不レ被レ遊、人々驚入候事に御座候。

一、御晝夜御閑暇之節に、御側向七八人位づつ、御休息へ被レ召、日本外史、其外書物、御廻讀被レ遊、又者詩作等被ニ仰付一候事に御座候。

但宜詩作等出來之者へは、折々被レ下物等も有レ之、厚御世話被レ遊候に付、一同難レ有、大いに勵み出精致し候事。

一、御詩作並御側向之詩作、出來候毎に、御儒者へ被ニ仰付一、甲乙附け致し、入ニ御覽一候樣、被ニ仰付一、出來之上者、御前に而、御讀被レ遊候事。

一、奥へ御學問所、御こしらへ相成、養賢閣と御名附け被レ遊、奥儒者兩人之内、壹人づつ、日々罷出、御側向之者え教授、被ニ仰付一、御用之間、日々御側向之者、稽古に罷出候。又學問達者に出來致し候者は、廻讀輪講等も被ニ仰付一、御定日相立有レ之候。右之節は、度々御聽聞に被レ爲レ入候事。云々。

以上は、大阪城中における、將軍家茂の、起居の一端を窺ふに足るものであるが、文字通り、文武兩道に勵精したる狀態が偲ばれる。尤も『殿樣藝』は、赤貧洗ふが如き間に、螢雪の功を積み來る者とは、自から選を異にするにしても、世にいふ泰平無事の際における、『名君』の質はあつたものと見える。

兵馬倥偬といふほどの事でないにしても、脂粉の香に滿つる、春風、花蕊を撫して過ぐる江戸大奥にゐるのとは違つて、征戰の陣中に、可惜、青春の歡娯を捨て去つた青年將軍の大去は、まことに一掬の同情なきを得ぬ。

【三】 和宮静寛院の御悲歎

茲に最も御いたはしき御心境を拝し奉つるは、十四代夫人、和宮の御悲歎であつた。家茂将軍薨去の報の江戸城に傳はるや、和宮の御悲歎は、御側に侍する人々をして、眞に面をおほはしむるものがあつた。大阪城中よりの、将軍家の病狀を報ずるの書は、刻々に和宮の御許に達しつつあつた。『静寛院御側日記』によれば、

静寛院御側日記抄〔慶應二年七月〕

九日〔慶應二年七月〕 攝津守、大坂より御便にて、大樹樣御機けんよく、しかし當四月中頃より、少々御胸痛、御小水御不通なから、御匕も伺、格別の御事にも、申入す候處、追々御不通にて、六月中頃より、よほと御水氣も被レ爲レ在、御不食にて、七月一日頃、御衝心遊し、一同心配、御案事申上候へ共、先々御ひらけ、御おさまりには成りられ候よし。云々。

十二日 七月十日認にて、大樹樣、御所ろうの事、昨九日御便り著にて申參り、驚入候事申入、御内義御存知樣あらせられすは、御申入の事申入候。云々。

十三日 大阪より五日出にて、御容體參る。先々四日・五日共、御平らにて、御小水御通しも壹合五才餘り

には成られ候。御食事も、御糒(ほしいひ)など、少々上らせられ、御水氣も御同樣の內、御減しに相成候由。めでたし。云々。

十四日　今日著の上表にて、追々參り候御容體を伺、驚入候由申入なり。云々。

十五日　大阪より七月五日出にて、酉刻前著、坪內伊豆守の旅中へ、仲間より申參り候文、今日著のよし。大樹樣の御容躰なり。御覽に入らるる。其後、七月六日出の御便り著にて、ひらう先々五日・六日は御同樣にて、御小水御通し、少々御增めとの事なから、御少き御事に存上候。御水氣も、御同樣のよしなり。云々。

十六日　大阪より七月七日出と九日出と兩度の御便り著、大淵祐玄は何となく、少々づつ御疲勞あらせられ候樣、申入候由なり。

十七日　大阪より十一日出の御便り著にて、十一日朝はちと御不出來ながら、巳半刻ころより御快方と、渭川院より申入。云々。

十九日　大阪より十三日出御便り著。

二十日　大阪より十五日出御便り著、十一日より少々御不出來にて、御よろしからす。御つかれも伺、何時御衝心も難レ計と、祐玄より申入られ候。

廿三日　大阪より十七日出にて御容體書參る。兎角御通し御少く、御水氣も御增遊し、何時御衝心もおほつか無、御つかれもあらせられ候よし。

廿四日　十七日出にて、昨夜著のよし。攝津守へ養春院より急便にて、大阪御容體申入、書面にて、よほどよほど御六ケ敷、四五日の處、御案事、申上候よし申參る。戌刻頃、大樹樣、追々御六ケ敷御容體のよし。去る十九日出にて申來り、御容體書も參らす、恐入候由。云々。

廿五日　去る二十日、御六ケ敷あらせられ候由。大阪表より申來り候。

以上日記の要抄により察するに、大阪城における家茂の病狀は、殆んど毎日、和宮の御手許に達し、二十日薨去の報は、二十五日入手あらせられたる御模樣に拜せらるる。翌二十六日よりは『思しめしさまにて、御內々御精進』とあり、二十七日の日記には、早や御薙髮の御決心が傳へられてゐる。かくて九月六日、將軍の遺骸は、空しく江戶城に歸り、十月二十三日、增上寺に葬むり、十二月十九日、和宮は遂ひに、御薙髮あそばされ『靜寬院宮』と稱せらるるに至つた。宮は家茂と御同年に在しまして、時に二十一歲の花の盛りにて在しました。

世に和宮御詠として、傳へらるる御歌に、

三瀨川世にしからみのなかりせは
君諸共に渡らましものを

家茂將軍、遂ひに歸らざるの報を得て、心の中を詠じたまへりと傳へてゐる。又た將軍在生の當時、やがて歸江の上、和宮に土產として齎らさんため、大阪在城中、調へられたる織物類など、將軍遺骸と共に江戶城にもたらされたる折の、詠なりといはるる御歌に、

空蟬の唐織ころもなにかせん
　綾もにしきも君ありてこそ
着るとても今は甲斐なき唐ころも
　綾もにしきも君ありてこそ
世の中の憂きてふうきを身一つに
　とり集めたる心地こそすれ

と傳へてゐる。

嘗ては、淚をのみて、關東に下り、
惜しまな君と臣とのためならは
　身は武藏野の露ときゆとも
再度はえこそかへらね行く水の
　淸きなかれはくみて知りてよ

と喞ちたまひぬる、宮にては在しましつれども、乾坤偕和の情において、貴き賤しき品のあるべき筈もなく、將軍との永別を歎かせたまふ御心のうちを拜しまつれば、三十一字の御歌のみことばは、切々として人の腸を斷つものがある。

嫁しては夫にしたがひ、老いては子にしたがふ。日本婦人のゆくべき道は、宮の示したまひし御跡に偲ばるゝ。士は己れを知る人の爲めに死し、婦は己れを愛する人の爲めに粧ひを凝らすとかや。二十一歳の芳紀を名殘にして、落したまひし黑髮の、何ぞそれ美はしきや。

早くも世をすてて、御佛に仕へたる蓮月尼僧でさへ、老女鏡を見るの繪に題して、己れのすがたに引くらべて

花と見し春はむかしの鏡山
かげはづかしき雪のしらかみ

と詠じ、また、

我ばかりやつれし人はなかりけり
誰れにくらべん墨染のそで

痲のころもの綾なきを嘆じてゐるではない乎。況んや金枝玉葉、花も香りもある人をや。

【四】 十五代將軍德川慶喜（一）

將軍繼統としての田安龜之助と一橋慶喜

家茂將軍の喪は極祕に附せられた。極祕に附せられたるものが、果して極祕たるを得しや否や。それは今ま追及

するまでもない。家茂の死と共に、踵を回らさずして起つたものは、言ふまでもなく、將軍繼統の重大問題であつた。

幕府の內情は混亂の極に達してをつた。外は朝廷との關係において、薩長との關係において、遠くは英佛との關係において、難關に難關を重ね、殊に眼前に展開されてゐる征長軍の始末は、一刻の急を爭ふのドタン場に臨んでゐる。此時に當つて將軍の後統となり、天下の重きに任ずるの材は、果して誰れぞや。閣老には閣老の考へがあり、大奧には大奧の情實があつたに相違ないが、時局の急轉は、それらの閒葛藤を許さぬ。內外の動搖を防ぐ爲めには、一刻をも爭はねばならぬ。此の時に當つて衆望の歸するところは、在京總督、一橋中納言德川慶喜でなければならなかつた。

慶喜自身にとつては、それは甚だ以つて有難迷惑であつたかも知れぬ。前に安政度における、十三代家定の繼嗣問題の時に、天下の輿論を負ひながら、井伊氏の政策によつて挫折した、古傷を持つ慶喜としては、殊に目先の見える慶喜としては、幕府の斷末魔になつて、苦るしい犧牲者となることは、頗ぶる心外であつたに相違ないのであつた。

併しながら當時の情勢は、彼れ一身の感情によつて、如何ともすることの出來ない急場に臨んでゐた。早くも後統問題の紛糾を恐れた春嶽は、將軍の生前に、直接その意志を聞いておいた方がよいとの說であつたが、閣老も今となつては、病苦の將軍に向つて『御後は誰れにしませうか』などと、聞かれたものでないと斷わつた。

将軍薨去の翌二十一日、春嶽が登城した時、板倉閣老の談話の中には、将軍の遺志なりとして、慶喜を推さうとする言葉があつた。それは越前家の記録『續再夢紀事』に明らかである。

大阪城中将軍繼統の內議（慶應二年七月二十一日）

○廿一日〔七月〕朝四ツ時〔午前十時〕登城、夕七ツ時〔午後四時〕歸館せらる。板倉殿に御逢ありしに、板倉殿、昨曉、御醫師より、追々御危篤には候得共、晝頃迄は、御持ちなさるへし。暫時御休息然るへきかと申出候故、退出せしに、途中より呼戻しとなり、直に登城、御前へ出しか、最早〔六ツ半時前〕言語に絶候次第に至らせられ、恐入候。仍而直に急使を以、一橋殿へ申上、今日又々、內書翰差出候。就而は、今夕歟、明朝歟には、必下坂せらるへしと申さる。公、今後之御措置は、一昨日承り候通り、彌御決定なりやと問はれしか、板倉殿、喪を祕するは論なく、御相續の事も、祕中の祕事なから、同僚限りは、決着致し居、則江戸表へも申上しなりと答へらる。公、上樣御末期、何とか仰出されさりしや、坂〔板倉〕此義は、極極困究の事にて、萬一之時、御跡は如何と伺候も、人情忍ひかたく、其事には及はさりしか、御病中に、上樣御不例、段々御長引成させられ候に付而は、如何心得然るへきやと伺ひしに、長防は紀州に委任、政務は一橋に委任し、余は養生一方に致し度なりと、仰られし事ありと語られたり。公、此時其御言も安心のひとつなれと、尚昨年御辭職仰立られし事あり。其節の事は、如何と申されしに、板倉殿、いかにも其節慥かに伺ひし事有

り。公の御心付にて、いよ〳〵心丈夫に決すへきなりと申されし故、公如何伺はれしやと問はれしに、板倉殿、昨年御辭職之件にて、混雜之末、拙者當職仰付られしか、其節の御咄に、辭職の事には、種種間違の次第ありて、朝廷へ對しては、恐入り奉る事なるか、余の後職は一橋より外に、相續すへき者なし。故に此事は、決心して在りしなり。事柄の間違は、兎も角も、此心は變はらすとの、上意なりし。此上意は、御遺命も同樣なれは、此兩件を以、一橋殿へ申上くへけれは、公にも其思召にて、御勸めを願ひたしと申さる。公、德川家社稷の安危爰に決せり。拙者、不似、且餘事は、都而御斷りなれとも、此事のみは、決死盡力すへし。去りなから、先年失敗の事もあり、且拙者一人にて、御勸め申ては、紀・尾への嫌疑もあり、如何すへきやと有りしに、板倉殿、今明日之內、一橋殿御下坂あるへけれは、御見繕ひ、御下坂之翌日、御登城ありて、御繼統之事、伊賀守始は、如何申上候やと御伺被レ成候はは、何とか御答あるへし。其節、心付候次第あれは、伊賀守同席にて、申上たくと、仰上られ、拙者を、御呼下されなは、御同席にて、申上る事に致すへしとの事なりき。〔續再夢紀事〕

以上の記事は、將軍繼統問題に關して、閣老が如何なる意見を有したるかを知るに、好箇の史料である。要するに、

『將軍の御病氣が永引きさうなので、御氣分の宜しい時、政務の心得を伺つたところが、防長の事は紀州に一任し、政務は一橋に一任して、自分は靜かに療養したいと仰せられたことがある。また、昨年〔慶應元年五月〕

将軍職を辭職されようとする時、將軍は、予の後職は一橋を措いて外にはない。此の事は既に決心して居ると明言されたことがある。さすれば一橋を後職とするのは、將軍の遺志であるといつても、差支あるまい』といふのである。

此の言葉には、表面からばかり受け取られぬ、裏面の文がないではない。將軍の遺志をいふならば、家茂江戸發城の際、天璋院、和宮に『予若し不慮の事あらば、田安龜之助（家達）を立てて後嗣とせよ』と明言した點から推して、田安を立つべきである。併しながら今日となつては、一橋を取り逃しては、一大事だといふ心配は、十分に見えてゐる。

* * * * *

田安龜之助を後嗣として立てることは、和宮・天璋院への遺言であつたことは、『靜寛院宮御側日記』にも、將軍薨去直後の日記に、左の如く記されて居る。

靜寛院宮御側日記（慶應二年七月二十四日）

二十四日（七月）（前略）右は御養君の御事昨年（慶應元年）御進發の節、仰置れ候御通、田安龜之助殿（德川家達）に遊し度と、天璋院樣（十二代夫人篤姬）よりは、仰出され候へ共、こなた（和宮）の思しめしは、いかか哉と、伺に付、仰置れには候へ共、只今の御時勢、御幼年にては、いかかと御心配遊し候へ共、御後見に

ても、慥か成御人、御坐候はは、御よろしく乍、さ樣無ては、誠に御大事故、餘人然るへき人躰、天下の御爲に、かん考御坐候樣、表へ申出候樣と仰出さるる。

此の日記に據れば、江戸城大奥にても、將軍繼統問題は、早速、議に上つたものと見え、天璋院は、家茂親發の際における遺言に基づいて、田安龜之助を立てる意見であり、和宮には、明瞭に慶喜とはいはれないが、今日の國家重大事を脊負ふに足る人材をといふ、お考へであらせられたやうに拜せらるる。

將軍の遺言といはば、此方が眞の遺言であつたには相違ないが、板倉閣老等は、大阪城中における、表向の遺言として、慶喜說を强調してゐる。曩に將軍家辭職奏上の節に、『後は慶喜に』といはれたといふのは、上書中にも明記されてゐることだが、これは一種の反語と察すべき筋があり、家茂の眞の肚裏なりしや否やは、俄かに斷じ難い。

*　*　*　*　*

併し和宮の仰せにもあるやうに、この國家非常の難局に當つては、龜之助では幼弱で、お立ち甲斐がない。天下の公事公眼を以てすれば、如何に嫌がられてゐても、當時、一橋慶喜を措いて他に人がない。當時慶喜は、三十歲の男盛りで、立つて立ち甲斐がある。慶喜とは、兎角氣の合はぬ、松平容保でさへ、天下の和平を期するには、慶喜を立つるの外はないと斷言してゐる。七月二十三日附を以て、容保が、松平春嶽に與へた、急狀に左の如く述べてゐる。

松平容保より松平春嶽に與ふる書（慶應二年七月二十三日）

一翰呈上仕候。秋暑強く御座候處、先以御安寧之御事、珍重奉存候。扨、上樣、御違例之御樣子、極密御內實之處、奉伺、何共當惑、可申上樣も無御坐、實に歎息、只只奉恐入候而已に御座候。貴君にも、嘸嘸御苦心之御儀、且御痛心之程、偏に山山、恐察仕候。右に付、恐入候事に候得共、先頃、極密御相談申上候、御相續之義、一橋殿外無御座と存上候處、貴君にも御同意之由被仰聞候處、何れにも幾度考候ても、同公の外は決て無御座、若外の御方に候得ば、迚も此後天下御挽回は、六ケ敷と奉存候。貴君にも御同意の事に候得ば、是非々々御奮發御盡力の程、奉祈望候。小生も是非是非、下坂仕度、殿下・宮等へ參殿、達而懇願仕候得共、何分にも橋公御一同、下坂之儀は、六ケ敷、扨扨殘念至極に御坐候得共、無據思ひ止り候次第、御憐察奉希候。將又、甚以恐入申上兼候得とも、當時如斯御時勢に候得は、時節を計り、御埋葬之儀、御手輕に、先以坂地へ、假に御埋葬被遊、追而は御改葬被遊候とも、當時は戰地に被爲在候も同樣之事、左候得は、實に御美事、諸藩幷討手等迄、難有、格別奮發も可仕と、奉存候。是は奥向等、甚六ケ敷事、不容易義と、奉存候得とも、貴君若御同意に御座候はは、主立、格別御盡力之程、奉願候。誠に上を麁末に御取扱申上候樣に當り、呉呉も、恐多候得共、返而御德義を奉增候事と、奉存候。何れにも、御大切之御時節、何卒、何卒、十分に御盡力、幾重にも奉歎願候。一橋殿之處、御極密殿下宮

〔尹〕等へ、申上候處、御所之儀は、屹度御盡力、且同公御馳せ歸りも、被ㇾ成候はは、十分御說得、御盡力、被ㇾ成候思召之旨、御內々、御沙汰被ㇾ爲ㇾ在候。其節は、私共にも、十分盡力仕候心得に御坐候、先は右等之趣、申上度、早早如ㇾ此御坐候。恐惶謹言。

尋常平和の時ですら、將軍後統問題は、內外關係上、頗ぶる面倒であるのに、將軍大阪に客死するさへあるに、未曾有の難局に直面してゐる際であるので、後繼其人を得るや否やは、天下の嚮背に關する、重大問題である。會津守護職が、私情を捨てて、慶喜を擁立するの急を力說してゐるのは、左もあるべき事である。

【五】十五代將軍德川慶喜（二）

一橋慶喜の將軍家相續の肚裏

されど慶喜には慶喜の感情があり、考慮があり、且つ又た遠謀もあれば、深慮もあつた。しかし『もう德川もこれでお了ひだ』といふことは、烱眼なる彼れの逸するところではなかつた。將軍家相續の懇請を受けて、彼れが固く辭して受けようとしなかつたのは、『これは却々六ケ敷い場所だ』と見てとつたからであらう。『勅命ありとてもお請けは出來ない』とまでいつてゐるところなどを見ると、如何に彼れが、冷靜に時局を見るの人であつたかに、驚かされざるを得ぬ。

併し彼れとても、滿更ら色氣がなかつたのでもあるまい。『乃公一度び起たば』の野心が、必らずしも絶無であつたとはいはれぬ。されど愈ゝとなつた際に、四方八方から、大姑小姑にいぢめられては溜まらぬとの、懸念が腹の底にある。彼れが、何處までも、固辭の意を徹底しようとしたのは、一たび壇に上るの曉、他をして一言もなからしめようとの機略が、仄見えてゐる。

老中板倉伊賀守が、一橋說伏係となつて、七月二十三日、大阪城中において、慶喜に繼統を勸奬した。案の如く慶喜は頑として耳を傾けないので、板倉は百計盡き、遂に春嶽の登城を求めて、助太刀を請ふの外はなかつた。春嶽はもとより一橋推戴論者ではあつたが、責任者となることを避けてゐるから、二の足も三の足も踏んでゐる。當時春嶽、慶喜の問答は、やや此間の事情を明らかにするものがあるので、左に之れを抄出して見よう。

先づ春嶽より口を切つて問うた。

『將軍家御繼統のことに就いて、閣老等もいろ〳〵心配いたしてゐる樣子でムりまするが、公には如何やうにお考へでムりますか』

『只今も伊賀から手痛く責め立てられて、とんと閉口いたしたところです。何とあつても、不才の身ぢや。此事は斷じてお請けは致されません』

『左樣仰せらるれば、私も强ひては申し上げません。併し德川家に繼統なくては相濟みますまい。此儀は何とお考へなされまするか』

『先づ以つて尊公のお考へは如何。それから承はりませう』

『私は貴殿より外はないと存じて居ります。伊賀も同意と申してをりました。』

『それは到底駄目ぢや』

『さらば誰れを然るべき人物と御覽になりますか』

『先づ尾州・紀州の中からと存じます』

『それで天下が治まると信じられまするか』

『今日の天下は、誰れが出ても治まりつこはない。紀・尾兩家から繼統あらば、自分はこれを輔佐して、充分盡力はいたしまする考へぢや』

それで春嶽は默つて、右の手を出して指を折り、

『尾張前公はかやう。玄同公は未知の人ぢやが、多分かうだらう。元千代公は幼少で物にならぬ。紀州公も若年、田安は愚庸、水戸公は田安と大した差もなく、或ひは二三段下るかも知れぬ』

といつて、さて七本目の指を開いて、それを慶喜の前に突き出した。慶喜も思はず破顏一笑し、

『何は兎もあれ、繼統の事は御免ぢや。たとひ勅諚あらせられても、お請けは出來ないから、その時は切腹するか、江戸へ逃げ歸るより途はありません』

と徹頭徹尾固辭したが、春嶽はその言葉の樣子で『これは物になるぞ』と思つた。春嶽は一生人に語つて『一橋

は、ねぢあげの酒のみぢや』と評してをつた。それは何とか彼とか、ねじる丈ねじるが、結局は呑むのぢやとの評である。此の評の、果して當れるや否や、慶喜は翌二十四日上京し、その跡を追つて、板倉も、春嶽も、上京し、逆ねぢあげにねじあげて、遂に七月二十六日、宗家相續を諾する迄に運び、二十七日愈ゝ決定を見るに至つた。將軍宣下は頗ぶる後れ、十二月五日に至つて發表されたが、結局呑むべき酒は呑む事になつたのである。

【六】十五代將軍德川慶喜（三）

皇政復古を考へたりといふ說

慶喜が宗家の相續を諾しながら、何故に將軍職に就くことを斥ぞけたか。或る者は之れを解して、慶喜は此時既に德川家の衰亡を看破し、十四代家茂をして、德川最後の將軍たらしむる考へであつたといひ、皇政復古の精神が、慶喜をして、將軍職を繼ぐことを、躊躇せしめたのであるといつてゐる。彼れの祕書役として、當時裏面の活動をした、原市之進の建言や、その他、文献の脈絡をたどつて見ると、慶喜が皇政復古に關して、全く考ふることがなかつたとはいへない。併しながら、一言に皇政復古といつても、果して如何にせば、皇政の實を擧げることが出來るか、之れを實際問題として見る時は、實に由々しき重大問題で、此邊にまで慶喜が確信を有したとは思はれぬ。

慶喜が、將軍職を固辭したる心情に關し、『慶喜公傳』は次の如く解してゐる。

將軍職固辭の事情〔德川慶喜公傳〕

公〔慶喜〕が相續を諾して、軍職を否み給へるには、蓋し其故あるへし。此時公は軍職の絕えたるを機として、王政に復せんとし、家茂公を以て、最後の將軍たらしめんの志なりき。されど如何にして、王政復古をなすへきか、又復古の後は、如何にすべきかに至りては、未だ定見を有し給はず、原市之進申して曰く、『御深慮如何にも御尤の次第にて、遂には王政復古あるべきこと、勿論なれども、其方法宜しきを得ずして、一步を誤らば、非常の紛亂を招くべし。且又、御勇斷遊ばさるとも、思召を奉じて、斯かる大事の決行に堪ふべき人の候か。今の老中にては、決して爲し遂ぐべしとも思はれず。又下々には、其任に堪へたる者なきにあらねど、今の制度にては、俄に輕輩を登庸なし難ければ、時を待たせ給ふ外はあるべからず。今は先づ、力の及ばん限り、御祖先以來の規範を、御持續あらんこと然るべきか』と、固く諫め奉るに、公も『國事多端の際、なまなかなる事し出でて、却て國家を誤らば、德川家はともあれ、皇祖・皇宗に對し奉りて、何の辭を以てか、陳謝し奉るべき。あはれ此志を果さんに、宜しき折は又もあるべし』とて、心ならずも、猶豫すべきに定め給ふ。抑王政復古と口には言ふものの、鎌倉以來永續せる政體を、一朝にして變更せんことは、決して容易の業にあらず。若し一步を誤らば、鎌倉亡びて、室町起るの舊轍を踏むまじきにもあらず。內に

は群雄割據を豫想して、私を圖らんとする大名あり。外には、英・佛二國の、恩を沽らんとするあり。此際乾坤一擲の、王政復古を策して成らずんば、其結果は、國家を危うするの虞あり。公の憂ひ給ふ所、實に此に存す。岩倉友山は、薩長二藩を羽翼として、王政復古の密計あれども、未だ其緒に就かず。朝廷の樞機は、尙公武合體派の手に在り。よしや公にして、王政復古を奏上すとも、氣運は容易く之を嘉納せらるるまでには熟せざりき。公の持論なる、王政復古は、其時機にあらずとすれば、當分は祖先以來の規模を持續せざるべからず。然るに、尙軍職を否み給へるには、必ず其理由あるべし。今試に之を推論せんか、凡そ文久・元治までは、幕府衰へたりとはいへ、尙幾分か祖先の餘烈を存したりしに、此に至りては、一々朝廷・及諸大名の意嚮によりて進退すれば、將軍は唯其名を擁するに過ぎず、故に公は先づ、本宗を相續しつつも、尙軍職を避けて、徐に諸大名が、乃公に謳歌すべきか、はた他に行くべきかを、凝視せんとするなり。蓋し舜が堯の讓を、南河の南に避け、禹が舜の讓を、陽城に避け、諸侯の已に朝覲するを待ちて、始めて位に卽けるが如き、趣なりけん。されば、公が相續を諾して、軍職を受くることを肯じ給はざりしは、朝廷・及諸大名に對する、一種の政策なりといふを得ん。朝廷・及諸大名の意嚮にして定まらば、公の態度も亦、一變せんのみ。

慶喜が此傳に解せるが如く、果して皇政復古の時機到れりとすること、書中の評の如くなりしや否やは、尙ほ觀察の餘地ありとするも、幕府及び諸藩關係を、觀望したるは、曩に大苦杯を喫してゐる經驗より、頗ぶる自重

したものと思はるる。

慶喜に將軍職を繼ぐの意があつたことは、彼れが板倉勝靜に對して、『いよ〳〵大任を繼ぐの曉は、予の施政方針によつて斷行する。それでも異存はないか』と念を押し、春嶽と數次の會談中、披瀝してゐる時局對策の口吻に見ても、充分に其意あるを認めることが出來る。要するに彼れは、暫らく天下の形勢を察し、機の熟するを待つて、徐むろに將軍の大任に上るの下心であつた。

併しながらその孰れなるにせよ、慶喜は決してよい役廻りではなかつた。手放しで議論も出來れば、意見も立ち、相當の手腕もあつたのであるから、將軍としては名將軍といはなければならなかつた。彼れ若し、泰平の世の將軍家であつたならば、隨分褒め上げられる明君であつたに相違ない。

『續再夢紀事』の傳ふる、慶喜が、繼統相續を承諾せる後の、板倉伊賀守及び松平春嶽との對座における、慶喜の應答によれば、彼れが此の際に何事を考へつつあつたか、又た春嶽が如何なる見解に基づいて、慶喜の蒙を啓きたるかが、明らかである。

板倉勝靜・松平春嶽と慶喜との對談〔慶應二年七月二十六日〕

其後、公〔春嶽〕伊賀守殿へ、別席にて御面談に及ひたき事ありとて、次の間に出られ、扨伊賀守殿に申入られしは、今度御代替りとなりしは、痛歎の至りなれとも、是却而、德川家之危急を救ふへき、好機會なるへ

し。如何となれは、方今天下の勢、將に四分五裂に至らんとす。薩州之出兵を拒めるが如きも、大久保一藏、一已の計らひにあらす。其根基は、必國議に出でしなるへしとて、先年池田筑後守を使節として、歐洲に遣はされし時、筑後守か佛國人コントデモンフラスより、日本の威武を海外に震輝せんには、第一に諸侯の權力を削り、政權を幕府一手に歸せされは、行はれ難しとの說を聞て、大に之を同意し、其手段を以て德川家の衰運を挽回せはやとの企圖を起し、其後橫濱在留佛國公使、ロセツに謀り、其說を幕府に進めしに、幕府にても、徐々に之を信用ありて、遂に今日長防再討の形勢に運ひたる趣を、薩人も竊に佛人より聞居るよしを申述られしに、伊賀守殿、大に驚かれし體にて、左あらは、譯ある事なりと申さる。公、又、前述の次第なれは、此上は、多年專有せられたる幕府の威權を去り、天下有名の諸侯を會同し、皇國一般に關する大事は、一々之を議し、然る上、其議決を以、施行せらるる事となり候はは、天下の人心自ら安着すへきなり。扨天下の人心、安着するに至れは、德川家よりは、御威光を求められすとも、諸侯より、御威光を立申すへし。尤斯の如き場合に至りても、德川家にては、尙謙讓諸侯の列に下らるるの思召にあらされは、今日之世態到底折合かたかるへし。夫のみならす、德川家は諸有司を改撰せらるる事も、亦肝要なるへしと申されしに、伊賀守殿、一々御同意千萬、今日之場合にては、仰の如くならされは、かなひ難し。就而は薩州の義如何致し然るへきや、尊公御周旋は、下さるましきかと、申されしか、公、其周旋は御斷りなり。尤薩州を安んせらるる事は、條理にさへ御就きなされ候へは、至て易き事と存するなり。伊賀守殿問、條理に就くとは、

如何。公云、先に申せし如く、此際橋公眞に御自反ありて、幕威を去り、國家の大事は、一々有名の諸侯に議する事とせられ、然る上、勝安房をして薩に說かしめられなは、薩は必悅服して、我用をなすへきなり。伊賀守殿云、長州の事は、勝も此儘にては、局を結ひかたしと云へり。到底一當あてたる後、寛大の御處置になりて、然るへき歟。公答、御同意なり。拙者も一當の後と存するなり。しかし是も諸侯に議せられし上なるへし。尤薩我用をなす事となりなは、大旆を進めらるるにも及はす。勝に軍事を指揮せしめられても、局を結ふへきなり。伊賀殿云、萬々御同意なれとも、勝は橋公殊之外嫌はるる故、今日御意見を、橋公へ仰上られても、勝の事は御控への方然るへし〔中略〕程なく一橋殿御逢ありて、今日は肥後〔容保〕初三人の御加勢かとありけれは、公御相續の事は、過日坂城に於て申上候通り、尊卿の思召次第に任せ、寂早申上ぬ心得なりと申されしに、一橋殿、繼統の事は受くる心になれり。併今朝より、肥後始めに責立られ、困却を究めたとの仰にて、暗に喜色を帶はれたりとぞ。斯て一橋殿、又將軍職は如何して宜しからんと、尋ねられけれは、公、是も御心任せなり。强而御勸めには及はすと申さる。一橋殿、受る方か受けさる方か、公、德川家の御先例より申せは、御受の方、天下の形勢より申せは、容易くは御受けなき方なるへし。此時一橋殿、手を拍ち、兄は眞に知已なり。能こそ左は思ひ給はりたれ。予は受けさる心なり。德川家の幕府は、最早滅亡と思へとも、家系は繼かさるを得さる故、受くるに決し、將軍職は國事なれは、受けさるなりとありけれは、公、夫は御尤至極の御事、實に感服し奉るなり。併、將軍職は如何なさるへき思召なりや、一橋殿、誰な

りとも、適任の人に授けられて、然るへし。公其適任は如何して撰はるるや、一橋殿、滅亡に定まりたる德川なれは、此方より撰ふへきにあらす。諸侯を集めて、議せしめ、衆議之歸する所なるへし。公、諸侯を殘らす集められなは、却て混雜致すましきや。一橋殿、間に合はぬ者は、追々に歸へし、有志の人を殘し、以後は、天下の重事、都而其人々に議して、施行する積りなるか、夫に就而は第一に、幕府の非政と弊事を改め、諸役人も、老若を初め、人員を減し、御用取次等は、全く廢し、坊主迄も銃隊に組み、衣服・飲食等は、一橋の振合にて、專ら節儉をも行ふへきなり。公、諸侯の衆議、若將軍職は、尊卿に限るへし。矢張德川家にて、御受持ありたしと申す事に至りなは、如何。一橋殿、其時は辭せさるへし。公方今天下、四分五裂の勢を釀成せしか、御承知の如く、治亂は有志の者より起り候事故、今日御代替りに當り、先有志者の心を御總攬なさるか、第一の肝要なり。薩の如き、速に御引入なくては、長州の上に、又一大長州を生すへし。一橋殿、萬々御同意なり。扨、長州は如何すへきや。公、先尊慮を伺ひたし。一橋殿、何分一當て大討込をする心得なり。兄は如何。公、一當あてらるる事は、御同意なり。併是も、諸侯集議、御同意申上候後ならは、敵は一長州に止るへけれとも、只今の所にては、然るへからす。一橋殿、是も萬々御同意なり。扨此御談話の件々、大概公と一橋殿との御意見符合なりしか、最後の長州の事件は、諸侯集議云々を、一橋御同意とはありけれと、公は其御内心に、繼統新政の初なれは、一際の功を立てんとの、御冀望もあり。又幕下の兵を率て、長防の國境に臨みなは、諸侯も必す憤發して、協力すへしとの、御考案もある事と、御察しありけれ

は、大段の所、都て御同意にて、安心仕れり。併尙、追而参上申上る事もあるへしとて、退座せられき。公再ひ、伊賀守殿に御逢ありしに、伊賀守殿、一橋殿、繼統を承諾ありしは、歡はしく、且今後御措置の御見込も、大方は宜しけれと、一癖ある御方なれは、人情時勢の斟酌もなく、何事をも、御心任せに仰出さるる事ともならんか。さては、誠に困却の至りなり。公には、是迄も容易ならさる御盡力なるか、尙此上にも、愈御盡力を冀ひたし。就而は、已後御用部屋へも、御入りある様にと、申されけれは、公、夫は意外千萬、已にも御斷はり申せし事ならすやと、答へられしに、伊賀守殿、又一橋殿の御相談相手にて、自分共の及はぬ所を、御扶助あるまての事なり、とありしか、公、今日迄の事すら、隱居の身分には、出來過なり。寧早御動座云々の御用もなかるへけれは、差當りたる要件、御定まりの上は、速に歸國すへきなりと、答へられき〔續再夢紀事〕

春嶽が、薩長兩藩に對すべき、新將軍としての態度を論じてゐるところは、寔に要を得て居り、且つ正鴻を握つてゐる。『此際、薩藩に對する進退を誤まらば、却つて第二の長州を作ることになる』と誡しめてゐるのは、事情に通じてゐる丈けに、慥かに核心に觸れてゐる。慶喜が將軍職に登壇する前に、相應に心を配りつつある、用意のほども、這間の言裡に察することが出來る。

*　*　*　*　*

慶喜は、幼少の折から苦勞の絕間がなく、たうとう身代限りの古屋臺を脊負ひ込んでしまつたのであるから、

どうせ始めから骨折り損の憎まれ役であることは疑はれぬ。『慶喜は目先きの見える人ではあつたが、意見は常に朝變暮改して、確乎不動、初一念を貫くことが出來なかつた』と評されもしたが、彼の時、彼の場合、誰れかよく、一貫する意見を動かざさるを得るものぞ。勤皇といひ、復古といひ、佐幕といひ、開港といひ、攘夷といひ、鎖港といつても、時々刻々に、旋風のやうに急轉する時勢に引きづられ、押し出され、目のまふやうな變り方をしなかつたものは、殆んどなかつたではないか。

慶喜なくとも德川氏は倒れ、慶喜あつても將軍家は崩るるの運命にあつた。何ぞ單り慶喜を責むるを得んやである。冷靜に之れを見れば、慶喜あるによつて、幕末より維新への回轉は、少なくとも、その步調を緩うしてゐる。慶喜を以つて因循姑息と罵るものもあるが、因循姑息でなかつたなら、幕末の時代的變革は、決してあんな圓滑な進展を見ることは出來なかつたかも知れぬ。大小の波瀾は、少なくとも伏見・鳥羽において、海道の嶮關において、江戸城の堅壘において、萬丈の動搖を揚げたかも知れぬ。かくの如く見來れば、因循姑息の效用も亦た、決して捨てたものではない。

家茂將軍の喪は、極祕に附せられたが、慶喜既に宗家を繼いだ以上、之れが世間に洩れないでゐる筈はない。此の一大事變を耳にして、薩長は、果して如何なる活動を始めたであらうか。慶喜は、果して如何なる對策を之れに加へたであらうか。

【七】長州再征に對する德川慶喜

德川家の相續はするが、將軍家の相續はせぬと、慶喜はいつてゐる。それならば長州征伐は、沙汰やみとならなければならぬ。何となれば、朝廷から下されてゐる再征令は、征夷大將軍に下されてゐるのであつて、一個の德川家茂に下されてゐるのではない。して見れば、將軍歿して、その繼承者がなければ、自然、征長令も、新將軍の出來ざる間、中絕するの外はないのである。

然らば慶喜自身は、征長をやめる氣であるかといふに、決してさうではない。寧ろ大いにやる氣である。場合によつては躬から親征もして、手痛く叩きつけようといふ肚がある。その手柄で諸侯を威壓し、徐むろに將軍職に練りあげて、威令を四方に振はうとの算段である。長州を片づけておいて、將軍職を繼がうといふ慶喜の肚は、一應成る程と首肯されるが、將軍職を繼がなければ、征長の繼續は出來ないといふ矛盾が、そこには大きく橫はつてゐる。

そこで、どこまでも、將軍の喪を祕するの必要が生じた。七月二十八日、將軍家茂の名を以つて、

家茂名義による朝廷への上書〔慶應二年七月二十八日〕

臣家茂儀、初夏以來、染疾罷在、其後精々、治術相加、快和に趣候處、當月初旬より、再感、旣に此程、勅

使を以、蒙二寵問一、實に過分之鴻恩、感戴之次第、然に病勢愈進、不レ堪二執務一候間、此上危急に臨候者、家族慶喜え、相續爲レ仕候。尤防長之儀者、至急に付、爲二名代出張一爲レ仕度、此段 勅許之御沙汰、被二成下一候樣、奉レ願候。

七月〔慶應二年〕　家茂

との上書を爲し、慶喜をして征長代理たらしむる勅許を、豫じめ請ひ奉つておいて、慶喜は慶喜で、別に左の上書を爲した。

長州征伐の名代を請ふ慶喜の上書〔慶應二年七月晦日？〕

大樹〔家茂〕此程所勞候處、漸々疲勞相增候に付、此上危篤にも及候得者、私え相續爲レ仕、且防長之義、至急に付、爲二名代出陣一候樣申付越候。不肖之私、固より行屆不レ申候得共、防長之儀者、即今之急務、國家安危之界に付、粉骨碎身、微力之限り、勉勵仕心得に御座候處、相續之儀に至候ては、私輩には負荷堪候筋に無レ之、公武え對し、實に恐懼無レ已候に付、再三再四、固辭仕候得共、許容無レ之、內外危急之御時節、彼是辭避仕、數日相送候內には、人心之向否に拘り、如何樣之變事可二相生一も難レ計、何分國家之大事には、難レ替候間、早々相請候樣可レ致旨、斷て申聞有レ之、一身進退此期に相窮、當惑無レ限、猶退て勘辨仕候處、此上徒に固辭仕候も、却て大樹之意に相背き、且國家の安危、傍觀仕、只管一身の樂地を求むるに相近、深

恐入候に付、其身の庸劣を忘れ、相續の儀承知仕、爲ニ御名代一出陣可レ仕奉レ存候。然る處、大樹職任之儀者、薄力菲才、所詮行屆不レ申、覆餗之恐れ、實に今日に差迫り、戰慄難レ堪候に付、此上、幾重にも、御斷申上候間、兼而御許容之御沙汰、被ニ成下一度奉レ願候。此段言上仕候。誠恐誠惶。頓首謹言。

七月〔慶應二年〕　慶喜

公然將軍の薨去を祕してゐる以上、兎角、物が詐術的になるのを避け難い。そは兎も角も、致し方がないとしても、慶喜が、長州征伐だけは、將軍名代といふ立場でやるが、責任の衝たる將軍職には、斷じてならぬといふのは、どうしても誠意あり、且つ勇氣ある態度とは思はれぬ。

慶喜は元々、征長論者であるから、多少の功名心も加はつて、ここに將軍名代の稱を以つて、征長軍を振はうとするのである。諸藩の將士は、固より初めから戰意がないから、將軍薨去をうす〱嗅ぎ知つては、一層乘り氣がせぬ。慶喜は是等に賴らうとせず、幕府直下の士を集めて、洋式銃隊を組織し、之れによつて、少なくとも安藝、石見に進出してゐる防長軍を擊退せしめ、その邊で和を講じようと思つた。

勅令は直ちに下り、慶喜の本隊は十三大隊、五六千人の新銳兵で、いよ〱炎天八月十二日を以つて、大擧西に下るの豫定であつたが、その前日十一日、端なくも小倉落城の報が達したので、出征は中止となり、遂に解兵となるの外はなかつた。小倉落城が戰略上、果して何程の價値ありやは知らぬ。九州諸藩の嚮背に關する重大關係があつたにしても、一邊城の陷落を聞いたぐらゐで、慶喜は何故に明日に迫まつた出征を、遽然として中止し

たか。

松平容保の如きは『かくなる上は、寧ろ一刻をも爭うて出征あるべきではないか。今俄かに中止さるるとは、前日の硬論にも似合はしからぬ急變ではありませぬか』と詰めよせたが、慶喜は『此上は諸侯合議の上、兎角の決定をするの外はない』といつて、遂に川流れとなつてしまつた。

* * * * *

此の場合における慶喜の豹變的態度は、何としても受けとり兼ねる。『始には脫兎の如く終りは處女の如し』と置き換て見ても、脫兎と處女とが此のくらゐ接近してゐるのも珍らしい。慶喜自身に如何なる云ひ分があるにしても、八月八日には參內して天顏を拜し、御劍及び優諚をさへ賜はつてゐる慶喜である。況んや朝野より迫まられた、休戰解兵の議を斥けて、武裝した慶喜である。それが一小倉城が落ちたからといつて、萬事取りやめといふのは腑に落ちぬ。

朝廷內でも有力なる解兵論者があり、薩州の隱密なる運動もあつて、慶喜出征の留守中、氣がかりな事があつたにしても、慶喜なくとも、京都には守護職もあり、所司代もあり、大阪には閣老連もひかへてゐる。之れを抑へることの出來ない筈はない。のみならず、そんなことは、突發のことではなく、久しい前から眉に唾して警戒してゐるところなのだ。

何は兎もあれ、慶喜が『かうなつた以上は、諸侯の合議に俟つ外はない』といつてゐるのは、少しく由來する

ところがある。それはいよ〳〵相續の時に、『何故に將軍家の繼承を辭するや』と詰めよせられた折、慶喜は『自分は德川家を絕やす譯に行かんから、宗家の相續はするが、將軍家は紀州か尾州か、然るべき人物を選定して立つて貰ふの外はない。若しその人のない時は、諸侯合議によつて大政を決するがよい』と論じたことがある。

その時諸侯合議論を極力賛同したのは松平春嶽であつた。しかし春嶽と慶喜との相違するところは、諸侯合議論そのものではなくて、之れを行ふの前後にあつた。それはかうであつた。

【一】先づ長州處分を了し、然る後賢侯を會して合議すること〔慶喜說〕

【二】先づ賢侯を會して、長州處分を合議し、天下の輿論に聽くこと〔春嶽說〕

兩者の意見は似たやうであつてさらではない。合議を先にするのと後にするのとでは、大した相違を來たすのである。當時春嶽が提唱した合議論の要約は、次のやうであつた。

『刻下當面の二大問題は、將軍繼承と長州征伐の二つである。これは一德川家の問題ではなく、天下の問題、國家の問題である。隨がつて、德川家關係の少數の人によつて、私議すべき性質のものではない。宜しく賢侯を四方に求めて、公議輿論によつて決すべきが至當である。衆議によつて將軍職を定め、征長の始末を講じたならば、天下自から和平に歸するであらう。若し然らずして、私に征長の軍を進むるが如きことあらば、國家の狀態は、一層混亂に赴むく許りとなる。』

といふにあつた。そして彼れは『この天下の公理にさへ就けば、薩州とても決して幕府の良友たらぬ譯はない』

と論じてゐる。これは流石に、齊彬以來の交遊ある春嶽でなければ、觀破し得ない卓論であつた。

『德川も最早や此の邊でおしまひ』と春嶽に公言してゐる慶喜である。諸侯合議は、寧ろ彼れの力說唱道するところであつた。しかし彼れは、その合議をやる前に、是非とも長州丈けは、片づけて置かねばならぬと、主張したのである。

それが今では、一小倉落城によつて一變してしまひ、諸侯合議を先きにするの論に變つたのであるから、その手品の速やかなるに驚ろかざるを得ない。事ここに到つては、何としても春嶽の助太刀を請はねばならない。

【八】小倉落城により征長中止

春嶽は自分の意見が用ひられないから、此の上は何時までも京都に止まつてゐる用もないので、さつさと福井へ引き上げてしまふ筈であつた。しかし國家の重大事を目前に控へて、德川の危急を知らぬ顏も出來ず、暫らく滯在してゐる中に、慶喜の態度が一變し、合議論に傾むいて來たので、或は書簡を以つて、或ひは直談を以つて、飽くまでも賢侯會議を奬めた。當時春嶽の意見の要領は、

一、速に將軍の喪を發すること。
一、慶喜は直に將軍職を繼ぐこと。
一、慶喜が將軍家を繼いでも、幕府は今日限り廢止すること。依て將軍は江戸城へ歸るか、此のまま滯京す

るか、何れとも朝廷の命によつて決すること。

一、徳川家舊來の制度を改め、諸藩へは命令の權がないこと。隨がつて徳川家は紀州・尾州と同一の格となること。

一、從來幕府から設けてあつた守護職、所司代、町奉行は、即ち之を廢止するか、そのままとするか、すべて叡慮のままとすること。

一、兵庫開港、外國交際、諸侯統轄、金銀貨幣、その外天下の大政は、一切朝廷へ御返上申し上ぐること。

一、若し天下の衆議によつて徳川將軍家を、從前通り存置することとなつても、諸侯への命令書簡を舊に復する丈けで、其の他の制度には、充分改革を施さねばならぬこと。

といふにあつた。既に皇政維新の精神は、充分その言說の中に發見せられるのであつた。之れを文句通りに實行してしまへば、立派な合議輿論の基礎における天皇親政の政體が出來上つてしまふのである。春嶽の卓見を稱すべきではあるが、當時幕府を離れて、自由批判を下し得る境地にあつた者の間には、是等の議論は、寧ろより以上に進行してをつたのである。寧ろ此の場合においては、如何に時勢が最後の幕に向つて急行しつつあつたかを察すべきである。

＊　＊　＊　＊　＊

長州に一擊を加へ、一ト功名を立てて後、徐むろに將軍職に上らうとする慶喜に、一戰の勇氣が崩れてしまつ

て見れば、残るところは、如何にして時局を彌縫するかの一途あるのみである。これには春嶽の說くが如く、（一）將軍の喪を一刻も早く天下に公表し（二）防長再征は休戰とし（三）諸侯を會して將來を議するの外はない。慶喜も此の三段の方法を講ずることに決心し、八月十三日、私かに二條關白に內謁して、休戰の勅許を請ひ奉るところがあつた。十六日、簾前において國事掛を召集して、御前會議を開かせられた時に、慶喜も自から出席して事情を述べ、終に勅許を仰ぐに到つた。當時慶喜の上書は左の如くであつた。

慶喜の諸侯合議・國是議定の上書（慶應二年八月十六日）

私儀、大樹爲二名代一出陣之儀、被二聞召一、此程御暇賜り、不日發途可レ仕奉レ存候處、大樹病體追々差重候趣、諸藩一統傳聞仕候故にも可レ有レ之哉。九州筋、俄に解兵に及び、兼て爲二指揮一出張罷在候、小笠原壹岐守（長行）儀も、引揚歸阪可レ仕段申越候。私儀、征長之大任、素より行屆不レ申、堅く御斷も可二申上一之處、目前之急務、國家御安危之界と奉レ存候に付、其分を不レ測、一身に引受け勉强仕候心得に御座候處、前段之事勢に立至り、諸藩引揚候上は、兼而言上仕候通り薄力菲才之私、此上諸藩之指揮無二覺束一、尙又諸藩に於ても兼而之御趣意も御座候折柄、俄に解兵仕候は、必定夫々見据も可レ有二御座一、就而は、此場に於て急速諸藩呼集、銘々見込も得と承はり屆、利害得失論定の上、天下公論の歸着を以、進退可レ仕奉レ存候。私儀、是まで格別之御寵恩を以て厚き蒙二御沙汰一出陣に臨み、今更右樣之儀、言上仕候は、朝廷へ奉レ對、實に恐懼千萬

奉レ存候得ども、此上御大事を誤候而は、尙々恐入奉レ存候に付、至情難二默止一言上仕候。此段何卒寬大之以二思食一、微衷之程宜敷被レ爲二聞召分一、御許容之御沙汰被二成下一候樣、奉レ願候。前件之次第、畢竟諸事不行屆より差起り候義と、私に於て奉二恐入一候。依レ之、謹而罪を闕下に奉レ竢候。誠恐誠惶。頓首謹言。

八月（慶應二年）　　慶喜

勝ちさうだから戰ひをする。負けさうなら止めにするといふやうな、戰爭の仕方は、物笑ひの種となるの外はない。由來征長の一擧は、幕府の面目を立てるか、否かの、意地づくの戰爭である。慶喜が一戰しようとしたのも、最後まで長州を叩き伏せなくとも、せめて安藝・石見兩國に進出してゐる敵軍を追ひ出して、舊地を奪還して面目を立てようとしたのに外ならぬ。然るに味方の旗色が少々北向きとなつたからといつて、俄かに出動をやめ、休戰しようといふのは、何としても面目玉の踏み潰しである。

幕府は終に八月二十日（將軍逝去一ケ月後の當日）を以つて、いよ／＼將軍の喪を發し、同時に宗家相續を公表した。朝廷よりは翌二十一日、傳奏より所司代に向つて休戰の勅諚を傳へさせられた。

【九】　或る日の正親町三條卿

孝明天皇は、終始一貫して攘夷論者であらせられたと拜聞してゐるが、同時に、名分を正す上よりして、何處までも、征長論者であらせられたやうである。

八月十三日、慶喜が二條關白を通じて、休戰論を聞え上げた時にも、天皇には頗ぶる御不興であらせられ、八月四日慶喜出陣の勅諚の通り、飽くまでも追討の功を奏すべしとの旨を達せられた。十六日の評定において、已むなく休戰の勅許を與へられたのは、眞に已むを得ざる御心よりのことであつたのは拜察し奉るに困しまぬ。

之れより先き七月二十日、將軍薨去の當日、薩州藩が長州再征の非を鳴らして、斷然出兵を拒絶するの建白書を傳奏に捧呈した後、二十九日、孝明天皇出御の簾前において、國事掛の評定が開かれた時、極力解兵論を主張したのは、議奏正親町三條卿であつた。

元來此の建白書は、薩藩の一大轉機を示すものであつて、主として在京の大久保甲東が奔走したものであつたが、公卿中には、此の建白書を直に御取り上げになるのは、甚だ不穩當であるとの論が多かつた。その故は、朝廷は萬機を擧げて、之れを幕府に一任してゐるのであるから、内政に關する一藩の建白を、直接朝廷が受くべきではないといふにあつた。

此時に當つて極力その非を鳴らしたのが、正親町三條卿であつた。彼れは『征長の擧は元々幕府の失體である、薩藩その非を指摘し、國家の方針を建言せるものを、そのまま放棄した結果、他日國家大亂ともなれば、何人が果してその責を負ふべきか』と痛論して、關白の手に握り潰ぶす筈であつた建白書を、陛下に捧呈することになつたのである。

二十九日の御前會議の席上において、正親町三條卿は昂然としていつた。

『今日の御評議は、皇國の安危にも關する重大議事と存じまするから、恐れながら叡慮に反し、不敬に渉るやうなことがありましても、皇國を憂ふるの誠意に免じ、御寛容をお願ひ申します』

と前程して、幕府の失態を痛撃し、理由なき戰ひは皇國の不祥事なるを以つて、一日も早く休戰すべき旨を論じた。その聲調頗る激越なるものがあつたが、關白以下一言も之れに次ぐものがなかつた。水を打つたやうな靜かさの間に、玉音は簾内より起つて『征長の事はその目的を達するまでは、解兵は相成らぬ』と仰せられたのであつた。

此時、正親町卿は、形を正し、聲を勵まして、

『事は苟も皇國の安危に係る。たとひ一時は綸言に逆ふといへども、條理は何處までも正さねばならぬ。申し上ぐべき事は、身命を賭しても、申し上げぬ譯にゆかぬ』

といつて、更らに詳らかに、幕府の不條理を剔抉して、時局收拾の途は、條理なき戰ひをやめ、一に公理に就くにあることを熱論して、憚かるところがなかつたので、一座はまるで白け渡つてしまつたといふことである。天皇もその悃誠の至情を掬ませられてか『今日の事は天下の大事であるから、朕においても猶勘考するところがあるであらう。諸卿においても更らに深く考慮せよ』と仰せられて入御あらせられたと傳へられてゐる。

數ある月卿雲客の中、一死を期して諫諍の勇を振ふ、正親町三條卿の如きは、いささか以て壯とするに足るものがある。何時の世、如何なる時においても、君に死諫の臣なくんば、皇威を四方に布くことは難い。

【十】 登場し來る勝安房守

戰爭を止めると決心をした以上は、如何にして征長の軍を撤するかを決しなければならぬ。併も何人が之れを實行するか。此の敗戰の後始末に選み出されたのが、海舟勝安房であつた。勝は西郷をして『その智測り知るべからず』と嘆稱せしめたほどの逸才であるが、閣老の忌むところとなつて、久しく局外に閑居してをつた。殊に一橋とは、感情が面白くなかつた。家茂將軍逝去の前後、春嶽が休戰論を主張した時に、切に閣老に勸說したものは勝の登用であつた。その意味は、勝の人材たることを知つて、之れを野に放棄しておくことを惜しんだからでもあつたが、肚の底は、勝によつて薩州を誘ひ出し、長州を孤立に陷いらしむることが、長を屈する唯一無二の祕訣であると見たからであつた。これは流石に透徹した卓識といはなければならなかつた。

併し勝といふ聲を聞くと、閣老は毛蟲のやうにゾッとするのであつた。板倉閣老が春嶽に答へた、次のやうな返事のしぶりでも、略ゝその邊の呼吸が洩れてゐる。

『御意見は御尤に存じますが、勝は一橋が殊の外に嫌はれますので、征長對策の御意見を一橋へ申し上げらるるならば、勝のこと丈けは、お話しなさらぬ方がよろしうムいます』

と注意してゐるので、一橋と勝との間を察することが出來るのである。

一橋も聰明才智の人であり、勝も聰明才智の男である。聰明と聰明とが鉢合はせをして、ツンと横を向いたや

うな氣味合ひであるが、如何に蟲が好かぬといつても、必要には勝たれぬ。旣に休戰と決して見れば、よくこの敗戰を纏め、幕威を繋ぐ大才が必要である。そこで一橋も我を折つて、いよ〳〵海舟を登用することになり、勝をして長州に臨ましめて、休戰の始末をつけしむるに至つた。

一橋が勝を厭ふほど、それほど勝は一橋と刻しては居らぬ。勝は寧ろ一橋の賢を認めて、夙に將軍の大統を繼ぐものは、慶喜を措いて他にないと思つてゐた。將軍薨去の當日、七月二十日、勝が宗家の危險を憂うる建言書の中に、彼は逸早くも、一橋を擁立して、大統を安んずるの急務なるを說いてゐる。

慶喜擁立の急を說ける勝の上書〔慶應二年七月二十日〕

小臣竊に悲歎に不ㇾ堪候御事御座候。當今結兵、終に御勝利を不ㇾ聞、然るに悠々時日を消し、終に國難を成し來候折柄、天我君上〔將軍を指す〕の御爲に、愛憐を降さざる時は、誠に不ㇾ可ㇾ言の形勢と相變可ㇾ申候。若哉、君上御病床御重事に被ㇾ爲ㇾ渡候はば、萬緒先御後見の御事故、速に一橋樣へ、悉く御任せ被ㇾ遊、暫く天下の變動を御覽被ㇾ遊候御儀と奉ㇾ存候。然る上、君上は、小倉表に滯泊仕居候軍艦を以て、江戶え還御相成候御儀と奉ㇾ存候。當地は天下の變に因ては、何分、如何成哉、實に難ㇾ斗場所と奉ㇾ存候間、篤く御熟考被ㇾ遊、御果決、尤急務と、乍ㇾ恐奉ㇾ存候。若陸路還御に相成候はば、天下の人心、當節、薄氷を踏候折柄、如何樣の混亂相促可ㇾ申哉。難ㇾ斗、深掛念仕候。存附候所、極內々入二御聞一置候。以上。

七月二十日（慶應二年）

一橋の聰明なるを立つるにあらずんば、到底この亂離の極に達せる時局を、安定することは困難であるとは、聰明なる勝安房の逸せざるところである。後に一橋が、容易に將軍職に就かぬ事情を聞いた時、勝は更に慶喜の奮起を促がしてゐる。七月二十九日の建言に、

勝安房、上書して慶喜を推擧す（慶應二年七月二十九日）

臣愚、恐懼不ㇾ堪二悲歎一奉二申上一候。

大凡、天下の重事は、闔國の人心、折合不ㇾ申候ては、終に不ㇾ成、反て紛擾と相變可ㇾ申候。此の間私心相挾み、公平至當缺候ては、上　天朝・幕府の御命令に御座候共、被ㇾ行難き所、御座候。是あからさまに御拒不ㇾ申候共、人心徹底不ㇾ致候所より、終に亂禍を相固申候。今日の御急務、上樣御病床御重事の折柄、萬緒の御位、一橋樣え御任せ被ㇾ遊、一と先還御之御沙汰に御決定相成候哉にも、薄々奉二承知一候。然るに、一橋樣、容易に此の御大任御引受不ㇾ被ㇾ遊候は、乍ㇾ恐御尤千萬と奉ㇾ存候。何分是まで一橋樣御輔佐の御助力も、貫徹不ㇾ仕、且關東にては、當御地の情實も不二相分一候處より哉、此間浮說も紛々承居候儀も有ㇾ之、是諸有司、御邦內且爲二御家一に小忠あるが如くに候へ共、其實は邦家に可ㇾ盡御職掌の大忠に心附ず、舊弊に相泥み、天下變通の御所置に於て、いまだ了解不ㇾ仕候ゆへ哉と奉ㇾ存候。此際に立到り候ては、御邦內は申

迄も無ㇾ之、御家臣の面々一致、一片の誠心を以て、ひたすら一橋樣御委任被ㇾ遊候樣、奉㆓懇願㆒不ㇾ申候ては、決而御承引も有㆓御座㆒間敷、且は各々一致、御命令を奉じ不ㇾ申候ては、邦家の御萬解は、乍ㇾ恐萬々無㆓覺束㆒御儀と奉ㇾ存候。附ては、京師御懇願の御筋等は、尤御急務と奉ㇾ存候へ共、猶又、關東大奥の御深意、諸有志の赤心、篤と被ㇾ遊㆓御聞屆㆒、內外上下、一致の所を以て、一同懇願仕候御儀に御歩ひ候はば、如何哉と奉ㇾ存、乍ㇾ恐一時以㆓御威光㆒、御押へ被ㇾ遊、或は以㆓朝威㆒、御示被ㇾ遊候とも、其實、御誠實相缺候ては、終に紛擾の基と相成、將た一橋樣に於ても、御充分の御指揮、被ㇾ遊難き御場合も、可ㇾ有㆓御座㆒哉と、奉ㇾ存候。小臣御內々御決定をも不ㇾ奉ㇾ存、漫に犯㆓機忌㆒奉㆓申上㆒は、其罪難ㇾ斗候得共、不ㇾ堪㆓默止㆒、竊に微衷奉㆓申上㆒候。謹言。

寅七月二十九日〔慶應二年〕

全權を慶喜に委ね、閣老初め、一にその命ずるところに順ふのでなければ、決して慶喜をして起たしむることは出來ず、又た彼れの才智を、自由に伸べしむることは出來ぬと切言してゐるのは、慶喜の心情を解するの言であると同時に、又た人物活用の要諦である。

＊　＊　＊　＊　＊

勝の征長意見は、曩に述べたやうに、大久保一翁と殆んど同巧異曲で、殊に無用の財を糜亂することは、國家の大害なることを、勝は最も憂ひて居た。彼れの征長を論ずるの文に曰く、

勝安房征長拙速論〔慶應二年七月十七日〕

夫兵は拙速を貴ぶ。是其時と勢を詳にし、以て可レ用なり。當今の形勢、殊に其速を用ゆるの時なる歟。今、遲寛緩々之もの、殊に大災を促すの徵なり。諸家之諸卒、内心戰を不レ好、加レ之、用途逼迫して如何ともなすべからざるの勢あり。此衆多烏合、離心甚敷、諸卒を以て、空敷歲月を過さば、瓦解之勢如何ぞ能く防ぐべけんや。内には政績を明かにして、務て正平を以て衆心を鎭撫するは、彼が心裡を責るの一砭針にして、彼が海岸要樞の地を攻擊するは、其餘國を屈服せしむるの良策なり。凡そ兵は衆多を不レ好、練兵寡少を勝れりとす。然るを察するに〔?〕用途困迫、奮はざるの衆多を頼むは、自ら敗軍を招くなり。今侯伯兵を出さず、徒に傍觀するものは、既に内地の戰爭を不レ好、機會に乘じて其中間に周旋盡力せんとなり。今や兵結んで一敗地に塗れ、攻守其勢を異にするは、寧如何の良策有るや。王者の兵は多殺を不レ好、嚴に攻擊する時は、人を殺す事寡なく、彼が氣勢を屈服せしむるに足らん歟。戰はずして守れば、時既に初秋に至り、一時冷氣來らば、傳染の諸病甚だ多からん。戰卒戰ひに死せずして病に死するの殊に其算を異にせん歟。是又知るべからず。且費用續かず、收斂甚敷に至れば、我數萬金を費して、恨を内地に求め、彼は其災蕭墻に起るを頼み、務めて以て其勢を俟たん。若夫速に出なば期月にて成る事あらん。其後寬猛其宜敷に位して、之を所置せば、豈不可といはんや。今、漫に、其寬急用兵之利害を記する耳。

これは七月十七日、勝が征長軍の態度を論じた一文であるが、之れによつて見るも、勝が如何に幕府財政の窮乏を惧れてゐたかが察せられる。

板倉閣老から、長州派遣の密旨を受けたのは、八月十八日であつたが、勝は翌十九日、直ちに京都を發し、二十一日廣島に來著した。苦しい時の神賴みで、今に到つて勝に始末をさせるくらゐならば、夙に彼れの意見を用ひ、彼れの雄才を揮はしめて置きさうなものであるが、ここが理窟ばかりではゆかぬ、人生の曲折であらうか。勝は面白くもない他人の尻拭ひを命ぜられて、廣島くんだりまで出張つては見たが、機既に遲れては、彼れの才略を用うるの餘地がない。要はただ、事なく休戰の約を結んで、あまり幕府の面目を潰ぶさぬ範圍で、鳧をつけて來るまでのことであつた。

【十二】勝・廣澤の大願寺會見

八月二十一日、勝は廣島に著するや否や、紀州總督の本營に至つてその所懷を叙べ、藝州侯に謁して一橋よりの使命を傳達しておいて、家老辻將曹、用人寺尾生十郎・植田乙次郎と會見して、長州にその來意を通ぜんことを依賴した。八月二十五日に彼れは嚴島に渡り、それから新港に向つて、孤身深く長州の草を踏んで、その赤心を披瀝する考へであつた。嚴島から支藩岩國藩の用人、安達十郎右衞門に贈つた、勝の書中には、

『……小拙、以二獨步一其御國え茂罷越、云々之處、篤誠實に御談判可レ致心得に候。幸藝藩へ過日右等之所は、

通申置候得共、往來隔絶に而、空敷消日致し候間、御都合次第、明日に而も罷出可ㇾ申と存候……』云々とあつて、拙速を貴ぶは兵ばかりでなく、弦を離れた矢のやうに、神速の間に彼れとの談判を試みようとするのが、勝の心中であつた。

會見地は岩國大津港と決してゐたが、勝が防長の封内に入るのを危險とする長州派の意見から、嚴島で會見することに變更し、長藩の廣澤兵助・井上馨・太田市之進・長松文輔等と勝安房との會見は、九月二日、大願寺書院において行はれた。當時勝・廣澤の論判は『井上伯傳』に詳らかである。左にその記述を引用する。

【勝曰く】 一橋公、深く時勢に鑑(かんが)みる所あり。列侯を京都に召集し、衆議公論の歸する處に據りて、大政を更新し、隨て長州處分の事も亦、至當の處置に出でんとす。因て予に命じて、止戰の事を貴藩に謀らしむ。請ふ卿等、其の志を領し、兵を收めて後命を待て。

【廣澤曰く】 一橋公の賢明なる、予等固より之を知る。今や時勢に鑑みて、大政更新の英斷に出でられんとす。予等深く天下の爲めに之を賀す。然れども、幕府從來の處置を觀るに、常に變詐の形迹(けいせき)あるを免かれず。故に今回の命に就ても、予等亦疑なき能はず。抑々一昨年の秋、京都に於ける變動は、固より主人父子の知る所にあらざるも、統御宜しきを得ざるの罪は免るべからず。故に征討總督、尾張大納言の廣島に出陣あるや、主人父子は變動の首魁(しゆくわい)たる三家老の首級を總督の軍門に函送し、同時に其の參謀の者四人を斬り、以て罪を朝廷・幕府に謝せり。尾張總督は、主人父子が恭順謝罪の誠意を認められ、直ちに班師の令を下されたり。爾來防長

の士民は、日夜寛大の御處置あらんことを翹望するの折柄、意外にも再び征討の令を發せられ、尋で三監察を廣島に下して、御不當の件々を糺問せらる。家老宍戸備後助、一藩を代表して、一々之を辯解し、且つ主人父子の誠意と防長士民の情實とを縷陳して、只管、公明正大の御處置あらんことを懇請せり。三監察も遂に其の衷情を諒とし、落意承知の旨を答へて歸京せられたり。於レ是、防長の士民は、今回こそは必らず寛大の御沙汰あらんと信じ居りしに、豈に圖らんや、小笠原閣老の下藝あるや、兵力を以て主人父子の名代たる宍戸備後助を拘執して、進軍の令を發し、兵を縱ちて我が南郡の沿岸を抄掠し、無辜の老幼を殺戮せられたり。士民等皆謂ふ。是れ決して堂々たる王師の爲す所にあらず。必らず姦邪上を擁蔽し、朝廷・幕府の命を矯めて、我を暴壓せんとするなりと。乃ち一致團結、決死奮進して道路の茅塞を芟除し、闕下に趨りて、主人父子の寃枉を訴んとするの擧に出でたり。蓋し一橋公の眞意は、或は今閣下の言ふ所の如くならんも、幕府從來の所爲に鑑みれば、予等防長士民は、之に信を措く能はざるを奈何せん。此上は唯初志を貫徹して已むあるのみ。止戰の令の如きは、敢て請ふ所にあらず。

【勝曰く】　卿等の言ふ所、誠に理あり。然れども今や將軍既に薨逝せられ、國内多難、前途の事、實に痛嘆に堪へざるものあり。加ふるに海外列國は、我が邦を環視し、其の間隙に乘じて爲す所あらんとす。若し世界の大勢を達觀せず、徒らに邦内相鬩ぐときは、古印度の覆轍を踏んで、笑を千歳に貽すに至らん。今の時に方り、宜しく大政を一新し、綱紀を更張して、我が邦獨立の基礎を定むべし。是れ一日も忽にすべからざるの急務た

り。一橋公の深慮實に茲に在り。故に幕府は將に止戰の令を發し、諸方面の兵を收めんとす。卿等其の令に順ふを肯んぜざれば、少なくも之を尾擊する勿らんことを請ふ。

【廣澤曰く】弊藩士民の情實は、已に陳述したるが如し。毫も他を侵掠するの意なし。況んや幕府の大故を幸として、兵を弄するが如きは、決して欲する所にあらず。若し幕府にして兵を收め、大政を更新するの意あらば、唯其の實蹟の、彰然明著ならんことを希ふのみ。

廣澤は武士道の意氣地より、主從の道義より、情義を盡して論述した。勝は政治家だ。國家の大局に立つて、高處大處より、天下の利害を切論した。勝も廣澤の言を心中に同情し、廣澤も深く勝の大局眼に敬服した。勝のいつた『大政一新』とは何ごとをいつたものであらうか。此の場合深くその眞底にまで及ばなかつたであらうが、翌日、井上が單獨に勝を訪うて、天下の大勢を論じ、世界における日本の地位を語つた時には、勝も最早幕府政治の大團圓に近づいてゐることを物語つて、危急の目前に迫まつてゐるのを痛嘆した。共に手を握つて國家再建の鴻業の爲めに、努力することを盟つたと傳へられてゐる。

【十二】長・幕愈〻休戰の幕を閉づ

幕軍の撤兵に際して、長州は之れを追擊せぬといふことに話を纏めて、勝は九月十日、歸京して復命した。幕府の休戰令は、八月三十一日を以つて廣島に到達した。その文面は、

大樹薨去、下情哀憐之程、御察被ㇾ遊候。依ㇾ之、暫時兵事見合候樣被ㇾ仰出ㇾ候。長防隣領侵掠之地、速に引拂、鎭定罷在候樣、被ㇾ仰出ㇾ候事。

右御所より被ㇾ仰出ㇾ候に付、總督より達し候事。

といふのであつたが、文中『長防隣領侵掠之地』とある文言は、痛くも長州藩士の氣にさわつた。此の休戰令が藝藩使者中井勇次郎、深町三郎右衞門によつて山口に達せられたのは、越えて九月十六日であつたが、『侵掠』とは怪しからぬ。我々は幕府の追討軍と對戰して、之れを關外に撃退したまでであつて、寸毫と雖も、他領を侵掠した覺えはない。といふので、又も一波瀾を生ずるに至つた。

長州藩はここに陳情書を作り、戰爭の勢ひによつて、攻進の形とはなつてゐても、決して他人の領土を侵掠するの意志ではないから、侵掠地引拂ひ云々の命令はその意を得ない。思ふに是れは眞の朝意ではなく、中間において製造したものに相違なく、又た將軍家喪中であるといふところから、一時休戰の令を下さるるのであるから、必らずや他日戰備の整ふの日を待つて、再戰と相成るの下心であるのは、火を睹るよりも瞭らかである。かかる不都合なる休戰令には、服することが出來ないとの理由を認めて、休戰令と一緒にして、幕府に突きかへしてしまつた。

幕府の休戰令〔慶應二年八月三十一日〕

しかし勝との盟約である追撃をせぬといふ一條は、之れを守るの意を明らかにしたので、幕府は兎も角撤兵を斷行することになつた。藝州口、石州口を始め、各所に屯在してゐた幕軍は、追々に引き上げ、九月下旬には、完全に全幕軍の撤退を見るに到つた。

幕府の解兵令（慶應三年正月二十三日）

從二御所一被二仰出一候趣も有レ之候に付、長防討手、暫時兵事御見合相成候處、此度御國喪に付、一同解兵可レ致旨、被二仰出一候。

との解兵令を下したのは、實に翌慶應三年正月二十三日であつて、之れによつて、さしもの長州征伐も、兎も角も大團圓を見るに到つたのである。

* * * * *

屢々論じ來つたやうに、征長の一幕は、何としても幕府の一大失敗であり、一大打撃であつた。三百年間、威を海內に振うた德川幕府は、此の一擧によつて、自から自己の運命に止めを刺したやうなものであつた。

顧みて四方の形勢を見るに、薩長は旣に密約を作り、靜かに機運の動くのを待つてゐる。京都では、洛外岩倉村に蟄居してゐる一代の怪傑、岩倉友山は、將に大いに爲すところがあらうとしてゐる。幕府は旣に獨立の力を失うた。今や四方より、賢侯は上京して、群雄會議は開かれんとしてゐる。此時に當つて、悠然としてその巨軀

を薩南の草原に横へ、爛々炬の如き兩眸を開いて、四方の雲行きを眺めつつあつたものは、實に我が西郷南洲であつた。

【第三篇】 孝明天皇の盛德大業

第一章　天下の輿論となり來れる諸侯會議

【一】 無將軍下の諸侯會議

一橋慶喜は宗家を相續はしたが、將軍家を繼いではゐないのである。して見れば、慶應二年〔丙寅〕八月以降は幕府なく、將軍なき時代である。既に幕府なく、將軍なくんば、事實は明らかに無政府の狀態を示してゐる。

此の時に當つて、日本それ自身の當面せる問題は、單なる內治問題でもなければ、又た單なる對外問題でもなく、實に日本國國是の大確立であつた。人は之れに觸るることを好まなくても、勢ひは之れに觸れしめなければ止まないのであつた。而うして此の內外紛糾の極に達した日本を、如何に立て換へるかを考へる前に、何人が之れを議する役目を負ふべきかの事實が橫はつてゐる。既に無幕府、無將軍、無政府の狀態にある上は、之れに代るものは、實力あり、識見ある諸侯の合議によるの外はない。賢侯會議が、期せずして實現さるる機運に到達したのは、これまた自然の勢ひであつたと見なければならぬ。

所謂る佐幕派も、勤皇派も、此の賢侯會議の召集においては、立派に一致した。一橋、春嶽をはじめ、西鄉、

大久保は固より、陰に策するところある岩倉の如きも、異口同音に諸侯會議論を主張してゐる。しかしながら諸侯會議の結論においては、悉く一致を見てゐるが、その序論及び根本論においては、兩派大いにその內容を異にしてをつた。それはいふまでもなく、佐幕派では『幕府中心主義的諸侯會議論』であり、勤皇派では『皇室中心主義的諸侯會議論』であつたことである。

越前藩は、夙に中根雪江・酒井十之亟と、小松帶刀・大久保利通等を通じて、密々薩藩との連繫が保たれて居り、或る程度において意志も疏通されてゐる。西鄕・大久保の主張し、力說し、强調する諸侯會議論には、元々同意を表するところであつたが、將軍交代の危機に際し、殊に松平春嶽は、大いに慶喜の反省を促がすの要を認め、且つ諸侯會議の急を痛感したので、左の一書を裁して、之れを慶喜に贈つてゐる。

松平春嶽より德川慶喜に與ふる書（慶應二年八月五日）

扨は去月（七月）廿六日上京、直に參殿、拜話之序、御意有レ之候通り、乍レ恐德川家は、到底滅亡之期と被二思召一候得共、御血統之御事故、無二御據一、御繼統は被レ遊二御了簡一に、被レ決候得とも、將軍職之儀は、御覺不レ被レ爲レ在候故、御受不レ被レ成、其任に勝へ候者へ、御讓被レ遊御心得之段、御意を拜聽仕、誠以難レ有次第、是却而　德川家御中興之御威德、且大好機會と感佩之餘り、實に舞踏之所を知らす、唯今に於而も、銘肝仕居候。其後も、每々蒙二御垂問一、愚衷も申上候事に御座候。昨日も又、愚考仕候は、畢竟征長之御一擧

は、兵權幕府え御委任之廉を以、悉皆幕議に依りて之御處置に有レ之候處、其委任を被レ爲レ受候、將軍家御下世にて、御職掌空位と（御下世御內實之儀當時と相成候而は、誰知らぬものも無レ之候處、表向計御病中之御姿にて、兵革を長せられ候而は、長人の兼て口實とする所の　朝命　台旨にも無レ之、中間浮雲之所爲たる事、現然著明故、益長人之得策に落候而已ならす、諸藩も猶更不服を增進可レ仕候。又御發喪之上なれは、専らの御私事、無名の軍にて、大義に於て、不レ被レ爲レ濟御儀と奉レ存候事）相成候處にて、是迄之如く、征伐を恣にせられ候ては、德川家の御私讎を復せられ候も御同樣にて、天下之諸侯、彌以不服に歸し、益御困難に被レ爲レ運候は、必然之道理と奉レ存候。何分方今討伐を被レ議御儀は、更に御尤とは不レ奉レ存候。乍レ恐當時之御大義と申は、過日　御所より被二仰出一之御名代に而、御出陣之儀は、一旦御請に而、直に大樹公御下世に付、德川之御家は橋公御相續に相成候段　朝廷へ御奏上、御在世、御職掌中、御委任之征長一件は、如レ此々々之御次第と申事を、御申上に相成　朝命を以、攻手之方は、當分休兵被レ命置候間、賊兵も妄動仕間敷旨、被二仰出一被レ下度段、被二仰上一候はゞ、夫にて天下に將軍職無レ之事分明に相成候。此時依レ舊德川家へ　宣下に相成候歟、又は他藩へ　宣下せられ候歟、夫は　叡慮次第と申ものにて候。德川家へ、强而被レ命候はゞ、諸侯會議之上、御決定被レ成度候間　朝命を以、群牧を被レ會候樣御願（蒸汽船にて、傳奏衆、閣老方乘組、召命を傳候程成神速なるべし）會集衆議之上、公論愈德川家に決候はゞ、御受有レ之（御委任之儀は、當分御辭退可レ被レ遊事歟）今後之御國是並長防之儀も、寛大之御處置に可二相成一哉否を被レ議候而、是亦

公論之處決を以　朝裁御伺之上、兎も角も御施行被レ遊、如レ斯　朝憲御奉戴にて、公平無私之御政道たる事を、新將軍新政の御手初に、明々白々、天下へ御開示有レ之、億兆之疑惑を、被レ爲レ釋候御儀、當然之御條理に、可レ有ニ御座一と奉レ存候。唯今、此御順序に御失策と相成候ては、往々御政治の御障碍、必然可レ有ニ御座一儀と奉レ存候。何分今度社、無ニ御遺念一、將軍職を天下に御擲出し、不レ被レ遊候半而は、再ひ泰平に歸する所以之條理無レ之事と、可ニ相成一御事と奉レ存候事に御座候。例之失位僭越之罪を不レ顧、泣血奉ニ謹白一候。伏而希くは、御採納御亮察、奉レ仰候。恐惶謹言。

此書によれば、春嶽の提言せる諸侯會議の主意は、將軍職に關する、天下諸侯の議を諮り、一決する爲と解せらるるが、後に〔八月十二日〕慶喜に勸告せる、春嶽の改革意見〔前掲四〇三頁參照〕によれば、彼れは頗ぶる廣汎に渡る、幕政大改革を斷行せんとし、或る意味からいへば、將軍政治、若くは幕府政治の內容に、根本的改革を加へようとしてゐたことが解る。

*　　*　　*　　*　　*

而して春嶽は、倦まず、撓まず、反復して慶喜の反省を促し、數回に亙つて、時局收拾の急ならんことを告げてゐる。その一書に曰く、

松平春嶽のより德川慶喜に與ふる書〔慶應二年八月十三日〕

一翰奉二謹啓一候。秋冷増加之處、先以倍御安泰被レ成二御座一、奉二恭賀一候。然は一昨日は御用人より手紙、昨日は態々御使を以、御用談御座候に付、不快押而登館仕候樣被二仰下一、何分押ても罷出乍レ不レ及、御談之端に相加り度候所、過日來之賤恙兎角に不快罷在、失敬奉二恐入一候得共、難二罷出一奉レ存候。扨、下ノ闕口、意外之義、嘸々御苦慮可レ被レ爲レ在と、千々萬々奉二恐察一候。先日來も每々申上奉り候通り、今度御繼統可レ被レ爲レ在折柄、是迄之幕府之御非政、御一洗被レ遊候には、誠に以大好機會と奉レ存候處、未た上樣御他界御弘め不二相成一以前、誰知らぬ者も無レ之、將軍職闕候得は、隨而命令を受る所なしと申心にも候哉、九州解體之姿に相成候て、大勢一變仕候。是諸侯にて奪候にも無レ之、自然之理勢、不レ得レ止儀に御座候。斯樣相成候上は、大權不二失墜一樣にと申場合は、最早過去り候事故、此上は速に大喪御發表相成、將軍職は兼而御決心之通、固く御辭被レ成、是迄幕府御失體之儀、多々有レ之、御名代御奉命も不レ被レ爲レ遂、時勢變革に相成候次第、委く 朝廷へ被二仰上一、御詫御申上之上、何卒 朝命を以、廣く群牧に御諮謀被レ爲レ在、御國是御定に相成候樣、御至誠を以、御願被レ成候得は、自然 皇國萬安之道も相立、德川家之御盛名も千載に傳り可レ申候。然るを此上にも宇內悉知之大喪を被レ祕、御職掌なくして天下之軍務を御統括被レ成候而は、第一 朝廷を御欺罔被レ遊候に相當り、天下に被レ對候ては大〔御脱カ〕不信義大御不德に相成候。億兆人心之不レ免所にて、却て滅亡を御招被レ成候義と奉レ存候。吳々も前文之通、御反正相成候得は、乍レ恐、照祖以來、三百年之御德政、如何そ一朝に可レ致二消滅一哉。必堂々たる御繼統之御家名は、相傳候事と奉レ存候。飽迄御承知

は可レ被レ爲レ在候得共、區々之鄙衷不レ忍ニ默止一、又々犯ニ虎威一、奉ニ拜陳一候。僣越之多罪は、伏而奉レ仰ニ御涵容一候。恐惶頓首。再拜。

以上、春嶽の提唱せる、時局對策の要領は、

一　此の機會において、幕府從來の秕政を一洗して、名譽を回復すべきこと。

二　何よりも先づ、前將軍家茂公の喪を、天下に公表さるること。

三　直に朝命を以て諸侯を會し、天下の大國是を定めらるること。

四　將軍職なくして天下の軍務を統攬することは朝廷を欺むくに當ること。

といふに歸してゐる。

是れに由つて之れを觀るに、春嶽は、頗ぶる徹底せる、制度上の大改革を斷行せんとする意嚮を有してゐる。卽ち一切を朝命によつて奉じ、三百諸大名に對する命令權をも、之れを將軍より離奪し、一に叡慮により諸政令出を仰がんとするものの如くである。而して之れを決定するに、諸侯會議による、天下の公論においてせよとしてゐる。

【三】　慶喜は幕府の爲の諸侯會議

征長休戰に就いて、慶喜が朝廷に奉つた八月十六日の上書の中に、諸侯會議の文字を、明らかに用ゐてゐるが、

その文中に『此場に於て、急速諸藩呼集、銘々見込も得と承り屆、利害得失論定の上、天下公論の歸著を以て、進退可レ仕奉レ存候』とあるのは、單に諸侯を集めて、長州處分を議しようとする意味であつて、何も日本の國是を決定するとか、決定せぬとかいふやうな、大問題を議する爲めでも何でもないのであつた。長州處分を議する爲めの諸侯會議であるから、何も朝廷を煩はす必要はなく、幕府の命令によつて、諸侯を召集するので澤山だと思つてゐた。朝廷における所謂公武合體派とせられてゐた、二條關白〔齊敬〕、賀陽宮等は、一橋の意を諒とし、幕府側の爲めに、大いに謀るところがあつた。

此の場合における、慶喜の諸侯召集は、征長の難局を、如何に拾收するかを協議するといふに存して、實をいへば、自己一個にて處置すべき性質のものを、諸侯へ分擔せしむる結果とも見られるのである。將軍及び幕閣の失敗を諸侯へ轉嫁するやうなものだ。肥後の長岡護美が、慶喜に與へて、召集に應じ難きを陳辯せる書の如きも、如上の如き、諸侯の感想を窺ふに足るものである。彼れは朝廷も幕府も、共に此の際大いに自省し、朝野一致、上下一心になりて、國難に當るべく、天下の公論に聞くべきを論じてゐるが、結局、肥後藩は、內外多事だから出られぬといふ結論である。

長岡護美より徳川慶喜に贈れる書〔慶應二年八月十八日〕

〔前略〕天下之御目算相立不レ申、此儘御征討と申候ては、假令一國之御成功相立候ても、天下瓦解、大崩

之勢と成行候は、必然之事にて、方今五大洲、國富兵强之勢より、相考候得は、孤島之日本、實に危急存亡之秋と被二相考一、今日に至候ては、京攝之間、大根本御確定に相成、天下之公論を御集、皇州之國是を被レ定、天下と共に、天下を與すの儀、第一之御急務と奉レ存候。〔中略〕今日之形勢に立至候も、乍レ恐御根本御確定、不レ被レ爲レ在より之儀にて、於二幕府一、是迄之御事蹟を、得と御自反被レ爲レ在、天下之人心危疑を抱き候所以、深く御勘考に相成、是迄御失體之件々は、御誠意を以、天朝に被レ謝、外夷攝海に渡來之御目算等、天下之公論を以、今日之當否を被レ定、幕府之御腰、屹度御居不レ被レ在候ては、兵庫は開鎖共に、天下大亂之基と相成可レ申奉レ存候間、於二天朝一も、宇内之形勢、得斗御諒察に相成り、朝・幕俱に御一體之命令、改て天下に御布告に相成候樣有レ之度、幕府にては、大阪御永住にて京攝御警衛被レ爲レ在、兵庫渡來之外夷猖獗を不レ恣樣、屹度御處置被レ爲レ在、宇内之形勢、天下之公論は、深御勘考相成度奉レ存候。右等之大事件等、是迄朝・幕御誠實之御命令、無レ之、一體不レ仕候より、天下之人心危疑を抱申候は、必然之事と奉レ存候。右樣幕府御自反に相成候上は、於二朝廷一も、先年來、御紀綱相立不レ申次第、屹度御自反被レ爲レ在、幕府御委任之道、愈々相立、宇内之形勢を初、天下之人心、今日に立至候次第、得斗御諒察之上、長防之情實等、天意より被レ爲レ發候御沙汰之筋も可レ有二御座一歟と奉レ存候。何れにも、今日之御急務、御根本御確定有レ之、御處置筋より外有レ之間敷と奉二存込一候。〔下略〕云々。

長岡も春嶽同樣、諸侯會議論ではあるが、その結論が『幕府委任』に歸してゐるのは、薩藩が、斷乎として天

朝中心に政權を歸趨せしめようとしてゐるのとは、非常な相違がある。幕府も反省し、朝廷も反省し、擧國一致、國難に當れと說いてゐるところは、堂々たる立論で、一點の疑義もある筈はないが、朝廷と幕府とを同一の立場に、相對的に對立せしめてゐるところは、他の勤皇論に一籌を輸するところであり、從つて、結論において、舊套を脫せざる所以であらう。併し乍ら、兎も角も諸侯會議、天下公論によつて國政の運行を爲さんとしてゐるのは、旣に勢ひの免かれざるを見るのである。

之れに對する勤皇派の倡首は、何といつても薩藩である。西鄉は勿論、大久保も熱心なる諸侯會議論者で、山階宮、近衞卿によつて朝廷を動かさうとしてをつた。彼等の主張するところは、此の機に乘じて、皇政復古の大革新を斷行する考へであつて、どこまでも朝命によつて諸侯を會し、德川慶喜も一諸侯としての地位をもつて列席せしめ、會議の內容においては、長州を宥免し、毛利敬親父子を復職せしめ、五卿をも歸洛せしむるの結果を齎らさうとするにあつた。

かかる勤皇、佐幕兩派の意見の相違は、諸侯會議の實行を中心として、之れが實現の順序において、果然、確執を生ぜざるを得なかつた。

【三】 岩倉友山の大經綸

天下無將軍の狀態に陷いり、群雄は四方より參集して、國是の大方針を決しようとしてゐるのは、明らかに國

家大變革の開幕であるに相違ない。勤皇、佐幕のその孰れが勝を制するかは知らぬが、ここぞ天下の危機なりとは知られた。

此時に當つて靜かに天下の大勢を觀望し、私かに皇政復古の好機到れりとし、徐むろに座を立つて、全國合同の大策を試み來つたものは、實に岩倉村の世捨人、入道友山、岩倉具視その人であつた。彼れは和宮降嫁に座して、勅譴を蒙むり、文久二年〔壬戌〕より正に五ケ年の春秋を、洛外の一寒居に幽棲し、微風、花を催ほすを見て春の來るを知り、木落蕭々として、寒風病葉を飜へすを見て、秋の去るを知る、塵外の客として送つたが、彼れ豈に尋常一樣の風流兒、世捨人ならんや。彼れが前後五ケ年の幽居は彼れにおいては、實に多事多難の五ケ年であつた。一片憂國の至情は、抑へんとして抑うるを得ず、慶應元年〔乙丑〕には『叢裡鳴蟲』の正續二篇を著はし、薩長勤皇の雄藩を支配し、朝廷自から皇政を古へに復へすの大策を論じた。同年〔乙丑〕九月に至つては、更に『全國合同策』なるものを草し、上は朝廷より、下は萬民に到るまで、協心一致して、以つて回天の偉業を成就すべき所以を論じた。その論ずるところ實に正々堂々、大處高處よりして、天下の大勢を達觀し、確乎不動の大策を以つて、時務を論ずるところは、實に當代第一の大文章であるといはなければならぬ。

『全國合同策』は（一）薩藩に對する始末（二）長藩に對する始末（三）諸藩脫藩の士及び草莽志士に對する始末（四）世上風說に對する始末（五）外國に對する始末を論じたるものであるが、中に就いて薩長處分に對する立論を引かんに、曰く、

『全國合同策』抄〔慶應元年九月〕

薩藩之始末

嘉永癸丑の歲、墨使來航以來、幕吏處置を誤り、朝廷を輕蔑すること一にして足らす候。此際に當り薩摩贈中納言は、水戶贈大納言等と心を協せ、志を同くし、専ら尊王攘夷の議を唱へしに、事半途にして卒去に及ひたるを以て、修理大夫並に其實父三郎は、贈中納言の遺志を繼述し、文久辛酉の冬、國家の大事を密奏し、翌壬戌の歲に至て、三郎奮然義を擧け、山陽南海西海の、慷慨激烈之徒を大坂に留め、其身直に上京、勤王報國之衷情及ニ奏陳一候處、御採用被レ爲レ在叡感不レ斜と被ニ仰下一候。然るに慷慨激烈之徒か建議は、固より忠誠憂國之至情に出候と雖、其議論頗る詭激に過くるを以て、綏撫鎭靜被ニ仰出一、三郎速に之を遵奉致候。而して烏合之徒か詭激の議論は、御採用不レ被レ爲レ在事に御內約有レ之候。其後左衛門督勅使として東下、三郎に輔佐被ニ仰付一、幕府三事策の其一を奉行するに至り申候は、三郎周旋盡力之功にして、當時に在ては實に一大難事と謂ふ可き者に有レ之候。元來幕府は、積威專橫庶般總て叡慮の如くに行はれ不レ申、和宮降嫁之時に於而も、朝命之條條、之を遵奉不レ致者夥敷有レ之候。幕府之跋扈、多年朝廷之を抑制すること能はす、慨歎切歯之至に候。然るに三郎、天下に率先して勤王を首唱し、漸次諸藩奮興敵愾之心を鼓舞致候。加レ之幕府に於て、萬一朝命を遵奉不レ致、不幸にも事變差起候はは、修理大夫提封三州之兵を擧けて、勤王可レ致

の決心を示し、誠に可レ感賞一事に候。三郎歸京之途中、生麥繩手に於て、英夷の無禮を責め、誅戮を加へ候は、勅使輔佐の重任を負ふを以て、警衛の責に任する處置に有レ之、又鹿兒島に於て、英夷を邀擊するか如きも、皇威を輝し幕吏の惰氣を警醒するの功勞、著き者に候。而るに勅使左衛門督、及輔佐の三郎、未た歸京復命不レ致の間に、朝議何に由てか一變し、前日御內約有レ之候慷慨激烈之徒か議論、專ら御採用相成、其末遂に大和行幸の布告あるに至り、加レ之三事策の朝議に參預せし者は、悉く勅勘を蒙り、左衛門督は落飾蟄居被二仰付一、特に勤王倡首之三郎亦被レ爲レ捨候如き形狀有レ之候。乍レ恐叡慮如レ此終始御一貫不レ被レ爲レ在候而者、如何なる廟論を惹起し、再ひ皇威之不振を招き候樣可二立至一歟と、竊に杞憂苦慮仕候。

長藩之始末

嘉永癸丑の歲、墨使來航以來、醜夷の大患日に迫り、國體を損し皇威を汚し候に付、大膳大夫坐視に不レ忍候而、決然尊王之議を幕府に獻し、又家來を以正親町三條に由り、勤王の衷情を密奏し、誠忠之段御滿足之旨被二仰下一、父子の內早早上京候樣、御沙汰有レ之候。繼て長門守上京、國事周旋被二仰付一、是より攘夷之叡慮御確定を伺ひ奉り、擧國奮發、叡慮御一貫の事に決心盡力仕、大膳大夫は二百年來廢絕の、將軍上洛の典を擧行せんことを、幕府に周旋致候。其後父子、力を協せて國事に鞅掌し、自國の海防を嚴備す。癸亥の歲、大樹上洛、攘夷之期限を天下に布告するに及んて、其期を失はすして、墨夷を馬關に砲擊致候。是時に正親町少將を監察使として長藩に差遣し、其軍勞を慰せられ、又普く列藩に令して曰く、今度於二長州一攘夷の叡

慮遵奉致候に付ては、皇國一體之儀故、互に應援致す可し云云と。兼て尊王主張の藩に於ては、此御沙汰を奉承仕候而、皆益感激致候。其後朝議攘夷之成功、一日も速ならんことを希望し、遂に大和行幸、親征之軍議あるへき旨、被二仰出一候。而して八月十八日に至り、俄然長藩堺町門の警衛を免せられ、且九門内に數千の甲兵、銃砲を列ね、恰も逆賊の目前に在て、之を伐たんと欲するか如きの形情有レ之、輦下之騷擾、言語に絕し申候。實に長藩を視ること、朝敵の如し。而して其藩地には、猶ほ攘夷の儀を、依然と盡力せしむるの勅使滯在せり。乍レ恐兩端に涉り候御措置と奉レ存候。然れとも長藩に於ては、絕て觖望の心なく、京師在勤の兵士は、謹愼に藩地へ引揚けたり。此一事に於ても、長藩忠誠の心は御憐察可レ被レ爲レ在儀に候。而るに大膳大夫父子の上京を禁せられ、特に攘夷の朝議に參預せし者は、悉く勅勘を蒙むるに至り候。此間の事は、乍レ恐叡慮終始御一貫不レ被レ爲レ在候より、差起り候歟と奉レ存候。之か爲に如何之廟議も差起り、其結果終に昨秋七月十九日の暴動あるに及ひ候。然れとも大膳大夫父子に於ては、謹愼恭順の一途に有レ之候。唯唯家隷臣僕等、憤懣憂慨の餘、終に此暴動をなすに至候儀と存候。誠に不レ堪二慨歎大息之至一候。

而して岩倉が、兩藩に對する始末の策論に曰く、

第一、薩藩勤王攘夷の忠志、當初叡慮、其奏狀御採用の處、半途に於て、過激の議論の爲に、終に被レ爲レ捨候狀態に立至候は、全く思召違の事件も有レ之、御遺憾不レ少候。依而、一旦不平を抱くの儀も、有レ之候半と雖、既往の公怨は、悉皆遺却し、向後、諸事一新、御倚賴可レ被レ遊候間、深厚之叡慮、奉二汲取一可レ申候。

且上朝廷より下萬民に至り、皇國合同、醜夷の禍患を掃蕩し、國威御更張被レ爲レ遊度儀に付、御沙汰之次第も、可レ被レ爲レ在候間、速に上京致す可く旨、被二仰下一候。箇樣の御沙汰振にては、如何可レ有レ之哉と奉レ存候。

第二、長藩勤王攘夷一途の忠志、叡感、追々被二仰下一候次第も有レ之候處、御先見被レ爲レ違候儀も被レ爲レ在、今日に立至候段、御遺憾不レ少候。依而、一旦、不平を抱くの儀も、有レ之候半と雖、既往之公怨は悉皆遺却し、向後諸事一新、御倚賴可レ被レ遊候間、深厚之叡慮を奏戴可レ致、且、上朝廷より、下萬民に至り、皇國合同、醜夷の禍患を掃蕩し、國威御更張被レ爲レ遊度儀に付、御沙汰之次第も、可レ被レ爲レ在候間、今般勅勘被レ免候條、速に上京致す可き旨、被二仰下一候。箇樣之御沙汰振にては、如何可レ有レ之哉と奉レ存候。

薩長兩雄藩を引いて、皇室の兩翼と爲し、皇政復古の大業を打成せんとする大經綸は、當時岩倉を措いて、他に其人を求むるを得ぬ。

【四】『續全國合同策』に現はれたる萬機一新

人は或ひは、岩倉を以つて、奸賊と稱し、姦物と罵しるが、彼れ豈に人の孤兒寡婦を欺むきて、以つて天下を盜むの徒ならんや。彼れが才智は鞘走しつた村正の如く、餘りに鋭利に過ぎた爲めに、往々にして常軌を逸するの行ひもあつたが、政治家としては、實に拔群の技量を有して居つた。幕末維新にかけて、朝廷をめぐる月卿雲

客の中にありて、よく野獸の勢ひを示す薩長を駕御して、倒幕維新の大業を成し得るものは、何といつても友山を推さねばならなかつた。

慶應二年〔丙寅〕五月に至り、岩倉は更らに『續全國合同策』を著したが、彼れは論じて曰く、

續全國合同策〔慶應二年五月〕

臣友山誠恐誠惶頓首肅拜、謹て鄙議を上つる。友山頑鈍不學、事機を曉らず。向に勅勘を蒙むり、門を閉ちて幽蟄し、日月の明を仰かさること、已に五年に及び候。友山枯朽之餘、當世に用なき者と雖、今日の如く外患內憂、切迫の折柄區々の微衷、仰ては皇權を更張せんことを念ひ、俯しては國威を挽回せんことを念ふ。日夜憂憤、自ら措く能はず候へ共、進て一言を左右に陳ふることを得す、空く陋室の中に悲泣仕、或は寒夜雪窓に坐し、或は暑天螢嚢に對し、螻蟻の愚見を書綴り候事、已に數回に及候得共、出位の言、無用の論と相心得、終に稾本は丙丁童子に附し申候。然る處、近日外患益す迫り、內憂益す深く、友山慨憤悲痛、誠に緘默坐視に忍兼罷在候。因て憂患の立至候原由を研究し、其の顚末を論述仕り、併せて之を處分するの策を奏陳可レ仕候。伏て願くは陛下心を潛め、神を留め、御省察被二成下一候得者、宗廟・社稷の爲め、感戴奉レ存候。抑外患內憂の相由りて出つるは古今之常勢にして。或は內憂あるに乘して、外患隨て入り、或は外患を攘ふか爲に、內憂隨て生し候。然れとも孰れに在ても、內憂は本なり、外患は末なり。是非內憂を除き不

レ申候半ては、決て外患を攘ひ候儀は相成不レ申候。友山窃に案するに、漢土汴宋の末、君子小人互に相争ひ、遂に朋黨の獄を興し、一時の賢哲流竄殄戮に就き、國家の元氣、隨て消亡致候より、金虜之に乘して、呑噬を謀り、大擧侵入、二宗諸王、沙漠之地に擒送せられ、宋室の版圖、大半金虜の有となり、終に江南掌大之地に縮屈せられ、僅に偏安の業を保つことを得る而已に候。此れ所謂、內憂に乘して外患隨て入り候者なり。南宋の初に當りては、韓世忠岳飛等の如き、君子の徒、痛く外患を憂へ、鞠躬竭力、日夜勤勞、恢復を圖り候へ共、小人秦檜・汪彥伯等の爲に斃され、終に南宋の亡を救ふこと能はす候。此れ所謂外患を攘て、內憂隨て生し候者なり。明末に至ても、君子小人內に相争ひ、君子空く斃れ、小人志を得て、遂に君を誤り、國を賣り、兵政慢弛致候より韃靼其虛を窺ひ、長驅南侵、四百餘州衣冠の風、盡く辮髮の俗と成果候。此れ所謂內憂に乘して、外患隨て入り候者なり。宋・明當時の諸帝をして、君子・小人を兩用して、各其所を得せしめは、內憂決して生し不レ申候。內憂生せさるときは、外患決して入らす。縱令、外患入り候共、內憂を除き候へは、恐るるに足らすと奉レ存候。本朝中古以前の事は、姑く置て論せす候。三百年以來、太平打續き、文物盛んに興りたるも、武備整はす。隨て士氣頽廢致候處より、外夷、時々環海に出沒し、隙を伺ひ、機に投せんと欲し候折柄、老中水野越前守等、征夷府輔佐の任を失ひ、忽然と夷船打拂の令を廢止して、外夷和親の端を啓き、水戸贈大納言の如きは、之を憂慮し、良策善籌を建て候得共、一も之を施行するの期を得す候。癸丑甲寅以降、阿部伊勢守・堀田備中守等幕府の執權にして、外夷の應接其當を失ひ、吾か國の武

備整はさるか爲に、彼か勢威を熾かんならしめ候は、遺憾に存候。其後戊午に至て、井伊掃部頭等、朝廷を蔑視して、勅命を沮格し、外夷の虚喝に震駭して、條約に調印し、上は親王・公卿・諸侯より、下は列藩草莽の士に至り、苟も熱血を國事に灑く者は、之を視て、幕府に抗敵する者と爲し、或は之を廢錮し、或は之を流謫し、或ひは之を殺戮して、幾んと噍類なからしめんとし、實に暴政至らさる莫く候。降て壬戌に至り、薩長二藩の意見、相合せすして、釁隙を啓き、癸亥に及んて會長又確執を生し、甲子に及んて、遂に私闘を輦下に挑むに至り候。此間に於て、大和・但馬・常野の事件相繼て起る。是皆外患より內憂の隨て生し候者なり。今や內憂を除かされは、外患を攘ふ可きの時期は、決して來り不レ申候。內憂を除かんと欲するには、廊廟之上、君子・小人、擧用の道如何に有る而已に候。抑君子・小人は、元と氷炭相容れさるか如きものに候而、古來君子は擧用す可く、小人は排退す可しと云ふを以て、賢哲の通論と相成居候へ共、天下に小人は常に多くして、君子は常に寡きか故に、盡く小人を排退せんと欲せは、固より衆寡敵する所に無レ之、專ら此に注意を要し申候。又君子・小人、雜然並ひ進んて、以て治を致す可き者は未た之れ有らすと、古人の論も亦有レ之候へ共、今日の形勢に於ては、君子・小人、兩用致不レ申候半而は、天下治り不レ申候。唯、君子・小人を兩用致候には、「各其所を得せしむるを以て大着眼と致し不レ申ては、難ニ相叶一候。然れとも、君子は退き易く、小人は退き難き者に候へは、一朝之を駕馭するに其方を失へは、君子盡く去て、小人獨り留り可レ申候間、之を駕馭するに、用意尤周到ならん事を要し候。元來、君子と稱候者は、正心誠意にして、且義

を知る者に候へば、縦令不平あるも、怨恨と申す事は無レ之候へ共、小人と稱し候者は、心中に耻を知らすして、且才智を逞ふする者に候へは、一朝不平の心を生するときは、深く怨恨を懐き申候て、必す黨を引き、類を集めて、姦計詐術を施し候者に有レ之候。是故に、小人を擧用せは、其地位を與へて、其才能を盡さしめ、而して其心に、一點の不平を起ささらしむるを以て、尤肝要と致候。又君子を擧用せは、治國を以て、己れか任と爲すの心を弛ましめすして、縦令、小人と並ひ立つも、廉頗・藺相如の私怨を捨て、國讎を報する事に、努力せしか如きの念あらしむるを以て、尤肝要と致候。果して此の如くに、兩用致候へは、決して氷炭相容れさるの憂は無レ之候。夫れ、君子・小人、國内に紛爭するときは、多力の者は、其黨を樹て、寡力の者は、外權を假り可レ申は、古今の通患に候。外權を假ると申候而も、外夷の力を假る事に、相成候へは、恐る可く憂ふ可きの甚き者に有レ之候。唐の太宗、李世民の如き、不世出の英雄に候へ共、一度突厥の兵を借り、創業の力を助け、幽燕の地を以て、其德を報せしより、唐三百餘年の間、北方の關門を失ひ、終に取返す事も相成不レ申候。後晉の石敬塘は、契丹の兵を借て、後唐を伐ち亡し、其恩を謝せんか爲め、雁門大原の如き、要地を北狄に與へ候より、宋・元・明を經て、常に北狄に窘められ候て、遂に漢土を擧けて、滿・淸の有と成さしめ候。是れ他邦の談として、輕々に看過す可き事に非す候。若し今日、吾か皇國に於て、此に類する事ありとせん歟、譬へは、西國は墨夷を引き、中國・四國は英夷を引き、北國は魯夷を引き、東國は佛夷を引くと申すか如く、此等諸夷の權力を假りて相互に勢を爭ふて、攻伐致候へは、其禍患を

異日に貽す事、豈に惟石敬塘の比ならんや。朝には一港一市を開くことを求め、夕には又一港一市を開くことを求め、之に加ふるに、彼れの藩の內治に關係し、又此れの藩の內治にも關係する等の事、陸續と相起り、終には堂々たる神州の地を擧けて、胡羯腥膻の巢窟と成り果候哉も、測られす。誠に恐る可く、悲む可きの至に候。且、古來、戎夷の敵を謀るには、多くは敵を以て、敵を伐つの計に出つるに由り、今の外夷も、亦必す兄弟墻に鬩くの計を施し可ㇾ申は、必然に有ㇾ之候。況や國內の臣庶、已に胡服を衣て、胡言を用ゐ、蠻器を愛玩して、蠻教に信向する者、日に增し、月に殖るを以て、其心志も、大半は戎夷に化し居候故、外夷の權力を假り候事は、左程恥辱とも存し不ㇾ申候間、預め之を防禦するの策を慮らさる可からす候。抑、方今之形勢は、外患より、內憂隨て生し、內憂隨て生し候より、外患又益す深く成らんとするの際なるを以て、此儘に、荏苒と歲月を愒愒せは、實に金甌無缺、宇內に冠絕するの皇國をして、犬羊に均き、外夷の管轄に屬さしむるは、明鏡の如くに候。念て此に至れは九夏三伏の天と雖、猶ほ肌膚に粟を生せしめ候。實に寒心せさるへけんや。是故に、內憂外患を攘除せんと欲するには、全國合同の策を建つるの外、善計無ㇾ之と存候。友山臣子の分として、言上仕候は、恐懼至極に候へ共、皇國の御爲に、愚忠を盡さんとするの鄙衷より、忌憚なく言上仕候。仰き願くは、陛下寬裕、江海の御洪量を以て、聞食給はんことを。夫れ全國の合同を謀るには、陛下御自ら罪を引かさせられ候聖慮を以て、加茂又は石淸水に行幸あらせられ候て、一七日の間、御親祭幣帛を奉り給ひ、宸衷至誠を以て、社前に於て、詔書渙發遊はされ、天下臣庶と明約を立させられ度

候。其詔書には、今や醜夷猖獗、國威枉屈し、內亂踵て起らんとするは、朕の不德、政令其宜を得さるより致す所にして、上は祖宗の遺烈を發揚するに足らず、下は萬姓の生命を保庇するに足らす、日夜怵惕、慙愧する所なり。自今爾後、萬機一新、政令を釐革し、汝臣庶と、一心戮力、皇威を八紘に輝し、國權を四維に展て以て、外夷を壓倒せんと欲す。汝臣庶無事の日は、業を勉め產を治め、有事の日は、私鬪に怯れ、公戰に勇み、敢て他念あること勿れ。汝臣庶、其れ朕か意を體せよと。此の如き御趣意を載せられ度候。又伊勢・熱田へは、公卿勅使を差遣されて、宸筆の宣命を以て、全國合同の策を奉告して、其冥助を禱らさせられ度、且廊廟の上には、德川、一橋、會津、桑名、薩摩、長門、尾張、越前、土佐、因幡、備前、阿波、仙臺、宇和島、米澤、安藝、加賀、肥前、肥後、筑前等の列藩を召せられて、厚く御依賴遊はさる可き旨、仰出され度、而して親王・公卿・諸侯の衆議を以て、國是を確定せられ候て、又詔書を渙發遊はされ度、其詔書には將門政柄を掌握せし以來、朝幕並立て、文武岐を成し、朝廷の詔する所は、或は非と爲り、幕府の令する所、或は是と爲る儀も有レ之候て、天下の事、是非一定する所無レ之、人心向ふ所を知らさるに立至候。夫れ、文に偏すれは、其弊や必す弱に流れ、武に偏すれは、其弊や必す暴に陷る。故に暴と弱と相交りて、終に釁隙を生す。是れ天下の紛擾已むこと無き所以に候。上古、列聖の天下を御するや、王命を梗する者之れ有る時は、天子親ら兵馬の間に臨んて、不庭を討つ。天子若し事故あらは、皇后・皇子、之に代る。是れ列聖深意の存する所に候。中古以來兵馬の權、臣下に委ね候て、天子親ら討伐の勞を取らす。是れ列聖の深意を忘

るる者、朕甚た恐懼慨歎に堪えす候。自今爾後、將門政を秉るの制度を更革し、朕親ら萬機を統へ、文を修め、武を講し、政令一途に出てて、以て天下の人心をして、其向ふ所を知らしめんと欲す。是れ、上は、列聖の深意を繼紹し、下は、萬姓を綏撫する所以に候。決して朕か皇室の興隆を致さんとするの、私心に出つるに非すして、則ち天地の至理に基つき、皇國を經綸せんと欲するの宿願に出つる者に候。誠に已むを得さる事に有レ之候と、此の如き御趣意を載せられ度候。陛下御自ら罪を引かせられ候て、至誠の宸衷より、斷然と御處置在らせられ候へは、天下の臣庶、誰か感泣遵奉仕らさる者之れ有らんや。伏て願くは、陛下深く御留心、御熟思被レ爲レ在候て、全國合同の大計、速に御施設有レ之候樣仕度候。外夷侵入の患は、皇國に於て、三千年以來、未曾有の事に候へ共、漢土に於ては、已に覆轍有レ之、聖慮定て御鑑戒被レ爲レ在、今日の形勢、外患より、內憂を生し、內憂より又外患深く成候次第、實に御痛心之御事と、奉二拜察一候へは、友山、臣子之至情、何共恐懼に堪へす候。誓て犬馬の勞を效し、聖明萬分之一を裨補し奉り度、區々の心、自ら止むこと能はす候。陛下臣の微衷を御憫察被二成下一、狂瞽の罪を御寬宥被レ遊候樣、泣血懇願の至に候。臣友山、誠恐誠惶。肅拜謹上。

陛下、是より、萬機一新の親政を實現遊ばされんが爲には、躬から罪を聖體に引き、加茂社・石淸水に一七日の參籠を遊ばされ、親しく神明を祭り、幣帛を捧げ玉ひ、神前より天下の大號令を發し玉ふべしといひ、更らにその詔書には『朕の不德、政令其宜を得さるより致す所』云々と仰せ出で玉ふべきを切論してゐるところは、實

も、ただこの一點より湧き出づるを思はば、岩倉の立言、眞に皇政の體を得たりといふべきである。創世肇國の御神意も、歷朝、聖皇のまつりごとに千載の下、炳として仰ぎ見るに足るの大文章、大識見である。

【五】　八月三十日の御前會議

岩倉の策論は、唯だ胸中の鬱懷を洩らす爲めに、閑居の戲むれに、筆硯を弄んだものではない。彼れは此の經綸を、直ちに實行に附するの必要においてしてゐる。『全國合同策』を草した時には、中御門經之の手を以つて、二條關白を經て、叡覽に供しようとしてゐるし、藤井宮內、井上石見の二薩士によつて、薩藩にも同意を求めてゐる。更らに山階宮、近衞忠煕、六條中納言、久世前宰相にも、本文を示して、朝廷の出所進退を定めんとしてゐる。前掲の慶應二年〔丙寅〕五月『續全國合同策』を草した折にも、正篇と併せて、之れを千種有文侍從によつて密奏してゐる。

斯くして岩倉は、一個の幽客として、洛外の草庵に屛居はしてゐたものの、事實においては、岩倉村は皇政復古の策源地であり、岩倉その人は、宮廷內における、尊皇黨の一大勢力として現はれつつあつた。岩倉が勅譴を蒙むれるの身なるをも顧みず、私かに公卿、志士と語らひて、幕府倒滅を謀りつつあつたことは、彼れが一世の奸物たる非難を蒙むつた所以でもあつたが、同時にまた憂國の至誠包むに由なく、一身の榮辱を捨てて、天下の大義の爲めに、勇往邁進した力量を稱せらるる所以でもあつた。世上の毀譽褒貶はいづれにもあれ、岩倉は慶應

末年の大變革において、逸すべからざる人傑の一人であつた。

慶喜が征長軍を撤し、いよ／＼諸侯會議を開くの外なきに到つた頃、岩倉は好機正に到れりとし、皇政復古の大策を實行するのは、此機を逸しては再たび來らずとして、千種有文卿をして、一篇の策論を奏上せしめた。その要旨によると、

一、德川慶喜をして、直に大政を返上せしむること。

一、列藩會議の實を擧ぐること。

一、征長軍を撤し、毛利父子を寛典に就かしむること。

一、斷然皇政維新の大變革を行ふこと。

等であつたが、岩倉は之れが實現の前において、賀陽宮、二條關白の存在することは、大なる障礙であることを看破し、大原重德を初め、有志の堂上に說いて、一には賀陽宮、二條關白等、佐幕派の退職を迫り、一には近衞忠熙を初め、幽閉逸走の勤皇諸卿を復職せしむるの建議を爲さしむるの策を講じた。八月三十日、孝明天皇出御の簾前において、國事掛の大會議が開かるるに至つたのは、實に岩倉が年來の素志を貫徹せんとする、暗中飛躍によつて起り來つたものであつた。

此日の御前會議は、午後六時（酉の刻）頃から初まつて、遂に夜を徹し、翌九月一日午前二時（丑の刻）頃を過ぐるまでに及んだが、天皇の兩側には、

【國事掛】 二條關白〔齊敬〕。山階宮。賀陽宮。近衞內大臣〔忠房〕。九條大納言〔道孝〕。

【議奏】 正親町三條〔前大納言〕。柳原光愛〔大納言〕。廣橋胤保〔大納言〕。六條中納言〔有容〕。久世前宰相〔通熙〕。

【傳奏】 飛鳥井中納言。野宮中納言。

の諸卿が侍座し、左の如き二十二人の堂上方が參朝して、宮廷改革に關する大會議を開かれたのであつた。

【參朝堂上】 中御門經之〔左大辨宰相〕。大原重德〔前左衞門督〕。北小路隨光〔左京權太夫〕。高野保美〔三位〕。穗波經度〔三位〕。高倉永祜〔三位〕。櫛笥隆韶〔中將〕。愛宕通致〔中將〕。植松雅言〔少將〕。高野保建〔少將〕。園池公靜〔少將〕。高辻修長〔少納言〕。千種有任〔侍從〕。長谷信成〔美濃權介〕。岩倉具綱〔侍從〕。四條隆平〔大夫〕。西洞院信愛〔大夫〕。西四辻公業〔大夫〕。愛宕通旭〔大夫〕。澤　宣種〔主水正〕。大原重朝〔左馬頭〕。岩倉具定〔大夫〕。

【六】 大原三位の御前彈劾

威容堂々として、風なくしてうつばりの塵も拂はるるかに見えたる時、先づ進んで關白彈劾の意を含めて、進奏したるものは、大原三位重德卿であつた。彼れは曰く、

一、諸大名の召集は、實に焦眉の急務である。天下の公論に訴へて、國事を議することは、大義を明らかにす

る所以であるにも關はらず、今に到つて、因循朝議の決するを見ざるは、頗ぶる遺憾である。若しこのままにして過さんか、或ひは容易ならざる、國難を生ぜんを、恐れざるを得ぬ。

二、國家多難の際に當つては、廣く人材を擧用するに非らずんば、一局部に限られたる人々のみにては、難局を打開することは困難である。安政大獄以來、幽閉せられてゐる諸公卿は、悉く人材といひ難きにせよ、赦免の恩命を下されて、朝廷の爲に盡力せしむる必要がある。

三、防長に對する無名の征軍は、直ちに撤退せらるべきである。朝廷は幕府に命を下し、かかる無用の兵亂を鎭めさせらるべきである。然らざれば、人心は疑惑を生じ、朝廷と國民との間に、釁隙を生ずるに至るであらう。

以上の三事は、今日卽刻、議決せらるべき、喫緊の重要事である。次には、

四、近時朝廷の擧措には、頗ぶる失體が多い。旣に一たび決せられたる朝議にして、後に幕府からの言上によつて、變改さるることの度々なるは、決して人心を安定する所以ではない。是れ抑ゝ何人の責任であるか。綸言は汗の如し。一たび決せられたる朝議は、如何なることありといへども、再び之を變改されざるやうでなくては、皇政の確立は覺束ない。

といふ大原卿の論鋒は、明らかに佐幕派の二條關白、賀陽宮の責任を問ひつめてゐる。その聲調は頗ぶる厲しく、威風、四隣に振ふものがあつた。

孝明天皇におかせられては、頗ぶる逆鱗あらせられたが、固より大原は屈するの色はなかつた。此の時、二條關白は、

『大原三位の言上するところは、一々尤もと存じます。朝廷今日の失態を招きましたのは、一に臣が不德の致すところであります。』

と述べ、賀陽宮も同樣に、その失態の罪を負ふ旨を述べられたが、大原はその言を繼いでいつた。

『如何にもその通りであります。聖上におかせられては、一に寛大の叡慮にあらせらるるにも關はらず、關白或ひは宮は、幕府のいふところを信じて、朝政を幕府の意志のままに、左右せられたのは、是れ皆な宮の罪に外ならぬのであります。一日もこのままでは濟まされぬことではありませんか。』

大原の肉薄は頗ぶる銳く、卽座に辭職を迫まるの氣色であつたが、天皇におかせられては、事甚だ重大なれば、更らに熟考するところあるべき旨を仰せ出されて、一同を退朝せしめられた。そして大原の進言による、四事策の中、

『朝命を以つて諸藩主を召集する事』

の一事に關しては、折衷說を容れ勅許を與へらるることになつたのである。

二條關白と賀陽宮とは、群卿の彈劾に對する責任を負うて、九月四日その職を辭するの上表を奉つた。天皇は頗ぶる之れを惜まれ、お許しがなかつたけれども、兩者は深く決するところがあつたか、遂に參朝しな

かつた。

【七】 岩倉友山と大久保甲東

二條關白、賀陽宮の失脚は、岩倉の絲を引くところであるのはいふまでもない。岩倉は薩藩の大久保等との密議によつて、慶喜をして大政を返上せしめ、皇政復古の大業を實行しようとしてゐるので、朝廷の重職に、佐幕派の兩者のあることを、否定するの必要に迫まられてゐたのであることは、前に述べ來つた通りである。之れと反對に、兩者の失脚は、幕府側にとつては容易ならぬ大事件である。慶喜をはじめ、會津、桑名の藩士等も、公卿の間を運動して、辭職の貫徹を引き止めようとした。九月六日における慶喜の上奏文に、次の如く記されてゐる。

徳川慶喜の朝廷に上つれる書（慶應二年九月六日）

今度、關白殿〔二條齊敬〕賀陽宮〔朝彥親王〕御辭職被ニ仰立一候由、當今、內外紛亂之御時勢、樞要之御職務萬一御動搖に相成候樣に而は、天下之動靜に相拘り、國家之御爲、以之外之御儀と、深痛心仕候。殊に此程言上仕候通、諸藩參集、利害得失論定可レ仕折柄、總而御變遷之儀御座候而は、御不都合之義と奉レ存候。增而萬機之任、御輔翼之職、一時に御辭職被ニ仰立一候段、朝廷如何樣之御混雜有レ之候儀と、諸藩之疑惑を開

き、此上意外之事變御座候樣相成候而は、折角言上之素意も不二相貫一、是迄之御勳勞も有レ之、格別之御信任も被レ爲レ在候事故、及二此場一彼是之御次第可レ有レ之筈も無二御座一候。旁早々被二召留一候儀、勿論之御事と奉レ存候。實に、國家之御一大事に可二相拘一過慮仕候に付、何卒速に、右之御沙汰被二成下一、上下安堵仕候樣、御取計之程奉レ願候。何分切迫之御時勢、此段難二默止一言上仕候。以上。

今や諸藩會議の幕の開かれんとする前に當つて、勤皇、佐幕兩派の斥候戰は試みられつつあつた。そして勤皇の諸卿を操るものは、洛外の岩倉友山であり、友山の背後にあつて、更らに之れを操りつつあつたものは、薩藩の大久保甲東であつた。

*　*　*　*　*

岩倉は文久ごろまでは、公武合體論者であつた。彼れが勅譴の原因を爲した和宮御降嫁問題でも、いろ〳〵に入り組んだ事情はあるが、要するに公武間の親和協調をはかるにあつた。その岩倉に血精注射を施して、皇政復古論に移らしめたものは、大久保甲東であつた。

岩倉も人傑である。他人に聞いて時勢の變遷に氣附くほどの迂濶漢ではない。少くとも岩倉村に幽居中、局外者として見物してゐた彼の眼は、岡目八目以上に輝いてゐたには相違ない。併しながら如何に岩倉が人傑であるといつても、手ぶらでは仕事は出來ない。そこに薩藩士の入說をどうしても見遁すことは出來ない。岩倉村に出入した浪士の中には、隨分いろんな分子があつた。最も親近であつたのは。紀州の香川敬三、大橋愼藏などで

あつたが、土佐や、薩摩の有志も、その間に交つて、時勢を窺つてをつた。薩摩では堀次郎、井上石見、藤井宮内、などは、夙に知遇を得てゐたが、それらを通じて氣脈を合はせつつあつたものは、大久保であつた。

大久保が初めて岩倉と會見したのは、和宮御降嫁の折で、島津久光に扈從して、京都、江戸の間に奔走した時で、此の時までは、まだ公武合體論で進んで居つた時代であつた。岩倉が薩藩に眼をつけたのは、隨分古るいころからで、慶應になつて、急にその力を認めた譯ではない。殊に大久保とはソリが合つた。俗にいふ馬の合ふ柄合ひで、經綸家、政治家としての肌合ひが、兩者を深く相結ばしむるに充分であつた。

例の『叢裡鳴蟲』を認めた時にも、岩倉は井上石見をして之れを先づ大久保利通、小松帶刀に致さしめてゐる。しかし叢裡鳴蟲時代までは、岩倉は公武合體臭を全く脫し切つてゐなかつた。それは、大原卿をして、關東に齎らさしめた『三事策』にまだ未練が殘つてをつて、用ひやう一つでは、今日とても三事策が行はれないことはないといふ、意見を述べてゐるのでも、略ゝその心境が髣髴される。

大久保は――大久保を中心としてゐた、在京薩藩士の、代表的意見は――旣に全く幕府に見切りをつけてしまつてをつた。故に大久保は私かに、岩倉に會見して、倒幕の大策を論述し、或ひは同志をして、遊說せしむるところがあつた。岩倉の眼の色が變つたのは、慥かに大久保の決意に促がされてゐる。

彼の八月三十日の御前會議も、二十二人の堂上方を參朝せしめた力は、何といつても岩倉にあつた。そしてその岩倉を誘ひ出したのが大久保であつた。大久保自筆の日記〔八月三十日〕に御前會議の消息を知るに足るものが

ある。

大久保利通日記（慶應二年八月三十日）

一、**八月晦日**　大原卿（重德）中御門卿（經之）以下、二十二人、國事言上之旨を以、不時御參相成候事。

一、中御門卿、二條家（齊敬）之御參殿、御趣意御演說、御參御願相成候由。

一、國事掛御一同、議・傳、御參被レ爲レ在、野々宮（野宮定功）者不參。

一、御一同御參、御詰所え大原卿御出、今日國事に付、言上仕度儀有レ之、同列申合列參仕候。御一同、御揃之處にて言上仕度御直言上奉レ願候旨、御演說之處、殿下御承知にて被レ爲レ遂二言上一候處、無レ程　出御被レ爲レ在、御一同御列席之處に大原卿以下廿二人、被レ爲レ召、左の箇條、大原卿より言上之由。

一、諸藩御召之儀、片時も難二差置一急務に候處、先日も御評議被レ爲レ在ながら、未今日迄も御達も無二御坐一由。誠に以、案外の儀と奉レ存候。早々　御決定斷然御達相成度云々。

一、當地多端之時節、人材御用ひ不二相成一候而は、不レ被レ爲レ濟候付、戌年（文久二年）以來、幽閉被二仰付一候面々御赦免出仕被二仰付一候樣、別段人材と申丈之者も、有二御坐一間敷候得共、夫々御用相立可レ申云々。

一、長防解兵之事、以二　朝命一斷然　御沙汰相成候樣、無レ左候而は、人心不二相定一云々。

以上、今日中、御決議被レ爲レ在、御首尾相伺、退朝仕決心に御坐候。

一、是迄　朝廷御失體不ㇾ少より、今日之次第に立至り候。適　朝議を以、御決定之事も、幕府より言上を以、御轉移相成、則長防之事においても、寛大之御趣意之處、言上に付云々と、御沙汰相成候樣之義、大に人心疑惑仕候次第に而、御坐候。綸言不ㇾ可ㇾ返ものと、克々御熟考、以來、朝廷之　朝廷たる御體裁、被ㇾ爲ㇾ立候樣、屹度御變革、被ㇾ爲ㇾ在度、しかし此儀は、急速には出來申間敷候間、克御評議も有二御坐一度云々。

右四ケ條、言上相成候處、御上より、ケ條一々　御承知不ㇾ被ㇾ爲ㇾ遊候而、勿論此位之義、言上いたし候に、事々敷列参に及事、甚不敬之至りと御沙汰、暫時して、亦此義左樣言上いたし候はは、昨年、兵庫開港之節は、實に神州の御一大事に付、其時社可二申上一事と、御沙汰も被ㇾ爲ㇾ在候由。一同御平伏に而候由。殿下より、御沙汰に申立之條々、一々尤之至、畢竟今日之御失體に至り候儀、其罪御自身に歸候段、御沙汰有ㇾ之候處、大原卿より、夫は決而左樣に無二御坐一云々、被二仰上一候處、賀陽宮より、畢竟御自身に罪は歸し候段、御沙汰有ㇾ之候處、決而其通に御坐候。全體粟田宮に而、御法體被ㇾ爲ㇾ在候に、何の爲、御歸俗被ㇾ爲ㇾ在候哉。然に今日、人心一同不伏、御失德を生候に至り、實に其罪御一人に歸し候段、御面折被ㇾ成候。

一、諸藩御召之儀、尤之事に候。早々御召不二相成一候而、不二相濟一事候得共、中納言より、言上之趣も有ㇾ之、原市之進よりも其爲上京、言上之次第も有ㇾ之、全御聞せ不二相成一候而は、信義に背き候間、一應御

申聞之上、早々御發相成可ㇾ然と之趣、殿下より、御論に而、共通相決候由。

但大原卿御說に、朝廷斷然御發相成候に付、中納言えは、諸藩上京之上は、共に盡力いたし候樣、御沙汰相成候筋、御決定に而候由。

一、御上より、幽閉之堂上、御宥免之義、御承知難ニ相成一、夫程議論いたし候はば、不日に大原え、御直に論、被ニ聞召一度候間、一人參　內相成候樣、御沙汰に而、御一同退朝之由。

一、一同退出之上、小御所え、殿下始、御出席に而、尙幽閉堂上方、御宥免之義、御願相成候得共、今晚に限り候儀に無ㇾ之と、御許容無ㇾ之由。

一、大原卿、可ㇾ被ㇾ爲ㇾ召候儀、氣受にも可ニ相拘一候間、早目之處、殿下より、御願相成、二日に御決之由。

諸藩主召集のことは、卽刻には、御許容はなかつた。これには慶喜の考ふるところもあり、朝議之れに迷はされたる關係もあつた。薩藩を中心とする諸侯召集論は、朝廷よりの召命を發せられたいといふのに反し、慶喜のは、幕命によつて、召集しようといふに存した。

種々押し廻はしたる結果、遂に慶喜の意中を折衷して、朝命を以て幕府に御下命あり、その御下命を奉じて、慶喜が諸侯召集の命を傳ふるといふ順序になつた。要するに迂曲した遣り方ではあるが、慶喜の意中に落ちたのは、上京を命ぜられたる諸侯の顏觸に見ても解る、結果幕府に好都合の諸侯を召集するに歸してゐる。卽ち召命を受けたる諸侯は、幕府に都合のよい人々であるには、相違ないが、既に諸侯會議を認容したところは、幕府が

一歩も二歩も、薩藩に譲歩してゐるのを否み難い。

【八】大久保甲東の政治眼

形勢は變じた。たとひ勅譴を受くるの身ではあつても、進んで身命を皇國の爲めに捨つべき時は來た。岩倉は八月二日、上書して參朝のお許しを請ひ奉つたが、お許しはなかつた。八月三十日の大會議も、關白、尹宮の引責とはなつたが、結局主上の逆鱗を寛うするには至らなかつた。幕府側では、二條關白、尹宮の復職を迫り、慶喜の除服參朝を願ひ出でて、宮廷における佐幕派の勢力を、盛り返へすことに努力した。

德川慶喜は未だ將軍職を繼いでをらぬ。そして宮廷では佐幕派の二巨頭、關白、尹宮が引退した。此の潮合こそ、諸侯集會、國是決定の絕好の機會であるとは、大久保の逸早く看得するところであつた。九月十六日附を以つて、九條、一條、近衞、山階宮、德大寺の諸卿が、左の建言書を上つたのは、大久保が必死となつて近衞に力說したからであつた。その建言書は、

一宮・四卿の建言書（慶應二年九月十六日）

方今不二容易一世態に付、不ㇾ顧ㇾ恐言上仕候。關白にも辭職出仕も無ㇾ之、且つ諸藩にも被二召寄一候御沙汰も有ㇾ之、旁ゝ關白出仕、且諸藩上京迄之處、大小共、國事關係之儀は暫被二差置一、尙諸藩上京之上、厚被ㇾ盡二

衆議ハ天下公論を以、被二聞食一度、奉レ願候事。

九月十六日（慶應二年）

道孝（九條）
實良（一條）
忠房（近衞）
晃（山階宮）
公純（德大寺）

議奏中

といふのであつたが、大久保の意中は、尹宮、關白の辭職を好機として、此の間に大いに勤皇諸藩の合同を謀る必要があるとしたので、苟くも國事に關係する大小の事務は、諸侯の參集まで延期されたいといふにあつた。九月八日、いよ〳〵久光の出京を促すべく、岩下方平が京都を發して歸藩した折、大久保が西鄉に贈つた書簡にも、此間の決意を知るに足るものがある。

大久保利通より西鄉吉之助に贈れる書（慶應二年九月八日）

御兩殿樣、益御機嫌能被レ爲レ遊二御座一、御同慶奉レ存候。次に貴兄彌以御安祥被レ成御精務奉二恐悅一候。爾後、御當地之形行、不思議之變態と罷成、大原卿（重德）始、列公群參之力にて、二條殿下（齊敬）尹宮（朝彥

親王」御辭職、被二仰立一候時宜に相成候得共、段々內輪混雜之次第にて、夫故諸侯御召之事も、御延引相成、漸々今日　御沙汰相成候て、岩下家〔方平〕御出立之都合相成候。旁巨細之事情は、御直に、御承知相成故と、態略文仕候。此上御進退の事は、御趣意も被レ爲レ在、且御熟議の上、御決可二相成一候得共、何分御大事の時節に、御傍觀は難レ被レ爲二出來一は勿論、來年〔慶應三年〕十二月、兵庫開港之期日も差迫、今般英夷へ御談判之趣も有レ之、內外實に難二差置一御場合と奉存候。併、今御出馬〔久光上京を云ふ〕被レ爲レ在、萬々御成功の見据は更に相付兼、殊に橋〔慶喜〕譎詐百端之心術、至平を以、賢侯之公論を容れ候儀も無二覺束一、內實は、今般諸藩御召之事も、斷然朝命之處は、色々御拒み申上候次第にて、其底意も推計せられ、大藏大輔樣〔松平春嶽〕にも、內實は御憤懣之御樣子に被レ聞申候。右旁之形行にて實に此間の御盡力は、不二容易一御場合に御座候得ば、十分御決斷被レ爲レ在候上ならでは、中々其詮有二御座一間敷奉レ存候。幸にして將軍職御辭退聞く申上候て、此議は諸藩來會迄は相勤申間敷候に付、誠に不レ可レ失機會と存候間、共和之大策を施し、征夷府之權を破、皇威興張之大綱相立候樣、御盡力奉二伏冀一候。成否に拘はらず、可レ竭は此時と愚考仕候。何分宜敷、御周旋之程、伏て御賴申上候、決論之次第等、岩下家、御直に御演說可二相成一事故、何も相省大意迄、あら〱申上候。尙近々、豐瑞九より可二申上一候。拜首。

九月八日〔慶應二年〕　　大久保一藏

西郷吉之助樣　侍史

大久保が政治家たるの活眼を有してをつたことは、此の好機を捉へて、政權を朝廷に歸し、之を土臺として新日本の建設を試みようとした、その鋭利なる觀察力によつて知ることが出來る。大久保は將軍の死せるを以つて、乘ずべきの好機會なりとした。しかしながら西郷においては、又た別に見るところがあつた。

【九】西郷は幕府を侮らず

二十二卿が無理推しに參朝して、尹宮、二條關白を土俵の外に押し出してしまつたのは手柄といへば手柄であるが、何としても無理がある。背後に岩倉があり、大久保があり、品川があつても、滿潮の氣配はまだ沖の方でしてゐるに過ぎない。ひた〳〵と岸邊に打ち寄せるまでには至つてをらぬ。雪裡に梅が魁けて、春が來るにしても、自然の勢ひが、すぐに後から〳〵と續いて來なければ、魁けても魁け榮えがしない。何となく獨りポツチの影の薄いところがあるのを免がれない。

九月十八日に、朝廷から下された、一宮、四卿への達しには、

一宮・四卿へ下されたる御沙汰書（慶應二年九月十八日）

右府（近衞卿）已下、言上之趣、一昨日被二聞食一候。其後御熟考被レ爲レ在候處、雖二關白不參一、於二里亭一內覽

執政先蹤候。旁於二國事一被二差置一候得者、國政暫被レ廢候樣相聞、拘二朝憲一候間、矢張小事者、依二緩急一可二所置一、尙重事者、諸藩上京之上、衆議被二聞食一度、更御沙汰候事。

とあつて、諸侯來集まで、國事の議決を廢することは出來ないとの勅意であつた。これは如何にも御尤の仰せであつて、國に一日も政府なかるべからずで、假りに尹宮、二條關白が辭表提出中であるにしても、その爲めに國事を廢する譯には行かない。

これはずつと後に到つてのことではあるが、二條關白は復職となり、二十二卿は却つて勅譴を蒙むることになり、且つ一方慶喜は除服參朝のお許しがあり、十二月になつていよ／＼征夷大將軍を繼ぐことになつた。一時的ではあつても、幕府側の勢力は、どし／＼盛り返へして來て、諸侯會議も名ばかりで實が入らぬのであつた。

長州藩では、品川彌二郎を京都に出して、薩藩との氣脈を通ぜしめてをつた。大久保は品川と相議して、何とかして此の機會に幕府を倒さうといふ考へで、一度歸國して西鄕の意見を叩くことになつた。その結果は、品川と再び三田尻で會合することに約して、鹿兒島に歸つて、西鄕と久方ぶりの會談を試みた。

その時、西鄕は大久保の奔走を感謝し、徐むろにその意見を述べていつた。

『おはんの御說、尤もでごわす。諸藩の會合、國是の決定もいよ／＼機運が熟して來たやうではあるが、今少し煮え切らぬところがごわすテ。先づ以つて心を靜め、おもむろに天下の機勢に注目し、人心の趨むくところを察せなければならん。おはんの論では、一橋が未だ將軍家を繼がず、將軍空位の隙に乘じて、回天の偉業を

試みようとのお說のやうぢやが、隆盛の見るところは、そこで少しばかり違うてをる。十四代家茂の歿後は、四方何となく將軍家を哀れむの情が湧いてゐる。そこへ慶喜が自から責を負うて將軍職を辭退し、我れその任にあらずとして他人に讓るの形があるのは、人望の將に德川氏に歸せんとするの時でごわす。慶喜が將軍職を空位にしてゐるのは、自然と同情が一身に集まるのをまつてゐるので、幕府滅亡の機運とは申されません。ここで事を擧げるのは勢ひに抗するといふもので、流れに逆うて舟をやるやうなものでごわせう。いよ〳〵慶喜が將軍職に就いて、その任に膺るの日と相成らば、必らずや內輪から紛爭が起り、從つて人望も薄すらぎ、遂に天下の人心を失ふに至ることと存ずる。宜しく此時を以つて斷然皇政復古の大業を決行致さば、四方の人心を得、事の成ること、鏡にかけて見るが如くでごわす……』

大久保には大久保の見るところがあり、西郷には西郷の見地があつたが、西郷の說くところ、一言一句、動かすべからざるものがあつた。西郷は單に事を行ふに、政略をのみ唯一のものとはせず、大局を達觀し、自然の勢ひに順うて、大事を成すの明があつた。

大久保も、西郷の所說を聞いて、成る程と合點し、西郷の意見に從つて、暫らくその計畫の實行を中止することにし、品川と三田尻に會して、西郷の意見を陳述した。

【十】 西郷の活眼確として動かず

獨り大久保とのみいはず、天下の人を擧げて、幕府必衰と見るときに、西郷ひとり、今や將軍死し、慶喜自重し、人情幕府を憫れむの時、世情幕府に傾注するの時なりとして、猥りに輕擧して討つべからずとするのは、眞に西郷の獨擅場である。幾多艱難を經て、事に老錬すと稱せらるる、故あるかなである。

却說朝廷から諸藩へ上京の朝命があつたのは、慶應二年九月七日であつた。勅命によれば、

徳川中納言〔慶喜〕

過日言上之趣被二聞召一、別紙之通、諸藩へ御沙汰相成候に付而は、上京候はば、早々決議可レ有二言上一旨、御沙汰候事。

とあり、而して、上京を命ぜられたる二十四藩の諸侯は、左の如くであつた。

上京を命ぜられたる諸侯〔二十四藩〕

【本人自身上京すべき者】

徳川慶勝〔尾張藩〕　徳川茂承〔紀伊藩〕　前田慶寧〔加賀藩〕

【當主代理として上京すべき者】

鍋島直正（佐賀藩）　山內豐信（土佐藩）　伊達宗城（宇和島藩）
島津久光（薩摩藩）

【家來滞同を許して上京せしむる者】

細川慶順（肥後藩）　長岡護美（同上家臣）

【父子の中一人上京すべき者】

蜂須賀齊裕（德島藩）　同　茂韶（同上世子）　黑田長溥（筑前藩）
同　慶賛（同上世子）　淺野茂長（廣島藩）　同　茂勳（同上世子）
藤堂高猷（津藩）　同　高潔（同上世子）　久松勝成（松山藩）
同　定昭（同上世子）

【本人自身上京不可能なれば重臣を代らしむべき者】

伊達慶邦（仙臺藩）　池田慶德（鳥羽藩）　松平慶倫（津山藩）
松平定安（松江藩）　有馬慶頼（久留米藩）　池田茂政（岡山藩）
立花鑑寛（柳川藩）

【既に在京中なる諸侯】

松平慶永（福井藩）　松平容保（會津藩）　松平定敬（桑名藩）

上杉齊憲〔米澤藩世子〕

德川中納言、言上之趣も有レ之、諸藩衆議、可ニ聞食一候間、速に上京致し、決議之趣、中納言可レ有ニ奏聞一旨、

被ニ仰出一候事

とあつた。いよ／＼諸藩會議の舞臺は、勅命によつて開かるる順序となつたが、御達しにもあるやうに『中納言可レ有ニ奏聞ニ』といふのは、諸藩會議の結果ば、一橋慶喜より上奏すべしといふ意味であつて、此の意味を推し擴めて行くと、諸藩主が勝手に建言するの自由は、却つて失はれ、諸藩會議の美名の下に、慶喜の勢力を伸展するやうな結果となるので、諸藩の方では餘り面白く思はなくなつた。松平春嶽のごときは、これでは折角の天下名侯の合議も、何の役にも立たぬといふので、在京を斷念して、十月一日、京都を去つて歸國してしまつた。

薩藩においても、西郷の意見に從つて、久光の上京を中止することになり、疾の故を以つて召命を辭した。そして之れに代つて、一先づ西郷吉之助、小松帶刀の兩人が出京することになり、彼等は十月十八日鹿兒島を發して、二十八日京都に到着した。

當時南洲の考ふるところは、何としても朝廷内に勤皇の諸卿を集め、確乎不動の中心を樹つることが、先決問題であるといふにあつたやうで、佐幕派の爲めに幽閉されてゐる諸卿を、再び朝に立たしむる運動に著手する方針であつた。ところが南洲著京の當時は、南洲の豫言した通り、幕府の勢力が再燃し來つた時で、大原重德以下の二十二卿は、十月二十七日、罪を負うて閉門となり、岩倉卿の幽居には、會・桑の兵を以つて、嚴重に監視さ

れることになつた。のみならず、慶喜は正二位權大納言に進んで、十二月五日を以つて、征夷大將軍に任ぜらるるに至つたので、幕府の勢力は、ここに再たび中央政局を獨占するかの形となつた。

『慶喜が將軍職に就けば、紛爭は必らず內より起つて、天下の人心を失ふ』とは、南洲の喝破するところであつた。南洲は何に感ずるところあつて、此の言を爲したかは知らぬが、今や豫定の如く、慶喜は十五代將軍の榮冠を戴いた。そして內には、幕府の兵制を改革し、外には、朝廷の信望を繫いで、巧みに諸侯を駕御しようとした。その幕下には、智謀の臣原市之進のあるあつて、幕府の勢威は、少なくとも、向上發展の運に進み行きつつあつた。

勤皇の諸卿は固より、皇政復古に意圖ある雄藩の諸侯を初め、諸藩の有志等は、頗ぶる時の非なるに慨嘆したが、獨り、西郷は沈著にして、濫りに發せず、靜かに大勢の移り行くを打ち眺めつつ、時の到るを待つものの如くであた。

かくして慶應二年〔丙寅〕の歲は、行く〳〵盡きんとし、新任の征夷大將軍は、その威望を、四方に振ふものの如くであつたが、時なるか否か、ここに時勢をして急轉せしむる、一大變事が起つたのである。

第二章　孝明天皇の盛德大業

【一】孝明天皇の崩御

慶應二年〔丙寅〕十二月二十五日、孝明天皇は猝かに崩御あらせられた。天皇は十一二日ごろから、少しく御氣分惡しく、御不豫に渡らせられたが、寒冒御發熱ぐらゐに考へられてゐた。然るに十五日に、猝かに高度の御發熱となり、十六日に玉體に發疹物が出來たので、典醫等はいよ〳〵御痘瘡に罹らせられたものであると拜診したのである。その後はやや順當の御經過に渡らせられたが、二十五日に至り、御容體は急變して、遂に大漸に至らせられたのであつた。十二月廿五日附を以つて、近衛內府忠房より、松平春嶽に與へた書翰に、此間の御病症を記し、且つ宮中狼狽の狀を報じてゐる。

近衛忠房より松平春嶽に與ふる書〔慶應二年十二月二十五日〕

〔前略〕極密申入、丙丁ょょ希入存候也。

當月十二日より、主上御風氣に被レ爲レ在候處、十五日晩、餘程御發熱、典藥一統大心配、十六日に至り御惣身御發し物被レ爲レ在、十七日に至り御痘瘡之旨、言上に相成、日々御順痘には候得共、今二十五日御容體實

に〱不二容易一御事、一統大心配ゝゝゝ、先々黄昏比より、聊靜謐に被レ爲レ在候。何分餘程御難症に被レ爲レ在、七八分之由、醫師申居候。實にゝゝ不二容易一御發し物に御座候。今日之御容體、一統大心配ゝゝゝ、諸社へ御祈禱、樣々之事共、被二仰出一、臣下一統大心配、諸社信心之事に御座候。先に夕景より、聊、御靜に被レ爲レ在候。呉ゝ御大事の御事。實にゝゝ心配ゝゝ仕候事に候。呉々爲二國家一御運強く、御全快被レ爲レ在候樣、信心仕候事に候。幸便に任せ極密に申入候。御運強く、追ゝ御全快可レ被レ爲レ在は、恐悦に存候。何も〱極密ゝゝ、御他言御無用ゝゝゝに祈入候。呉々御莫言に願入候。先ゝ夕景より御靜之容體、尚ゝ御順痘御肥立被レ遊候樣祈入候。呉ゝ爲二國家一、御壽命御長久、祈入存候事也。

必ゝ御他言御無用、大亂書御覽分、可レ給候也

十二月二十五日〔慶應二年〕

忠房

此の書は未だ御登遐以前に認められたものであらうが、天皇御危急を前にして、筆も心も共に打ち亂れたるさまは、前後錯亂したる文脈によつて明らかにされる。尙ほ幼太子、祐ノ宮〔後の明治天皇〕の外祖に當る、中山忠能卿の日記に、旣に崩御遊ばされたる以後の記錄を留めてゐる。日次等に多少近衛内府の書と異同があるが、前後の事情において大差はない。

*　*　*　*　*

中山忠能日記〔慶應二年十二月〕

十二月十五日、主上御不豫の由、十一日より御不快十三日御假床、熱散ぜず。御膳、御寢、御行もなりかね、只御譫語被レ仰、苦惱、十四日醫師御痘瘡と申上、近年御壯健に被レ在處、按外の儀也、春秋三十六歲。云々

十七日、玉顏色附、御出物大分澤山、御毒深、廿日頃大事と承候。醫師高階、餘り痘を手かけ不レ申由。十九日、慶子〔後の中山一位局、明治天皇御生母〕來狀、御のと痛み、藥惣て御いや、關白御樣子伺、大に恐入候。云々

二十二日、御痘の次第、鶴女內々逃レ之、兒藤谷丸疱瘡、七十五日相立、歸參の處、面體痘跡多、上甚御氣味惡く思召候中に、御發痘、及ニ大事一候由也。慶子來狀、御日立御順當、御膳も召候由。

二十五日、慶子返詞、昨夜より御容體、何共恐入候。今日午刻、旣に祐宮親王御方、俄に御前へ被レ爲レ參、唯今還御、悲嘆被レ爲在、皆々落淚、天運のみ懇祈仕候。云々

ぬれ衣をほしあへぬ袖に思ひきや
又も淚のかかるべしとは

二十六日、早天、慶子來狀。昨夜戌刻〔午後八時頃〕御事切。是よりは、親王樣〔祐宮を指す〕天下萬人悅服、四海太平、奉レ仰ニ聖德一候て、賢明の英君に成せられ候樣、信心の外は無レ之候。中々ゆだんのならぬ時節、

萬事恐入候事に御座候。云々

兩書を照合して前後の事情を察する時は、御病症はいと重もく、御臨終に至らせらるる迄は、頗ぶる御苦惱あらせられたものと拜察される。洵に恐れ多い極みである。中山卿は固より、二條關白、賀陽宮、近衞卿などの側近の親王公卿方でさへ、天皇御臨終において、大事を承はるの機會はなかつたと思はれる。

【二】 孝明天皇の盛德大業

崩御の御時、天皇は寶算僅かに三十有六歲に渡らせ玉うた。御治世は二十年に過ぎず、尙ほ春秋に富ませ玉ふの御身を以つて皇政復古の確立をも見そなはし玉はずして、猝かに崩御あらせられたのは、闔國の哀惜し奉つるところであつた。

天保二年〔辛卯〕六月十四日、天皇御降誕あらせられ、同十一年〔庚子〕三月十四日皇太子に立たせられたが、弘化三年〔丙午〕正月二十六日御父帝仁孝天皇崩御あらせられ、翌二月十三日、御歲十六を以つて踐祚あらせられて以來、二十年間の御治世は、日本にとりては曠古の大難局であつて、外に世界列國との交涉が開け、內に朝幕の紛爭があり、天皇が此の間に立たせられて、叡慮を、上下內外に惱まさせられたことは、實に尋常一樣のことではなかつたのである。

今、天皇御在世中の略年表を作つて、盛德大業の御聖蹟と國事の變遷とを知るの料とする。

孝明天皇御世紀略

寶算	紀元年	號	皇紀及國事
一歳	二四九一	天保二年（辛卯）	六月十四日御降誕。仁孝天皇第四皇子。御母宮贈左大臣正親町家光女雅子。御諱統仁（オサヒト）。熙宮（ヒロノミヤ）と稱し奉る。將軍は十一代德川家齊。
十歳	二五〇〇	天保十一年（庚子）	三月十四日立太子。近衞忠熙卿を以つて傅とす。將軍十二代德川家慶立つ。
十四歳	二五〇四	天保十五年 弘化元年（甲辰）	三月二十七日御元服。七月二日和蘭使節長崎に來る。
十六歳	二五〇六	弘化三年（丙午）	正月二十六日仁孝天皇崩御。二月十三日孝明天皇踐祚。鷹司政道關白となる。閏五月二十八日學習院を設く。三條實萬を以つて之れに長とす。英佛軍艦來朝、開港を促す。八月二十九日天皇幕府に勅して全國海防を儼にせしむ。
十七歳	二五〇七	弘化四年（丁未）	石清水、加茂社の臨時祭を行ひ國家の安寧を御祈念。九月二十三日御卽位。十月十三日皇太后宮崩御。十月佛艦琉球に來り通商を求む。
十八歳	二五〇八	嘉永元年（戊申）	左大臣九條尚忠女夙子（アサコ）を納れて女御とす。（後の英照皇太后）九月老中青山忠良罷む。（篠山藩主）

寶算	紀元	年號	皇紀及國事
十九歲	二五〇九	嘉永二年（己酉）	閏四月英艦浦賀に來る。幕府諸侯に令し邊海に備ふ。
二十歲	二五一〇	同三年（庚戌）	二月正親町氏を准三后とす。四月五日勅して國家の康安を七社七寺に御祈願七日に及ぶ。長崎の蘭人、米人來つて通商を求むるを告ぐ。十一月十四日幕府に勅して攘夷を令す。
廿一歲	二五一一	同四年（辛亥）	畿內關西飢饉あり。三月石清水に御祈願。英國ビルマを攻略す。
廿二歲	二五一二	同五年（壬子）	九月二十二日第二皇子祐宮御降誕〔後の明治天皇〕御所生權大納言中山忠能女督典侍慶子〔後の中山一位の局〕正月英使琉球に來る。八月蘭人米艦來寇の急を報ず。
廿三歲	二五一三	同六年（癸丑）	六月三日米使ペルリ浦賀に來る。露使プーチャーチン長崎に來り通商を求む。天下爲に騷然。天皇宸憂七社七寺に祈る。十一月二十七日三條實萬、坊城俊明を江戶に遣はさる。十二月二日伊勢神宮以下二十二社に御祈願あり。六月二十二日家慶薨ず。十月二十三日十三代將軍德川家定宣下。
廿四歲	二五一四	安政元年（甲寅）	三月三日下田箱館開港條約訂結。閏七月十五日英提督スターリング長崎に來る。九月十七日露艦大阪に來る。四月六日大內炎上。天皇桂殿の行宮にあり。十六日京都大震。近衞邸に遷る。天皇常膳を減じ七社七寺に御祈願。
廿五歲	二五一五	同二年（乙卯）	九月新宮造營十一月二十三日還幸。正月下田日米條約成る。三月寺鐘を毀し大砲を造くるの令あり。十月二日江戶大地震。十月堀田正睦老中となる。十二月日蘭條約成る。
廿六歲	二五一六	同三年（丙辰）	七月五日御生母新待賢門院正親町雅子薨ず。七月米使ハルリス下田に來る。堀田正睦外交主任となる。

寶算	紀元年	年號	皇紀及國事
廿七歳	二五一七	安政四年（丁巳）	六月十七日老中阿部正弘卒。五月十四日島津齊彬入朝。三條、近衞、中山と國事を議す。十月二十一日家定米使ハルリスを城中に召見す。物論騷然たり。
廿八歳	二五一八	同五年（戊午）	二月老中堀田正睦入京條約勅許を請ふ。允さず。將軍繼嗣問題紛糾す。四月二十三日井伊直弼（彥根藩主）大老となる。德川慶福を立てて繼嗣とす。井伊大老勅許を俟たずして日米條約に調印す。天皇震怒宸筆を神宮に奉じ、玉體躬ら清涼殿東庭に下り神宮を遙拜あらせらる。八月五日遂に遜位の宸翰を關白九條尙忠に賜ふに至る。七月六日家定將軍薨ず。十月二十五日十四代德川家茂宣下。井伊大老老中間部詮勝をして入京せしめ、勤皇の士を一網に打盡せしむ。卽ち安政戊午の大獄なるもの是なり。天皇深憂殊に甚し。
廿九歳	二五一九	同六年（己未）	正月神奈川、長崎、函館の開港を爲す。二月酒井隱岐守外國奉行となる。五月鷹司、近衞、三條、三卿落飾。六月露佛英蘭米五國との貿易を結ぶ。八月一橋慶喜隱居。烈公蟄居を命ぜらる。此年橋本左内、吉田松陰を始め志士多く刑せらる。
三十歳	二五二〇	萬延元年（庚申）	三月三日井伊大老櫻田門に斬らる。七月和蘭と條約訂結。九月二十八日祐宮立太子。十一月朔日和宮御降嫁の令あり。安藤對馬守外國奉行となる。
卅一歳	二五二一	文久元年（辛酉）	四月將軍各國に通じ兩都兩港の開市を五ケ年延期す。五月露艦對馬に到る。浪士等英國公使館を襲ふ。十月十七日、天皇密勅を千種有文、岩倉具視に授け江戸に至りて廢立の眞僞を糺さしめ玉ふ。和宮十一月十五日江戸御著十二月十一日御入城。十二月十三日將軍自書して誓書を捧ぐ。

實算	紀元	年號	皇紀及國事
卅二歳	二五二二	文久二年（壬戌）	正月十五日坂下門に於て安藤對馬守斬らる。二月十一日和宮將軍家茂と婚儀を行ふ（御歳十七歳）。五月二十二日大原重德を江戸に遣し三事策を達せしめらる。四月二十三日伏見寺田屋の變あり。七月六日慶喜將軍後見職となる。七月二十二日參覲交代の制を改む。和宮降嫁に關係せる岩倉、千種、富小路三卿蟄居落飾。内侍今城文子。藤の式部。内侍堀川紀子免官となる。
卅三歳	二五二三	同三年（癸亥）	三月八日家茂上洛。三月十一日天皇將軍を從へて加茂社に行幸。四月十一日石淸水行幸。五月十日を以て攘夷の期限とするの勅出づ。八月十八日朝議一變し、三條實美以下七卿西竄し、長州の堺町門警備を解く。五月長藩米佛蘭艦を砲擊す。七月英艦鹿兒島を砲擊す。十二月二十七日將軍江戸を發し再び上洛す。
卅四歳	二五二四	元治元年（甲子）	六月長州久坂玄瑞等兵を率ゐて入京し、七月遂に禁闕を犯す。直に平ぐ。八月幕府長州征伐を諸藩に命ず。英佛米蘭四國艦隊下關砲擊。長藩和を請ふ。十二月武田耕雲齋刑。
卅五歳	二五二五	慶應元年（乙丑）	五月幕府は長州再征の令を下す。九月外艦攝海に來り兵庫開港を迫る。十月將軍家茂辭職の表あるも、天皇允さず。十月五日條約勅許あり。
卅六歳	二五二六	同二年（丙寅）	正月薩長連盟成る。七月二十日家茂薨ず。十二月五日十五代德川慶喜將軍宣下。將軍の喪により勅して征長の師を停む。八月三十日、大原以下二十二卿參朝。十月山階宮、正親町實愛、中御門經之、大原重德二十二人勅譴を蒙むる。十二月中旬天皇痘瘡を病み二十五日遂に崩御あらせらる。寶算三十六歳謚して孝明天皇といふ。翌日皇太子祐宮踐祚、即ち明治天皇なり。

【三】 孝明天皇の國難御軫念

僅かに略して年表に記し奉るところを見ても、天皇御治世間の日本が、如何に未曾有の難局に逢遭しつつあつたかを知るに足らう。此の紛糾の間に處して、能く國基を不動の礎の上に立てさせられ、神武以來、絶えて無くして稀に見るところの明治の盛世を、打出するの基を開かせ玉うた、天皇の御偉業は、炳として日月の輝やくが如きものがある。

難局に立ち、難局に崩じ玉ひたる天皇の御一生は、また實に憂苦、煩惱、悲痛極まりあらせられぬ御一生であらせられた。當時幕府既に衰運に向つてゐたとはいへ、世に將軍あつて天皇の在はすを知らざるものは、獨り草澤の民のみではなかつた。九重の雲深きところ、天皇日常の御生活は、眞に畏れ多き極みであつた。外警しきりに到り、國内鼎の湧くが如きとき、天皇宸憂の極、淸涼殿の東庭に下りさせ玉うて、露しげき御袖を合せ玉ひ、遙かに皇太神宮を拜し玉うたことは、實に幾夜にか連なつた。

* * * * *

安政五年、井伊大老がその權勢を揮うて、所謂戊午の大獄を敢行し、擅ままに條約を訂結したときのごときは、天皇憂憤、遂に遜位の宸翰を下し玉ふにさへ至つた。關白九條尙忠への御宸翰に曰く、

御宸翰〔安政五年八月五日〕

蠻夷一件に付ては〔御名〕愚存、春來申述べ候通りにて、假條約の義に相成り候ては、實以て神國の瑕瑾、神宮始め皇祖に對し奉り申譯なき義、關東申聞けの通り、和親候ては害遲く、又拒めば害速と承知候得共、何れに致ても、天下の大患、和親するに於ては、皇國の大體を失ひ、尤患增長に相成候事顯然に候時は、公武共に禍に相成候はん哉と存候。京都ばかりの爲を存候にては無レ之、差し當り德川家の爲に宜しからずと存じ、隔心なく返答候。去六月二十一日まで、一事の往反も無レ之、只々據どころなき次第にて條約調印濟され候由、屆け棄て同樣に申越候事、如何なる處置に候哉、嚴重に申せば違勅、實意に申せば不信の至には無レ之哉。之に依りて右模樣尋問に及びたく、過日評議の上三家の輩、又は大老上京の事申遣はし候へば、三家は押し込にて上京致させず、大老も差支申立て、延引の旨申越し、加レ之、朝廷の議論不同心の事を承知し乍ら、七月七日魯西亞も墨夷の振り合ひにて、條約取り極めの由、同十四日英吉利も同斷。追々佛蘭西も同斷の旨、屆け棄に申越候。右の次第を捨て置き候はば、朝威相立候事哉。如何に當時の政務は、關東に委任せるの時ながらも、天下國家の危凶に拘はる大患を、其儘に致置候ては、前文の如く神宮以下に對し奉り、如何これあるべきや。只公武の間柄に拘留することばかり配慮候は、柔弱の薄忠の人の事。平常の時と違ひ、此の如き國家の一大事、關東の横道の時節、何事をも聞き濟み候ては、却つて如何之れあるべきや。仍て各

の所意相尋ね、一應は不當の儀申し遣はし度候。就ては去六月二十八日、愚存書差出候。親王中へ讓位の義、度々差止められ候へ共、先文の通り、關東の處置にては、國家萬民の爲めに申遣はし候所存、一事も相立たざる義は、實に全く〔御名〕薄德の故に候間、再三申すは如何ながら、是非々々衆評の上、右兩條關東へ通達これあるべき樣存候。近々間部下總守使に上京の由ながら、是も延引の由故、何卒右兩條、總州上京迄に、早々遣はすべく、急度申し入れ候事。

衆人の中、短慮の沙汰の樣、申述ぶるも之れあるべきや、さり乍ら、其れは國に忠の薄き輩、實に前文の如く、捨て置き難き事と存候間、衆慮を顧みず申述べ候事。

言々切々、今日之れを拜誦し奉つるものをして、尙ほ且つ幕府の專橫に切齒せしむるものがある。況んや當時、勤皇の志士は悉く草原に刑せられ、大老は權勢を獨占して、擅ままに條約を締結するに對して、天皇は祖宗の神靈に對するの責任よりして、今や躬から、位を讓つて、天地神明に謝せんとし玉ふのである。闔國の民心は爲めに沸然として湧き返へつた。尊皇攘夷の論は、實に山澤を撼るがして起つた。

* * * * *

和宮御降嫁は公武一和の大策より來たつてゐるが、天皇の御憂は、實に愛し玉ふその皇妹の身上におかれた。翌文久二年〔壬戌〕八月、大原重德をして關東に下さしめられたとき、天皇は左の詔書を授け玉うて、叡旨を群臣に致さしめられた。

和宮御降嫁の詔〔文久二年八月〕

朕惟ふに方今の時勢、夷戎猖獗を恣まにし、幕吏措置を失し、天下騒然、萬民塗炭に墜ちんと欲す。朕深く之れを憂ふ。仰いで祖宗に恥ぢ、俯して蒼生に愧づ。而うして幕吏奏して曰く、近來國民協和せず。是を以て膺懲の師を擧ぐる能はず、願はくば皇妹を大樹に降さば、則ち公武一和而うして天下勠力、以つて夷戎を掃攘せんと。故にその請ふところを許す。而うして幕吏連署して曰く、十年の內必らず夷戎を攘はんと。朕甚だ之れを喜ぶ。誠を抽き神に祈り、以つて其の成功を待つ。昨臘和宮の關東に入るや、千種少將、岩倉少將をして、天下大赦の事を諭さしめ、且つ告げて曰く、國政舊に仍り、大槪は關東に委するも、外夷の事の如きに至つては、則ち我國の一大重事なり。其の國體に係はるものは、咸な朕に問うて後議を定め、或ひは二三外藩の臣をして夷戎の所置を預り聞かしむ。幕吏對へて曰く、宸意事甚だ重大、遽かに奉行し難し。請ふ暫らく猶豫せよと。旣にして頃日、列藩謀議を献ずる者あり、薩長二藩の如き、殊に親しく來りて事を奏す。且つ山陽、南海、西國の忠士、旣に蜂起し、密奏して云ふ、幕吏奸徒日に多く、正議地に委す。而うして王家を蔑ろにし、夷戎と睦み、物貨濫出し、國用乏耗し、萬民困弊の極、殆んど夷戎の管轄を受くるに至るや、日ならずして知るべきなり。冀くは旌旗を擧げ、鑾輿を函嶺に奉じ、幕府の奸吏を誅せんと。或ひは曰く、太平浸潤遊惰の弊を除くが爲めに、京師の奸徒を誅せんと。又た曰く、幕府を顧みず、攘夷の令

を五畿七道の諸藩に下せよと。其の衆議の如き、畢に忠誠憂國の至情に出づると雖も、事甚だ激烈なり。薩長の輩を喩して鎭壓せしむ。其の他幕の老吏久世大和守を召し、往復日を歷、未だ唯諾を告げず、而して先づ昨臘喩す所の大赦を行ふ、夫れ大樹猶ほ弱、何の失か之れあらん。但だ幕吏因循偸安、撫馭術を失ふ。是の如くんば則ち國家の傾覆立ちて待つべきなり。朕日に憂懼す。所謂一日の安を偸み百年の患を忘る。聖賢の遺訓鑑むべし。內に文德を修め、外に武衞を備へ、斷然攘夷の功を建つべし。是に於て衆議を斟酌し、中道を執守し、德川をして祖先の功業を興し、天下の綱紀を張らしめんと欲す。因て三事を策す。

其の一に曰く、大樹をして大小名を率ゐ、議して國家を治め夷戎を攘ひ、上は祖神の震怒を慰め、下は義臣の歸嚮に從ひ、萬民和育の基を啓き、天下を泰山の安きに比せしむ。

其の二に曰く、豐臣太閤の故典に依り、沿海の大藩五國（島津、毛利、山內、前田、伊達）をして五大老と稱し、國政を咨決し、夷戎を防禦するの所置を爲さしむ。則ち環海の武備、堅固確然、必らず掃攘の功あらん。

其の三に曰く、一橋刑部卿をして、大樹を援け、越前前中將を大老職に任じ、幕府を輔任せしむ。內外の政、當に左袵の辱を受けざるべし。此れ萬人の望、恐らくは違はじ。朕、意に此の三事を決す。是を以つて使を關東に下す。蓋し幕府をして、三事中の一事を選みて以つて行はしめんと欲するなり。是を以つて、周ねく群臣に詢る。群臣忌憚なく、各ゝ丹心を啓沃して、宜しく讜言を奏すべし。

天皇憂國の御至情と、攘夷の御精神とは、惻々として人に迫まるものがあるを覺ゆる。天皇の御精神は、實に攘夷を以つて一貫し玉うたことは、數多き勅諚に、詔書に、宸翰に、常に强調せさせたまうた文意の中に、明らかに窺ひ奉つることが出來るが、夫はまた單なる攘夷の爲めの攘夷ではなかつた。天皇の御精神は、建國以來未だ曾て外夷の侮りを受けたことのない、萬邦無比の國體を維持せさせ玉はんとする御精神であつた。

【四】孝明天皇の御製を拜す

天皇はまた一方において詩人であらせられた。その御衷情を國風に託して詠じさせ玉うや、闔國の士氣は、常に之れによつて振起するの例であつた。

久阪玄瑞は、嘗て『俟采擇錄』を著はし、その開卷劈頭に、孝明天皇の御英風を記し奉つて、實に次の如く記してゐる。〔原漢文。今讀み易からしむる爲に和文に譯す〕

俟采擇錄

今上皇帝。神聖叡武。近世ノ聖主ナリ。民ヲ傷ミ、夷ヲ憤リ、慨然、中興ニ志有リ。嘗テ天下ニ勅シ、梵鐘ヲ毀碎シ、礮礩ヲ鑄造ス。又タ嘗テ和氣淸麻呂ニ追贈シ、護王大明神ト曰フ。此等ノ盛事ハ、臚列ニ勝フ可カラズ。他ノ聖明叡慮ノ若キニ至リテハ、御製ニ靄溢ス。御製ニ曰ク。

アサナイフナ、タミヤスカレト、オモフミノ、
ココロニカカル、コトクニノフネ。
又曰ク。
ヱミスラヨ、フネコキモトセ、イセノウミ、
カミノミクニト、シリテアルカモ。
又曰ク。
ホコトリテ、マモレミヤヒト、ココノヱノ、
ミハシノサクラ、カセソヨクナリ。
又曰ク。
スミシヱヌ、ミツニワカミハ、シツムトモ、
ニコシハセマシ、ヨロツタミクサ。
又曰ク。
アチキナヤ、マタアシキナヤ、アシワラノ、
タノムカヒナキ、ムサシノノハラ。
則チ草莽布衣ノ士、愚夫蠢婦、目ニ一丁ナキモノト雖モ、之レヲ聞キテ、咸ナ感激悲憤シ、涕下、襟ヲ濕ホ

サザルハ莫シ。〔御製誤記なきに非らざるも、原文のままとし今は正さず〕

嗚呼、獨り久阪のみならんや。當時御製を拜するもの、誰れか皇事に盡し、宸襟を安んじ奉つらんと、欲せざるあらんやである。

*　*　*　*　*

社頭祝言〔安政二年〕

千代よろづ動きなき世と宮ばしら
　立ててゆくへを祈る神垣

天壤無窮なるべき、我が御國體の尊ふときすら、臣僚その道を誤まり、幕閣外夷に屈するにより、打ち寄する仇波に大和島根の岸邊も危うく思し召せばこそ、かくも神垣の御祈りとはなりつれ。

秋夕傷心〔安政五年〕

わがおもひ夕べとだにもかぎらねど
　ましてこころをくだく秋かな

大老權をほしいままにし、秋風、御簾を卷いて寒し。夕べとなれば、秋は物を思はするに、まして國礎の危うきを目の當り觀ぜさせ玉ひては、御宸念も一しほである、君皇をして、獨り社稷を憂へしむる、果して誰人の罪ぞ。

寄レ風述懷〔安政六年〕

異國もなづめる人ものこりなく

はらひつくさむ神風もがな

東湖が唐うたにも、詠じたるが如く『天地正大ノ氣。粹然トシテ神州ニ鍾マル』わが國に、一點の汚れあらしむべからず。異國の異風はもとよりのこと、之れに泥める國人も、拂ひ淸め玉はむと念じ玉ふ。大御心こそ、げに伊勢の神風そのものではない乎。

浦千鳥（文久二年）

浦づたふ千鳥につれて世世のため

まこと正しき人を得まほし

磯風に傳うて、聞えて來る千鳥の聲にも、國家誠忠の士を得たまはんとする御心をおもふにつれても、君側にその人なきこと、實に萬世の憾みではないか。

述懷（文久二年）

神ならばわが心をもしろしめし

ひたすら願ふことをうけませ

君皇の重き御躬を以つてしても、猶ほみ心に叶はせられぬことのみ多く、神に願ひを懸けさせたまふ。幕末維新の風雲の、いかにはげしく亂れたるかは、御製を拜して、思ひ半ばに過ぐるものがあらう。

寄レ弓述懷〔文久二年〕

あづさ弓眞弓つきゆみ年をへず
　　治まれる世にひきかへさなむ

皇朝盛んなりし大御代を思ほし召しては、亂れたる世をなげかせ玉ふ。げに後世へだたれる世の臣民をして、猶ほ君の爲に奮ひ起たしむる大御ことばではないか。嘗て飯田年平が『詠史百首』の第一に『みとらしの眞弓のひびき絕えしよりもとすゑわかぬ世とぞなりぬる』と慨きし歌も、今更の如く思ひ出でらるるではない乎。

題しらす〔年代不詳〕

蟲さへも心ありげのものがたり
　　月見がてらに出でて聞ばや

潛かに人の目をしのんで、禁庭ふかく忍びよるもの、あに心なき月前の蟲のみならんや。心を千々にくだく勤皇の志士が、憂國の聲を庭前に聽こしめし玉はんとの大御心である。この一首の大御うたあるによりて、臣死すとも可なりである。

米使ペルリを以つて、人は開國の恩人といふが、彼れが胸中に何物を藏したりしかは、覇權を四方に伸べつつあつた當時の米國史を讀むものの、直ちに觀破するところである。

題しらす〔年代不詳〕

戈とりて守れ宮人ここのへの
みはしのさくら風そよぐなり

天皇の一詠は、草澤の志士をして、袂に袂を拂うて起たしめた。平野國臣が『天津風吹けや錦の旗の手に靡かぬ草はあらじとぞ思ふ』と詠じた歌をも、思ひ合はさるるのである。

擣　衣〔文久三年〕

打たでやむ物ならなくに唐衣
仇にいく夜をなど過ごすらむ

秋　懷〔安政五年〕

秋もいまこれを見かれを聞くからに
昔しのぶの袖ぞつゆけき

因循、年を久しうし、遂に外夷に抗するの意氣なき、衰餘の幕府の爲めに、滿腔の遺憾がたたえられてゐる。禁庭の秋ふかきところ、御袖のいとど露けきを拜し奉つるのも、國家を思ひ蒼生を案じさせたまふ、涙の御痕であると思ふ時、何人か果して涙なきを得よう。

題しらず〔安政元年〕

烏羽玉の夜すがら冬のさむきにも

つれておもふは國民のこと
深き淵うすき氷のいましめに
日日にわが身をかへり見つつも

兩詠共に安政元年の御製と承はつてゐる。朝たに夕べに、ただに思はせたまうたものは、九重榮華の上ではなくして、國民赤子の上のみであつた。

朝　述　懷（安政六年）

ねがはくは朝な朝なの言の葉を
あはれみうけよ神ならば神

安政六年の暮れ、『朝述懷』の御製である。

雨にうたれ風にくだけて祈るかな
民のしはざのただ安すかれと

加　茂　行　幸（文久三年）

此の春は花もかすみも打すてて
民やすかれとおもふばかりぞ

一天萬乘の尊ふときを以つて、軫念ここに至らせ玉ふ。血川を渉り、死屍を越え、勤皇の志士が復古の大業を成

し遂げた所以であらう。建國三千年、燦然として世界に輝く國家を建設した日本國史の眞髓は、世上流行の淺薄なる理論を以つて、輕率に說き盡されるものではない。上に斯の君あり、下に斯の民あり。幕末危局を一轉して、明治の盛世を打出した所以である。以つて國を樹つるの如何に悠遠にして、且つ深刻なるものあるかを知るべきである。〔謹んで記す。引用御製は民間に傳ふる文獻に據れるものなるを以て、或は誤傳誤記あらんことを恐る。猶ほ『題しらず』若しくは『年代不詳』とあるは、御題及年代の傳はらざるが爲である〕

【五】孝明天皇の後月輪東山陵

春秋のいでましどころ道かへて
　　こはいづこへの御幸なるらむ

一世を擧げて哀悼の涙にくるる中に、慶應二年十二月二十九日、山陵奉行、戸田大和守忠至に命じて、山陵を泉山に營ましめらるるや、大和守は答へていふ。

山陵に關する戸田大和守の奉答書〔慶應二年十二月二十九日〕

今般御陵御制造之儀、取調進達仕候樣、廣橋大納言殿、被ニ仰出一、奉レ畏候。中古佛法渡來以後、御制造之形樣も、變革仕、遂に上下淳朴之風、刻薄殘忍と相化し、奉レ始ニ持統天皇一、御荼毗之事、世世御常例と相成、

乍レ恐萬乘之玉體を、一旦灰燼に奉レ委、九輪石之御塔、御表と仕候儀、數百年來之御定制と相成、遷延到二今日一候段、恐懼悲歎之至、有志輩之同一揆に御座候處、後光明天皇、御新喪之御時より、御火葬被レ爲レ廢候得共、其後御代々樣之葬、御龕前堂へ入御、御式被レ爲レ濟、夫より山頭堂に而、御茶毘之御作法有レ之、此所より、御廟所迄は、寺門僧徒共、御密行と奉レ稱、御表面御火葬、御內實御埋葬と申候御儀に奉レ存候。元來卑賤之凡夫にて、生は始死は終、愼レ終は臣子忠孝之道に於ては、最重大之事と奉レ存候。故人之其身分に應し、禮節を重し候儀に御座候處、無二刎體一も、一天萬乘之大君をして、表裡不レ合之御禮節有レ之候御儀にては、四海臨御之御體裁に於て、乍レ恐御瑕瑾にも可レ被レ渡歟と、奉二痛哭一候。且御先先代樣より、尊號に被レ爲レ復、又諸國御陵も、御復古に相成候御時節に御座候得者、何卒、泉涌寺是迄之御廟所、甚狹隘にて、可レ然御地所無レ之候に付、同寺地中にて、淸淨之御地所被レ爲レト、御陵御築造に相成候樣、仕度奉レ存候。尤數百年來、御薄葬、御因循之御儀に御座候得者、一時山陵御築造と申候而者、定而御議論も相生し可レ申候得共、是迄、龕前堂山頭堂抔と申、贅所之冗費を相省き候時者、是又容易に御築造成功可レ仕、奉レ存候。乍レ然無レ據御差支之、御次第柄も、被レ爲レ在、前文之御儀、御採用に不二相成一、是迄之御園內に、葬御被レ爲レ在候御儀に御座候共、斷然、內外一致之御埋葬之御禮儀に被レ爲レ復、御茶毘無實之御規式、一切御廢止に相成候樣、仕度奉レ存候。將又名分國體は、天下人心之向背に關係仕候儀に付、右早早御英斷有レ之、臣子忠孝之標準、御訓誨、無二御座一候而者、御陵之儀、取調出來兼候に付、微衷申上、此段奉レ伺候。以上。

十二月〔慶應二年〕

戸田大和守

精忠大和守の奉答は、數百年來、打絶たる宮中の崇儀を復し、佛教による御火葬を廢せられて、神儀に復して山陵に大送することになつた。二條齊敬は直に大和守の献言を採用し、慶應三年正月五日、觸穢の事を廷臣に諭し、七日、御槽を御棺に納め、十日更に御槨に納めて、清涼殿の殯宮に徙された。十七日泉山御陵地の地鎭祭を行ひ、二十三日陵號を定めて『後月輪東山陵』と命ぜられた。

かくて正月二十七日夜酉の刻〔今の午後六時〕に至つて、梓宮清涼殿の殯宮を出でさせ玉ひ、牛車の音も悲しく泉山に向かはせ玉ふ。親王・攝政・三番所堂上にして、靈柩に供奉しまゐらせざる者は、月華門外に列立して奉送申上げた。此夜牛車の御後に扈從しまゐらせたるは、徳大寺公純、近衞忠凞、近衞忠房、綾小路有長、正親町實德、一條實良、九條道孝、柳原光愛、廣橋胤保、鷹司輔政を始め、先帝の殊遇を蒙むれる月卿雲客五十人之れに從ひ、武官としては十五代將軍徳川慶喜、京都守護職松平容保、京都所司代松平定敬、閣老板倉勝靜等が供奉しまゐらせた。後の元老西園寺公望公爵の如きも、十有餘歳の少年を以て、列中にあつた。

同夜亥半刻〔今の十時〕泉山に著御あらせられ、翌二十八日申刻〔今の午後四時〕に至つて、奉葬の御儀を訖らせられた。越えて二月十六日、上卿近衞忠房、宣下使長官、鷹司輔政、次官、三條西公允を遣はして、謚號を上つらせ玉うた。長官の奉じたる宣命文に曰く、

宣命

天皇掛畏キ、後月輪東山陵ニ、恐ミ恐ミモ奏賜ヘト奏ク、高キ、明ク、淨キ、御意以テ、大八洲國所知テヨリ、垂拱テ天下ヲ治賜コト、二十一年、無事ク無故ク、上下倍安穩ニ、公民モ富足ムト思テナム、敬神ノ深キ御心ヲ以テ、古ノ法ノ隨ニ、廢タル祭祀ヲモ興シ賜フ。加之、御代御代ノ、山陵ノ荒廢ヲモ、修賜ヒ、繕賜フ、彼ト云ヒ、是ト云ヒ、猶モ古ニ復シ賜フ事ノ多ケレハ、百官モ皆、慶仰キ、公民モ、厚慈ヲ蒙戴テ、國家愈泰平ニ、諸臣愈忠誠ヲ懷テ、仕奉リヌ。此食國ヲ、能治ヌル事ハ、偏ニ恤賜ヒ、矜賜フカ故ナリト、仰キ畏ミ賜ヒテ、日月ト共ニ、長ク孝道ヲ盡シ、仕奉ムト念行シシニ、去年、御藥ノ事有ト、驚キ聞食テ、夜トナク、晝トナク、天神地祇ニ祈リ奉リ賜シカ、不慮モ、此孝子ヲ捨賜ヒテ、鷲嶺ノ霞ニ登リ賜フト聞食テ、驚キ、惜ミ、痛ミ賜ヒテ、大御泣哭シ大坐セリ。曾毛曾毛、孝ハ父ヲ嚴ニスルヨリ、大ナルハ莫トナム。故是以テ、山陵ヲ營ミ、舊儀ノ隨ニ、安措賜フ。又大行アレハ、大名ヲ受ハ、古典ニモ所存ナリ。然ニ御謚ヲ不奉ハ、山ヨリ高ク、仰奉ル恩德ヲ、伊何爾カスヘキト、所念スニ、大臣モ其由ヲ進奏スニ依テ、吉日良辰ヲ擇定テ、御謚ヲ孝明天皇ト、稱白シ奉リ、恒ニシモ無キ御幣ヲ、令捧持テ、奉出リ、從二位權大納言藤原朝臣輔政、正四位下行左近衞權少將藤原朝臣公允等ヲ、差遣テ、此狀ヲ奏賜フ。今又幼劣ノ身ヲ以テ、天之日嗣ト定賜ヒ、續賜ヒテヨリ、上天心ヲ懼リ、下民望ニ違ハムト、戰慄ノ心深カリヌ。自今以後、萬機ノ政ハ、祖宗ノ遺德ヲ蒙リ、爪牙ノ相扶奉ママニ、天地ト共ニ、無動ク、夜守日守ニ、幸賜ヘト、此狀ヲ平ク、

安ク、聞食ト、恐ミ、恐ミモ、奏賜ハクト奏。

慶應三年二月十六日

御諡號は、前中納言八條隆祐の勘申するところで、典據は孝經の『明王事レ父孝。故事レ天明』の語に出づるといふ。而して翌二月十七日、太政官符を以て、御諡號宣下の布告が發せられた。

御諡號に關する太政官布告〔慶應三年二月十七日〕

今月十六日。詔偁。諡者顯レ德表レ行。聖經之遺訓。而王者之大猷也。恭惟孝明天皇。聰明叡智。而功烈光ニ于四海一。寛裕溫柔。而仁風行ニ於千載一。叡聞川流。神襟蘭郁。父ニ老堯舜一。先德韜レ光。憲ニ章文武一。君道方被。於レ是蔑下物不上レ得ニ其所一。靡下國弗上レ蒙ニ其恩一。嗚呼哀哉。晨輼解レ鳳。早銷ニ神躬于壤末一。曉蓋俄レ金。既散ニ靈魄於天滸一。追ニ惟盛德一。爭有ニ大號一。爰奉ニ尊諡一。恭稱ニ孝明天皇一。仰願傳ニ大名於後昆一。與ニ盤石一長不レ朽。耀ニ餘威於萬邦一。與ニ日月一共無レ疆。普告ニ天下一。俾レ知ニ朕意一。主者施行者。諸國承知。符到奉行。

孝明天皇御一代の御威德は、實にこの御告文の中に光耀するものがある。拜誦し奉つる者をして、今更の如く感戴せしむ。

＊　＊　＊　＊

當時、勤皇の志士、咸な哀悼せざるものなき中に、中岡愼太郎は、凶報を齎らして、太宰府に到り、之れを諦

流の三條公に告げ、共に袂をしぼつて、言の出づるところを知らなかつた。彼れの日記に、曰く

中岡愼太郎日記〔慶應三年一月〕

一月九日〔慶應三年〕夕、五卿に謁し、上國之御大事を、申上。五卿、御慟哭無ㇾ止。余亦爲涙下。仰き見ること不ㇾ能、餘事を論ずるに不ㇾ及して退く。

十日　三條公に謁す。公、余に謂て玉はく、上國の事、實に悲嘆に不ㇾ堪。然に天下の危急、救はざるべからず。聖明、宿昔の叡慮、遂ざるべからず。皇太子、尙春秋若く、明德を輔養し奉らざるべからず。今日、若し此の一を失せは、天下の事、如何。汝夫れ身を以て勤めよや。孤臣何ぞ此の命を蒙るに當らんや。然るに、只一死而已と。涕泗縱橫、而退く。

此時、言なきは言あるに勝るである。斯の時、斯の心あるもの、豈に獨り、三條・中岡にのみ止まらんや。天下の志士、悉く袂を絞らざるはなく、涙を蔽はざるはなかつた。

＊　　＊　　＊　　＊　　＊

【第四篇】朝權回復と四大雄藩主の登場

第一章　西郷吉之助の雄藩勤皇蹶起運動

【一】明治天皇の御踐祚

國に一日も君位なかるべからず。先帝崩御の後、慶應三年（丁卯）正月九日、皇太子睦仁親王は、清涼殿代（小御所）に出御ましまして、踐祚の式典を擧げさせ玉うた。時に寶算、僅かに十有六。

踐祚次第（慶應三年正月九日）

奉二仕御殿御裝束一。

新帝出二御晝御座一。

先レ是內侍二人。取二劍璽一。置二夜御殿一。（內々儀）

關白候二簀子一。（豫敷二圓座一。）

次改二關白一可レ爲二攝政一之由。有二天氣一。

次攝政召二藏人一。

藏人參二砌下一。

次攝政仰下補二藏人一之由上。

藏人進二庭中一拜舞退。

次攝政更召二藏人一。

藏人參進候二簀子一。

攝政下二綸旨一。

公卿昇殿勅授帶劍牛車如レ舊殿上人藏人（頭五位六位）所衆出納瀧口（已上注二折紙一賜レ之。）

宸儀入御。

次上卿著二仗座一。

藏人參レ軾仰二公卿勅授帶劍牛車可レ爲レ如レ舊之由一。退入（藏人頭以下之事仰二出納一。）

次上卿召二外記一仰レ之。

次攝政於二便所一帶レ劍就二弓場代一奏レ慶。訖著二殿上一（無二奏上一。）

次攝政已下。列二立弓場代一。奏二勅授昇殿等之處一。（以二藏人一爲二奏者一。）

次攝政已下。著二殿上一。（豫居レ饗今度無二此儀一。）

次攝政召二藏人頭一。仰二頭以下禁色殿上人雜袍幷御乳母禁色等之事一。

次攝政於二直廬一覽二吉書一。〔先官次藏人。〕

次諸卿移二著宜陽殿一〔今度略レ之。〕

次上卿著二仗座一。

次辨下二吉書一。

次職事下二吉書一。

次職事仰二禁色雜袍之事一。

次上卿召二外記一仰レ之。

次職事各下二吉書。

次職事仰二警固固關之事一。

次上卿召二外記一仰二警固之事一。

次召レ辨仰二固關之事一。

次上卿起レ座。

次職事向二臺盤所一。仰二御乳母禁色之事一。

次內侍所供二御膳一。〔三箇日。〕

次供二御膳一。〔今度略レ之。〕

次供二朝餉御膳一。〔同上〕

次有二大殿祭一。〔同上。〕

以て如何にその簡素なるかを知るに足るべく、又た如何に蒼古森嚴なるかを拜すべきである。

＊　　＊　　＊　　＊　　＊

抑ゝ明治天皇は、嘉永五年〔壬子〕九月二十二日〔陽曆十一月三日〕の御降誕で、御生母は中山大納言忠能の女、慶子〔後の中山一位局〕で、孝明天皇寶算二十二歲、慶子十八歲の皇子であらせられた。九月二十九日、祐宮と御命名あらせられ、睦仁親王と仰せられた。

祐宮御幼時の英明に在しましたることは、申すも畏こき極みであるが、孝明天皇におかせられては、皇男子、內親王も、數おはしましたが、不幸にして、みな二三歲の御幼時にして薨去あらせ玉うたのである。殊に第一皇子が、未だ御命名にも及び玉はずして、薨じ玉ひたる後であるから、唯一の皇子として、祐宮に、如何に御鍾愛を集め玉ひしかは、拜察し奉つるに堪ふる次第である。孝明天皇の皇男子・內親王を拜記し奉つれば、正に次の如くである。

【第一皇女】　順子內親王　〔九條尙忠の女夙子ノ出。夙子ハ後ノ英照皇太后〕
〔嘉永三年十一月四日御誕生。同五年薨去〕　**御三歲**

【第一皇子】　〔坊城俊明ノ女、伸子ノ出〕
〔嘉永三年十二月十七日御誕生。翌十八日薨去〕

【第二皇子】　祐宮睦仁親王　〔中山忠能ノ女慶子ノ出。後ノ中山一位局〕
〔嘉永五年九月二十二日御降誕〕

【第二皇女】　富貴宮　〔九條尚忠ノ女、夙子ノ出〕
〔安政五年六月十二日御誕生。同六年八月二日薨去〕　**御二歳**

【第三皇女】　壽滿宮　〔堀河康親ノ女紀子ノ出〕
〔安政六年三月二十二日御誕生。文久元年五月一日薨去〕　**御二歳**

【第四皇女】　理ノ宮　〔堀川康親ノ女紀子ノ出〕
〔文久元年十月八日御誕生。同二年八月十日薨去〕　**御二歳**

第一皇子は御降誕の翌日、夙くも御殂落あらせ玉うたのであるから、御命名もあらせ玉はず、隨つて皇統譜上にお留めもあらせられぬ筈であるから、祐宮を以て、第二皇子と申上げる譯はないが、以上の表は、皇子の御順序を見易からしむる爲に、假りに御順位を數へたるに外ならぬ。

＊　＊　＊　＊　＊

斯かる御不幸の中にありて、祐宮のひとりすく／＼と御成長遊ばされ、英明叡智を次第に發顯されたことは、

軈て明治の大維新を完成し玉ふべき、御聖運を負はせ玉ひしことを、拜察し奉つるに苦しまぬ。

小寺玉晁の蒐集せる『連城紀聞』に記せる中に、祐宮御年六歲の御詠なりと傳ふる御歌がある。

夷等〔一ニ異國〕を招きし人ももろともに
　拂ひつくさん神風もかな

月見れは雲井をわたる雁金の
　水にうつりて見ゆるなりけり

あめりかの醜の奴らをいたつらに
　かへせしときは涙流るる

夷等はまたも來らはまのあたり
　きりて拂ふて耻見せましを

と傳へられてゐる。一誦三嘆、年少、旣に慨然國を憂ひさせ玉ふ御英風、目のあたり見奉つるの感がある。殊にその歌調の萬葉・紀記を凌ぎ、あたかも神武天皇御東征の『討ちてし止まん』の御製にも彷彿たるの感あるは、天賦の御英質もさることながら、矢張り君國多難の時勢の力の加はれるを、度外視する能はぬ。併も之れが聖算未だ御十歲にも達し玉はぬ折の、御詠出と拜しまつれば、ただそれ感歎の外はない。

上に英明の君あり。下に義烈の臣あり。而して天に神明の輝やきあり。地に英靈の鎭まるあり。皇政維新の大

業、豈に成らざるの理あらんやである。

【二】 孝明天皇崩御後の形勢

孝明天皇の崩御は、佐幕派と勤皇派との、その孰れなるとを問はず、國を擧げて悲しみ、民を擧げて慟き奉つるところであつた。天皇の崩御は、國家の最大悲傷事であると同時に、又た最大事實であつた。之れによつて、國家は非常なる損失を受けたのは勿論、佐幕派にとつても、勤皇派にとつても、一大打撃を受けない譯に行かなかつた。

天皇の崩御が、幕府派に幸ひするものとなつたか、將た勤皇派に有利なる轉開を見るに至つたかは、ここに論ずべき事柄ではない。幕府派にとつても勤皇派にとつても、一大打撃を受けた此の一大事實の間に、如何なる局面が、如何なる人々によつて、如何なる方向へ轉開することになつたかを考ふるとき、事實は勤皇派の大擧猛進を示し、崩御一年の後において、幕府遂に倒れ、皇政維新の局面が鮮かに展開され來つてゐる。

孝明天皇は、熱烈なる、攘夷論であらせられたが、併しながら、その仁慈なる愛民の御精神は、四民同胞の見地を失なはせられず、幕府の爲めにも、終始一貫して同情を垂れさせ玉うてゐた。故に天皇御在世の間においては、如何に幕府がその進退を誤まり、擧措を失ふことがあつても、或ひは天下の輿望を失ひ、民怨の府となるの事實があつても、朝廷より進んで幕府の敵とならせらるるが如きことは、嘗てなかつた。幕府は實に天皇の博大

なる御德と盡きざる御庇護とによつて、久しくその命脈を維持することを得たとも言ひ得る。

事實斯くの如くであつたことは、天皇の崩御によつて、幕府の牙城が、ガラ落ちに崩壞に向つて行つた事實が何よりも有力に之れを物語つてゐる。崩御直前までは、新將軍の威力と、宮中佐幕派との勢力は、相駢行して、寧しろその威を加へつつあつた。薩長の提携も、岩倉の擡頭も、勤皇紳卿の運動も、どちらかといへば、暗中の飛躍であり、裏面の劃策であり、潜勢的流動たるに過ぎなかつた。

然るに天皇の崩御は、端なくも此の形勢を一轉して、勤皇運動をして表面的ならしめ、大堤を決して巨川の流出するが如き形勢を展開した。その最初の出來事は、大喪特赦によつて、嘗て罪を負うて閉居せしめられてゐた多數の公卿方が宥免せられて、續々として表面に現はれ來つたことであつた。

此時、西郷が久光に建言して、先づ宮廷强化の必要ありとせる文案によれば、三條實美卿を上げて、幼皇輔佐の重任に進め、議奏・傳奏に、精忠至誠の士を推擧し、先づ朝廷の權力集中を策してゐる。

島津久光侯への建白書〔慶應三年五月〕

先帝崩御　新帝御幼年、無二此上一朝廷の御大難に御座候處、是迄深く御鴻恩をも、被レ爲レ蒙候上の御事にて、尚更默止被レ爲レ居候儀、難レ被レ爲レ忍御情合、前後を不レ被レ爲レ顧、御登京被レ爲レ在候儀、全　朝廷の御爲、一筋に被二思食一候ての御事、時態は早亂階を生し、後來如何の御危殆に被レ爲レ臨候も難レ計　朝威は日

日衰弱の姿に押移、晝夜寢食を不レ被レ爲レ安御勢ひと成行、御歎息の次第に候。就ては攝政の御大任に被レ爲レ居候上は、御持定の御策も相立居候筈に御座候間、御開運の御定算をも、拜聽被レ爲レ成、從來の御積悶も、相排、御安心被レ爲レ成度段、縷縷至誠を以、初は御訊問被レ爲レ在度儀と奉レ存候。屹度御大策相備居候へば、無二此上一御大幸の御儀に御座候間、速に御施行相成候樣、得と御責被レ爲レ在度、若哉御策も相立居不レ申、只高位に御安著共にて、全忠誠の御志も不二相見得一、一向僥倖を被レ欲候位の御事に候得ば、突然と御策を御聞取相成候ては、御驚怖彌增候計にて、可レ被レ施手段も、御失脚被レ爲レ成候程も、不レ被レ測儀に御座候間、一先御訊問の上、小事の管見か、又は御無策の譯に候はば、大小寬急の辨、能能御心にしみ入、大切の儀と被二思食込一、御醒悟被レ爲レ在候樣、次第次第に叩上げさせられ候方、可レ宜儀と奉レ存候。

一、議奏・傳奏の御進退。

一、議奏衆には、忠實の御方と、知略有レ之候方、壹人づつ御拔擢有二御座一度儀と奉レ存候。

一、傳奏衆の儀、義氣有レ之、決て節を不レ變御方、兩人程も御登用相成度儀と奉レ存候。

一、御補佐

三　條　樣

右三條樣には、御禁錮中にて、御登用難レ被レ爲レ成、夫夫御格も有レ之もの故、一己の御見込を以、御計出來兼候とか、又は　先帝の御機嫌に相觸候處も有レ之、御孝道の上、御差障被レ爲レ在候とか、いづれ御拒

被レ成候御言葉、被レ爲レ在候はんか。其節は委敷御辨明、被レ爲レ在度、此御時勢に被レ爲レ臨、人材と被ニ思食一候はば、御舊格に御拘被レ爲レ在候儀に無レ之、御政事擧り、御一新被レ爲レ在候處、第一の御格、只習弊を以、公論を御破り、被レ成候儀にては、決て不ニ相濟一譯に御座候間、私論を捨て、公平至當の御所置、被レ爲レ施候處、得と御理解有ニ御座一度儀と、奉レ存候。

右兩條は　朝廷の御急務、興廢の機、此時に御座候間、先づ大事の箇條を以、御立貫被レ爲レ在候へば、是より萬機を生じ可レ申儀と奉レ存候、大事件の間に、小事相雜候ては、必大事は輕く相成候付、今日の御盡力は一向根本迄を、以ニ至誠一貫徹仕候處、偏奉ニ渇望一候。

大久保は更に之に附箋して、左の如く議奏・傳奏衆を指命してゐる。

【議奏】　正親町二條樣　阿部樣　醍醐樣　萬里小路樣

【傳奏】　烏丸樣　中御門樣

以て薩藩が、如何に運動を朝廷に集中しつつありしかが明らかである。此期において、若し一歩を緩めんか、幕力の再興は必然であつたからだ。

【三】　勤皇諸卿續々宥免せらる

當時京都には、西郷を初めとして、大久保、小松、吉井、岩下等の、薩藩の重鎭が滯在して、盛んに遊說を試

みつつあつた。彼等の一大目標は、朝權の回復による皇政維新の上にあつて、之れを實現する方法として、先づ五卿の宥免を請ひ、一方には諸侯會議を實現するにあつた。時の變じ、勢ひの轉ずるに随つて、諸星は四方に奔馳して、その進退は一樣ではなかつたけれども、その目標とするところは、西鄕等の大綱とする以上の大方針によつて動いてゐるのであつた。

孝明天皇崩御を聞くと共に、西鄕等の第一に危惧したところは、此機に乘じて幕府が一層その勢力を盛り返へし、或ひは逆に威を朝廷に揮ふに至りはしないかといふことであつた。そこで岩倉は進んで中御門經之に進言して、中山忠能卿を以つて、幼帝の大傅とすることを提議した。これはいふまでもなく、幕府派たる二條關白の勢威を削がんとする意圖に出でたものであつた。薩藩士も岩倉と步調を合はして、此の議を近衞內大臣〔忠房〕に說いてゐる。更らに鷲尾隆聚〔侍從〕によつては、幽閉諸卿の特赦が建言された。

大傅問題は遂にその決定を見るに至らなかつたが、特赦は朝議一決して、之れが實現を見るに至つた。

慶應三年正月十五日、先づ、

【元治元年參朝を禁ぜらる】

有栖川中務卿宮。　正親町大納言實德。　石山少將基文。　石山右兵衞權佐基正。

平松甲斐權介時厚。　五條少納言爲榮。　五辻大夫安中。

【文久二年愼入洛】

九條圓眞。

【文久三年遠慮差控】

廣幡權大納言忠禮。　　德大寺中納言實則。　　長谷三位信篤。　　東園中將基敬。

萬里小路前右中辨博房。

右親王及び十二卿に對して、各〻その罪を宥さるるの御沙汰があつた。正月二十三日、大喪の當日を以つて、太宰府西竄の五卿を、薩藩以下五藩に命じて入洛せしむるの令を發せられた。當時の五卿は、

三條西季知。　　三條實美。　　東久世通禧。　　壬生基修。　　四條隆謌。

の五卿で、文久三年八月、長州に奔つた七卿の中、錦小路賴德、澤主水正の二卿は中途において失つたので、今その五卿の宥免を見たのである。

越えて、正月二十五日には、

【一宮・三卿、元治元年所罰】

有栖川帥宮熾仁親王。　　中山前大納言忠能。　　正親町少將公董。　　觀修寺辨經理。

【文久三年差控被命】

橋本中納言實麗。　　橋本少將實梁。　　滋野井中將實在。　　豐岡大藏卿隨資。

烏丸侍從光德。

の一宮・八卿が、各々參朝を許され、差控へを免ぜられた。

更らに正月二十九日には、前年〔慶應二年〕八月三十日の參朝に對して幽閉を命ぜられた、山階宮晃親王以下二十二卿〔前掲につき略〕に對して、その幽閉を釋かれ、更らに文久二年、和宮御降嫁に坐して罰せられた。

久我建通〔素堂〕　千種有文〔自觀〕　富小路敬直〔敲雲〕　岩倉具視〔友山〕

の四卿の入洛を許さるるに至つたのである。

以上の諸卿は、悉く勤皇派としてのみ見ることは出來ないが、孰れも幕府の爲めに忌まれ、過激堂上として排斥せられた人々であつたから、是等の諸卿が、俄かに宮中にその勢力を復活し、羽翼を張るやうになつたことは幕府の爲めに、決して安泰を保障する所以ではなかつた。

【四】 西郷吉之助の歸藩事情

大喪特赦の恩惠を以つて、かくの如く多數の勤皇堂上が、復活し來つたことは、蓋し何事かの大發する前提であらねばならなかつた。西郷吉之助の著眼は、此の一大好機會を逸しなかつた。

西郷は大久保、小松、吉井等と商議して、諸侯會議を實行するの最大好機に直面したことを喜び、且つ皇權回復の爲めに、今や一切の情僞をかなぐり捨てて、一路驀進すべきの時であることを痛切に感じた。そこで大久保をして留守師團長として京都に留まらしめ、西郷自から歸藩して、久光の上京を促し、兼ねて道を得て山内容堂、

伊達宗城にも遊説し、是非ともその上京を促がすことになつた。彼れが吉井友實と帶同して京都を發したのは、天皇崩御の後、僅かに一ヶ月の後で、慶應三年正月二十二日であつた。疾箭の如く鹿兒島に著いたのは、翌二月朔日のことであつた。

西郷は別に大山格之助〔綱良〕をして、筑前太宰府に急行せしめ、五卿の上京を促がさしむるところがあつた。當時の事情は、土佐の阪本龍馬が、三吉愼藏に與へた書簡に、その片鱗が窺はれる。

阪本龍馬より三吉愼藏に與ふる書〔慶應三年二月二十二日〕

薩州大山格之助、二十日〔二月〕關〔下關〕に來る。則面會。此人筑前に渡り、本國に歸る。其筑前に渡る故は此度、朝廷より三條卿を始め、五卿を御歸京之事、被二仰出一候よし、此儀に依ての事なり。

先日井上聞多が、京師より下りし時の船にて、西郷吉〔南洲〕は歸國せし。此故は、薩侯御上京の議を以て下りし。此頃、幕府にも大におれ合薩州にこひ候事甚しく、然れども將軍は、餘程の憤發にて、平常に異り候事共おほく、ゆだん不レ成と申合候。

薩の周旋、此頃餘程行はれ、先に御引込相成候、二十四卿の御宥罪も相解け、筑前の三條卿は、御歸京の上は、天子御輔佐とならせられ候よし。此儀は、小松、西郷など、決して見込ある事のよし。然れば先づ、天下の大幸ともいふべきか。可レ樂々々。

此頃、將軍は海軍を大に開かんとて、米國へ大軍艦、船人ともに借入候よし。五ヶ年にて八十萬金程、費と申事のよし。幕、原市之進が咄致し候よし。以上五條

大山綱良が、西鄕の命を受けて西下した使命は、主として五卿に宥免の事情を報じ、その上洛を促がすにあつた。然し彼れが西下の途次、小郡において桂小五郎〔木戶〕と會見し、下關において阪本龍馬と相會し、太宰府において中岡愼太郎と面晤してゐる事實から推して、薩・長・土の三大雄藩の志士が、如何に皇政復古の大業を劃しつつあつたかを察せざるを得ないものがある。大山が太宰府に著いたのは、二月二十三日であつたが、彼れは翌二十四日、三條卿に謁して、京師よりの使命を齎らした。當時太宰府にあつた土方楠左衛門〔久元〕の日記に、前後の事情を記してゐる。

土方楠左衛門日記〔慶應三年二月二十四日〕

二月二十四日〔晴〕九つ時〔正午頃〕より參殿、入夜四つ時前〔十時頃〕退出。大山格之助、今日拜謁、後にて自分も面會、同人本月六日京師出足、藝藩便船に乘じ、長州に立寄り、小郡驛にて桂小五郎に面會、諸卿方、御歸洛之事、京師にて周旋之模樣共相語り、尙藩侯へも、申上吳候旨、賴み候處、桂も甚安心にて、來月初旬には、當方へ罷越候筈之由、京師の模樣は、昨冬、五藩より請願書差出候所、本年正月に至り、幕府より指令あり、曰、五卿方は、自ら求めて朝廷を離れ候事故、今更、朝廷より被召還候謂れ無之と、薩藩にて

は此指令に服せず、大に彼是陳辯する所あり、遂に右之指令を取消し、五卿歸洛之處置は、薩藩へ委任と申に、相決候に付、小松帶刀より、議奏、傳奏迄、諸卿召還の朝命願出候得共、案外當路之方々、御拒に付、幕府より諸卿引取之名義にて、先づ洛外迄、御歸之事に内決〔下略〕

かくして大山は二月二十七日、中岡愼太郎と同道にて太宰府を發足し、三月二日、鹿兒島に到著した。

【五】 諸侯會議の實現に驀進

西郷が諸侯會議の急遽實行を畫策したことは、當時頗ぶる祕密に附せられた。若し萬一幕府の探知するところとなつては、千載一遇の好機に、ひびが入ることを惧れたからである。故に此の事は、西郷、大久保、小松、吉井の兩三人の間のみに熟議され、直ちに實行に著手されたものであつた。

諸書に、西郷が吉井と共に歸國した時に、小松帶刀も共に同行したやうに記してあるが、小松の歸鄕に關しては、少しく疑はしいものがある。何となれば、西郷等が畫策した諸侯會議は、要するに、

島津久光〔薩摩〕　山内容堂〔土佐〕　伊達宗城〔宇和島〕　松平春嶽〔越前〕

の四侯の上京を期するにあつたのである。そして、島津久光には西郷直接進言する爲めに、自から歸藩してゐる。その上、土佐、宇和島へも、久光上京確定の上で、西郷が乘り出す下相談になつてゐた。して見れば、ここに松平春嶽に對して、何人かが進說の任に當るものがなくてはならない。大久保は京都に鎭座して、宮中の事情を見

張つてゐなければならぬ役目に當つて居り、岩倉との交渉も、その任とするところであつて見れば、何としても小松が春嶽掛りの役目を帶んでゐなければならない。その小松が、西郷、吉井と一緒に歸國する筈はない。果たせるかな『續再夢紀事』に、西郷が鹿兒島著より八日後の二月九日、京都において小松帶刀と酒井十之丞との會見を記してゐる。その記事に、

續再夢紀事〔慶應三年二月九日〕

二月九日、京都に於て、酒井十之丞、薩藩小松帶刀を訪ひしに、雜話の末、小松云、方今內治漸く壞亂に及び、外患亦累りに至れり。加ふるに先帝崩御、今上尙御幼沖に在らせられ、實に危難の世態なり。尤攝政の御職も在らせらるる事にはあれど、大隅守には、多年先帝の御眷顧を蒙り奉りし事故、今日の御場合、速に上京、國家の御爲め、乍ㇾ不ㇾ及、御補〔?〕佐申上べきなりと、此地にては、議既に一決し、過日大島吉之助〔西郷〕鹿兒島に出發せり。就ては、吉之助鹿兒島へ著國、議一定の上は、大隅守必上京すべし。されど大隅守唯一人上京すればとて、御補佐を遂げ得べきにあらざれば、大藏大輔殿〔春嶽〕、容堂殿〔山內〕、伊豫守殿〔伊達〕へ、豫じめ使者を差出し、同じく御上京あらせらるる樣御相談に及ぶべき見込なり。其際、帶刀は貴藩に參るべければ、時宜に寄、貴君へ御同行を願ふ事も有るべき歟。又容堂殿、伊豫守殿へは、吉之助歸京之途次、直に參るべき歟と存ずるなり。且又、此事、吉之助歸京之上、國議之次第は、尙御內話すべけれど

今日に在りては、極めて祕密を要すれば、貴君限り、御聞置下され、他へは如何なる同志たりとも、御泄しなき樣に願ひたし。薩邸にても、小松、大久保、大島〔西鄉〕の外に、此儀に與かりし者なき程の事故、此程宇和島藩上甲貞一參りし時も、不本意ながら、委しくは申聞けざりしとの事なりき。云々。

とあるに見て、小松が在京して越前遊說掛の內約であつたことを察するに足るのである。後ち四月に至つて、春嶽が先づ三侯に先んじて上京した時、小松は直に同十七日越前邸に參向して面會してゐる。

又た二月晦日附で、西鄉が在京の大久保に與へた書簡の末尾に『小松太夫えは、別段不㆓申上㆒候に付、宜敷御執達奉ㇾ願候』とあるのが、小松不同伴の確證である。

* * * * *

梅雨期將に盡きんとして、ここに赫然たる天光を碧落の上に見るやうな心地する、慶應三年の劈頭に當つて、國勢開展の大運動に乘じて、期せずして現はれ來つたものは、二大卿と四大雄藩主であつた。而してその二大卿とは、岩倉具視と三條實美とであつて、四大雄藩主とは、いふまでもなく、島津久光、山內容堂、伊達宗城、松平春嶽であつた。

四大藩主の中に、長州が加はつてゐないことは、少なからずその衡を失するの憾みがないではないが、元治以來の勅譴を蒙むり、重ね〴〵謹愼の意を表してゐる毛利敬親父子の上京は、蓋しいふべくして行ふべからざるところであつた。たとひ先帝崩御のことがあり、皇威恢復の一大事に臨むからといつて、無理に薦めて見たところ

で、敬親が輕々しく之れに耳を假すべきでないことは、當時何人も知了するところであつた。

三條、岩倉の二卿は、その性格において、出處において、大いに異なつてゐるものがあつた。和宮御降嫁問題においては條公は、岩倉の姦計を痛撃して止まなかつた一人であつたので、前年、中岡、阪本が、洛外の幽居に岩倉を訪ひ、勤皇の大策を密議し、それを筑前の三條に齎らした時にも、條公は『岩倉は佐幕の大奸ではないか。彼れと共に勤皇の事を謀ることは出來ない』といつたほどであるが、三年四月に至つて、兩卿の間に一脈の通ずるものが出來た。

三條・岩倉の提携は、要するに薩長聯合の土臺の上に築かれたものであつた。朝に在つて兩卿、野に在つて兩藩、この抱合協力が、卽ち勤皇の原動力で、隨つて維新回天の基礎となつたのである。岩倉の意を奉じて、三條を說いたのは、土佐の中岡愼太郎で、中岡が、岩倉に接近したる順序に就いては、『岩倉公實記』に詳びらかである。曰く、

岩倉具視、三條實美と消息を通ずる事（岩倉公實記）

初め四月二十一日、中岡愼太郎（時に石川淸之助と稱す。土佐の人）は橋本鐵猪（大橋愼）を見て、之に語り曰く、予は坂本と與共に、薩長二藩の間に周旋し、二藩をして、朝廷を輔翼し、王政復古の大策を參畫せしめんことを圖る。今や幸にして、二藩宿怨を解き、同盟已に成る。洵に皇國の大幸なり。予は更に、京師に

在る、有志の公卿と、宰府に在る、三條公等と、內外聲息を通し、相偕に、薩長二藩を、提携誘掖せんことを望む。故を以て、登京以來、有志家と稱せらるる、公卿を歷訪するに、大抵聵聵として時體を辨せす。俱に大事を計議するに足るもの無しと。嗟歎之を久うす。鐵猪曰く、子盍そ岩倉前中將に謁せさる。愼太郎曰く、前中將は、佐幕の大奸に非らすや、之と王政復古の大策を計議するは、薪を抱き火を救ふか如きものなり、誠に危からすや。鐵猪曰く、子は未た前中將か人と爲りを知らさるを以、之を危むなり。予詳に之を語らん。前中將は、當世の英傑なり。弱冠にして、皇室を恢復するの志を立て、壯年に及んで、常に國難を匡濟するを以て、念と爲す。嘗て和宮降嫁の議に參預するや、陽に幕吏の意を迎合するか如きの觀あるも、陰に彼に入り、彼を計るの計を運らし、大權を皇室に收復せんことを圖りしなり。而るに、世の激徒は、惟其外計のみを見て、其內心を知らす。故に目して佐幕の大奸と爲し、一唱百和、飛語を以て、之を排陷す。三條公の如き、賢明の人にして、尙ほ激徒の說を信用し、之を朝廷に劾奏せられたり。今や前中將は、洛北岩倉村に屛居し、密に四方の志士と相結納して、王政復古を籌圖す。予も亦知遇を受くること、已に久し。近日子を誘引し、之に謁せしめん。子其れ試に之と時事を討論すへし。而して愼太郎は、鐵猪と、岩倉村に往き、具視に謁す。具視乃ち愼太郎と深語、晷を移す。愼太郎、大に具視か器識の宏遠に服す。其寓に歸るに及んで、鐵猪に謝して曰く、圖らさりき、公卿中に、斯の如き人あらんとは、予か前中將に遭遇せしは、殆と天佑なり。予か宿望、已に達せり。六月二十五日、愼太郎は、坂本龍馬（時に才谷梅太郎と稱す。土佐

の人」を拉して來り、具視に謁し、與共に王政復古の籌策を討論し、三條實美等と、内外相應せんことを商る。具視曰く、三條氏にして、舊憾を釋き、予を舍てされは、誠に大幸なり。三條氏の如き、輿望を負ふの人と、計謀を通して、薩長二藩を左右に提挈するを得は、則ち王政復古の大策を建つるに於て、何の難きことか之有らんや。是よりして、具視、屡愼太郎・龍馬と會晤し、以て機密を計議す。九月愼太郎、太宰府に赴き、實美に謁し、告くるに具視と籌商の顚末を以てす。實美曰く、岩倉の如き大奸と、與共に大事を圖るは、心に之を屑しとせす。東久世通禧曰く、予は岩倉か、深謀遠略を懐き、皇國の爲に苦辛し、却て寃誣に罹りたることを知る。當時予は一族たるの故を以て、嫌を避け、敢て之を言はさりき。今や在京の公卿を觀るに、恐らくは、岩倉の右に出つる者は無からん。設使岩倉は大奸たりと雖、心を悛め、過を悔て、力を恢復に輸すものとせは、之と謀議するも、何の不可か之れ有らんや。況や忠誠の心を存して、大有爲の材を抱くに於てをや。實美之を然りとす。愼太郎乃ち京師に還り、具視に謁し、實美の手書を呈す。蓋し内外相應して、國事に盡瘁せんことを誓ふなり。具視大に悦ふ。

【六】歸藩後の西郷吉之助

西郷が鹿兒島に到著したのは二月一日で、山内容堂を說くべく、土佐に向け出發したのが、十三日である。して見れば、此の間、僅かに十日餘りの日數しかない。此の短時日の間に、如何にして藩主久光の上京といふ、一

大事が決定されたか、その間における西郷の動靜は如何。

先帝崩御後の形勢は、幕府にとつても乘ずべき機會であつたが、勤皇派にとつても、亦た大いに乘ずべき機會であつた。此の機に乘じて幕勢の擡頭を壓へ、ヅッと乘り上る爲めには、何としても諸雄藩の大會議を興し、日本政局の中心を、幕府より直に朝廷に移し、天皇親政の復活の下に、諸雄藩の公議政治を樹立せねばならぬ。西郷歸藩の事情は、久光をして大擧上京せしめ、かかる一大革新の急先鋒たらしむるにあつた。

西郷の使命は頗る重大であつた。それだけ彼れの決心も强かつた。久光の上京を促がすに、彼れは確かに一死を期してをつたことは、當時の西郷文書の中にも散見してゐる。

久光自身は、上京周旋に就いて、敢へて異議をいはぬかも知れぬ。寧ろ進んでその威を振ふを快とするでもあらう。しかしながら久光の左右には、佐幕派の重臣が取り卷いてゐる。直接久光に突撃して、その決意を得たところで、左右重臣の反對があつては何にもならぬ。殊に今回の上京は、藩運を左右する、大問題であるばかりならず、實に國運に關する、一大躍進を試みんとするのであるから、どうしても藩論一定、擧藩一致といふ大まとまりで乘り出してかからねば、成功は覺束ないのである。

そこで西郷は、歸藩後三四日の間、先づ藩論の樣子を見るつもりで、ブラリと遊んでゐた。固より久光にも謁見せず、執政等の意見を、それとなく觀望してゐた。執政等の意中は、何處までも平穩主義、勿事主義で、成るべく我れより事を起すなどの危險は、飽くまでも之れを避けたいといふ、因循思想であつたことは、云ふまでも

なかつた。

されど藩內有志の中には、却々時務を知るものもあり、盛んに藩主の上京を、建言するものがあつて、執政等もそれら有志の言動を鎭壓するのに、隨分困り果ててゐる樣子も見えた。西鄕は冷靜にその次第を觀察し、五六日ごろ、いよ〳〵評定を開くことにして、執政初め、お側役全部に渡つて、動員令を下した。國老島津備後を初め、湯治中であつた山內作次郎、伊地知壯之丞をも呼び寄せるといふ、緊急動員で大評定にかかつた。西鄕は列座を見廻はし、やがて京阪の政情より、自己歸藩の事情を述べ、雄藩會議を興すに就いて、堂々藩主久光の上京論を持ち出した。

西鄕は、固より大反對のあることを豫期してゐたから、若し衆議決定を見ないやうな場合があつたら、潔く身を退ぞくの決心をさへしてゐたが、列座の議論は案外に盛んなもので、久光上京は異論なく決定を見た。これには西鄕も寧ろ意外の感があつたが、兎にも角にも、闔藩の輿論一定して大屋臺を繰り出すといふ勢ひになつて來たので、西鄕も思はず躍然たるを禁じ得ざるものがあつた。

【七】薩州の藩論一決

藩論が既に一決した以上は、最早や猶豫する必要はない。西鄕は家老桂右衛門、島津伊勢の兩相と共に、評定の翌日久光に謁し、その快諾を得た。既に久光上京が確定したのであるから、西鄕は此の意を齎らして、土佐、

宇和島に遊說することになり、十三日夜半、鹿兒島を發して、海路土佐に向け出航し、十五日高知に著いた。二月晦日、西郷が大久保に與へて、此間の消息を傳へた書簡がある。

大久保利通に與ふる書〔慶應三年二月晦日〕

御分袖以來、不レ能ニ御音信一候處、彌以御安康、奉レ賀候。當月朔日安著いたし候處、三四日は病氣に而引入居、御上京之說は直樣言上不レ仕、一同之評議に掛、一決之處を以、言上之含に而御座候故、形勢見合居候處、不ニ罷歸一內に、御大故之時を以、御上京可レ被レ爲レ在事と、段々建白之向も有レ之候由に而、執政方も、難澁被レ致候趣に御座候。三五日も相過候に付、一同御會議相窺候處、備後殿初、執政中、御側役中、都而出席相成、山內・イチチは湯治に而御座候故、罷歸候樣申參、相揃候而、議論持出候處、案外老先生方之御議論盛なる事にて、速に御上京之儀相決大慶之事に御座候。此度之衆議、不ニ相決一候歟、又は御決定不レ被レ爲レ在候得者、退身之含に御座候故、强く申建も不レ致候得共、案外之事に而、我輩は飛揚此事に御座候。御遙察可レ被ニ成下一候。夫故翌日は桂家、諏訪家、御兩人與私も御前え罷出、具に言上仕候處、直樣御承諾被遊候に付、十三日夜半より出帆いたし、容堂侯へ御使者相勤候而罷越亘細申上候處、氣味能、御返答に而、生再不ニ罷歸一與迄被レ仰候由、至極之御決心出來被レ爲、難レ有次第に而御座候。三月中を限與御定相成、私之滯在中に、御上京の御廣め相成、餘程御はまり出來候段、福岡杯、咄有レ之候。夫故昨日御發し、別紙之通、

被二仰出一候間、いづれ三月廿日比に、御發途之御賦に御座候間、其御許之御手當等は、宜敷御願申上候、宇和島は餘程因循之御説に而、上京被レ成與は、御返答被レ爲レ在候得共、無二覺束一被レ思申候。嘸御待長御座候半と案勞仕居候得共、無二致方一、延引罷成申候。小松太夫えは別段不二申上一候付、宜敷御執達奉レ願候。頓首。

二月晦日〔慶應三年〕

西郷吉之助

大久保一藏樣

文中、久光の上京が、三月二十日過ぎになることをいつてゐるが、これは相當の兵力を擁して、出京する方針であるから、充分の餘裕を要したのであらう。西郷等の考へでは、萬一の場合あらば、幕府と戰場において相見ゆるの覺悟であつた。

【八】山内容堂と西郷との會見

二月十五日、西郷は吉井友實を帶同して、土佐須崎港に上陸し、直に高知に向つた。先づ舊知福岡孝悌に面會して事情を述べた。福岡は勤皇の志士で、南洲とは京阪において舊交がある。容堂寵臣の一人であつたが、孝悌は元はひどい尊幕論者であつたので、容堂は兼々その邊に不滿があつた。そこで京都に出して天下の事情を知らしめ、廣く四方の士と交はらしめたが、その後孝悌も俄かに知見を廣め、尊皇の大義に曉るところがあり、且つ

土佐藩の特別な事情をも察する餘地が出來たので、容堂は『福岡もどうやら物が解かつて來た』と喜んでゐた。
西郷と福岡とは、諸侯會議論において一致し、皇政復古論において一致し、京都において既に屢々會議するところがあつた。福岡が初めて西郷に逢つたのは、中岡愼太郎の紹介であつた。中岡は西郷にゾッコン惚れ込んでゐる人間である。福岡が又た惚れをしたのも無理はない。西郷が一月二十二日京都を出發した時には、福岡は土佐に歸つて、藩主容堂に說く役廻りを受け持つてゐた。西郷がやがて土佐を訪問して來ることに、豫め打合はせがあつたことも想像される。勿論福岡が容堂に向つて、薩・長・土・越の聯盟運動を進言したことも事實であるし、又た薩摩の大芋西郷ドンが來ることも、打ち合はしてゐたに相違ない。
西郷と吉井とが、福岡に案內されて山內容堂に謁見したのは、著土の翌十六日であつたと推さるる。容堂、南洲會見の次第は、中岡の日記に詳しく記されてゐる。之れによると、兩雄對談の光景を、目前に見るやうな感がある。

中岡愼太郎の日記（慶應三年三月）

〇三月三日　吉井氏を訪ふ。話に、先月西郷氏十三日出帆、十五日須崎に著すと云。土州へ使節に到り、吉井船將にて行き、歸途、宇和島に到る。同二十七日歸國（中略）夕刻西郷氏を訪ふ。
〇西郷、土州に到り、福岡藤次（孝悌）と同く、容堂公に謁したり。西郷儀、此度、薩侯の命を受參りし事に

て、大隅守樣〔久光〕より、被㆓仰含㆒たる次第も有㆑之、大に心配して參りたるが、上國の勢、具に言上したれば、公御卽答に、『薩侯の御主意、御尤の事に付、拙者杯、侯の御相手には相成間敷候得共、早速上京可㆑致、尙又、此方は貴方とは違ひ、德川家の恩義もある事なれども、皇國の爲め、公論を以、盡力する事なれば、地球上より見たる時は、矢張公論なり。然れば親藩と雖も、今日に至ては可㆑盡事也。況んや外藩の列に在るをや』云々。被㆑仰候由。西鄕曰く『此度は、事不㆑被㆑行と云て、御引取に相成位の事にては不㆓相成㆒』と申上る。公『素より覺悟也』と被㆑仰候由。後ち藤二に被㆑仰しは『此度は死を目的とすべし』と也。公又西鄕に被㆑仰しは、『藤次なども、實の尊幕論でありしが、此度上京して○有志に交りしに由て、大に議論が能く成りたることも、嬉しき事』と被㆑仰、其れにて西鄕始めて、胸がぐつと下りたる由。○西鄕滯留中、容堂公上京の儀、國中え、被㆓仰出㆒候由也。〔中略〕西鄕、土佐より歸途、宇和島に到、老公に謁し、御上京の論に及ぶ。侯曰、『凡、事、目的立ざれば、行ひ難し。目的は如何』と、被㆑仰候に付、西鄕、默して退かんとす。松根圖書、西鄕に向て『容堂公、上京の目的と云は、如何に候哉』といふに付、西鄕答に『先づ能く御考被㆑遊㆑成よ。是程正しき目的と云は無き事にて、容堂公は、今日天朝の御危難、臣子の不㆑得㆑止處が、目的にて、御上京に御決しの事にて候。凡、天下の事、平常の事は、手づるを付けて成すことなれども、斯る御大事に當り、大義名分を以て、盡す日に當り、利害得失を論ずるは、如何にも、合點不㆑仕』と云し處、松根御尤と答ふ。松根又國疲弊の事を云ふ。西鄕其れは御執政の御言葉とも聞えず。大義に臨み、論ずべき事に

非ず。中々左樣のことにては、足下の力にて、國を富ますなどは、思ひもよらぬ事也』と云ふ。夫より酒宴となり、女を出し酌を爲す。老公曰『吉之助、京都に愛女が有るか』と。西鄕曰『御座候』。公曰『名は何と云や』。西鄕曰『此れは申上ましたとて、何にも不㆓相成㆒事故、今少し、何か御爲に相成る事を、御尋ね被ㇾ下度』と云。公曰『其方が左樣の言を云ふ奴つ故、仕方のなき男だ』と雜言す。云々。然るに、先『國の疲弊を推して、勉强して上京』と答に成りし由。頗ぶる曖昧なりし由。

當時中岡は鹿兒島に行つてゐたので、西鄕の直話を、そのまま日記に記して置いたものと思はれる。先の西鄕の書簡と對照すれば、符節を合するが如きものがある。

容堂が『土佐は薩藩とは少々事情が異つて居つて、幕府とは特別關係がある』といつてゐるのは、藩祖山内一豐が、關原の役に殊勳を立て、遠州掛川の六萬石から、家康のお目鑑で、土佐二十四萬石の大名になつたことを指ざしたもので、此の關係が、容堂をして何處までも公武合體論者たらしめた所以でもあつた。

【九】　伊達宗城と西鄕との會見

容堂を打ち止めた西鄕は、その足で直ぐさま伊豫に廻り、二月二十四日、宇和島で伊達宗城に進說した。

元來宇和島藩には、それほど有爲の人材を出さなかつた爲めに、藩としての力は微々たるものであつたが、藩主伊達宗城が、當時海內の賢侯として聞えてゐたので、齊彬以來の舊誼により、侯の勤皇心に依賴するところが

あらうとしたのであつた。

西郷の書簡の中に『宇和島は因循論で大した望みは掛けられない。上京はするとの御答へであつたが、何とも覺束ないものぢや』とあるやうに、容堂のやうに氣持のいい響きがしなかつた。西郷は宗城に謁して、久光上京の決意から、容堂卽座の贊成を述べ、上國の形勢は勿論、國家將來の大策に及んで、此際、斷然上京、皇政の復古に盡力あるべきの急務を力說した。すると宗城の返詞が、頗ぶる半煮えである。

『物事といふものは何ぢやぞよ。ちやんとした目的が立つて居らんければ、成就しない。西郷、目的は何ぢやネ、目的は！』

西郷は胴體が太くて、どうやら智慧が廻り兼ねさうに見えるが、却々頭は鋭い。此の一問を聞いた西郷が、何にも言はないで、立ち上つてしまつた。さらば御免を蒙むらうといふのである。席上に陪從してゐた松根圖書が、あはてて、西郷を引き止め、

『まあ〳〵お待ちなされ、目的は皇政に御盡力あるといふに相違ない話でござるが、殿の目的と仰せられたのには、別の意味もあることぢや。先づ、容堂侯の上京さるるといふ目的は、何でござるかのウ……』

その場を繕らふ爲めに、西郷にとりなすやうにいつた。氣の拔けた西郷も『一度は御說明も申し上げよう』といつた氣持ちで、座に復へり、

『先づとくとお考へなされよ。侯には今ま更に目的は……などと仰せらるるが、これほど正しい目的はござら

ぬ譯ではごわせんか。容堂公には、今日は皇國の一大事、天朝の一大危難ぢや。臣子の分として御盡力申しあぐるのは、何とも避け難いところぢや。我々外藩は元より、德川親藩の者共も、皇政の爲めに粉骨碎身すべきところぢやと申す目的に外ならぬまでのこと、この明らかな大義で、いよ〱御上京と決せられた次第でごわす。凡そ天下の事は、尋常の時でござれば、いろ〱に手蔓を求め、足場を固め、用意萬端相整うた上で、ボツ〱相始めてようごわせう。然しながら、かかる一大事に當り、大義名分を以つて邁進する場に臨んでは、成敗利鈍を顧みる要はござらぬ。然るに、今に至つて猶ほ、利害得失を論ぜらるるのは、西郷トントその意を得ませぬ。』

能辯ならずといへども、腹の底から、響き來る、西郷の言葉には、千鈞の力があつた。これには、松根國老も『御尤も』と應へるの外はなかつた。

『御盡力も結構ではござるが、何しろ弊藩は費用多端でござつて、薩、土のやうな大藩のお伴は、出來兼ねるのぢや。』

松根は懐ろ勘定の愚痴まで持ち出した。勤皇の大義と算盤勘定とを一緒にされては、西郷が默まつて居らぬ。

『これは執政のお言葉とも存じ申さぬ。財布の重みで勤皇は出來ませんぞ、左やうのことを、此の場に臨んで論ずるものではござるまい。なか〱そんなお考へでは、足下の力で國富を增すことなどとは思ひも當らぬことでごわせう……』

兎に角、宗城も上京と決まつたので、遠路使命を傳ふる勞を犒ふべく、その夜酒宴の席が設けられた。宗城も頗ぶる通人であるから、奥女中などを出して、西郷ドンのお酌をさせる。宗城は笑ひながら、

『どうぢや西郷、京都には女でもあるか……』

と聞く。西郷は眞面目なもので、

『ごわす……』

あるものを無いなどとはいはぬ西郷である。無いやうな顏をして、人目を誤魔化すやうな西郷ではない。一語明瞭『ごわす』の返詞が氣が利いてゐる。いかにも西郷の面目が躍如として居る。

宗城は何處までも、惡戲者であるから、

『ほほう、それは珍らしいぞよ。その女の名は何といふかや……』

『これは申し上げましたとて、何の役にも立たぬことでごわす。何ぞ今少し、爲めになることをお尋ねなされ……』

と相手にならぬ。時が時、場所が場所、使命が使命である。かかる時かかる問答は、無益でござるとの諷刺が、宗城の胸にピシリと立つた。

『西郷、その方が左やうのことをいふ奴ぢやから、仕方のない男ぢやテ……』

いよ〳〵上京との返答はあつたが、西郷はその熱心の足らないのを早くも觀破し、多くの望みを囑せずして、

歸途に就いたのである。

宗城もさる者、西郷の口に迂濶には乘らぬ。殊に僅か十萬石の小大名である。薩州や土州の大藩と同じ船に乘つては、國費の負擔に堪へかねる。小は小なり、貧は貧なりに、覘ふところがなければならぬ。西郷の雄辯に、腰を浮かして泳ぎ込まぬ理由は、ここにあつた。

されど、要するに、かくの如きは、小手先の喧嘩、指先きの相撲に外ならぬ。身を捨ててこそ、浮ぶ瀬もある瀬戸際での、藝當ではなかつた。

伊達宗城日記（慶應三年二月）

同（二月）廿三日　薩大隅守（久光）より、蒸艦三邦丸にて、西郷吉之助を以て、上京之儀、申越候。

同廿四日　面謁。

大隅守口上大意

先帝奉レ蒙ニ殊遇一候處、舊臘、豈料哉、被レ爲レ在ニ崩御一　新帝、御幼年、加レ之宇内之形勢、眞に切迫、奉ニ恐悚一候御時體、臣子之分、坐視傍觀難ニ申上一候段（故か）此度可レ致ニ上京一に付、兼兼約束之儀に付、同樣、上京之儀、被ニ相賴一候趣なり。

答

委曲致ニ承知一、御趣意御尤之儀、御同意に存候。尤當今、救時之大策、着眼は更に無レ之候得共、兼兼御同盟之事故、可レ致ニ上京一。但、當時、此方、蒸艦は修復中故、大隅上阪候はは、共艦致ニ借用一度申置候。

如上は伊達宗城の自記になる、西郷來訪當時の記録である。行文甚だ簡にして、細事を盡さざれども、宗城意中の片鱗は、之れを窺ひ知ることが出來る。卽ち西郷の傳へたる久光の意志は『君國危急の場合、共に上京して臣子の分を盡さん』との熱意が顯はれてゐるが、宗城の答へは『別に對策も浮ばぬが、お約束だから、參る丈けは參らう』といふ、やや冷然たるものがある。之れを大久保が久光を激勵して『天下創業の意氣込みを以つてせよ』といつてゐるのに比すれば、まるで氣合の掛け方が違つてゐる。何事も計畫よりは熱誠で事は成る。軈て四侯の足並が亂れ、分れ〳〵に歸したのも、故なきにあらずだ。

【參考】四侯詩歌

逸題　山内容堂

風捲ニ妖雲一日欲レ斜。多難關レ意不レ思レ家。
誰知此裏有ニ餘裕一。立ニ馬郊原一看ニ菜花一。

詠草　伊達宗城

異國のことあらん今は世のみかは身をもすてまし君たみのため
神にしてかみまつらする天皇の御かけおかかむはあなかしこしも

御祭のむしろの末にかしこみてみれは神代のことちこそすれ
絲竹もよもすみわたり御祭のはてしみゆきの玉しきの庭

偶成　松平春嶽

眼見年年開化新。研レ才磨レ智競謀レ身。
翻愁習俗流二浮薄一。能守二忠誠一有二幾人一。

壬戌旅中作　島津久光

自レ出二家鄉一已三旬。轎舟過得幾關津。
此行何意人知否。欲レ掃扶桑國裏塵。

第二章　四大雄藩主の東上と朝權回復運動

【一】島津久光・西郷吉之助の上京

土佐、宇和島の兩藩に遊說して歸國した西鄉は、その足で直ぐに、大村藩、平戶藩へも進說する心算であつたが、薩藩の事情は、西鄉の留守を許さぬものがあつた。四國行の僅々十五日の他行でさへ、藩內には隨分形勢盛り返へし運動が試みられた行迹があつた。此の上、引き續いて此行を續けてゐると、その間に如何なる形勢が馴致せられぬとも限らなかつたので、恰度鹿兒島に來合はせた中岡愼太郎に依託して、自分はひたすら、久光東上の準備を急がしめた。

二月朔日、西鄉が大久保に致した手簡の別啓に、左の一條がある。

大久保利通に與ふる別簡〔慶應三年二月朔日〕

別啓上仕候。大村・平戶・藝州の處、粗御咄合申上置候通此邊之處より、外援と成候へば、夫丈けは大に力を得候儀も可レ有レ之と相考へ、旣に遊說に出候賦に御座候得共、只今引はづし候ては、因循說相行れ、御出立、甚以混雜之場に相成候半と申事に御座候故、右先見合申候間、何卒其元にて、右三藩え御說得被ニ成下一

度候。奔走いたす含御座候處、内々御出立、甚六ケ敷御座候に付、些と手後れ相成候間、宜敷御願申上候。

中岡は太宰府の三條卿よりの使命を帶びて、三月二日、大山格之助と同伴で鹿兒島に來著した。西郷は中岡の歸途を以つて、大村・平戸・並に藝州藩に遊說せしむることにした。そして中岡に附せしむるに村田新八、寺田弘の兩士を以つてした。

中岡の一行は三月十一日、鹿兒島を發航し、海路阿久根港に泊して、十四日長崎に著し、平戸・大村兩藩の有志と談合し、十七日太宰府に歸著した。馬關においては、阪本・伊藤等と會見して、西郷が計畫しつつある回天の偉業、將に近きにあらんとするの情報を齎らし、上國に向つた。

西郷は遂に久光を擁して、三月二十五日三邦丸に駕して出發、翌四月十二日いよ〳〵入京した。固より今度の入京は、一大決心を以てしてするのであるから、萬一の場合には、幕府と一戰するに到るかも知れない。そこで西郷は、步騎六隊・砲一隊・海兵など、總勢七百餘人を引率して練り出した。

七百人といへば、一千足らずの少兵である。何ばかりでもないといへば、それまでのことであるが、天下大亂の兆ある當時において、國家の重望を負ふ島津久光が、薩・日・隅三州の後光を背景にして乘り出したことは、何としても、天下の視聽を聳てしめざるを得なかつた。

況んや連盟の羽翼既に成り、軍中には目今志士の仰望して已まざる西郷吉之助が扈從し、大砲までもゴロリゴロリと曳き出したのであるから、これが諸藩を振動させせない譯はなかつた。行軍中の西郷は、儼として勤儉尙武

の令を下した。そして自からその範を垂れ、衣服調度の如きは、實に質素を極め、一僕一荷を携へたのみで、自から飯も炊けば、宿屋の始末もし、身邊の事は一として自から辨ぜざるはなかつた。

師とも、親とも、推服してゐる南洲先生にして、旣に斯くの如くであるから、士卒が之れに激勵されない筈はない。春王三月、山野を渡る春風に競うて、薩南健兒の意氣、正に斗牛を貫ぬくものがあつた。

【三】 薩・土・宇・越の四侯皆到る

久光の一行は、四月二日大阪に著し、十二日いよ〳〵入京した。伊達宗城は第二著で十五日、翌十六日、第三著の松平春嶽が入京した。山内容堂は、これよりやや遲れて、五月一日になつて入京し、ここで四侯の顏が出揃つた譯である。

西郷等の運動で、今や四侯は轡をならべて東上するに到つたが、四侯共にその肚具合は違つてゐる。同じく大改革を欲するの意圖はあつても、一歩誤まらば、倒幕の一大決戰を辭せない肚があるのは、久光一人である。

松平春嶽は一貫した勤皇論者ではあるが、元を糺せば德川の一門である。慶喜とソリが合はぬにしても、將軍の寢首を搔かうなどとは思ひも寄らぬ。山内容堂は西郷が遊說した時に、『此の度は東山の土となる覺悟ぢや』と慨言したほどではあつたが、根が公武合體論者で、『德川家には特別の關係がある』といつてゐるくらゐだから、久光と何處までも步調を合はせる譯には行かぬ。伊達宗城も、勤皇においては一步も讓らぬが、快刀亂麻を斷つ

の荒療治を考へては居らぬ。四侯それぞれの肚具合があるから、後になり先きになりであるが、何としても久光が、太つ腹をきめてゐる丈けに、四侯中の頭目のやうな觀があつた。

久光が大阪で一週間あまりも手間どつたのは、いろ〳〵の事情があつた。直ちに驅けつけた大久保・小松と、西郷・吉井等の有志が、一般方略を議したのにもよるが、當時慶喜が大阪城にゐて、久光の登城を求めたのにもよることであつた。しかし久光は、まだ朝廷に伺候しない前に、將軍家に面謁する譯には參らぬといふので、慶喜には目も呉れず、そのまま入京してしまつた。

慶喜も尋常一樣の偶像將軍ではない。肚に一物もあれば、二物もある男である。四侯お揃ひの入京が、チト面妖であるぐらゐのことは、先刻承知をしてゐる。相手が四人、こちらが一人であつて見れば、この相撲の少々手強いことは、木村庄之助が軍配を引かなくても解る。慶喜には又た別に、慶喜の肚があつた。

『今や關東の政令一新し、兵馬の制も亦た見るべきものあり。一橋の膽略は決して侮るべからず。若し今にして朝政挽回の機を失ひ、幕府に先を制せらるることあらば、實に家康の再生を見るが如し、今日天下の勢は、山嶺に丸を置くが如く、危機僅かに一髮、一轉せば忽ち千仭の下に直下せん。誰れか得て之れを支へん哉。唯だ之を轉ずる者の力如何と顧みるのみ』

とは、長州の木戸が、當時の形勢を喝破したところであるが、『之れを轉ずるものの力』は、實に久光の背後に集中せられつつあつたのである。

【三】 西郷・大久保の久光教育

東上四侯の中において、島津久光が重鎮の觀を呈したのは、久光其人の人物が、松平春嶽・山内容堂・伊達宗城に對比して、甚だしく勝れてゐるといふからではない。年齢において、久光は四侯中最も長じ、慶應三年には、五十一歳に達し、伊達宗城の五十之れに次ぎ、山内容堂の四十一歳、松平春嶽の四十歳に比し、大凡十歳の年長であつたが、その政局の出現においては、春嶽・容堂に、遥かに遅れてゐる。謂はば弟分の格である。

四侯年齢比較（慶應三年）

島津久光	〔文化十四年十月二十四日生〕	五十一歳
伊達宗城	〔文政元年八月一日生〕	五十歳
山内豐信	〔文政十年十月九日生〕	四十一歳
松平慶永	〔文政十一年九月二日生〕	四十歳

春嶽は久光の兄分たる島津齊彬と提携して、夙に嘉永・安政の外交問題、将軍繼嗣問題に奔走して、令名天下に席き、容堂は江戸に在つて、當時の碩學大家と交はり、宗城亦た賢侯の聞え高く、文久政局後の登場人物たる久光の、遠く及ばざるところである。

要は久光背後の力が物をいつてゐるのであり、而して薩藩勢力の中堅は、何といつても西郷・大久保の兩雄である。久光が何程人傑であるにしても、結局は殿様の偉いのに過ぎない。炎天凍地に、心身を鍛錬して來た、甲東・南洲の比でないことは申す迄もない。

久光を擁して東上した西郷も、又た大久保も、いよ〳〵手放して、海千山千の慶喜と、直談判をさせるとなると、少なからず心配があつた。玆において乎、先づ四侯會同、慶喜對局の以前に、充分に久光の心膽を錬つておく必要を感じた。大久保、先づ久光に諭へていふ。

大久保利通より島津久光に上つる書（慶應三年四月）

今般　御上京に付ては、不㆓容易㆒大事之御場合、皇國の安危存亡に、相拘、殊に幕府に於ては、御擧動相窺、猶亦列藩は御進止相見合居、一國之動靜を以、天下之大勢を成候儀に御座候得ば、別て不㆑輕譯にて、第一、内外御危急に被㆑爲㆑臨、上　朝廷之衰體、下萬民之困苦、御傍觀に難㆑被㆑爲㆑忍拋㆓國家㆒御盡力被㆑遊候、御忠誠、遍く天下に擴充仕候樣、有㆓御座㆒度、自今天下を創業するには、全く意氣込み一を以て、仁義名分相立、隨て成否にも、相拘事に御座候間、幾重にも御誠忠を以、列藩をも感動せしめ候樣、仕向有㆑之候義、根軸に可㆑有㆓御座㆒候。年來、名分大義を以、御立貫、終に今般　御上京被㆑爲㆑在候に付ては、朝廷より、諸藩にいたる迄、有志之論は、多く驥尾に附かんことを欲し、依賴之形に候得共、中には各藩見

込之異同も、或は因循猶豫之向も有レ之、動兼候姿に御座候。夫等は固より、不レ足レ取候得共、應と不應とに拘はらず、公平之御趣意を以、尾州・藝藩、其餘、柳川等に至迄、賢侯方、御談合之上、手分を以、御使者被ニ差立ー度、奉レ存候。

一、朝廷、人材御登庸之急務は、已に御治定之通にて、大略御居り相成候處にて、兵庫開港、朝議御確定之分、相立、不レ損ニ國威ー、不朽之御良策相立、斷然 朝廷之條約に相成候外、今更致樣有ニ御座ー間敷。

一、防長之儀、前條同斷、非常之 朝命、以ニ大膳父子ー、天下國家之爲を存候誠意被ニ 聞食ー、分家領本之通、長門相續、家中一同安堵、尚抽ニ忠誠ー候樣、御沙汰相成度。

但、大膳義、不行屆之譯を以、隱居。

一、兵庫開港之大事件に就て、矯ニ 勅命ー候義、重罪不レ可レ免候に付、征夷將軍職を奪、削封之上諸侯之列に被ニ召加ー度、實に不ニ容易ー義とは、奉レ存候得共、今般之機會に於ては、公議を以、御裁斷被レ爲レ在候外、無レ之儀と奉レ存候。

今や將軍は代換りとなり、天子は崩御あらせ玉ひ、加ふるに外に兵庫開港問題あり、內に長州再征あり、殊に薩長の盟約は成立して、倒幕の大機は脈々として動き、宮廷の勤皇派は俄然擡頭して、皇權回復を試みようとしてゐる。此の際における決心は、尋常一樣の決心では濟まされぬ。大久保が久光に說いて、『天下創業の意氣』を卓勵してゐるのは、薩藩必死の奮起振りが讀まれる。

殊に薩藩の對度、久光の進說を指示して、

第一　朝權確立の爲に人材を登用して、朝廷より兵庫開港を仰出さるることが、何より第一の急務たる事。

第二　防長の處置も、朝廷の命を以てし、大膳父子の誠意を認めて、一藩勤皇の道を開かしむる事。

第三　兵庫開港問題紛糾の責任を以て將軍の封を削つて一諸侯の列に落し、萬機朝廷に歸する事。

と敎へてゐるのは、旣に確然たる、皇政維新の斷行であつて、實に時勢の一大回轉を爲さんとするものに外ならぬ。

西郷も亦た、別に大いに久光に建言して、薩藩の執るべき態度に關して、懇々として指示してゐる。

島津久光侯への建言書（慶應三年五月）

此度御建言相成候、堂上方御人物、兩御役（議奏・傳奏）え、御備相成候得ば、當時朝廷の御危篤、眞實御合點相成、十分御はまり相付候處、御見留被ㇾ爲ㇾ在候上は、三ケ條（長州處分問題・五卿一條・兵庫開港）の御難題と申御所置に付ては、いづれ理と勢ひを明に被ㇾ察、順序不㆓相立㆒候ては悉瓦解可ㇾ仕儀と奉ㇾ存候付、第一長州の御所置は、朝廷より幕府え、一先御尋被ㇾ爲ㇾ在度儀に御座候。諸侯の儀も、追々上京可ㇾ致候得共、其內幕府の見込被㆓聞食㆒、猶、得と諸侯の儀も被㆓聞食㆒、天下の公論を以、御沙汰可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在候間、早速建言仕候樣、御達相成度儀に御座候。其節は三伐（第三回征長）を申立候か、寛典を以、言上に及候か、

兩條の儀に御座候間、委曲御質問被レ爲レ在、公平至當に出候はゞ、大幸の儀に御座候付、速に御施行相成、長州侯も御禮參内の運に相成度、若、猛に出候はゞ、可レ戰の條理、御糺問に相成度、可レ戰の筋有レ之候はば、勝利なしとて可レ及ニ休戰一譯、更に無レ之候間、如何共、戰の本志可ニ相立一舍の處、只今の姿にては休戰の名を借、悔悟の語を吐き、全不條理の戰に陷候譯に候得ば、三伐〔に〕付ては、今一層の罪を增、全の私鬪に立至り候故、長州におひても、闕下に哀訴と申ものにて、軍勢を押出し、謹で歎願書を　朝廷に奉レ捧、御沙汰相待候はゞ、必幕府遮り候はん。其時こそ力を合、内外より一時に責打候て相挫候より外無ニ他策一事と奉レ存候。

一、五卿方の儀は、長州寛典の御所置相成候て、御禮參内と申場合相成候へば、其時御歸洛相成候て可レ宜儀と奉レ存候。若、猛を以長州え接候賦に候へば、必五卿は擒と被ニ相成一候儀は、案中の儀と奉レ存候付、御歸洛被ニ差急一候ては宜間敷、五卿の進退は、長州の所置に依て御決相成、可レ然事と奉レ存候。

一、兵庫開港の儀は、いまだ期限も不ニ差迫一、既に幕府におひては、約定いたし居候末の事候へば、いづれなり、　朝廷の御根軸相立、朝威輝き、幕府も道を相立候樣成行不レ申候ては、本道の儀出來兼候付、御急務中結尾の御所置と奉レ存候。若哉幕府におひて、無道の振舞に立至候共、朝廷の御居相付候上は、賢侯方合從の御勢力相備候へば、理を盡して御進相成候て、事行れ可レ申、其節は幕府は御離相成候て、朝廷の開港條約に御振替可レ被レ爲レ成と奉レ存候。自然、長州も一體に相成、御策を助可レ申候得ば、御勢は彌

増、十分の御策相行れ、萬國普通の公法を以、外國人え被レ接候はば、決て天下に異論有ニ御座一間敷、いづれとも天下挽回の御時節に候へば、朝威振起候處、肝要の儀に御座候。尤長州の御所置次第、兵庫の御策も相變譯に御座候間、只今御申建相成候共、御明策却て無益に屬可レ申候付、先御見合相成候方、可レ宜儀と奉レ存候。

右暴虎氷河の論に渉候得共、挽回の節更に相立不レ申、愚考の儘相認候付、得と御熟許奉レ仰候。頓首。

大久保は撥亂反正の意氣を以てし、西郷は何處までも『理と勢ひ』とを以つてし、議を天下の公論に歸すべき大道よりしてゐる。ここに兩雄の面目を見る。

西郷の所説と、大久保の進言と、同心同根に出で、全く異曲同巧であるが、同じく提言した三箇條中に、西郷が五卿問題を提示してゐるのが、少しく異なつてゐる。要するに西郷の所説は、

第一　長州所置は朝廷より幕府へ尋問し、天下の公論を聽取して、公平至當の處分あるべき事。

第二　五卿の進退は、長州寛典の處置と同時に行はせらるべき事。

第三　兵庫開港は、朝廷の開港條約に變更し、朝廷より仰せ出され、幕府・諸侯は之を遵奉するやうに計らふ事。

といふに存してゐる。

大久保の言、西郷の語、要するに此際、斷乎として朝權確立に邁進されたしとの進言であつた。

更に西郷が久光侯に建言せる文案を見るに、彼れは呉々も、久光の態度に、過誤なからんことを進說してゐる。その言の如何に懇切叮寧を極め、如何に周到の用意においてし、又た如何に訓へて倦まざるかを看よ。

＊　＊　＊　＊　＊

島津久光侯への建言書（慶應三年五月十二日頃）

御登營被レ遊候時機、相成候はば、一大事の場合と奉レ存候付、公道を以、御說破被レ爲レ在、感服被レ致候樣、御議論被レ爲レ在度儀と奉レ存候間、外御方方樣と、得と御打合相成、御論一徹に相立候樣、有二御座一度、大樹公（慶喜）には、譎詐權謀の御方故、御正論を御凌被レ成候儀、明手に御座候間、御論を引逃し、裏に被二相廻一候か、又は御改心の姿を以、被レ欺候かと奉レ存候。彌改心悔悟の場に立至、天下の公論を被レ爲レ用候處、萬萬無二覺束一事と、奉レ存候間、長州御所置の儀、且兵庫開港の策、必御尋相成候はん。其節は、決て御取合不レ被レ爲レ在、第一朝廷御遵奉の筋、相立不レ申候ては、悉く齟齬仕候付、如何樣の良策あり共、行れ不レ申候付、屹と遵奉の道、被レ爲レ盡度、御申立相成候はば、其儀は、固よりの素志に候間、論もなきことと、御返答相成候はん。然共頓と御實跡相見得不レ申、勿論、近日二條殿下え、御迫相成候事件、全く公平の御論共、被二相伺一不レ申、共上、新帝御幼年の御儀に御座候へば、尙更懇懇と、御建言可二相成一處、却て威勢を以、御押へ被レ成候次第、全御輕蔑の姿に相當り、御忠實相顯不レ申、尤志と業とは、今日の處は勿論、千載

に渉り、決て不レ被レ欺ものに御座候故、口舌を以は、如何樣共、御辯解出來させられ可レ申候得共、中々人心の落著は、難二相成一儀は、能能御明の上とは、奉レ存候得共、全左樣の御振合、相見得不レ申候故、事事物物御難題の所置と、相成候次第に御座候。長州の御所置といへ共、兵を勞せらるるに不レ及、眞實遵奉の筋被レ爲二相立一候へば、必悅服可レ仕儀に御座候。夫のみならず、外夷の儀も、かく迄、朝廷の御憂慮被レ爲レ在候儀を、親敷御汲受被レ爲レ在候はば、轉倒の御所置も、有二御座一間敷、始終朝廷は度外に置ての、御扱に相成候故、開鎖の煩ひに立至候事に御座候間、いづれ私權を離れ、公平の議を以、遵奉の筋、相立候得ば、時勢の變遷相分り、開鎖の得失、貫徹可レ仕儀は勿論の事に御座候段、一遵奉を以、申事は相貫候、御議論御立込相成儀と奉レ存候。其上は、御正論に困窮被レ致候か、又論を詰付て、御底意の處被二相探一度賦を以、今日實行を擧候處、如何可レ致哉と、御尋掛相成候はん。其節は、少しも御構不レ被レ爲レ在候て、天下の公論を以、申上候儀にて、全幕府の御威光を殺抔と申譯には、更に無レ之、世勢的當の論、却て幕府の御爲と、奉レ存候間、虚心にして、御聞取被レ爲レ在度段、御申斷の上、いづれ天下の政柄は、天朝え奉レ歸、幕府は一大諸侯に下り、諸侯と共に、朝廷を輔佐し、天下の公議を以、所置を立、外國の定約におひても、朝廷の御所置に相成候て、萬國普通の定約を以、御扱相成候はば、忽御實行相擧、萬民初て、愁眉を開、皇國の爲に、力を盡さんことを冀ひ、人氣振起り、挽回の期に至り、一新可レ致事と、大道を以、御諭解被レ爲レ在度儀と奉レ存候。

此の書によれば、慶喜の人となりを充分に久光の肚に入れ、斯ういへばああ、あゝいへば斯うと、慶喜の態度・言詞までをも豫想し、手を取つて教へるやうに說き與へてゐる。まるで、入學試驗に出掛けて行く小供に、親心でいろ〳〵に教へてやるのと、同一の感がある。

【四】朝權回復は朝廷改革より

四侯の肚がそれ〴〵に違つてはゐても、どうにかしなければならぬといふ肚には一致してゐる。當面の問題として鼻の先きにブラ下つてゐる問題には、長州處分がある。兵庫開港がある。この二大問題を解決するについても、慶喜と大相撲を取らなければならぬ。それを何うするにしても、最後は朝議の決定によらなければならぬ。そこで朝廷の改革、宮中の基礎を固うするといふことは、何としても最大急務である。

西鄕は夙にここに著眼した。久光をして政務を議せしむる前に、先づ朝廷に勤皇の諸卿を復位せしむるの案を立てた。

久光が容堂の入京を待ち受けて、五月六日、四侯初めて打ち揃うて二條攝政に謁した時に、先づ第一に傳奏・議奏中に、闕員を生じてゐることを指摘し、之れを補缺することを要請してゐるのは、實に此の間の事情を語るものである。

島津久光公實記〔慶應三年五月〕

五月四日　公〔久光〕松平容堂・伊達伊豫守と、越前邸に會す。

六日　公、大藏大輔、容堂伊豫守と同く、二條攝政の邸に參し、請て曰く、某等、召に應して入京し、互に腹案を吐て、事を謀りしも、去歲以來、朝廷施政の順序を、詳にせざるを以て、愚見を定むることを得ず。願くは之を垂示せられんを。且つ聞く、現今、傳奏・議奏、皆闕員あり。久く補任なしと。某等、私に恐る。事を奏するに當り、兩職人乏しく、局務多忙、鄙見の速に上達せざらんを。故に、補闕の銓衡を、急にせられんことを願ふ。攝政曰く、方今、國家多難、某、幼帝を奉して、攝政に當り、恐懼事に從ふ。特に卿等の翼贊を望む。公等曰く、及ばすと雖、誓て駑材を盡さんと。是に於て、攝政、客歲以降、朝政の順序を概示す。公、二奏銓衡の事を反覆し、殿下の意を問ふ。攝政、頃日以來の內議を語り、其選定の難きを辨す。公、其急要なるを以て、今日、近衞・一條・九條の諸公卿と議定し、明日を以て、上奏せられんことを勸說、攝政、急劇事を定むべからざるを以て、之を辭す。三侯、亦各白す所あり。攝政、其言を容れ、速に選定するを約す。十日、公、大輔・豫州と共に、再び二條邸に參し、兩奏補闕の速ならんことを詳論す。時に公、首として、中御門・大原二卿を推薦す。攝政、二卿の強硬を憚り、事に託して之を拒む。歸途、二侯本邸に來會す。後數日、正親町三條前大納言・長谷三位、議奏に補す。

當日久光が攝政に迫まつて、補闕の銓衡に關しては、近衞、一條、九條諸卿と會議して、明日直ちに上奏あれと肉薄したのには理由がある。久光は中御門經之、大原重德の二卿を推薦したといはれてゐるが、之れを容るべき機會については、最近に一の好機が起つてゐた。

それは四月十五日、英國公使の一行が、敦賀に旅行する要件を以つて、伏見街道を通過することを、幕府が獨斷を以つて許容したことから、端なくも問題を生じたのである。

輦轂の下を、夷人の通過に委するのは不屆であるとの輿論が、一時に京攝の間に嵩まつた。十六日の夜、土州浪人と稱するものが、夜陰に乘じて滋野井・鷲尾卿邸に迫り、幕府の許容を不問に附したのは、容易ならざる失體であるから、宜しく議奏・傳奏の責任を問ふべきであるとし、場合によつては白刄を擬するかの素振りさへ示したので、公卿連の愕ろき一方でなく、十七日、俄かに議奏廣橋大納言、六條中納言、久世宰相中將、傳奏野々宮中納言の四卿を免じ、別に薩州、因州、備州の三藩へ、京都守護警衞を命ずるところがあつた。

島津久光公實記（慶應三年四月十七日）

四月十七日　朝廷、傳奏野宮中納言、議奏廣橋大納言（能保）等、四人に諭し、其職を辭せしむ。幕府、外人の內地通行を許すの書を奏するや、諸藩士、朝廷之を受けて、問はざるを以て、關白・兩奏の罪と爲し、之を禁せされは、將に其邸を火せんとす。山階宮、攝政の邸に至り、告けて曰く、激徒等、野宮黃門等四人、

幕府の意を承けて外人を帝都に近くると疑ふ。今其職を罷めされは、恐くは暴擧あらんと。攝政、之を患へ、薩・因・備の三藩に命し、警戒を嚴にせしめ、四人を罷め、幕府に令して、兵庫開港尙ほ未定なるか爲、自今堅く之を禁す。其令文に、英人、伏見街道より、大津を通行するもの、十七人餘ありと載す。十八日、大將軍、自ら攝政邸に赴き、幕府を舍き、輦下の警衛を三藩に命するを論爭し、又英人の通行するもの十七人に及ふの、確證を得んことを逼る。近衛內大臣・一條左大臣〔實良〕九條大納言〔道孝〕大將軍と辨論す。內府等、終に訛言を信し、輕率、時事を上奏するを以て、自ら引責し、國事掛を辭す。十九日、柳原新大納言〔光愛〕の議奏を罷め、滋野井中將等四人に差控を命し、警備の令を解く。尋て近衛公及一條以下、三卿の職を復す。大將軍の攝政邸に逼るや、激怒論詰、夜を徹して退く。

薩州が朝廷改革の急務を論ずるに、好材料を與へたのは、實に此の一件であつた。中には英人をして急に旅行を思ひ立たしめたのは薩州であつて、小松帶刀は、態〻之れが爲めに、十一日英國軍艦を訪問して、之れを慫慂したので、さてこそ十二日から、急に公使が旅行を申し出でたのであるとさへ傳へられた。

會藩秋月種樹の如きは、『反覆常なき薩藩のことであるから、今回の事、必らず風聞の如くなるべく、朝廷より、守護職、所司代あるにも關はらず、別に三藩に警衛を命ぜられたのも不審の一つである』といつてゐるくらゐだ。

小松帶刀が、果して斯かる姦計の主役となつたか否かは、今ま俄かに信ずることは出來ない。久光東上に相前

後して此の動搖を宮中に生じたことと、薩藩が强硬に宮廷改革を主張し出した關係から推して、その間に推察を擅にしたのでもあらう。

孰れにしても、中御門、大原の二卿は推薦に入らなかつたけれども、正親町三條前大納言、長谷三位の二卿が、新らたに議奏に任命さるるに到つた。

【五】 長州處分と兵庫開港

四侯東上後における、第一の議題は、焦眉の急に迫まつてゐる、(一)長州處分、(二)兵庫開港、の二大問題であつた。

兵庫開港の期限は旣に十二月に迫まつてゐる。少なくとも半年前には、之れを天下に公宣するの必要に、幕府は迫まられてゐる。故に慶喜は、英國公使等を大阪に招見したときに、

〔一〕 幕府においては、開港の意志があること。

〔二〕 關係各國の新聞紙に公表することを認むること。

の二件に明答を與へてゐる。そこで之れが勅裁を得るの必要に迫まられてゐるので、四侯に對して、第一に兵庫開港の問題を解決して、然る後に長州處分を議しようとした。

慶喜は何處までも、幕府の手を以て兵庫開港を決しようとの考へであるから、朝廷に上書して、開港の已むな

きを力說し、勅許の急を上申した。

德川慶喜より兵庫開港勅許を請ふの書〔慶應三年五月五日〕

一昨丑年十月中、條約勅許之節、兵庫者、被ㇾ止候旨、御沙汰之趣、早速外國人え可ニ申渡一之處、左候而者、忽瓦解に及ひ、折角平穩之御趣意も、水泡に可ニ相歸一、且一旦取結候條約、相變候者、只々信を萬國に失候而已に而、所詮可ㇾ被ㇾ行儀に無ㇾ之、其段、深心配仕候得共、一時切迫之情態、御諒察之上、條約勅許被ㇾ爲ㇾ在候儀、尚又、彼是申上候も、斟酌可ㇾ仕筋に付、先其儘御請申上置、篤と熟考可ㇾ仕奉ㇾ存候折柄、長防之事件、差起り、引續故大樹之大故に及び、遂に開港期限差迫り、各國より者每々申立候條件も有ㇾ之、就ㇾ右猶又、再應熟慮勘辨相盡候處、條約變更之儀、强而施行仕候者、必定、義理曲直之論に及ひ、大に不都合相生し、詰り百萬生靈、徒に塗炭に苦しみ、皇國之御浮沈にも相拘候樣、可ニ成行一者、自然に有ㇾ之、右樣之形勢立至候上、無ㇾ據條約履行候而者、實に御國體、御威信共、總而不ニ相立一、於ニ職掌一最不ニ相濟一次第、殊に堅艦利器、彼所長を取り、皇國之富强を謀候者、今日之急務候間、何れにも、開港可ㇾ仕者、至當之儀に有ㇾ之候。然るに、今更彼是申斷候者、是迄苦心仕候、富强之術も、一時盡果可ㇾ申、且條約之儀者、各國交際之基本にて、永久不易之規則無ㇾ之候者、遂に强者弱を凌き、弱者强に被ㇾ制候樣、可ニ相成一、西洋諸國、大小强弱者、御座候得共、全く信義を重し、條約致ニ遵守一候に付、凌奪併呑之患も無ㇾ之、夫々立國罷在候

事にて、條約之守否者、國之存亡に相拘候儀に御座候得者、旁以、一旦取結候條約者、是非遂行不レ申候而者、難二相叶一奉レ存候。就而者、被レ爲レ於二朝廷一候而も、右之事體、篤と御勘考被レ爲レ在候様仕度、自然利害得失、如何と被二思食一候儀も、御座候者、參内之上、巨細言上可レ仕、奉レ存候。將又、宇内形勢、變遷之儀者、追々申上候通に御座候處、古今之情態、尙篤と考究仕候得者、萬國森列、土地風俗之異同者、有レ之候得共、均しく天地之化育を受、今日共生を遂、共死を完く致候に於而は、素より彼此之別無レ之、既に民生同胞に候上者、從而信義を通候者、天地之正理に候處、皇國環海之御國柄を以て、坤輿中東西要衝之地に當り、卽今海外諸州、逐日相開、萬里比隣、自在奔走之砌、獨舊轍を墨守、萬國普通之交接不レ致候而者、自然之大勢に相戾り、不二容易一禍害、頓に可二相生一奉レ存候。因而者、形勢之變局、方今之機會に候間、四海兄弟、一視同仁之古訓に御基被レ遊、天下と共に、御更始被レ爲レ在候様、仕度、左候はば、是迄之陋習一洗、數年を不レ出、富强充實、皇國之御武威、彌增皇張、奉レ安二朝意一候様、盡力可レ仕奉レ存候。此段奏聞仕候。以上。

三　月　五　日〔慶應三年〕　　　　慶　喜

之れに對し、朝廷よりは、更らに再考を促がされたるにより、慶喜は、三月二十二日、再び勅許を請ふの奏文を上つた。玆において、朝廷は、列藩主に命じて、直ちに上京して、兵庫開港の可否を論ぜよと、仰せ出された。

＊　＊　＊　＊　＊

薩藩の意見は、先づ長州處分を了し、然る後外國に對するのが順序であり、殊に長州には寛大の處置を行ふ必要があると決心してゐるのであるから、長州寛典と兵庫開港との、寛・開の兩問題の、孰れを先きにするやで、先づ慶喜と四侯との意見が確執を生じた。小松帶刀は、英國公使パークスの祕書、アーネスト・サトウと昵近であるところから、會見の次第を、逸早くも耳にした。

元來兵庫開港のことは、曩に朝廷に奏請もして居り、且つ諸藩に諮詢してゐるが、未だ解決を見てゐない。それを慶喜が獨斷で許諾を與へたのは、甚だしく前後を失してゐる。殊に公使招見の理由は、慶喜の將軍就任に對する賀詞を述べるのであるからとの理由で、朝廷の許容を受けてゐるのである。その儀禮的招見の席上で、兵庫開港の重大事を解決してしまふのは、朝廷を蔑如するものでもある。四侯の意見は、此點で全く一致し、頗ぶる慶喜の出處を不快とした。

故に五月十四日、四侯が二條城において慶喜と會見した時には、先づ事件の經過に就いて慶喜の說明を求めてゐる。席上久光は長州處分を先唱し、內に先づ整ふるところあつて、然る後ち外に及ぶべきを强調してゐる。

【六】將軍・諸侯の二條城會見

超えて五月十九日、再度二條城の會見が行はれた時には、容堂は疾を以つて闕席したが、宗城、春嶽、久光の三侯が出席して、先づ第一に長州寛典の局を結び、第二に兵庫開港を決すべきことを再論してゐる。三侯は先づ

此の議を板倉伊賀守によつて將軍に達せしめたが、三侯を招見して、慶喜は改めて曰つた。

『三君の進言は、伊賀から逐一承はりました。その事に就いて、今親しくお評議にあづかりませう。今一應充分御意見のあるところを申されたい』

之れに答へて、代表的に口を切つたのは、春嶽であつた。

『前日會見の結果について、その後三侯ともよく〳〵協議を致しましたが、仰せの通り、兵庫開港の事は切迫致してゐる。しかし國内の人心が一和致さんければ、開港をいたしたところで、いよ〳〵紛亂を生ずるばかりである。そこで先づ長州寛典の事を決して、徐むろに外事に及ぶが至當であると、我々意見を決めた次第であります。將軍家においても、此邊を御熟考ありたい』

『諸君の決議は洵に御尤もぢやが、如何に國内に紛亂を生じたところで、結局それは德川家一家の安危に關するのみに過ぎない。然し乍ら外國關係の事に至つては、若しその期を失ふやうなことがあれば、これは國家の重大事でござる。六月七日に先つて、先づこれを決せんければならぬ』

慶喜は、何處までも開港急務論で抑しつける。その時、久光は口を切つた。

『長州寛典を國内の一小事とさるるのは、洵に慮外千萬である。長州その局を結ばずして、若し開港を許さるるやうであつたならば、人心は必らず服せず、キット天下大亂に到りませうぞ』

久光が『天下大亂』といふのは、空鐵砲の脅し文句ではない。肚に一物があるからである。伊達宗城がその言

を引き受けて、

『久光侯が、人心服せず、天下大亂に至るであらうと明言されたのは、少々考へなければなりますまい。幕府において天下を欺むかるるの實があり、四方皆之れを疑がつてゐる事實を知つてゐるからであらう』

と、何だか深味のあることをいふ。春嶽は宗城に向つて、

『君のいはるるところ、頗ぶる含蓄がある。ただそれ丈けでは、慶喜公も御合點が行くまいから、君の懷中物をお出しなさい』

そこで宗城が懷中から出した一通の書面、それを慶喜が手にとつて見ると、次のやうな文言があつた。

『四月二日、閣老、攝政殿下に候して白す。大樹外使を延見するの際、兵庫開港の事を語らず、仰ぎ願はくば、宸襟を安んじ給はんことを、猶ほ大樹還京の日、自ら縷述すべし』云々

とあつた。之れを一見した慶喜は、頗ぶる當惑せざるを得なかつた。兵庫開港の事は、慶喜自から外國公使に斷言を與へてゐながら、朝廷に對しては、『決してそんな事はないから、御安心あれ』と欺言を弄してゐるのを、慶喜の面前で暴露してしまつたのである。

久光が『天下を欺むかば、正に大亂あらん』といつてゐるのは、竊かに朝廷を欺くの擧措を指さしてゐるのであつた。慶喜の論鋒は頗ぶる鈍つた。そして遂に、『長州のことは、寛大に處置』する旨を、明言するに至つたのである。將軍對四侯の駈引は、斯くして一張一弛であつた。

【七】 松平春嶽の折衷説提議

慶喜は、長州處分寛大の言明を爲すの、餘儀なきに立ち到つたが、寛大に處分するといつても、如何やうに寛大にするかに到つては、一言も口を開いては居らぬ。のみならず、兵庫開港を第一とし、長州處分を第二とするの順序に到つては、斷乎としてその主張を曲げなかつた。

久光は飽くまでも、長州先決論を主張して、

『既に長州を寛大に處するといふ、御決心であるなれば、何等手間は要らぬ筈ぢやから、先づ此の方から片をつけ、然る後ち、外國關係に及ばれて然るべきであらう。』

といふのに對して、慶喜は何處までも自説を屈せぬ。

『兵庫開港のことは期限があつて、既に目前に迫まつてゐるが、長州のことは、特に何時何日と決まつた譯ではないから、ボツ〱處理して差支はござるまい。長州を先にしてゐては、徒らに時日を費やすばかりであるから、自から緩急がなければならぬ。』

慶喜對久光の論判は、實は幕・薩の對陣であつた。幕府側から見れば、兵庫開港の方が、焦眉の急であるに相違ない。薩摩から見れば、長州救濟の方が先決問題であるに相違ない。兩方で必要に迫まらるるところが違つてゐるから自から問題の解決にも。緩急の相違が生じて來るのである。

孰れにしても、慶喜と久光とが、かうして對陣してゐては、何時まで經つても、結論は見出されぬ。そこで春嶽は、兩者の中間を和して、折衷説を提議した。

『拙者においても、久光公と同樣、順序から申せば、長州を第一にし、開港を第二にするのが、至當とは存じ申すが、兩君とも左左やうに頑張られては、果てしがござらぬ。依つて兩件とも前後なく、同時に決行されては如何なものであらうか。』

成る程、お殿樣らしい考へではあるが、兎に角、兩説のいづれにも偏せず、いづれをも尊重した、提案ではあつた。しかしその實行に至つては、頗ぶる至難のことであることは勿論であつた。

慶喜は直ちに之れに贊同を與へた。その肚は、兩件同時説に一決すれば、いよ／＼仕事の上では、いろ／＼に細工が出來る。兎に角兵庫開港を是認さしておきさへすれば、後はこつちのものだといふ考へであつた。

同席の宗城は、固より春嶽説に贊成であつたが、久光が果して、之れに快諾を與へたか否かに就いては、頗ぶる明確を缺いてゐる。恐らく此の席上においては、久光は折衷説を否定するとも、又は是認するとも、何等明瞭な立論がなかつた爲めに、一座の空氣によつて、折衷説成立の形となつたものと見なければならぬ。

【八】薩藩士の折衷説反對運動

此の場合において久光の態度が明瞭を缺いたことは、頗ぶる薩藩の立場を惡しくするものとなつた。そして長

州を寛大にするといふ方法については、山内容堂は、支藩或ひは老臣等の歎願書を差出さしめ、それによつて朝廷から寛典の恩命があり、幕府が之れを奉じて實行するといふ態度でなければならぬといふ意見を披瀝してゐる。春嶽も宗城も之れに賛同してゐるところを以つて見れば、之れが實現は、一寸面倒な筋合ひもある。之れを兵庫開港の勅許と一諸にするとなれば、どうしても長州處分が遲れをとらねばならぬ。

五月十九日の二條城對決を、久光が齎らし歸つた後、西郷、大久保、小松等は、之れが對策について論議するところがあつた。彼等の意見は、結局、兩件並行說には反對することに一致した。

將軍慶喜の考へは、固より兵庫開港を急にすることは勿論であるから、長州の方は、單に寛大にするといふ名目上の布告を發するつもりであつたに相違なく、總括的寛大處分に關する勅許を仰ぐに止めて、一方兵庫開港の方を、ドシ／＼決して行く心算であることは、頗ぶる明瞭であつた。

そこで久光が之れに賛同を與へた形になつては、薩藩の主張は全く消滅することとなつてしまふ。のみならず、却つて慶喜の術中に陷いつて、兵庫は開港した。が、長州のことはこれからボツ／＼細目に渡らうといふことになつては、薩州が死力を盡して爭はんとする、長州復活が水泡に歸してしまふ結果になるのである。皇政維新の大目的が雲散霧消するばかりでなく、幕府の權勢は、之れによりて一層强烈を加ふるの結果となるの外はない。西郷等は、ここにおいて、此の形勢を極力盛り返へす運動を開始せざるを得なかつた。

五月二十三日は、慶喜が四侯を帶同して參內し、兩件の勅裁を仰ぐの日であつた。此の期に到つては久光の參

内を辭するの外はないと思つたので、二十二日、大久保は越前邸へ、小松は宇和島邸へ伺候して、明日の參内を久光が辭する旨を通告したので、春嶽も宗城も、共に久光と進退を共にし、參内しないことに一決した。春嶽に直々面謁した大久保が、久光不參内の理由を開陳したところによると、薩藩の主張は實に次の如くであつたやうだ。

『主人久光より拜聞致すところによりますれば、幕府においては、何處までも開港急先の御論で、結局兩件を同時に行ふといふことに御決著に相成りましたとのことでござるが、かくては先般來、四侯會議にて決定いたしましたる長州第一開港第二の趣旨は、全く消滅いたしたも同然でござります。その上、長州の處分については、家老或ひは末家から、何か哀訴狀を差出し、その上で勅裁を仰がるる由にも聞き及びまするが、これはとんとその意を得ませぬ。既に寛大と御決定になりましたる上は、直に藩主の官位を復し、削地を返へさるるの御狀があるべきではありませぬか。何も今更ら歎願の何のと面倒をつけるに及びますまい。明日參內も結構ではござれど、主人が參內いたしましても、右やう議論が一致いたさず、決裂と相成りましては、却つて恐れ入る次第でござるによつて、先づ明日參內のところは、御免を蒙むるつもりであります。』

大久保遊說の言裏には、幕府自からその失敗を反省して、長州征討の責任を負ひ、罪を天下に謝するにあらずんば、承知は罷りならぬといふ、意氣込みが見えてゐる。

宗城に使した小松帶刀も、甲東と同論を以つて、久光の不參內を通告し、且つ薩藩の出所を明らかにしてゐる。

宗城、帯刀會見の結果は、四侯の主旨、斯く貫徹せざるにおいては致し方もないから、此の際趣旨を明らかにすべく、四侯の建言書を提出することになり、帯刀は歸邸後、直に西郷、大久保と謀り、文案を草して、板倉閣老まで提出することになつた。

【九】四侯建白と西郷の意見書

四侯の建言書は、五月二十三日、松平春嶽によつて、板倉閣老に提出せられた。その文に曰く、

四侯の建白書（慶應三年五月二十三日）

天下の大政は、公明正大之至理を盡し、時世的當、內外緩急之辨を明に御施行、無二御座一候ては、難レ被二相行一義、勿論に候。全體、不レ可レ救之今日に至る根由を、推究仕候得者、乍レ憚、幕府年來之御失體より、醸出候義、殊に防長再討之御一擧より、物議沸騰、天下離叛之姿、相及候次第御座候。依レ之、明白至當之筋を以、防長御處置、可レ爲二急務一、兵庫開港、防長事件は、大に緩急・先後・順序、有レ之段、談合之上、屢建言仕候義にて、篤と退考仕候處、右區別を以、曲直當否之分、被レ爲レ立、御反省之御實跡、顯ると不レ被レ顯とに相拘候事に付、虚心を以、御反察被レ爲レ在候樣、奉レ願候二件、朝廷元可レ被レ令レ奏旨、拜承仕候得共、全國御安危にも關係仕候に付、是非至公至大之道を以、私權を被レ拔、治久の大策被レ爲レ立候樣、有二

御座ニ度、重大之事柄、難ニ默止一、猶再考之趣、言上仕候、誠惶敬白。

五月二十三日（慶應三年）

松平大藏大輔（春嶽）
松平容堂（山內）
島津大隅守（久光）
伊達伊豫守（宗城）

此の建言は、表面長州問題と開港との緩急に關する、四侯の意見を開陳するものとはなつてゐるが、文中に使用された文言の中には、明らかに『幕府彈劾』の意を含んでゐるものがあつた。

今日のやうな、時局の混亂を釀し起したのは、憚りながら幕府積年の失體であるといひ、時局の收拾は、一に幕府が反省の意を表するの外はないといふのは、明らかに彈劾の意を表してゐるものである。『天下の大政は公明正大至公の極を盡』すべきであるといつてゐるのは、その言裏に、幕府が不正、不公、不明の限りを盡してゐるといふことを藏するに充分である。

此の時に當つて西鄉は、左の如き意見書を作成して、之れを當局に提出し、四侯建言の主旨を推擴してゐる。

島津久光侯への建言書（慶應三年五月）

御論判被レ爲レ在候、二ケ條之義は、内外之大患、天下の至難、不レ可レ過レ之義に御座候。就ては差別順序を以、御建言被レ爲レ在候譯合、自然人心之趣く處、理勢之定る處を、御洞察被レ爲レ在候ての御事に御座候間、右邊委曲、朝幕の心腑に落合候樣、得と御辯解被レ爲レ在度義と奉レ存候。いづれ成長州之寃罪を、御解被レ爲レ成候得者、天下人心之定る處出來、異心を挾候者も、自反心致し候樣成行可レ申、長州を御惡被レ成候へば、惡るる程天下之人は、長州を憐候樣罷成候義、天下之通情に御座候へば、紛擾之基と相成義と奉レ存候。天下之大政に於ては、何事も根源を御正し不レ被レ成候ては、末治る譯無レ之義、瞭然たることに御座候。長州之人心を被レ安候義、其根本を御見抜被レ爲レ在候處と奉レ存候。如何となれば、第一惡しと思ふものを不便〔憫〕がられ候上からは、如何に分らぬ者も、感服不レ致譯無レ之、右等の處、御政體之大本と奉レ存候付、長州御處置を先に、被二仰立一候譯に御座候、兵庫開港之義は、後に被二相廻一候處、理勢可レ然義にて、全自分勝手を以、私心より被二仰立一候義には、更に無レ之、畢竟長州の處、初に攘夷之論を主張し、戰爭迄もいたし候義に御座候へば、夷人之所置に、關係いたし候と、天下之人も致二安心一譯に御座候、幕府においては、最初より戰を恐怖し、一事の談判毎に、押付られ候て、頓と條理を被レ失候故、開鎖之論、紛々と起候義に御座候。尤條理を以戰は被レ決、一二戰も有レ之候て、其後に定約之御取結相成候得者、却て物議は不二相生一の

みならず、抑付らるるの所置よりは、屹と筋は相立可レ申筈と奉レ存候。戰之上より、御廟算被レ爲レ在候はば勝算は全無レ之義、相分居候得共、遠慮過て、因循に陷、勝敗之御目的而已にて、御所置も隨て落下候て、如レ此輕蔑を被レ受候次第に立至候間、當時にては、人心安堵之廉を御見留不レ被レ爲レ付候ては、何迄も混雜可レ仕義と奉レ存候間、長州之處、一體と被レ爲レ成、大策を評議し、公論を以、皇國の爲、私權を捨、至當の御計相成候へ者、天下之異論は、忽止可レ申事に御座候間、順序を以、御英斷、可レ有二御座一義と奉レ存候。

之れによつて見れば、西郷が當時長州の爲めに滿腔の同情を表し、何物を措いても、先づ長州救出に全力を盡しつつあつたことがわかる。その深意の存するところは、固より生れ立ての薩長聯盟をして、活潑々地の活動をなさしめようとするにあつたには相違ないが、その據つて立つところの根柢は、天下の大道であり、立國の大義であり、磨すべからざるの名分であつた。

【十】宮中『虎の間』の大評定

山内容堂の態度は、上京以後において、やや灰色を帶びてゐる。意見は明瞭であるが、態度がボケてゐる。幕政改革において、朝權回復において、決して人後に落つるものではないが、薩摩芋の後押しは氣が利かぬ。のみならず慶喜の專斷は、容堂のつむりを少なからず横町に曲げしめた。不平滿腹といふ氣味合ひで、匆々逃げ仕度であつた。

五月二十三日、慶喜が參內して。兩問題の勅裁を仰ぐの大評定が開かれた時には、久光は固より、容堂は斷乎として參內しなかつた。春嶽・宗城も、不參內の意を決してゐたが、幕府よりの懇請によつて、時刻遲れて參內するに至つた。

此日、德川慶喜は所司代松平越中守、老中板倉伊賀守、稻葉美濃守の三氏を從へて、登朝したのは、午後三時過ぎの刻限であつた。堂上方よりは、二條攝政、近衞・鷹司兩前關白、山階宮、賀陽宮、近衞內大臣、一條大納言、九條大納言、鷹司大納言、【議奏】正親町三條、柳原大納言、葉室中納言、長谷三位。【傳奏】日野大納言、飛鳥井中納言等が出席し、宮中『虎の間』における大評定は開かれた。

二條攝政は四侯の登朝なきを以つて、會議を開くことを中止され、日野大納言を以つて登朝を促がされた。かくして松平春嶽が登朝したのは、午後五時ごろで、會議がいよ〳〵開かれたのは午後八時ごろであつた。伊達宗城が閣老の召使に促がされたのは、實に此の夜十二時であつたところを見れば、此の會議が、如何に重大なる使命を有してゐたかを察するに足らう。

春嶽・宗城は、會議の中途において、薩藩の代表小松帶刀を召致して、切に久光の參內を慫慂したが、小松は斷じて之れに應ぜず、病の故を以つて、久光の登朝を辭した。

薩藩士が、かくして久光をして登朝せしめなかつたのは、慶喜において到底彼れの主張する、長州先決論を容るるの餘地のないことを見て取つたのと、此の會議に出席せば、飽くまでも自說を强調する結果、或ひは會議決

裂の責任を、一身に負はねばならぬ羽目に陥いるかも知れない。それを恐れたからでもあつた。

會議が若し決裂に到らずとすれば、必らずや慶喜は、自說を以つて堂上を壓し、結局その主張を貫徹するに相違ない。しかる時は、その決議に加はらず、中途にして袂を拂つて退くにしても、多數によつて決する慶喜案に責任を頒かたない譯には行かぬ。

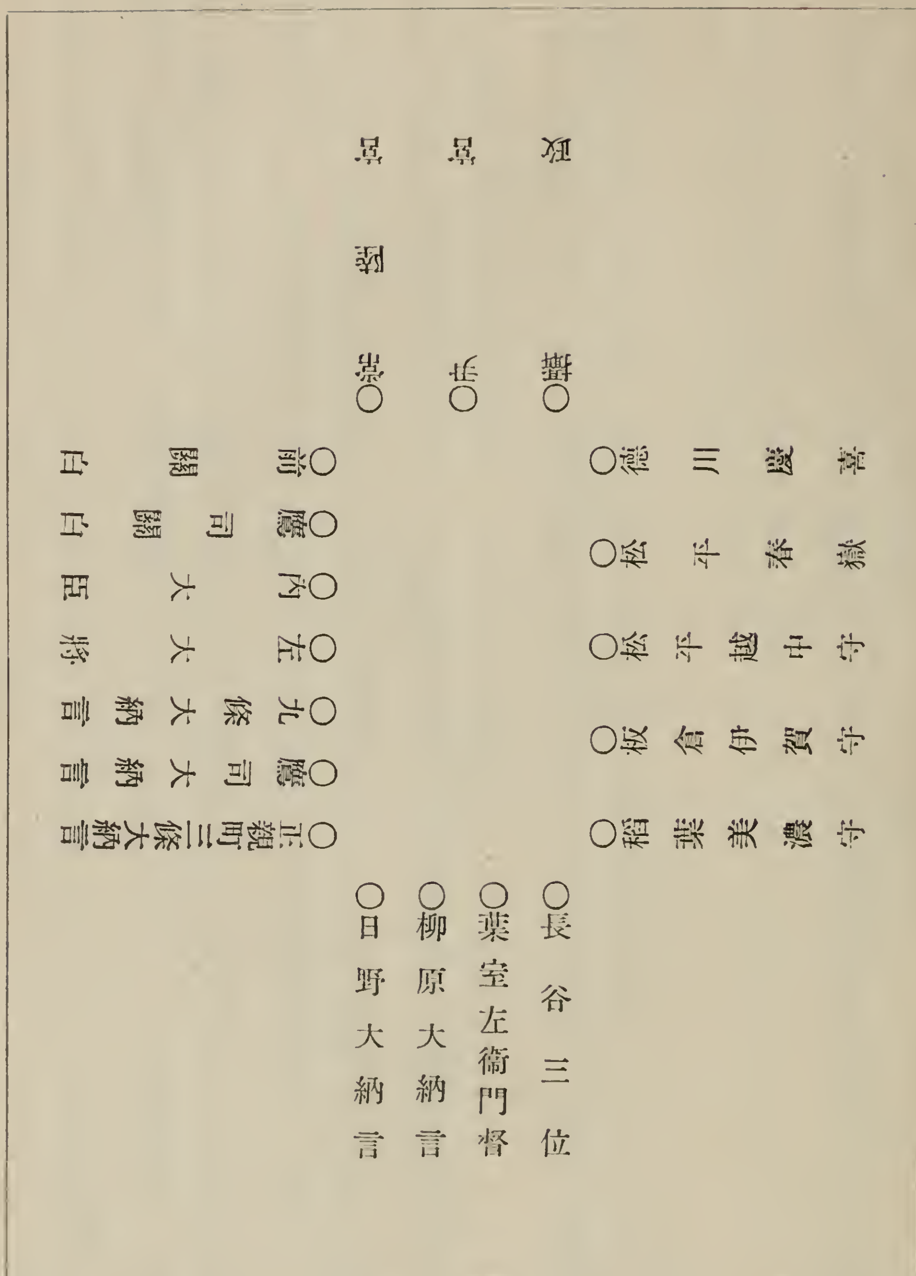
そのいづれにしても薩藩に不利なることは、既に業に明白なるところであつた。果して然らば、寧ろ初めより登朝せず、會議の責任を負はざるの優れるには如かぬ。かかる觀測に立脚して、遂に久光の參內を見るに至らなかつた次第であつた。

會議の中心問題は、長州處分、兵庫開港問題の兩大案件であつて、之れに對する輿論の急先鋒となつてゐたのは薩藩であり、之れを代表するものが島津久光であつて見れば、彼れの姿の見えざることは、虎の間大評定に何となく空虛を感ぜしめた。

*　*　*　*　*

『續再夢紀事』の掲ぐるところによると、當日、虎の間における、朝・幕・諸侯の列席は、次のやうであつたとしてゐる。

席上、慶喜は二條攝政に促がされて、先づ口を開き、参內の趣旨について、次の如く開陳した。



『今日參內の要旨を端的に申上ぐれば、長州處分、兵庫開港の二件に關して勅裁を仰ぐにあります。抑ゝ長州處分のことは、前將軍の喪によつて休戰となり、先帝崩御によつて解兵を仰せ出されたもので、前年〔慶應二年〕冬諸藩の意見を問ひ糺したるに、多くは再征を不可とするの論であり、又た今回上京の四藩の主意も、寬大に處置せよとの論であります。依て速に朝議寬大の仰せ出でを希ひまする。次で兵庫開港は、先年〔慶應乙丑元年〕十月五日、三港勅許の節、兵庫のみは開港停止の勅諚でありましたなれど、今日の時勢にては、最早や開港の外はなく、當春外國使臣よりも、懇請を受けてゐる次第、殊に諸侯においても、四藩においても、開港已むを得ずと申し居る譯なれば、兩件とも同時に勅許を賜はりたく、希望を縷陳いたす次第でござる。』

恰かも現代の首相が、樞密院に對するやうな、鄭重慇懃を極むるものであつたが、彼れの肚の底には、此の場において若しも朝議一決とならずんば、死すとも退場せぬとの確念を有してをつた。

此の會議が一時休憩となつたとき、慶喜が別席で春嶽に私語して、『今度の兩件は、如何やうに議論が岐れても、今日決せずんば明日、明日決せずんば明後日、連日連夜に及ぶとも、勅許を仰ぐまでは、斷じて退朝は仕らぬ決心ぢや。』

といつてゐるのに見ても、その心中は察せられる。

慶喜に次いで、春嶽は攝政から、その意見の開陳を迫られたが、彼れは一應之れを謝絕した。それは四侯合議の件もあるから、自分のみ發言するときは、萬一累を他侯に及ぼす惧れがあるといふにあつた。併し四侯合議の

意見が何物であるかについては、簡略に之れを述べた。

『我々會議の要旨は、長州に關しては、毛利敬親父子の官位を復し、舊領安堵、家督は世子定廣に繼がしむること。兵庫開港は、長州處分を決した上で、更らに詮議をした後において開港と決するのが緩急順序の當を得たものであるとの申し合はせで御座る。』

と頗ぶる他人行儀に述べてゐる。春嶽は四侯の合議を是とするにおいて異議はないが、幕府をして面目を立てしめねばならぬといふ同情もある。彼が『寛開同時說』を提唱したのも此の意に外ならぬ。依つて彼れは、別に自己一個の私見として、次の申し立てを爲した。

『諸卿においては、四藩說に御同意もあるやうであるが、四藩背後の力に畏怖し、迎合するやうなことがあつては相成りますまい。將軍の意見と四侯の合議とは、前後緩急の差はござるが、結局大差はない。朝廷においても、充分將軍の申し出でを酌みとられて、然るべく御決定あるやう、お盡力が願ひたい。』

公卿中には、種々の議論もあつたが、結局『長州寛大、兵庫開港』の勅許あらせらるることとなり、之れが發令の順序について、更らに議を重ぬるところがあつた。

此夜十二時に及んで、伊達宗城の登朝を見たが、結局久光の登朝がなかつた爲めに、勝利は慶喜の手に歸し、翌朝二十四日を以つて、次の如く勅命を發せられた。

朝廷より慶喜へ與へられし御沙汰書（慶應三年五月二十四日）

一、兵庫被ㇾ停候事。
一、條約結改之事。
　右取消之事。

長防之儀、昨年上京之諸藩、當年上京の四藩等、各寛大之處置、可ㇾ有二御沙汰一言上、於二大樹一モ寛大之處置言上有ㇾ之、朝廷同樣被二思食一候間、早々寛大之處置、可二取計一事。

兵庫開港之事、元來不二容易一、殊先帝被ㇾ爲ㇾ止候得共、大樹無二餘儀一時勢言上、且諸藩建白之趣モ有ㇾ之、當節上京之四藩モ同樣申上候間、誠不ㇾ被ㇾ爲ㇾ得ㇾ止、御差許ニ相成候。就テハ諸事屹度取締相立可ㇾ申事。

かくして、さしもの大論議も、老手慶喜の爲に、遂に勅許を得るに至り、四侯合同の力量も、その意を徹するに至らず、却つて藪をつついて蛇を出すの結果となつた。後年慶喜の述懷談に曰く、

徳川慶喜の述懷談（昔夢會筆記）

諸藩を呼集めるといふことは、今に何かから出て來るだらう。ちよつと話をすると昭徳院樣（家茂公）の後を相續した、長州征伐といふことも、是非將軍家の後を繼いで遣らなければならぬ。そこで遣るといふ時分に

參內して、朝廷から節刀を賜つた。愈進發にならうといふ時に長州の方が、細川〔肥後藩〕にしろ何にしろ、皆討手の者が解兵する、皆慴えてしまつた、其報が此方に來た。そこで皆解兵してしまつては、幾ら節刀を賜つた處で、とても功をなす譯にいかない。それから篤と熟慮して、是はどうしても征討といふことはむづかしい。ついては先づ一つ本を正さなければいけない。そこで島津〔久光〕だの大藏〔松平慶永〕伊達〔宗城〕良之助〔長岡護美〕ああいふ者を殘らず呼寄せて、さうして篤と衆議を盡して、それで私の腹の中は、どうも是は王政に復するより外あるまいといふ腹があつた。呼寄せて公明正大に私を棄てて一つ國家の爲に評議を盡して見たいと斯う思つた。處が長州の方では、小倉を取る、濱田を取る、ずつと出てそれを占領して居る。それで旗下の者、會・桑なども、是非意地張らなければならぬ。處が私の考では、それは實は御進發で騷いで見たものの、能く考へて見ると、別に長州を憎む譯はない。唯錦旗に發砲したといふものの、決して主人の命令といふ譯ではなし、已むを得ぬ所から出たのだから、其筋さへ立てば、どのやうに寛大にしても宜い、斯ういふ考なんで、決して長州を憎むといふことではない。會・桑を始め旗下の者も、彼を憎んで、どこまでも彼を遣つてしまふといふのではない。なか〳〵そこがむづかしい。それから考へて、今占領して居る濱田や小倉を、長州の方でおとなしく還して、ずつと自分の國へ引上げてもらひたい、さうすると誠に長州もおとなしい者だといふことになる、そこから寛大にすることも出來やう、斯う密に考へた。そこでそれを一つさせやうといふ考で、勝安房〔義邦、軍艦奉行〕……、あれは薩州や長州の方に懇意な者がある、此役目は

勝より外にないので、勝を呼んだのだね。それで天下の形勢は斯うである、決して長州を憎むといふ譯はない、行懸り上斯ういふことになつたから、どこまでも寛大の處置をしたいと思ふ。思ふけれども、何分今占領して居る處へ、此方から出て行く譯にはいかないから、あれをおとなしく引くやうになると、其廉で何とか納まりがつくだらうと思ふから、一つどうか內々行つて……と勝に言ひ付けた。勝も誠に御尤、私が參つて計らひませう……。そこで一方は春嶽・伊達・容堂〔山內豐信〕良之助、これらに梅澤孫太郎〔亮、目付〕を使者に遣り、國家の本について相談したいことがあるから、至急上京してもらひたい……。長州の方へは、內を緩める爲に、どうか兵を引いてもらひたい、此方から賴む譯ではないが、其意を汲んで何とかなると、此方が大に緩む、緩めば寛大になるからといふので、勝を遣つたんだ。そこで勝が歸つて來て、自分は談判をした處が、誠に長州では丁寧に取扱ひ、段々話を聽いて誠に喜んだ……、誰と談判したかといふと、それは廣澤兵助、今一人何と言つたか、事によつたら井上侯爵かも知れぬ。井上侯爵なら、侯爵は能く知つて居る筈だから、聽けば分る。そこで兵を引きませうといふことになつて、殆ど兵を占領地から引いたんだね。それまでは大分宜かつた。處が其時分にはもう薩州あたりでは、討幕論者といふものが、此方に居つたものだから、直に上京しないで大變遲れた。其中に上京はしたけれども、餘程此方は公明正大と思つても、なか〳〵さうはいかない。早く言ふと、ちよつとした處が「薩州の島津少將今日出京、御知らせ申す」といふやうな、屆ぶりから何から皆違つて、もう向ふにはちやんと支度がある。そこでどうも急に運びがつかない。

處へ兵庫開港といふことが、どこから出來たか、出來た處は覺えないけれども、兵庫開港といふことがあつて、是非勅許にならなければ國家の爲にならぬといふことで、上京した者も出て申上げたんだ。處が上京は四藩〔越・土・宇・薩〕……島津に伊達に春嶽に良之助だつたか、どうも能く覺えないが、そこいらの人だ。兵庫開港の事は已むを得ぬから、勅許にならなければならぬといふことを唱へた。唯長州を寛大の處置にしろ、此二つの並び行はれるやうにしろといふのが四藩の言ひ出しだつたね。處が事柄は、長州の事と外國の事とはまるで別のものだから、何も一緒にしなければならぬといふ筋はないのだ。けれども、兵庫開港と並び行はれると、それが爲に長州の方も無罪として、無事に入京を許すことにするといふ腹案なんだ、四藩の方の注文が……。それで兵庫は勅許とあればそれまでで長州の方は寛大といつても違ひのあることで、其時分原市之進〔忠成、目付〕も參內、小松帶刀も參內する。それで市之進と小松帶刀は、御所で大分議論があつたんだ。帶刀は無罪として何もない平素の通りにしやうといふ說、又市之進の方は、是も寛大は宜い、併し一體長州といふものが罪があるものか無いものかといふと、罪がある……、罪はある……、然らば寛大といつても、罪のある者の中の寛大といふのだ。小松の方は、何でもかでも罪のないものにしよう、其議論を頻にやつたやうだが、とう／＼小松の方が、まあ少し說き伏せられたやうな鹽梅だね。處へ伊達伊豫がはいつて來て、向ふへ皆贔屓をして、そこで無茶苦茶に議論をしてしまつて、遂に別れ別れになつてしまつたんだ。そこで、長州の方も寛大といふでう、まだ寛大の程度も極まらぬのだ。兵庫の方は、許すと仰しやれ

ばそれつきりの話だ。そこで私が四藩を呼んで、どうも今の儘で置く譯にはいかない、兵庫開港は勅許にならなければならぬと思ふが、貴所方はどうでござると言つた處が、勅許になる……、許すより外はないといふのだ。なれども並び行はれるやうにしたいといふのなんだ。それでもう四藩も、兵庫開港をするより仕方がないといふ。それで私が聽屆けた。聽屆けたから朝廷へ四藩も開港しなければならぬと申しますから、條約勅許になるやうに願ひたいといつた處が、愈四藩の者もさう言ふか、さやうでございます、私が承りましたと申上げたんだ。そこで時勢已むを得ざることに思召し、又上京の四藩も申すから、勅許になるといふことで、勅許になつたんだね、處が四藩の方では、決してまだ兵庫開港の事は申さぬといふことになつて來た。そこで申さぬのにさういふことを言ふのは、幕府で拵へるんだといつて、大變に激論が始つた。けれどもあの時分は、諸侯と言ふものは、つまり家來に良い者があれば賢人、家來に何もなければ愚人だ、家來次第といつたやうなもの。そこで主人がさう言つても、家來が承知しなければそれは通らない。それでまだ言はぬと言ふのだ。けれども言つたんだ。此方では當人が言つたからといふ、家來の方ではまださういふことは言はぬ、斯ういふ譯。けれども此方は言つたんだから斷然澄して居た。それで其事はそれつきり濟んでしまつた。なれどもそれが爲に又一層激した事は激した。併し已むを得ぬことで……。さういふ事情があつたものだから、ここで四藩を呼んで議さうといふことも、しつくりいかないで、とうとうそれぎりになつてしまつたものだから、長州の方へ勝を使者に遣つたことも、一向效能がない。それにまう其時分には、討幕といふ

ことは向ふにはちやんと出來て居たものだから、なか〳〵穏といふ處へ運ばなかつた。此兵庫開港のことは、島津がもうあの時分には長州と密に合體して居たのだ。それで兵庫開港は勿論何も異議はない、なれども長州の御處置と共に行はれるやうにしたいといふのが薩州の論だ。それで越前・宇和島、皆薩州に同意したのだね。けれども兵庫開港の方は、開くとか開かぬとか言へばそれで濟む、開くなら開くと決答すればそれまでの話、然るに長州の方は、寛大な御處置と言つた處が、寛大にも色々ある、罪のある者の寛大と、何もない者の寛大とは同じ寛大にも差がある、それで兵庫の開港と長州の處置、兵庫開港は兵庫開港と別のものだ。けれどもあの時分に、もう薩州が長州と同意したものだから、丁度幕府では兵庫開港で迫られて窮して居るから、それを一緒にと言へば、それなら仕方がないから長州も宥してしまへ、斯ういふことにしやうといふのが、薩州の方の眞の目論見だ。一體二つ並べてしなければならぬといふ理窟はないのだ。けれども本はそれなんだ。それで大藏・伊達・島津、これがどうだといへば、開港はしなければならぬと斯ういふのだ。それでもう三人の兵庫開港の存寄はちやんと分つて居る。それからして島津も開港が宜しいと申したからといふことを朝廷へ申上げた。然る處が島津の方では、まだ言はぬといふやうなごた〳〵したことがあつたが、それはもう斷然と遣つて、外國人の方へ決答してしまつた。それで長州の處置は殘つて居る。けれどもこれも長州が罪があるものか無いものかといふ處が極まらぬでは、寛大の出どころがない。處が薩州の方では、まるでもう罪はないものだから、官位も舊の通りに復し、總て先前の通りに入京もさせるが宜いと斯

ういふ、又幕府の方では、さういふ譯にはいかぬ、大體さういふ譯だ。それで使とか何とかいふことがあるが、斯ういふことは記憶がない、且枝葉のことで、大體がそれなんだ。片方は幕府で困つて居る開港へ附込んで、長州のことを唯濟まさうとする、幕府の方は、開港はしなければならぬ、長州の處置といふものは、先づ罪があるか無いかを糺して、罪があるとなつたら、罪のある上の寛大、無ければ無い處で寛大と、斯うしなければならぬといふのだから、どうも共にする譯にはいかぬ、且又二つ並べてしなければならぬといふ理窟はない、斯ういふので、島津の方では何でも共にしろといふ處を、もう皆開港でなければならぬといふことになつたものだから、それで濟してしまつたのだ。共ごた〳〵だ。此細かな、誰を使に遣つたの呼んだのといふことは一向覺がないが大體はそれなんだ。』

【十二】四侯の足並亂る

殿樣會議は結局殿樣藝當の程度にしか運ばぬ。春嶽、宗城の兩人は、已むを得ず罷り出たといふ程度であつても、既に評議に預かつてゐるのであるから、今少し明瞭な態度を示し得べき筈であつた。後に到つて、勅諚の文言中に、我々の意志に反するものがあるといつて、ケチをつける位ならば、何故に會議の席上において力爭しなかつたか、四侯合議の決論を、何故に强調しなかつたか。ここに至つて殿樣は殿樣であると申すの外はない。

久光は當時天下の重望の集まるところだ。四侯會議とはいふものの、實は久光が中堅の勢力を占めてゐる。彼

れ若し決死の勇を振ひ、能動的に、突進的に、幕府に肉薄して行つたならば、必らずや西郷等が計畫してゐる、皇政復古の大業は、その端を啓くの時機を早めたに相違ない。

西郷等が虎の間大評定に、久光の出席を留めたのは、勢ひの既に非なるを察したからでもあらうが、結局は久光の力量を、危ぶんだからではあるまいか。

久光にして、もし大久保ほどの力があり、西郷ほどの膽があつたならば、虎の間最後の大評定において、堂々と乘り込んで頽勢を挽回するぐらゐのことは、敢へて難しとはしなかつたらう。

山内容堂に至つては、初め脫兎の勢ひがあり、終りは處女の形であつた。『今度は東山の土となる』と決心して國を出たところは、美事なる出陣ぶりであつたが、四侯會議が始まるころから、既に退潮の氣味合ひがあつた。幕・薩の中間に挾まつて、獨自一己の境地を開かんとして得ず。後ろ向に舟に乘つたやうな姿であつたのは、容堂の力量を疑はしめるものとなつてをらう。

四侯の足並はかくして亂れ、大いに力を振ふべくして、振ひ得なかつた爲めに、慶喜をして獨りその意を擅にせしむるの結果に、終つてしまつた。

五月二十四日の勅諚は、長州は寛大、兵庫は開港と仰せ出されたが、四侯が幕府の責任を追求するの意志は、少しも表はれてゐなかつた。長州は寛大に處置すべしとはあるが、ただ寛大と丈けでは筋が立たぬ。毛利の官位を復するとも、舊領をそのままに安堵せしむるとも、後嗣を誰れに繼がしむるとも、その邊の順序は杳として不

明である。

兵庫開港についても、勅諚によれば、寧ろ四藩の建言によつて開港と決せらるるやうに聞えてゐる。四侯の合議は、第一に長州問題を決し、然る後ちにおいて、諸侯の熟議を審らかにして、兵庫問題を決しようとの意味であつた。これでは全く四侯は慶喜のダシに使はれたやうなもので、一としてその主張は貫徹してゐない。

久光と春嶽とは、相携へて二十六日宗城を訪ひ、既に發せられたる勅諚に對して、文句をつけるのは畏れ多いが、四藩の本意は、之れを上達して置くの必要があるといふので、再び左の建議書を上呈するに至つた。

四侯の建白書（慶應三年五月二十六日）

兵庫開港、防長御處置の二件は、當時不ニ容易一御大事と奉レ存候。全體幕府防長再討の妄擧、無名の師を動し、兵威を以壓倒可レ致心積候處、全奏功に不レ至、天下の騷亂を引出候次第故、各藩人心離叛、物議相起候時宜に御座候。就ては卽今被レ爲レ立ニ國基一候急務は、公明正大の御處置を以天下に不レ被レ爲レ臨候ては、一圓治り不ニ相付一候。防長の儀は、大膳父子、官位復舊、平常の御沙汰相成、幕府反正の實跡、相立候儀、第一と相心得申候間、判然明白、實跡相顯候上、天下人心始て安堵可レ仕候。第二兵庫開港、時勢相當の御處置被レ爲レ在、順序を得可レ申、兼て勘考仕候。先般蒙ニ御下問一候得共、未一同勅問對答不レ仕、前文二件、順序區別を以、幕府へ屢申出置候處、一昨二十四日、防長の儀は寛大の處置可ニ取計一、兵庫開港の儀は、當節上京

の四藩も同様、申上候間、誠不レ被レ爲レ得レ止、御差許に相成候と云々、御沙汰の御書付拜見仕、實以、意外の次第、不レ堪二驚愕一仕合御座候。從二朝廷一御沙汰の儀、容易可レ奉二申上一筋に無レ之、甚恐懼至奉レ存候得共、皇國重大の事件、事實相違の儀、默止罷在候場合に無二御座一候間、不レ得レ止、一應奉二伺上一候。以上。

越前宰相
島津中將
宇和島少將
土佐少將

【十二】 龍頭蛇尾の四侯遂に退場

後で文句を並べるくらゐならば、何故に事前において、猛議し、力爭し、强說しなかつたのであるか。綸言汗の如し。旣に一たび勅諚となつて出でた以上は、最早如何ともすることは出來ない。

山內容堂は、病の故を以て、上表の翌二十七日、サツサと退京歸國してしまつた。在京の薩藩士の中には、容堂の薄志弱行を罵しるの聲が盛んであつた。

ゆんべ見た見た四條の橋で丸に柏の尾が見えた。

丸に柏の三ツ葉を抱いたのは、山內家の定紋であつた。京童は柏の尾を冷笑した。事實腫疔を生じて、發熱高

く、且つ言語を發することが出來ずして、請暇したのでさへも、俄病人と指ざして嗤つた。

五月十四日、四侯が打つれて二條城に參向した時に、久光は單獨に將軍に面謁して、大いに述ぶるところあらんとした。容堂は、何も獨り手柄をするにも及ぶまい。一緒に參らうと主張したが、久光が聽かぬ。すると容堂が癇癪玉を破裂させて、突然久光の襟がみをつかんで引きもどしながら、

『咄、なぜ一諸に參らぬ!!』

と座席の上に引き落した。久光は向つ腹を立て、手にした扇を以て、したたかに容堂の手を打つた。容堂は突放しざまに、

『ウハヽヽヽヽ』

と大笑ひしたと、木戸の談片にあるが、此の邊の氣合ひが、薩・土の關係を髣髴として現はしてゐる。勢力の爭ひもあり、感情の深淺もあつて、四侯一致の行動は、一先づ失敗に終るの形となつた。

容堂の空席を充たすに足るものは、佐賀藩鍋島閑叟――六月二十七日――の上京であつたが、大勢旣に去つて見れば、又た策の施こしやうもなかつた。

＊　　＊　　＊　　＊　　＊

長州寬大の處分に就いては、幕府は果せるかな、長州側からの哀訴嘆願を受くるの形式をとつた。卽ち藝州藩在京家老石井修理を介し、藝州藩をして毛利家に對し、嘆願書提出を慫慂せしめんとした。石井は其場において

その不可能事なるを縷說し、調停は御免を蒙りますと斷わつた。

六月七日に到り、藝州侯松平紀伊守は、板倉閣老に向つて周旋お斷りの建白を提出した。

松平紀伊守より板倉閣老に送る書〔慶應三年六月七日〕

〔前略〕前日來、家來共へ、縷々御內諭の趣、具に傳承致候得共、一旦愁訴の道絕、國情凝結致候上は、今更及㆓說諭㆒候共、不㆓行屆㆒而已ならず、却而御威德を損じ、御不都合筋に落合、折角天幕の御趣意、水泡に相歸し、御爲不㆑可㆑然儀に付、其節家來共より、有體申候次第、於㆓拙者㆒も同樣奉㆑存候。乍㆓慮外㆒最前より、公邊御役方々、自經歷の次第、並同姓安藝守より、不時飽まで申出置候事情を以、得と御反察、徒に御斷申上候儀に無㆑之段とも、御汲取被㆑下、此上神速に寬大の御實跡、御裁斷被㆑爲㆑在候樣、御輔翼有㆑之度企望致候儀に御座候。以上。

越えて六月十九日に到り、紀伊守は更に上書して、幕府の因循決するところなきを追求してゐる。藝藩主張の要領を示せば、

『抑ゝ今日の紛亂を來したる根本は、幕府が大義名分を誤まり、爲めに天下の人心を失つたに基因するものであることは、天下公知の輿論である。既に朝廷におかせられては寬大に處置すべき勅諚を發せられてゐるのであるから、幕府たるものは、よろしく朝意一視同仁の御仁德を拜し、直に長防の罪を許すべきである。然る

にも關はらず、今日に至つて尙ほ長州をして嘆願書を提出せしむるの態度に出づるのは、朝意のあるところを失ふばかりでなく、益々天下の疑惑を深うし、輿論の沸騰を招くものとなるのは、火を覩るよりも瞭らかである。防長の士民は、今や朝意の有難きを拜し、一日千秋の思ひを以つて、靑天白日の御沙汰を翹望してゐるのであるから、よろしく名分を正し、寛中の最寛なる御沙汰あつて然るべきだ。』

といふにあつた。

滯京の春嶽、宗城も、共に藝藩の意嚮に贊同するところであつて、或ひは書を以つて、或ひは人を派して、幕府の反省を促がしたが、幕府は遂に之れを用ふる事の微意だにも示さなかつた。

三侯も幕府の剛情には、手のつけやうもなくなり、遂に各々匙を投じて歸國するの外はなかつた。

松平春嶽は八月十日を以つて、伊達宗城は同十八日を以つて、各々歸藩の途についた。久光は殿りをつとめたが、かうなつては獨力の振ひやうもないので、九月十五日に至つて退京するの外なきに至つた。

＊　＊　＊　＊　＊

四侯上京は、かくして龍頭蛇尾に終つてしまつたが、殿樣藝當が終局を告げ、ここに幕威はその勢ひを加へたかに見えたが、藩侯退場の後、西鄕・大久保・小松は薩を代表し、長州よりは新進の山縣、品川、土佐よりは後藤象二郎、板垣退助が出場して、公卿側では岩倉友山、三條實美との融合も成立し、ここに皇政維新の大幕は切つて落さるるに至つた。

【十三】 次いで登場し來る者は誰ぞ

夫れ天地は萬物の逆旅にして、光陰は百代の過客なりといふ。花、春と同じからず、月、秋と等しからず、四時の序、新陳代謝する天地の理法からいつても、草木黄落して山骨露はれ、滿山雪消えて花蕾ほころぶる理で、人も亦た時に隨つて變じ、代に應じて新たなる譯である。

之れを幕末・維新の世にとつて見ても、嘉永・安政の時と、文久・元治の時と、各〻時勢の變遷に隨つて、之れに應酬したる人物も、次々に移り來つてゐる。更らに慶應の末年ともなりぬれば、天皇崩じ玉ひ、將軍薨じ去り、最早や時勢は大轉の場に臨み來つてゐる。

大老、權を專らにするの時代は既に去り、處士橫議の時代も過去となり、大義は赫として天朝に歸し、公議は炳として諸侯の冠に輝やくに至つたが、大義の歸するところ、正義の公卿なかるべからず、公議の發するところ、鐵石の志士を要し、時勢いよ〳〵急轉し來るに及んでは、形式的地位や、傳統的階級やは、遂ひに實勢を動かすに堪へず、攝政・關白・議奏の失脚を避け難く、諸侯の退場も亦た已むを得ざるものとなり來つた。人、時勢を左右せず、時勢、人を掀翻する勢ひを生じた。

* * * * *

次いで登場し來る者は誰ぞ。それは今日まで影の人となり、帷幕の人となり、主侯を動かし、勢力を指導し來

つた、眞の實力者その者でなければならぬ。果せる哉、皇權回復、皇政復古、維新回天の、卽時卽行、卽發卽現の時代に臨んでは、勤皇公卿、志士仁人は、今までの椽の下の力持から出でて、舞臺表面に現はれ、今までの地下潛行から頭をもたげて、雨後の筍のやうに、地殼を割つて、地上に突出し來つた。

岩倉友山は、洛北の幽居から、三條實美は、西陲の謫居から、衣冠束帶して、君王の傍らに座し、後藤・板垣等は阪本・中岡の後を享けて、土藩代表の雄者として現はれ、西郷・大久保等は、久光退場後の舞臺の主役者として登場し、木戸・大村・伊藤・井上等は久阪・高杉の後繼者として、百萬の幕兵を破り、血刀を振つて進み、玆に完全に、倒幕維新の活舞臺を現出するに至つた。

*　*　*　*　*

學問と梯子は飛んで昇られざるが如く、如何に急轉の時勢と雖も、一足飛びに進展するものではない。如何に俄かに改革しても、改革の結果は、一時は人目を驚ろかすかに感ぜらるるも、何時の間にか世態は舊に復し、且つ退ぞき、且つ進み、矢張り四時の序、新陳の代謝するが如く、自然の道をたどるの外はない。

幕府、權力を失して、始めて閣老の威、地に墜ち、諸侯、實力を示し得ずして、後ち群雄、知勇を振ふるに至るのであつて、時と處と人と、各〻相應じて、時勢の變遷、時運の進展を援くるのである。

*　*　*　*　*

之れを西郷の偉大なるに觀ずるも、その一日にして長大ならざるは、第一卷に說くところの西郷、第二卷に現

るるところの南洲に見て、讀者の、百も承知せらるるところであらう。幾たびか流離顚沛の厄に遭ひ、又た幾たびか轗軻蹭蹬の地を踏み、或ひは九地の底に落ち、或ひは命全く絕えながら、ただ天命の存するあつて、屢〻絕ゆるの命運を一縷の絲に繫ぎ、漸やくにして、皇政、古へに復し、維新、天を回らすの機に際會し來つたのであつて、南洲翁が、

貧居傑士ヲ生ジ。　勳業多難ニ顯ハル。
雪ニ耐ヘ梅花麗ハシク。　霜ヲ經テ楓葉丹シ。

といつたのは、彼れが鐵石の心肝を吐露したるの詩句なるも、同時に亦た、彼れ自身の境遇を物語れるものでもあるのだ。

萬物の逆旅は、單だ天地のみならず、百代の過客は、獨り光陰のみならず、來るものは去り、形あるものは變じ、去來轉變、限りなく盡くるなき中にありて、ひとり萬世に滅せざるものは何ぞ。請ふ第四卷に出で來る大西鄕に就いて之れを看よ。

大西鄕全傳【第三卷】薩長聯合運動篇 ——終——

第三巻索引【年代・人物・地名】

（一）配列は五十音順とす
（二）各項年代・人物・地名の順に従ひ主として頁順に従ふ
（三）記數は頁數を現はせり

【ア】

【イ・キ】

【ウ】

【エ・ヱ】

【オ・ヲ】

【カ】

カ

【キ】

キ

【ク】

ク

【ケ】

【コ】

コ

【サ】

サ

【シ】

シ

シ

【ソ】

【チ】

【ツ】

【ナ】

ナ

【ニ】

【ヒ】

【フ】

【ヘ】

【ホ】

【マ】

【ミ】

【ユ】

【ヨ】

【ラ】

【リ】

【レ】

【ロ】

【ワ】

—索引校輯者—

綱川椎陽
內堀皓野

第三卷索引

—終—

昭和十二年十月五日印刷
昭和十二年十月十日發行

大西郷全傳第三巻奥附

頒價参圓五拾錢

章華社

不許複製

著者　雑賀博愛

發行者　戸部種雄

印刷者　春山治部左衛門
東京市神田區神保町三ノ一〇

印刷所　共立社印刷所
東京市神田區神保町三ノ一〇

東京市麴町區飯田町一丁目七番地の九

發行所

章華社内　大西郷全傳刊行會

振替口座東京六七五二二番

切取線

御氏名

南洲翁肖像引替券（二）

参回
配本

